池田光政公傳

上巻

保芳

遺烈

昭和壬申春

侯爵池田宣政題

延享丁卯正月朔日昧爽
左近衛少將繼政君夢見
祖考羽林光政君乃審其
貌遂自援筆以畫此像
三元之始　喜夢得全
崇信念祖　感通希賢
畫貌惟肖　貽謀相傳
孝孫有慶　受祐於天
從五位下守大學頭林信充謹贊

芳烈公

大孝

烈公筆蹟

長生殿裏春秋富
不老門前日月遅

烈公筆蹟

自序

備前新太郎少將、芳烈公、池田光政朝臣は、文武の全才、忠孝の權化、皇運扶翼の行者なり。予は夙に公の盛名を稔聞し其の爲人を欽慕して已まさりし者なり。而して未だ公の行實に就いて深く研究するの機を得さりしことを遺憾としたるものなりき。

明治四十二年、予の再び職を岡山縣師範學校に奉するや、時會ま戊申詔書煥發の直後に屬し内外多艱、國民精神の作興國力の充實、急を要するの秋に當れり。乃ち芳烈公の一篇を艸して之を岡山縣師範學校より公刊したり。是れ畏くも、聖旨を奉戴し、國民の自彊に依て國運の發展を圖り以て維新の皇猷を恢弘せんには擧國一致須らく公に則るべきを表明するの微意に外ならざりしなり。之と同時に池田家履歴略記を主とし他數種の史料に據て、公の年表を作製したり。本書に附錄として收めたるものは卽ち此の舊稿に多少の增訂を加へたるものなり。

大正八年、歐洲大戰役後、改造の聲上下に喧しき時に方り、予は又改造家としての芳

烈公と題する一篇を草して各地に講演するところありき。是れ戰後、内外滔滔たる頽勢底止する所を知らざる時に際し幾多、根本的にして徹底的なる眞正の改造、理想的の建設は當に公を模範とすべきものなることを闡明するの苦衷に出てしものなり。本書の冒頭に掲くる梗概は當時の舊稿に多少の修補を加へたるものなり。

凡そ公の人物事業は是か調査研究を進むるに隨ひて彌々其の崇高偉大を加へ、益々其の深遠卓越を增し、人をして徐ろに嘆美鑽仰に堪へさらしむるものあり。於是乎私に思ふ、洵に公の如き雄偉崇高なる人格の全傳を筆して之を天下後世に弘通宣傳することは又予の念願本望として當に畢生を捧くへき事業の一ならんと。

今茲、侯爵池田家に於ては、公の二百五十年祭に於ける記念事業の一として、公の全傳刊行の計畫あり。予に囑するに之が編纂の事を以てせらる。予不敏なりと雖も亦公の舊領内に於ける太平の幸民として加ふるに前述の志望を懷抱せるものなり。義遜避すべきにあらず只管この美擧を賛し一に感激を以て事に膺る。稿を前年の七月に起し今年の二月に竣る、其の間八閱月、而して從來池田家に秘藏せられたる烈公關係の史料頗る多

く就中其の遺物遺品に至ては殆と公の當時に於ける其の儘の全藏とも云ふべく實に夥しきものあり。又烈公在世當時に於て交渉ありし全國華冑縉紳諸家數十氏また舊藩内外神社佛閣士庶名門舊家等に就き關係史料を徵したりしか是亦相當の收穫ありき。されば是等史料の一瞥にすら猶ほ前半の日子を要し僅かに後半を以て一氣に筆を呵すと雖も事志と副はず徒らに杜撰疎漏極まるものとなれり。顧みて愧赧を增すのみ。

幸に池田家家職並に關係の各位は直接間接に多大の援助を賜はり就中岡山事務所長事務取扱松村見二氏は編輯事務を統理し家史編纂掛藏知矩氏は編輯に關する庶務を擔任し豐富なる史料を提供して多大の便宜と輔導とを與へられ又、笠井義壽、中務英夫、淺沼銕三郎、藤原光男の諸氏は筆寫また校正の勞を執られたり。若し夫れ本書にして公の片影を傳し得て聊かたりとも世道人心に裨益するところあらば其は以上各位の賜にして予の關する所にあらざるなり。謹んで滿腔の敬意を表す。

昭和七年二月　　　　永山卯三郎誌

凡例八則

一、本書の成る一氣に筆を呵せしものなれば殆ど推敲の餘裕なく爲めに粗製濫造極まる物となれり顧みて恐懼に堪えさるなり。

二、芳烈公又烈公　公　光政　と呼ひ、敬稱を附し或は附せず。敬語を用ひ或は用ひず。統一を缺くか如きも前後の語勢上已むを得ざるに出つるものあり。幸に寛恕を賜へ。

三、關係史料の主なるものは卷末に列擧せり。自餘書中隨所に附記して其原據を明かにせり。其種類數量の夥多なる實に汗牛充棟のみにあらさるなり。就中、吉備温故　池田家履歴略記　撮要錄　池田家史類纂は何れも數十數百卷に上れる浩瀚なるものにして其の引用最も多きに居る。

四、池田家文庫中　池田家系家譜關係書類百餘種に上る。寛政重修諸家譜と共に之を參照す。但し血統に就いては楠胤說の條に略說せり。

五、言行資料又二十餘種に上り、世道人心に裨益するところ大なり。仰止錄以下數種を主とし自餘大同小異　紙數の關係上之を收むるを得ず、唯津田永忠手記に係るもの一篇を收載して他は悉く之を割愛せり。但、仰止錄、仰止錄附錄、仰止錄續錄、率章錄は吉備群書集成第四輯に。有斐錄は同第拾輯及偉人言行資料に。烈公開語は史籍集覽に。吉備烈公遺事は國書刊行會本續續群書類從第三册史傳部に收載せらる。別に岡山縣　出版の池田光政公遺芳あり。特に參照を望む。

六、備前の制度法令は烈公の一代に大成せり。地方制度の原據として貴重の史料たり。最近刊行の吉備群書集成第拾輯に吉備温故秘錄、諸職原貳卷法令貳卷を收載せられたるを以て亦省略に從ふ。

七、烈公御日記廿一冊は公の手記に係り最貴重なるものにして未だ世に公にせられさるものなるも故ありて本書に收錄し得さりしは深く遺憾とするところなり。

八、本書・徒らに尨大にして內容貧弱なるは今更に顧みて愧悚交至を覺ゆ。然りと雖も公の事蹟は其の調査研究を進むると共に其の人物事業の崇高偉大を增し記事益々多きを加へ愈々尨大を致せり、而して本傳脫稿後故ありて約一半を割愛せり、特記して大方の寛恕を乞ふ。

昭和七年三月　　編者誌す。

池田光政公傳上巻目次

本　　記

（事蹟）

上編　播備時代

岡山時代

下編　兩備時代

本丸時代

圖版挿畫目錄（上卷）

以上

池田光政公傳上卷目次終

池田光政公傳　上卷

前記

第一章　梗概

芳烈公、池田光政は松平新太郎、備前少將、吉備烈公また單に烈公の名を以て天下に知られたり。天資英邁、非凡の精力、透徹せる識力、縱横の才力不敵の膽力を有し驚くべき努力精進に依て不斷の修錬を積み以て文武の全才を完成し忠孝の權化、皇道扶翼の行者を以て自ら任したる人なり。而して其一生五十年の經綸はすべて備前一國の改造に於て終始し其の主義抱負は遺憾なく此に實現せられたり。湯淺常山は其の著、雨夜の燈に於て備前の芳烈公、水戸の義公德川光圀、會津の神公保科正之を並へ稱して天下の三賢侯とせり、蓋し其の嚴正明毅にして學德兼ね備はり賢良を登用して善政美績を擧げしを稱するなり。白河樂翁は其著傳心錄に於て松平新太郎、紀伊大納言賴宣、阿部豐後守忠秋、板倉內膳正重矩を以て寬永の四君子と稱す、蓋し機智縱横、度量宏大、膽略一世を曠うし思慮周密、善謀善斷、到る處として可ならざるなき底の人物材幹を讃するなり。公一代の文物典章燦然として觀るべきものあり。又深く楠公の爲人を欽慕し自ら其の血胤たることを確信し一門世忠、闔藩至誠奉公を以て一貫の精神とし、文武の庶政百般の施設經營一に此の精神を基調としたるなり。爾來十代二百有餘年、時に隆替ありと雖も常に其の遺制遺風を傳へて墜さず。幕末維新に至り

て藩主茂政章政相踵いて出で率先勤王を主唱し烈公が其父祖の曾て跡つけたる播備作因伯五州に於ける大小諸藩幕臣をして其の歸嚮する所を定めしめ、更に公の遺訓を奉じて版籍を奉還し以て祖先の意志を貫徹しその遺風を顯彰す、公皇運扶翼の大道奉持是に至て驗ありと謂ふべし。

國史を大觀すれば應仁文明以來百有餘年の兵亂に依て舊日本は破壞せられ粉韲せられて新日本は建設せられ構成せられたり。此の間體力弱きもの精力績かざるもの氣力乏きもの實力足らざるものは皆落伍し困憊し死滅し殘敗して國民各個の上に自然的大淘汰行はれ、社會組織、政治組織、經濟組織は根本的に改造せられたり。而も其の改造たるや粗製濫造にして多くの缺陷弊竇あるものなりき。芳烈公は實に斯かる亂雜粗惡なる備前國に理想的改造を加へて文物典章燦然として觀るべきものを致せり。公は江戸時代に於ける模範的賢侯たり。

公初め幸隆と稱せしが後、將軍家光の偏諱を賜ひて光政と改む通稱を新太郎と云ひ左近衞權少將に任ぜられしを以て世に之を新太郎少將と稱す。又謚して芳烈公單に烈公と稱す。

皇紀二二六九、後陽成天皇、慶長十四年己酉四月四日（陽曆五月七日）備前岡山城（今の岡山第一中學校の地）に生る、年齡に於て賴宣、忠秋より七歲の年少、正之より二歲、重矩より八歲光圀より十九歲の年長なり。皇紀二三四二、靈元天皇天和二年壬戌五月二十二日（陽曆六月廿七日）岡山城西の丸（今の岡山市内山下小學校の地）にて逝去す。享年七十四歲、其の在世は天朝にては、後陽成二年後水尾一八年明正一四年後光明一一年後西院九年靈元二〇年の六朝、幕府にては家康隱居後第五年秀忠一四年家光二八年家綱二九年綱吉三年の五代に亘れり。公もし存命なれば今年は三百廿四歲、而るに天和二年の逝去なるを以て今年は正に第二百五十周年に當る。

本書池田家系譜に詳かなるが如く、池田家の家系は多田源氏に出づるものなるが其の家傳に據れば小楠公の血胤と信ぜられたり。即ち清和天皇四世の孫源滿仲、三代を經て兵庫頭仲政是は三位賴政の父に當る、其の第四子即ち賴政の弟に泰政あり、右馬允と爲り美濃國池田庄を食む。因て池田氏を稱す、子孫世々攝津に居る、子教依嗣なし小楠公遺腹の子教正を養うて子とす、是より池田家は小楠公の後胤となれり。その子佐正その裔恒利紀伊守と稱す、子、護國院殿勝入齋信輝は公の曾祖父に當る、祖父國淸院殿三左衛門輝政、父興國院殿武藏守利隆、以上信輝、輝政、利隆三代は恰も我國近世史劈頭の大立物たる信長、秀吉、家康の三英雄と其の時代を同うし其の關係頗る密接重大なるものあり。即ち信輝は信長と乳兄弟にして信長より少きこと二歲武名高く無雙の勇將なりしが天正十二年長久手に於て長子之助と共に戰死す。第二子輝政智勇非凡にして秀吉家康に重用せられ關原の戰功に依て封を播磨に受けやがて備淡二州を加增され三國八拾九萬石を領し世に姬路宰相百萬石と稱せられ威名關西に振ふ。利隆亦姬路五十六萬石(實は四十四萬餘石)を領す。而して此間池田家に於て特筆すべき一事は、公の高祖母信長の乳母たりし女傑養德院夫人、陰然內外に重をなせしこと是なり。夫人は恒利の室、信輝の母にして早く寡となり、信長を鞠育せしより慶長十三年享年九十四歲の歿時に至るまで前後七十餘年信長に續きて秀吉、家康の敬重を受け、恒利、信輝、之助三世の中折、輝政の室中川氏の狂疾、繼室德川氏の不貞など內外多事多艱に處してよく家事を料理し他日烈公の姆傅たりし古田永壽尼、下方覺兵衛夫妻の人選のよろしきを得たるが如き蓋し夫人の力なり。公は養德院夫人逝去の翌年を以て岡山に生れ五歲祖父を喪ひ九歲突然鳥取に移さる蓋し一家の大厄難なり。會ま德川幕府の外樣大諸侯押潰の政策勵行の時に際し池田家も亦肥後の加藤、安藝の福島と同一の運命に瀕したりしを賢明なる母公福照院榊原氏の苦心に依て幸に事なきを得たるなり。

公の一代七十四年を分ちて三期とし更に小別して五期とす。

第一期　播備時代　慶長十四（二二六九－二二七七）元和三…九年間、幼少－保育期、一－九歳。

前期　岡山（利隆監國）時代、慶長十四年四月四日烈公の誕生より同十八年六月六日利隆の襲封に至る四年間にして公の幼沖時代なり、祖父君輝政、播備淡三國八十九萬餘石を領し、父君利隆備前に監國たり。

後期　姫路時代　慶長十八年六月六日公の父君利隆の播磨襲封姫路入部より元和三年三月六日公鳥取轉封に至る五年間にして公五歳より九歳に至る幼少時代なり。

第二期　因伯時代　元和三（二二七七－二二九二）寛永九…一五年間少青－修養期、九－二四歳。

光政所用

鳥取時代　元和三年三月六日鳥取轉封より寛永九年六月十八日の岡山轉封に至る十五年間にして公九歳より廿四歳に至る少壯時代なり、此間は專ら公の修養、準備時代に屬す。

第三期　兩備時代　寛永九（二二九二－二三四二）天和二…五〇年間、壯老－活動期、二四－七四歳。

前期　岡山本丸時代　寛永九年六月十八日移封より寛文十二年六月十一日の致仕に至る四十年間にして公廿四歳より

六十四歳に至る壯老時代　活動期にして公一代に於ける備前改造の本舞臺に屬す。

後期　岡山西ノ丸時代寛文十二年六月十一日の致仕より天和二年五月廿二日の逝去に至る十年間にして、公六十四歳より七十四歳に至る老年致仕時代にして專ら後繼者の養成、身後の計を爲したる時代なり。

播備時代

播備時代　九年間は公の幼少時代保育期に屬し之を前後兩期に分つ。前期は岡山時代にして公の誕生より祖父君輝政の薨去、父君利隆の襲封に至る四年間なり。先是慶長八年正月（〇四月十四日朱印狀を賜ふ）利隆の異母弟左衞門督忠繼備前に封ぜられしが年尚ほ幼なるの故を以て利隆をして岡山に在りて代て國政を行はしむ。是れ備前監國時代なり。公の誕生は此間にあり。時恰も姬路宰相百萬石として池田家の全盛時代に屬し更にその一門親戚阿波の鍋島氏、美作の森氏の如き其の緣續きとなり勢望太た熾にして優に四國中國を壓せり。是は公幼時に於ける思ひ出深きものにして其の懷舊談、烈公間話に見えたり。天下の名城たる姬路城天主閣も此間に成り堂々播陽の平野を壓せる威容は又公幼時の腦裡に深き印象を殘せしならん。此の姬路城の修築と慶長年度に於ける播磨國圖の作製は輝政の統一政策の上に一異彩を放てるものなり。

後期は公の幼時父君利隆の姬路在城五年間にして、大阪冬夏兩陣、御家騷動毒饅頭の不祥事件。爾來利隆の健康勝れず遂に其卒去となりし等の凶變頻至し、翌元和三年公年九歳にして突然因州に國替となり鳥取城に移る。此間、池田家の危機を孕みて大厄難に直面せしが賢母榊原氏の苦心に依て幸に完きを得しことは旣に前に述べたり。要之、慶長五年關原戰後、元和三年鳥取轉封に至る十八年間輝政、利隆父子二代の政治に依て吉野朝以來下剋上の風滔々として吹き荒みたる播磨に一統の政治を行ひ。殊に戰國以來分裂紛爭を極め、人國記の記者の「播磨ノ風俗、智惠有テ義理ヲ知ラズ

親ハ子ヲタバカリ子ハ親ヲ出シヌキ悉皆盜賊ノ振舞也、侍ハ中々好カラズ是非ニ及バザル也、若キ侍ノ風上ニモ置クベキ國風ニアラズ、偏ニ是風ハ上吉ヨリ此ノ如キ風俗終ニ暫クモ善ニ定ル事ナシ」と云へる陋習を一掃したる大功は沒すべからざるものあり。而して烈公の鳥取移封と共に播磨は再び小諸侯分立の國となりて維新に及びたり。而して今も播磨人の間に統一的理想の存するは畢竟姫路宰相時代の遺風に外ならざるなり。

因伯時代

因伯時代　鳥取時代の十五年間は公の少青年期、而も父祖の手を離れて全然獨立したる時期として、一代の修養期準備時代に屬す。而して此間の政事萬端は一に之を日置豐前はじめ老臣宿將に委ねて、專心自己の修養に志したる也。元和八年の頃にや公年十四の時、夜毎に寢ねずして苦慮せしか一夜始めて熟睡せしを近臣の問に答へて

我父祖の蔭によりて斯く大國を賜ること分に越たりと思へり然れば此國民をいかゞして治め養ふべきと樣々に心を盡して思慮せしによりて久しく寢られざりき、思ひよりたる事の有之とよ。昨日論語を讀ませて聞きしに、予君子の儒となり國民を敎へやすんずべきと云ふことを知りぬ、是に決斷せし上は、別の思慮もなくよく寢られぬと仰ありけり。

是より先き、元和五年六月十四日、安藝國主參議福島正則恣に廣島城を修めたる罪に座して封を奪はれ、津輕の地を賜ひ翌月改めて信州川中島に移されて蟄居を命ぜられ。少し後れて、寬永九年五月、肥後國主加藤忠廣、國治まらずとの故を以て國除かれて出羽に流され、外樣諸侯の大なるもの多くは此の運命に陷れり。夫れ天下は馬上にて之を取り得るも馬上にては之を治め得るものにあらず。烈公仁政を施さんと欲し鋭意治を求めて已まず。寢ねずして苦心し、君子の儒となりて國民を安んずべきを決心せり。所謂君子の儒とは何ぞ。論語始め中庸大學等の儒書君子の道を說くこと精詳な

り。池田家文庫に烈公の自筆に係る四書筆寫本あり。別に西村時彥氏所藏烈公手寫本の學庸論語一冊あり此等は小さく切りたる色紙の見出を附けて幾百回となく反復利用せられ眞の手澤本となれり。是れ恐らく此の時代の筆寫に成れるものならん。特に注意すべきは公和歌和文の研究なり。今此等に關する夥しき寫本の中奥書によりて筆寫年時の明かなるもののみを擧げんに、寬永七年、公年廿二歲の八月廿九日の新古今和歌集二冊、同八年公年廿三歲の三月十一日の千載和歌集二冊、六月廿二日の後撰和歌集二冊、十月十五日の後拾遺和歌集二冊、十月十五日より十月晦日の金葉和歌集二冊、十月十五日より閏十月十八日の拾遺和歌集二冊、十一月廿四日の詞華和歌集一冊、以上七部拾三冊、字形整齊筆力遒健實に端麗を極むるもの也。就中十月十五日より閏十月十八日に至る約一ケ月間に金葉集二冊、拾遺集二冊、計四冊を寫し了りしに至ては其の精力の絕倫なる實に驚嘆禁ずる能はざるなり。是點に於ては、烈公の學問修養は或は之を彼のプロシヤのフレデリック大王の青年期に於ける文學の耽溺に比すべく又畏くも後光明天皇が餘り多く和歌を好ませ給はざりしに拘はらず、或時後水尾上皇宮中に行幸ありし時、十首の歌天皇におくられしに上皇が供御など聞こし召さる間に更に十首の歌の返しを詠して進らせしに比すべきか。

光政筆八代集

此の間、內に鳥取城を修築して因伯二國の中心首府とし、外には三度の大阪城普請手傳を爲し中にも寬永元年度に於

ける巨石の運搬は梶原某が一命をかけての作業にして、日本一の大石として、大阪城頭に天下の視聽を動せしもの也。元和九年將軍に隨ひて入朝し將軍の偏諱を受けて光政と改め、寛永三年年十八、左近衞權少將に任し、九月六日後水尾天皇に二條行幸に扈從して國詩を献進す。同五年廿歲、正月廿六日秀忠の養女本多氏勝姬と婚す、勝姬は天樹院千姬の所生にして秀忠の孫女なり。

要之、烈公、在封十五年間は名和氏沒落以來、山名尼子二氏交爭の地と爲り、殊に戰國以來小諸侯分立して何等統一する所なかりし因伯二州の地に政治的中心を一定したると同時に、人國記に「因幡國ノ武士ハ名利々欲カ、ハリテ德之ツク方ニ從フ風俗也云々。伯耆國之風俗、都而半實半虛ト可知也、三日善ヲ勤メテ三日惡ヲ習フノ風儀也、云々」とある弊風陋習を改むるの緒につけたるものなり。由來烈公は鳥取に在りて「我、父祖の蔭によりて斯く大國を賜ること分に越たり」と思して此上は因伯二州の人民を安んじて奉公の至誠を輸さんと非常の意氣込を以て改革の準備に着手せられしが寛永九年に至て突然岡山轉封の命ありしかば、二州は之を擧げて從弟光仲に附し時々之に忠告指導を與ふるに止め爾來一身を挺して新領備前の改造に從事したるなり。此意味に於て予は烈公の鳥取時代を稱して備前改造の準備時代と云はんと欲するものなり。終りに烈公の光仲に與へられたる忠言の中公自筆の日記に見ゆるものとしては、明曆二年丙申公年四十八、光仲年卅七の四月十二日千貫目の借銀に關して民を收斂することなく專ら節約を第一とすべきこと、四月十四日紀伊大納言賴宣と國政上の注意を與へし事、閏四月廿二日至誠奉公を抽んすべき事、等あり。そは、

一、壬月廿二日相州へ異見申候平八も夫々居申候、國を我かものと思はゝ御違ひにて候、上樣より御預け被成候と思召萬御心に入可被成候、ほうはいの者にてもおろそかに仕候事はならぬ事に候、上樣へ之御奉公は此外は無之候、此

前も斯様の儀申候へともうか〳〵としるしも無之候

相州は相模守光仲にして、平八は老臣荒尾平八なり。「此前も斯様の儀申候へとも浮々(ウカ〳〵)と驗(シルシ)も無レ之候」とあるは隨分强硬なる折檻と謂ふべし。

兩備時代

兩備時代　兩備時代また岡山時代とも云ふ。岡山に在りて備前一國に備中の一部を加へて三拾壹萬五千石を領有せしを意味す。寛永九年六月十八日轉封の命を受けしより天和二年五月廿二日の逝去に至る五十年間にして公の壯老期、活動の本舞臺に屬し公の備前の改造再建は實に此時代に行はれたる也。恰も好し此の五十年間は、德川時代の初期、大規模なる封建制度正に完成し我が國史上に於ける平和太平の最盛期に屬す。而も此の平和は國民の元氣旺溢、國運隆興の餘に出で所謂三百諸侯、或る意味に於ける三百の獨立せる諸侯伯は各々相對峙し、就中先見卓識の明あるものは鋭意精進自己の人格を完成し進て各自支配の領國の治績を擧げ、修身、齊家より治國平天下に及ぶもの、所謂人格發展に繼ぐに國家發展を以てせんとする極めて眞面目なる時代也。備前の芳烈公、會津の神公、水戶の義公は實に此の間に現はれたる模範的賢侯なりとす。顧へは我が戰國時代は有形無形內外あらゆる點に於て異常なる大活氣を呈したるが。其の平和克復すなはち元和偃武と共に此の活氣は顯著なる二方面の活動となりて發現せらる。一は經濟的海外發展にして北大平洋は我が貿易船の獨擅舞臺に歸したるが如き觀を呈せり。二は學問思想の勃興特に儒學研究の最盛に行はれたることなり。先づ藤原惺窩出てゝ程朱の學を唱へ林羅山之を承けて世々幕府の學宗となり。素行、仁齋、徂徠の古學東西に異彩を放てり、中江藤樹陽明學を講して熊澤蕃山之を承く。儒學研究の盛なること前古未曾有と云ふべし。而して此の儒

教主義孔子教に於て我が國體の精華たる忠孝を體認して之を一生心として實行したるもの之を芳烈公新太郎少將とす。此意味に於て芳烈公は文武忠孝の權化、皇運扶翼の實行者なり。烈公戰國の餘を受け百事草創未だ整頓せざる備前に入て其の準備し懷抱せる儒教主義を政治、教育、道德、經濟、實業等の各方面に實現して改造を遂行し得たり。かくて備前の芳烈公、芳烈公の備前は完成したるなり。

備前の民情　改造を要する當時の備前の民情如何、載せて人國記に具す。

「備前國ノ風俗、上下共ニ利根ノ故ニ利根ヲ先トシテ萬事ヲ執行フガ故ニ言行ノ相違スルコト、十ニシテ五ツ六ツ、如此シテ諂フ心强クシテ上ノ翫フ所ノ儀ヲハ善惡正邪ヲ撰ハズシテ好ムカ如クニモテナシ內心ハ佞（オモネリ）ヲ含ンテ誹謗スルコト、主ハ被官ヲ威ヲ以テ之ヲ抑ヘントシ被官ハ主ニ從フ如クナレドモ、當テ內心快カラズシテ善ト見ユルト雖モ、ソノ善積マズシテ名利ノ爲ニナス所多シ、譬ヘバ藝術ヲ執行フニ十人ガ九人、善惡ニ構ハズソノ事ヲ成就セシメテ是ヲ朋友ノ前ニ於テハ我一人ノ樣ニフケラカシテ而モ其奧意ノ至リ公ナル所ハ夢ニモ知ラズシテ斯クノ如クモテナシ或ハ武ニ用フル兵器兵書ヲ飾リ立テ心掛ノ深キ士ト人ニ用ヒラレンコトヲ好ム、風儀都テ皆斯ノ如クニシテ寔ニ名利ニツナガレ實ヲ失ヒ虛ヲ振マヒ是非ニ及バズ、然リト雖モ不智不學不志ノ人ニタクラベテ見ルトキハ事理共ニ遙々上也若シ善キ人有テ是氣質ヲ離ル、工夫ヲナサシメバ百人ニテ一二人モ其所ニ隨フベキカ、多クハ諂有テ智アル國風ナレバ五十年ニモ及ビナバ其風儀直ニナルベキカ不好風儀ナリ。

要之に、利根に立廻はり言行一致せず諂諛の心深く表裏ありて虛榮の風强し、理智を唯一の長所とす。是れ戰國の成果にして予の粗製濫造とし改造を要すと云ふ所以なり。「若シ善キ人有テ云々五十年ニモ及ビナバ其風儀直（スナホ）ニナルベキカ」

とあるは全く改造家芳烈公の出現を豫言せし如く思はるゝなり。但し當時の世態が亂脈無秩序なりしことは啻に備前のみにあらずして播磨美作もまた酷だしかりき。是れ畢竟吉野朝以來下剋上の代表者とも云ふべき赤松氏始め山名、赤松また、浦上、松田、宇喜多の諸氏を通じて吹き荒みたる下剋上の風滔々たりし影響に外ならざるなり。加之、永祿の明禪寺合戰は旭東一帶に血川屍山の慘狀を現はし、慶長初年の宇喜多家に於ける御家騷動やがて其の滅亡、慶長七年金吾中納言小早川秀秋二十三歳の變死いな眞相不明の横死は如何に當時の備前が秩序なく統制なく如何に人心荒廢し墮落し惡化せしかを徴するに足るべし。

而して此の五十年の兩備、岡山時代は更に之を前後の二期に分つ。前期の四十間は公の岡山城本丸に居て親政改革に當りし時代なるを以て之を岡山本丸親政時代とし、後期の十年間は公の岡山城西丸に致仕して專ら身後の計を爲したる時代なるを以て之を岡山西丸致仕時代とす。

岡山城天守閣

岡山本丸時代

先是烈公、年十四、君子之儒を志し專ら君子の道を修養し旁ら國文學の研究に沒頭し其の懷抱する所を因伯二州の實際に施して學行兼備の實を擧げんことを期せしが會ま轉封に遭ひて果さず。斯くて其の抱負はすべて備前に於て之れが

實現を見るに至りしこと既に述べし所の如し。而して爰に特筆すべき一事は公の備前入國に因て百尺竿頭更に一歩を進めて其の改造精神たる「君子之儒」に加ふるに「一生心忠孝」を以てしたること是なり。そは公二十七歳すなはち寛永十二年四月二十三日の日附ある壓尺なり。壓尺の正體果して何物なるかを詳かにせずと雖も、思ふに書冊に挿む栞の如きものならんこと、光政君喪記に徴すべし。曰く「芳烈公の文具中、一物あり、名つくべからず長さ八九寸、横五六分厚一分を出入す。竹を刮て之を造り、首尾、左右、表裏、廣狹、厚薄なし、度尺にあらず、界方にあらず、甚だ輕くして必ずしも紙を鎭すべきに非ず、旋長にして常に筆を架すべきに非ず。表裏銘あり、表曰、一生心忠孝大道廢有仁義、智慧出有大僞、六親不和有孝慈、國家昏亂有忠臣。裏曰、寛永拾貳年初夏二十三日、人界をなににたとへん水とりのはしふる露にやとる月影」。又宗政公筆の幅にも「閑谷講堂の壓尺に光政朝臣自筆にてしるし置給ひし歌に。人界をなにゝたとえむ水鳥のはしふる露にやとる月影」とあれは、此の壓尺は正に公、常住不斷の坐右銘なること明かなり。實に人生は無常迅速にして恰も水禽の嘴ふる露の飛沫に宿る月影にも比すべく、憑むに足らざるもの也、唯忠孝の心は永久不滅にして一生を打込むべき大道なり。如何なる困難も物かは、いでや「一生心忠孝」を大目標、根本精神として備前一國の改造に當らん、憂き事の尚ほ此の上に積れかし限ある身の力ためさん。奮闘的生活のスタートを切らせらるゝ公の確固たる決心の覗ゆるこそ最も尊き限なれ。

此の改造の決心、根本基調の上に公はまた多方面の研鑽修養を積まれたり。そは古今和歌集の寫本に、寛永十三年三月廿二日附のもの一冊。正保三年四月日附のもの四卷、孝經の寫本に寛永廿年甲申中秋の句解二冊、慶安二年五月廿四日附細字紺紙金泥孝經烈公自署のもの一卷、同三年七月十五日附、同上恒元所持一卷、同七月十五日附同上謙興所持一卷、

都合四部、佛經には公年三十の時、寛永十五年七月筆寫の法華經八卷、國淸寺所藏のもの、公年四十の時正保五年正月廿四日筆寫了の淨土三部經四卷、池田家所藏のもの等に徵すべく、是等は和漢佛書に涉れるものとして實に多面多樣と云ふべし。

而して改造の準備として備前一國を一目に收むる必要より地圖及高帳、交通地志を作製せり。地圖に就ては、岡山城下の地圖としては(一)寛永九年御移轉の節の御家中屋敷割圖、(二)寛永九年備前御轉封の節、御家中屋敷割の圖あり。國圖としては寛永兩國繪圖すなはち備前國九郡之繪圖、備中國繪圖。同副本共二部四鋪、又正保地圖すなはち備前國九郡圖備中國十一郡圖あり。郡別地圖としては萬治四年領內各郡奉行に命じて其の所管內に於ける十ヶ村肝煎始め庄屋等を調査委員として各郡の地圖を調製して之を上らしめたり。是は備前九郡及備中の部と都合拾鋪を現存し、別に副本八枚を現存す。高帳に就いては、備前國九郡之帳、紙數墨付百六枚壹冊、備中國十一郡之帳紙數墨付百九枚 壹冊、以上各冊、用紙西內紙、縱壹尺貳分、横七寸貳分、美裝正副貳部四冊函入として函に「光政公御代中備前備中兩國古高帳四冊」と記せり。內容は普通の高帳と異なり、郡村石高の外に日損水損の多少、松林、雜木林、草生地の區別を記入せり。更に水陸交通志としては、備前國道筋並灘道船路帳、紙數墨付廿九枚壹冊、備中國道筋並灘道船路帳、紙數墨付卅五枚壹冊以上各冊用紙西內紙、縱壹尺四分、横七寸八分美裝、壹部貳冊、函入として函に「光政公御代中備前備中道筋並灘道路記貳冊」と記せり。但し正保四年十一月の奥書あり。猶此道路帳には所々に烈公自筆の附箋ありて、公の意見を記せり。一例を示せば「播磨境、一、船坂峠境目云々の下に(烈公御意見附箋)一、船坂峠境目と御座候、此所に家は壹間も無之候や、境目は野か山か御ふしんに思召由に候、他國の境は猶以具さに帳面に御書加可有候貳札の帳面之內にも境目わけたち候

てしれ申分御座候、それは右の通にて候由。右之帳面に幾ヶ所に御座候共わけをたて御書加可有候しるしに壹ヶ所に付札いたし候」かゝる調査編纂にまでも烈公は如何に用意周到なりしかを知るべし。

改造要目　公の備前改造は前後五十年に亘れるが、終りの致仕時代十年を除きて正味四十年を本舞臺とするも、尚ほ其前半は其改革徐々に行はれ、後半に至て着々進捗せしものなりとす。是は承應二年公年四十五、十二月廿三日長子興輝年十五元服従四位下に叙し伊豫守に任じ將軍の偏諱を賜ひて綱政と改めし時、特に翌年承應の大洪水至りて上下の緊張大決心を促せし時に始まる。是は烈公自筆の年譜に徴して明かなり。年譜に「一、四十五江戸へ下、一、是より隱居迄一年替り江戸へ參覲、一、國中横役免候事、一、洪水領分困窮仕に付東之丸御きも入にて、金子四萬兩拜借仕國中を救候事、一、廟取立候事、一、學校取立候事、一閑谷學校取立候事、一、郡々手習所申付候事、一、京都より和意谷へ改葬候事、一、年寄共番頭三ッに分備定申付置候事、一、佛道を捨候者共の宗旨請之儀內證江戸へ申達神職共へ申付候事、一、善事書三度申付事、再國の萬仕置の思寄家中より書上させ候事、又仕置者を始諸役人へ申付可然者思寄家中より書上させ候事、一、和氣郡之內新田試に井田に申附候事、一、國中の升改させ候事、一、國中不正之小社共よせ宮に申付、一、米二萬石社倉にならひ國中へかし候へと申付候事」とあり。以上は公の實行したる改造要目なり。予は之をやゝ系統つけて、(一)承應洪水(二)開墾(三)社倉(四)斗升及鑄錢。以上は洪水及洪水後に於ける救濟、治水、開墾等に關する生活改造、食料問題の解決とも見るべきものなり。(五)淫祠淘汰(六)佛寺淘汰(七)廟祭(八)和意谷改葬(九)東照宮勸請、以上は社寺淘汰眞信仰の發揮、思想改造信仰問題の解決とも見るべきものなり。(一〇)藩學校(一一)閑谷學校(一二)手習所(一三)備定並畋獵(一四)善事書上(一五)善行旌表、以上は建學教化、文武忠孝の勸奬にして根本的改造、

教育問題の解決に屬す。斯の如くにして備前一國に於ける生活改造、思想改造、根本改造行はれ、食料問題、信仰問題、教育問題は解決せられたり。更に進んで斯の大改造に當り內外上下あらゆる方面より起りし批難攻擊の中心に立ちて毅然として動かず、身を以て全責任を負ひ躬ら矢表に立ち臣下に一人の犧牲者をも出さず、不撓不屈最後の成功を博し得たる芳烈公の人格、それは多年の修養に依て完成されたる偉大の人格、公の逆境不遇それは一生を通して行はれたる奮鬪生活に說及する所あらんとす。

一　生活問題　食料問題主として物質方面の改造　生活問題と稱するも今日の如く複雜なるものに非ず、寧ろ食料問題を主とす、恐らく今日の生活問題の如きも殆ど食料問題、詳言すれば衣食住生活に必要なる物資を充足することに依て解決し得べき問題なり。或は勞働者にして資本家と同樣に、又小作人として地主同樣の位置、同樣の生活を要求するものなるが故に衣食の問題に非ずして思想問題なりと云ふものあらんも　是亦食料物資の公正なる分配に依て容易に解決し得べき問題にして所謂、衣食足て禮節を知り倉廩充ちて榮辱を知る事實もあり。特に我邦に於ける勞資小作地主の關係は歐米諸國に於ける其れが絕對的に峻別せらるゝものと異なり。勞働者は資本家の卵、小作は地主の卵にして彼等の努力節制に依て勞働者はやがて資本家に小作はやがて地主と成り了るものなることを思へば、吾人は依然生活問題、即食料問題なるを主張す。曾て英國に起りし生活問題、食料問題は產業革命やがて植民問題世界政策と云ふ順序に依て進展し解決せり。我が國今後の生活問題食料問題も當然に此の順序方法に據て開展せらるべきもの也。人間の住所として與へられたる世界の土地と物質は當然に世界各國民の能力と人口とに依て公正に分配せらるべきものにして一二の國家國民に偏在を許さるべきにあらざる也。但し是は宇內日本建設の今後の問題にして芳烈公のそれは大八洲日本加ふるに

鎖國時代なりし事に心せざるべからず。

承應の洪水　公は旱水飢饉の襲來に方りて賑恤やがて治水、開墾、社倉、農事改良に依て之を解決せられたり。承應三年（公年四十六）は水旱一時に至りし大凶年なり。此歲夏大旱、秋大水、由來大旱と大水は隣り合せなり大旱の後に大水七月十九日より大雨連日旭川の溢漲、岡山市の浸水家屋四千餘戸に及び破壞又漂沒せり。郡部も亦堤防の決潰、山崩れ、家屋の流失、田園の荒廢、實に目も當てられぬ慘狀を呈したり。

救濟　是に於て公は郡奉行十人を任命して大救助を行ひたり。廩米盡き貯蓄空乏せしかば、幕府に請うて黃金四萬兩を借入れて大に賑恤せり。又郡醫師すなはち郡專任の醫師を任命派遣して疾病者を治療せり。**治水**　祇園の荒手、市の北方旭川の上流東岸、字祇園の堤防に長さ百間幅廿間餘の石卷の荒手を築き旭川の溢漲に方り荒手を越えて水を百間川に落して市の氾濫を防げり。百間川の築造は又驚異に値するものなり。**植林**　旭川の上流沿岸また溪谷に植林して水源涵養土砂扞止を行へり。更に永久施設として池溝五百を鑿ちて旱魃を防ぐ。就中兒島郡に於ける三百の用水池は代表的のものたり。初め石川善右衛門郡奉行として救濟の命を受け任に兒島に赴くや、遍く郡内を巡視し實地精査の末その根本的救濟の方法は池溝を開きて灌漑用水を溜め置くことの急務なるを觀破し、拮据經營池溝を鑿つこと三百、十年にして成る山谷を堰き止めて池とし用水路を通すること一里乃至二里に達するものあり。池溝の數多きことは現に兒島郡に於ける一名物たり。承應旱水の後十五年を經て寬文八年の大旱あり六月朔日より八月十七日に至る七十七日間の旱天なりしも幸に損害輕微なりき。由來兒島郡は今日に於てこそ縣下の富有地として農業に商業に釀造に機業に製鹽に多方面の生產地となり。優に縣下の一勢力となれるが翻て四百年の過去を一瞥せんか、土地貧弱、海賊の根據地として東西航海者

をして戰慄せしめたり。是れ島民の生活上何等保障なかりしに因る。幸に名奉行善右衞門出でゝ烈公の意を體し此の根本的改造の實を擧げて所謂恒産恒心の關係を如實に證明したるもの也。

墾田　江戸時代に於ける備前の開墾事業は全國的にも有名なるものなり。由來岡山縣下に於ける三大川はその流出する土砂を沈澱堆積して備前の兒島を地續きとし海面を變じて萬頃の沃野と化せり。斯の天然的水の地均らし工事終ると共に人工的開墾行はれたるは最近三百年來の事にして、就中芳烈公を中心とする前後七十年間に無慮四千餘町歩の美田を得しことは尤も顯著なる事實なり。今之を兒島灣開墾史の開墾表に據て統計するに、

公以前、	寛永元―寛永九――九年間	五三二町	計四〇九九町
公一代、	寛永九―天和二―五〇年間	一〇八八町	
公以後、	天和二―元祿五―一〇年間	二四七九町	

要之、公一代五十年間に一〇八八町、前九年間に五三二町、後十年間に二四七九町合計四〇九九町、此大部分は津田永忠が烈公の意を承けて完成せし所に係る。內上道郡の新田二八二八町歩は現に光政村及津田村の地なり。爾來明治廿六年に至る二百年之に七十年を加へ通じて二百七十年間に於ける開墾の新田總段別七八四九町餘、約八千町歩之に其後の開發に係る。藤田開墾完成後の七千町歩を加ふれば通計壹萬五千町歩、段當り平均收穫を米三石(昭和五年產四斗俵八俵乃至拾俵)とすれば合計四拾五萬石、是に至て備前の舊石高三拾壹萬石より七拾五萬石、正に二倍半となり烈公の遺業は茲に完成せらるゝことゝなるなり。斯くて鎖國時代に於ける備前一國の食料問題は解決せられ生活は充分保障せられたりと謂ふべし。明曆二年の御直書中「士は貧を以て常とす、貧と雖も百姓の富には增るべし、士の奉公はいつの飢饉

にも餓死することなし云々」又「それ士は常の食なければども常の心あり、民の如きは常の食なければ常の心なしと云ふに是を困窮せしめては何として人心の心立、風俗よかるべきや云云」と恒產恒心、道德と經濟との調和は茲に成り、治世安民の基礎は確立したり。但し是は鎖國時代の事なり、明治維新開國進取の國是を取り宇內日本建設時代に直面せる吾人は宜しく海外萬里の波濤を拓開して衣食を充足し生活の保障を確立せざるべからず。津田永忠、沖新田開發の眞意を記して「一、名ヲ好候ヘバ沖新田之儀ハ取立不申候倉田新田幸島新田にて私名ノ爲ニハ能御座候首尾可仕モ憚ニハ不被存二ツ物かけ成沖新田ハ取立不申候五穀ノ出來不申候處ヲ人力ヲ以五穀出來仕日本ノ食物增候樣ニ被仰付ハ天道又ハ天下ヘノ御奉公と奉存候又ハ沖新田御普請又は此後沖新田ニたより渡世仕ル者幾人ト申事御座有ましくと奉存候天道之意味ハかやうノ事と承傳候」と以て天下囂々の批難を排して永忠子自己の所信たる至善卽ち「忠孝と道理の至極」を決行したる也。洵に人力を以て不毛を開拓し五穀豐穰の地たる葦原千五百秋瑞穗之國を廣め天益人たる日本國民の衣食住生活物資を充足することは忠孝と道理の至極すなはち天壤無窮の皇運を扶翼し奉る所以にして天地の公道人倫の常經とは畢竟此の謂なり、天道又天下への御奉公とは夫れ之を云ふ也。

社倉法。是は津田永忠の建議を納れて寬文十一年を以て設けし所に係る。先是烈公の長女奈阿子本多忠平に嫁し付與せし湯沐料銀一千貫を借りて米に代へ朱子社倉法に倣ひて每春之を貸附年末に至て之を收め夫人に贈るに年々五十貫を以て定額とし其餘を以て凶荒の救濟に充つ。又育麥の法を興して麥を貧民に貸付して其の窮乏を救ふ。

民政。農政、勸儉貯蓄を奬勵して非常に備ふ。承應の旱水飢饉に對する一時的應急手當としては救助賑恤行はれしが更に永久的救濟の方法としては再び救濟の要なき根本的施設として治水、水利、開墾の完成に俟たざるべからず。而して

烈公は既に是等の施設經營を完成せられたり。然も是等の施設經營は尙ほ死物なり、宜しく人に依て充分之を活用せざるべからず。治水、水利、開墾、是等に關する設備完成せる田園をして充分に其の効果を發揮せしめざるべからず。於是乎利用厚生、民政、農政の問題起る。設備完成せる田園によりて生活の保障を得たる領民も固より限ある生產を以て限なき消費に充つること能はず。進んで農耕を奬勵して生產を增加し退いて消費を節して收支の適合を計らざるべからず。所謂無用に節して有用に裕にす是れ民政家の苦心の存する所なり。先づ儉素　芳烈公は率先儉素を守られたる簡易生活の實行者なり。但し是は横着者或は不規律者また實世界と沒交涉の隱遁主義を意味するものにあらず。何等意義なき生活を簡易にして意義あり價値ある生活を複雜にするの謂なり。物質生活を簡易にして人の完全なる精神の向上發展を圖るもの、所謂文化生活を爲すを云ふ。先づ衣食住に就いて之を觀るに、衣は綿衣綿服主義、衣服は體溫を調節すると云ふ程度に止め　袴は小倉木綿、羽織は黑紋付、蚊張の釣手は「カンゼヨリ」に筆の軸を切て付けたるもの。夏は麻の帷子を用ひられたり。食　副食物の如き糠漬大根すなはち澤菴漬、狩の時は握り飯、偶に乾魚は珍味なり。是は公の幼時、曾て江戶城中にて東照公の饗を受けたる程度のものなりと云ふ。備前一國に於ける民間の祭禮の獻立は今尙ほ人口に膾炙する所にして其はチクワ、イモ牛蒡コケラズシ是は岡山附近にて最近まで實行されたるものなり。住　岡山城西ノ丸に於ける公の御居間今の內山下小學校の作法室にて想像せらるゝ也。又閑谷學校を參觀するものは元祿再建の講堂の莊美に驚き更に其隣室なる公の御居間の質素を極むるには二度の驚を吃す。公の時々出遊せられし中原の納涼所は旭川の中洲に在りて同地の名主出原某の家に幕と幕串とを預け置けるに依て幕引廻はし毛氈を芝の上に敷きて辨當を開きて憩はせ給ひしと云ふ。東叡山、寬永寺の參詣にも路傍にて更衣されしを近侍の士、諸大名皆宿坊を定めて知行三百

閑谷學校烈公御居間

履物

火器及燃料

石を付し居ることを上言せしに公三百石あれば一廉の士を扶持し得へし惜しき事なりとて用ひ給はざりき。質實剛健なる復興氣分發揮せられて遺憾なきを覺ゆるなり。特に名を避けて實を取るの主義は公の生活に於て看取せらる。「お六樣始めての御雛樣とて御年寄役の女中共御姫樣と申せば其れは公卿以上の詞なり我等如きの子然いふ事なかれと御制しあり」お姫樣とは公卿以上の尊稱なり。お六をお姫樣と呼ぶは僭上の至りなり、向後屹度注意すべしと也。恰も源頼朝が己を指して君と呼べりとて東大寺の俊乘坊重源上人を嗜めたると好一對の美談と謂ふべし。公常に新太郎と署して少將と書せず。諸侯の中にも其は餘りの事と注意するものありしが公云はるゝは「新太郎にて可なり、江戸の町には鍛冶に大和守、鏡磨に何ノ大椽と稱する者あり」と又大老酒井雅樂頭忠淸の僭上を戒め、其の中將に陞せんと云ふを斥けて封地を求めたるが如き侃々諤々正義を主張して屈せざる公の態度は世間周知の談柄なり。一體、質素は池田家の家風にして三左衛門輝政は百萬石の大領を食みながら自ら奉ずるに僅々三萬石のみ他は皆國家の有用に充てられたりと云ふ。收入の百分三を以て自ら持すとは質素も此に至りて極まらずや。而して行樂。衆と共に樂むの心深かりしは讃嘆の外なし。曾て鏞子の釣の邊にて喫烟して御野上道二郡の平野を見渡され御機嫌殊の外麗はしければ、會ま侍臣當時流行の庭園を造らんことを進言す。公「其れは慰みにもならんが廣大の田地を潰し多くの人を苦しめ、予も亦心遣ひ多し、差當り樂にもならず、無益の事多し、如かず心の儘に行きたき所に行き、休みたき所に休みて田畑の快く生ひ立てるを見ること此上の樂はあらじ」と申され、「野鳥飼鳥一つに遊ぶ」と云ふ前の句に「治め知る國の籬の內なれや野鳥飼鳥一つに遊ぶ」と付け給ふ。一視同仁、天空海濶、如何にも襟度廣く衆と偕に樂み、閑雲野鶴を友とする床しき風情の偲ばるゝなり。是に至ては簡易生活の極致にして質素、行樂又高尙なる趣味といふべし。さて懇到にして深切なる儉約令は寛永

十九年七月七日、承應三年十月六日、寛文八年六日朔日の三度發布せらる、皆有斐録に見ゆ。「儉約と申すは內所のおごり費を止め、公儀を第一に勤め、軍役公役のたしなみ仕るこそ誠の儉約にて誠の士なり、今より後士の禮儀を存し內所をつめ軍役公役の心懸專一に候」と見ゆ、以上の三令は何れも詳細に深切に周到に儉約を諭したるもの也。洵に君子の三讀すべき文字なり。又節酒令、禁酒令出さる寛永十九年十月六日附掟に「國中酒造所相定め、其外は禁制たるべし、當町に於ても作り來りの酒屋累年の半分づゝ造るべく候事」、又明暦三年五月十五日附御町奉行御郡奉行共に仰付けられ候覺に「一、當町並に在々の酒屋法を破り百姓に酒を賣候者のこれあるに於ては酒道具共に闕所に申付け以來二度酒屋させ申ましく候事、一、法を背き酒を買ひ候百姓は田畑共に取上げ人をも召仕候百姓の下人の譜代に申付くべき事」「國中定めの酒屋にて平年の半分作れ」又「賣りたる酒屋は闕所に申付け買ひたる百姓は田畑を取上げる」、隨分徹底したる禁酒令、節酒令と云ふべし。大戰前に於ける米國のそれと比較すれば興味深きを覺ゆるなり。更に公は神武中興論に儉素と國家との關係を述べて「武勇長久にして國堅固ならんことは儉約に在り、しかる故は君と士と儉約朴素なれば、內は心明かに外は氣力筋體强し、財米を寶とし集むれば施さゞるに天下にみちみちて民も無欲に人ゆたかなり、牛馬に至るまで其食に飽いて人を助く、寶もあれども無きが如し、眞の重寶となりぬ、此理を鑑み給ひて天皇御身みつから朴素を尊ひ給ひけるなり云々」と實に武勇、安國、心身の健康、平和廉潔、自由重寶、要するに國家の富强國民の道德、節義、皆儉素の餘德なりと斷じ、特に皇室におかせられて素質の範を垂れ給ふことは神武天皇の御深慮に始まれりと論定せられたり。

農政　第一に農業を保護奬勵し、寛文六年九月七日、年寄中番頭、物頭を召し仰出されし內に、「在々村々所々より百姓少く、田畑分際に過ぎ候、間には岡山へ出候さるふり呼び返し入れ申すべく候。但し入れ候ても村々爲めにもならざる

ものは無益の事に候間、町奉行、郡奉行、相談の上之を相計るべし、自今以後奉公人の引込は重々念入れ、町奉行、郡奉行出合ひ吟味の上にて百姓にもならず奉公も成難き者は町へ引込み候様に申付くべき事」、是妄に都市に移る者を禁ぜしものにして爾後幕府に於ても享保、寛政、天保三度の改革に於て繰返されたる人返（歸農）の一種と見るべきものなり。又綱政より獻じたる螢を斥けて「民を勞せし螢は慰みにならぬ」と仰せらる。民を使ふに時を以てするの用意深切なるを見るべし。第二に農作物を愛護し鷹狩の歸途、御野郡伊福村に於て紙にて仆れたる稻を括りて粒々皆辛苦、一粒も天物を暴殄すべからざるを示し給ふ。佛國ブルボン王朝の王侯貴族が狩獵の爲に大に農民を苦しめやがて其れが革命の原因となれるは人の能く知る所なり。反之、公の鷹狩は其の主目的、民情の視察、農政の徹底にありしなり。又或時野廻せしに人民群集せり、其は垣に掛け置きし肌着を盗みし人を捕へて折檻せるなり盗人强辯して云く「垣根の葱一本を取らんとて立寄りしに肌着ありしを以てフト盗心起る」と、公曰く「葱一本と雖も作物を手に掛る段不屆なり」と入牢仰付らる。是實に農業道德の重んずべき所以、野荒しは其罪尤も重き所以の理由なり。第三に勸農　公御野廻りに際し隨行の作廻奉行に一本の稻を指して此は何と云ふぞと問はれしに、奉行曖昧なる答をなせしかば、公、稻の名を知らぬやうにては勸農の實は擧らぬ、是は其葉廣きが故に何々と云ふと。又霜月十五日の覺に「一、米種の品々畑物に至るまで地に合ひ候と合はさると能々考へさせ申すべく候事」とあり、「私しや備前の岡山育ち米の成る木を未だ知らぬ」などは公には全然問題にならず。第四に農談會　赤坂郡に鷹狩の時、數日の間、村廻りし給ふ、今の所謂行政視察なり。老農を集めて終日農談を聞かせられ、公は芋に就いて一場の講話を行はる。地味、栽培法、收獲の事より是に依て富を致したる異國人の實例等を擧げて、其談實に該博適切を極む。蕃薯先生青木昆陽に先鞭を著けたるものなり。又「空地ある所は

漆の實植ゑさせ申すべく候事」とありて漆を植ゑしめられたり。次に金融　いな米麥の融通として、第一社倉法　今の農工銀行にも當るべきものにして薄利貸付、籾種、肥料、米の融通を圖るものにして寛文十一年津田永忠の建議によるものなること既に前に述べたり。第二畝麥法　今の信用組合の一種とも見るべきものにして一畝歩に就きて麥二升づゝを出さしめ之を元本として種子、及肥料等の貸資をなすものなり。其に備荒貯蓄、又は米麥の融通機關なり。第三錢座を二日市に設けて銀錢を鑄て金融を圓滑ならしめたり。第四札差の拒絕　大阪の豪商鴻ノ池善右衞門、備前藩の札差となりて藩士に金銀を融通せんとしたるを斥けて聽さゞりき。蓋し消費者の借金は禁物なり、殊に札差より借越を爲すことは遂に首の廻らぬ樣になる事を豫想せざるべからず。後年白河樂翁松平定信の賢明を以てするも寛政改革の斷行に際して札差の弊を矯めんが爲めに棄捐の大英斷、實は唯一度の貸借無勘定を令するの已むきを致せるなり。而も芳烈公は定信より百三十餘年の前に於て之を未然に防止したるなり。其の先見卓識驚くべきにあらずや。小農保護　承應四年正月廿一日郡中法令の內「一、入國以後借物方に取り候田畑賣り立て久々作り候て元利に德取り返し候儀に候間、賣主へ只返し申すべき事、但郡奉行吟味の上を以て兩方迷惑致さず候樣に申付くべき事」と見ゆ。田畑を賣主に戾すこと又農業、特に小作農に對する保護、兼併を禁止する社會政策の一方法と見るべきものなり。賑恤　而も水旱凶荒に方ては領民の救濟賑恤に尤も力を盡されたり。承應三年の大旱水災は前既に述べしが如く幕府より黃金四萬兩を借入れ之を錢に替へて人を遣はして二度三度幾度にても施與し救濟せしめ、遲れざらんことを是れ恐ると云ふ如き態度なりき。同年十月廿四日代官に諭して飢人を扶持せり。同年十二月廿五日一郡每に二十貫づゝを與へて凍死なからしむべきを呉々も申達せられたり。明曆三年江戶の大火、天和二年の饑饉何れも行屆きたる救濟を行へり。萬治元年極月朔日、奉行及代官に諭せ

し一節に「一、右申す如く洪水より以來申付くる儀、年々下民難澁仕り其上に洪水飢饉時に至りて救ひ候はでは叶はざることとなり。恩を與ふるにあらず。然るに其仕置我爲めにして下民より其の返報を請ふべき故に何と存し候やらん御恩

杖　笠

微行服

を存せずなど〻と奉行の內にも申す者これありと存候。先年より此旨は度々申聞け候へども今に確と得心仕らず候と見

え候。全く我れ利すべき爲めにあらず。國を預り候へば其職に隨ふなり」。施しては思ふ勿れ施しを受けては忘るゝ勿れ、是も古人の訓言、國主の民を救ふは恩を與ふるにあらず、奉行の中に或は御恩を知らぬなどと云ふ者あるは以の外なり、救濟は國主たるものゝ職分なり誠意を以て民に臨めよ人格を尊重せざるべからず。遂に彼等人民をして獨立せしめ再び救濟の要なきに至らしむるを以て徹底的の救濟とすべし。要之、領內巡視民情視察、至誠一貫專ら自他人格の尊重と共の相互の接觸融和の上に一方ならぬ苦心の存するを見る。其領內巡視の際用ひられたる藺莚製の笠、日笠雨笠兼用のもの、アカザの杖は池田家に現在す、以て公の村廻り野廻りが如何に平民的に如何に打解けたるものなりしかを偲ひ得べく眞に衷心より至誠を以て改造に當られしことを想見し得るなり。此の點は板倉所司代が「若年ながら斯くの如く國事に盡瘁する公の如きは今日始めて之を見る」と淚を流して感嘆したるに徵し得べし。實に用意周到痒き所に手の屆ける世話振と云ふべし。

二　思想問題　社寺淘汰を主とす。寧ろ信仰問題といふべき歟。無形的、精神方面の改造なり。神社淘汰及合祀。寛文六年領內の神社、一萬一千百三十社の內、產土神六百一社を存し自餘淫祠は悉く之を廢毀し、各代官所に一社つゝ都合七拾六社。但し御野郡に於ては代官九人なるに寄宮四社を作りしを以て差引五社を減して實數七拾壹社の寄宮を造營し後四十七年正德二年に至て內五社を存し、殘り六拾六社を上道郡大多羅村、今可知村の大字大多羅に移し併せて一社とす。此頃水戶藩にても神社の淘汰行はれ德川光圀は寛文五年十二月命して領內の淫祠三千八十八社を毀ちたり。近年內務省當局に於て行はるゝ神社合祀の問題は二百五十有餘年前に於て備前に行はれ公實に之が先鞭を着けたるものなり。淫祠こそ廢毀もし合祀もしたれど苟も由緒正しき正祠に至ては安仁神社はじめ、七十餘社を再興修理せり。永く荒廢し

其所在さへ不明なりし式內大社安仁神社を再興し明治の御代に至て國幣中社に列せられたるは全く公の力なり。公又敬神崇祖の念深く祭祀を敬み爲めに施設造營せしところ尠なからず。**東照權現の勸請**　正保元年六月公、幕府の允許を得て社殿を城東幣立山に創立す、七月工を起し十二月に至て成る。翌二年二月神靈を奉して江戸より至り同十六日遷座式を行ひ、社領三百石を寄進す。爾來年々九月十七日を以て祭儀を行ふ。所謂權現祭と稱して府下に於ける盛儀となりて明治維新に及べり。因みに是時、東照宮を其の領內に勸請せしは備前、安藝及因幡の三國なり。**祖廟の經始**　公儒教を崇ひ祖宗の祀典久しく浮屠に委して親ら恭敬の誠を盡し難きを患ひ明曆元年佛祭を廢し古典に據り更に神主を設け、同年二月十五日城中書院に於て始めて祭儀を修む。未た宗廟の設なきを以て、平常神主を城中の月見櫓に安置せしが萬治二年正月祖廟の建營成り、二月神主を奉遷し、爾來每月、朔、望、五節等の祭儀嚴重に行はる。是は畏くも後光明天皇佛葬荼毘の制を忌み給ひ崩後魚屋八兵衞の議に依りて古の土葬に復したる其れに比すべきか。**和意谷の改葬**　寬文七年墳塋を和意谷敦土山に興し、下馬より一の御山、國淸公輝政墓に至る八町、其の間石階二千六百七十三級實に幽邃森嚴の靈域たり。同十年功成る。京都妙心寺塔頭護國院內に於ける祖父輝政父利隆二公の遺骸を遷葬し、各々馬鬣封を築き神道碑を建て繞らすに石墻を以てし、莊嚴を盡し、以て報本反始の範を垂れたり。又神職に命するに領內の宗門改を以てし、年々各戸に就きて名年を改め、戸口を調し、異宗門を糺明せしむ。是又現行の國勢調査に類するものなり。公曰く「總て國の大事二つ是あり候、一は軍陣、一は祭にて候故、是程大なる事は無之候云々」と實に敬神尙武は我か建國の大精神なり。公の軍陣祭事を以て國家の二大事とせること其の淵源實に深遠なりと云ふべし。

寺院の淘汰及還俗　當時僧侶の墮落又甚しく、不品行を極め、到底教化の任に堪へざるを以て、公大に之を憤慨し、寬文

六年、英斷を以て之を淘汰す。翌寛文七年大老酒井忠清に報告したる備前一國の寺院數壹千四拾四ケ寺、僧侶壹千九百五拾七人、寺領貳千七拾七石九斗貳升壹合、內寺參百參拾參、僧五百八拾五人、不受不施宗門として先年追放し、寺貳百五拾、僧貳百六拾貳人天台、眞言、立退、還俗又は追放、計五百八拾ケ寺八百四拾七人、寺領百參拾九石九斗參升八合、殘四百六拾壹箇寺壹千百拾人寺領壹千九百參拾七石九斗八升參合、要之、退轉又還俗の僧侶八百四拾七人廢寺五百八拾參寺なり。但特に還俗米を給して還俗せしもの丶生活を保障す。是等還俗者の多くは神官となして神社に奉仕せしめたり。現に備前領たりし地に於ける神職の舊家は當時の還俗人の子孫なるもの多し。是等の神職は還俗米に依て優に其の生活を保障せられ、學問修養に心掛け、啻に神社奉仕に止まらす、進んで社會教化の事に當らしめたり。是れ實に公社寺淘汰の本旨にして領民の思想信仰に關する根本的改造なり。之を出發點として前後五十年一貫の敢行に依て之を完成し得たるなり。是等還俗神職の後には、學問、識見、人格に於て一代に傑出せしもの、亦少なからず。邑久郡上寺山、本乘院住職、業合氏か還俗して上寺八幡宮神職となり現在に及べるが如く、中にも信庸、大枝父子は學問教化の事に從ひ、父信庸は漢學、習字を以て寺子を教授し、子大枝は國典和歌を藤井高尙、平田篤胤に學び其の文章著述一世に著はれたるが如きは其の一例なり。又金山寺以下由來正しき寺院の復興せられしもの鮮なからず。公は又屢々佛事法會を修め、親ら法華經、三部經を筆寫せしなど眞信仰を發揮せり。其寺院淘汰は畢竟破戒賣僧を懲らし、是等をして眞信仰に復活せしものなり。此點に於て當代に於ける水戶、會津さては幕末に於ける薩州、又は維新後に於ける全國各地の排佛毀釋のそれか極端過激に失したるものと、全然其の選を殊にせるものなり。水戶藩に於ても同時に領內の寺社を破却せしこと、西山遺聞に見ゆ即ち寛文六年八月、眞言、天台、淨土、淨土眞宗、臨濟、曹洞、法華、時宗等の寺院貳千

八拾八箇寺を破却し、社人、神主、禰宜、山伏、行人、市子等六百貳拾參箇所を沒收せり。此間に於て尤も公正なる見地に立てる烈公の佛教淘汰は實に卓見と云ふべし。五代將軍綱吉すら陷溺したる迷信の世の中に發揮されたる公の信仰は徹底的にして佛者の謂ゆる正覺なり。

信仰の自由　公の社寺に對する整理淘汰は動もすれば世の誤解を招くの虞ありしを以て公は特に領内に諭文を下して其の信仰の態度を表明せらる。卽ち寛文六年六月廿八日申渡九ケ條の内に「一、權現樣の御意に神佛共に御用ひなされ候との儀なり。神道は正直にして淸淨なるを本とし、儒道は誠にして仁愛なるを尊む、佛道は無欲無我にして忍辱慈悲を行とす。三教共に斯の如くならば譬ひ教は品々ありとも世に害あるべからず。今時、神道儒道衰微なれば善惡見るべきなし。佛道は大に盛なれとも坊主たるもの多くは有欲有我にして慳貪邪見なり。已が不祥破戒の言分は各我等如きの凡夫は善行を爲す事ならず、欲惡ながら阿彌陀を頼みて極樂に生す、題目だに唱ふれば成佛すと云ふ、是れ人に害を教ふるなり。自今以後斯の如き邪法を說きて人心を損ひ風俗を亂るべからざる事。一は何と誤り候哉國中佛者は迷者は迷惑に及び候由、國中に住む者は皆國主一人を賴み居候へば何者に依らず我はごくむへきものなり、惡しき者とても今迄教なくして、惡しきは我誤なれば彼を惡むへからず。其の佛法の教は權現樣の用ひなされ候と、御意の佛法にはあらずとの如くならは必ず破却なさるべく候。譬ひ本は善くとも時に當りて害あらは其の害をは除かで叶はさる儀なり、其の佛法の惑を悟り、神道の正直儒學の大道に赴かんと思ふ者に心次第たるべし。然れとも心術躬術こそ替り候者なれ。さもなくて法を替ふる樣になる事は甚だしく坊主の流浪仕らざる樣に申付くべき事」と見ゆ。江戸幕初以來、我か國の佛教は官邊の保護優待に狎れ、坊主、僧侶の不學、無智、墮落、腐敗の極、到底人民教化の任に堪へさるのみならず。却て

其の流毒甚たしきものありしを以て公は斷然たる態度に出でしものにして釋迦の正覺たる佛法を信じて是に戻るものを排斥せられたるなり。神儒佛三道各々其の長所を發揮して社會國家の興隆進展に貢獻すべきなり。要は「日本臣民は安寧秩序ヲ妨ケズ及臣民タル義務ニ背カザル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」憲法第廿九條の其儘なり。其宗教に對する態度の公正なる信教の自由は旣に此時に於て備前一國に保障せられて遺憾なきものなり。而も迷信愚昧の打破根絕は圓滿なる理智の上に合理的信仰の確立を要す。是、公、建學教化の根本施設ある所以なり。

三　**根本改造**　以上生活問題、思想問題に對する根本的解決は學問教化の力に依らさるべからす。根本的改造は教育問題なり。於是乎學校の建設あり。烈公は寛文八年を以て鄕校百廿四を建て、同九年藩學校の改築を完成し、同十年閑谷學校を起す。其の目的とするところ教育の普及徹底に外ならざるなり。

藩學校　寛永十八年、公、三十三歲。旭東花畠に學舍を創設し藩主の子弟をして文武を學習せしむ。熊澤蕃山の撰にかゝる學則。花園會約、九箇條左の如し。「一、古人の善を爲す日も不足とするは何事ぞや、良智の人心に在る、其職に任ぜざるは皆不快故也、故に我輩弓馬の家に生れて武士の名を得る人なれは、武士の德に昧く、武士の業を務めざるは自良知に恥る所也。夫れ武士は民を育てん守護なれば、守護の德なくては不可叶、十德の心にあるを仁義と云天下の事業に現はるゝを文武と云ふ、故に明にして慈愛あるは文德なり。明にして勇强あるは武德なり。良知明なれは此德素より我に備はれり。是故に今諸士の會約致良知を以て宗とす。洵に得難き此生を得、聞難き聖教を聞、難遇同志數輩集まれり。三難の時いかて默止すべきや。三難の福を得に當て徒に悠々として飽煖を安んじ、此生を空うせは天威明なり。其罪豈一生のみならんや、可恐可戒之甚しき者也。夫文武に德あり藝あり。德は猶苗の生意の如く、藝は猶耕耘の如し。文武を以て耕耘の

事として心の生理を生長養育し教學相長し、偕に聖菓を結はんこと、何の幸か如之哉。二、每日清旦に盥櫛し衣服を整て聖經賢傳を熟讀すべし。文才拙き者は或は孝經四書の經文を讀み、或は先覺著述の假名書を讀み、觸發、栽培、印證

花園會約

の三益を求て心を冊子の上に放在する事勿れ。三、食後には射を學ふべし、時過て後鎗太刀等を習ふべし、馬、鐵砲は人により時により難習のものなれば勢に任せて可なり、武藝は治平の具、戈を止むるの儀なれば相和し相輔けて敢て爭

心殺氣を挾む事勿れ。四、書數は文武の藝術に於て其便少なからず、時を以て是を習ふべし。五、禮樂は六藝の尤も重きものなり、禮は心の敬を顯はし、樂は心の和をのべたり。禮樂を學ばんと欲する人は、先づ此心を存養すべし。たとへ禮樂を學ぶ事不能人も若敬和の德あらは事毎に無體の禮を行ひ、日に無聲の樂を鼓せん、故に君子は其身を離れず。六、禮用軍用缺くべからず。困窮を恤み、下民を救ふこと、分限に應じて可有之、家居飮食衣類器物妻子の私用に於ては儉約を事とすべし。若し此に於て儉約ならずんば、或は禮用を缺人か、或は軍用を廢する人か、或は慈悲の利濟の心なき人なるべし。世俗其恥にあらざるを恥て、恥心亡能顧省して迷を辨ふへし。七、朋友の交り自他敬讓有て人和睦し溫恭自虛にして益を得るを本とす。威儀忞にして言語卑く爭心浮氣を以て交は下流の凡俗也、他人の是非世間のあだ事は敢て口に置事なく恭敬の誠を盡すへし。色慾の雜談堅く禁之、況や、淫行をや、凪は心に由て見はれ、言は心の聲なれは其恥を知るべし。八、朋友之交り、一體の心を存し、其の困窮を相救、其業を相助し、物我の私意に蔽はれ、便利に引かるゝ事勿れ、若物我の意念發する時は、一體の良知を昧し、同胞の親愛を亡ぼす、魔障也と深く提撕警覺すべし。九、朋友の交り過を規し善を勸を以て眞實の親とす、過を見て規す事なく、善を知て勸めざるは、同志相切磋するの本旨にあらず。徒に其非を咎め、其是を爭ふも同志切磋するの始願にあらず。之を規するに和を以てし、之を勸むるに時を以てし。猥りに論辯をなさざれ、議論稍不叶事あらば。心を虛にして自反せよ。夫良知の愛敬は萬物を以て一體とす。我手足を破らるゝ時は是を治ること必ず平癒に至らざれは不止。人の心病を療する事も忠告も善導くの意案を廻らすべし。過を聞人も良藥口に苦きを不厭して病に利あることを樂むへし。過を規人に向て蓋藏して外に愼むは例へば病者の醫師にあふて其病症を隱すが如し。心事光明にして內外なく、自心に恥て念上に搭去すべし」洵に良知を致して心中の賊を

破すべき心法なり。學者宜しく身讀すべき玉條なり。因みに最近この會約を以て熊澤蕃山の作とすることに疑を懷くものあり。其の理由とする所二。曰く寛永十八年花畠學舍の建てられし當時に於ける蕃山は備前に在らざりしこと。曰く當時の蕃山にして果して此名篇を作り得る程の學力ありしや否是なり。之が辯明に先たち當時の蕃山の身邊を明かにし置くの要あり。烈公日記、及、井上通泰氏の蕃山年表に據れば、蕃山は初名を左七郎と稱し寛永十五年、廿歳、仕を辭して備前を去り、正保二年六月十八日、廿七歳、牧織部を通して復仕を約し。同四年二月十四日、廿九歳を以て備前に歸參し名を二郎八と改め慶安三年助右衛門と改む。されば寛永十八年花畠學舍が成りしと同時に會約が作られたるものとせば前記の二理由に依り蕃山としては之を作ることは蓋し不可能ならん然れども會約は仲冬日とあるのみにて其の著作の年代不明なるを以て之を正保四年蕃山歸參以後寛文六年學舍の城內移轉に至るの十五ヶ年間に擬するも花園會約の名義上何等抵觸なきものなり。啻に蕃山の作として不都合なしと云ふに止めず。更に進んで其蕃山の作なることを證明せざるべからず。恰も好し是一篇が蕃山の作なることに就ては確證あり。其は烈公の編する所にして且其の親筆に係る「天命性道」と稱する一冊存す。中に諸家の文章廿餘篇を收むるが。其著者名は中江藤樹を「先生。」熊澤二郎八を「熊二」。岩田八右衛門を「岩八」。中川權左衛門を「權左」と略稱を記したり。而して蕃山の著に係る花園會約外十二篇は皆「熊二」と記せること是なり。是に至て花園會約は蕃山の作なることは烈公自筆の書冊に依て明瞭となりたり。但其年時不明なり。强いて云へば正保四年二郎八と稱せしより慶安三年助右衛門と改稱せしまでの間とすべきか、是も烈公日記によれば慶安三年以後にも承應二年七月廿七日の條に二郎八と見え。明曆四年二月七日の條に助右衛門とあれば强ち拘泥すべきにあらざる也。花畑學舍は實に藩學校の濫觴にして幕府の昌平校に先つこと五十年なり。而して花畠は當時陽

明學者の淵叢となりし也。永忠手記に「一、御花畑ニ家ヲコシラヘ熊澤氏、岩田氏、加世氏、中川氏、中村氏、中江氏兄弟三人ニツキ御入、講尺又ハ道ヲトキキケ被申候也、東者數多有り、ロウ人共多ハイリ居也」とあるに徵すべし。後廿五年を經て寛文六年公五十八歳の十月七日之を岡山城內今の內山下の石山に移して假學館と稱す。後三年之を西中山下今の女子師範學校の地、もと祈禱寺圓乘院の舊阯及隣接十七區の侍屋敷を倂せて一區とし此所に改築し寛文九年功成りて藩學校として學料貳千石を給し爾來廢藩に至るまで正に二百三年なり。後、溫知學校、師範學校中學校倂置となれり、敷地南北長百五拾間、廣さ東西、北邊四拾間、南邊六拾間、總面積七千五百坪、現存講堂東西拾壹間、南北九間、校門、外門、皆建築當初のものにして實に貳百六拾六年の古建築なり。曩に大正十一年三月八日內務省告示第四九號を以て史蹟に指定せられたり。是は元祿三年創立の幕府の昌平校に先つこと正に廿一年なり。勿論、昌平校の前身は寛永七年林羅山上野忍岡に地を賜ひて設けられたる弘文館に肇まると雖も其は林家の書院に過ぎずして未だ幕府

岡山藩學校古圖

の學校にあらず。されば芳烈公の創建に係る備前の藩學校は其草創に於ても亦建造物に於ても我が國に於ける此の種建學の嚆矢なり。加ふるに後に詳說するが如く其の建學の目的が國體の精華たる忠孝の大義を涵養し國體精神を發揮するに存せしことを思へば由來備前を以て近世文化の發祥地とし岡山を以て中國に於ける教育地として誇稱せし所以のもの決して偶然にあらざるを知るに足らん。

鄉學　又云**手習所**　寬文八年郡部に鄉校百廿四校を設けて讀書算を庶民の子弟に教ゆ其分布下の如し。岡山一、御津六津高七、赤坂八、磐梨一一、和氣一二、邑久五、上道一七、兒島一二、淺口一、備中四四、以上百廿四校なり。

閑谷　是は寬文十年の經營に係り、元祿十四年に至て完成す。學校林參拾貳萬五千貳百坪。約壹百町步を購ひて之を充つ。學校の基本財產にして是は封土以外の私有財產たり如何に永久的計畫なりしかを知るべし。後明治維新版籍奉還に方り時の政府は誤て之を沒收せしがやがて其封土にあらざりしこと明瞭となり明治四十年頃、農商務省より之を復還せられ現に池田家の所有地となれり。更に此に附記すべき一事は鄉校及閑谷學校は勿論藩學校に於ても庶民の入學を許し教育に關する機會均等を重んじたることゝ、特に烈公が閑谷學校の存續に深き關心を有せられし事なり。延寶三年六月十五日綱政より閑谷學校の經營難に際し酒井雅樂頭忠淸に對する義理合と一般不況の對策上廢校の已を得ざることを烈公へ申されしに公は七月十九日返翰を以て何物を節約するも人を教育する學校だけは殘すべし已を得ずんば學料二千石を當分の內五百石に減少するも可なり其れも困難ならば我が隱居領を割きて五百石を支給すべし如何にしても閑谷學校は存續すべしとの趣旨を仰出されたり以て公の教育尊重の精神を見るべし。

一代の學者　是時に方りて一代の學者備前に集まれり就中著名なるは熊澤二郎八伯繼、同弟泉八右衛門仲愛、中江藤樹

の男虎之助、同藤之丞、同彌三郎、藤樹の門人中川權左衛門謙叔、加世八兵衛次春、中村又之丞、京都の人三宅可三、大西立賢、廣島の氏家源内等來り集り、市浦淸七郎、朝倉少太郎又の名大丈軒小原善助、窪田道和、佐々木志津摩、熊澤猪太夫、松井七右衛門等あり實に多士濟々と云ふべし。

文武忠孝　是れ建學の精神にして又芳烈公根本の精神なり。既述したる「一生心忠孝」の壓尺さては花園會約九ケ條に具す。又藩學校の建物を一瞥するも明瞭なり、藩學校は大門を入り泮池を渡りて校門、講堂、中室、食堂の建物、南北棟を主べ其の東西に文武の二舍相平行し專ら文武の鍛錬に便ず學科は德育として禮樂、體育として射御、智育として書數、三育六藝の科孔子の術を主とし別に水泳あり、訓練に至ては頗る精細なる規定あり。寛文六年十一月廿八日附假學館の掟に「一、小學の諸事泉八右衛門、津田重次郎可任指圖事、一入學之者禮儀を正しうして文武の兩藝可習事。一、家中宗子八歲より廿歲之間入學心次第たるべし、但廿歲以上の者竝庶子庶人たり共品により可令入學事。一、學者着座之次第可隨年之長幼事。一、學房にて對談一切停止之事。一、無斷して小學へ出入停止之事。一、門內へ草履取の外不可連之自然老中出入之時は小姓壹人可召連事」。又同年十二月十八日附の令。「不行儀之覺」「一、朝學問所へ參共儘不着座事。一、大小用之外指圖無之座を立事。一、講釋之內物ムサ事云ふ事。一ハタ／＼と走候樣に行事。一、惣して物語する事。一、ザレ事する事。一、大小用に參りせり合候事。一、戶障あらけなく明くる事。一、藝にても奉公也不尋して仕事。一、ザレ事云事。右之作法有次第不行儀帳に付て五つ重り候へは一日の不參に成候」。寛文八年六月廿二日附の「學則五條一、堂にある時は威儀を正して或は讀書、或は端坐或は何か業あるへし業ある時は各坊にあるへし徒に在校すべからず。一、堂に交會の時縱二人三人たり共齒列を侵すべからず、凡列亂るゝ事は年少の人自挾み自高ふるなるべし。朝廷には爵尊し

賤は貴に擬らふる事を得ず學には齒を尙び孝悌を尊ぶを本とす。一、校內の人の善悪を見聞して竊に批判一切あるべからず其人に對して見聞の趣を相規すべし若勢規し難くして可規の相談は陰言を云べからず只人を善にし我も又善ならんことを希ふべし。一、過を規されでは其心悖ることは是無下に善を不好の心也、學者と云へからず又人を規して其人の不受を咎むるは是亦同じ罪人なるべし。一、人を規す事は己が益を求めんが爲め也心を一にし慮を專らにして相規し勸むべし又其の事の趣得心せずして空しく諸へからず只其善悪の誠を議論して虛を以て相勸むべし」而して公の學系如何と見るに初め王學、後朱子學に依り又後園裏に私學を起して國學又王學を奉ず。

武備　文事あるものは必ず武備あり、文武の偏廢すべからざるや明けし。治に居て亂を忘れざるの用意肝要なり眞の平和は軍備の充實に依て保障され武の極致は干戈を止むるの武に在るを思ひて武備、備立を定め年々軍用書類を作製して之を箱入として保存す。函入の內容如何と云ふに、年月日、御人數、目錄御先手帳、御旗本人馬寄帳、御旗本急速人馬寄帳、人馬書上帳等にして別に鎗鐵砲帳、旗刺物帳等を函入とせるものあり。人數書附板と云ふものあり。幅二寸許長一尺許の板に白紙を張り其表面に惣人數、用人、小屋殘、騎馬、馬印、旗、鐵砲、弓、持槍、長柄、小荷駄等の數を橫書に列記し。同裏面には家老、番頭廿一人、物頭廿九人の名及人數を記す。如此にして何時にても總動員をなし得る如く將卒の部署を定めたり。其の兵數の如きも由來軍備の限度は高百石卽人口百人に三人、萬石に三百人乃至三百三拾三人是れ古今東西の通法たり。彼のプロシアのフレデリック大王が父王より殘されたる充實の軍備は正に八萬三千當時のプロシアの人口惣數二百五十萬に對する1/30の比率に當る、是は歐洲大戰以前までの列强に於ける陸軍軍備の定率たりき。然るに芳列公の備定に於ては遠く此比率の上に出てたるなり。卽ち高三拾壹萬石の備前に於ては約壹萬を最大限度とす

べきに時に其數を超えて無慮數萬に上れることあり。現に寛文十一年の人馬帳の記する所によれば、御先手御旗本共緩總人數貳萬四千五百七拾八人、同上急速總人數壹萬八千四百九拾貳人、計四萬三千七十一人なり。而して緩急の別は其出陣に方りて準備十日を要するを緩を云ひ一日にして徵發するを急速と云ふなり。又公の筆寫し閲讀されし軍用書類の如き夥しきものあり。中にも直筆に係るもの丶みにても十九種廿八册に上れり。軍學書の如き多方面の研究資料を現存す又家士を誡めて士道を勵ましむ「覺」の一節に「家中士共自然の事あらば用に立つべし、口にては申し常々心懸も仕る者之れありと相見え候へ共其作法は一圓不相應にて候。我が國を亡し、我が軍法を亂り候事のみ常々仕候。我を助くる臣にはなくして我を亡す仇を養ひ置くにて候。先つ國を堅くし、軍を治むるには其國の地民を能くするに若くはなし。近くは權現様三州にして武威を振ひ給ひて遂に天下を知り給ふ。尤も明將たりと雖も三州より起り給はずは難かるべし(下略)而して士は公正無私淸廉なるべきを諭さる。而して承應三年正月五日番頭物頭へ御書附を以て仰聞けられたる體育令とも見るべき一節に徒步を奬勵して「何方に參るにも徒步にて一日に九里十里は五日や十日位續けて步行け」とあり。又權現祭の當日を以て流鏑馬を行ふを恒例とせるが、明暦三年九月十七日、十番を始め、寛文八年に至て最盛を極む。專ら東鑑の記する所、鎌倉八幡宮に於ける流鏑馬の儀式に則り頗る壯觀を極めたりと云ふ。

狩獵　公又鷹狩、鴨打等の狩獵を好み屢々藩士農民を擧りて半田山、牟佐、鹿久居島等に猪狩を行へり。公一代五十年中にも正保三年より天和二年に至る三十七年間に三十二回の畋獵行はれ殆ど寧歳なき有様なるが殊に致仕時代の十年間には十三度の多きに達せり公老いて益々旺んなりと云ふべし。寛文九年の半田山に於ける猪狩は總數一萬六千人、猪を北方、御野村の前面平野に追留め、射手、鐵砲、大鼓責子等を部署して之を行へり。珍しき大猪狩よとて近國の大名木下淡路

守、戸川土佐守、山崎甲斐守等來て之を觀る。有斐錄に「一、幡田山（半田山）猪狩、格別に大勢を催されて追留は北方村、三野村前の曠野なり。公は土手筋大樋の上に御狩場を居ゑられ、射手組士、鐵砲の二組は、御左右手先へ出張、御軍監上泉治部左衞門は御前に在りて大鼓の役なり。輝錄君、池田佐渡は中備、老中共は皆賁子の手の大將たり、木下淡路守樣、戸川土佐守樣、山崎甲斐守樣御見物として御出て各御狩場を設けらる。大猪一疋狂ひ出で人を傷く、久保田淸閑七十有餘

革羽織

革製着具

弓を執て馳せ向ひ、聲を懸けて矢をつがへば卽時に飛び來るを間近く引受けて一矢にて射留めたり、餘りの手際にて、一同鯨波を揚けて譽めたり。公も御喜悅斜ならず老武者仕りたる者かなと、返すく御譽め遊ばされ、則ち召したる御羽織を下さる、又一人（此名詳ならず）鐵砲にて狂猪を間近く引付け搏ち留めたり、是又手際なる事、甚だ御賞美あり、日既に晩景に及びて俄かに時雨車軸を流し、面も向け得ざる折柄皆々打出候樣にと仰あり、岸右衛門畏り候といふより早く、手勢の先に進みて下知すれば、組の足柄數十人一列に立ち並び、つるべ放しに搏ち立てける。斯る大雨の中に手早く次第もつつき、間合も遲速なし、甚た見物事にぞありける。公も大に御感ありて是も御手づから御羽織を給はりける、又合圖の貝を命ぜらる、此時貝役の者坂を登り、息喘ぎて吹き得ざれば、上泉貝を取りて吹くに大に響きけり。御感悅淺からずとなり珍しき大猪狩とて今にいひ傳ふ御獲物甚だ多かりし由。此御狩の時にや又外の時にや是も牛田御狩の節鹿一疋せこの間を拔けしに付鄕司長左衛門、青地三之丞に仰付けられ禦きける。其後は一疋も拔けず。若し一疋にても拔け候はゞ、切腹すべき覺悟にて、禦ぎたる由、此時草の蔭に鹿一疋臥し候を梶田彥八郎、青地三之丞に仰付けらる。兩人の矢玉兩脇に中り候由、召させられ候御羽織を三之丞に遣され御挾箱の羽織を御取寄ぜ候て彥八郎へ遣さる、鐵砲たゝき、是にて堪忍致し候へと、御意遊ばさる」とあり。鎌倉右大將家賴朝將軍の富士野卷狩も斯くやと思ひやられて實にも勇壯を極む。是れまた今日の特別大演習の格にて觀戰武官も居れば將卒の意氣天を衝くの概あるものなり。其他、牟佐の高藏山、和氣郡の天神山に於ける猪狩、鹿狩、和氣郡坂根村井手の鴨打、赤磐郡鳥取村の鴨打あり。又屢々鷹狩を行へり。古來鷹狩に六德を計ふ。第一、娛樂。第二、民情を知る。第三、筋骨を練る。第四、無病息災。第五、食味旨し。第六、快く寢らる。公は娛樂の傍ら民情を察せられたるなり。又軍馬の飼養に留意し高四百石以下の士には馬扶持を

給せられたり。四百石には二百石、三百石には百五十石、以下には幾らと定額あり。丸毛源左衛門鐵砲御上覽の節甚た不成績にて恐縮せり、公仰せに藝の巧拙に拘はらず、其態度の眞摯を賞すべしと。武藝は曲藝にあらず眞摯の精神を第一とす。人改年々宗門改に方り兼ねて村々の壯丁検査を行ひ以て有事の際に備ふ。又牛馬の數までも調査されたり畢竟事變に對する準備なり。徳川三代將軍家光の時、諸侯一日大城に會し、異口同音に徳川家の盛運を頌す。公揚言して曰く「夏目長右衛門神君に代りて三方原に戰死せずんば何ぞ今日あらん」と、家光云「智者の一言士氣を振起するに足る」と。而も公の軍備は幸に實地に役立つことなくして畢りたり。時人云「公をして戰國時代に生れしめば必ず堅を蒙り鋭を執り大名を戰場に立つる人ならん」と、又寛永十四年島原の亂起るに方り板倉重昌の西征するや備前の船奉行中村主馬命を受けて關船十艘を大坂に乘廻はし軍隊輜重の輸送に從事せしが翌年二月公は內命を受けて江戸より歸國し松平伊豆守信綱の後任に擬せられたり。萬一信綱にして失敗せば公の出征を見るに至るの順序となり居りしなり。慶安四年由井正雪の陰謀に方り彼等は備前藩邸出入の提灯屋に池田家の蝶の紋付の提灯を注文せしを以て提灯屋は藩邸に至て實否を確む。公之を聞くや方さに朝食を喫せしが箸を投し急ぎ馬に乘り月番老中に至て之を告ぐ是れ陰謀發覺の端緒なり。此の二大事變は共に公の勢力を利用せんとしたるものにして前者は正用、後者は逆用なり。斯くて公の養ひ置きたる武備兵力は歷代藩主の狩獵、權現祭行列また參覲行列、國內及國境警備等に依て衰へず幕末維新の際に至て遺憾なく發揮せられたるなり。そは後說に讓る。一代の達人。烈公當時の備前は尙武の風盛なりしを以て一代の達人此に集まれり。有斐錄に「一、公の御代召出さるゝ人々多き中に吉井藤內、後一閑と云ふ今小藤內と云ふ鐵砲並に武藝を能くせり。櫻井孫三郎、今跡絕ゆ。兩人は島原の亂に功あるを以て召出され。岡田甚五兵衛、今跡絕。今西和左衛門、今跡絕。森脇三右

衞門、跡絶ゆ。此三人皆武藝を以て召出さる。森脇が子右門作射を善くし强弓を射れり。鐵砲は荻野六兵衞、跡絶ゆ。鄕司七左衞門、今七左衞門と云ふ遠射を善くす。碇田彥八郞、今喜八郞、弓は常地權之丞、跡絶ゆ。中村多兵衞、今傳十郞、鎗は佐分利猪之介、今跡絶。坂口市兵衞、後に勘左衞門といふ子猪左衞門の時に退去家絶ゆ。此市兵衞、加藤出羽守月窓が兒小姓にて、幼より、鎗、御名人の御手筋を學んで、勝れて上手なり、之に依つて月窓翁より、御もらひありて召出さる。劍術は、戶田權左衞門、今跡絶ゆ。馬は市森彥三郞、今彥十郞、谷口勘兵衞今跡絶ゆ。寒川源太左衞門今跡久之丞軍者上泉治部左衞門今跡治部右衞門、山田道悅今跡大之進、富田甚之丞云々」と見ゆ。

善行奬勵　學校にては善事帳惡事帳を備付け善惡を一々記錄し置き惡重りて改めさるものは父兄を召喚し立合の上にて訓戒を加へたる事は前已に述べたる所なるが、國內に於ても又善事を書上げしめたり。寬文四年九月二十日仰出せし「善事の大略」に「一、日頃孝行なる者。一、子能く育て候者。一、忠節なる者。一、下々能召仕家調候者。一、夫婦の間正しく和睦仕候者。一、兄弟の仲能き者。一、能き友を求め候者。一、義理を專に仕候者。一、義理と存候ては人の毀も構はず一筋に義理仕候者。一、慈悲深き者。一、正直なる者。一、武道の藝能心懸け候者。一、行儀能き者。一、賴もしき者。一、役儀等相勤め候者。右十五箇條は善事のあらましなり。此內一箇條にても之あり候者は、書付申すべく候右の外善事も、色々之れあるべく候間、見聞次第殘し申すまじく候、書付け申す儀、之なく候はゞ白紙封じ出し申すべく候」。「右善事の箇條、證據之れなくとも見聞き仕候儀申上ぐべき旨、同廿二日、又仰出され候」とあり、是に至ては備前一國は敎育訓練の實習場と云ふも不可なきに至れり。

一國の風化　江戶大城にて諸侯列座の時、備前に好學の風盛なるを噂して「新太郞殿儒學尊信にて士官は言ふに及ばず

士民亦學問し耕の暇田のあぜにて書を讀候よし承候宜事とは申ながら是は餘りなる事にて候云々」と仰止錄に見ゆ備前一國農民までも好學讀書の人となり徐ろ二宮金次郎を想はしむるものあり。先哲叢談、熊澤蕃山の條に引用さるゝ「漁家兒女皆知字。笑以孝經教老翁」の一句は又以て公の德教感化の普及醇厚の俗を想見するに足る。京都の儒者、藤井懶齋日本孝子傳を著はす、收むるところ十三人內六人は之を備前に取る爲に備前孝子の名天下に喧傳せらる。寛文五年より同七年に至る三年間に旌表せられたる善行者、無慮壹千六百八拾四人の多數に上れり。伊豫大洲侯加藤月窓翁東觀の途次、伊勢參宮せる一靑年に其の鄕里を問ふ備前と答ふ怪みて問ひ反したるに靑年は敢然として「虛言は國主の禁制なり」と、備前は名譽にかけて虛云はぬ國となれり。備前風と云へば質素の代名辭となれり。高野山奧院道の側に於ける供養石塔にても證明せらる。有斐錄に「享保以來の事なり或る備前侍の江戶淺草邊の茶屋に腰を掛けて居し所へ其邊の老人七十有餘なるか來りければ茶屋の亭主云ふやう老人は此御侍を何國の御家中と見られ候や兼ねて其元諸國の風俗をよく見分け候と申され候へば、目利致されよと云へばされば先づ三十萬石以上の御屋敷の御侍と見え候、藝州とも見えず長州御家中にてあるべしと云ふ。亭主云ふは兼ねて自慢なれども違ひ申候。この御侍は備前にて候と云へば老人驚いて侍に對していふ必ず御心に懸けられましく候、備前の御風儀殊の外替り申候。江戶にても備前風と申候は新太郎樣御代江戶中に紛れなき御質素なる儀に御座候處今は髮の上げ樣御衣服以前の御家風は少しも御座なく候斯樣にも違ひ候ものかなと云へば其侍は詞なくて歸り去るとなり」淸素滿載の質實剛健なる備前風欽すべき哉。更に天下の横紙破り一心齋治政の時代となつては岡山も打て變りたる華奢振り「越中の越されぬ山が二つある京で中山、備前岡山」白河樂翁公松平越中守定信の寛政改革も備前には一指をも染むること能はざりしなり。

岡山西ノ丸時代

致仕時代　寛文十二年六月十一日公の致仕より天和二年五月廿二日公の逝去に至る十年間にして此間江戸にては麻布邸岡山にては西丸に住せしを以て之を岡山西丸時代と稱す。前來述べ去り述べ來たる如く芳烈公は備前親政四十年內外文武政治經濟あらゆる方面に於ける改造は決行せられたり是に於て寛文十二年幕府に請うて致仕し家督を嗣子綱政に讓りて專ら身後の計に當る是れ實に百年千年の計にして公の人格事業の不朽なる所以なり。夫れ創業は易く守成は難し。古今東西大業の停頓、國家の衰頽は其原由多く此に在り。公深く此に留意し備前の改造漸く成ると共に決然致仕し更に後繼者に依て其の完成を期す、同時に超越したる高處より備前を達觀し高等批判を下したるなり。吾人は現代を超越せざるべからずと云ふ所以なるか。公十年間の致仕生活を約言すれば、或は江戸に或は領國に或は教化に、或は遊獵に悠々自適徐ろに身後の圖をなし遂に天和二年に至つて「近年伊よ志大方我等存候樣に罷成大悅此事に候」近年伊豫守綱政の精神我が思ふ通りに成れり滿足の至りなりとあり第二の烈公は完成したり。斯て公は「長生殿裏春秋富、不老門前日月遲君が代は千代に八千代にさゞれ石の巖となりて苔のむすまで、天和二年正月元旦」の試筆を絕筆として天壤無窮の皇運をことほぎ奉りつゝもはや此世に思ひ置く事なしと日出度大往生遂げられしなり。而して此間に於ける主なる事件は致仕と同時に鴨方、生坂の二支藩を分ちしこと、天變として延寶元年の洪水と同七年の大風雨、人災として寛文十二年十月母公福照院の逝去と延寶六年十月の圓盛院夫人の逝去、土木は延寶元年より同五年に至る閑谷學校の完成、京橋の修築、下津井の燈臺、倉安川の開通、公事としては五回の參覲、禁裡造營と巡見使、別に牧馬と銀札發行、狩獵と敬老尙齒の美擧なり。狩獵に就いては公老而益壯なる人意を强からしむるものあり。正保三年より天和二年に至る三十七年間

に於て行はれたる三十二回の畋獵の中、致仕時代の十年間嚴密に云へば江戸參覲五回、五年を除きて在國五年間に十三

床几

座椅子

度、殊に延寶八年公年七十二歳の時の如きは正月廿七日牟佐の高藏山に、二月十八日金川に、二月廿九日鹿久井島に、三月朔日和意谷に、十一月十四日牛田山に、十二月四日熊山に、同五日麻宇那村春日山に、一年七回の多きに及び、加之同五日より陸路東覲同廿五日江戸に着き給ふ。又此の道中にても放鷹あるべき旨豫て將軍より允許ありたり。而して正月廿七日の牟佐の獵に於ては總人數壹萬八千七百七拾四人、獲物鹿五十八頭狐一、猪一、兎廿三、雉七に及ぶと云ふ。此間また公の妹長姫の出なる土佐藩主山內豐昌の生來多病常に湯藥に親めるを憂ひ孝行の道は先づ身體を保全するに在るを諭し謙居を戒め出獵に依て身心を練磨すべきを勸めたる公自筆の書簡數十通傳へて山內家に現存せるが如きは興味深きことなりとす。又此間親政時代の諸改革に關して不斷意を致されしが中にも御廟、藩學校、和意谷、閑谷、井田、借銀の六事に就いては特に公致仕の年十一月廿日附親書を以て泉仲愛、津田永忠に懇囑するところありき即ち津田央氏所藏文書外包紙に御遺書と題したる二人宛の烈公自筆の書簡に「御廟並學校取立候時分より之我等趣意八右衛門能存候事ニ候間彌々以諸事無懈怠宜敷樣ニ心ヲつくし可申事以上、泉八右衛門殿」また「此度於江戸如申付十

二郎儀和意谷之御山、閑谷學問所、井田並國中借長此四品無懈怠きも入可申右之品最初より十二郎ニ申付候へば我等趣意能存たる事ニ候間諸事宜様に心ヲつくし可申候以上、津田十二郎殿」とあるに徴すべし。而して十年の後逝去の年四月を以て曩に賜ひし所の御書付に追記して「近年伊よ志大方我等存候様に罷成大悦此事ニ候。兩人猶以奉公相勤可申候右之書付之外ニモ被申付儀共不怠可勤事」と物せらる。是れ公身後の計に就いて泉、津田二人を激勵し給ひしものにして更に翌五月朔日不豫の爲め寢所に國老重臣を召して後事を懇囑せられたり事載せて烈公御遺定に見えたれば此には略して記さず。

芳烈公の人格

芳烈公は備前一國の改造に先ち自己人格を修養して其の餘を以て社會國家の改造に當られしものなることは既に其の修養期たる鳥取時代の部に於て之を述べたり。而して公は多方面の修養に依りて遂に圓滿なる人格を完成し進んで之を備前一國に實現し此に理想的改造を加へたるなり、此點に於て公の改革は所謂、人を教育せんと欲する者は先づ自己を教育せざるべからず、社會を改造せんと欲するものは先づ自己を改造せざるべからすと云へる順序と一致せるものなり。而して公は其の修養の結果遂に文武の全才、忠孝の權化、皇運扶翼の行者と成り了りたり。而も其の修養の歷程は苦心慘憺、絶大の努力、懸命の精進に出れるものにして實に懦夫も起つの概あり、其の修養の動機如何と云ふに有斐錄に「公未た幼かりし頃、夜毎に寢に入らせ給ひても睡らせ給ふ事もなく曉になりてわづかに枕せさせ給ふ、近侍の人々あやしみいかなる事にや、又煩はせ給ふこともや候と尋ねしにしか〳〵答へさせ給はざりしに、或夜より特に能く寢させ給ひしを又々其故を問ひまゐらせければ、我父祖の蔭により、斯く大國を給はること分に越えたりと思へり。然ればこの國民を

如何して治め養ふべきと、さま〴〵に心を盡して思慮せしにより久しく寢られざりき、思寄りたる事のあるぞとよ昨日論語を讀ませて聞きしに予君子の儒となりて國民を教へ安んずべきと云ふことを知りぬ、是に決斷せし上は別の思慮もなく、よく寢られぬと、仰ありけり。御年十四の御時の事といふもあり、學問思付の最初なり」と見ゆ。洵に父祖の餘慶に依りて賜はりたる大國の民を如何に安んずべきかと寢ねずして苦慮し切に經國濟民の道を求めて止まず、是れ一種の煩悶なり最も眞面目なる煩悶なり、其の本分使命を完うすべき方法如何と煩悶せしなり。孔夫子亦煩悶せしことあり。子曰、吾嘗終日不食、終夜不寢以思無益、不如學也と孔夫子寢食を廢して煩悶し遂に學ぶに如かずと大悟せり。芳烈公も亦、毎夜寢ねずして煩悶し遂に君子之儒たるに徹底せり。所謂、君子の儒とは何ぞ論語一部、君子を說くこと頗る精詳なり。雍也篇に「子謂子夏曰女爲君子儒勿爲小人儒」と。由來「君子儒」は德行文學兼ね備はれるものゝ稱にして「小人儒」は文學ありて德行なきものゝ稱なり。子夏は孔門中、特に詩書禮樂に長ぜしが其弊や文學を重んじ德行を輕んずるの傾ありしなり。一體、孔子の學統は其の門人によりて二流に分れ、曾子は德行を承けて之を子思、孟子に傳へ孟子は性善說を唱へ四端說より仁義禮智を說けり。我邦にては伊藤仁齋之を祖述せり。子夏は文學を承け其後に荀子出て性惡說を唱へ禮樂刑政を以て外より之を矯正すべきを說けり。我邦にては荻生徂徠之を祖述せり。孔子は性の善惡を說かず「性相近ク、習相遠シ也」と云ひて君子の文質彬彬德行文學兼備すべきを闡明せり。要に君子は孔夫子自身の理想とせる所にして、烈公亦文質彬々學德兼備の君子を理想とせし也。憲問篇に「子曰君子道三、我無能。仁者不憂、知者不惑勇者不懼。子貢曰、夫子自道也」また子罕篇にも「子曰智者不惑、仁者不憂、勇者不懼」と實に心の三方面たる知情意が圓滿なる發達を遂げて智仁勇三德兼備の人格是ぞ君子之儒の則るべき君子の道にして孔夫子も烈公も畢竟此の君子の道

を完成するを以て其の理想とし之を基調として經國濟民、治國平天下すなはち天下國家を救濟せんとし給へるなり而して烈公自筆の學庸語孟の四書および學庸語の三書現存し反復數十百回精讀せられ居る事に依て孔子と烈公、論語と烈公の關係を知るべし。聯想す宋の宰相趙普と論語の關係を、趙普曾て宋太宗に謂て曰く「臣有論語一部以半部佐太祖定天下以半部佐陛下致太平」と洵に論語一部よく活用せられたりと云ふべし。而して公の學問系統如何と云ふに初は王學後は朱王兼學なり。有斐錄に「公御一生、國事を御勤勞なされ御學問も初めは王學、後、朱學御尊信被遊世に四君子と稱せし其一人にて天下に名を顯はし給ふ云々」公の中江藤樹及其門流を聘して王學を研究せられし事は溫故雜記に「江州小川の邑中江與右衛門藤樹先生を號す。王氏の學にて道德甚だ高し公御尊敬遊ばされ常に御文書を以て御議論あり。公江戶御往來には大津の邊へ出て見給ひ、或は御旅館へ御招有て御饗應御閑話等あり。先生歿後に神主を西丸に設け給ふ實を尊み士を親み給ふ事是のみならず先生の長子太右衛門を備前に御招き御客臣の御會釋にて甚重し云々」と又其の高弟中川謙叔、熊澤伯繼、泉仲愛、加世次春等來仕へし事。又烈公が藤樹の著、四書經解なる大學解、中庸解論語解を鈔錄して大學要語解、中庸要語解、論語要語解と名け是又數十百回反復讀誦の跡あるもの池田侯爵家に秘藏せらるゝに徵すべし。更に進んで公が王學に依て如何に修養工夫せられしかは其著檢過錄に徵し得べく同書の跋文に「右五十八ケ條實致良知コトハ自ラナキ病ナレドモ覺ヘザレバ、ヲサメガタシ。故ニ日用ニ尤發リ易キ病ヒヲ見ハシ格物ノ助トス大惡大逆ノ如キハ記スニ及バザル所ナリ右ハ我ガ免レ難キ處ノミヲ擧テ、略記ス而已、我志ニ同シキ人ハ此ニ不限、人々ニヨツテ、深キ病ヲハシルシ是シテ克己ノ助トスベシ」とあり以て良知を致し心中の賊を破するの工夫を知るに足らん。晩年中村惕齋、市浦毅齋、小原大丈軒等を延いて朱子を講ぜしめられしことは率章錄に「公御學問、初佛學を被

遊しが忽ち御見破り、我日本の道也とて神學に入らせ給ふ。是も國政に便りなきとて王學を學び玉ひしが親切以て身を修むるに足れりといへども政治に餘ありとせずとて朱學米川操軒の門人中村惕齋、市浦淸七郞、小原善介、申上ぐるを極致なりとて尊信し給ふ。老いて益壯なりとは公の御事ならん」と、申すも畏けれども、後光明天皇の御聖旨に「佛學は面白き事なれとも體はあるやうにて用のなきもの也。天子諸侯は別して人民の主たるものなれば宜しく有用の學を爲すべし。漢唐の古註は適切ならざるが故に朱子の新註によるべし」と宣ひ。程朱の學の開けたるは藤原惺窩の功なりとて慶安四年九月惺窩文集に御製を賜ふなど儒學に對する御態度いかにも光政のそれと一致するを覺ゆるなり。斯て「儒道興隆天下泰平」の烈公の元旦試筆は公の五十一歲の萬治二年、六十八歲の延寶四年、七十一歲の延寶七年のもの現存す。又其志を言明せられたるものと見らる。抑も王學は心學として知行合一、致良知に在りて事功結果を重視するの傾向あり。その所說、英國のミル・ベンザムの Utility 最大多數の最大幸福主義に類すれば、公の開墾水利治水の事功あること當然と謂ふべし。朱子學は學問窮理、知行先後、自我實現說に類し動機を重んずるの傾向あり。グリイーン、ミュアヘッドの Rialization 乃至パウルゼン教授の洽善說に一致す。建學教化ある所以なり。朱熹いな二程子か孔子の遺書として尊奉する大學篇の三綱領と八條目とは全然新カント派の自我實現說と一致す。烈公が大學の三綱領を嘆美せられし事は仰止錄に「市浦淸七郞、大學の三綱領を侍講せし時の御物語に三綱領の重きことは人々粗之を知れとも、眞に知ること能はず、もし眞に知れば行ふこと自から止む事能はずと仰せられしとぞ」と以て公が大學の三綱領、八條目及其の相互關係に依て儒教の本領、孔子教の體系を體得し給ひしこと亦想像に難からざるなり。抑も大學の三綱領、八條目は儒教の本領にして其の德治主義を最も簡明に表明せるもの也。蓋し三綱領すなはち明明德、親民、止至善にして明明德は自己修養、人格

の向上、學德の完成、卽ち仁なり。親民は社會の救濟、仁德の發現、卽ち仁政の施行なり。止至善は儒教の究竟目的にして完成したる自己の理想を社會、國家、天下に實現して自他完成、卽ち止至善なり。次に八條目、卽ち平天下、治國齊家、修身、正心、誠意、致知、格物なり。全文最も秩序的に儒教の範圍を示せるものにして格物は本、平天下は末なり。前段は末より本に歸して逆に示し。後段は本より末に至て順に示す。孔夫子が終生行はんと欲して說きし所實に此の八條目の範圍に出でず、其の目的は全く之を充實するに在りしなり。而して格物とは何ぞ六藝の科を究むる也。烈公の修養研鑽に日も尙ほ足らざる態度を以て精進努力せられし所以の理由此に存す。更に進んで公の根本信條に觸れんか其は「忠孝」なり。寬永十二年四月廿三日公廿七歲その壓尺に「一生心忠孝」と記して之を大目標として備前一國の改造に當れり。是に聯想せらるゝは晦菴朱熹の「存忠孝心行仁義事」と弘法大師の「心住慈悲思存忠孝」とにして儒佛一體の根本精神、空海の佛教神道、慈悲忠孝と朱熹の佛教儒道、仁義忠孝とは忠孝の基調に於て全然一致せることなり。是と同時に畏くも　明治天皇の天地の公道、人倫の常經として我が國に固有なる神ながらの忠孝の大道を宣へ給へる教育に關する勅語と儒教の理想とか其の根本に於て一致せること又事實上朱子學は德川幕府の學、諸藩の學やがて大義名分の學、天朝の學、天下統一の學なることを知らざるべからず。學者或は朱子學を以て德川家康以來幕府筋の御用學問とするものあるも其は末派に拘泥せる皮相の見方なり。勿論朱子學は江戶幕府に採用せられたるが故に幕府筋の御用學問の如く見ゆれども是もと大義名分の學天朝の學すなはち帝王學なり。朱子學の起源は今を距る七百五十年前我が源平時代に支那宋代に出でたる大儒朱熹（一七九〇―一八六〇）が宋學、卽ち理氣性理の學を集めて大成し加ふるに同著、通鑑綱目といへる支那に於ける大義名分の歷史事實を背景とせる仁義忠孝の大精神を發揮せるものなり。後百四五十年を經て僧玄

慧と云ふもの此學を後醍醐天皇に進講し、又吉野朝廷の柱石北畠親房も朱子學を修め通鑑綱目を讀みて大に其の感化を受け神皇正統記を著はして「大日本は神國なり天祖初めて基を開き日神長く統を傳へ給ふ我が國のみ此事あり異朝には其の類なし此故に神國と云ふなり」と喝破し之を後村上天皇に獻上したり。やがて江戸時代の初頃畏くも叡明なる後光明天皇朱子學を採用し之を本朝の學とし給ひしこと既に前に云へり。斯の如くにして我が國に於ける朱子學は上、天皇の學、次に幕府の學、諸侯の學、國民一般の修身道德の學となりし也。されば林羅山は其の著、羅山文集に「本朝ノ神道ハ是レ王道、王道是レ儒道、固ヨリ差等ナシ云々」と云へり。井上哲次郎博士は其の著日本朱子學派之哲學に於て「朱子學は專ら人格の完成を期するに在り。而して朱子學の道德主義の精神は英國の新カント學派グリーン、ミュアヘッド諸家の自我實現說に一致す」と論斷せり。果して然らば朱子は儒學の正統たることは勿論、單に儒學の正統と云ふに止らずして天地の公道、人倫の常經、卽ち人道正義同時に我が道德國家の大精神たる教育勅語の御大旨にも一致す。更に之を程子の所謂孔子の遺書たる大學の道卽ち儒學の本領の其れと比較するに大學の三綱領それは明明德とは自己一人の智德を修めて人格を完成すること、格物致知、誠意、正心より修身に至て人格完成せらる。親民とは其完成したる自己の人格を社會國家に實現すること社會の救濟、道德の實行なり、卽ち齊家治國平天下と云ふ如く一家、一國、全天下に自我を實現すること也。是に至て英國のグーリン、ミュアヘット諸氏の新カント派の自我實現說と一致す。止至善とは此の自己人格の完成と同時に、完成せられたる自己人格を社會に實現することに依て自己と人と自他一切を善くすることゝなり至善に止る也。是は獨乙のパウルゼン氏の所謂自他洽善の極致、愈々人間の究竟理想目的を達成することゝなるなり。

以上公の「一生心忠孝」の決心の由て來る所以を闡明したり。更に公の決意たる忠孝は空海の慈悲忠孝若しくは朱熹

の仁義忠孝を呼んで文の忠孝と稱するに對して之を文武忠孝と呼ばんとす、そは後說に讓る。芳烈公は先づ自己人格を完成し之を備前一國に實現せんとの理想に燃えたるなり、是れ自己の修養に熱中せられたる所以なり。是點に於て五代將軍綱吉の當初の元祿改革の意氣込と相一致するものなるが而して彼のは挫折し公のは一貫したる也。以下公の格物致知たる多方面の修養に就いて述ぶる所あらんとす。

因みに烈公の腹心たる津田永忠御用秘書類拾八通の內に「學者之目立ハ至善にて御座候一命と身代を捨候ハヽ御國家ノ御爲ニ成候至善行はれ申ましき物にては無之と存候、子供之事も御座候へ共其ハまよいト存候、子供ハ子供ノ覺悟次第に御座候」また「忠孝と道理ノ至極ヲいやと申者も無之事」「忠孝ニて無之候ヘハ上下共に不立事之樣に奉存候事」猪右衞門殿へ申上候と云ふ次に「一、とかく一生道理ニ身任せ度大願に御さ候」また「事ニハ大小有之候ヘ共理ニハ大小無之一ツニて候、右何事ニても一事ノ至極ヲ行申度候」とあれば、學者の目的が「至善卽忠孝、卽道理、卽一事の至極」の一貫徹底に在ることを知るに足らん。

知的方面の修養　公の知的方面の修養は讀書家、研究家、著者の三方面に分ちて之を觀察せんとす。

一　讀書家としての芳烈公　萬卷の書を讀むに非ずんば焉ぞ能く千秋の人たるを得ん。聖賢、學者、文人は勿論苟も偉人たり傑士たる者にありては古今東西一律の事にしてケーザル、ナポレオン一世、我が朝にては吉備眞備、北畠親房、德川家康さては新井白石、山鹿素行、松平定信、吉田松陰、皆然りとす。該博なる學問、超邁なる識見、强烈なる信念の源泉は之を學問に求むるより善きはなし。特に烈公に於て此の感深きを覺ゆ公の學問の種類、系統に就いては前述せしか如く神佛儒三教に亘り儒教にては王學朱學、又史記通鑑、通鑑綱目の如き漢史また和書、假名双紙、盛衰記、太平記、

十三經註疏、書紀神代卷等あり。烈公間語に「史記、通鑑等代々之政善惡人の善行惡行を聞、自の戒と仕事可ㇾ然思召也數卷の書を讀覺、事を廣く知ても行の爲に不ㇾ成和書假名双紙、源平盛衰記太平記等其外の書云々」とあり六藝の科孔子の術は云はぬとしても公の旅行用文庫十三經注疏四百十六卷一部は珍品たるを失はざるなり。溫故秘錄有斐錄に「公の折ふし讀せ給ふ十三經注疏から桑にて作りたる篋二つに入れ荷はん樣になしたり。是は述職の時も携られたるとなり。朱書所々あり、公の君子儒を以て自ら期し給へる故にや、心を古の書に潛させたまへる有かたき事なるへし」また仰止錄に「閑谷御遺書の內に唐本十三經注疏一部あり落牒の所御自身に御書足しなされて唐桑銀かな物の御匣二つに入木綿の上包ありて錠前付御長持に入御道中も御持せ被成しとなり」現に池田家文庫と閑谷學校文庫とに各々唐本十三經注疏一部つゝ都合貳部存す共に崇禎十二年己卯我が寬永十六年に完成したる汲古閣の刊本毛詩、尙書、周易、禮記、周禮、儀禮、左傳、公羊傳、穀梁傳、論語、孝經、爾雅、孟子以上十三經の注疏にして、計百四拾九冊各冊大さ竪八寸六分、橫五寸六分共に落牒御書入三枚あり。池田家文庫本のは之を唐桑の篋二個に入れて一荷とし目方拾貫目參覲の途中之を擔はしめて隨時利用せられたるなり。由來參覲交代の長道中を藍輿の中に無爲に過すは無聊極るものにして關西に於ける某大諸侯の如きは線香の火を以て自分自身の被服に燒穴を明けて洩れ出つる烟氣に輿丁を驚かせりと云ふ佚事傑作ありし世に在りて獨り公は輿中に於て讀書修養の三昧に耽りしことは實に前代未聞、彼の好學の聞え高き義尙將軍、綱吉將軍、又羅馬のケーザルにも是ありしを聞かざるなり。唯公の後百六十年佛國皇帝ナポレオン一世に旅行用文庫の設けあり。ナポレオンは各地の征戰に際り各科の圖書數百卷を齎らして軍中に巧みに之を利用せしが大帝の神算妙略又猛烈にして當るべからざる勇氣は此の文庫より迸り出たりと曰はるゝ其れに比して東西好一對の美譚と云ふべし。終りに一言

の附加を要するは、十三經註疏は支那宋代に於て程子朱子の如き大儒に依て、唐の陸德明の經典釋文收むる所の十四經の中、老莊二子を除き孟子を加へて十三經とし南宋の時叢めて之を板刻せしものなるが故に其の系統上宋學卽ち程朱學に屬して特に仁義忠孝大義名分を高調せるものなること。及び烈公の採用せられたる崇禎年度の板本は自ら忠孝之家を以て任じたる錢謙益、崇禎十二年の序文を冠せること是なり。詳言すれは現存「新刻十三經註疏序」の末文、崇禎十有二年歲在己卯十一月二十二日虞山後學謙益序の落欵は「錢謙益印」(方壹寸二分五厘)「牧齋」(方壹寸參分五厘)「忠孝之家」(方壹寸五分五厘)の三個より成り。烈公三十一歲の時に當る。而して烈公此書入手の年時詳かならざれども、先是年二十七「一生心忠孝」の壓尺を座右銘とし給へる烈公の手澤本に此の忠孝之家、錢謙益の序文あることは吾人をして感興更に深きを覺えしむるものなり。

國書に就いては日本書紀神代卷合冊。公の御書入あるものにして是は岡直廬翁の所藏に係るものなり。表紙に「國主松平新太郎光政樣より先祖拜領之書物御同人樣御書込有神主岡越後義直家寶」と記せり。跋文は「慶長(四年)己亥姑洗吉辰正四位下行少納言兼侍從臣淸原朝臣國賢敬識　以　勅本板行」とあり文中に「蓋神道者爲二萬法之根柢一、儒教者爲二枝葉一佛教者爲二花實一彼二教者皆是神道之末葉也、雅以二末葉一顯二其本源一然則、異曲同工者歟、頃學二儒佛一者、夥而知二神書一者鮮矣、物有二本末一、事有二終始一、何棄レ本取レ末焉、於二神國一爭疏二神書一乎。萬機之政尙以二神事一爲二最第一一々々」とあるは神儒佛三教の關係及其の本末輕重の別を闡明して遺憾なく神國神道の本義又發揮せられたりと云ふべし。而して本書に於ける烈公の書入を檢するに「上卷四十二枚は全部書入あり。下卷三十八枚內廿五枚書入、計八拾枚內書入六拾七枚、書入は前後四回施されたるものゝ如く卽ち第一次は朱線、朱點及び朱の書入。第二次は濃墨の細字なるか後ち淡墨にて抹

消されたる部分少なからず。第三次、中墨の中字。第四次、淡墨の大字、時々濃き細字を揩竄せるところ鮮なからず。以て其の研究の上に拂はれたる苦心慘憺の跡を窺ふに足るものなり。次に書入の一二を鈔出せんに經津主武甕槌二神に關して「經武、二神ノス丶ムハ阴(陰)惡ニカチトル也、勇阳(陽)精ノス丶ムカ此ノ二神也。阳ニナツタカ此ノ神德也。カチトル神。阴惡ニカツ也サテ阴ニカテハ、カシマノ呵四魔也、加四魔勝取闇阳ヲ加持シ勝取阳明ニナス也。人ニシテハマヨヒ(迷)ヲヒハライ(追)(拂)本心發見スル心也。天文ニシテハ神寶、日出の旺、人事ニシテ本心發見ノ時。拔十劍ハ勇猛精進也惡魔降伏也ツチニツキタテ丶ハ日神健阳土中ニ入リテカ丶ル心ナリ夜明テ神寶日出スルコトモヒトツニ地ニヨツテアルコト也。根本天ニハ晝夜ナキソ天地トワクル故ニ大已貴と立テ丶見セタリ」。神器に就いては「三種、日、淸淨、鏡ヲシツ。和淑玉。健阳劒也。人ニシテハ三德也。寶物ノ智仁勇ニシテ神ノ三德ヲソナヘタル也。無事ニシテ自ラ根元ノ神理ニ叶ヒ順風ニ帆ヲ揚ケナニヲモナサスシテ自由自在ノ德ヲ得タル也。天先一念而大也依之四時行萬物生云々」と見ゆ、神儒佛三教に涉りて人生觀、宇宙觀さては天人相關の哲理を道破して遺憾なし。按するに神武天皇は、やまと卽ち大八洲日本に於ける皇室の御祖先におはします併しなから我か皇室には更に遠き過去を有せられ、日本紀には日向日本の長さを壹百七十九萬二千四百七十餘歲とせり。建國の由來、國體の淵源は一に天祖の神勅に本つく我歷代の天皇は現御神に坐し皇室の神聖にして尊嚴なる日月と共に窮りなき所以の理由亦此に存す、神代卷は實に建國の由來、國體の淵源、皇室の神聖を闡明せるもの也。烈公夙に此の神代卷を精讀せられ加ふるに詳細なる書込を施されたるに至ては其研鑽の精到非凡なるを觀るへく由來公の我か國體に對する造詣の深遠、信念の鞏固決して偶然にあらさるを知るべし。因みに岡山市國淸寺所藏の芳烈公の肖像及讚は公逝去の後七十八年嫡孫繼政公五十九歲の筆に成れるものなるか其の讚に「夫、儒教は本の枝葉の如

く佛道は其花、神道はこの根なり。柳はみどり花は紅のいろ〳〵にかはるといふも遂に菩提樹の落葉ならまし、色々に染る木の葉もこがらしの吹にし後は山の月影」とあり神代卷跋文と異工同曲にして三教一體國體發揮是卽ち烈公の精神本質なることを知るに足らん。公又、史記、通鑑、國學、和歌、儒書、佛書の造詣深かりしことは後に研究家、編著者としての項に讓り、此には史記、通鑑を愛讀して支那の聖賢偉傑の人物事業を明かにし朱子の通鑑綱目に依て大義名分を闡明し給ひしこと通鑑の如きは支那皇帝の教科書施政の參考書なることを考ふるとき公の讀史の精神眞意の奈邊に存せしかを察し得べきを特記するに止む。

二　研究家としての芳烈公　是は公の筆寫研究を意味す。公自身の筆寫に成れる書冊にして池田家に現存するもののみにても和歌の部壹百貳點、儒書の部三拾八部、雜の部三拾三點、軸物貳拾三點、消息六點、御手本四拾四通、寫經貳部拾貳卷等なり。其他民間に於けるもの又散佚せるもの等に想到すれば實に驚くべきものならむ。蓋し筆寫は普通讀書に比して一段深き研究法に屬し、讀書か單に頭腦と眼の筋肉運動なるに對し筆寫は更に手の筋肉運動に訴へて牢記するの方法なるが故に一般記誦に依るものに比して其の効果の多大なること疑なし。而して其の筆寫文字の精確を期する上に於て公の特に意を用ひられしことは溫故雜記に「寛文元年辛丑二月廿四日於燒火之間、伊木長門、池田信濃へ御咄に惣して書物を寫し候に書落し候事は有之間敷義也、早く書仕廻度と思ふ心より落候かと思召候、一所々々に心を付書候はゝ退窟もせず文字も落間敷候也。司馬溫公は通鑑と云ふ大部の書を自筆にて被書しに一字も不落草字も無之候と也」と王伯厚の自有書契以來、未有如通鑑者と評したる而も二百九十四卷の尨大なる通鑑を自書したる司馬君實を以て書寫の典型として一に之に則らんとの雄圖は人をして舌を卷かしむる概あり。而して烈公自筆の寫本は楷草精粗細大字形筆勢一

ならざれども一點一畫苟もせず一字の誤揩なきは其の用意の周到記憶の精詳的確を證し得べく又徒らに難きを人に强ゆるにあらずして全く自己實行の餘に出づるを知るに足るなり。而して其の筆寫年月日の奥書あるものに據りて筆寫年表を作りて之を見るに寛永七八年公廿二三歳の時に於ける七代和歌集拾三冊より天和元二年公七十三四歳の時に於ける集書二冊和漢朗詠集一卷。長生殿裏君が代壹幅に至る五十二年間殆と隔年位を以て壹點以上通計五拾部七拾貳點に上るを以て公の筆寫研究は其の一生を通じて行はれたることを知る。次に其筆寫本の主なるものを擧ぐれば和歌の部に八代集拾三冊函入外に古今集四卷古今、後撰、拾遺、後拾遺、千載、新古今、各貳冊。古今、詞花、金葉、八代集拔書、各壹冊。風葉集抄、六種、八卷等あり。儒書に四書全一冊。大學中庸論語三書、二部貳冊。同三書要語解壹冊。雜の部に歌道秘藏錄一冊。伊勢物語四卷。盛衰記拔書三冊。承久記壹卷。和漢朗詠集二冊、同集二卷、同二部二卷。新朗詠集、二卷等あり。內四書、八代集等は精讀せられ手澤の跡歴然たり。御手本四拾四通內九通は孫女松子姫の爲に物せしこと明かなるものなり。

佛書にては公三十歳の時父君興國院追福の爲めに寫せし細字法華經壹部八卷を始めとし公四十歳の時故將軍台徳院追福の爲めの淨土三部經壹部四卷。母公福照院へ獻進の細字三部經壹部。別に曹源寺所藏の法華廿八品和歌貳卷等あり。中にも法華經は現に國淸寺の所藏に係り精細明確實に驚くべきものなり。試みに其第一卷を檢するに妙法蓮華經卷第一、竪幅壹寸八分、一行壹寸三分、拾七字詰、五百九行、長五尺五分。軸全高貳寸五厘表裝高壹寸八分五厘、奥書五行「爲供興國院殿前拾遺俊岳宗傑大居士靈前書寫大乘妙典一部、而以莊嚴報土者也。于時寛永十五戊寅稔蘭秋日備前少將光政花押」とあり。是は猫足付梨子地の肩掛函、長貳寸九分、幅貳寸九分、高壹寸參分五厘に八軸共に納め其外を桐の白木

箱、其の外を黑溜塗眞掛函に其の外を黑塗の桐函、長五寸四分、幅四寸八分五厘、高六寸五厘都合四重の函に納め。別に烈公筆寄進狀、經卷奥書と同文のもの一軸を附す。尙ほ此の納經に就いては國淸寺記、元祿二年己巳六月十三日條に「利隆公忌月ニヨリ例ニヨリテ施餓鬼法會執行セラレ綱政公參拜シ給ヒ光政公御自筆ノ法華經八卷ヲ自ラ御持參被遊御奉納卒爾ニ見申候ハヽ損失可仕候餘人ニ見セ申間敷由、和尙へ面命アリ云々」と見ゆ。三部經は慶安元年六月烈公より岡山東照宮別當坊、台崇寺へ寄進せしものにして御日記、慶安元年六月十七日條に「御宮へ御緣起、御たまやへ三部經上ケ申候事」とあるもの是なり又同月廿四日附寄進目錄現存す。申までもなく淨土三部經は阿彌陀經、佛說觀無量壽經、各一卷、佛說無量壽經上下二卷計壹部四卷より成り大さ竪幅、外裝共九寸、長さ阿彌陀經六尺七寸三分、無量壽經下卷二丈八尺五分。各卷共に跋文あり。無量壽經上卷の跋文は「夫斯經者釋尊出世本懷濁世末代直至衜場具足也、于茲從四位左近衞權少將源朝臣光政於備前國岡山創建精舍高照山台崇寺奉安置前正一位源秀忠公號台德院尊牌每日香花

光政筆法華經(國淸寺藏)

燈明茶菓珍膳无懈怠者猶又爲報恩光政自染黃金於筆端握紺紙爪掌令書寫淨土三部修多羅於尊牌前被成奉納訖、正保五年戊子正月廿四日三緣增上寺廿一世辯蓮社業譽上人判判」とあり。又以て烈公の佛典に於ける造詣を知るに足るべく、華頂山檢翁は公を以て「所謂外儒內佛者」と云へることと事實文編に見ゆ。由來公を始め池田家一門に於て寫經盛なりしことは

莨盆・茶器・文房具

公の細字法華經、三部經、細字三部經の外に綱政筆に法華經八軸、三部經四卷、普門品壹軸、本多奈阿子夫人自筆に法華經八軸、三部經壹部、一條輝子夫人自筆、法華經八軸、三部經壹部、普門品壹卷あるに徵すべし。更に進んで烈公は家庭又一門親戚知巳朋友の間に於ける學問研究の中心となり指導者となりて所謂共同研究を試み給ひし如く思はるゝなり。其の數例を擧ぐれば。一、既に述べたるが如く孫女松子姬の爲に手本を書かせ給ひしこと。二、本多奈阿子夫人に就いて明題和歌集之內、冬部下、內、遠炭竈の歌を書き越せと賴み送られしこと。三、一條輝子夫人に良知を致す工夫につき二回に亘りて數千言を寄せ給ひしこと。四、慶安三年七月十五日紺紙金泥にて竪壹寸八分、長壹尺八寸五分の壹卷に細字の孝經を書して御弟恒元、御子興輝卽ち綱政君に與へられたること。五、帝鑑評は公自ら序文を書き、久世大和守、荒尾平八郎、久世三四郎、揖斐與右衛門等四人の共編共筆なること。斯くて公を中心とする研究團體成立したるかの觀あり。されば公の逝去後に於て是等の方々より吊歌吊文又寫經寺納の事あるも決して偶然ならざるを知るべし。

三、著者としての芳烈公。公の讀書講誦、筆寫研鑽か多種多樣なりしが如く編著鈔錄も亦多方面に亘れり其編著には經解として大學中庸論語の三書要

語解あり、是は中江藤樹の大學解、中庸解、論語解に據て多少の變更を加へしものなり。大學は三綱領、八條目、中庸は第一章、論語は學而篇の學而章、子罕篇の絕四章、里仁篇の適莫章、微子篇の逸民章、先進篇の億則屢中、述而篇の君子坦蕩々章、里仁篇の一以貫之章、學而篇の君子不重章、顏淵篇の克己復禮章、以上九章を解す。皆傍訓、句解、主意の三段に分てり。藤樹の訓詁、句解、主意の共れに類せり。修養工夫の方面にては檢過錄あり。跋文に「右五十八ヶ條、實致良知ニコトハ自ラナキ病ナレドモ覺エサレバヲサメ難シ、故ニ日用ニ尤モ發リ易キ病ヒニ見ハシ、格物ノ助トス大惡大逆ノ如キハ記スニ及バザル處ナリ。右ハ我ガ免レ難キ處ノミヲ擧テ略記ス而已。我ガ志ニ同ジキ人ハ此ニ不限、人々ニヨッテ深キ病ヲハ、シルシ足シテ克己ノ助トスベシ」と見ゆ。以上は皆陽明學の立場に於ける經解及修養方法を筆錄せしものなり。隨筆日記に御自筆の日記あり寬永十四年公廿九歲の十月八日に起り寬文九年公六十一歲の二月二日に終る。すべて眞蹟の原本二十一冊又寫本五冊より成る、公一代の實際生活を知るべき重要なるもの也。合著に帝鑑評あり烈公序文の下に久世廣之、荒尾平八郎、久世三四郎、揖斐與右衞門四人の手寫に成れるものなり。又兵書軍用書類にも有益にして興味深きもの鮮なからず軍制改革の條に收めたる軍法及留守掟の如きは共の一例たり。編纂書類に就いては十界及び天命性道あり十界には十界圖及說明、三社の託宣及三輪明神託宣、消息三通、藤樹作三篇、熊澤伯繼、泉仲愛等の作品十餘篇を收む。天命性道には藤樹作三、伯繼作十五、仲愛作一、謙叔作二篇を收む是亦王學、神道佛法極めて自由の雜纂なり。鈔錄に就いては和漢佛に亘り就中、國歌、國文の鈔錄夥しきことは已に筆寫研究の部に於て之を述べたり。玆には代表的のものとして四書五經外典之書拔を擧げん。是は嘉言名句百四拾餘章を摘錄したるものにして之を內譯すれば大學、中庸、孟子、同大全、繫辭、左傳、戰國策、明道、二程類語、邵子、通書、經世書、遺言錄、拈璧警語、居業錄、則言

蒙引、以上十七種、各一章。詩及因知記、各二章。易、象山、近思錄、三種各各三章。家語及學的、各五章。論語、詩小宛、詩蓼莪、朱子、四明公、五種、各六章。小學及讀書錄各九章。性理大全十章。書經十一章。禮記十四章。薛瑄十七章。以上通計三拾五種壹百四拾章なり其該博驚くに堪へたらずや。

情的方面の修養　烈公は文學、詩歌、管絃、書畫等の趣味に於て美的修養深くおはせり。而も樂んで淫せず、淡水の如き君子の樂を樂とし給ひし也。其の詩歌文學に深き造詣ありし事は既に前章知的修養に於て八代集始め朗詠集、風葉集、隣女集曰く何々百首、何々物語、何々歌合等に就きて二部或は三部づゝの筆寫本多きに依て之を知り得べし。又和歌の色紙短冊の類も夥しく現存す。歌に關する尤も大形なるものは、公自畫自贊、狩野探幽彩色の三十六歌仙の大帖、竪壹尺五寸、横貳尺、厚貳寸五分、廿壹枚の內初壹枚終二枚を除き拾八枚三拾六面に三拾六歌仙を配せり。莊麗にして目もあやなり。之に對して最も小形なるは細字百人一首にして竪四寸九分、横三寸九分の紙面、竪を十段に分ち一段に十首づゝを寫したるものなり。國淸寺所藏の細字法華經を觀て一驚を吃したるものも此の細字百人一首を觀は再驚三驚を禁ずる能はざるべし。寛永三年公年十六、九月六日後水尾上皇、二條城行幸に方り和歌を獻す「秋日侍行幸二條亭同詠竹契遐年和歌、嶺におふる松の千年も取そへて君かよはひを契るくれ竹、左近衞權少將源光政」、書道も頗る堪能にして最も書法を好み給ひ弱冠より青蓮院宮尊純法親王に學び、後、中華の書法を模し就中拓本の方法に依て其の筆意を得給ふ。王陽明、客座私祝の拓本の中三字缺けたるを補書し給ひしに其何れか公の補書なるかを識別し難しと云ふ。是は泮宮、卽、藩學校に傳へられ今岡山縣師範學校に存す。由來池田家歷代藩主は烈公はじめ何れも和歌書畫に堪能にして家臣の忠實なるもの又は町村自治上の功勞者に御筆を賜ひしを以て家中若しくは領內民間に拜領物として傳ふるもの鮮なからず是れは一面

整容具

に功勞の旌表となり他方また高尚なる趣味の教育ともなり一擧兩得といふべし。謠曲猿樂に就いても深き趣味を有せられ頗る堪能なりしことは現に侯爵家に珍襲せらるゝ二百有餘の貴重なる能面、また藝州廣島藩主福島家並備中松山藩主水谷家より傳來せる能裝束ありしこと、御筆の謠曲番附、寛永十二年六月二日安宅丸進水式に於ける公自然居士の舞曲。池田出羽邸に於ける謠曲會の案內狀に公自ら「我等は三位より政、はん女、うとふ、可仕と存候」と記せしこと、寛文三年五月廿六日江戶藩邸の饗宴に催されたる舞樂の盛況等に徵し得べし。笛に就ては京より樂人を召され辻伯耆、東修理、窪將監の三人來りて士太夫に樂を學ばしめ給ふ。又橫笛に堪能に在す、其の笛は蘆田鶴(あしたつ)と稱す、「蘆田鶴の雲井に通ふ聲の內にかねてもしるし千代の行末」の歌に因みて中院通茂卿の命に係るもの也。此は後、天朝の御笛師辻山城守に贈られ遂に御物となりしこそ畏き極みなれ。

意的方面の修養　公は常に優柔不斷を斥け文弱を惡み給ひ、硬教育、鍛練主義を實行し給へり。そは幼時よりの公の環境之を然らしめたるが如し。母公福照院夫人の賢明、乳母永壽尼の撫育、國淸公の質素な

る家風、將軍家の饗膳さては興國公の炙治、池田伊賀母の强硬等其の環境の嚴格を徵するに足る。三年紺屋と鍛冶屋をやる覺悟。烈公間語に松永彈正は世智に惡しく賢き者なり「鍛冶屋と紺屋を見て三年の間右兩職を勤むると思候なは立身可致」と申けると也。分厘の針の蟲と尺の劍。半田山にて御野廻の時大なる蜂の巢を御杖にて落し給ふ、蜂飛來る御側の人々左往右往に逃げ迷ふ、やがて走集て御容體を伺ひ奉れば蜂十餘止まり居るも泰然自若として拂はず何れも赤面して恐縮すれば、公宣ふやう「分厘の針の蟲にすら我を忘れて慌てたる振舞もし尺の劍を以て來らば各如何するー」と。雷に打たる。江戸在府の時、大迅雷を冒して登城し御下馬の內を草履取三四人と御步行の際、三四間を隔てゝ落雷あり水汲人足微塵となりて死す御供の面々皆仆れ伏す公一人從容として呼はるゝに氣付き起き上りて追着く彼人足を不憫に思召す、さて御背を見るに衣焦色となれるも少も驚き給はず云々、意志鍛練の結果とは云へ此に至ては驚嘆の外なし。眞勇は强力に非ず。或時御舍弟備後守公の重き刀を所望せしも許されず再三所望して遂に給はる非力にては役立たずと仰せらる備後守いや相應役立申すとて蠟燭五丁を橫に並へ燈し碁盤にて煽き消されて得々たり。公又蠟燭七丁を竪に燈し竝へて碁盤にて下より上に煽き悉く消し給ひ扨て仰せらるゝは總じて腕力は恃むに足らぬものぞとて其の傲慢不遜を抑制されたり。射的百發九十五中。公弓組二十人を選びて麾下に備へらる、或時、山川重郞左衞門と百射の賭的(かけまと)を行はる公九十五筋重郞左衞門九十六筋當りければ御弓を賜ふ、程なく射て山川九十五筋、公九十六筋當て賭の弓を出せと仰せらる先の弓を返さんとす遂に賜ふ山川家に襲藏すと云ふ。攝海に暴風雨に遭ふ。公曾て兵庫の海上にて難風に遇ふ上下皆色を失ひ船奉行岸藤左衞門辛勞甚しく血眼に成て下知す、公藤左衞門を召して死生命と諭されしかは彼忽ち力を得て夢の覺めたる如くなりしと云ふ公泰然自若として顏色常の如くなりしと云ふ、昔大禹江を渡るの時黃龍船を負ふ生は寄也死

は歸也とて何等動ずる所なかりしと云ふ、死生の間に立て從容自若宇宙の眞理大法を悟了したる大覺にあらずんば焉んぞ能く此に至らんや、大聖禹王と大賢烈公と好の一對と謂ふべし。公病中祈禱し給はず。丘の禱るや久しと同一心事なり。不死を願ふの愚。曾て曰く齊君泰山に登望し國事憂ふるに足らされども死あること憂に堪へずと大夫の中その言を聞て笑ふものあり君山を問ふ云く「死あるが故に君齊王たり死なくは先君王にして君王たらず」と不死を願ふこと愚の極なりと、生者必滅は眞理なり、頃日九州大學に內分泌の若返法流行す、秦皇漢武の仙術不老不死を求めたる迷妄に比すべきなり、某哲學者は「人は死あるが故に幸福なり若し不死ならば苦の極ならん」と說く洵に新陳代謝の眞理を悟了せるもの也、凡そ定命以上を望むは迷妄なり、永生の方法は他に在て存するなり。天道一體の本心。公の御言に「人々天道は尊きものと云ふ事は知れども天道一體の我が本心を尊ふことを知らずと、又大勇につきて「千萬人毀るとも爲すべき義は爲し、千萬人勸むるとも爲すべからざる義は爲さず。誠に是こそ大勇なるべし」と。

人物度量　以上說き來りたる如く公は文武、神儒佛、智仁勇あらゆる方面に不斷の修養を積みて一種偉大の人格を完成せられたり。公の强健なる身體と不撓不屈の精神は斯の如にして鍊成せられたるなり。率章錄に「井關玄說公を御見あげ申し退いて歎していへり、其詞溫恭にして犯すべからず、寡默にして親むべからず。言しばしば則に叶ふ、本邦古今君子不聞、もし君子と稱せば公ならんといへり」と、孔子の所謂、訥於言而敏於行なる君子、また溫而厲威而不猛、恭而安てふ仲尼その儘なる本邦古今一人の君子となり給ひし也。特に天空海濶の雅量を有し、思慮周密にして胸中に千山萬嶽の經綸を秘め、雲の如く林の如き文武幾多の人材を羅致して備前一國を理想的に改造せられたり。いでや公の海の如き度量と寬弘とにつきて記する所あらんとす。曾て山內權左衛門に士の心得を諭して「寬弘に

して人言を許容し權高ぶることなく末々までも物申しよき樣に相心得べき事」を示し。石黒後藤兵衛をして淵の底を覗き見せしめて「士の心亦深淵の如くならざるへからず」と諭し給へり。而して公自身之を實行し給へり。直言を容れら

居合刀・鞭・矢・鐵砲筒覆

れたる例としては「或夜御菓子に蜜柑を召上られしに典醫鹽見玄三夜中冷物御用捨然るべしと申すに御止めなされて後扨も危き言ありと獨言し給ふ夫程の事は知て居ると口外せんとしたることよ」と如何に幾微の點までも反省し給ひしかを察すべし。又國の智惠を借らんが爲に諫の函を設けて老中以下末々何事に限らず匿名にて投書せしめられたり內外目安橋は目安函すなはち諫函の所在に因みし地名なり內目安橋一名內下馬橋は今の岡山第一中學校前、外目安橋一名外下馬橋は今の岡山市公會堂前に當る。津田永忠、中川謙叔屢々直諫して憚らず、曾て孝經の爭臣論五人の章を講ぜしめられ家老池田出羽、池田伊賀に各々此に注意すべし虛心坦懷宜しく諫を納るべしとありしに中川權左衛門謙

叔末座より進み出てゝ云く、唯今の御一言國家永久の策なり公威嚴聰明、又瘡痕あり會ま怒らせ給へは一目も見られず冀はくは今後色を和け諫者を賞し給へと。又牛蒡狩の逸事あり。公鷹狩して歸城し給ふ時青地三之丞、今日の牛蒡狩に獲物多かりしやと云しを聞召し何事やと問はせ給へば三之丞先の御鷹狩の日獲物を吸物として賜はりしを有難く頂戴せしに牛蒡計なり扨は今日も牛蒡を捕らせられたりと心得と申す。乃ち料理人を叱らせ給ひ更に雁の吸物を賜ふ」山田道悦の蕗。新參の士、山田道悦一日御前にて物語ありける時、公、蕗を食し給はぬと聞き其故を承りしに先祖護國公信輝君長久手合戰の時、蕗畑にて戰死し給ふ故と仰せらる。「其は殿下には大幸なり、若し田地の中にて戰死し給ひなば公には一生米を食さて飢死し給ふべきに」と。料理人御野廻の御晝休に白魚の御吸物を差上げしに御椀の中に砂氣ありしかば以の外御機嫌悪しく無念の儀と御叱あれば料理人申上ぐる樣恐れながら御椀の中には砂は御座なく候、今日は風立ちし故、公の御口中に砂ありし故なり。御口嗽かれ召上り候へと、吾過てりと笑ひ給ふ」伊賀の母。伊賀の母は加藤嘉明の女なり。公扇子を與へられ、後取返されしに伊賀の母斯くては大國の君たる器量なしとてしたゝかに公の尻をつめり給ふ。伊賀の母は醋い奴と仰せられたり」高木左近左衞門、小姓町の竹林、今の後樂園の東南竹林に鴨多し、家來を遣して之を捕へしむ。公禁制の竹林に網を張るの不埒を咎めらる高木之を聞きて「家來は死刑、私は切腹なり、天晴戰場に討死すべき侍を小鳥に替へ給ふは殿の過也」と云ふを笑はせ給ひて赦さる。昔者、雄略天皇葛城山に獵し給ひて獵に依て善言を獲たりと宣ひしと好一對の美譚なり。更に仁恕の心深く、士を愛撫し給ひしは青地三之丞節季つまらぬ爲め射術見苦しと悲觀せしを笑て銀子を賜ひしこと。山川十郎左衞門の子供の支度にと貳拾兩遣はされしに貳拾壹兩ありしとて壹兩返上すれば取て置けと仰せられしこと。伴食。御在國の間は朝食の御相伴に番頭一人物頭一人つゝ召出され必ず

家內の安否、先祖の軍功其他を尋ね給ひしこと。串餅　出仕の日、重箱に入れたる串餅を一人つゝ御前にて賜ふ旦より暮に及ぶ老臣、倦み給はんことを恐れて氣嫌を伺へは分內狹く士の見參に倦むことを思へども能はずと。艱苦を共にす。御狩。鷹野、御野廻等の際降雨に逢ふも雨具を用ひ給はす御供の人々と共にヒタ濡となり臣從却て恭悅せり。以上公の人物雅量、仁恕の一端を想察するに足らん。

公の進境　進境の人としての芳烈公。湯之盤銘曰、苟日新、日日新又日新。公年十四論語を讀ませて君子の儒を志すや精進不退轉、一生研鑽修養を怠らず。生々發展、自彊息まず。日に新に日日に新なる自己を發見しつゝ其の理想目的に向て一生進境に立たれしなり。之を學問の上に見るに神學・佛學・儒學と段々研究の歩を進め給ひ、儒學も初は王學のちに朱子學を研め給へり。同しく大學の研究にしても初めは專ら王陽明の良知說を奉し中江藤樹の著、大學解に據て大學要語解を書かれしが晩年之を棄てゝ市浦毅齋に就いて其の朱子學の解釋を用ひられしこと既に前に說けるが如し。勿論是等の研究は最も穩健妥當なる眞理を求められしものにして君子の儒の完成、一生心忠孝の大目標に到達せんことを期したるものに外ならざるなり。此の意味に於て彼の轉々として歸趨する所なく徒らに新奇を逐ふものとは全然其の撰を異にするものなり。仰止錄に「上樣は日本國中の人民を天より預り被成候云々」の次に「身修まり家齊ひて國治まるは大學の道なり。首條に御知をひらかせ給ひてと仰せしは此のことはりを知り給ふなり、君子の儒と仰せしは此ことはりを御身に體し給ふなり。御成績の記すべきもとより數多けれど其要を申さば忠孝の德を推して國事におかせ給ふのみ云々」とあるに思合せて昭々たり。而して公の一生七十四年の進境は正に論語に見ゆる孔夫子の一生七十餘年のそれに酷似す。是は公年十四、論語を讀ませて君子の儒たる孔夫子その人たらんことを志したる必然の結果とも觀る

べき歟。蓋し烈公は孔夫子の如き智仁勇三德の兼備せる圓滿なる全人格の完成を期せられたるなり。同時に其は禪讓放伐、易姓革命國たる支那の孔子にあらずして。天壤無窮、萬邦無比、神聖にして尊嚴なる我か日本國の孔子を以て自ら期せられたるなり。篤胤翁の「聖人と人は云へとも聖人の類ならめや孔子は善き人」と云ひけん如く舜禹湯武の禪讓簒奪を敢てしたる聖人の類にあらずして、君君たり臣臣たる大義名分を重んじたる善き人、孔子を以て自ら期し給ひし也。於是乎公は年廿七歲「一生心忠孝」を以て守本尊とし初めは佛學次に儒學、王學のち朱學。而して要は慈悲忠孝。仁義忠孝いな文武忠孝の實現發揮に一貫し給ひし也卽ち年三十にして妙法蓮華經八卷を筆寫して法華の國を見出され、更に年四十にして淨土三部經四卷を寫して我が淨土國家、常樂我淨、眞如の理想國、日本を見出されたる也。年四十八九、祖廟を興して祭祀を虔み、五十歲の元旦、格物の掛物を懸け、自筆孝經の讀初忠孝の試筆あり。五十一歲父子有親の御懸物、孝經の試讀、儒道興行天下太平の試筆あり。而して五十二より五十七に至る六回の元旦には父子有親の懸物、孝經の試讀定例となれり。六十歲の正月、古今集二冊、第二回の全寫本あり。六十一歲、東照宮の造營、藩學校の新建あり六十四歲致仕、徐ろに身後の計あり。六十九歲和漢朗詠集、長生殿裏の御手本を物され。七十四歲の元旦、君が代の試筆書かせられ、忠孝の高札を揭げられ。又「近年伊豫、志大方我等存候樣に罷成大悅此事に候」と申のこされたり。要之、烈公の十四にして君子の儒に志されしは、孔夫子の吾十有五而志學に比すべく。廿七にして一生心忠孝、三十にし

光政筆孝經

て法華經の筆寫は三十而立に。四十にして三部經の筆寫は四十而不惑に。五十前後に於ける祖祭。孝經の試讀、忠孝、父子有親、儒道興隆天下泰平の試筆は五十而知命に。六十にして百廿四の鄕校設置、六十一にして藩校の造營、六十四の致仕後圖は六十而耳順に。七十四にして君が代の歌の試筆、忠孝の高札、「近年伊よ志大方我等存候樣に罷成大悅此事に候」と認められしは正に「七十而從心所欲不踰矩」に比すべきものなり斯の如く其の理想、究竟目的に向て生々進展して息まざりし烈公の人格發展は大成至聖孔夫子のそれに全然一致せるを見ると同時に、公の人格は倫理學者の所謂「知情意三方面の圓滿なる心の發達を遂げて自覺、統一、發展するもの」てふ人格の意義其の儘なることを知り得たり。苟に日に新に日日に新に又日に新なり。是れ進境の人としての芳烈公なり、欽すへき哉。

公の根本信念　烈公は文武忠孝の權化なり。烈公か文武の全才なることは既に之を説けり。但文武は手段にして目的にあらず。忠孝の大義を發揚せんが爲の手段なり。先是支那に孔孟の儒教ありて仁義を唱へ、印度に釋迦の佛教ありて慈悲を說く、共に我邦に傳はりて忠孝の大義を發揚するの手段となりぬ。仁義忠孝、慈悲忠孝是なり。僧空海は慈悲忠孝の弘通に力む、綜藝種智院式並序に心住慈悲、思存忠孝とある所以なり。朱熹は仁義忠孝の宣傳に努むその座右銘に存忠孝心、行仁義事とある所以なり。而して仁義と云ひ慈悲といふ重點を文に置きしものなれば其弊や文弱に流れて王朝末に於ける社會の無秩序を馴致せり。之に對して武士道といへる秩序あり節制あり質實にして剛健なる實行道德は源賴朝に依て創始せられ、皇室尊崇、神佛崇敬、品格ある武士を出せり。然るに是も武辨剛强に偏し其の弊や學問に暗きを致せり。やがて下剋上極まる戰國亂世を經て、勤王の心深き信長出てゝ勅を奉して天下の半を平定し秀吉繼いで全國を統一し。家康に至て水も漏さぬ大經綸を實行し專ら文武を奬め忠孝を勵まして、よく德川氏十五代二百六十五年の治平

を致せり。是れ深謀遠慮なる家康が古今東西の智識經驗の粹を集めて大成したる封建制度の賜なり。蓋し此の制度は文明進歩の一階段として大國民の必ず經驗すべきものなることは東西史實の最も雄辯に證明する所なり。而して此の制度は亂雜なる時代を整頓する必要より起れるものにして、彼の秩序、節制、紀律、鍛錬、獻身、義勇奉公等社會組織上の結合的要素とも云ふへき尤も高潔善美なる犧牲的精神の養成に於て大功あり。武士道は實に此の制度の產物にして一千卷の著書を有する文武兼備の偉才山鹿素行に依て完成せらる世に素行を以て武士道の權化と稱する所以なり。吉田松陰、素行の學問人格に感化を受け「萬卷の書を讀むにあらずんは焉んそ能く千秋の人たるを得ん」を以て一生の標語とし博覽强記識見超邁驥世の異才にして維新の元勳多く其門に出てたること世間周知の事なりとす。而して此の間の世相がすべて文武の顯彰にありしことは武家法度第一條に「文武弓馬之道可相嗜事」を以て劈頭とし再來享保、寬政の改革に際り每に文武の高調を以て一貫し右文左武、文武不岐を以て其標語とせしに徵すべし。予か仁義忠孝、慈悲忠孝に對して文武忠孝を特稱する所以の理由亦實に此に存する也。

烈公は此の間に生れ此間に人となり神佛儒三道を精研し自ら忠孝の人となり、忠孝の家を興し、忠孝の國を建て、國體の精華を發揚し、以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉らんとす。凡そ公一代の改造施設經營一に此に終始す。予の公を稱して文武の全才、忠孝の權化皇運扶翼の行者と云ふ所以なり。

寬永拾貳年四月廿三日公年二十七、壓尺を作り書して曰く「一生心忠孝」と予の烈公を以て忠孝の人と云ふ所以なり。寬永十八年九月十二日、幕府の命に依て池田氏家譜を作り古き家傳に據りて忠孝兩全、小楠公の後胤なる所以を特筆せり予の烈公を以て忠孝の家を興すと云ふ所以なり。公既に忠孝の人を以て自ら任し、忠孝の家を興すを以て使命とす。

更に備前一國を改造し感化して忠孝の國たらしめんことを期す。造次にも顚沛にも忠孝に於てせさるはなし。慈悲と云ひ仁義と云ひ文と云ひ武と云ふも皆、忠孝發揮の手段に外ならざるなり、本末輕重を辨ぜさるべからす。

池田氏の家系に於て公以後歴代藩主楠胤たることを支持して替らざりしことは旣に系譜の章に於て之を盡せり以下忠孝の家風を興し忠孝の國風を樹立せんとしたる公の努力に就いて述ふる所あらんとす。

寛永二十年公年三十五、元旦忠孝の懸物を拜せられしこと溫故雜記に見ゆ「寛永廿年癸未、元日の御規式如例年「忠孝の御掛物、御拜夫より御讀物は御自筆の孝經、御書初は天下太平儒道興隆の八字を遊はさる」と如例年」とあれは此年以前より此事ありしにや。寛永廿年九月、寛永諸家系譜傳成る、此の系譜傳を通して池田家の小楠公の後胤、忠孝の胤、國體擁護の忠臣の家なることは將軍家を始め天下に公開せられたる也。

忠孝の書　修養の章に記せし如く烈公手澤の一たる崇禎十二年我朝寛永十六年刊行の汲古閣本十三經註疏二部、內一部は旅行用文庫。一部は現に閑谷中學校に保管せらるゝものなるか此書は錢謙益の序文あり。方壹寸五分五厘「忠孝之家」の巨印を捺せり、忠孝の書と云ふ所以なり。烈公は在國在府は勿論參覲の道中輿中に於ても此忠孝の書を愛讀し給ひしなり。

是と相前後して烈公は寛永十五年、三十歲父君興國院追福の爲に細字法華經一部八卷を筆寫し、慶安元年四十歲、台德院故秀忠將軍追福の爲に淨土三部經四卷を淨書す。前者は國淸寺に現存し、後者は之を東照宮別當坊台崇寺に納めしものなるが今池田家に現存す。別に年時不明なれとも公が母公福照院の爲めに寫されたる細字の三部經壹部あり。是公、佛教研究に依て我か國の法華經の國のさては淨土、無量壽光の國すなはち天壤無窮の國なることを闡明體得せられ

しなり。空海は我か國體發揮の捷徑は儒佛道三教いづれに據るべきかに就いて比較研究したる結果佛教に據るを最も優れりとする意味より三教指歸を著はし其の目的達成の爲に綜藝種智院を建てゝ庶民の子弟を教ゆるに慈悲忠孝を以てせり。而して我か邦固有の忠孝道德大義名分を闡明する上に於て儒佛二教が如何に効果ありしかは今更に言を要せざる程明瞭なり。或は云はん當時の寫經は理屈にあらずして信仰なりと、實に然り公は信仰も信仰、合理的信仰を有したり其は淫祠を廢毀し破戒責僧を淘汰して以て眞神道眞佛法によりて信仰を確立したることに徴すべし而して其の神儒佛の研鑽に就いては率章錄に「公御學問初め佛學を遊はされしが忽ち御見破り我が日本の道なりとて神學へ入らせ給ふ是も國政に便りなきとて王學を學び給ひしが親切以て身を修むるに足れりといへとも政事に餘りとせずとて朱學云々」と見ゆるによりて其の經過を知るへし。而して根本を神道に置き儒佛二教に依て之を發揮し給ひしことは公の最も精讀深究せられたる書紀神代卷の跋文に「蓋し神道は萬法の根抵たり、儒教は枝葉たり、佛教は果實たり、彼の二教は神道の末葉たり云々」と云へる神本佛迹主義に依りて明か也。先是天正十九年臥亞の副王に與へたる豐太閤の返翰は此邊の消息を道破して遺憾なきもの也曰はく「夫れ我か朝は神國なり神は心なり森羅萬象一心を出でず。神に非ずんは其靈生せず、神にあらずんは其道成せず、增刧の時も此神增せず減刧の時も此神減せず、陰陽不測之を神と謂ふ故に神を以て萬物の根源と爲す。此神竺土に在ては之を喚んで佛法と爲し震旦に在ては之を以て儒道と爲し日域に在ては諸を神道と謂ふ。神道を知れは則ち佛法を知り又儒道を知る。凡そ人の世に處するや仁を以て本と爲す仁義に非ずんは則ち君君たらず臣臣たらず、仁義を施せば則ち君臣父子夫婦の大綱其道成立す云々」と。神道は萬物の根源、神國は萬邦の根本。即ち神道を以て根本とし儒佛二道を以て其の枝葉とするの根據、明かなり。寛文六年八月廿三日社寺淘汰の直後に於ける烈公、

御書出八箇條の一に「權現樣の御意にも神儒佛共に御用ひ成され候との義なり。神道は正直にして清淨なるを本とし。儒道は誠にして仁愛なるを尊び。佛道は無欲無我にして、忍辱慈悲を以て行とす。三教共に斯の如なれはたとへ教はしな〳〵ありとも害あるべからす云々」尙之を裏書すべきものは繼政公筆烈公畫像の賛に「夫儒教は木の枝葉の如く。佛道は其花、神道はこの根なり、柳はみとり花は紅のいろ〳〵かはると云ふも遂に菩提樹の落葉ならまし」神道、我か國體は根本なり、儒佛二教は之を飾るの枝葉花實なり、是烈公の心術本意を直筆したるもの也。

忠孝は我か國體の精華なり、烈公之を「一生心」とし又懸物として元旦先つ之を禮拜し造次顚沛必す此に於てしたり忠孝は松陰の「臣民忠、君以繼父志」と云へる忠孝の一致すなはち世忠にして是我が國體の精華なり。支那に所謂、國亂れて出づる忠臣、家衰へて出つる孝子の如き消極的狹義の忠臣孝子に止らずして。「億兆心ヲ一ニシテ世々忠孝ノ美ヲ濟ス」と云ふ積極的廣義の忠孝なり、是實に我か日本國民不斷の總目標、究竟目的、即ち天壤無窮の皇運を扶翼し奉る精神大道なり。

凡そ忠孝の精神、皇運扶翼の大道の發揮者は古今、楠公父子を以て第一とす。烈公は自己の楠胤たるを表明し自ら忠孝の人となり、一門世忠楠公以來祖先の遺風を顯彰し、藩臣領民悉く忠孝の臣民と化し。土地人民すへて忠孝の土地、忠孝の人民たるを期し備前一國を擧けて世忠の國たらしめんとす。其の實行方法凡そ五。(一)系譜の獻進　(二)和意谷祖墓の經始　(三)後繼者の養成　(四)學校の建設　(五)遺言遺囑。是なり。特に津田永忠日記及手簡に據りて遺囑につきて略說すべし。

永忠日記、萬治二年八月十七日條に烈公楠公の世忠を嘆美して「誠ニ楠殿ハ德ノ廣キ事也主一代ハ申スニ及バス子孫

末々マデ終ニムホンノ心ナク正(　)ハ代々ノ忠ノ士ナレ共一タンノサヽヘニテ大將ヲトリ上ケラレハ士ニナリタレ共少々モウラムル心ナク彌忠ヲツクスト也誠ニ子孫迄左樣ノ風俗殘ル事一ヘニ正成ノ德ノ光リ也ト云也」と時に公年五十一楠氏の一門世忠の大義を咲美して之を永忠に奬め給ふ。先是寛永十八年公系譜を獻進して其楠胤たるを明徵にし、後寛文七年敦土山に先塋に經始し、之を第一廟輝政墓誌中に刻せり。實に元祿五年湊川楠公建碑前廿五年なり。寛文十二年烈公致仕の年十一月廿日附永忠に囑する書に「此度於江戸如申付十二郎儀和意谷之御山、閑谷學問所、井田並國中借艮此四品、無懈怠きも入可申右之品最初より十二郎ニ申付候へハ我等趣意能存たる事ニ候間諸事宜樣ニ心ヲつくし可申候以上」とあるに據れは、和意谷、閑谷井田等建學墾田等の眞意は忠孝發揮の手段なるを知るへく、沖新田の開墾は日本國の土地を拓き衣食を足し、陛下の赤子を安んずるに在りしこと、永忠文書に「一、名ヲ好候へハ沖新田之儀は取立不申候、倉田新田、幸島新田にて私名ノ爲ニハ能御座候、首尾可仕も慥ニハ不被存。二ツ物かけ成沖新田ハ取立不申候、五穀ノ出來不申處ヲ人力ヲ以五穀出來仕、日本ノ食物增候樣ニ被仰付ハ天道又ハ天下ヘノ御奉公と奉存候。又ハ沖新田御普請又は此後、沖新田ニたより仕ル者幾人と申事御座有ましくと奉存候、天道之意味ハかやうノ事と承傳候」。五穀生せさりし荒地を人力にて開墾し日本の食物を增加して民生を安んずるが爲なり。開墾の眞意是に至て明かなり。又一切の國務を以て忠孝の手段、忠國の手段たらしむるに在りしことは元祿八年五月朔日附、日置猪右衞門宛の永忠意見書の一節に「私之儀ハ始終御國ノ御爲ヲ存一生ノ內抽忠義ヲ盡し度大望ニ奉存候ニ付何にもかも打捨申上候(中略)せめて御自分樣次ニハ御用人中並私體もいかやうニ苦ミ候て成共御奉公申上ル時節と奉存候主人親之順なるニ忠孝ハ其筈之儀ニ御座候、不順ニ出合其志ヲ立候事誠ノ忠孝と承候、其段は兼而申上ル楠殿能手本と奉存候」盡忠報國、家老以下諸士すべて

楠公を以て模範として一意之に學ぶべきを主張せり。文中「其段は兼而申上ル」とあれは烈公より稔聞したる「楠公の世忠」は永忠の口によりて屢々老臣等に繰返されたるが如し。最後に公逝去の年、天和二年に於ける元旦の試筆は「長生殿裏春秋富君か代の歌」仲愛永忠宛手翰に「近年伊よ志大方我等存候樣に罷成大悅此事に候」。五月、高札に「忠孝をはけまし夫婦兄弟諸親類にむつましく召仕の者に至迄憐愍を加ふべし。若し不忠不孝之者あらは可爲重罪事」。と掲示せり特に烈公最後の元旦に於て天子の萬年を頌し、後年我が國歌と選定されたる一千年の國風神品を高唱して寶祚の無窮を祝したる公の崇高偉大なる風格、宏遠なる規模に想到する時、吾人は粛然として三たび襟を正さずんばあらざる也。

神武中興論　終りに烈公以下五人の共著に成れる帝鑑評に見ゆる神武中興論を鈔出して其の志の奈邊に存せしかを闡明せんとす。

和國は寶多くして異國より蓬萊の島と呼び此國を望むと雖も武勇に長じたる國なれば其の威に恐れて叶はず、故に神武天皇此の國を開かせ給ひし其の初め此國の地利を御覽ぜらるゝに小國なりと雖も國の地福諸國に優れたり。天地の氣を和したるが故に和國と稱し、小國なりと雖も智も大國につき、人通に神靈なる故に神國と名け給へり。扨憂ふる所は寶多くして夷の爲に望まれ仁義を亂されなんと思召し國常に武の藝に遊ばしめ給ふ。弓馬是なり。故に御身先ちて大慈大悲の仁德を內照根本として神武の威力おはします、故に神武天皇と名け奉る。武勇長久にして國堅固ならんことは儉約にあり。しかる故は君と士と儉約朴素なれば內は心明かに、外は氣力筋體强し。財米を寶とし集むれば、施さゞるに天下にみちみちて、民も無欲に人ゆたかなり。牛馬に至るまで其の食に飽いて人を助く。寶もあれとも無きが如し。眞の重寶となりぬ。此の理(コトハリ)を鑑(カヾミ)み給ひて、天皇御身みつから朴素を尊ひ給ひけるなり。其の仁愛、神武の

德の餘慶によりて此の國の武勇數千年に衰へず。平の一家、奢を極め、源賴朝權を專らにせしより此かた。神武の御政漸く衰へぬ。然れども數千年のあたたまりを以て今に至りぬ。秋既に立といへども暑さ猶ほ殘れるか如し。今より後の世、至急に神武の政を中興したまはずは此國危きに在り。若し永らへば亂賊が爲めに簒はれて畜生國となりてありぬべし。然らずば山川の氣衰へ人弱くなりて國も夭死するにちかし（解網施仁章）

平家の驕僣と賴朝兵馬の大權を私せし以來、神武の御政漸く衰へたり而も滅亡に至らすして倖に餘喘を保つもの畢竟神武の餘烈に外ならず。今日の急務は神武の政を中興するに在り。然らすんば國危く亂賊の爲めに簒奪せられて畜生の國となるべし。然らずんば遂に滅亡に至るべしと。約言せば我邦は神武中興か畜生國か亡國かの岐路に立てるもの也。斷然、神武中興、尊皇倒幕王政復古を決行すべしと云ふに在り。是の指導原理は正に維新の元動を養成したる吉田松陰が松下村塾に掲けたる士規七則の「凡生爲人宜知人所以異於禽獸」。「凡生皇國宜知吾所以尊於宇內」のそれに一致し。神武中興論は維新に於ける幾多の志士が其の改革の目標に就いて種々審議の結果、建武中興、大化改新を措きて直に神武の創業に則りたる卓見に符合するもの也。是畢竟國家人類に對する公の熱烈なる至情と天日を貫く底の至誠とを以て一生を通して日新の進境に立ち精進不退轉の修養研鑽を積まれたる結果に外ならざるなり。

下知具

公の逆境不遇　以上述ふる所に依て之を見れば公の一生は或は得意存分なりしかの如く思はるれども。實は失意數奇常に悪戰苦鬪を續け給ひしものにして此の點より云へば公の一代は成功といはんよりは寧ろ失敗と云ふべく轗軻不遇幾多の迫害壓迫と戰ひたる奮鬪の一生涯なりし也。

第一　幕府の御覺え目出度からず、常に繼子扱を受けられし也。轉封いな減封、姫路、鳥取、岡山と三たび轉封せられたり。石高より見るも祖父輝政は姫路宰相八拾九萬石より父利隆は五拾貳萬石その實四拾四萬石餘、公年八歳父に訣れ翌年九歳鳥取參拾貳萬石やがて備前岡山參拾壹萬五千石。系統上より云へば、もと外様大名にして曾祖父信輝は信長と乳兄弟、殊に小牧陣には秀吉に屬し三河打入を企て家康の虚を衝かんとしたる張本人なり。而して信輝は長子之助と長久手に戰死し次子輝政また討死を覺悟せしか從臣番大膳の諫止に依りて大垣城に退く。斯くて徳川氏に取ては實に眼上の瘤子たり。輝政は家康の第二女良正院普字子初め北條氏直に嫁せしを以て世に北條後家と稱せしを繼室として忠繼、忠雄以下五男二女を擧ぐ。故に公の父利隆及び公光政は徳川氏の繼子孫なり。關原役に輝政大功あり、家臣津田左京公天下を取り給ふべしと云ひて叱責せられたり。永忠手記に「其左京ソコツ者にてテル政様へ申上るは、カヤウに御前の御ゼンセイの後は追て天下は御前へ可參と申候へは、テル政様、殊の外御機嫌損ね常の者に候はゝ成敗も可申付候へ共、左京事は少子細有之候間、免可申候、重而は免申間敷候間、嗜み可申候云々」と忌諱に觸れんことを恐れて如何に深く顧慮せしかを察すべきなり。大坂冬陣の時利隆の戰狀に就きても嫌疑を蒙りたり。要之に備前は徳川氏の外様にして繼子扱なりき。

第二　御家騷動　由來備前にては極祕に附して何人も憚て口外せざりしも由々しき御家騷動ありき。輝政の繼室徳

川氏は長子利隆が中川氏の出にして繼子の故を以て是が毒殺を企て準備成るや。元和元年二月五日殿中にて毒饅頭を盛りて諸子を饗す。第一席は利隆、第二席は忠繼年十七忠繼明敏知らさる爲して利隆の前の饅頭を取て急に之を食ふ德川氏驚愕すと雖も如何ともすべからす自ら毒饅頭を食して卒す。越えて廿三日忠繼薨し翌年六月十三日利隆亦卒す。實に悲慘の極と云ふべし。此事件に關する文獻は攝戰實錄三十一、吉備溫故四十三、雨夜燈、鶴の毛衣、玉露證話、校合雜記雜話燭談、諸家深祕錄等あり。翌元和三年公鳥取に轉封を命せらる。時に幕府武家法度を勵行し、加藤、福島の如き外樣大名多く押潰され、池田家の運命亦危かりしか、幸に賢母榊原氏の苦心に依て全きを得たり。而して家臣中にも瀧川土肥、丹羽、中村の如き外樣筋、豐臣氏の舊臣、伊丹、武山、荒木、加須屋、山脇、早川、又小早川氏の舊臣、藤井、國府等ありて動もすれは幕府の忌憚に觸るゝ有樣なりき。

第三　新田の開墾　鎖國時代に於ける衣食住領民の生活を保障すへき附洲の開墾は領地の增加として幕府筋より睨まれ家中領民の苦役を訴ふるもの、又隣國隣地との訴訟沙汰も起り、種々非難攻擊の的となれり。

第四　社寺の淘汰　是は當時に於ては水戶、會津に於ける淘汰と共に破天荒の事として天下の視聽を集め、各方面より非難ありき。幕府よりも巡見使によりて種々深入りたる調査を行ひ民間の怨嗟反抗、又僧侶神職の攻擊を受け、一時は人民の怨府となりき。

第五　學校の建設　公の最も意を用ひたる根本的改造たる、建學敎化も亦非難され誤解されたり。當時民間の學者として、古學派の山鹿素行、陽明學派の熊澤蕃山、共に幕府官僚より嫌疑を受けて配流の厄に遭へり備前に於ける儒學は初め中江藤樹及其門人熊澤蕃山の陽明學すなはち王學又心學なりしが幕府側に在りては蕃山の心學は儒學に事よせ謀叛

の企あるものと疑ひ。又承應の變の首謀たる別木莊左衛門の陰謀に關係ありとの嫌疑を以て。世子興輝卽ち後の綱政及備後守恒元は大老酒井讃岐守、老中松平和泉守、松平伊豆守、阿部豐後守に召喚せられて取調を受けたり。又公の王學研究に對する其筋の干涉に就ては御日記に「承應三年午八月二日、御上京之刻。一、防州へ讃州より狀。新太郎上京候はゝ心學之事急度意見可然候、主は不可止候得共、家中へ廣まり不申様に可然と狀御見せ候事」とあり。又延寶三年酒井忠清より閑谷學校廢止の干涉ありしに烈公は綱政に與へて「雅樂殿より御申候時貴殿の返事難レ成と承候。我等貴殿に成可申候は、學問の事は御存之外にて上下仕候はでは叶はざる事にて候。其儀を親仕置候を私代に罷成絶申事迷惑に存候云々」と大に頑張るべしと也。此等の顚末は學校の章に具す。

第六　軍備の充實　居レ治不レ忘レ亂、の用意深き烈公。同時に軍備に對する公の自信深かりし事は、永忠日記に「公ハ大德カナ末々ニ至ル迄御心根ヲ不レ存者モ對二上樣一御二心ハナキト何モ存候、アルヒハ鹿狩リ山鷹野ウツラ鷹野ヲ被レ成人ヲ御廻シ御ラン被レ成、又ハ御出陣ノ時ノ人ツモリ、人ワリ、小屋割、舟ワリ、馬ノ積リ、フチカタノツモリ、荷ツモリ、コヤワリ川錢ノツモリ、ナト年々ニ被成ルレ共、上樣ヘノ御奉公ノ爲ト人々存候由也」とある意氣込を以て。山陰山陽兩道を控制して中國に占據し天下に號令すへき雄鎭たる重大使命を自覺せし公は軍制、攻防、動員等すべて有事に備ふる百年の大計を樹てしことは是亦其筋の忌憚に觸れ幾多問題を惹起したり。一日諸侯大城に會して盛に德川家の昌運を頌す。公勵聲一番して曰く、夏目長右衛門三方原に死せすんは、焉んぞ德川氏の今日あらん。と流石は家光將軍、之を稱揚して曰く新太郎智者の一言士氣を振起するに足ると讃せり。而も群小の徒軍事の眞目的に對する認識不足の爲めに如何ともし難きものあり。流鏑馬の奬勵も民間にては馬工郎の所爲と惡聲を放つものすらありき。「明曆三年九月十七日

初めて流鏑馬十番を命す、流言あり因幡にては流鏑馬は馬工郎のする事也と、公諸士登城の時御前にて上泉治部左衞門を召して東鑑、流鏑馬の禮儀の所を讀ましむ」と見ゆ。

第七　文武忠孝　最後に公の一貫精神たる文武忠孝、特に國體發揮の精神は勿論、尾張の敬公、水戸の義公等と一脈相通し、當然すぎる程當然なる大義なれども、是も將軍あるを知て天子あるを忘れたる無學の徒輩より、動もすれば公は幕府の鬼門筋として忌諱せられたり。公の勤王事蹟に就ては禁裡御造營の外に慶安四年以後東覲毎に一條家に止宿し一條家の經濟的方面に於ける後援支持に力を致すと同時に特に禁中に於ける古典古儀の再興に際しては全力を盡して奉公すべきを言明せり。仰止續錄に「古之儀を立又當時之禁中の不作法に成り古風廢れしを一條家殿には再興有之なとゝ云事に物入之事ならば我等勝手何程不自由にても仕可遣候云々」と以て。皇室尊崇の至誠を觀るべし。公の王學より朱子學に轉じたる動機に就いても。其一條家過訪の始まりし慶安四年より五年前正保四年以來畏くも程朱學を奉し給へる後光明天皇の御事蹟と符合するものあり。又和歌和文の研究は其目標奈邊に存すべきかといふ點に於ても天皇と光政との間に偶然か必然か一脈の相通することは承應遺事の記事と對照せは蓋し思半に過ぐるものあらん。光政が軍記物語を讀むに先ちて史記、通鑑、通鑑綱目を讀みて讀者眼を養成すべしと云へるが如き。又御遺詔に因れる火葬廢止と光政の儒葬採用等も考へ合すべき事なり。公の皇室中心、國體發揮の精神に就いては屢々反復縷說したる所なるが、明曆二年の御直書に「上樣は日本國中の人民を天より預り成され候、國主は一國の人民を上樣より預り奉る、家老と士とは其君を助けて其民を安くせんことを計る者也云々」とあり。天とは何ぞ支那的に云へは彼蒼蒼の天、中庸解云、天ハ大虛ノ主宰ヲ指ス所」謂皇上帝是也」西洋的に云へば天國の神にや。我邦にては　天皇至尊至上におはす。我か天皇は支那の天、

上帝、西洋の神と同一位置に在すことは古今の定論、事實にして今更に說明の要なきものなり。我が國に於ける土地人民は天皇の有なること、天祖の神勅に明示せられ、神武天皇以來歷代詔勅、大化改新、明治維新、版籍奉還に實證せらるゝ國民一貫精神の顯現なり。烈公常持の帝鑑評に神武中興論、王政復古論ある所以なり。於是烈公の「上樣は日本國中の人民を天皇より預り成され候、國主は一國の人民を上樣より預り奉る」と云ひ又「開墾は日本の食物を增加し天道又は天下への御奉公也」と云ひし所以明瞭なり。御遺定にも「百姓は國の寶なり一人にても株絕滅するは國主領主の大罪なり、兎角小まへの百姓延び立候樣いたすへく候、奢を防き耕作精出し候樣之世話は云に不及事に候」と見ゆ。百姓は陛下の大御寶なり之を陛下より預り奉れる國主領主は彌々益々之を善美にし奉るべき也。是は烈公の遺訓として世々服膺して時機の到來と共に朝廷に奉還すべき預り物を一層に善美にせられしなり。されば明治二年二月三十日附備前藩主池田章政の版籍奉還上表文にも「右は九代の祖新太郞儀所知之土地人民は決而非我有之旨精々遺訓仕臣章政に至る迄代々服膺仕居申候」とある所以なり。以上述べし如く我邦の土地人民は在昔將軍之を天皇より預り諸侯之を將軍より預り天皇・將軍・諸侯の順序にして根本的歸屬は天皇に在はせば、既に將軍にして大政を奉還し土地人民を返上したる以上諸侯も亦版籍を奉還すべきは極めて當然のこと是に由て我か國體の眞實に復する也、洵に光政之を九代の前に遺訓し、章政中國諸侯を率ゐて之を九代の後に實行す、實に祖孫一體終始一貫の美擧と云ふべし。

要之烈公は　一、德川氏の外樣として繼子扱として幾度か押潰されんとし。二、御家騷動あり。三、開墾に就いては上より睨まれ下より怨まれ。四、社寺淘汰に就いては一層怨府となり、惡病と惡口され。五、建學敎化も批難され誤解され幕府の大官よりも干涉され反心ありとさへ云はれ。六、軍制武備も忌憚され、流鏑馬・畋獵も又惡評を受く。七、

世の中にかほとうるさきものはなしブンブ〱と夜も寢られずとは蜀山人の寛政改革を嘲けりし一首なるが又烈公當時に於ける備前の實情なりき。八、斯くて馬鹿殿樣新太郎は當時に於ける天下の輿論なりき。九、國體發揮に就いては神武中興・尊皇倒幕・王政復古論の首唱者たりし公は又忌憚する所多く遺訓として九代の後に至て始めて之を實現せり。一門世忠・皇運扶翼の行者驗ありと謂ふべし。艱難に生き佚樂に死す、烈公の失意逆境に對する精進不退轉の奮鬪的生活は實に崇高圓滿常住透徹にして卓越雄偉なる公の人格の反映に外ならざるなり。「憂き事の猶此の上に積れかし限ある身の力ためさん」は公一代の雄々しき實生活なり。更に天道一體の我か本心を尊ふべきを喩されたり。有斐錄に「人々天道は尊きものと云ふことは知れ共、天道一體の我が本心を尊ぶべきことを知らぬ」と天人合一の眞理を大悟し遂に以レ氣不レ害レ體てふ辭世に徹底せり定に修養の極致不朽の人格と云ふべし。

> 忠孝は天人合一の道。忠孝は天地を範圍し萬物を會通す。事物の眞實相は法則と生命との二大方面から考察することか出來法則の眞は忠に至て其極致に至り生命の實は孝に於て其究竟に達し、しかも二者畢竟一であるから能く二者であつて夫の眞實相を盡すことか出來ると云ふことである。處は卽ち忠孝一なる所で倫理の言葉で誠と云つて居るもの丶ことである。（西晋一郎　忠孝論）

終焉　天和二年四月、公瘧疾に罹り荏苒瘥えず五月廿二日（陽曆六月廿七日）溘然として岡山城西丸に逝き給ふ享年七十四歲、備前入國より五十年、致仕より十年なり。先是、公病に罹るや、京醫、岡玄昌、有馬凉及、大阪の醫北山壽菴等を延いて之を治せしむ療養至らさる所なし而して百方効なく衰憊日に加はり自ら起たざるを知り、初め後房に臥せしか、後、正寢に徙り、五月朔日池田主水以下重臣十二名を召して遺言あり、載せて烈公御遺定に詳かなり。同五日壽菴

大阪より至り試脈して退く、人に語て曰く、病治すべからす灸藥の及ふ所にあらす命也、大守、從容自若、誠に君子と稱し奉るべしと。同廿二日卯刻（午前六時）逝去し給ふ。諡して芳烈公と號す。按に芳烈の二字は、晉書儒林傳漢武の

光政・同夫人墓　（和氣郡和意谷）

文儒崇尙を贊して「餘芳遺烈煥乎可紀者也」とあるに取れる歟。蓋し烈公の赫奕たる文勳を漢武に比するもの也。古今五千年文武功德の英主を支那史籍に索めて漢武・唐太宗・康熙乾隆の三を得たり。就中漢武を以て第一とす、漢孝武皇帝、嬴秦火坑慘虐の後一百年、一世の大儒董仲舒を拔擢し六藝の科孔子の術を採用して文運勃興、以降支那歷朝の政教德化一に孔子を宗とするに至れり。備前新太郎少將、夙に忠孝の資を以て文武の才を抱き盛に儒敎を興し王仁、眞備に接踵し應神、聖武の偉蹟を翼贊す其の勳業煥乎として千古に朽ちず眞に芳烈の名に背かずと謂ふべし。六月十三日和意谷の先塋に葬る、九月廿三日津田永忠に命して塋域を築造し神道碑を建つ。墓表の一節に「朝臣之爲人也、寬弘而剛毅、篤實而明敏、溫和而有威、其行己也端正而有恒、淡薄於世味、不好虛飾、其事上也、忠信而寡私、故其誠之感人、至侍御僕從、雖未聞其言莫

不信其不貳之節、其事先妣也孝順尤至、愉色婉容不違其志樂其心、定省奉事之誠人皆莫不感慨、其於室家也好合如瑟琴相敬如賓客、其於弟妹也友愛實篤、其於諸子慈教莫不至、故家道肅雍而風治源深、其於宗族亦敦睦而其德顯然爲親屬少壯之重望、其臨下也嚴而恕、自虛能容諫、厲士風導禮義勸良善誨不能、喩戒諄々不倦、故遠近諸臣無不中心懷服以從事、其治民也惠而有義惓々用心於民事、時召郡吏以勸農敎俗瞻窮之道丁寧告戒、是以澤被閭巷而孝弟慈祥頗成風俗、其於聽訟施刑也尤愼重必先令諸司考覈論議而後自揀擇處其當、故獄訟得平而無刑濫之患、其好學之志終始惟一、而至老不怠、平居燕間、必令儒臣講經論道而喜悅不已、是故其發政事者多嘉績、雖時昇平而儆戒無虞師旅行伍之列、行軍屯營之法、斥候控帶之要、未嘗不講究戒令、或因田獵以習兵事、或召壯士以試射御、其文德武備不偏廢如此、是以人皆言、當時若當風塵之時、則其豪氣英邁、必能破堅摧銳而垂功名於竹帛爾」とあり。

祭祀　烈公の祭祀は年始、年末、春秋二季、及、毎朔日、廟祭を行ふの外特に下記八所に於て忌日祭又は法會を執行す。（一）閑谷神社、和氣郡伊里村閑谷新田に在りて公及祖父輝政、考利隆三公の神靈を祀る明治八年縣社に列す。創設由緒、市浦惟直撰芳烈祠堂記に具す。（二）御菩提所、國淸寺。年々五月廿二日繼政公筆公の肖像を懸けて供養す。（三）御菩提所、曹源寺。佛殿本尊如意輪觀世音像胎內に公の鐵牌「通源院殿前羽林次將天質義晃大居士」を安置し且幕牌前勤行ありしか安永九年火災後は祥月供養を行ふ。（四）椿山、閑谷に在りて椿谷とも稱す、元祿十四年烈公の髭髮爪齒を納めて馬鬣封を作り四圍に椿を植う、歲時禮拜す。（五）閑谷學校及藩學校に於て春秋二回の釋菜に方りて公を祭る。（六）岡山神社相殿配祀、寶永十一年十二月十三日宗政の時吉田殿より公の神號を受けて之を酒折宮社內に奉安し之を祀る。（七）金剛藏院及東禪寺、公の位牌を紀州高野山金剛藏院及武州高輪東禪寺に安置し供養を行ふ。（八）後

樂園内慈眼堂、公の御產髮を慈眼堂に納め正五九月廿二日御祈禱を行ふ。元祿十年十一月廿日綱政公筆寫の普門品一卷を納めしこと見ゆ。

餘光　明治四十三年十一月十六日勅して光政に正三位を贈り給ふ、聖恩泉下に及び枯骨光を放つ。公の人格千載不朽と云ふべし。

餘影　烈公不世出の才を以て備前一國を改造し文物典章燦然として觀るべきを致せり。されば其の後代に及ぼしたる感化影響亦甚大なるものあり。（一）歷代藩主の欽慕深きが中にも綱政は第二の烈公と爲りしこと既述の如し。繼政の烈公に對する思慕の深き其自筆に係る公の肖像多きに徵すべし。宗政亦人界の歌、御涼所の歌、酒折宮社に公の神靈配祀の如きあり、以下歷代衰へず十代章政に至り遺命を奉して版籍を奉還せしは其の壓卷たり。（二）公五世の孫、鴨方藩主池田政香は烈公五世の孫なり深く烈公の德業を欽慕し一言一行悉く公に則る世に小烈公と稱す、蓋し烈公餘影の最たるものなり。不幸夭折すその臣、浦上兵右衞門哀悼已ます世を遯れて玉堂と號して風雅に隱れ畫を以て京攝の間に鳴る玉堂、正香の言行錄を編し名けて止仁錄と云ふ青山武忠も亦、小君則三卷、續小君則一卷を著はす皆、近藤篤の君則、烈公の言行錄に擬せしものなり。（三）最後に江戸時代の諸家の目に映したる烈公の一二を擧けんか。（イ）新井白石、曰く「此人周公孔子の道を尊で私に學校を設て物學ぶ事を勸めしかば、幾程もなくて國中の士民悉く其風に化す本朝此事絕えて後、人臣として再ひ振起せし事めでたきためしなり」（藩翰譜）と（ロ）松平定信は紀伊大納言頼宣、松平新太郎光政、阿部豐後守忠秋、板倉内膳正重矩を擧けて寬永の四君子とし曰く「松平新太郎光政は自分の言行正しく古の君子にも恥ちず謙德ふかく身に儉約を專らに民を救ひ國郡を全くせん事を第一の務とせり」（傳心錄）と。（ハ）大澤惟貞

曰く「公御一生、國事を勤勞なされ、御學文も初めは王學、後朱學御尊信被遊、世に四君子と稱せし、其一人にて、天下に名を顯はし給ふ、國中の人一人として、其澤を蒙らさるものはなし（有斐錄）」と（ニ）太宰春臺曰く「夫烈公者不世出之英主得熊澤子而任以國政明良之遇實千載之一時也」と。（ホ）湯淺元禎曰く「會津中將正之殿、後に神公と追號す、備前の芳烈公、水戸の義公、會津の神公有難き君と後に申傳ふと云々」（雨夜燈）。

餘烈　幕末維新に於ける備前の勤王事蹟。由來中國は幕府の譜代、親藩また旗本、代官等多く、爲に維新に處して朝幕の旗幟鮮明を缺ぎ順逆の形勢頗る混沌たるものあり。會々明治元年正月、伏見鳥羽の變あるや藩主茂政鎭撫を命せらる。茂政は水戸齊昭の第九男を以て夙に尊皇攘夷を持するものなり因州鳥取藩主池田慶德は齊昭の第五男にして茂政の實兄に當る、是に於て茂政は先つ因州鳥取藩に牒して曰く「追討之勅命於内府公御脫走に付近隣、津山、勝山、松山、姫路、龍野等兵力を以て去就を問可申心得に候間御藩に而も早々御出兵御應援可被下候事」と更に又使を、妹尾、帶江、早島、成羽、倉敷、龜山領玉島、一橋領神戸、新町、新見の諸家に遣はし檄を傳へて曰く「今般、坂兵於伏見開兵端叛逆之心顯然ニ付追討之勅命相下り尤も德川内府公には申出之趣モ有之强而德川家御討滅に相成候儀ニ而ハ無之との旨厚御達も有之然ル處去六日内府公大阪御退轉ニ相成候哉之由御趣意如何トモ難測御形態ニ於テ向後之被仰譯難相立候間此先如何之朝命被仰出程モ難計並御譜代御去就相決候上ハ御領地不殘弊藩へ御預置申度事、尤不同意ニ於テハ兵力ヲ以テ御相對可仕事」と、速に去就を決すべし領地は殘らす當方に預り置くべし、不同意とあらは兵力を以て雌雄を決せん二個に一個の返事あれと洵に意氣軒昂天を衝くの槪あり。是に至て、烈公の神武中興尊皇討幕、王政復古論（帝鑑評）驗ありと云ふべし。斯て諸家皆恭順の意を表す、即ち姫路藩は正月十六日、松山藩は同十八日、各開城降服し。玉島攻撃は

同二十日、松山老臣熊田恰の切腹に依て平和を克復し、作州津山は翌二十一日開城し、四隣皆平定す。明治元年辰留帳六月廿七日條に「一、御直筆御趣意左之通被仰出（前略）尤於吾藩ハ惶くも芳烈公之被爲建置候善政ニ依て國家安穩之今日ニ至り候儀深く奉感戴候事ニ候間其政蹟を基本として（中略）國政兵政一新之實効早々相立候樣致度思ひ候間何も爲國家勉勵盡忠致吳候樣ニと思候」とありて芳烈公の建て置かせられたる善政に依て豫て大義名分を明かにせるか故に國家安穩の今日に至る、神武中興論の「今より後の世至急に神武の政を中興し給はすは此國あやうきにあり、もしながらへは、むくり（亂賊）かためにうははれて畜生國となりてありぬべし」幸に亂賊の爲に篡はれて畜生國となることを免れたるなり。斯くて又明治元年九月和氣淸麿、兒島高德、楠木正行の三神靈を奉齋して三勳神社とし社殿を造營すべき允可を受けぬ、淸麿、高德は鄕土の大忠臣、正行は池田家の遠祖に因めること勿論なり、是れ烈公の遺風顯彰の一事なり。最後に明治維新に於ける版籍奉還の大義決行は之を時の順序より觀れば、明治元年十一月姬路藩主の上表に依て確定議となれるものなるが而も事實上より仔細に吟味すれは是れもと二百有餘年前に於ける芳烈公の遺訓を實行したるもの也。按に四藩の中長土の二藩主は血統上光政と關係深く殊に土佐藩主豐昌の如きは烈公との關係頗懇切を極め綿々の至情掬すべきものありたれは精神上に於ても其受くる所の感化大なるものありしならん。而して特に備前藩の版籍奉還は遠く烈公の遺訓を實行し祖風を顯彰したるものなること其上表文に明記する所なり、是れ畢竟烈公の神武中興、尊皇討幕、王政復古論の當然の結果なり。終りに備前藩主池田章政より提出したる版籍奉還の上表文を掲く。

今般長薩肥土之四藩ゟ版籍奉還之獻言實に囘天之至論と奉存候、右者九代之祖新太郎光政義、所知之土地人民は決而非我有之旨精々遺訓仕、下官に至兼々服膺仕居申候處右建白之趣ニ而益以感發仕、今日千載之一機非常之御英斷を以

不拔之御國體被爲立候御折衲如何にも御採用ニ相成候御義と奉存候、就而ハ於下官も素方同意之義ニ付、御沙汰次第、版籍奉返上度奉存候間、先收納目錄豫相添差出申候、宜御執奏所希候已上。

（明治二年）三月　池田備前守

四藩主先づ上表して版籍を奉還するや。池田章政上表して版籍奉還、大義決行はもと藩祖新太郎光政の素志なることを宣明したる也。

及薩長土肥四藩奉還版籍公奏曰先臣光政嘗誡子孫曰土地人民維朝廷所有勿敢私焉。章政服膺遺訓謹還納之。蓋藩祖、信輝、輝政、利隆、三公尊崇　皇室光政公特加篤。

（池田章政公墓表の一節）

要之。神武の創業に則りたる明治維新開國進取、宇内雄飛の國是遂行に方りて備前藩主池田茂政、藩祖光政の奉持せし神武中興、王政復古論に基きて藩論を統一して率先大義を首唱し四隣綏撫の英斷に出て尋て章政祖訓を奉して版籍を奉還し中國諸藩をして其の歸向する所を定めて些の躑躅なからしめたり。乃ち知る、芳烈公五十年の善政良治は其の目的とする所。一に皇土皇民を美化し淨化し時機の到來を待て之を皇家に奉還するに在りたることを、爾來子孫相承くる二百年徐ろに善美の民土を保全し、恰も好し明治維新、王政復古、千載の一機に際會するや一門近親諸雄藩相提挈して大義決行、祖訓遂行の英斷に出てたるなり。是に至りて公の遺烈千古不朽と謂ふべし。

〔補傳一〕　備烈公世家　湯淺元禎

備烈公池田氏、諱光政、字新太郎、其先尾州人、日信輝、是爲護國公、當天下戰爭時、以驍勇著、從織田氏平定四方、

明智光秀弑織田氏、公曰、賊弑君、我非殺賊則不瞑矣、遂將擊之、破之山崎、賊殲焉、天正十二年甲申卒、生國淸公、公沈勇有大略、慶長五年靑原之役、大著功伐、爲開國元勳、海內既定、神祖封公于播、食邑百萬石、十八年癸丑正月、薨播州、世子立、是爲興國公、食邑五十萬石、從神祖伐浪華克之、興國公生烈公、慶長十四年四月四日、公生于備前國岡山城、母榊原氏、館林侯康政之女、十六年辛亥、公年三歲、始朝東都見德廟、十八年癸丑、始朝見神祖、賜劍、公自拔劍觀之、神祖大嘆其非常焉、元和二年丙申六月、興國公薨于平安、葬于正法山、公立、三年丁巳、朝命移封于因幡、四年戊午三月、就封鳥取城、六年庚申、朝東都、七年辛酉、至自東都、九年癸亥、猷廟朝平安、公叙從四位下侍從、供奉駕云、寛永三年丙寅、德廟與元子俱朝天皇、天皇幸于二條城、公獻國風之什、特拜左近衛權少將、年十八云、五年戊辰正月、娶姬路侯本多忠刻之女爲夫人、夫人者德廟之外孫女、八年辛未德廟疾大漸、特召見公乎臥內、顧命曰、以敬保元子、公拜手稽首、受命出、九年壬申正月、德廟殂、猷廟立、三月公至自東都、朝命特召、公乘馹如東都、則有移封于備前之命、備藩西方要鎭、於是公任有殷西伯之職云、世相傳以爲榮、八月就封備前、十一年甲戌七月、猷廟朝平安、公從駕焉、十二年乙亥、國家修舟艦樓櫓、舟楫之盛、自古未有、六月猷廟御樓船于品海、諸侯會同、公獨戎服、猷廟問之、公稽首對曰、臣聞、有文事者必有武備、古之善敎也、故臣戎服執事也、猷廟大悅、置酒命之宥、十三年丙子、奉朝命作礫川橋、十五年戊寅正月、世子生、是月大閱于國城南、以妖賊煽亂鎭西也、八月鑄錢行于疆內、十九年壬午七月、新約法十五章、二十年癸未、奉朝命城東都、竣事、猷廟自勞爲植者、賜卿士三人時服白金、正保元年甲申、猷廟賜郊祀神祖之禮、於是七月、建神祖廟于國城東山、二年乙酉、聘召熊澤伯繼、任以大政、語在其事中、三年丙戌四月、國家特命使行拜日光山大廟、慶安元年戊子、猷廟陟日光山祭大廟、元子監國、命公攝政、蓋特例也、駕至自日光山、廼復特使公謁日光廟、二

年己丑、國家賜播之宍粟郡邑入三萬石於公之季弟恒元封之、四年辛卯四月、猷廟殂、嚴廟立、承應三年甲午正月、公朝見嚴廟、公以侯氏德望、位次第一、薩公次之、七月霖雨、疆內洚水、水溢國城、淩淫數日、庶民昏墊、公惕若不寧、使熊澤伯繼董周承之事、濬澮浚渠、決川距南、車載粟米以賑窮民、既而疆內田盡汙萊、公寢不寐、上其事、請得四萬金、愈益給羸弱鰥寡焉、公衣大布之衣、貶食省用、仰而思之、夜以繼日、是歲八月、爲銜筩廢于城橋、以得投諫書、十月十一日、申節用之令數章、明曆元年乙未正月、頒有司諸士守號令、二月修祭祀之禮、萬治二年己亥二月、立宗廟享嘗折衷古禮、三月修軍政、八月定委吏之法、寬文四年甲辰九月、令群臣庶民納封事以薦孝悌忠信馴行之人也、十月命泉仲愛領學政、仲愛者伯繼之弟也、六年丙午五月、壞淫祠、存祀典所列焉、八月創士民殯殮之制、九月得封事、所諫大政之可否百二十八事、擇其可施行者三十二章矣、十月使津田永忠試造學宮、國子八歲而入學、遂著學政、七年丁未二月、申謹量之令、閏二月改葬國淸公及興國公于敦土山、建碑鐫文、自斯之後、公族祔葬焉、八年戊申五月、每縣設塾置學田、六月作士大夫庶民冠婚服食之制、以仲愛永忠爲諫官、命之曰、朝夕納誨、必誦志而訓道寡人、無謂我老而舍寡人、九年己酉正月、經始泮宮、中央爲先聖廟、講堂居南、兩廡爲游藝之舍、七月落成、於是始祭先聖、自斯之後、二月行釋菜之禮、公禮服將事、復屢莅泮宮、使儒臣講經誼、且覩諸生肄業、又畫一井田以擬助法、蓋閱先王之術云、十一年辛亥十月、造社倉、捐粟二萬石、遵宋朱熹之法、以豫不虞也、十二年壬子六月、營西城老焉、嚴廟錫世子命、襲其封國、十月福照大夫人病于東邸、公在東都、侍養不倦、大夫人卒、公哀毀甚、奉柩以歸備、十一月二十六日、合葬敦土山、延寶八年庚申五月、嚴廟殂、十二月公朝東都、見憲廟、九年辛酉八月、公至自東都、天和二年壬戌春、公病痁、四月朔命津田永忠後事、五月二十二日公薨于寢、年七十四、六月十三日葬敦土山、公自幼好學、始刻意佛經、後脫然去其故、述唐虞三代

之德、終始典于學、毅然不渝、及老猶尙臨泮宮無虛日、尊崇師儒、待之如賓、初公幼未親政、先公之舊章、燬于因之鹿野城、於是始命百官、制事典、正法罪、本秩禮、續常職、咸不得仍舊貫、取諸先王之遺文、官不易方、爵不踰德、民無謗言也、公既居藩宣之任、新作三軍、其軍令則寄諸內政、而蒐狩於農隙以講事矣、西備子男諸君來觀治兵之禮也、公於兵法、心醉越侯謙信氏矣、蓋義氣著於心、以其性所近也、故每講武、以謙信氏爲則矣、且選控弦蹶張爲一隊、擬諸左中將源公義貞氏之銳士也、城中有射圃、習無虛日、會公疾不可風、則屏外設椹質使演之、公潛心盡地力、每狩獵與老農談、嘗曰、古人稱、沃野有蹲鴟、而能致富、今乃試之、果不誣也、公剛而蹇、正其衣冠儼然、人望而畏之、而不遷怒、不錄舊罪、容諫之量亦大過人、嘗使博士講孝經爭臣章、士大夫皆侍、公喟然曰、有是哉先王之法言也、卿等亦能容諫改過勿吝、咸稽首、小臣中川謙叔獨長揖曰、君不颺而睥目、不可忤視、聽其言也厲、誰能嬰其逆鱗者、非諫諍之難也、受諫則難也、此君之大患也、君日省其身、戒之戒之、公曰、罪有所在、賞賜謙叔、公下士禮賢、優待甚篤、雖讓其無行者、沒世不出其聲、然及譴其重臣于國之紀、威嚴明斷、不少假云、嘗問往事於石川淸介、對曰、弗識執事御諾淸介、對曰臣屢四體忠誠奉職數十年矣、有勞不賞也、夫忠誠奉職、人臣之義也、有勞不賞、有國之醜也、余故弗敢對、公默然亡何召見更賜邑入百五十石、且曰、寡人過矣、乃謝之、公寡嗜欲、衣服財用、擇不取費、嘗曰、長國家而務財用者小人矣、浚民之膏血附益府資士民實痟矣、則寡人安得肥也、所謂自作孽不可逭是也、故公節儉嚴禁奢蕩、終公世邦內殷富、粟米如水火矣、居恒戒大臣曰、有司之失德、寵賂之由、修以精潔固身、不能以苞苴事人、故數奇下僚、苟以利口伺人、是則覆國家者也、是以諸有司勉勵、期以淸白也、公舟車不飾、宮室不觀、夏日避暑城北中島、設席蒿萊上而已、公薨而民人思之、至今不敢牧馬牛、其事大夫人、定省匪懈、養其志發於中誠、而民興孝弟者、卽表其宅里復之、西備柴木里甚介之類是也、

語在其事中、其臨下、愛而恕、惠於小民、唯政之恭、其聽獄、即得其情、惻然而不喜、曰、必也教而後刑加、嚴恭則樹恕之道也、是以在位五十餘年、未嘗有濫刑、故及公之終、邦內如喪考妣、發引之日、庶民號泣哀叫者數萬人、夫人生一男四女、世子襲封、是爲曹源公、長女嫁郡山侯本多下野守忠平、第二女猷廟子養之西城、嫁一條左府公、第三女嫁姫路侯榊原刑部大輔政房、第四女嫁岡侯中川佐渡守久恒、庶公子曰政言、曰政倫、庶女、其一嫁長府侯毛利甲斐守綱元、其二嫁國臣瀧川一宗、夫人先公五年、延寶六年戊午十月、卒于東邸、庶公子政倫以喪歸葬敦土山、曹源公在位三十九年、正德四年甲午冬十月薨、世子立、今君侯也、百姓追思烈公歌之至今、史臣曰、烈公可謂明德遠矣、其所游覽且思之、况其德教乎、如入左右國家、則作樂制禮、勳業爛焉、且與周召列矣、惜也不施文教於海內焉、典刑號令、其書存矣、今不具列云、延享四年丁卯正月（常山樓集、事實文編）

〔補傳一〕大日本野史　卷一百七十五、武臣列傳第八十三、

光政。稱新太郎。年甫五歲。始謁東照宮。宮賜劍。撫其髻曰。三左衛門之孫也。欲見汝生立。光政直抽所賜之劍。宮曰。檢矣。光政從容收刃而退。宮謂左右曰。眼光烱烱非凡童也。（吉備烈公遺事、）父卒繼封。元和三年。徙封領因幡伯耆二州。九年八月。大猷公賜諱字。敍從四位下。任侍從。（武家譜、武家補任、）寛永三年八月。任左近衛權少將。（補任、藩翰譜、）五年八月。大猷公養本多忠利女。嫁光政。實圓成夫人也。（武家譜、柳營譜略、）九年五月。（或作六月）遷封備前。（武家譜、藩翰譜備考系圖、）寛永十年。大猷公使向井忠勝更造安宅丸船於三浦濱。十二年六月。公始御之。列侯從之於品川。其朝光政乞福照夫人葛衫。表著猩猩緋襦。立式臺揭扇。遂往。列侯或問其異裝。應曰。有所思也。公在船望之曰。異服者蓋備前少將也。乃召光政。光政進座。公乞其襦。賜盃酒。光政起舞自然居士之曲。（申樂曲名、）御舟之禮畢。列侯將直參營。上下錯亂。不能辨知。至臣光政獨揭扇。衆識其所在。家人皂隸晏然云。（遺事、）以寛文十二年老。天和二年五月卒。歲七十四。（補任、續藩翰譜、）法名天質義晃。號通源院。（續藩翰譜、謚號考。）光政尚幼

弱。每夜不寢。黎明僅一睡。其侍臣或恐因其疾。問之、笑而不應。久之一夜能寢。明日侍臣問之。答曰。我因父祖庇陰。受封于大國。任過分。恐懼不安。思治國養民之道。而不能寢。昨日使讀論語。得聽爲君子儒。莫爲小人儒之言。我意決焉。乃得熟睡。遺事、勢免天話草、有斐錄鈔、成童如京師。問治國之要於板倉勝重。勝重對曰。僕職唯裁商賈之獄已。未辨國政。光政曰。老公令名徧天下。何不辨之。曰。試言之。譬取方器中之豉。宜以圓匙。光政思惟少焉。如然如四隅何。曰。僕歷任多年。見智謀才幹之人。不爲尠矣。未遇如卿妙年明敏。委心於國務者。其如此必可欲明察窮四隅。所謂治大國如烹小鮮。請察之。光政大悟謝而去。遺事、澁谷手錄、君則、儒者三宅大道嘗侍座。語曰。頃京師鬻定家贋書者多。價比眞跡。可憎之甚也。光政曰。贋書不害人。何甚憎之。奸人術智盜祿。是贋賢也。或至覆邦家。予甚憎之矣。召伶人於京師學樂。殊好笙。嘗出所藏橫笛。乞銘於內大臣源通茂。中院、通茂取曾良加計梨。左波珥登之遍氐。以久多比可。志母乃阿之太豆。許惠布介奴良武之歌意。題曰蘆田鶴。他日界之於伶人辻山城守。山城者爲天皇之師。其笛終藏內府公。津田左源太永忠者。纔成童。當直不眠。光政試問曰。自鳴鐘何刻。對曰。臣眠不知也。黎明永忠退。光政曰。彼必有爲矣。後命爲監察。時十八歲。是日。諸老臣聞國事畢猶相談話。永忠進曰。斯座非所可長談也。或以聞曰。彼未弱冠。過言如此。光政喜曰。我所見不違矣。一日光政縱鷹而歸。途中以紙結稻。民怪問之下吏。光政聞曰。雨沐風櫛。民所耕穫。我今錯履之。故然矣。畏天也。遺事、國老池田大學以巨珊瑚飾荷包。光政見之弗懌。他日自狹荷包。左右異之。召大學。予之曰。壓口余所造也。大學拜戴視之。麁布爲荷包。烏丸子爲壓口。蓋光政燒火箸鑽之通孔。於是國中好華麗者熄。手錄、鳩巢小說、光政讀春秋傳。至魯君十九歲。猶有童心曰。我好玩禽鳥。又不免童心矣。卽悉放焉。當在江府。詣東叡山。會驟雨。更服于草上。某啓諸侯各有宿坊在。光政顧曰。然乎。無幾有司請置宿坊之備。光政作色曰。夫祿以養士。何充之于宿坊。光政母福照

夫人。天賦嚴格。不妄擧動。如泥塑。又光政定省不懈。或下庭自穿土栽樹。雜兒戲以慰之。夫人嘗言。未近見荷挾箱。光政即取箒爲之狀。夫人粲然。適政言在側。夫人强之。不起。光政叱曰。苟有封國。三牲之養。不足言也。鄙事迎歡。最爲孝養。汝何不省焉。或時在江府。群侯登營。有慶賀之事。光政謂衆曰。夏目長右衛門。如不死則不見今日矣。味方原之役、夏目正吉、代東照宮戰死、故光政云爾或勸任官曰。單稱新太郎。不亦鄙乎。光政應曰。我過府下。見鍛工猶稱大和守。或鏡磨大椽者。我不欲之也。酒井忠淸。職爲大老。威權盛大。光政迎享數回。嘗責其不忠。忠淸語塞。少焉曰。卿今一旦任少將。何不欲。答曰。進中將何益。若加封地。我敢欲之。每年元旦。掛忠孝軸拜之。就机必先讀孝經。試筆則必書天下泰平。儒道興行八字。一日謂左右曰。近頃我莫大過矣。泉仲愛對曰。言非也。光政變色入。仲愛退。畏而不出。明日光政問之。從容慰之。仲愛感謝。光政告老之後。會初夏談偶及螢。子綱政聞之。下令於郡邑。獵此贈之。光政知其由。嘆曰。農事方劇。我奚爲玩好妨之。遺事、光政嘗言。諺所謂禍者從下起。是豈然乎。下民者因上之所導爲禍福耳。所由在上。不可不誡也。光政每事尙輕便。田獵山野。恒用腰行厨。老臣伊木長門從焉。當午正。光政輕用腰厨。長門設帷幕。酒食盛饌移刻。光政俟之不到。馳人促之。長門駐其人。令頒食。及數人皆然。光政焦思。竊使覘之。歸報其狀。光政忿歸城。召長門詰之。長門正色曰。臣從渴使君頓糧食耶。勢免天話草、光政好學。尊聖賢之道。設爲學校。擧熊澤了介任之。敎化大行。藩翰譜、封域中有兄弟爭畔者。不從場官之命。光政使泉仲愛裁之。仲愛乃召兄弟於邸。令曰。公事繁多。少時可俟。寘兄弟于一小室。終日不見。畀食令浴。日暮復令曰。公事未終。置一手爐於兄弟之間。兄弟背火而坐。不曾交一言。如此過數日。猶不哉。之時寒威方嚴。兄弟漸倚爐。終交語。及考妣。相與動追慕之情。既而兄謂曰。初某使勸我。與汝爭田。事到于此。實似無益。不如輯穆解爭。務耕稼。何如。弟曰諾。遂請止爭。仲愛乃出見兄弟曰。女等同胞。父母遺體。執爭何破

骨肉之親。今復其本。可嘉矣。諭而遣之。（諡家手錄、窓乃口號、）光政恒言曰。治國家者。恩威而已。無威嚴則下不從。無恩惠則衆不服。宜施恩正法。以明賞罰。無恩則威不行。無威則恩不重也。且通下情爲要。不然則恩威猶有所塞。而非聖教則不能知其要也。光政欲出命駕。前夜適雨。家人啓曰。泥新矣。待明日可乎。曰否。害事。家人不得意。復請之。光政曰。今以雨故延之。他日以雨生懈矣。（手錄、君則、）嘗置一匣于牙城南門橋上。以受諫書。每郡設鄕校。登豪師。教授子弟。當此時。藤井懶齋撰近世孝子傳。孝子十有三人。而出於備前者六人云。封疆頗廣。荒陬辟壤。匱于醫藥。因分遣善醫者。稟給有數。且毀淫祠者。凡九萬餘。所修理正祠七十餘。所剎滅佛寺有等。僧徒脫緇歸化者頗多矣。（史氏備考、）子綱政。政言。輝錄。綱政襲封。累遷左近衞權少將。稱伊豫守。政言。輝錄各割封邑。列侯籍。子孫相繼。

〔補傳三〕　嚴有院殿御實紀卷四十四寛文十二年六月十一日條云

（前略）光政は故武藏守利隆の長子。母は台德院殿の御養女。實は榊原式部大輔康政か女なり。備前岡山にて生れし時。台德院殿より牧野豊前守信成を御使として岡山に至て。青江の御刀。信國の御脇差を給ふ。慶長十六年三歳にて初て江府に參り見え奉りし時。台德院殿より來國俊の御脇差を下され。十八年五歳にて神祖に見え奉り新藤五の脇差を下され元和二年六月十三日利隆卒しければ。翌日襲封して播磨一國を賜はり。三年播磨を改め因幡伯耆兩國を給ひて三十二萬石になる。鳥取城に住す。四年二月初めて就封の暇下されし時。國俊の御刀並に御馬を給ふ。九年前代御上洛ありて。八月六日將軍宣下の時、從下の四位して侍從にすゝみ。御諱の一字たまはり光政と改め。直綱の御刀たまはり。乘輿して扈從し。寛永三年八月十九日左少將にのぼり。九月六日二條城行幸の時扈從し。和歌の御會に列す。五年大樹院御方の女を嫁せしめ給ふ（大樹院御方本多中務大輔忠刻にそはせ給ひて設たまひし所なり）九年六月十八日因幡伯耆を改め

今の城にうつり。備前一圓に備中數郡をそへて領す。今日致仕して後。天和二年五月廿二日、七十四歳。岡山の西城にて卒せり。この人幼より儒道を尊崇せしかば。死に先ちて棺槨、衣衾、墳墓。神主等の制をこと〴〵く定め。小祥大祥の祭祀みな古禮によりて、世俗浮屠の法を用ひしめず。永く其の國法になしけるとぞ（日記・寛永系圖・藩翰譜）世に傳ふる所は光政五歳にてはじめて神祖にまみえしかは。御膝下にめしよせて髩髮をかきなで給ひ。汝は三左衛門が孫よ。早く人となられよとて御刀とりてたまひしを。光政そのまゝさやをぬきはなし。刄を篤とみければ。あぶなき事よとて神祖その柄をとり。さやに納めて授けたまひぬ。光政退く後、あの小兒眼光のすさまじさ。たゞものならじと仰ありしとぞ。神祖御識鑒少しもたがはずして。光政干戈漸く治り、騷亂いくほどならぬ時に生れ。はやく聖人の道を尊崇し。元旦には必ず忠孝の二字を壁上にかけて拜し。また自筆せし孝經をもて讀初とすること生涯怠らず。其頃江州小川の邑に中江與右衛門とて。當時德行の聞えある隱者あり。光政厚く之を信じ。隔年述職の時には。大津の驛にむかへて講義をきゝ。議論徹夜にして倦まず。與右衛門死に及び。彼が神主を城內に祀て常に禮拜す。ゆへに其の門生熊澤次郎大夫をはじめ。召して家士となし。あるは擢擧して國政をあづけ。あるは左右に侍して顧問に備る者少からず。和氣郡和意谷の山をさだめて歷世墳墓の地とし。馬鬣封神道の碑をたて墓表の文詞を彫しむ。家士に至るまでもこと〴〵く喪祭の禮を用ひ。浮屠の法を用ゐず。國內の淫祀萬餘區皆毀ちて妖妄を禁ず。安仁の神社は延喜式に載せられ古より祀典に列りたる社なればとて大に崇飾し。年々一族の家司をして代拜せしむ。また國內に東照宮造營するに及びて莊嚴善美をつくし。春秋祭祀心を盡し力を用ひずといふ事なし。靜谷といへる地に。泮宮の制を擬して校を興し聖像を設け學田を置く。廣く生徒を教習し。郡邑に鄕學をいとなみ。里正等を師となし。農商に至るまでも孝弟のみちを學ばせしかば。そ

のなかにも讀書德行のものあまた出きて。孝子善人旌表せしもの少からず。かゝる事ども本邦に絶て久しく聞えさりしを。光政一諸侯の身をもてふるひ起せしは。めでたかりけるためしといふべし。されはその國にては村嫗里兒か麥舂歌にも、道德を稱したる事を口ずさむにいたる。又和氣郡に井田二所を設け。上井下井と號し。同井通力の遺制をこゝろみたり。また社倉にならひ。二萬俵つゝ米を出し。小息を加へて窮民を扶助す。我邦の人貴となく賤となく。邪教を禁せんかため宗旨査檢とて。各家香火院の宗旨劵をさげしむるならはしなるを。備藩にては江戸に請て神社禰宜等をして邪教を監察させ。證狀をさゝげしむ。此人ひとり文學にふけるのみにあらす。武を講することもまたなみ〳〵ならず。中にも半田山に狩獵するときは、周家大閱の遺法をまなび。旌旗を立列ね卒を分ち。弓銃を左右にそなへ。一族の大名藩士等を軍師となし。金鼓進退をとゝのへ。又麥藏川手の高櫓にのぼり。船手の水主楫取等か競渡の根を試み。其身はこと更射法を好み。寢室の側には卷藁を置て朝夕賭弓百手の戲をもて娛樂となす。翰墨は青蓮院尊純法親王のあとを追て。晩年には唐宋の古法帖にさかのぼり。音樂は辻、東儀、窪、などいへる京伶を常にまねき、これまた堪能たりしとぞ。これ等の技藝はしばらく置て其の嘉言善行の類はかの藩士等が記載せる。有斐錄。烈公遺事。烈公嘉言などいへる書に詳悉し。また旦夕政事に心をゆだね。民をめぐみ。吏治を勵しけるさまは、國內に施し行へる法令條約の類をあつめたる、備藩典刑、備藩令條などいへる者につばらなれば、今其大綱をあげて。其人となりを概見せんとするのみ（有斐錄・備藩典刑・光政行狀）

〔補傳四〕　烈公の性格、大猷院殿御實記卷廿八、寬永十二年六月二日條云

新造の安宅丸御覽の爲め品川にならせらる。この安宅丸といふは。一昨年より向井將監忠勝に命せられ。相摸國三浦

三崎にて作らしめられしに。今年に至て成功せり。この船龍頭鷁首をよそほひ。その大きさは三十尋、銅もて是を包み三重の櫓を設け。あたかも城郭の如し。五色の幔幕をめぐらし。五色の船印を立て。艪二百挺、一挺ことに水手二人。すべて四百人なり。螺大鼓を以て進退す。堀田加賀守正盛、松平伊豆守信綱、阿部豊後守忠秋早舟にのりて指揮をなす。御先は歩行士の早船一艘。次に小十人組の早船一艘。次に龍王丸。五十挺立。中奥の輩目付小十人歩行の頭これにのる。次に天地丸、八十挺立、これを御座船とす。次に小早御馬舟。次に大河御座大龍丸には鷹間詰。小姓組番頭。大目付。寺社町奉行。勘定頭。作事奉行。目付。進物番是にのる。次に小早二艘をならべ。兩番士これにのる。安宅丸は兼て品川の湊にうかへ置。その所にて天地丸よりのりうつらせ給ふ。將監忠勝御祓熨斗折等を御前に獻じ退て船魂祭をなす。仙臺中納言政宗卿。松平新太郎光政はじめ。諸大名は兼て品川の海岸に待むかへ奉る。やがてその諸大名を御船に召され饗せられ、御盃を賜はる。諸大名各伊達衣裳を着し舞曲を奏す。松平越前守忠宗と光政は自然居士の曲舞をつかふまつりたりとぞ。けふ供奉の輩は井伊掃部頭直孝。松平下總守忠明。保科肥後守正之。井伊靱負佐直滋。松平隱岐守定行。本多甲斐守政朝、水野日向守勝成、小笠原右近大夫忠眞、奥平美作守忠昌、松平式部大輔忠次。酒井宮内大輔忠勝。松平周防守康重。牧野右馬允忠成。松平越中守定綱。石川主殿頭忠總、戸田左門氏鐵。水野隼人正忠淸。本多能登守忠義。松平和泉守乘壽。大久保加賀守忠職。本多下總守俊次。本多伊勢守忠利。松平大膳太夫忠重。松平山城守忠國。菅沼織部正定芳。小笠原信濃守長次。井伊兵部少輔直好。松平主殿頭忠房。又立花飛驒守宗茂。加藤式部少輔明成もまかる。老臣は土井大炊頭利勝。酒井讃岐守忠勝。並酒井阿波守忠行。土井遠江守利隆。酒井備後守忠朝。稻葉美濃守正則。高力攝津守忠房。青山大藏少輔幸成。內藤伊賀守忠重。松平右衛門大夫正綱。板倉內膳正重昌。伊丹播磨守康勝。久貝因

幡守正俊。井上河内守正利。水野監物忠善。小堀遠江守政一。醫官半井驢庵成近等なり。忠勝父子三人とも御前にめして懇の褒詞を賜はり。安宅丸を改め天下丸と稱すべき旨仰下され。申刻に及ひかへらせ給ひしとなり（日記・吉備烈公遺事・天享東鑑・家譜）世に傳ふる所は此日松平新太郎光政は猩々緋の羽織を着し。軍扇を手にしたる躰。海岸に立ならびたる諸大名の中に。殊更目立て見えけるに。御船より遙に御覧ぜられ。あの衆にたかひたるよそひせしは。正しく備前少將なるべし。早くもよびよせよと仰ありて。小船をつかはされしかば。光政其舟にのりて御座船に參りければ。其羽織我に得させよと宣ふにより。かの猩々緋の羽織を脱して奉る。直に御盃賜はり舞つかまつるへしと仰ければ、光政とりあへず腰なる軍扇を開。自然居士の曲舞をまひけるに。海岸に殘りゐたる諸大名これをみて。愕然たらざるものなかりしとぞ。夫より追々に諸大名を召して、御盃賜ひ。舞はてければ、早いとまとらするぞ。何れも城へ來れと上意にて。諸侯皆暇申て海岸にかへりしに。諸家の從者はるかへだてたる方にこぞりありしかば。急によぶ事能はざりしが。光政かの軍扇を高くかさせしかば。遠方の從者速によりあつまりぬ。さて光政諸大名にむかひ。各の從者急に集るべからず。先某が邸に來られ。一同に從者をあつめて靜に登城すべしとて。諸大名をおのか龍口邸中に伴ひかへり。かく多の人に即時に盛饌を供しければ、人又大に感歎せしとぞ。こは兼て光政かくあるへしと思ひければ。家士伊木長門といへる者に示し合せ。六七十人を饗する程の用意を備けるといへり（光政行狀記）

軍扇

以上に於て現はれたる、機智、豁達、豪快また大膽にして不敵、傍ら人なきか若く到る處として可ならざるはなき振舞、而かも、大混雜の中に一糸亂れざる統制ある指揮裁量は人をして徐ろ痛快を覺え浩歎禁ずる能はざるものあり、是れ又當年に於ける、烈公性格の一面を觀るべきものと謂ふべし。

〔烈公肖像〕

文獻に徵するに烈公肖像は數幅あるも現存するものは侯爵家所藏のもの二、即ち筆者不明のもの一、延享三丁卯空山公筆のもの一、別に國淸寺所藏空山公筆一、都合三幅なり　左の如し。

一、光政公尊像　繼政公畫　林信充贊　一幅　池田侯爵家藏

贊云

延享丁卯正月朔日昧爽、左近衞少將繼政君、夢見祖考羽林光政君、乃審其貌遽自援筆以畫此像、三元之始、喜夢得全、崇信念祖、感通希賢、畫貌惟肖、貽謀相傳、孝孫有慶、受祐於天、從五位下守大學頭林信充謹贊

二、添書（芳烈君神影後記）云

延享乙丑寫光政賢公之影、記其事於別幅併藏於學所、實曆庚亥十一月十七日　羽林入道空山　御判

三、函入　表書云　芳烈君神影記　裏書云　延享三丙寅年正月十四日

記云

夫學宮首善之地風化之所由也、故治國者不可不重之也、寬文年中祖考故羽林光政公新建學校以使諸子之子弟學文習武、天和二年二月十六日先考羽林綱政公自題至聖先師之神位、安置于中室始修釋菜之禮、羽林繼政朝臣一日視學庫所藏祖考之影像恨德容不相似故

親筆神影授學監市浦直方以掛于中室之側每歳釋菜之日使生徒拜之庶幾永述文祖之盛事云爾

右之畫像依安置學宮加筆爾　　印

由是觀之空山公繼政寫し給ふ所のもの、延享二乙丑、同三丙寅、同四丁卯の三幅にして、内、四丁卯畫林大學贊の一幅現存す、而して是と共に侯爵家現藏の一幅筆者不明のものは元學宮所藏前記「羽林繼政朝臣一日親學庫所藏祖考之影像恨德容不相似云々」とあるものなる歟。

四、光政公肖像　繼政公筆　一軸　　國淸寺藏

贊云

夫儒敎は木の枝葉の如く佛道は其花、神道はこの根なり、柳はみとり花は紅のいろ〳〵にかはるといふも遂に菩提樹の落葉ならまし、色々に染る木の葉もこからしの吹にし後は山の月影

于時寶暦庚辰年十一月廿二日　　源朝臣繼政入道空山謹書

以上空山繼政公筆に係る芳烈公畫像は延享二乙丑、延享三丙寅、延享四丁卯及寶暦十庚辰の四種にして共に孝孫たる空山公が念祖の至誠感通の結果と多年丹靑を勤しみたる成果に因らずんはあらざる也。而して現存空山公の筆として明瞭疑なきものは、侯爵池田家所藏の延享四丁卯及國淸寺所藏の寶暦十庚辰の二者なりとす、是は年代に於て多少前後の差はあれども共に神采奕々德容相應じ颯爽たる公の風貌を窺ひ得て遺憾なきものなりとす。

附記、國淸に於ける芳烈公法會及御畫像に就いて、

珍山和尚筆　通源院殿肖像記錄

夫以前羽林光政公者生前儒敎專要而卒去之後其敎猶傳現每歲就于祖廟御忌祭之禮法無怠雖然當寺之靈堂安置尊牌號曰

通源院殿前羽林次將天質義晃大居士、年來平素勤行無倦（下略）

文化雜纂 住持大綱、　通源院殿前羽林次將天質義晃大居士　　松平新太郎光政の條に

（前略）國淸寺御位牌並保國公自筆ノ御畫像有供米五俵附御安位ノ時分不詳　曹源寺ニモ御位牌有供米十俵　記按ニ曰烈公儒法ヲ以テ御葬式有シカハ御年回御法會モ行ハレス御像閑谷學校芳烈祠に安置有シカハ芳烈公ト唱奉ル　保國公ノ命ニテ學校ニ公ノ御像ヲ安置有ケレハ春釋典ノ時俱ニ酒食ヲ獻テ奉ラセ給フ　又秋ハ芳烈祠ニテ大成殿釋奠ノ時俱ニ祭ラセ給フ云々

住持大綱　元祿十二年己卯年記極月十一日條下云

每歲年頭御禮に大守公綱政　國淸院、大義院、通源院三人へ金子一ツ宛持參之所辰正月より森川藤七より申來候ハ通源院相止　護國院ヱ御備有

と見ゆ。惟に　通源院菩提所として今年曹源寺堂塔落成せしを以て國淸寺に於ける此の儀を廢せられしならん歟

住持大綱卷六云

一、通源院殿御畫像　筐ノ蓋ノ內ニ御自筆ニテ御書付有

繼政公御自畫御賛歌有延享二年丑十月廿五日御持參外ニ珍山記錄有

御　賛

夫儒敎ハ木ノ枝葉ノコトク、佛道ハ其ノ花、神道ハコノ根ナリ、柳ハミドリ、花ハ紅ノ色々ニカハルト云モツイニ菩提樹ノ落葉ナラマシ

色々ニ染ルコノ葉モコガラシノ吹キニシアトハ山ノ月影

于時延享乙丑年十月二十二日　嫡孫　羽林繼政謹讃書判　御判

夫以前羽林光政公者生前儒教專要而卒去之后其教猶傳現毎歲就于祖廟御忌祭之禮法無怠雖然當寺之靈堂安置尊牌號曰通源院殿前羽林次將天質義晃大居士年來平素勤行無倦于玆龍次乙丑延享二年十月廿有五日嫡孫羽林繼政公頻被抂駕於禪室於于方丈之西予微膝下曰當寺者歷代菩提道場而肖像牌等無闕然　通源院殿者儒道而無肖像是故這回所藏于城中以尊影公自模寫之以欲永使兒孫成禮拜也予謹拜納而開函威雄堂々如在然他日歲首盂蘭盆其外毋公佛拜之節者奉掛靈堂而可同國淸院殿與國院殿趣乎予謹奉尊命豈堪感佩謝曰多年於靈堂勤行無怠他時猶隨尊命可奉追善大居士冥福云爾　國淸現住　神珍山　謹誌焉

とあり、現存の御畫像は「寶曆十庚辰のもの」なるに住持大綱には「繼政公御自畫御賛歌有延享二年丑十月廿五日御持參外に璽山記錄有」と特筆せり。同しく國淸寺の所藏にして其の現品と記錄と相異する所以を案ずるに國淸寺奉納の畫像も亦學宮學庫所藏のそれと同しく少なくも前後二回改描ありて取換へさせ給ひしならん歟果して然らば御畫像の數は前述よりも更に多かりしならんか記して後考に資す。

第二章　略系及略譜

第一、家系

清和源氏　本國攝津

傳曰鎭守府將軍源賴光四代兵庫頭仲政四男池田右馬允泰政十代九郎教依教依子兵庫頭教正實楠新判官橘正行遺腹子教依養以爲子教正子兵庫頭賴泰賴泰子兵庫頭佐正其子六郎恒政其子六郎政秀政秀無子養瀧川美作守伴貞勝男恒利爲子恒利稱紀伊守有子曰紀伊守信輝是爲之池田家中興之祖按舊記曩祖右馬允泰政者爲池田藏人大夫紀泰貞繼嗣泰貞者武內宿彌十一代池田宮內少輔紀維實五世之孫也然則池田之先其實係于紀氏但中世以降以源氏立統云

信輝　池田紀伊守。小字勝三郎。初名恒興。剃髮號勝入。從五位下。天正十二年甲申四月九日戰死于長湫年四十九。室荒尾美作守善次女。

—之助　池田紀伊守。小字勝九郎。天正十二年甲申四月九日戰死于長湫年二十六。室伊勢兵庫頭貞良女。繼室鹽川伯耆守信氏女。

○輝政　松平三左衞門。小字古新。參議。正三位。慶長十八年癸丑正月二十五日卒年五十。室中川瀨兵衞淸秀女。繼室征夷大將軍德川家康女。

—女子三人　中村式部少輔一氏室。關白羽柴秀次室正二位。山崎左馬助家盛室。

―長吉　池田備中守。小字藤三郎。從五位下。慶長十九年甲寅九月二十四日卒　年四十五。

―長政　池田河內。初稱橘左衞門。慶長十二年丁未七月二十日卒　年三十三。

―某　池田勝左衞門。元和四年戊午八月十一日卒。

―女子二人　淺野紀伊守幸長室。　下間按察使法眼賴龍室養女實織田武藏守信行女。

○利隆　松平武藏守。小字新藏。初右衞門督。初名輝直又玄隆。從四位下侍從。
元和二年丙辰六月十三日卒　年三十三。室征夷大將軍德川秀忠養女實榊原式部大輔康政女。

―政虎　池田加賀。初若原內記。寬永十二年乙亥七月二十八日卒　年四十六。

―輝高　池田因幡守。初稱藤右衞門。剃髮號瓢菴。寬永十七年庚辰七月二十二日卒。

―利政　池田攝津。初左近。寬永十六年己卯八月十一日卒　年四十六。

―女子　京極丹後守高廣室。

―忠繼　松平左衞門督。小字藤松丸。後三郎五郎。從四位下侍從。元和元年乙卯二月二十三日卒　年十七。

―忠雄　松平宮內少輔。小字勝五郎。後新次郎。初名忠長。參議正四位下。元和元年乙卯六月二十八日兄忠繼遺領相續。寬永九年壬申四月三日卒　年三十一。

―某　池田孫太郎。早世。

―輝澄　松平石見守。小字松千代。又左近。剃髮後石入。初名政祥。從四位下侍從。寬文二年壬寅四月十八日卒年五十九。

政綱　松平右京太夫。小字岩松。從四位下。寛永八年辛未七月二十九日卒　年二十六。
女子　松平陸奥守忠宗室。
輝興　松平右近大夫。小字右七郎。從四位下。正保四年丁亥五月十七日卒　年三十七。
女子
女子　長臣日置豐前忠俊妻。養女實飯尾茂助敏成女。
女子四人　建部内匠頭光重室。德永左馬助昌重室。大久保外記某室。家人丹羽圖書幸元妻。
各養女實下間按察使法眼賴龍女。

○光政　松平新太郎。初名幸隆。
從四位下少將。天和二年壬戌五月廿二日卒　年七十四。室征夷大將軍德川秀忠養女本多中務大輔忠刻女。
恒元　松平備後守。小字三五郎。從五位下。寛文十一年辛亥九月四日卒　年六十一。
女子　早世。
政貞　池田民部。寛永十年癸酉七月二十五日卒　年二十一。
女子　松平對馬守忠豐室。
女子　能勢小十郎賴隆室。養女實長臣森寺政右衛門忠勝女。
女子二人　本多下野守忠平室。右大臣一條教輔室。從三位。

○綱　政　松平伊豫守。小字太郎。後三左衞門。初名興輝。

從四位下少將。正徳四年甲午十月二十九日卒　年七十七。室丹羽左京大夫光重女。

├女子四人　榊原刑部大輔政房室。中川佐渡守久恒室。家人瀧川儀大夫一宗妻。一人早世。

├政　言　池田信濃守。小字右衞門。後左門。又信濃。初名恒能。從五位下。元祿十三年庚申八月十九日卒　年五十六。

├女　子　早世。

├輝　錄　池田丹波守。小字八之亟。後主稅。初名政倫。從五位下。正徳三年癸巳十一月二十六日卒　年六十五。

├女子三人　毛利甲斐守綱元室。二人早世。

├女　子　長臣日置猪右衞門忠治妻。養女實池田攝津利政女。

├女　子　早世。

├某　池田土松。早世。

├某　池田山三郎。早世。

├某　池田政之助。早世。

├女子四人　堀田下總守正仲室。金森出雲守賴時室。本多中務大輔忠國室。一人早世。

├輝　尹　池田新八郎。早世。

├恒　行　池田數馬。小字次郎。池田豐前守政元養子後家絕。

├女子　早世。

├吉政　松平備前守。小字三九郎。後岩千代。初名政孝。從四位下。元祿八年乙亥九月二十九日卒　年十八。

├女子

├某　池田百之助。早世。

├某　池田熊千代。早世。

├軌隆　池田主膳。小字勝千代。初名政助。享保五年庚子三月四日卒　年四十一。

├某　藤野頑五郎。家人丹羽次郎右衛門正貞養育。

├一朋　土倉戌千代。長臣土倉四郎兵衛一長養子。

├女子二人　松平長門守吉元室。一人早世。

├某　池田岡之助。家人下方覺兵衛俊貞養育。

├女子七人　松平土佐守豐房室。立花飛彈守鑑任室。五人早世。

├某　池田鐵之助。早世。

├女子六人　早世。

├某　池田正千代。早世。

├政須　松平三左衛門。小字德千代。又正千代。又左近。寶永六年己丑九月二十九日卒　年十四。

└女子　早世。

|某 池田安千代。早世。

|女子 早世。

○繼政 松平大炊頭。小字峯千代。後主稅。又茂重郎。初名保教。隱退號空山。
從四位下少將。安永五年丙申二月六日卒 年七十五。室松平陸奥守吉村女。

|政純 池田和泉。小字長千代。又豐次郎。又出羽。初名隆有。長臣池田玄蕃由勝家續。

|某 池田新之助。早世。

|某 池田助次郎。早世。

|女子 池田内匠頭政倚室。養女實家人瀧川儀大夫一宗女。

|女子 准三后一條兼香室。養女實池田主膳軌隆女。

|女子二人 早世。

○宗政 松平伊豫守。小字峯千代。又茂重郎。彈正大弼。初名倚政。
從四位下侍從。明和元年甲申三月十日卒 年三十八。室松平筑前守繼高女。

|政喬 池田主稅。小字岑次郎。隱退號成心齋。長臣池田和泉正純家續。

|女子 攝政一條道香室。養女實長臣池田和泉政純女。從三位。

○治政 松平内藏頭。小字新十郎。隱退號一心齋。初名敏政。
從四位下少將。文政元年戊寅十二月十九日卒 年六十九。室酒井雅樂頭忠恭女。

―長寛　相良壹岐守。小字護之進。初名政長。又長泰。從五位下。相良越前守福將養子。
―女子　榊原式部大輔政敎室。
○齊政　松平上總介。小字新十郎。後本之丞。初名政久。
從四位下少將。天保四年癸巳六月二十六日卒　年六十一。室松平相摸守重寛女。
池田掃部助。小字欣之進。後欣次郞。剃髮號欒山。
―政芳　天保五年甲午四月二十三日卒　年六十。
―女子二人　佐野鐵之進茂好妻。間宮虎之助義昭妻。榊原須之丞政與妻。
―齊成　松平紀伊守。從四位下侍從。
―女子一人　花井久太郞忠和妻。別所內藏助民治妻。
―直英　伊丹兵七郞。初安次郞。
―女子二人　早世。
―某　池田竝　早世。
―直溫　堀筑後守。小字政。後悦之介。又內膳。又主膳。初名方忠。從五位下。堀近江守直起養子。
―女子五人　松平讃岐守賴儀室。池田內匠頭政養室。松平縫殿頭乘羕室。二人早世。

┃齊　輝　松平内藏頭。小字新之丞。初名隆政。
從四位下。文政二年己卯三月十八日卒　年二十三。室關白一條忠良女。
┃某　松平本之亟。小字新之亟。齊政嫡孫承祖文政三年庚辰九月六日卒　五歲。
┃女　子　松平土佐守豐資室。
┃齊　成　松平紀伊守。小字欣之進。又邊。初名懋政。從四位下侍從。實掃部助政芳長男。文政九年丙戌八月十三日卒　年十八。
○齊　敏　松平伊豫守。小字治五郎。後丈之助。初名久寧。又爲政。
從四位下少將。實松平豐後守齊興二男。天保十三年壬寅正月晦日卒　年三十二。
┃女子三人　養子齊敏室。松平大藏大輔齊省室。一人早世。
○慶　政　松平内藏頭。小字七五郎。初名昌朝又道政。
從二位。實奥平左衞門尉昌高十男。明治二十六年癸巳三月四日薨　年七十一。室養父齊敏養女宇多子。
┃女　子　宇多子。養子慶政室。養女實池田信濃守政善女。
○茂　政　松平備前守。初稱九郎麿。隱退後武藏守。初名昭休又修政。
從一位勳二等彈正大弼。麝香間祇候。實水戸中納言齊昭九男。明治三十二年己亥十二月十二日薨　年六十一。室養父慶政女萬壽子。

―女子　萬壽子。養子茂政室。

―政實　鼎五郎。明治二年己巳八月八日卒　年二十。

―女子　元子。早世。

―政尙　泰吉。明治十四年辛巳九月六日卒　年十八。

―女子　千代子。

―女子　鋭子。早世。

―政謙　初新三郎。男爵生駒親敬養子。改名親忠。

―政時　子爵池田政禮養子。

―女子　銀子。速水一孔室。

―女子　芳子。早世。

○章政　池田信濃守。備前守。小字滿次郎。初名政詮。
從一位勳一等。侯爵。議定。刑法官副知事。刑法官知事。岡山藩知事。麝香間祗候。實相良壹岐守賴之二男。初分家池田政善遺跡相續。明治元年戊辰茂政養子。明治三十六年癸卯六月五日薨　年六十八。室戸田釆女正氏正三女鑑子。

―女子　一子早世。

─女子　誠子。早世。
─女子　三代子。早世。
─勝吉　分家。稱池田。被授男爵。
─龜若　早世。
─孝吉　早世。
─女子　恒子。子爵堀河護麿室。
─女子　隆子。伯爵中川久任室。
─女子　信子。佐々木祐哲室。
─勝順　分家。稱池田。絶家播州宍粟池田氏再興
─女子　忠子。早世。
─女子　鎭子。泉谷祐勝室。
─勝德　入分家池田勝順家籍。
─勝定　早世。
─勝秋　池田淡水養子。

○詮　政　初鋹三郎。

正三位勳四等。侯爵。實章政三男。分家政保弟。明治十二年己卯嗣子トシテ入籍。室。養父章政養女充子有故離緣。繼室。久邇宮朝彥親王三女安喜子。明治四十二年己酉六月一日薨。年四十五。

―女　子　夏子。早世。

―女　子　充子。養子詮政室。養女實島津忠義二女。

―女　子　博子。侯爵細川護立室。

―女　子　鋹子。子爵烏丸光大室。

―女　子　溫子。子爵六條有直室。

―禎　政　正五位侯爵。大正九年庚申一月十八日卒。年二十六。

○政　鋹　子爵池田政保養子。

○宣　政　初政鈞。兄禎政卒去選定家督相續。

從四位侯爵。室。男爵津輕承靖姉。

―隆　政　大正十五年丙寅十月二十一日生。

池田家支流分系

○印分系始祖

◎信輝

之助　池田紀伊守

○由之　池田出羽　仕輝政

○元信　池田美作守　仕光政

由成　池田出羽

○玄寅　蜂須賀山城　仕松平忠英　後稱池田

○忠義　池田數馬　仕光政

○之政　池田日向　仕光仲

輝政

○長吉　池田備中守

長幸　池田備中守

○—長貞　森寺主水　仕輝政　後稱池田
○—長賴　池田豐後守　仕幕下　家絕
○—長賢　池田帶刀　仕幕下

—長常　池田出雲守
　—仲常　池田萬太郎
　　○—長時　池田掃部　仕光仲
　　○—長親　池田大學　仕光仲　家絕
○—長教　池田三之助　子池田外記長廣　仕脇坂家
○—長信　池田修理　仕幕下
　—友政　池田筑後守
　○—利重　池田小左衞門　仕幕下
　　—政辰　池田修理
　　○—政長　池田兵庫　仕幕下　家絕

○長政　池田河内　仕輝政

女子
下間按察使法眼頼龍室

○重利　池田越前守　仕幕下

○利隆　池田加賀　仕利隆

○政虎

直長　池田佐渡

久隆　池田七郎兵衛

○政昭　池田勘兵衛　仕綱政

○政廣　池田圖書　仕光仲

○某　池田久馬丞　仕光政　家絶

○政長　池田藤右衛門　仕光政

○利政　池田攝津　仕輝政

○知利　池田大藏　仕光仲

┃政頼

○┃某　寺西久允　仕光仲　後稱池田

○┃忠繼　松平左衞門督

┃忠雄　松平宮内少輔　實忠繼弟

┃光仲　松平相摸守

┃綱清　松平伯耆守

○┃仲澄　松平壹岐守

○┃清定　松平河内守

○┃輝澄　松平石見守

┃政直　松平能登守

┃政武　松平久馬助　實政直弟　仕幕下

政森　松平久馬助
○政親　池田三太夫　仕幕下

○政済　池田勝左衛門　仕幕下
○武憲　池田内膳　仕綱政

○政綱　松平右京大夫
○輝興　松平右近大夫

光政

○恒元　松平備後守（一時家絶、大正六年再興）勝順

綱政

○政言　池田信濃守
○輝録　池田丹波守

○軌隆　池田主膳

倚明　池田田宮

○明貞　池田藤馬　仕宗政

繼政

宗政

政喬　池田主税

○政恒　池田主税　仕治政

治政

齊政

齊敏

慶政

茂政

章政

○勝吉　別戸列華族

詮政
禎政
宣政

第二、家譜

信輝

傳信輝所用

○信輝
初稱勝三郎、後紀伊守、初名恒興、天文五年丙申某月某日尾州に生、父は紀伊守恒利と云ふ、恒利實は瀧川美作守貞

信輝所用

勝の三男にして、池田六郎源政秀の養子となる。

傳曰鎭守府將軍源頼光四代兵庫頭仲政四男瀧口泰政武内宿禰二十代池田宮内少輔、維實五代藏人大夫泰貞之嗣子と爲て池田右馬允と稱す、十代之孫を九郎敎依と云、楠新判官橘正行遺腹之子を養て子とし、池田兵庫頭敎正と稱す。政秀は敎正五代之孫なり。初足利義晴に仕、後隱退尾州に住し、剃髮宗傳と號す、七年戊戌三月廿九日卒、年三十、母は家之女恒興生るゝの年尾州勝幡城主織田備後守信秀、嫡子吉法師後信長之乳母となり、濃州長良莊を授かる、因て織田家に仕ふ十七年戊申恒興年十三、信秀に從ひ尾州星崎城を攻て功あり、此年故あり退て勢州に潜居す、二十年辛亥八月十六日、織田信長、尾州淸洲城主織田彦五郎と戰ふ、恒興其勢に加り一番に首級を獲、其功を以て再ひ織田家に歸仕す。

先是信輝同列之小性某と口論し無念之餘、某下城を待受斬殺す森寺藤左衞門後信輝之家臣となる、之を助け、俱に勢州赤堀に立退て潜居す此年織田氏出馬之由を聞、此時高名を顯はさは勘氣も免さるへきに、馬物具買へき料なしとて、潜に母の方へ內意を通す、母悅て小袖鏡樣之物を取立て贈り遣はす、因て古具足を求て兜となし、茜染之布にて鉢卷をなし、扨此戰に手柄をあらはし、勘氣免

されて歸參す。

弘治元年乙卯四月信長再び清洲を攻て拔之、恒興先登首級を獲る。二年丙辰八月稻生之戰に殿す。

信長清洲城にあり、林佐渡守をして、名古屋城を守らしむ、佐渡守美作守と謀りて、信長弟織田信行を擁して反す、信長兵を發して討之稻生に戰ふ、一日信長先手燒働し敵將飯尾土佐守か爲に追擊せられて敗走す、恒興殿して、馬乘廻し向ふ敵を追拂ひ、軍を全して還る。

三年丁巳十一月二日織田信行を刺す。

去年信長信行と和睦す、然るに信行猶謀反之企あり、信長病篤と稱し、信行を誘ひ、壯士三人を伏せて之を誅せしむ、偶期を失し信行走る、恒興時に廊下に侍候す、馳向ひて刺之。

永祿元年戊午浮野之戰に功あり。

今茲七月十二日信長織田伊勢守と尾州浮野に戰ふ、信長飛具を勵まして進む、時に恒興突然橫擊、忽ち敵勢を追崩す。

三年庚申桶狹之戰に有功、信長より名字を授りて信輝と改め、士大將となる。

今茲五月今川義元駿河を發し、尾州丸根鷲津之城を攻めんとす、十八日信長衆を集て軍議す、林佐渡守云、敵衆我寡宜しく鋭を避へしと、恒興進て云、十死一生之戰此時なり、若大軍當城へ迫らば諸砦氣を失ふて退散せん、然れば城中の人心も亦倭べし、請速に軍を發せよ、信長曰、汝の言至て理也、さしもの名將も己が名城を恃み合戰の期を失ひ或は死すべき所を遁んとすれば、却て恥辱を受くる習なり、先考の遺言に敵他所より犯來れば大將も心臆し、士卒の氣も變ずる也、必國境を越て戰へしと其言今當れり、明日合戰遂べしと軍議一決、翌日清洲を發して桶狹に戰ひ大に勝、義元討死す、信長其功を賞して云、先年海津の一番鎗、名古屋の殿、後浮野の橫鎗等度々の武勇素より所知也、又此度之合戰諸人皆押留る所に、唯壹人軍せよと勸めらるゝ條實に拔群の器量、其働も亦勝れたりと、因て士三十人の將とす。

五年壬戌輕海の戰自ら敵將を討

此年五月上旬、信長美濃洲俣にあり、織田勘解由左衛門をして九條の要害を守らしむ、齊藤龍興霖雨に乘じてこれを襲ふ、信長援軍として發向す、先陣は信輝、二陣は佐久間信盛、其次柴田勝家なり、既に洲俣川を渡る、勘解由左衛門喜迎へて先陣を乞ふ、信長其所言理あるを以て許之、信輝を以て二陣とす、既にして戰ふ、先手敗れて勘解由左衛門討死す、信輝直に進て撃て破之、敵將稻葉又右衛門敗卒を勵まして進む、信輝、佐々成政と共に邀へ戰て終に殺之、信輝成政相讓て首を揚げず、勝家來て斬之、此戰信輝創を被り、家臣片桐半右衛門、土倉四郎兵衛擁して馬に乘せて退く。

此年美濃國堂洞の戰に先登す、九年丙寅尾州木田城に移、荒尾谷三千貫之地を領す、十二年己巳信長に從て、伊勢大河內城を攻む、元龜元年庚午四月越前手筒城攻に有功。

信長朝倉義景を手筒山に攻む、城堅くして拔けず、信長下知して新兵を以て之を攻しむ、信輝、柴田勝家、木下藤吉と共に進て塀逆木を乘越へ直に城を陷る、首級を獲る事凡千三百七拾、此役嫡子勝九郎、十二歲朝駈の高名す。

六月朔日小谷城を攻む、此時信長より、尾州犬山城及び一萬貫の地を授かる、二十八日、江州姉川に戰ふ。

此役也、信長は德川家康を加勢とし、淺井長政は朝倉義景を加勢とし、頗激戰に及ぶ、信輝二陣たり、先陣坂井右近の勢、敵將磯野丹波守が爲に擊破らる。信輝進み戰ひ自ら傷を被り士卒亦死傷す、時に先陣なだれ懸りて終に友崩す、家臣森寺藤左衛門、同政右衛門殿して退く。

二年辛未比叡山、天正元年癸酉城州眞木島、二年甲戌尾州長島、三年乙亥長篠、八月越前、四年丙子五月大坂天王寺、五年丁丑紀州雜賀等の役に從ふ、六年戊寅六月播州神吉城を攻て降之。

內府之命を以て、織田信忠竝羽柴秀吉等と同じく攻之、城將神吉民部少輔の伯父藤太夫民部之首切て降參す、此戰に勝九郎群を抽て敵中に駈入縱橫に戰ふ、信忠使を馳て止むれども更に用ひず、齋藤新五郎敵中へ乘込相誘て引取。

十月荒木と攝州鴻池に戰ふ。

荒木村重攝州伊丹城に據り、內府に叛く、內府攝州へ發向、押への兵を置て歸る、信輝番手として倉橋の砦を守る、一日城兵來り攻む信輝父子邀擊て退之。

七年己卯九月荒木の一族を攝州鴨塚に擊つ。

內府再ひ攝州へ發向す、信輝倉橋の砦にあり、村重潜に尼崎に走り、一族野村丹後等猶鴨塚に據る、信輝討て殲之。

八年庚辰攝州花隈城を攻て拔之、爲其賞攝津國數郡十萬石或八十二萬石竝感書に良馬を添て賜之、信輝大阪城に居り、嫡子勝九郎之助をして伊丹城、次男古新輝政をして尼崎城を守らしむ。

內府の命により、荒木村重が族荒木元淸が所據の花隈城邊に要害を構へ、信輝古新と城北諏訪が嶺に據り、之助に生田の森家臣伊木淸兵衞、森寺政右衞門に金剛山を守らしむ、各城を距事六七町然るに三月二日城兵討出遂に戰爭に及び、之助、古新ども强敵と組討して其首を獲、信輝亦鎗を揮て五六人を殪す、士卒各奮戰して首を獲る事多し、敵兵終に敗れ退く、七月朔日森寺政右衞門をして城內に忍入て物見せしむ、二日雜兵生田の森の南に出て刈田働せしに、敵の伏兵にかゝりて殆窘めらる、之助馬上に鎗を提げ衆を勵して赴き援く、城兵も亦馳加はりて終に接戰す、金剛山なる伊木、森寺は搦手を攻て門外に戰ふ、扨大手の戰頗烈敷味方死傷多きを以て人數を引揚んとせしに、家臣梶浦勘兵衞云、今人數を退く時は大敗に至るべし、城內俄に銃手のかさむは必定搦手の人數大手へ廻る也、且搦手へ勢の廻るは慥に森寺が人數なるべし、されば淸右衞門既に搦手へ迫り隙に乘じて乘入べし、然るに大手の人數引取んには敵兵搦手へ廻りて政右衞門討死すべしと、信輝然之勘兵衞をして往て見分せしむ、政右衞門其由を聞て、偖も肝要の一言哉、搦手の防うすろきなは、彌大手を急に攻めらるべしと云、勘兵衞此場を見捨べきにあらざれども、大切の使なればとて直に馳歸て告之、信輝更に諸勢を勵し、嚴しくて攻て城門に迫る、於是伊木森寺搦手より攻入て城中に火を放つ、城兵支ふる能はず、大手より擊て出づ、政右衞門等敵の後より進み懸り、挾て擊之、敵兵盡く潰散し、元淸遁れ走る、敵の援兵、兵庫築島

に備ふるを、伊木森寺を先鋒として卽時に蹈破る、此時湊川の枝川にて、之助、五輪作右衞門と鎗を合せ、作右衞門傷を被りて走る、於是軍を進て、尼崎城を拔き、攝州咸く平定す。

武士高名越度之事

攝州大坂本願寺蜂起時遣佐久間右衞門佐對陣數年然敵出戰時未曾擊敵一人原田備中守引兵來救與敵大戰斬獲多矣而敵猶驕前後攻來故備中守遂戰死右衞門佐與敵爲一腹乎述懷於信長乎故追放佐久間池田紀伊守父子三人於攝州四國西國之間軍戰之時不離其陣敵競來攻則力戰防之未嘗乞加勢高名甚多注進於安土其次男古新年僅十六入敵陣大振武勇眞此池田紀伊守血筋也叶信長之眼力其手柄無比類也此度攻取花隈城者池田之力也信長因佐久間之事頗雖無面目就池田父子三人之働以雪會稽其名譽高於山者也池田勝九郎自若年逢敵一步不退度々高名誠汲池水之流也信長嫡子信忠次男信男三男信孝此池水之心底亦常言含之畢夫虎惜一毛易其身弓取者惜名惜家輕其命身者一代也名者末代也宜以池田爲明鏡爲報其功攝州一國內諸所多宛行池田父子三人者也向後尙可任其所望此等之趣可爲感狀

天正八年八月十八日　信長判

池田紀伊守殿

九年辛巳十一月、之助秀吉と淡路由良城主安宅河內守を攻て降之、此年犬山城を織田源三郎右府五男信輝聟に讓る、十年壬午內府甲斐の武田を攻む、信輝は攝州に留守居し、之助、輝政從て出陣す。六月剃髮して勝入と號し、之助紀伊守と改め羽柴秀吉等諸將と同じく明智光秀を山崎に討ち、織田三法師を立て織田氏世嗣とし、攝州の餘地を預り、右府の遺骸を葬る。

今茲六月二日、明智光秀、織田右府父子を京師に弑す、羽柴秀吉、山陽道より馳登り、信輝と兵庫に遇て、次男長吉を秀吉の養子とし、秀吉の子秀次を聟とせん事を約し、共に剃髪して打立、諸將と尼崎に會し、明智討伐の軍議をなし、一番手は高山友祥、二番は中川清秀、三番信輝と定む、六月十二日信輝五千之勢を率て發す、翌日秀吉と共に、織田信孝を芥川に迎へ山崎表へ發向す中道の正面は高山、中川、堀秀政、南方の川端より信輝、天王山之手は堀尾茂介、木下小市郎、同勘解由、黑田官兵衞、神子田半左衞門、前野新左衞門なり、夫より後陣相繼て押之、明智の先手松田太郎左衞門、齊藤內藏助天王山の要地に據らんとして押登る此時伊木清兵衞小勢にて物見として寶寺に登り、忽ち逢之、偶、中川家臣安部仁右衞門、援來り、共に下知して發砲す、信輝軍勢を進むるに、既に高山は齊藤が勢と戰を初、中川も銃手を進めて放發す、天王山へは松田が勢かさみ來り、伊木、安部と搏合ふ內堀尾の銃手援け來り、山かさより烈しく搏立て、松田が兵登りかねたる處に、中川、堀山の腰より、横撃し、忽裏崩れして散亂す信輝は川手より進て高山と戰たる齊藤が勢の横へ出、其中央へ衝懸り、兩軍競て破之、敵の旗本の前備入替りて高山の勢へ撃掛る信輝右より遮之、中川、左より進て引包て討之、敵將盡く戰亡す、既にして全軍敗績光秀遁走、小栗栖に討れ、逆徒盡く平ぐ、於是秀吉等諸將と清洲に會し、織田氏の後を議し、三法師右府嫡孫秀信を立て嗣とし、成人の程は領國を分ち、宗徒の輩沙汰すべしとて柴田勝家、羽柴秀吉、丹羽長秀、信輝四人宿老として制法を定む、十一月秀吉と右府の遺骸を京都大德寺に改葬す。輝政羽柴於次丸と棺の前後を舁く

十一月秀吉織田信孝と岐阜城を攻む、信輝從之。

柴田勝家信孝を擁して、秀吉と相抗す、信輝、秀吉及諸將と岐阜城を攻む、信孝和を乞ふ、翌年信孝再び秀吉と不和、秀吉、勝家を亡し、信孝自殺す。

十一年癸未六月、美濃國十三萬石を領す、信輝は大垣城、之助は岐阜城、輝政は池尻城に居る、十二年甲申三月十四日犬山城を拔き、四月九日、長湫の役信輝之助共に戰死す、信輝年四拾九、之助年二十六。

此年秀吉、北畠信雄と矛盾に及び、信輝は森長一、堀秀政等と共に秀吉に屬す、三月十三日、大垣を發し、犬山城を拔て據之、

秀吉の出馬を待つ、德川家康は信雄と共に兵を發して小牧に陣す、十七日信輝、長一、尾藤甚右衛門と同しく羽黑の近邑を燒働し小川を隔て德川勢と矢軍し、終に迫合と成て森、尾藤の勢敗走す、信輝時に犬山の壇の下に陣す、聞之直に赴き援はんとす、家臣片桐半右衛門の諫に因て止む、乃上の壇へ引揚三河勢の競來るを待つ、三河勢是を見て兵を揚て退く、秀吉大阪を發し、廿七日犬山城へ着陣す、信輝德川勢の日々にかさむを見て其虛に乘し、三河國を襲はんとて再三秀吉に勸む、秀吉從之、乃三好秀次を大將とし信輝、長一を屬せしめ、堀秀政を檢使とす、秀吉陣を樂田へ移す、四月六日夜半に軍を發して、九日岩崎之城を陷れ、首を獲る二百餘級、三河表へ發向す、一番は信輝壹萬貳千人、二番は森長一五千餘人、三番堀秀政九千餘人、四番長谷川藤五郎千餘人、五番三好秀次二萬六千人長湫を押行處に、三河勢南の方より、押出し秀次か備へ平掛に攻來り、忽に敗軍す、秀政之を見て使を馳て先勢を返さしめ、自ら三河勢の追留ける中へ一さんに討入忽之を追崩す、然るに德川の本陣山の腰より押廻し、競懸りて堀の備敗走す、信輝、長一勢を纏めて待之、井伊の勢、長一の備を擊ち、長一銃丸に中り馬より落て死す、信輝は旄を振ひ大聲下知する所へ、平松金次郎、大久保忠隣等來り戰ふ、時に三河勢彌競來り、終に信輝、長一兩陣共に散亂す、信輝事の不成を知り、從容胡床に據る、時に安藤直次進來りて刺之、首は永井直勝に傳へ、之助銃丸に中りて落馬し首は直次に傳ふ、附隨ふ家臣等或は討死、或は自刄する者貳拾四人、古新は程隔りて戰しか、父兄の討死を聞や否、取て返すを番藤左衛門（時に厩の舍人たり）父上は討死にては候すとて馬の口を引返す、古新大に怒て鐙を以て藤左衛門が首を續けさまに蹴たれとも終に放たす其場を引取せたり、偖德川は小牧へ移り、羽柴は樂田へ止り東西對陣す。

〔參考〕

信輝

池田信輝。攝津人也。姓源氏。鎭守府將軍賴光玄孫右馬允泰政。始稱二池田一。子孫住二攝津一。

○濃陽戰記云。泰政外叔紀泰貞養爲レ子。更姓稱二池田一。美濃國可兒郡池田庄。爲二外祖食邑一。讓與稱二池田藏人一。○武家譜。蕃翰譜並云。子孫住二攝津一。

至二教依一。養二楠正行子一爲レ嗣。曰二教正一。初稱二十郎一。後更二兵庫助一。其子佐正。佐正之裔曰二恒利一。稱二紀伊守一。生二信輝一。仕二大將軍義晴一。義晴薨。薙髮號二宗傳一。移二于尾州一。 武家譜、藩翰譜、鹽尻、 娶二池田氏女子近江一。爲二織田信長乳姆一。賜二美濃永良庄一。 武家譜、池田系圖、 信輝本名恒興。濃陽戰記云。古本十八云。筑後守池田勝俊。住二攝州有馬郡田中城一。其子勝政稱二遠江守一。永祿十年屬二毛利氏一。二男勝重。字久左衞門。天正三年二月。居二攝州有岡一。勝政子信輝。今按。與二家傳、家譜一不レ合。故不レ取。

小字勝一郎。稱二紀伊守一。 系圖或云初備後守 仕二織田信秀一。攻二星奇城一有レ功。信秀賞レ之。授二諱字一。因稱二今名一。弘治元年四月。織田信友拒二信長一。戰二于海津一。信輝先登獲二首級一。 藩翰譜、武家譜、 三年正月。織田信行有二異謀一。信長遣レ人刺レ之。愆レ期。信行逃二母氏室一。信輝往殺二之於閤道一。 織田家譜、武家譜、藩翰譜 永祿元年七月。信長與二岩倉兵一戰二于浮野一。信輝有レ功。又與二飯尾茂一。戰二于名古屋一。先隊敗。信輝收レ兵整レ伍而還。 武家譜、國史實錄、 五年五月。信長與二齊藤龍興一戰二于輕海一。前軍敗。信輝苦戰被レ傷。獲二稻葉大膳一。 織田家譜、武家譜 十一年九月。信輝與二秀吉一俱攻二守山一拔レ之。獲二城主種村大藏大輔一。十二年八月。從二信長一攻二大河內城一。取二市場一。 太閤記、 元龜元年四月。信輝及柴田勝家等攻二手筒山一。 織田家譜、 六月。姉川之役。從二信長一與二淺井長政前軍磯野秀昌一戰。 織田家譜、太閤記、 是歲。信長以二犬山一 尾張 授二信輝一。食二邑一萬貫一。命列二隊長一。 安土日記、系圖、鹽尻、 天正六年。荒木村重與二一向徒一。共拒二信長命一。雜賀徒應レ之。信長遣二信輝、及子之助、輝政、森長一一擊レ之。七年十一月、拔二伊丹城一。信長以二攝津國一、予二信輝父子一。授レ書曰。因二信輝父子勳勞一。以雪二佐久間右衞門叛心之會稽一。名譽高二於山一云々。之助、輝政又圍二華隈城一拔レ之。 武家譜、實錄、藩翰譜、 信輝居二大坂一。之助于二伊丹一。輝政于二尼崎一。 武家譜、 九年十一月。以二犬山城一讓二女婿織田勝長一。 藩翰譜、 十年五月。織田信孝稟二四國征伐之命一。出二攝州一。信輝亦將レ發二山陽一。 織田家譜、藩翰譜、 六月。聞二右府信長遇一レ弑。將下赴二京師一從上死。家臣伊木清兵衞等諫止。會秀吉聞レ變抵二尼崎一。 武家譜、藩翰譜、或作二兵庫一、 信輝往會レ戰。以二三好秀次一。爲二信輝女婿一。以二輝政一。爲二秀吉養子一。信輝斷レ髮號二勝入一。信孝等諸將又來會。軍議。勝入曰。請我爲二先驅一。高山長房曰。以二地利一則我當二先鋒一。中川清秀次レ之。予次レ之。勝入不レ聽。秀吉以二地方之便一。開諭而定二先後一。十三日。長房、清秀自二山崎巷口一。勝入自二川邊一進。清秀先登レ山。與二光秀先隊一戰。長房與二齋藤利三一。戰二于巷口一。勝入由二川邊一。横擊二光秀左軍一。大破レ之。賊軍遂潰。 豐臣家譜、藩翰譜 乃與二諸將一。會二議於清須一。立二信忠遺孤秀信一爲レ主。勝家、秀吉、丹羽長秀、及勝入相共執レ事。使三信雄、信孝輔二幼主一。 豐臣家譜、武家譜、 勝入遂薙髮入道。 藩翰譜、 十一年。秀吉滅二勝家一。

殺二信孝一。以二大垣一。予二勝入一。移二封于美濃一。之助移二岐阜一。輝政移二池尻一。武家譜、藩翰譜、十二年三月。信雄與二秀吉一絕。使三人召二勝入、及堀秀政、森長一一。勝入本與二信長一有レ親。且秀吉有二山崎之恨一。決二意於信雄一。而秀吉遣二尾藤知定一懇請。賄以二濃尾參三州一。勝入意動。持二兩端一。秀政、長一亦視二勝入去就一未レ決。勝入與二老臣一議。片桐半右衛門曰。信長之誼不レ可レ棄。請援二信雄一。伊木清兵衛曰。秀吉大度今應之。見二佗日子孫之榮一。與レ屬二亡國之人一。寧從二興レ家之主一。勝入猶未レ決。秀吉再遣二津田隼人正一。送二盟書一請レ之。初勝入子輝政質二于長島一。信雄謂勝入受二先公之恩一殊渥。必不レ負レ我。今質二其子一。是待以二不誠一也。乃送二還之一。勝入遂與二秀政、長一一。贈二盟書於大坂一。卽二秀吉一。左右歎曰。君背二恩義一。後必悔矣。擧レ世惡焉。實錄、豐臣家譜、小牧戰話、秀吉使三勝入爲二前鋒一先夥。勝入率レ兵蹈二宇留間瀨一。而攻二犬山一。犬山守將中川定成。先爲二池尻平右衛門一被レ害。無主。勝入父子併レ兵圍レ之攻急。定成叔僧淸藏主。鹽尻叔作レ弟 拒禦力戰。勢盡而死。豐鑑、戰話、鹽尻 遂據二其城一。鹽尻、逸史、十五日。勝入進二兵於小牧一縱レ火而歸。戰話、實錄、十七日。勝入與二稻葉長通、遠藤慶隆等一。率レ兵而軍二於犬山一。聞二長一、知定敗一。奮起將二進戰一。片桐半右衛門扣レ轡諫曰。敵今乘レ勝。擊レ之不可。請竢而戰。長通請爲二先驅一。乃揮レ戈曰。老波漂レ杵。衆解レ顧。豐臣家譜、戰話、實錄、勝入乃登二高阜一。望二見扇馬標之退一。又收レ兵不レ進 戰話、實錄、秀吉馳レ檄令レ謂二知定一曰。敵雖レ挑レ戰。必勿レ出レ兵矣。勝入、長一皆矜レ武。以侮レ敵。汝宜二制止一。豐臣、家譜、四月四日。勝入謂二家臣一曰。我望二小牧陣一。初軍徽章耳。兵又寡。漸爲二大軍一。兵勢甚熾。意參州必虛。今潛レ兵出二其不意一。縱レ火攻レ之。可二以逞一矣。小牧人必內顧震慴。不レ戰自潰。所レ謂批レ亢擣レ虛也。僉曰善。乃入請二秀吉一。秀吉不レ決。五日。復請曰。事如緩則不レ成矣。秀吉許レ之。誡曰。毋二輕進一。毋二深入一。毋レ侮レ敵。毋レ亂レ次。一勝卽還。募二土寇一代レ之。令二森長一佐レ之。堀秀次將二次軍一。三好秀次。長谷川秀一將二後軍一。初秀吉命二秀次、秀一二人一。勝入請曰、皆我婿也、願別擇二一人一爲レ副。以糾二軍功一。備二後證一矣。乃以二秀政一爲レ副。六日。勝入、之助所レ率兵一萬二千。長一兵三千。秀政兵九千。秀一兵一千。秀次兵一萬六千。繼レ之。師總四萬餘。勝入等抵二篠木、柏井一。共在二尾張一 煽二動土寇一。秀吉又發二犬山一。而徙二陣于樂田一。實錄、豐鑑、老人雜話、驅二農夫一爲二鄉導一。八日夜二更。勝入、長一。潛進二兵于岩碕一。篠木土人馳告二於小牧一。東照宮聞レ之。親將二精兵四千一。偃レ旂銜レ枚。三更馳赴二小幡一。信雄又親將而從焉。宮前軍大須賀康高。榊原康政。本多康重。水野忠重。丹羽氏次。先驅抵二長湫一。本多廣孝往二龍泉寺一。候二擧動一。九日黎明。勝入已迴二諸和邑一。岩崎城留後丹羽氏重。出レ城放レ銃挑レ戰。勝入不レ得レ已。一戰破レ之。氏重走入レ城。勝入追躡圍レ之。氏重防戰。

力屈而死。城陷。時既巳刻。勝入大悅。入城點檢。得レ首二百餘級。意氣倍奮。秀政、秀次繼至二稻葉。東師急襲破レ之。秀次僅以レ身脫。秀一又敗走。東照宮進レ軍至二長湫一。秀次敗兵走二秀政陣一。東師追レ之。秀政告二急於勝入、長一一。而奮戰。東師郤走。秀政追躡。至二長湫一。獲二首二百八十餘級一。勝入長一亦悉レ衆繼レ之。逐レ北追尾。東照宮麾レ兵而前。井伊直政爲二先鋒一。自二山陰一突出。砲矢雨注。秀政敗奔二樂田一。勝入使二人止上之。弗レ聽。東師大震。勝入、長一據二山際一交戰。長一麾レ軍先レ衆而進。中レ砲斃。軍大亂。東師遂掩二勝入軍一。縱橫馳突。殺傷甚多。勝入馳レ人使二秀政來援一。不レ至。勝入父子皆揮レ戟血戰。左右見二其危一。戰死者多。勝入欲下與二秀政一合上兵。然不レ能。自度レ不レ脫。登二小阜一。據二胡床一。把二團扇一憩息。會安藤直次來。按、大三川志不レ載二直次一 拮レ鎗刺。勝入未レ知二其爲一レ誰。永井直勝又至。前問二勝入名一。而馘焉。豐鑑、戰話、長湫合戰之事、同或說 時年四十九歲。藩翰譜、武家譜、法名雄嶽宗英。號二護國院一。武家譜、謚號考、有二四子。之助。輝政。長吉。長政。長政號二河內守一。子孫爲二家臣一。之助。小字勝九郎。年甫十五。從レ父征二討荒木村重一。明年爲二隊長一。陣二于倉橋一。藩翰譜、天正八年春。從レ父攻二村重族元淸所レ保之華隈城一。築二寨於諏訪嶺、金剛童山、生田森等一。勝入、之助。及士隊長伊木忠次。森寺忠勝 森寺或作二森重一 據レ之。三月。敵出レ城戰。之助與二弟輝政一。奮戰薄レ城。輝政時年十六。獲二首級一。勝入亦親戰。多斫二敵兵一。信長賜二騧馬一。賞二其功一。常山紀談、信長記、九年十一月。之助從二秀吉一征二淡路一。圍二由良城一。安宅木冬康力屈出降。携レ之抵二安土一。豐臣家譜藩翰譜、十年。父薙髮。之助更稱二紀伊守一。藩翰譜、十二年四月。從二父于長湫一。軍敗退半里程。聞二父死一力戰。爲二安藤直次一被レ馘。年二十六。豐鑑、實錄、或說、藩翰譜、子由之。元信。並爲二家臣一。（大日本野史）

○輝　政

初稱古新、後改二左衞門、名輝政 輝照混用 永祿七年甲子十二月晦日、尾州淸洲城に生る ○編者曰、甲申戰鬪記尾州小牧に生るとす 父に從て屢戰功あり、信輝傳中に記載す故に略之 天正十二年甲申四月廿八日、父の遺領を相續し、大垣城又轉して岐阜城に移り十萬石を領す。十三年乙酉三月羽柴氏に從て紀州太田城を攻め一方を圍む、七月十三日、叙從五位下、八月又從て佐々成政を近江に討つ。十五年丁亥又從て島津を討ち、九州に發向す、凱旋の後關白より羽柴氏を授かる。十六年戊子四月、天皇後陽成帝聚樂第行幸

に供奉し和歌を献す、寄松祝歌曰、君世乃深惠乎松葉乃不變色爾比天會見留叙從四位下、任侍從、關白之命を以て姓を豐臣と改む、十八年庚寅關白北條氏政を相州小田原に討つ、輝政早川を圍て有功、關白使を以て戰功を謝す、北條沒落の後關白奥州に入會津に陣す輝政先陣たり、奥州平て後九月關白上洛、輝政岐阜を轉し、參州吉田城を賜ひ十五萬二千石を領す、寶飯、八名、渥美、設樂四郡外に在京費用として勢州小栗栖莊を添賜る、此冬奥州一揆起る、蒲生氏郷の援軍として發向す、會事平く、兵を揚て上京す、文祿元年壬辰太閤朝鮮を征す、輝政東國の押を命せられ吉田に歸る、家臣中村九郎右衞門をして糧米を肥前名護屋に運漕せしむ、慶長五年庚午德川內府奥州上杉景勝を討つ、輝政並嫡子新藏後名利隆先陣たり、下野氏家原に到る、時に石田三成謀反の報あり、內府の命により諸將と同しく上方に發向、岐阜城を拔き南宮に軍す、關原事定の後上京都下を警衞し終

輝政

傳輝政所用

に大阪城に入、十二月十三日其功を以て播磨國五十二萬石に封せられ姫路城に移る、源姓池田氏に復す。

先是石田三成謀反の報あり、內府諸將を會して軍議す、輝政竝福島正則を以て先陣とし、井伊直政、本多忠勝を監軍とす、諸將日を逐て西上し、駿、遠、三、尾諸將の人質を吉田城に入れ、八月十四日淸洲に至り內府の出馬を待つ、內府村越茂助をして諸將に書を贈て動靜を問はる、其意蓋諸將の進退を驗る也、於是群議を決し、先岐阜城を攻めんとす、輝政、正則先陣を爭ふ、監軍の扱を以て福島竝西國諸勢は川下より大手へ向、輝政は搦手と諸手の攻口を定め、八月廿一日、諸軍木曾川東南の岸に陣す、城主岐阜秀信亦防戰の手配し、兵を出して備之、此夜輝政七千の兵を率て河田に陣す、翌曉を待て一時に川を打渡す、敵兵迎へ戰ひ終に潰退く、此時備中守長吉、飯沼小勘平と鎗を合て終に刺之、味方戰功亦多し、其夜直に城下に至る、廿三日昧爽正則等諸將亦至る、正則使を馳て曰、相圖を不待、川を越戰を始めらるゝのみならす、今又急に此表へ押詰らる條難心得、若大手を攻らるゝに於ては攻城を措て一戰せんと、輝政答て素より相圖を可待處、敵より頻に發砲するを以て不得已進て討之、是臨機の處置也、今日の事勿論大手は足下攻らるへしと、正則意解て各攻口へ押詰る、輝政朝日口より攻入しに、福島功を嫉みしや市中に火を放ち軍兵進む事を得す、輝政輙ち長良川より後の水の手に押寄せ旗を城中に投入し、一番乘と呼わらせ防く敵を打取、城門に攻入處正則を始め諸軍も亦追手より競ひ進み、城中防戰の術なく木造一忠降を乞ひ、秀信は自殺せん事を望む、乃ち其死を止め輝政の兵を以て上加納へ護送す、此戰ひ首を獲る七百餘級、內府書を以て其功を賞す、廿四日輝政軍を赤坂へ進め、東西の兩軍を待つ、九月十三日內府着陣諸將を岡山の營に會し軍の利害を議す、時に上方勢大垣を發するの報あり、卽軍配し輝政其外淺野、山內等の兵は南宮山、栗原山の敵に備ふ、但毛利秀元、吉川廣家を始、宍戶、安國寺、長束、長曾我部、鍋島等此に陣す、秀元 廣家既に輝政に依て密に欵を通すといへ共、內府猶疑心あるを以てなり、既にして關原の一戰敵軍敗績し、長束、安國寺、長曾我部等南宮山を棄て走る、輝政追擊之、十九日內府草津に陣し、輝政は福島、淺野と同しく上京都下を警衞す、後葛葉に陣し、大坂に迫る、時に増田長盛、秀賴と牙城に在、毛利輝元西城に在、諸將使を以て輝元の去就を問ふ、輝元和を乞ひ、卽西城に入て內府の着駕を迎ふ、既にして四方平定賞功の典を行はる。

八年癸卯正月六日次男忠繼を備前二十八萬石に封せらる、二月十二日内府將軍に任す、輝政。叙正四位下任左近衛權少將、廿二日將軍に従て上洛す、（三月廿五日家臣竹村半兵衛藤原勝長、叙従五位下、任伊豆守、八田太郎兵衛橘久次、叙従五位下、任丹後守）十年乙巳四月十六日大裡修造の役あり。十二年丁未七月十三日　天皇（後陽成帝）有勅、御太刀御馬を賜ふ、（傳奏は廣橋大納言兼勝、勸修寺中納言光豐なり、立入河内守康善、播州に下向勅を傳ふ、）十五年庚戌二月淡路國六萬石を加賜ふ、但三男忠雄に賜るなり。十六年辛亥禁裡壘壁築造の役あり。十七年壬子八月十三日駿河に往て内府に謁す、廿二日關東に下り將軍に謁す、年來の病平らきし故なり、將軍より松平氏を授かる、九月二日又駿河に往て内府に謁す、十七日上京、叙正三位任參議　十八年癸丑病再發、正月廿五日卒、年五十。

記云、輝政幼而倜儻長するに及て雄偉常ならず、夙に將帥の器あり、既に播、備、淡三國の主となり、自ら奉する事甚薄く、三萬石を以て一歳の費用とし後房僕に三十人に不過、其餘一切軍國の用に供し、良士を聘し、孝子を旌はし、専ら士風を勵ます、其

利隆

臣下を待するに懇篤を以てし、寛簡にして小過を問はす、此を以て下の上に親む事、子の父に於けるか如しと云。

○利　隆

初稱新藏、初名輝直又玄隆、後利隆と改む、天正十二年甲申九月七日濃州岐阜城に生。慶長五年庚子父に從て奥州へ出陣し、又岐阜に向ふ。八年癸卯正月六日弟忠繼備前に封ぜらる、幼年の故を以て利隆代りて國政を攝す。十年乙巳三月德川從二位に從て上洛す、四月十六日從二位將軍に任ぜられ、利隆、叙從四位下、任侍從兼右衛門督。十二年丁未六月二日武藏守に轉し、將軍家の命により松平氏を稱す（子孫世々稱之）十八年癸丑關東に在り、父病篤と聞て乞暇、歸國父卒して後六月六日父遺領播磨國四十二萬石（宍粟、佐用、赤穂三郡ヲ除ク）忠繼を備前國一圓、播州三郡、忠雄を淡路國に分ち封せらる。十九年甲寅大阪の役に出陣す。

此年利隆關東にあり、偶大阪の事起らんとす、內府、利隆を召て軍略を示し、尼崎は西國往來の要路兵糧運漕の咽喉なり、速に歸國して多勢を尼崎に入れ、城主建部三十郎と謀て防禦すべしと、乃夜を日に繼て國に歸り、先播州印南野にて軍列を整、十月十九日軍勢を率て姬路を發し西宮に陣す、先是尼崎城には家老共を籠め置處に十三日片桐且元か兵、茨木城に兵糧を納れんとするを大阪追擊し片桐か勢亂立ち、尼崎迄引取城中に入らんとす、されとも且元は元大阪の股肱なりしかは眞僞計かたしとて城にも入れす、加勢も出さす、片桐憤りて此旨を注進す、內府より其子細を糺問せられ、事の由を辨明し事濟たり。（後二條城にて尼崎の事穿鑿有し時讒言にて利隆ニ心の疑あり、因之番大膳をして內府に謁して辨解せしむ）扨利隆西宮より尼崎へ進み、神崎川を渡せしに將軍家より中津川に船筏浮て渡すへし、流を絕て人數を損すへからすと有し處、弟左衛門督忠繼の備は既に下流を渡して敵に向ふ、利隆亦急に渡さんとす、監軍城和泉守、小倉治右衛門堅く制して許さす、軍士競ひ進む、兩人怒て將軍の命也、若我言を用ひすんは汝等一々腹切らせんと、時に瀧川出雲進出て說破す、兩人理に服して少しく猶豫する處を惣軍忽ち川を打渡す、敵兵此勢を見て退て城に入、（後日將軍之を聞て、監軍軍機を失を怒り和泉守を放逐すと云）十一月十七日別手新家に渡て砲擊し火を民家に放つ、敵走て野田福島に退く、忠繼、長吉等新家を取毀て陣す、十八日城兵蒿み出福島堤

にて砲戰頗る烈し、利隆銃手を遣して加勢す、後屢責合ありしに、廿三日終に敵を打破る、廿五日諸手一同に押掛、野田、福島を燒拂ふ、利隆は坂口、天滿橋へ押詰仕寄せ付互に砲撃す、廿一日に至り東西和睦して軍を止む、此役首を獲る數十級、後爲其賞白銀三千枚を賜ふ。

元和元年乙卯大坂再度の役に出陣す。

大阪の事再ひ起る、今茲四月二萬の勢を率て出馬す、五月朔日先手は尼崎へ押し自ら難波邊へ陣を進め、別手を以て大和田數百家燒働す、七日昧爽神崎川を渡し中の渡野里川に至時に斥候歸報して將軍の本陣既に城中へ打入と見ゆ、速に勢を進むへしと、利隆許容す、監軍失姓名怒て此手は將軍の下知なくんは押詰へからすとて、我輩を付置る所也、然るに恣に軍を進めらる、是軍法を破る也と、頗口論に及ふ内先手競進て終に城際に押詰る、此役亦監軍の爲に動もすれは攻撃の期を妨けらる但利隆精細指揮して其功亦多しと云　扨軍士共思々の働にて首を獲る六百五十餘級、落城の後首級を實檢に供し、姫路に歸城す、兩度の役先手大砲を率て屢城兵を搏すくめ大に有功と云。

二年丙辰關東にありて疾に罹り乞暇、歸國途中京に登り、六月十三日卒、年三十三。

光政（國清寺藏）

光政所用

（一）光政

稱新太郎、初名幸隆。慶長十四年己酉四月四日備前岡山城に生る。元和二年丙辰六月襲封如舊、襲封の日を脱す但因州在城の頃災火の爲に宣旨等盡燒失故今不可考其他父祖任官等の月日假令傳記の誤ありといへ共校正の道なき爲也

先是、五歳の時始て内府に謁す、内府膝下に召て佩刀を賜ひ鬢髮を撫て、三左衛門の孫なり、速に成長すへしと云れし時、光政佩刀を拔眞物なりと云、内府是はあふなし沖、自ら柄を握て鞘に納めらる、光政退出して後内府近臣に眼光のすさましき唯人にあらすと語られしと云。

三年丁巳六月因幡、伯耆兩國に轉封せられ三十萬石を領す。四年戊午三月江戸發、初て鳥取城に入。五年己未將軍に從て上洛京師廣瀨を警衞す。九年癸亥七月將軍に從て上洛、叙從四位下、任侍從、將軍より名字を授り、光政と改む。子孫更名皆此例なり　寛永三年丙寅八月十九日將軍に從て上洛、任左近衞權少將九月六日。天皇、二條城に行幸和歌を獻す　竹契千年歌に曰嶺爾生留松乃千年毛取添天君我齡乎契留哭竹　九年壬申六月十八日備前國竝備中數郡に轉封せられ三十一萬五千二百石餘を領す。

但岡山城主松平宮内少輔卒し、其子勝三郎幼少也、備前は手先の國なれは幼少にては不可叶、依之國替命せらると也。

八月十二日始て岡山城に入、十一年甲戌八月將軍に從て上洛す、此時參議假官　十六年己卯六月下總國和泉にて放鷹の地を賜ふ。十九年壬申七月諸法度を改定す。

光政入國以來殊に心を國政に用ひ、此年六月より十二月まて、在國の間親ら裁判する、政事の條件凡そ千貳百六拾七に及と云傳ふ。

慶安四年辛卯正月軍律を定む。

光政兵制に心を用ひ、陣列の形を制し、自ら進退分合を試、或は山野に狩して用兵の法を習し、田獵習兵の制子孫世々之を行て以爲例　屢家老、番頭、物頭等呼出、軍務の事を口授す。

承應三年甲午諫匭を揭ぐ。

光政一身上及執政、諸奉行等の不覺あらは、一國の智を借り用ひんとて、家老以下庶民に至迄、萬事匿名を以て投書せしむ。

此年旱魃洪水。

今夏大旱、七月國中非常洪水にて損亡夥し、家老以下を呼出し、今年の旱又は洪水某一代の大難なり、是を思に某無道なる故如是ならは、天より直ちに滅亡を降さすして警め給ふと思へは大幸云計なし、又天の時ならば我よき時に此國を預り、人民を可救と思なり、何れの道にも急度改へき事なり、此分にては事ゆくまし、各勵精盡力すへし、此度の事金銀米穀の失費なきを某等か爲と存へからす、倉廩は空しく成とも、一國の內一人も困窮せさるこそ某か爲なりとて、專ら修理賑救に心を盡し國用不足終に幕府に乞て金四萬兩を借求に至る。

寛文四年甲辰九月善行の者を上書せしむ。

善事の概略十五ヶ條を表して士民をして上書せしめ、人材を論選して之を擧用す、後四年の間賞する所千六百八十四人と云、先是孝心奇特を賞するもの亦多し。

六年丙午五月不正の神社を毀。

備前國、備中數郡の內、淫祀の小宮を俗に荒神と名付て崇敬する數、年を逐て多く、愚民は疫疾狐狸の妖ある時は、山伏神子杯にたふらかされ、此荒神のたゝりなれは祈禱すへしとて、財寶を貪りとられ、又は宮地に生る草木をも民恐れて不觸、其弊殆國中に遍ねけれは光政深く是を憂ひ、民の惑を開き、土地の費を正さんか爲め代官に命し、兩國の神社凡一萬千百三十宇の內六百一社は產土神なれは是を存し、餘の雜祠は不殘破却し、其宮地の材木を以て一代官所に一社を設け寄宮と號して勸請す。其後正德二年に至り合して一宇の寄宮とす、今猶存す。

八月神職をして邪宗を正さしむ。

光政夙に儒道に志深く、嘗て寺院僧侶を沙汰す、國內往々餘風に化し、佛を棄儒に歸し或は僧として還俗するもの儘多し、今玆令を下し從前切支丹の改、寺僧の證人なるを向後產土神又は信仰の神社の祠官を以て證人と定しむ。

九月士民をして政事の得失を云はしむ。

士民より書出す處、凡百二十八條諸司をして是を議せしめ、其取へき者三十二條盡く施行す。

九年己酉七月學校を起す。

去々丙午城内に假學館を設け諸士の子弟を入學せしめしに、生徒日を逐て盛に成しかは、更に城外の地をトし學校を造立して大に文武の業を習はす。

十年庚戌鄕學校を設く。

備前國和氣郡木谷村山中の地をトし、閑谷と名付學館を開て生徒を育す、其他一鄕毎に學問所を置、里民の子弟を教ゆ。

十一年辛亥井田を開く。

光政民事に心を用ゆる事尤深く、租稅の法よりして、萬般の事多く自ら裁判す、嘗て封内水利を興し、堤防を築き、專ら地力を盡す、此年備前和氣郡友延村に新田地をトし井田二區を開かしめ、此年成就す、溝域の法、廬舍の制、都て古法に準擬し以て助法を試む。

十二年壬子六月十一日隱退、綱政嗣く、天和二年壬戌五月廿二日卒、年七十四。

綱政

○綱　政

初稱太郎、後改三左衛門、初名興輝。寛永十五年戊寅正月五日武州江戸に生。承應二年癸巳十二月廿三日叙從四位下、任侍從兼伊豫守、綱政と改む。寛文十二年壬子六月十一日襲封如舊、

延寶二年甲寅禁裡造營の役を命せられ。三年乙卯正月上京、十一月造營成功により再上京、遷幸を賀す、禁裡より御太刀、御手鑑、新院御所より御薫物女御御所より御樽肴を賜ふ。元祿九年丙子十二月五日、任左近衛權少將。正德四年甲午十月廿九日卒、年七十七。

繼政

○繼　政

初稱峰千代、後改主税又茂重郎、初名保教元祿十五年壬午八月十七日岡山に生。正德四年甲午十二月十八日襲封如舊。五年乙未四月五日、叙從四位下、任侍從兼大炊頭、繼政と改む。延享元年甲子十二月十六日、任左近衞權少將。寶曆二年壬申十二月六日隱退。五年乙亥二月廿八日剃髮、號空山。安永五年丙申二月六日卒、年七十五。

○宗　政

初稱峰千代、後改茂重郎、初名尙政、享保十二年丁未六月廿四日江戸に生。元文五年庚申十二月十一日、叙從四位下、任彈正大弼、宗政と改む。寛延元年戊辰十月十八日伊豫守に轉す、十二月廿一日、任侍從。寶曆二年壬申十二月六日襲封如舊。明和元年甲申三月十日卒、年三十八。

宗政

治政

〇治　政

初稱新十郎、初名敏政。寛延三年庚午正月十日江戸に生。明和元年甲申五月十日襲封如舊。九月十一日叙從四位下、任侍從兼內藏頭治政と改む。寛政二年庚戌十一月廿七日任左近衞權少將。六年甲寅三月八日隱退。七年乙卯正月十八日號一心齋。文化四年丁卯七月十一日剃髮。文政元年戊寅十二月十九日卒、年六十九。

〇齊　政

初稱新十郎、後改本之丞、初名政久。安永二年癸巳四月八日江戸に生。寛政二年庚戌六月廿一日叙從四位下、任上總介

齊政

齊敏

齊政と改む、六年甲寅三月八日襲封如舊。十二月廿四日任侍從。文化十三年丙子十二月十六日任左近衞權少將。文政十二年己丑二月七日隱退。天保四年癸巳六月廿六日卒、年六十一。

○齊　敏

初稱治五郎、後改丈之助、初名久寧又爲政、實は從四位上中將松平豐後守源齊興次男。文化八年辛未四月八日江戸に生る。文政九年丙戌十月廿五日齊政養子となる。十年丁亥四月十九日叙四位下、任侍從兼伊豫守、齊敏と改む。十二年己丑二月七日襲封如舊。天保十一年庚子十二月十六日任左近衞權少將。十三年壬寅正月晦日卒、年三十二。

○慶政

初稱七五郎、初名昌朝又道政、實は從四位下侍從奥平左衞門尉源昌高四男。文政六年癸未七月五日江戸に生る。天保十三年壬寅四月十四日爲齊敏養子、五月廿九日襲封如舊、七月廿三日叙從四位下、任侍從兼内藏頭、慶政と改む。嘉永六年癸丑十一月十四日安房、上總海岸警衞を命せられ、兩國之内高貳萬九千九百石餘を預けらる。安政元年甲寅二月十五日任左近衞權少將、四月戍兵を房總に遣す。九月廿二日國許近海手當を命せらる。

慶政

同五年戊午六月廿日大坂海岸警衞を命せらる。

文久二年壬戌十二月名代として、分家池田信濃守を上京せしむ。

同三年癸亥二月六日、中納言德川慶篤弟九郎麿を養子とし、八日隱退す。明治元年戊辰正月十七日松平氏を廢し池田氏に復す。三年庚午五月八日爲朝覲東京へ上る、六月八日參内龍顏を拜し天盃を賜はる。

同四年辛未二月東京府貫屬の命あり、依願當分岡山に寄留す。

同六年癸酉十一月入京、同十一年戊寅五月岡山に歸り古京町私邸に寄留、九月三日少教正に補せられ、同十六日閑谷神社祠官に任せらる。同十二年己卯六月十三日中教正に補せらる。同十四年辛巳二月廿七日花畑別邸に移る。同十七年

甲申三月十八日特旨を以て正四位に叙せらる、四月廿四日閑谷神社祠官を辭す、八月廿九日中教正を辭す。同十八年乙酉八月岡山行幸の際天顏に咫尺し酒饌を賜はる。同廿二年己丑六月廿六日特旨を以て從三位に叙せらる。同廿四年辛卯十二月廿二日特旨を以て正三位に叙せらる。同廿五年壬辰三月六日古稀祝賀につき御紋章入御盃及御酒肴料を賜ふ。同廿六年三月危篤の趣天聽に達し特旨を以て從二位に陞叙せられ同四日花畑別邸に薨す、年七十一。

茂政

○茂政

初稱九郎麿、實は贈從一位德川齊昭九男。天保十年己亥十月十一日江戸小石川水戸邸に生る。文久三年癸亥二月八日爲慶政養子襲封如舊、大阪警衛亦如故、十二日將軍上洛により廿五日關東を發し、三月十日着京、此日叙從四位下、任侍從兼備前守、十一日加茂下上社行幸に供奉し前驅す、十六日始て參內拜龍顏天盃を賜はる、廿日於二條城元服、茂政と改む、四月十一日石淸水社行幸に供奉し前驅す、十五日於學習院攘夷之策、海防の術、御垂詢、翌日答議、廿一日將軍と同じく京師を發し、攝、淡、泉、紀、播海岸を巡見し、五月九日大坂警衛手當として、五千俵を與ふべき旨幕府より達せらる、同十一日爲復命歸京す。

五月廿一日、今出川御門警衛を命せらる、六月朔日參內龍顏を拜し天盃並御劍を賜ひ且暇を賜ふ、二日發京、八日初

て入國す、七月十七日依召上京、此月御親兵三十一人を貢す。

八月五日、松平肥後守人數馬揃叡覽依命人數を率ひ出馬警衛す、後爲御慰勞大和錦一卷を賜ふ、十一日東下の命あり。

十七日、大坂海岸警備免ぜらる、十八日闕下動搖人數を率ゐて參內警衛す、夜於小御所、天皇、皇太子を拜す、其後爲御賞御持古御末廣並絹を賜はり、幕府よりも亦鞍鐙を以て慰勞せらる。

九月七日、讃州鹽飽並備中海岸持場に命ぜられ、依之東下を免せらる、十二日御親兵を免せらる、此日銅、錫取集大礮鑄造可充軍備旨命せらる、廿三日寮御馬を賜ふ。

此月備中國倉敷並最寄公領地當分警衛可心得旨幕府より達せらる、十月十一日御紋の御馬衣を賜ふ、十三日發京歸國海岸を巡檢す、元治元年甲子二月廿四日依徵上京、四月十一日從四位上に叙し左近衛權少將に任せらる、十二日發京歸國在京中將軍家より御國事下問により再三建言す、廿二日依願鹽飽諸島持場を直島諸島に轉せらる、七月二日鷹ヶ峯警衛を命せらる、十九日今出川御門警衛を下立賣御門へ轉せらる、廿四日長防追討の命あり、八月十三日山陽道討手二の手を命せらる、十二月八日兵を率ゐて出馬國境に滯陣す、廿七日解兵の令あり。

慶應元年乙丑正月元日兵を揚げて岡山城に歸陣す、閏五月十三日下立賣御門警衛を淸和院御門へ轉せらる。同二年丙寅四月九日人數を發して備中亂妨の浮浪徒を討つ、六月十五日長防再討に付出軍すべき旨閣老より達せらる、十月十二日依徵上京、十二月十日賜暇發京歸國。同三年丁卯十二月十日蛤御門警衛暫時受持を命せらる、廿日攝州西の宮札の辻警護を命せらる。

明治元年戊辰正月四日大津表警衛を命せらる。十一日備中松山城追討を命せられ、御紋御旗二旒下し賜ふ。十三日姬

路追討應援を命ぜられ、十五日分家池田信濃守陣代として出馬す、十七日松平氏を廢し池田氏に復す、十八日大津出張の兵隊桑名城へ進擊す、廿日西宮最寄在々鎭撫すへき旨征討將軍宮より達せらる、廿一日玄米五千俵を獻す、廿七日安藝少將と同じく山陽道取調命せらる、二月五日西の宮警衛を免せられ右人數引纏速に登京すべき命あり依之鎭撫の個所は兵庫裁判所へ相渡す、六日東海道先鋒命せらる、十二日兵隊京師を發す。

三月十五日、病氣依願隱退、分家池田政詮を養子とす、四月廿五日武藏守に遷任す。二年己巳三月二日依徵上京御東幸御留守中桂宮警備を命せらる、四月九日武藏守を辭す、六月十八日桂宮警衛免せらる、八月廿五日東京より依徵發京九月十六日參着、廿四日彈正大弼に任せられ彈正臺に出仕す、十月朔日叙從三位。同三年庚午七月十三日依願本官を免せらる。

同四年辛未三月廿九日、麝香之間祗候を命せらる。同五年壬申五月十九日西國御巡幸御留守中宮內省勤番を命せらる七月十五日、勤番精勤の故を以て布晒一疋、洋酒五瓶を賜ふ、八月廿五日御召古の御袍を賜ふ、十月十五日初て皇后宮に謁見、十一月廿四日、御眞影を賜ふ。六年一月二日初て、皇太后宮に謁見、五月十六日　皇后宮御誕辰　主上、皇太后宮御前に於て陪食を賜ふ。六月十二日皇城炎上に付、不取敢章政と共に金七千兩を獻す。

同十二年己卯六月十七日正三位に叙せらる。同十四年辛巳七月十六日勳三等に叙し旭日中綬章を賜ふ。同二十年丁亥十二月廿七日特旨を以て從二位に叙せらる。同二十五年壬辰七月五日特旨を以て正二位に叙せらる。同三十二年己亥十二月十一日特旨を以て從一位に叙せられ、勳二等に叙し瑞寳章を賜ふ、翌十二日東京橋場別邸に薨す、年六十一。

○章　政

初稱滿次郎、初名政詮、實は從五位下、相良壹岐守藤原賴之次男。天保七年丙申五月三日、肥後人吉城に生る、（賴之の祖父相良壹岐守長寛、實は七代の祖伊豫守宗政二子にして章政は其曾孫也、）初分家池田信濃守政善の養子となり、其家を繼、叙從五下、任內匠頭、後信濃守に轉す。明治元年戊辰正月十五日、茂政の陣代として姫路に出馬し、二月朔日姫路を發し京師に登る、三月十五日茂政隱居、その養子となり襲封如舊、十六日叙從四位下、任侍從、信濃守如故、章政と改、廿一日御親征として大阪へ行幸、章政奉命兵隊を率て前驅し坂地に滯陣す、廿四日於行在所內拜顏、廿六日天保山行幸、依命銃隊貳百人警衛す、四月三日東海道先鋒の兵隊關東に着陣す、爾後相武總奥之諸戰に功あり、四月廿日住吉行幸に供奉し、於同社庭上射蒙天覽、廿五日備前守に遷任す、同日安藝少將と同じく備中國取締り命せらる。閏四月四日御前において議定職に任し、江戸鎭臺補兼警衛を命せらる。

章政

閏四月五日發供奉、九日上京、十七日依徵參內供奉之御慰勞として卷物壹卷、御中啓を賜ふ、於小御所酒饌を賜ひ、御懇の叡慮を蒙り御手自ら天盃を賜ふ。

五月十三日關東出兵の命あり、在京の兵三小隊を發す、十七日軍資金上納の命あり。

十九日刑法官副知事に任す。二十日參內乘馬蒙天覽、銀盃等を賜ふ。廿四日春來御領の倉敷支配の地所等、倉敷縣へ可引渡旨命あり。六月四日暇を賜ひ發京歸國す。七月十八日上京、八月七日兵隊一大隊出兵すへきの命あり。十二日當時當官を以て、議政官出仕議定同樣の可爲心得旨命せらる、卽日東京行幸供奉を命せられ、晦日除服出仕別勅を蒙り 但去廿日ヨリ養母之忌を受く 此日東京へ供奉の兵隊操練天覽を蒙る、九月廿日御發輦兵隊六百人を率て後驅し、御途中行在所に宿直亦交番警衛、屢酒肴及金子を賜はる、十月三日命に依て水戶表へ出兵す。

十三日御着輦、此日精兵三百人奥州會津表鎭壓として出兵すへき命あり。

二十日議定の心得にて勤仕を免せらる、晦日精兵四百人箱館表へ出張すへき旨命せられ、旣にして出發蝦夷の流賊を討つて功あり。

十二月四日供奉を免して東京在勤を命せらる、九日議定同樣の心得にて議政官出仕の命あり、二年己巳三月四日兵隊一大隊京都警衛を命せらる、四月八日任刑法官知事、十日任左近衛權少將刑法官知事如故、五月十五日免職務、麝香之間祗候を命せらる。

二十九日吹上瀧見の御茶屋に於て酒饌を賜ひ、且菊御紋散し御短刀を賜ふ、六月二日依徵參內厚き叡慮を以て高二萬石戰功に依て永世下賜る。

十七日版籍奉還如願被聞召、卽日岡山藩知事、依命原祿十分之一、壹萬八千三百貳拾四石を以て家祿とす、且自今公卿諸侯の稱被廢改て可稱華族旨命あり。

七月三日依徵參內拜龍顏、昨年來職務勵精叡感不淺、且歸藩の暇賜候に付御直垂一領、御馬一匹、御鞍鐙下賜ひ、廿

一日發京歸藩す、八月廿三日松山城取締を免せらる、九月十四日依軍功高壹萬石三年間下賜る。

此月京都警衛を免せらる、十月七日岩代國警衛を免せらる、十一月藩制を改革す、明治三年庚午正月四日金五千兩を獻す。

二月五日北海道後志國島牧郡之内ヲカヱチンより東の方シヤメンナイまで當藩支配すへき旨命せられ、五月三日依願免せらる、八月四日京都警衛三中隊命せらる、十二月十八日免せらる、四年辛未正月十三日兵隊一大隊東京守衛の命あり。

二月廿日東京府貫屬の命あり、四月廿九日上京、七月十四日廢藩置縣の命有て本官を免せらる、八月十七日東京本所の賜邸に移住、五年壬申六月七日西國御巡幸御留守中宮内省勤番を命せらる、七月十九日勤番精勵の故を以布晒一匹、洋酒五瓶を賜ふ。八月廿五日御召古の御引直衣を賜ふ、九月五日陪食を賜ふ、十二日鐵道開業式被行橫濱へ行幸の供奉を命せらる、十月十五日初て　皇后宮に謁見十一月廿四日御眞影を賜ふ、六年一月二日初て　皇太后宮に謁見、五月十六日　皇太后御誕辰に付　主上、皇太后宮皇后宮御前に於て陪食を賜ふ、六月十二日金七千兩を獻す。

同十一年戊寅特旨を以て正四位に叙せらる。同十二年乙卯十二月十一日特旨を以て從三位に叙せらる、同十四年辛巳七月十六日勳三等に叙し旭日中綬章を賜ふ、同十七年甲申七月七日侯爵を授けらる、同二十年丁亥十二月二十六日特旨を以て正三位に叙せらる、同二十四年辛卯七月廿八日大崎本邸に移る、十一月十六日車駕私邸に幸し越へて二十日皇太后皇后行啓陪宴金及物を賜ふ、同二十五年壬辰七月五日特旨を以て從二位に叙せらる、同三十年丁酉七月二日正二位に叙せらる、同三十六年癸卯三月三十日特旨を以て從一位に叙せらる、同四月一日勳二等に叙し瑞寶章を賜ふ、同三日合卺五十年の式を擧ぐ　天皇皇后金盃及銀製鶴一雙を賜ふ、同六月五日勳一等に叙し瑞寶章を賜ふ、此日東京大崎本邸に

薨す、年六十八　天皇特に侍臣を遣はされ賻及誄を賜ふ。

○詮　政

幼銀三郎と稱す、章政の三男分家政保の弟なり、慶應元年乙丑十二月二十四日岡山天神山の邸に生る、明治十二年己卯十月九日章政の嗣子となる、十一月廿一日東京本所横網町の私邸に移る、同二十二日名を詮政と改む、十二月一日元服從五位に叙せらる、同十三日始めて參内龍顏を拜し天盃頂戴、同十五年壬午二月三日佛國へ遊學のため東京發途横濱より乘船三月二十九日和蘭國へ着船其後巴里へ着、十月三十日病氣のため歸朝す、同十六年癸未一月二十七日岡山古京町の私邸に寄留、同十七年甲申二月二十八日東京本所横網町の私邸に歸る、同二十一年戊子十二月十三日正五位に叙せらる、同二十三年庚寅十一月二十五日東京大崎本邸に移る、同二十六年癸巳六月十六日從四位に叙せらる、同三十一年戊戌六月二十日正四位に叙せらる、同三十六年癸卯六月五日父章政薨去に付相續、七月一日襲爵仰付られ貴族院議員に列せらる、同四十年丁未夏滿韓地方を歷遊し韓國皇帝より勳一等太極章を贈與せらる、同九月廿二日勳四等に叙し旭日小綬章を賜ふ、同十二月十一日從三位に叙せらる、同四十二年己酉六月一日特旨を以て正三位に叙せらる、此日東京大崎邸に薨す、年四十五。

詮　政

○禎　政

明治二十八年乙未四月廿二日東京大崎邸に生る、明治四十二年己酉六月一日父詮政薨去に付相續、同十七日襲爵仰付

禎政

らる、大正四年乙卯四月三十日從五位に叙せらる、大正七年戊午五月十日正五位に叙せらる、大正九年庚申一月十八日大崎邸に於て卒す年二十六。

○宣　政

初政鈞と稱す、詮政の三男、明治三十七年甲辰七月一日東京大崎邸に生る、大正九年庚申一月十八日禎政卒去に付二月十九日相續、同三月十日襲爵仰付らる、同六月一日宣政と改む、同十三年甲子七月十五日從五位に叙せらる。同十四年乙丑九月二十日夫人同伴北米合衆國に渡航し、英、佛、瑞、伊、其他歐洲諸國を視察し、翌十五年丙寅六月二十六日歸朝す。昭和二年丁卯八月一日正五位に叙せらる。昭和三年戊辰十月十二日、昭和三年岡山市へ公會堂を寄附せしにより紺綬褒章を賜ふ、同四年己巳一月二十六日、大正十二年關東大震災救援費を寄附せしにより紺綬褒章飾版一箇を賜ふ。同八月八日、昭和二年岡山市內道路敷地として土地を寄附せしにより紺綬章飾版一箇を賜ふ。同十二月廿七日天盃を賜ふ、昭和六年辛未十二月十日、昭和四年東京府荏原郡大崎町へ教育費を寄附せしにより紺綬褒章飾版一箇を賜ふ。

宣政

同十一月二十一日東京市芝區高輪南町本邸に移る。

第三分家

○長吉　信輝三男

初稱藤三郎、元龜元年庚午尾州犬山に至る、天正十年壬午六月羽柴秀吉の養子となり、羽柴氏を稱す、十三年乙酉七月十三日叙從五位下、任備中守、江州蓮華寺壹萬石を賜ひ、其後同國佐倉二萬石加賜、十五年丁亥島津追討の役に從ふ、十八年庚寅北條追討の役に從ふ、文祿元年壬辰筑前茗屋に於て朝鮮渡海之船奉行たり、慶長五年庚子德川内府上杉追討の役に從ふ、八月兄輝政と岐阜城を攻自ら飯沼小勘平を討取、九月龜井玆矩と同じく、内命により水口城に向ひ、使を以て長束正家兄弟の去就を問ふ兄弟自殺す、十月太田美作守勢田の戍を棄て走る、山岡道阿彌と同じく擊て殺之、此月因州四郡六萬石を賜ひ、鳥取在城池田氏に復す、十九年甲寅九月廿四日卒、年四十五、室伊木豐後忠次女、子長幸嗣、長幸小字佐助、後稱次兵衞、此年大坂の役に從ふ、元和元年乙卯大阪再度の役、利隆に屬し　首三十級を獲る、閏六月十九日叙從五位下、任備中守、三年丁巳備中松山へ轉封加賜五千石、寛永九年壬申四月七日卒年四十六、子長常嗣、長常小字猿、後稱次兵衞、元和元年乙卯七月叙從五位下、任出雲守、寛永九年壬申四月父卒して後有故封を除る、八月廿六日舊領六萬五千石を賜ひ、松山在城十八年辛巳九月六日卒、年三十三、無子家絕。

○輝澄　輝政八男

初稱松千代、後改左近、慶長九年甲辰四月廿九日、播州姫路に生る、十四年己酉四月將軍家より松平氏を授かる、元和元年乙卯六月廿八日播州宍粟郡三萬八千石を賜ひ、叙從五位下、任石見守、山崎に在邑、三年丁巳叙從四位下、寛永三年丙寅八月十九日任侍從、八年八月播州佐用郡二萬五千石加賜、十七年庚辰七月有故封を除れ、因州に配流鹿野に幽居剃髮して石入と號す、寛文二年壬寅四月十八日鹿野に卒、年五十九、室生駒讃岐守正俊女、子政直、初名采女、父除封の節播州神崎郡印南郡之內にて新知壹萬石を賜ふ、叙從五位下任能登守松平を稱す、寛文五年乙巳十二月六日卒、年三十二、無子光政光仲の乞ひに依て遺領を弟久馬助政武七千石稱松平勝左衞門政濟三千石稱池田に分ち賜ふ。

○政綱　輝政九男

初稱岩松、慶長十一年丙午播州姫路に生る、慶長十六年辛亥將軍家より松平氏を授かる、元和元年乙卯六月廿八日播州赤穗郡三萬五千石を賜ふ、九年癸亥七月十九日叙從五位下、任右京太夫、寛永三年丙寅八月十九日叙從四位下、八年辛未七月廿九日卒、年二十六、無子家絶。

○輝興　輝政十男

初稱古七郎、慶長十六年辛亥正月十六日播州姫路に生る、元和元年乙卯六月廿八日播州佐用郡二萬五千石を賜ひ平福に在邑、寛永三年丙寅八月十九日叙從五位下、任右近太夫、將軍家より松平氏を授かる、八年辛未八月佐用郡を轉して赤穗郡三萬五千石を賜ひ刈屋在城、十一年甲戌七月十六日叙從四位下、正保二年乙酉三月十五日有故封を除れ備前に配流、邑久郡福岡村に幽居、四年丁亥五月十七日卒、年三十七、室黑田筑後守長政女。

○恒元　利隆次男

初稱三五郎、慶長十六年辛亥備前岡山に生る、寛永五年戊辰正月廿八日叙從五位下、任備後守、將軍家より松平氏を授かる、正保四年丁亥九月廿八日備前新田二萬五千石分知、慶安二年己丑十月五日播州宍粟郡三萬石を給ふ、舊領の新田は本家に復す、十二月山崎に轉住、寛文十一年辛亥九月四日卒、年六十一、室松平隱岐守定勝女、子政元嗣、政元小字鍋之助、池田氏を稱す、寛文九年己酉十二月廿五日叙從五位下、任豐前守、延寶五年丁巳正月八日卒、年二十三、養子恒行嗣、恒行實は本家伊豫守綱政五男稱數馬、十二月廿七日卒、年四歳無子家絶。

（附記）本系譜は明治六年進達成田元美編の家系及家譜に據り之を補ふに藏知矩氏の續修を以てせり。

第四　池田家は小楠公の後胤なること

池田家の系統に關する異説三あり。左の如し。

一、紀姓。孝元天皇の皇子彦太忍信命の曾孫・紀ノ武内宿禰の後すなはち、池田藏人維實、美濃池田庄に住す、是を始祖とするもの。

二、源姓。清和天皇の皇子貞純親王の後、多田源氏滿仲の裔・右馬允泰政、美濃國池田庄を食み始めて池田氏を稱す、是を始祖とするもの。

三、橘姓。敏達天皇の皇子・難波皇子の後、橘諸兄の裔小楠公正行遺腹の子、教正を以て其祖とするもの。

以上三說の中、楠胤說すなはち池田家の男系か小楠公に出づとする說は其の由來久しく池田家にては家傳として世々之を信じて疑はず、又德川時代に於ける官撰の系譜、或は學者の間に於ても之を認めて敢て之を疑ふものなきのみならず、小山田與淸の如きは博引旁證之を支持するに力め、太田錦城の如きは進んで積善の家には必ず餘慶あるの實例として應報的に之を支持せんとせり。然るに池田家文庫中に存する系譜本の一書に於ては反對に之に疑義を挾むものあり、仍て予は左に關係文獻を列擧し略說を加へて聊か辨明する所あらんとす。

甲　楠胤說を取るもの二十四

(一)　寛永中　國學・典故・有職の大家・西道智の大著・太平記大全

(二)　寛永十八年烈公より幕府に提出の池田氏家譜集成

(三)　寛永二十年九月完成の寛永諸家系譜傳

(四)　寛永十九年六月十一日の奧書ある池田系圖

(五)　同　文　家譜　故大御納戸本

(六) 池田綱政公御筆　當家系圖　故大御納戸本
(七) 山田道悦書出し　御系譜　横帳池田系圖
(八) 公家系圖　自賴光公至元和九年御家譜略　故學校本
(九) 元祿十四年十月脫稿　新井白石著　藩翰譜　七卷上
(一〇) 享保十八年丑四月三日御改　包紙書　池田家傳秘譜
(一一) 池田繼政公御筆　池田系圖　故大御納戸本
(一二) 文化九年脫稿　幕府官撰　寬政重修諸家譜　卷第二百六十三
(一三) 文政八年頃筆錄　小山田與淸著　松屋筆記　第五十四卷
(一四) 文政年間の輯錄に係る太田元貞著　梧窗漫筆拾遺
(一五) 寬文十年二月　三宅道乙撰源輝政卿墓誌及墓表
(一六) 同　源利隆朝臣墓表
(一七) 天和二年　源光政朝臣墓表
(一八) 正德四年十一月十八日誌源綱政朝臣墓表
(一九) 本朝武功正傳
(二〇) 嘉永二年　御系圖御用掛・荒木邦成著・御養實便覽
(二一) 嘉永五年完成　飯田忠彥著大日本野史
(二二) 明治六年二月進達扣　池田家系
(二三) 明治六年五月進達扣　池田家譜

(一四) 明治元年九年奉齋允可　三勳神社由來

乙　楠胤說に疑義を挾むもの二

(一五) 御系譜　本系　卷一　時代　著者　不詳

(一六) 御系圖　本系　卷一　時代　著者　不詳

以上

甲　楠胤說を主張するもの。

(一) 太平記大全之評　包紙「故大納戸、太平記大全ノ內、敎正公之傳」。

佐々木佐渡判官入道道譽之執權箕浦次郞左衞門ト楠正儀ト攝津之國ニテ合戰ノ時箕浦、戰負テ敗北シ落行處ニ池田敎正行年十九歲實ハ楠左金吾正行之嫡男ナリトカヤ敎正ハ郞從ノ馬ニ箕浦ヲ助乘セテ落シタリト也然ルニ將軍ノ御前ニテ箕浦カ曰大敵ヲ切伏々々落タリシト勇々鋪申上タリシトカヤ此事敎正聞テ色ニモ出サズ遙ニ程隔テ細川右馬頭賴之ト物語ノ時語申サレシト也。

因みに太平記大全の年代に就いては、

一、京都帝國大學附屬圖書館(近衞公爵家本、陽明文庫圖書藏印あり)本、「萬治貳己亥年仲夏吉辰板行之。」二、東京帝國大學附屬圖書館和漢書名目錄增加第一に「太平記大全並劍卷萬治二年四十卷四九册」。三、內閣文庫圖書目錄に「太平記大全四十卷、萬治二年劍卷一卷、五〇册」。四、帝國圖書館和漢圖書分類目錄、歷史四〇頁に「太平記大全(繪入)萬治二」。とあれは皆萬治二年の刊行なること明かなり。著者西道智の年代に就いては大日本人名辭書、國書解題、國學者傳記集成、續諸家人物誌共に寛文中の人とせり。阿波國徵古雜抄卷六所收、昔阿波物語の解題に「此書道知といふ人の覺書と見えたり天正十年に十八歲にて勝端の三好政安に仕たる由云々」又西道智著大系圖序は承應四曆乙未二月同開板は明曆丙申年とあり、記して後考に資す。

(二) 池田氏家譜集成　卷一

原本池田系圖ハ寛永十八年辛巳九月十二日松平新太郞光政ヨリ家臣池田出羽、松平相模守光仲ヨリ家臣和田飛彈ヲ使者トシテ池田家

系圖ヲ御老中太田備中守資宗ヱ被差出　池田家略歴日記

清和源氏居住攝州

池田　輝政之時松平氏ヲ賜フ但備中守長吉ヲ族舊號ヲ改メス

賴光五代瀧口泰政池田右馬允ト號ス、傳云蓋其後世攝州之住人池田九郎教依河内新判官楠正行遺腹之子ヲ養ヒテ池田十郎教正ト號ス後兵庫助ト稱ス、將軍義詮義滿ノ時其武名ヲ顯ス其子ヲ佐正トイフ佐正ノ子ヲ池田六郎トイフ爾來池田ト稱ス也。

（三）　寛永諸家系譜傳　一八六卷

本書ハ備中守太田資宗監修ノ下ニ幕府儒員、林道春等ノ撰スル所、寛永十八年二月旨ヲ受ケ同廿年九月成ル。眞名本、假名本二編共ニ三七二卷。池田、同文、略之。

（四）　池田系圖　自恒利公至寛永十九年　奥書「寛永十九年六月十一日」トアリ　故學校本、

清和源氏、居住攝州

池田　輝政時賜松平氏、但備中守長吉族不改舊號

賴光五代瀧口泰政號池田右馬允　傳云蓋其後世、攝州住人池田九郎教依　養河内新判官楠正行　遺腹子、號池田十郎教正　後稱兵庫助　將軍義詮義滿之時　顯其武名　其子曰佐正　佐正子池田六郎爾來相續、稱池田也。

（五）　家　譜　故大御納戸本

清和源氏居住攝州（以下同文）

（六）　當家系圖　綱政公御筆、故大御納戸本

右　同文、略之、

（七）山田道悦書出し御系譜　横帳表紙ナシ池田系圖ト稱ス

頼光五代瀧口泰政號池田右馬允其後世攝州ニ住ス池田九郎教依時ニ至天下大ニ亂河內判官楠正行遺腹ノ子ヲ養テ池田十郎教正ト號ス教正子兵庫介頼泰ト云此時將軍ハ義詮義滿ニ仕顯武名其子三郎佐正ト云佐正子ヲ六郎正秀ト云正秀江州ヨリ牢浪シテ濃州瀧鼻ニ住ス

（八）公家系圖　自頼光公至元和九年御家譜略　故學校藏

池田系圖

一、頼光五代瀧口泰政號ニ池田右馬允一其後世攝州住池田九郎教依時至天下大亂楠正行遺腹之子養號ニ池田十郎教正一教正子兵庫介頼泰ト云フ。

（九）藩翰譜　卷之七上　池田　後賜松平

家の傳ふる所には、攝津守頼光朝臣に五代、瀧口泰政、池田右馬允と名のる、それが子孫攝津國の住人池田九郎教依。一作教信楠河內の新判官橘正行の遺腹の子を養て、池田十郎教正と名のる。後兵庫助と申す、義滿將軍に仕へて名顯す、其子佐正といふ紀伊守恒利其末なりと云ふ。云々

（一〇）池田家傳祕譜「享保十八年丑四月三日御改」とあり、更に古きものならん。

池田家來由

清和天皇後裔源頼光五代孫瀧口泰政號ニ池田右馬允一

傳曰孝元天皇後胤諸人之後中納言紀長谷雄之子孫紀藏人泰貞無レ子源下野守仲政庶子從三位頼政弟以ニ瀧口泰政一令レ爲ニ嗣子一自レ是居住ニ攝州池田一改ニ紀氏一稱ニ清和源氏一

其後世住ニ攝州一池田九郎教依以ニ河內新判官楠正行之遺腹子一讓レ家是號ニ池田十郎教正一後任ニ兵庫頭一仕ニ足利將軍義詮義滿之兩公一有ニ武名一傳曰南朝正平二年正月五日楠帶刀左衛門正行河州四條畷合戰討死其妻攝州能勢住人內藤右兵衛尉滿幸女也嫡男多門丸出生

四歳而早世正行討死後滿幸以レ有二不義事一舍弟左馬頭正儀憤レ之使三其妻一從中歸於父幸滿之許上此時懷胎也　無レ間同國池田住人池田九郎教依令二再嫁一無レ程男子出生　爾後教依就レ無二男子一以二彼子一使下嗣二子一繼中池田家上是號二池田十郎教正一其子自二六郎佐正一代々家相續子孫分流矣天文弘治時代攝州池田黨此支流也。

（二）池田系圖　故大御納戶

代々先祖の御事中比ヨリ後ハ兼而クハしく記し置ぬれと夫ヨリ遠き方はおほつかなきことのミ多かりしを享保十七壬子年五月江府ニておほくの書を集て自考出はるかなる昔ヨリ今ニいたるまて續キつらなり侍りしまゝねんころニ綴りおきて行する永く子孫ニ傳へなは遠きをわすれさる教ともならんかし

清和池田　源　繼政　花押

（前略）

教　正　池田十郎後號兵庫助母攝州野瀨之住人內藤右兵衞滿幸之女也曾嫁楠正行正行討死後歸彼女于時姙身也直再嫁池田九郎教依即生男子是池田十郎教正也因繼教依之家系法號教學院

下　略

（三）寬政重修諸家譜　卷第二百六十三　清和源氏　賴光流

池　田

池田右馬允泰政が末孫、攝津國の住人九郎教依楠正行が遺腹の子を養ひて十郎教正と名つく。後に兵庫助となり、寶篋院義詮鹿苑院義滿のとき武勇の名あり、其子を佐正といひ、佐正が子を六郎といふ。それより數代相繼て攝津國に居住す恒利はその後胤なり。

云々

（三）小山田與清云

池田氏は其先祖不レ詳攝津國池田庄より出たる事は疑なし恩地左近太郎聞書に「正成ニハ及バザリケメトモ正行程智ト仁ト勇トノ三ツヲ兼キタル良將は末代ニハ有ガタキ事ゾカシ然ヲ吉野ノ公卿達ノ智淺クシテ天下ヲ朝セシメ給間敷所ヲ兼テ覺シ我身ノ病ヲ分別シテ

討死ヲ急給ケルコソ最愛ケレ正行二三歳ノ幼童アリ多門丸ト號ス內室又一子ヲ孕メリ是ハ攝津野瀨ノ庄ノ住人內藤右兵衞滿幸カ娘也滿幸其比勇ト仁トノ譽アリシカバ故判官ノ仰トシテ角成テンケリ正行討レテ後父ノ滿幸二心有テ師直ニ屬シケレハ不仁不義ノ者ノ娘置テハ何ノ用ニカアラントテ正儀カ計トシテ滿幸カ方ニ歸シ遣ス程經テ產平安ニシテ一人ノ男子ヲ生ム其後同國ノ住人池田九郞教依此娘美人タルヲ聞テ內藤ニ所望シテ夫婦ノ契ヲナセリ件ノ子ハ大剛ノ者ノ子ナレハ其養子ニセンズルニコソトテ一家ヲ相續シ七歳ニシテ元服セサセテ池田十郞教正ト名乘セケリ後ニ細川武州入道ノ手ニシヨクシテ數度ノ戰ニ武功ヲ顯シ世ニ武ノ譽アリシ池田兵庫助是也武州入道モ所以アル者ノ末也トテ大事ノ人ニ思給テケリ今ノ池田ノ六郞ハ教正ニハ孫佐正ガ子也トニヤ多門丸ハ四歳ニシテ病死仕タリトニヤ云云」按にこれによれは池田氏は楠正行か血統也淸和源氏のよしなるは池田九郞教依か本姓にや可レ尋和州諸將軍傳五の卷十七丁ウに池田庄三郞信輝ハ攝州池田庄ノ出生ニシテ源滿仲ノ苗統也信輝カ母故アッテ尾州ニ下リ信長公ノ乳母ト爲リ是ニ依テ信ノ一字ヲ免メ信輝ト名ノリ先祖池田九郞教依建武ノ頃攝州野瀨ニ住ス彼養子ニシテ兵庫助教正ト云ヘリ教正實ハ楠帶刀左衞門佐正行ガ子也正行攝津四條繩手合戰ノ前其室懷姙ス又三歳ノ幼童アリ多門丸ト云妻子共ニ正行ノ男攝州ノ住士內藤右兵衞尉滿幸ガ方へ送リ預ケリ正儀ト平四年己丑春正月五日正行廿六歳ニシテ討死アリ其後右兵衞尉滿幸心ヲ變ジ高師直カ手ニ屬ス故ニ正行ガ弟次郞左衞門尉正滿幸ト不和ニナリ其後正行ノ後室男子ヲ產ス此節多聞丸病死セリ池田九郞彼後室ノ美ヲキヽ迎テ妻トナシ同赤子ヲモ養フ十七歳ニシテ元服シ池田太郞教正ト號ス所謂ル兩父ノ諱ノ一字ヲ取レリ後ニ兵庫助ニ改ム勇智アリテ細川武藏守源賴之入道常久ニ仕テ屢々軍功アリ源橘ノ二姓ヲ兼タリ教正カ長子ヲ池田修理亮佐正（スケマサ）ト云是池田庄三郞入道ノ祖也云々」と有にて源橘二姓の由來明也（松屋筆記卷五十四）

（四）梧窓漫筆拾遺

本朝通鑑にて知りたるや。池田の祖教正といへるは。實は楠正行の遺腹の子にて正行打死の後其後室の懷姙せるを。正儀の里へかへせるが池田へ再嫁して。生みし子なりと云ふ。正成の子孫と云ふものは振はず。唯此傳は繁榮するを見れは。正成・正行の子孫たること必定にや。正成の忠勇剛直、節義正大の氣の子孫なくして可ならんや。新太郞少將と云へる大賢人を生ぜしを見れば。傳はると

ころの說。其實を得たる必定なるべし。

（一五）輝政公墓表　播備淡三國主源相公墓表。參議正三位源輝政卿墓誌」參照

傳謂公之大父紀伊守諱恒利者攝津池田十郎教正之裔也教正實爲楠正行遺腹之男有故爲池田九郎教依之子承其家宗故號池田十郎

（一六）利隆朝臣墓表　拾遺武州刺史源朝臣墓表。從四位下行侍從兼武藏守源利隆朝臣墓誌」參照

右大同小異なるを以て之を略す。

（一七）光政朝臣墓表

右文意同しきを以て略す。

（以上三項和意谷塋域開設及遷葬の條」參照）

（一八）綱政朝臣墓表に　正德四年歲次甲午霜月十八日誌

其先出敏達帝之苗裔左丞相橘諸兄公之後胤元亨功臣前河泉攝侯楠正成之遠孫也遷祖有故續清和之統易今姓氏矣

是に至ては全く楠胤也」故ありて清和の統を續き今の姓氏に易ふとあり。

［附］湊川の建碑

楠公父子の我か國體の忠臣として赫々の光を放てることは今日に於ては何人も知悉する所なれとも小楠公歿後二百十二年に當る永祿二年までは代々朝敵として取扱はれたる也同年十一月廿日楠正虎朝敵恩免の綸旨を蒙り從五位下河內守に任し始めて青天白日の身となりし位にて烈公時代に於ても其忠臣たるを認むるもの極めて少なかりし也。朝敵恩免の後八十二年寛永十八年烈公家傳に據りて其の楠胤なることを決定し自家系譜を作りて之を幕府に獻進す後二十六年寛文七年に至つて烈公自ら之を新築父祖二人の墓表に刻して以て其の忠義の系統たることを明識にしたり。同十年明朱舜水が探幽齋筆楠公父子訣別の畫賛を撰し後二十二年元祿五年水戶義公光圀に依て大楠公湊川の建碑を見るに至れり。延元元年湊川戰後實に三百五十七年なり。因みに碑陰に刻せし朱舜水の銘

は先きの畫賛と殆と同文にして唯兩句の顚倒せるあるのみ。左に桃源遺事建碑の條を鈔錄す。

一、同五年〇元祿五壬申八月攝州湊川へ佐々介三郞良峯宗淳を遣され楠正成の墓を御修復なされ、碑を建て石を疊み。壇をなさせ給ふ其高さ五尺、其徑一丈。碑面には、西山公御直筆にて、嗚呼忠臣楠子之墓とあそばされ、碑陰には朱舜水先生兼ねて撰ひ置かれ候賛を御彫らせ、且つ又、碑亭をも御作らせ、元は墓印は梅の古木これあり候ひしをその梅をば碑を御建て候節醫王山廣巖法淸寺の本堂の傍へ御移しなされ候、此時御年六十五。

（元）本朝武功正傳

池田教正は池田教依の養子なり、教正の母は曾て楠正行に嫁し遺腹の子在て再ひ池田教依の妻となる而して生る、教依悅て之を育す教正長して勇武あり、屢々戰功ありしが後病に罹りて歿す。

（三）御養實便覽　嘉永二年己酉、御系圖用掛荒木邦成著に

（前略）元龜天正に至て四海鼎沸肝腦地に塗る恰も漢土戰國の末に似たり諸家の系譜或は戰塵に沒し或は兵火に罹り世人また系譜の崇きを不講然りといへとも一亂一治天運遂に不熄慶元の役整々たる台旆一とたひ振ふて四海混一世人復た舊日月の東天に昭々たるを仰く是に於て諸家の系譜稍世に出加之寬永の初年諸侯及麾下の士をして各家系を幕府に呈進せしめらる是を以て再ひ系譜の世に崇きを見る刀を偃せ弓袋にすること二百年矣曾て封境の相侵なくかつて外夷の來寇なく文武怠るに匪す彬々たる君子國瑞萬萬歲まさに疆あらさらんとす我か公室の如き固より顯然たる御名家なりといへとも其御姓氏に於ては中世紛雜を經るによりて聊明辨しかたき處あるに似たり是に仍て今此系を筆記し號て御養實便覽と云浪りに各色をかへ以て其御姓氏を分つ其態兒戲に近くして恐渺からずと云へとも主意は私閱に便ならしむるに在り。

寬文中烈公敦土山の塋上に碑石を勒し給ふ然して其參議國淸公に表しての給はく公の大父紀伊守諱恒利は攝州池田十郞教正の裔也教正實は楠正行遺腹の男たり故有て池田九郞教依の子となり其家宗を承く故に池田十郞と號すと及ひ彼の寬永中幕府へ參らせらるゝ所の御系譜と亦同意なり蓋し教正君の誕辰正平四年正行殿戰歿より十月を超るを以て證して楠家の遺腹にあらさるの說ありといへと

も月を過るの虚世間なきにしもあらず史の文に於ても誤なしとも申すべからず且宗傳君を以て伴氏の胤とするの說方今專ら行はるゝと云へとも敦士の誌石斯文を載せず曾て聞此說天和三年大故の後に起ると夫れ以れは烈公の世南朝を距ること遠からず況や宗傳君の世をや然れは則敦士の斯文に於ける疑ふ所なきが如しといへとも時勢を以て是を考ふれは文運日に盛に文化月に行はる百載の下といへとも詳說を得むこともまた知るへからず。

且護國公は江州屋形の一族にして桶峽ノ役の前織田との軍の援に赴き給ふことを江源武鑑〇永祿三年五月七日條下に記せるを以て思へは寬平の御後に係らせ給ふか如しといへとも此の武鑑六角民部が僞作なりと申せは採用ひ難きに似たり然してもし邦成をして鄙意を奏せしめ給はゞ（一）御家をは紀家に係け（二）其の後の御系は敦士の誌石に從ひ奉む歟然れとも彼の御姓氏の事は上野忠親既に評する如く一たひ呈進を經て天下の公說となりぬれば再ひ易ふへからさるか故に上件は只私に辨するのみ。

（三）大日本野史

敎依養ニ正行子一爲レ嗣曰ニ敎正一始稱ニ十郞一後更ニ兵庫助一武家譜、藩翰譜、臆見、

（三）池田家系　明治六年二月御進達之扣

傳云鎭守將軍源賴光四代兵庫頭仲政四男池田右馬允泰政十代九郞敎依子兵庫頭敎正實楠判官橘正行遺腹子敎依養以爲子ニ云々

（三）池田家譜　明治六年五月進達扣

傳曰鎭守府將軍源賴光四代兵庫頭仲政四男瀧口泰政武內宿禰二十代池田宮內少輔維實五代藏人大夫泰貞之嗣子と爲て池田右馬允と稱す十代之孫を九郞敎依と云楠新判官橘正行遺腹之子を養て子トシ池田兵庫頭敎正ト稱ス政秀ハ敎正五代之孫なり。

（四）三勳神社建設の由來

三勳神社由緖に

楠氏ハ舊藩主池田氏ノ系統ニ於テ緣故有之ニ付社殿造營奉齋致サレ度懇願ニ因テ明治元年戊辰九月ニ允可相成、云々

又

和氣清麿卿・正行朝臣兒島高德三人　天朝功勞有之儀者青史著明之儀御座候處淸麿高德者備前國人。正行朝臣者於池田家由緒有之候云々。（三勳祠の建營・參照）

乙　楠胤說に疑義を有するもの。

（三五）御系譜　本系　卷之一

教正　兵庫頭　初十郎

母ハ內藤左衛門兵衛尉滿之一ニ右攝州能勢住人ノ女初楠河內守正行ニ嫁シ戰死後教依ニ再嫁

正平四年己丑北朝貞和五年生ル永享元年酉十月十八日卒ス年八十二。一說ニ教正ヲ楠正行遺腹ノ男トス。按ニ正行正平三年正月戰死ス教正實ニ遺腹ナラハ其生是年ニアルベシ然ルニ翌年ノ生甚疑フベシ故ニ今本文此說ヲ載セスサレトモ久シク此說アレハ、シハラク爰ニ記シテ後考ヲマツ。

（三六）御系圖　一　本系　一

教正　兵庫頭　初十郎（同文・故ニ略ス）

編者按するに系譜の本文、教正にして「永享元年己酉十月十八日卒ス年八十二」の歿年享年を事實とせば、永享元年己酉（二〇八九）に八十二歲を以て卒したる人は正平三年戊子（二〇〇八）の生れにして、正平四年己丑北朝貞和五年の生れにあらず、果して然らば永享元年に年八十二を以て卒したる教正は正平三年小楠公戰死の年の誕生にして其の遺腹の子として何等牴觸する所なきものなり。

要之　池田家の楠胤說は家傳として其由來古きものなるが會ま寬永十八年幕府に諸家系譜傳・編纂の企あるや　烈

公率先、自家系譜を作らしめ之を献して其の楠氏の後胤なるを明かにし之が寛永譜に收められて天下公認の事實となれり、やがて祖塋を和意谷に興して之を父祖の墓表に刻せり、同時に此の系譜は大御納戸本・學校本・山田道悅本となりて藩内一般に行はれ又新井白石の藩翰譜によりて遍く天下に行亘れり。公の子孫また公の意を繼承し、綱政は烈公の墓表中に之を特記し自ら當家系圖を筆して先緒を恢にす。保國公繼政に至ては先考の墓表に「其先は出敏達の苗裔・左丞相橘諸兄公の後胤より出で元亨の功臣前河泉攝の侯・楠正成の遠孫也。遞祖故有て清和の統を續き今の姓氏に易ふ矣」と大書し亦自ら系圖を筆したり。想ふに「享保十八年四月三日御改」と包紙に記したる家傳秘譜に池田家の來由を詳記して楠胤說を高調したるも蓋し此間の事にして池田氏に於ける此說の全盛時代とも見るべきもの也。而して一心齋治政其子齊政に至て、官撰、寛政重修系譜また松屋筆記、梧窓漫筆拾遺に依て池田家の楠胤なることは天下に公認せられたるなり、然るに咄々怪事本藩の學者にして之に疑義を挾むもの出て來り、御系譜 本系御系圖 本系の二本を出せり、蓋し天保頃の事ならん。而も是は年數の誤算に出でたるものにして殆ど問題とするに足らざるもの也。之に對して、御系圖御用係荒木邦成の著・便覽出で之を反駁して楠胤說を支持せり、努めたりと謂ふべし。同時に武功正傳・大日本野史・相前後して外より之を支持し、幕末維新の際に至て楠胤說復た盛となりぬ、三勳祠の建立、備前藩の勤王事蹟、是と關係深きを知るべし、是は後出、烈公、根本信念の章に讓る。

〔附〕

第五　池田家の紋章

泰西には紋章學といふ一學科あり。歴史研究の補助科として、史家の研究する所となり余曾てその顰に傚ひ、日本紋章學を創作す。もとより講學の諸條に出でたるものにして、到底之を以て完璧を期せしにはあらず。その敢てこれを陳より始むる所以のもの、別

に千里の馬を俟たんがためのみ、この一篇は、その中より池田家の紋章に關するものを抄出せるものとす。唯憾らくは汎論を省いて直に各論に入れるが故に、謂はゆる籔より棒の嫌なきにあらす。幸に判讀を賜はらば幸甚の至なり。

池田家の定紋は蝶、釘貫、笹龍膽、菊水、祇園守等ありてその中蝶を本紋とし、その他を替紋とす、其他時代に依り、或は隱居、或は婦人、或は特別の好によりて用ひたるもの少なからす。今その重なるものにつきて、これを説明せん。

蝶を正紋として用ゐ始めたるは、勝入齋信輝の時にあるが如し。池田家履歴略記には、これにつき左の如く記せり。

護國公信輝は、森寺藤左衛門に養はれたり、今年〇天文十四年十歳に成り給ふ。軈て織田家に出入し給へば、信秀も能く見知り給ふゆへ改めて備後守の茶取と成し給ふ、是信長の遊び相手とし給ふ也、此時、信長の麻上下を養德院おもらひあつて織田殿に見參の節、御着用有し、此上下に蝶の紋付きゐたり、蝶は織田家の紋なる故也、扨備後守能似合たりと申されしより、池田家代々蝶の紋を用ゐらるゝは、此いはれ也、或時池田丹波守政倫殿に仰けるは勝入公御紋蝶なり、然るに蝶を專と付けしは、右の故也と仰有しと也、按ずるに護國公御戰死の時着し給ふ柿色の布に釘貫と輪貫と打違たる紋付きたる御肌着といふもの、池田信濃守殿家に今も所藏也、池田家釘貫の紋これより來る、事久しき事也、曹源公綱政或日の御咄しに笹龍膽は草にある笹りんだうにあらず、竹の花也。笹は源公の紋故、當家に用ゐると仰ける。

右の記事に據るときは、今日池田家の用ふる紋は、いづれも勝入齋以來のものにして、唯笹龍膽のみ、その起源を記さゞるが故に詳ならずと云へども若し曹源公の話の如くならんには、俗説に捕へられたるものにして取るに足らず。こは後に說くべし、又織田氏が果して蝶の紋を用ひたるかと云ふに織田氏もと越前より家を起したるものなるが故に、朝倉氏と同じく窠の紋〇俗に木瓜と云ふを用ゐたりし事は今の織田氏の一門が、いづれもこれを用ふるのみならず、その城趾たる清洲より往々窠紋の古瓦を發見すと云ふ。其他、鹽尻にも福島正則が清洲城に居りし時、織田氏の遺物として窠紋ある武具の存せる事を記せるを見れば、若し勝入齋にして織田氏よりこれを得たりとすれば當然窠紋なるべき筈なるに、其の然らざるは蝶が織田氏の紋にあらざりし故にあらずや。但家紋には本紋替紋等少くとも二三種はあるべきものなれば、織田氏の遺物に蝶の紋なかりしとてこれを否認するはもとより早計なれば、こは尙研究の

池田家紋章

餘地あるべし。

抑々蝶の紋は、紋章學上謂ゆる美術的の紋章に屬し、もと衣服等の紋様より轉化せるものにして、其起源頗る古くこれを紋章として用ゐし事は鎌倉の始に六波羅黨と稱する公卿がこれを車の紋に用ゐしに依りて知るべし。又德島縣祖谷の和佐氏所藏の旗に蝶の紋章を畫けるものあり、この旗が果して傳說の如く、平氏餘黨の用ゐしものなるかは疑問なるも、その南北朝以後に降らざるものたる事は何人も認むる所なり。織田氏の之を用ゐしと云ふは恐らく彼が平氏の子孫たると云ふよりこれを用ゐしものなるべしと云へども、これ亦俗說に拘りたる誤謬にして清盛流平氏がこれを用ゐたる事は、尙研究の餘地ありといふべし。

池田家履歷略記には、蝶、釘貫等勝入齋當時より起りし事を記せども、その以前如何なる紋章を用ゐ來りしかを記さず。余の考ふる所に據れば祇園守の如きは勝入齋以前のものなるべしと思はるれども此紋章とても、池田氏が耶蘇教信仰ありし後に係るものなれば尙その以前用ゐし紋章なかるべからず。永正元年の奥書ある見聞諸家紋には池田筑後守充正の紋章として窠の紋を載せたり。由りて考ふるに、此紋章たる池田氏の古來用ゐ

來れる紋章の如し。然るに池田氏のその後この紋章を用ゐざりしはその主君織田氏の紋と偶然一致せるよりこれを憚り蝶の紋に替へたるものにして而して織田氏よりこれを拜領せりといふ傳説の如きは適々以つて此の傳説の誤れるものにあらざるか。抑々臣下の紋章が其主君の紋章と近似せるためこれを改むることは戰國時代には稀ならざる事柄にして、例へば三河の十八松平氏を憚りて何れも葵の紋章を改めたるが如きこれなりとす。

紋章の形象は、寫實的に起りて年の進むに從ひ次第に紋章化するが故に、同じ蝶の紋と云へども時代に依りて大にその形象を異にす。而してこの差異たる年代の新古を知るべき標準となるべきものなれば、紋章學上極めて重要の事なりとす。例へば池田家の蝶の紋章の如きも、淡路岩屋城、播磨姫路城及び閑谷學黌の瓦等を見るに謂ゆるトマリ蝶（表紙參照）にして岨谷阿佐氏所藏の旗の紋章に酷似する所あるも、後には輪蝶（一）となり、更に降りて（二ノ一）（二ノ二）（三）圖の如きものとなり、遂に蝶星（五）の如き變形を生ずるに至れり。又別に熨斗を用ゐて蝶形となせるものありき。是等の紋章は技巧を衒ふために作られたるものにして、替紋といはんよりも寧、崩紋と云べきものにして、輪蝶の外は元より公式に用ゐられたるものにあらず。次に釘貫の紋は謂はゆる尙武的紋章にしてその原形は、名の如く釘貫の形象を取れるなり。爰に注意すべきは、今日用ゆる釘貫とは著しく形狀を異にせるにありとす。されども昔時この種の釘貫の行はれたる事、和漢三才圖會にこの種の釘貫を載せたるによりてこれを知るべし。抑々この釘貫は往時はこれを萬力と稱し、漢名にはこれを千斤と呼べり。この萬力と云ひ千斤と稱する字義は、武家の用語として相應しきのみならず稀には故ら九城拔の文字さへ當てたるものありて、その意義の尙武的なるが上に、これを旗幕の紋章として用ゆるには、簡單明瞭にして極めて識別し易かりしを以て早くより武家の紋章として用ゐられ、これを用ゐたるもの德川時代に於いて、大名には伊豫小松、播磨小野の一柳氏、大給の松平氏、旗にてはその數百十六七家の多きに及べり。

かくこれを用ゐるもの多かりしは、もとよりその形狀の簡單明瞭にして、實用に適せしに因ると云へども、元祿以後、風俗奢靡に流れ上下好んで華美を好める時代に當つては斯かる紋章は全く優美の性質を缺けるが故に次第に淘汰せられて、更に優美なる他の紋章を用ゐるに至り、その然らざるものはこれを改造して技巧を加へ、以つて美化するに至りしなり。例へば釘貫（九）はこれを崩し

て釘貫崩（一一）となり、又はこれを繋ぎ合せて釘貫繋（一〇）を創造するに至りし如きこれなり。而してこの釘貫崩、釘貫繋はいづれも寛政七年正月前備前少將の始めて用ゐられたるものとす。

右の如く紋章の變更改作することは元祿時代より行はれたる風習にして啻に大名のみならず遍く民間に行はれ甚しきは遊治郎が其の耽溺せる娼婦と共に比翼紋を作り、その他伊達紋、加賀紋等行はれ、上下擧つて新奇を衒ふに至れり、寶暦の俳人起逸が「家庫の崩始や紋所」てふ警句を詠出して時世を諷刺せしもこれがためなりとす。

次に笹龍膽の紋は龍膽の葉と花とに象れる美術的紋章にして、衣服の紋樣より轉化せるものとす。前文引用せる池田家履歷略記には、曹源公の咄として笹龍膽は草にある笹龍膽にあらず、竹の花なり。笹は源家の紋故當家に用ゆると仰せらるとあるは、全く俗說に誤られたるものにして、笹龍膽が笹葉の龍膽よりその形を取れることは昔よりその名を龍膽と呼び來れるにてもこれを知るべく、又その花を見るも五瓣にして笹の花たる蠭花とは全く形狀を異にせり。殊に笹は源家の紋と說かれたれども正史實錄にも清和源氏が笹龍膽を用ひたる事は決して見ざる所にして世に之を源家の紋と誤認せるは公卿の村上源氏の一門がこれを用ひしより混同したるものなるべし。池田氏は賴光流の清和源氏なれば系統上笹龍膽を用ゐるものにあらざるも、これを用ひたるは系統上にあらずして、恐らくは俗說に誤られて、これを用ゆるに至りしものか。池田家の用ゐる龍膽は三龍膽（六）蔓龍膽（七）及び蝶龍膽（八）（龍膽を用ひて蝶形に模したるもの）にして、天保三年正月より之を用うと云ふ。

次に菊水紋（五）は瑞祥的紋章にして、菊と水とに象れるものなり。元來菊水は衣服調度の紋樣として鎌倉時代に行はれたるものにして、この紋樣より轉じて紋章となれるものなり。この菊水紋の起源につきては新井白蛾は、橘諸兄公が山城の堤手に住し、玉川の山吹を愛し、これを衣服の紋樣として繡ひたるものにして、もとは山吹と水とにして、これを菊水と呼べるは誤なりと。又楠氏の系圖には後醍醐天皇正成を召され、菊花一輪を盃中に浮べて、菊に千歳の功ありと云ひて、これを賜はりしに因て家紋とせりとあれども、いづれ後世より附會せるものにして、その誤れることは辯を俟たず。元來菊水の紋樣は、彼の南陽縣の故事に因みて、延年を壽けるために作爲せられたるものにして既に鎌倉時代の始頃より、衣服調度の紋樣として流行したるものなれば、楠氏の紋章はこの

流行の紋樣を取りて紋章と定めたるものなり。その山吹にあらざる事は、その花と葉を見てもこれを知るべく、又楠木正成の頃、既に菊水と呼びし事は、太平記にこれを菊水紋と記せるにて知らるべし。

池田家の菊水の紋を用ゆるは池田家が楠公の血統を受けたる事ありと云ふ傳說に本づけるものなり。

池田家が楠公に關係ありと云ふ事は、その系譜にこれを記せるのみならず、早くより世間に知られたる說と見えて、土岐累代記にも亦左の如き說を揭げたり。

清和天皇七代從四位下左衞門尉三河守源賴範と號す。永長二（承德元丁丑）七月十二日卒、七十三歲也、其子從四位下兵庫頭仲政、其子四男瀧口右馬允泰政母方の叔父紀泰貞の子と成ければ、攝津豐島郡池田庄の領主となり、藏人頭泰政と改、泰政子二人あり、長男、池田薩摩守泰光二男は帶刀望政と云ふ、泰政十代の末、池田九郎敎依、攝州池田に住し、楠左衞門尉正行が後家に嫁して男子を生む、實は正行が子なり、池田十郎敎正と名乘せて、後兵庫頭家正と改、其子池田六郎佐正と號し、先祖の領地美濃國池田庄に住し藏人佐正と名乘り、源姓に改めける。（中略）

池田家は、右の菊水の紋の外に枝菊（一六）の紋を用ゐたり。この紋はこの菊水の紋に因みて作れるものにして寬政、享和の際夫人に限りこれを用ゐたりといふ。

次に祇園守の紋は、池田家の祖先が攝州にありし時、高山、能勢、中川の諸氏と共に、耶蘇敎に歸依したる時、之を用ゐ始めたるが如し。寬永十四年開版の指物目錄に池田備中守の指物の紋に花形十字（Cross Fleury）あり、昇平夤舊藏の正保版にはこれにクロウヅスと命名せり。謂ふまでもなくクロッスの訛なるべし。又奈留美加多（卷三）に池田家の旗紋として、同一の紋を揭げたり。池田家の一門が十字架の紋を用ゐしを知るべし。祇園守はもと十字架より出でたる事は（一九）（二〇）の如くいづれもアンドリウの十字架を用ゐたるにありとす。寬政の頃、平戶の松浦靜山が因州の池田冠山と會談せし時、靜山がこの紋章に就て尋ねしに、冠山曰吾家のこの紋章を用ゆることその由緖詳ならず、唯家には天主より拜領せし紋とのみ傳へたり、由りて世上には、これを祇園守といふなれど、思ふに中川氏の紋の類にて恐らくは十字架ならん。これを天主なりしかも計りがたしと。右の說に從へば、祇園守の紋は、中

川氏の紋と同じく、十字架にして、これを天主より拜領せしと云ふは、故らに傳へたるものなるべし。

この祇園守が耶蘇教關係のものなる事は、今もこの紋章を用ひるものを見るに、その祖先が耶蘇教信者なるのみならず德川時代に於て既にこれを耶蘇教關係のものと認め、この紋に關する著書すらありて、これを用ひたる事の不可なる事を力說せるものありき。

以上陳べたるものは、何れも池田家紋章として主要なるものなれどもその外藤丸（一二）藤菱（一三）枝藤（一四）枝紅葉（一七）抱紅葉（一八）三組鷹羽（二一）三本松丸（二二）石持（二三）秋津洲（二四）等あり。而して、この中藤の紋は婚家一條家より來れるものにして、その他は君公の嗜好に依り、又特に婦人用としたるものにして定紋にあらざれば、その解說はこれを略する事とせり。（沼田賴輔）

第三章　時代區分

烈公一代七十四年間之を分ちて三期とし更に小別して之を五期とす。

第一期　播備時代　二二六九―二二七七

慶長十四年四月四日、烈公誕生より元和三年三月六日、因州鳥取轉封に至る九年間、公、父祖庇護の下に生育し給ひし時代なれば之を幼少期又保育期とも稱す更に分ちて前後二期とす。

前期　岡山（利隆監國）時代、慶長十四年烈公誕生より同十八年六月六日父利隆の襲封に至る四年間にして公の幼沖時代なり。祖父君輝政、播、備、淡、三國八拾九萬餘石を領し父君利隆、備前に監國たり。

後期　姫路時代、慶長十八年公父君利隆の播磨襲封姫路入部より元和三年三月六日、公鳥取轉封に至る五年間にして公五歳より九歳に至る幼少時代なり。此間祖父君輝政の薨去、駿府及江戸見參、大坂兩度の役、家康の薨去、父君利隆の卒去、斯の如く池田家に在りては二大不幸に加へて所謂姫路宰相百萬石の全盛時より播州五十二萬石その實四拾四萬石また因伯參拾貳萬石の遞次減封あり、斯くて此の末期に於ては烈公一代中最も不運なる相續の時に屬す。

第二期　因伯時代　二二七七―二二九二

元和三年三月六日鳥取轉封より寛永九年六月十八日備前岡山轉封に至る十五年間にして此間の政務は殆ど之を重臣に委し、公自身は專ら學問修養に沒頭し給ひし時代なれば之を少青期、又修養期とも稱す。此間に於ける主なる出來事は、鳥取築城、京師警衞、大坂城兩度の修築。將軍父子の上洛。秀忠將軍の薨去。首服及婚儀等なりとす。

第三期　兩備時代　二二九二―二三四二

寛永九年六月十八日岡山轉封より天和二年五月二十二日烈公逝去に至る五十年間にして公備前一國改造の本舞臺なり、更に分ちて前後二期とす。

前期　岡山本丸時代　寛永九年六月十八日備前移封より寛文十二年六月十一日の致仕に至る四十年間にして公廿四歳より六十四歳に至る親政期、壯老時代、活動期にして公一代に於ける備前改造の本舞臺に屬す。此間に於ける主なる出來事は承應水災の救濟、新田開墾、祖廟造營、墳墓改葬、淫祠の廢毀、佛寺淘汰、學校の建設、兵制の改革、社倉法の設定等の善政美事、一々枚擧に遑あらず。

後期　岡山西丸時代。寛文十二年六月十一日の致仕より天和二年五月廿二日の逝去に至る十年間にして公六十四歳より七十四歳に至る老年期、致仕時代にして專ら後繼者の養成、身後の計を爲したる時代なり。

以下此の分期に依て記述すべし。

本記

（事蹟）

上編　播備時代

第四章　概　説

播磨國略沿革

古へ針間に作り後に播磨に改む、成務天皇の御宇崇神天皇の曾孫御諸別王を此國に封す是を針間別の祖とす、其子伊許自別命初て播磨國造に任す、國府を飾磨郡に置く（今飾東郡姫路の東、國府寺村）鳥羽天皇の朝、源季房（村上天皇の裔）を國守に任じ、子孫赤穗郡赤松莊に居る、因て赤松氏と稱す、源賴朝平氏を滅ぼし、土肥實平梶原景時をして、本國及び美作三備の守護を兼ねしむ、建久四年季房の曾孫赤松則景守護となり、赤穗郡白旗城に治す、建武中興の時、其玄孫則村、勤王の功を以て守護に補す、尋て事に坐して罷められ、之を新田義貞に賜ふ、則村遂に叛して足利尊氏に屬す、尊氏則村を守護となす、子則祐赤穗郡苔繩城に居り、備前を加封し、其子義則又美作を加賜し、提封三國に跨がる、嘉吉元年義則の子滿祐、將軍足利義敎を弑し、奔りて揖西郡城山城に據る、將軍足利義勝之を誅して、本國を山名持豐に賜ふ、應仁の亂滿祐の從孫政則、細川勝元に黨して、故封を復し姫路に居る、尋て又飾西郡置鹽に城き之に徙り、同族別

所則治をして三木に居らしめ、東境八郡を管し、小寺豊職をして姫路に戍せしむ、永正十七年政則の嗣義村、その臣浦上村宗に弑せられ、封疆日に蹙まる、享祿四年義村の子晴政、村宗を殺して故地を復し、置鹽に居る、子義祐に至て國勢日に衰ふ、天正五年織田信長、豊臣秀吉を本國に封じ、西伐せしむ、義祐の子則房欵を納れ、小寺政職備後に奔る、別所長治、秀吉と相抗すること四年にして亡ぶ、秀吉則房を阿波に徙し、全國を併せ姫路に治す、十三年木下家定を姫路に封ず、關ヶ原の役畢り、德川氏、池田輝政を此國に封じ姫路に治す、元和三年其孫光政を因幡に移し、本多忠治を姫路に（十萬石、後に松平直明）封ず、爾後龍野（初小笠原長次、後に脇坂安政）赤穂（初池田輝興、後に森長直）、林田（建部政長）小野（一柳直次）山崎（初池田恒之、後本多忠英）三日月（森長俊）安志（小笠原長興）三草（丹羽薫氏）の八藩を建て共に十藩となす。明治維新福本藩を置き（鳥取の支封池田德潤）既にして廢して縣となし、更に合併して姫路縣を置き、改めて飾磨と稱す、後ちまた廢して兵庫縣の所轄に歸す。

以上播磨一國興亡盛衰の中に就き特記を要するは吉野朝より戰國時代に至る二百餘年間の事なりとす。初め足利尊氏野望を遂げ勢を得るや赤松則村功を以て播備作因但五國の守護となり。山名時氏亦因伯二丹作五國の守護となり。二氏族勢强大にして其の封疆播但備作の間に相交錯するを以て領土上の紛爭絶えず毎に甲仆乙起の勢を反覆せり。加之此間の騷亂に織込むに足利、赤松、浦上諸氏將卒の間に於ける下剋上の紛亂簒奪の禍を以てし遂に道德地を掃ふを致せり。

人國記に當代の民情を記して。

播磨國の風俗、

播磨の風俗智恵有て義理を不知、親は子をたはかり、子は親をたしぬき、主は被官に領地を鮮く與へて、好き人を掘

り出し度と志し、亦被官と成る人は主に奉公を勤る事を第二に而調儀を以所知を取らんと思ひ、悉皆盜賊の振舞也侍は中々不好、不及是非也若き侍の風上にも可置國風にあらず。偏に是風は上古より如此の風俗終に暫くも善に定る事なし。

「悉皆盜賊の振舞也、若き侍の風上にも可置國風にあらす、上古より如此の風俗終に暫くも善に定る事なし」と實に持て餘したる悪風と謂ふべし。而して關原戰後關左の重鎭として姫路宰相池田輝政播磨に治すること十有三年以て嫡子利隆、嫡孫光政に及ぶ。

第五章　姫路宰相

梗概　池田輝政、幼名古新、照政といひ、三左衞門と稱す。法名國淸院泰叟玄高。勝入齋信輝の第二子なり。天正八年父兄と共に花隈城を攻めて功あり、十年兄紀伊守之助と共に織田信長に從ひて甲州に武田氏を討ち、十二年四月長久手の役に父信輝、兄之助戰死し手兵大敗す、輝政悲憤に堪へず將に馬を躍らして敵陣に突入せんとし、家人作大膳の諫止によりてやむ、戰終るの後、秀吉信輝父子の死を憐み輝政に岐阜城を與へて之に報ゆ、十六年羽柴氏を授け從五位下に叙し侍從に任じ尋て從四位下に進む、十八年小田原征伐に從軍して功あり因て參河國吉田城を賜ひ十五萬二千石を領す輝政初め中川淸秀の女を妻とり長子利隆を生みたる後故ありて離別し秀吉の媒に因りて德川家康の二女督姫に配す。慶長五年關ヶ原の戰、東軍に屬して岐阜城を攻陷し、南宮の敵を破り其功尤大なりしかば同年十一月播磨國五十二萬石を賜ひ八年正月備前及備中の內にて三十一萬五千石を加封せらる二月少將に進み、十五年また淡路六萬三千石を賜ふ。但備前は二男忠繼、淡路は三男忠雄へいづれも成人の後ち與ふべきよし內命あり。十七年八月松平氏の稱號を許され參議に任じ從三位に叙せらる、世に姫路宰相百萬石と稱し勢望一代に熾んなりき。十八年正月二十五日播磨姫路に於て薨す年五十（德川實記、野史、墓表）

参考　其一

〔駿府記〕　慶長十八年正月廿九日、自播磨使者到來、去廿四日巳刻、松平三左衞門輝政、俄大中風指出、無言之由、本多上野介言上、大御所御驚、則黑川八左衞門と中大番衆被仰付、中風之御藥烏犀圓被遣、同臨昏黑使者到來、去廿五日申刻、輝政死去云々、是依

爲御愕甚御愁歎云々、○輝政、手顫ふにより、印判を用ゐしこと、十七年十月十七日、輝政參內の條に收めたる毛利氏四代實錄考證論斷、載毛利輝元宛書狀中に見えたり參看すべし。

二月五日、自幕下爲御使、土井大炊助參上、是輝政就死去、有被仰儀、密々言上播磨國御仕置等之事之由云々。

三月十五日、爲播州御仕置、安藤重信(重信)對馬守、村越直吉(直吉)茂助被遣之云々。

四月廿七日、村越茂助、安藤對馬守、自播磨歸府、則輝政仕置等之儀言上、中村主殿助(勝正)、若原右京仕置惡之由、仰曰、右京被行罪、主殿助病死云々。

五月二十七日、播州輝政御後室、御娘子也依召今日御下著云々。

六月七日、本多上野介、爲御使赴江戶、何之爲御使事、他人不知之、密々被仰遣云々。

十三日、從江戶、上野介歸府密々言上云々。

十六日、播磨國主輝政一男武藏守玄隆 ○利隆の初名 賜播磨國、二男左衛門督 御孫子也 賜備前國、同播磨國之內三郡賜添之云々 ○忠繼に備前を賜はるは八年二月六日のことなり。

廿二日、播磨御後室歸國云々。

廿四日、美作國主森右近忠政、依召今日參府云々。

廿六日、森右近被召出御前御直談、其上青木紀伊守肩衝茶入拜領、是松平左衛門督忠繼舅也、忠繼若輩故、可有異見之由被仰歸國云々。

八月廿一日、今日、松平武藏守玄隆、同左衛門督忠繼、父輝政逝去爲繼目參著云々。

廿二日、件兩人御對面、銀三百枚、御太刀(守家)、武藏守獻之、銀二百枚、御太刀(長光)左衛門督獻之、于江戶可罷通之旨御諚云。

慶長十九年甲寅六月十日、播磨良正院殿歸國 輝政御後室 云々。

下略〔當代記〕其他

〔津田元德氏所藏文書〕

尙々、彼者之儀、上樣御口一段あらく候由、茂介殿被申候と申候、備前の儀廿二萬石に被成候て、知行わり可被成と御諚候由候左樣にて候はゞ、十萬石ほと給人可參候間、內々其御心得あるべく候、何事も〳〵甲斐可申候間無其儀候。

甲斐守差上候間、一書令申候我等事、無何事昨日はま松まで參候、左衞門督は明日此地迄被參候、かなやにて待合、廿二日に府中へ可參と存事候、然者備前へ罷越候供共、さいせん兵左衞門に遣申候、帳上樣御らんなされ候て、一段御機嫌よく候處に、後に御前樣より帳御上候由に候其帳御らん候て、備前へ參候侍共おほく御ざ候とおほせ候て、御きげんあしく候由、甲斐守に茂介殿被仰候よし何も備前之儀被仰渡候儀も可有之候間、又其方此地まで被參候事も可有之と、茂介被申由に候內々用意尤候、委細は甲斐守可申候間不能具候、謹言。

八月廿日（○慶長十八年）　武藏守　玄隆（花押）

荒尾但馬守

（大日本史料）

參考　其二

〔大日本野史〕卷一百七十五、武臣列傳第八十三、

輝政。小字古新。母荒尾善次女。生二于清須一。（武家譜、系圖、）初名照政。（姫路城主歴代記）天正八年。從二父兄攻二華隈城一獲レ敵。信長褒賜書及馬曰。眞紀伊守之血統也。（織田家譜、武家譜、）十年。從二信忠于甲斐一。既而信長遇レ弑。秀吉行二葬儀於大德寺一。輝政以二信長乳母子之故一。與二秀勝一昇レ棺。（藩翰譜）十二年四月。長湫之戰。父兄倶死。而部下兵敗走。輝政單騎求レ敵。有二國人一。執レ轡勸レ回輝政叱曰。父兄皆歿。我何顏獨生。國人曰。郎君不レ存。誰承レ後者。輝政怒策レ馬。以レ鐙踢二其頭一。血及レ踵。仆復興。竟控而回。其人膽略絕倫。後屢有レ功。輝政擢二用之一。終列二重臣一。是爲二番大膳景次一云。（○藩翰譜、遂史、景次或作二氏明一）十三年。移二岐阜一。

藩翰譜、武家譜、稱三左衞門。藩翰譜、武家譜、八月。關白秀吉征佐佐成政。輝政從之。又從紀州。進圍太田城。漑水攻。十五年。秀吉征薩摩。又從。武家譜、十六年。秀吉授豐臣氏族羽柴。叙從五位下。任侍從。藩翰譜備考系圖 四月。進從四位下。系圖。藩翰譜。十八年。從征小田原。圍早川口。七月。小田原城陷。進抵會津為先鋒。州郡悉平。武家譜 徙封三州吉田城。食邑十五萬二千石。又賜伊勢小栗栖莊。為在京料。豐鑑、武家譜、藩翰譜 初輝政娶中川淸秀女。產利隆而死。文祿三年九月。秀吉命配輝政以東照宮第二女。是為良照源夫人。實錄、舊章錄、落穗集 慶長五年。從東照宮于小山行營。及上國之變起。輝政與福島正則。為先鋒而西上。收駿遠甲參四州之質子於吉田城。八月十四日。抵淸須。藩翰譜、逸史、源夫人及二男在大坂。輝政妹夫山崎家盛黨大坂。意懷歸順。聞三成悉收質子。竊為輝政。取夫人及二子。送之三田。逸史、大坂記、二十二日。前軍發淸須。中納言秀信拒於木曾川。輝政及淺野幸長。堀尾忠氏。山內一豐。有馬豐氏。一柳直盛。松下吉綱等軍議河上。正則自萩原。輝政自新加納。各出于渡口。岐阜兵陣于新加納。大野之際。輝政率兵七千餘。自上遊濟。直盛先渡。諸軍以進。與敵戰于米野克之。多獲。抵新田橋。日既沒。收軍屯于島及新加納。德川記、石田軍記、二十三日東明。輝政。正則分隊攻岐阜城。輝政先進。正則忿。徑抵長良川。欲一擧拔城。相戰于七曲口。輝政自百曲口進。城將百百倫時禦之。輝政按地理。而謂此口與牙城遠。不如歷乘本原。涉長良川。自水郭入也。乃轉兵而進。城兵拒戰破之。遂入水郭。伊木淸兵衞。村上寬賴等。一齊登攻。奪天主樓。揭旗幟。先鋒池田由之。積薪於樓下。將焚之。輝政制止。田宮莊右衞門又請火。輝政弗聽。會正則自前門入。城將木造長正。津田元房等。猶止防戰。既而城中火起。秀信不能拒。乞和。諸將憐之。寘諸芋洗里。城陷。正則言取城我也。輝政言先乘城者我也。爭之。監軍直政、忠勝諭輝政曰。大敵在前。不可爭雄。輝政以親姻之故。枉從之。事具聞。賜書賞焉。實錄、落穗集、輝政徙陣于權

島邑。分兵戍秀信于上加納圓德寺。（大三川志、談叢、）群師悉會赤坂。青野原。鱗次築壘。（實錄、逸史、）九月十五日。關原之戰。東照
宮命輝政備南宮。輝政曰。冀當三成。宮曰。孤後陣也。枉從焉。（武家譜）十一月。轉封播磨國五十二萬石。（武家譜、逸史、）八年
正月。加封備前國三十一萬五千石。（藩翰譜）以爲二子忠繼食邑。（創業記考異、政事錄、）二月。任右近衞權少將。（系圖、藩翰譜、）三月。輝政
携忠繼。拜命于東府。台德公賜宴。厚待之。及歸。令大久保忠常。安藤重信送諸箱根。輝政過京師。執謁東照
宮。請曰。忠繼幼弱。以長子利隆撫新封。宮可之。（武家譜、逸史、）十二年七月。後陽成天皇敕賜劔馬於輝政。（武家譜、）十五年三
月。賜淡路國六萬三千石。以充忠雄支封。（創業記考異、政事錄、逸史）十七年正月。輝政寢疾。東照宮令近臣往視之。台德公亦屢
問之。使者項背相望。而疾愈。八月。如駿府。拜命之辱。尋如東府。賜饗宴於營中。令任參議。陞從三位。賜
族稱松平。（系圖舊章錄、藩翰譜、）九月。朝京師拜詔。歸國。（武家譜、藩翰譜）十八年正月。疾再發。遂薨。五十。（藩翰譜、武家譜、續王代一覽、）法名泰叟
玄高。號國淸院。（武家譜、謚號考、）輝政年甫十一。侍父勝入。勝入煨栗於爐中。謂之曰。子又欲乎。曰唯。乃挾栗與之。箸
熱如火。輝政不怯。延手而受焉。（盛正記、）爲人沈毅寡欲。有大略。恒言我荷大主殊遇。併有列國。無以報也。但西方
有事。不竣東旂之動。我當殄滅之。（逸史）賜封于播磨。於是築姬路城於通宿中國府寺三邑。更號姬路城。修天主
樓。拓郭內。建市鄽。鑿大濠于城南。以通商旅。（姬路城主歷代記、）割食邑。散金帛。以招致名士。嘗言國主之職。在養
士撫民。治則爲藩屏。亂則爲干城。如是而已矣。封侯之富。豈爲一身之計哉。乃遠女色。卻珍玩。其自奉儉素。
一省奢侈。西道倚以爲重。（碎玉話、逸史、）得大封之後。候伯宴會。或私嘲輝政之短小。輝政擧扇起舞曰。有勇功如此。有
封邑如此。何求身之長大。（古今人物志、）及薨上下惋惜。東照宮以其封係西道要害也。權使安藤重信往按撫焉。又命村越
直吉副之。（逸史）輝政有八子。利隆。忠繼。忠雄。輝澄。政綱。輝興。政虎。利政。政虎、利政爲光政家臣。

輝政書翰

〔附〕姫路宰相の夥しき威勢。

津田永忠日記に

一、万治四年二月三日備前御タキ火ノ間にて五郎八様ヽ信濃様ヽ八之丞殿ヽ猪右衛門へ御咄に セキカハラ（關原）ノ刻ヽ大阪ノ諸大名衆ノ人ジチ（質）ノ事御咄出ヽ津田左京大坂ノ御留主ヲ首尾能仕舞 シトテテル（輝）政様コトノホカノ御機嫌ニテ有之タト其左京ハ左源太カタメニハ何ニテ候ヤ親カ 祖父カトテヽ重二郎ト御意被成御尋ニテ祖父ニテ御座候ト申上ルヽ其ニ居間候へト御意ニ而 御前ニヲル。其左京ソコツ（麁忽）者ニテ。テル政様へ申上候　かやうニ御前ノ御ゼンセイノ後ハ近 日天下ハ御前ハ可参ト申候へハヽテル政様殊外ノ御キケンソコネ常ノ物ニ候ハヽセイハイ（成敗）も 可申付候へ共ヽ左京事ハ少子細有之候間免可申候　重而ハ免申マシク候間タシナミ可申候　其 子細と被仰候事ハカノ大阪御留主ノ事ニ候ト公御咄也。此事耳有能覺咄候と御意也。誠ニ其 時分ハ御イセイ（威勢）ヲヒタヽシ（夥）キ事ニテ候　ヒメシノ事ハヲキ備前へも諸大名上リ下リニ寄被申 候又スルカへ被成御座候に　尾張様ヽ紀州様なと阿部川迄向御出被成候由也ト御意也

（津田央氏所藏）

烈公間語に

一、輝政公 池田三左衛門 御立身ノ事備前宰相殿 宮內少輔忠雄任參議 光政様へ被仰候ハ古今難有事ニ候遠 國ニテ數ケ國從公方御恩領ハ可有哉亦ハ自身之武功ニテ切取ハ格別輝政公ハ從家康公不殘御 拜領也備前播磨淡路三ケ國被下事無類事也其上美作ハ森武藏守 輝政公ノ妹婿也 殿緣者也阿波國ハ 家臣出羽ニツヽキ候也ケ様ノ隣國ニ筋目有之衆有之ニ數ケ國被下事無双ノ事也。

○全盛時代ニ於ケル池田氏一類ノ領地

1.	池田輝政		播磨	五十六萬八千五百十七石五斗七舛九合
2.	池田忠繼	（第二子）	備前	二十八萬九千二百二十四石七斗一舛
3.	池田忠雄	（第三子）	淡路	七萬四百二十八石一斗
4.	森忠政	（女婿）	美作	二十五萬九千二百二十四石七斗一舛
5.	鍋島至鎭	（族婿）	阿波	十九萬三千八百六十二石二斗八舛五合
	以上五國總石高			百三十八萬一千二百五十七石三斗八舛四合

第六章　姫路城修築

慶長六年池田輝政姫路城を修築し天正九年秀吉築く所の三層の天守を改めて五層閣とし大に規模を擴張す。

池田家履歴略記巻三修姫路城の條に

今年〇慶長六年 姫山 此山は姫路の城地也男山と相對して東西に在り其中を流るゝ川を妹背川と云ふ、男山は應神祠の社祠なり、此八幡勸請の事は前に記せり の下なる宿村中村國府寺村の三村をも合せて皆姫路と號す。元來城地狹隘なれば伊木長門に命せられ再興ある、伊木引繩して五重の天守を作り 秀吉の作られし天守は今の西丸にて後人太閤丸と唱へしなり 内外の郭を廣め八十八町の市鄽をひらき 本ハ橋本町より西龍野町六丁目まで東西三十六丁五十間七寸南飾磨門より北ハ威徳寺町まで三十三町廿間三尺三寸といふ 九年にして功成ぬ 一說に慶長十三年より土木をはしめ同十四年に成就せしと記す、此說信しがたし、いかて如此普請一年に功終るへきや追々普請有て十四年に至り大概に成しなるや、其の證は城外の惣門石壁等は本多美濃守忠政城主たりし時元和年中に全備せりと記せり、されは國清公の御時ハいまた總石壁等迄は悉く普請及はさりしこと明かなるに似たり 又飾磨門より南にあたる野中に南北一里餘、幅二十間計りの長堀を穿ち兩岸に堤つき松樹をうへらる播備作の人夫にて築かれしと云ふ。堀の惣名を今は三左衛門殿堀と唱へ三國の役夫の堀しところも今に堺々ありて是より南備前堀是より南播磨堀、作州堀と云傳へり 里民の說には慶長十一年二年の頃、穿れしと云去なから、たしかなることを知らす、美作の人夫出したる事は如何なる事にや若し淡路の人夫を傳あやまれるも知るへからず、左あらんには慶長十五年より後の事なるへし、猶追て吟味すべし

錦城復興記、古川重春著　姫路城の條に

池田輝政の築城　關ケ原の戰後、五三の桐葉愈々褪せて前途に一脉の蔭影を投げた。家康は此戰役によつて事就り志を得たると雖も尙中國及び九州に蟠居する秀吉の恩顧を受けたる反德川の諸侯か多かつたのである。慶長五年十一月家康は心に深く策する處あつて、此戰役に殊動を樹て且つ自己の姻戚關係にある威勇兼備の部將池田三左衛門輝政を三州

姫路城

吉田城より轉封した。輝政は清和源氏の嫡流頼光後裔紀伊守信輝の二男であつた。嘗て其父兄は長久手の戰に秀吉の爲めに盡し陣歿せし事は前にも述べた通りであるが獨り心淋しく彼れは武運に惠まれ家康の覺へも厚く、遂に播磨備前之に淡路を加へ百萬石の大領主中國の探題となつたのである。

輝政の築く五層天守閣　羽柴秀吉の築く天正九年の三層櫓にては百萬石の大守として威力武力財力の三拍子を發揮し領民に君臨し四隣を壓し且つ中國九州への押への城としては餘りにも物足らなかつた。是は家康の雄圖から出たものとも察せらるゝが當時既に大阪城は安土の影響を受け秀吉の築きし五層八重の大天守が雲際に聳え立ち更に伏見には秀吉の據城あり、何れも當代文化の反映であると後の世までも推奬される金瓦絢爛雄大豪華なる樓閣建築としての最大限度の發達振を目のあたりに見るにも不拘爰に姫路城の如き武備をのみ主眼としたる純軍事的質朴純眞何等の

虚飾を施さずして布置の巧妙を極めたる大天守の生れ出でし事は我邦城郭建築發達上實に興味ある問題にして其遺物は此意味に於て非常に尊いものである。

姫路城五層天守成る　慶長六年春愈々其の工を起し三層天守を初め諸櫓閣を解き捌き、其規模を改め五層六重の天守閣を主としてこれに相應しき三層四重の複合式小天守を附隨せしめ更に渡櫓を以て隅矢倉を聯結せる大類博士の所謂、聯結式の大天守、複雜巧緻を極むる唯一獨自の計畫とは悉く防備を主眼として築きしもので之は輝政の千軍萬馬の經驗より割出されしものと察せられ殊に我邦の城郭中最多數の城門を有つ點を研究して見ても、どこまでも防守を本意としたる牙城として實に代表的なものである、斯くて慶長十三年此一大城郭白鷺城は愈々其工を完結したのである。

天守閣の結構　姫路天守閣は外容の複雜にも勝る高低起伏な平面を有ち一旦城門を入れば恰も迷路を辿る如き幻惑を意識せしむる其布置は繩張圖及建物平面實測圖を參照すればよく判明すると思はれる、其外觀は明確なる五層であり、名古屋天守の樣に各層が全然分離して重り合つた五重塔式の單調なものでもなく又岡山城天守の如き三層とも六層ともつかない曖昧なる五層閣でもないが軒と妻の大破風が咬合つて軒甍交錯の外觀は桃山初期の天守閣建築樣式の特長であり、天守閣建築の樣式として此點に時代的劃線を持つものである。

姫路天守閣の外容　第一層は回邊總庇(グルリソウヒサシ)の名古屋天守とは非常に趣を異にしてゐる。第二層は外壁か第一層の外壁より幾分遞減してゐるを以て庇でなく完全な屋層を成してゐるのである、化粧軒を別に設けず野地裏化粧である、これが化粧軒裏の社寺建築と相違してゐる特點であらう、尤も大阪の新天守閣もまた化粧軒裏を採用したが之れは鐵骨持出梁を隱蔽する目的であつて桃山時代の城郭とすれば矢張り姫路天守の如くしたいのである。姫路天守の第一層軒化粧は支外

腕及支外桁を用ひずして持送りを用ひてゐる點は原始形を持つ初期の形式であるが、他の天守にも犬山の如き古き初期の形式を遺存するものに之を見るのである、之は雄麗さはないが如何にも古城の感を與へてゐる、そして行間の方には千鳥破風を用ひず兩妻に對してゐる、第二層東西側を入母屋大破風とした此雄大なる破風は第二層を全體の大屋根として取扱つたもので大阪城創建天守の影響を受けた事は恐らく動くまい。そして行間の方に軒大破風を用ひたると中央の塗り込め出格子を受けた、第一第二層の總割的雄大なる表現である、殊に唐破風の形體は大きく延びた中央部の平たい。ぱらの小さい共曲線は雄大の中にありて鳳の兩翼を延した如き輕快さの漂ふ處など非凡の作であらう、又屋根が彎曲なりに谷を設けず納めてあるのは實に珍しく城郭建築の時代的特色である。第二層兩妻大破風の引通し勾配は約七寸で破風巾の割合は流の十五分の一に相當し破風の腰巾を江戶時代の流の八分取りなどに比ぶれは城郭建築としては寧ろ輕奢なものであるが、江戶時代の大きな寺院建築の破風に見る樣な鈍重さよりも鋭い剛健さを遺憾なく發揮して居る。此特長を綿密に調査して更に研究して成つたのは大阪城新天守の第三層南北大破風で設計者としての著者が人知れず苦心した重なる點である、併し姬路の此入母屋は妻入りか非常に深く且つ木連(きつね)格子を有たないから此點は見る人の感情に大なる錯覺を與へるであらう。

姬路城の第三層以上が第二層の大層蓋上に乘つた大形ちと大阪新天守が第三層大屋蓋上に乘つた外觀上の樣式は初期天守閣としての特長である。全く姬路城天守の如きは非常に洗錬を經たる卓絕せる技工によつて外觀の調整卽ちリズムに至つては萬遺憾なきものであつて、此點は大阪の復興天守よりも古典建築家の歡迎は受けるものと信ずるが城郭建築發達の道程より專門的に之を見る時は大阪城の方が數等の値を增すものと信ずる。

破風の三花懸魚唐破風の卯の毛通しが特に割合の少さいこと鬼瓦の形狀様式等何れも桃山時代の特長であつて大に見るべき價値を有するもこれ等は何れも江戸時代の工匠によりて心なく補修され當初の様式上の精神が大分殺がれて居るのは如何にも惜い事である。これは日本古典建築補修上の共通的缺點であつて只姫路城に限つた事はない。

第三層の軒が第二層大破風の屋根にぶつかつて居る屋蓋の納まりは是又初期天守建築の特長であつて慶長の晩年以降に築造された天守には此の様式を見ることが出來ない、故に名古屋福山城の諸天守は何れも後代の様式であることがよく分かる、二箇對照の千鳥破風は上層唐破風、四層中央千鳥破風の屋蓋を受けたる「リズミカル」な作である。此種千鳥破風の生れた最初の形式は矢張り犬山城の如き實質上のものより次第に斯く飾物的に變つて行つたものと見られる。

第四層妻の大唐破風は雄大なる大破風に重なる構造的表現の自在化であつて若し唐破風を用ひなかつたら第五層の直軒と大破風棟との「スペース」に外觀上非常に不調を來し見る影もない形容となるものであらう。第五層卽ち上層外壁に廻椽及勾欄を用ひない、且つ窓の扉は裏白である點など純軍事建築であつて船に譬ふれは超弩級であり、安土、桃山、大阪を之に比較すれば巡洋戰艦の格であると云へは早判りがすると思はれる。總體的に屋根勾配は上に至るに從て強く軒隅の照(てり)(反轉)は同様上程大きい、大屋根勾配は上層第五層屋根の如きはかなり强い勾配で引通し七寸八分内外である、大阪新天守閣最上層勾配を余が前課長と激論を戰はし引通し七寸五分勾配を主張し通したのは姫路城の全姿を深く研究して居たが故であり且つ姫路城天守は天正初建の大阪天守の影響を受け確かに一脉の通ずる處あるは何人も首肯し得る要點であらうと。

内部の構造は唯頑丈を主眼とする大矢倉であり、思ひ切つた程梁を重ね合した幼稚な構架であるが如何なる大風にもギ

ツとも音がしない故に安土城の如き長押を打廻した御座敷などは勿論なく廣き武者走りを各重に取てあるのを見ても軍事以外の點は少しも考慮して建てられたものと見受けられないのであり、天守の隅々にまで銃丸を設けたるなど尚更其れを裏書して居るものと考へられる。余は研究中二回本天守最上層大屋根の鯱の鰭を握つた、姫路の鯱と握手した者は珍しいとして姫山の頂より更に雲際に聳ゆる大天守の大棟に達せし時恰も高峰を征服したかの如き痛快さを感じたものである。

姫路天守の高さ及各重の面積　大天守の總高さは石垣上より大棟まで百〇九尺の高さを有し第一重の面積は柱眞々にて東西九十尺五寸南北六十七尺約百六十坪であり、上重に至るに從て次第に遞減し最上即ち七重は東西四十二尺南北二十九尺五寸約三十五坪である。

平地卽ち喜齋門の處よりの天守大棟までの高さは約二百六十尺である。

本丸の重なる城門　本丸に附隨する重なる門は、とノ四門、とノ二門、へノ門、水一門から水二門に入り、水三門、それから水四門と順序水五門と稱して頑丈なる門に當る。次水六門を通り小天守に昇り桝形となつてそれより天守の城門を拔けて大天守に昇ると云ふ全く複雜巧妙の極致で城郭建築の一大傑作である。

姫路天守と棟梁の傳說　天正九年秀吉の築いた三層天守は慶長六年より同十二年に至り輝政に依て五層閣の現存する遺物のものとして大改築された其際大工棟梁として工を指揮した者の中に源兵衞、甚五郎、市右衞門の三人があつた、源兵衞は櫻井姓を名乘り甚五郎は其養子で源兵衞棟梁の下に副棟梁の格となり、工竣へて一日源兵衞其妻を伴ひて城に登り三重までの柱が東南に傾斜せることを妻に看破されて其責任感から決意し遂に鑿を啣へて城頭より飛降り自殺せ

り、余も登閣毎に其實際を見たのであるが建物全體の傾斜でなく其部分の柱の傾である、原因に付ては棟梁の繩墨の誤りであらうと云ふ。

尙當城創築の際奇篤の老婆より挽臼までを獻して石垣に築きしと云ふ、是は當城附近より石材を急に取寄せるに困難な關係と當時の軍事關係よりして工を非常に急いた事を裏書して居るものと見るのである。

最後に姬路城天守閣は建築美の上より觀るも古今東西唯一のものとして城壘博士大類伸氏は之を推奬せり。其は同博士著城郭の研究「建築各層の比例」の條に左の如く述べられたり。

天守閣及び櫓はすべて二層以上の建築物である。而して其各層の比例は城の美觀と大なる關係を持つて居る。岡山城の天守閣を見ると、最上層は三間半四方に過ぎないが最下層は十四間に八間である。遠くから之を望見すれば上部が餘り小さくて、頭が輕過ぎると云ふ感が起らざるを得ない。之に反して備後福山城の天守閣は最上層は五間に六間であるが最下層は九間に十間であつて各層一間宛の差で五層をなしてゐる、つまり各層の差が餘り少いと思ふ。從て一寸見ると五重塔に似て居て頭が重苦しくて不安定の感が起る。岡山も福山も其天守は共に城郭として不適當の建築である。全國の天守閣中で、最も調和の宜しくて威嚴を發揮してゐるのは姬路の天守であらう。實に播陽の平野に威風堂々として四隣を壓して聳えた有樣は、快感湧くが如くに起つて來るのである。其調和のよい趣は寫眞の上にも慥に認められる。今其の建築を見ると最下層は十二間に九間半で、最上層は四間半に六間であつて、五層の一大樓閣である。其の最上層は外見上別に重い觀も起らない、而も猶全體を壓するに足りる力を示して、誠に申分がないのである。寺院にある五重の塔は、下層より上層までの差が少くて、恰も柱が直立したやうに見える。若し頂上にある九輪を除けば、頭が重苦しくて見るに堪へられまい。幸に九輪と云ふ細長いものが頂上に載つて、頭を輕くして居るのである。其の結果威嚴はないけれども、向上の感が充分に示されて居る。歐洲中世紀の「ドーム」は五重塔式で不安定の傾があるけれども高きを慕うて止まぬ念を表現し向上の感を暗示してゐるので五重塔と「ドーム」とは共に好い宗敎的建造物と云ひ得る。西洋の封建城郭の天守閣は上下の差が少なく、外

播州姫路城之圖

觀上不安定であつて殊に頭部が重きに失してゐる。固より構造其物は堅牢無比であるが、此點に於ては日本の城郭の方が遙かに美觀に富んでゐる。殊に建築物の下に石壘を築くに至ては千鈞の重が加つた感じがする。西洋などでは建築と石壘との區別がなく、兩者が一致して居るから、日本の城郭建築の如き風致がない。併し西洋の城郭にも特有の面白味は無いでもない。殊に削り立つた山上に聳えた有様は、景色としては頗る面白く又風景にも富んで居る。併し封建諸侯の威嚴を示す建造物としては日本の城郭の方が勝つて居ると思ふ。

由是觀之　姫路城は其の規模に於て、威嚴に於て美觀に於て雄渾莊重城郭としての價値の優越せること啻に日本一なるのみならず、優に世界一なることを大類博士に依て折紙附けられたるもの也。果し

て然れば烈公は五歳東照公初見參の時に於て「三左衞門の孫なり早く人になり給へ」との仰と共に拜領ありし御脇差をすらりと拔き放ち給ひし頃より九歳鳥取轉封の頃まで否其後までも、此の世界一の姫路城の威容を通じて乃祖國淸公三左衞門堂々の威風を偲ひて偉大の感化を受け給ひしならん。

牙城殿堂の構造及疊數

室名	疊數
虎ノ間	三十六疊
入側	十八疊
同休憩所 上ノ間	十二疊
同休憩所 下ノ間	十四疊
同廊下	十八疊半
杉戸前廊下	七疊半
御使者ノ間前廊下	六疊
御使者ノ間	十二疊
床	一間半
樂屋 裝束ノ間床共	十八疊
同入側	十四疊
鶴ノ間	百五十一疊
床	八疊半
外ニ休憩所	二疊
入側上段共、內上段	七疊半
同入側雁ノ間	二十三疊半
同裏手	十五疊
外ニ	九疊
小書院入側共	七十疊
外ニ床	三疊半
同廊下	二十五疊半
同裏手	二十一疊半
同入口	七疊
新小書院入側共	四十七疊半
同上段 十二疊 廊下	二十三疊
用人詰所	十二疊
同次ノ間	十五疊
居間	十八疊半
床	一間半
同入側	四十一疊
同入口	二十一疊
次ノ間	二十八疊

居間付附屬ノ間　五十九疊　但九間
又二間　合　十九疊
又三間　合　四十九疊
湯殿南天廊下　幅一間 長四間半餘
同所蜻蜓ノ間　二間合　二十疊
湯殿　五間三間　板敷
同所　五疊外ニ四疊
居間惣締ノ外　六十疊　爐一間半 但シ五間
評定ノ間　四十三疊半　但五間
次ノ次ノ間　三十六疊
入側　九疊ツヽ三間
時計ノ間　二十五疊
入側　八疊
勝手ノ間　五十二疊
內上段　八疊　爐一間半

同廊下　五十疊
又勝手ノ間　十二疊
臺所入口廊下　九十六疊
外ニ小部屋　數多
臺所　板敷　二間八間　八間八間　三間五間
外ニ　十七疊
同入口板敷　三間半二間　一間半三間
鶴ノ間裏手應對ノ間　四十五疊
同廊下　四十二疊
蜜柑ノ間　二間合　四十疊
內玄關　三十疊
同廊下　長二十間 幅四間
疊數合
右ノ外間數有之候得共大略如斯
以上（姫路城內略記に據る）

第七章　播州侍帳

類本三種あり左の如し。

一、慶長十八年、播磨宰相様御代　侍帳（元祿十三庚辰曆寫横帳）

奥書に

慶長十八年四月六日

日置豐前忠俊　土肥周防眞久

荒尾但馬成房　池田出羽由之

一、輝政代播備家士帳「池田氏家譜集成　十二」（美濃紙本）

奥書　同　上

一、輝政公御代臣下名簿（半紙本）

奥書に

慶長十八年七月廿七日

荒尾但馬守判書　伊木長門判書

丹羽山城判書　池田備中判書

本書は因州池田侯舊臣中村親武ノ所藏ナリ、明治二十九年三月寫ス

右三種の寫本に就き、慶長十八年播磨宰相樣御代侍帳を底本とし自餘二本を校合して之を編す。

慶長十八癸丑歳播磨國於姫路輝政様侍帳

一三萬三千石　伊木長門
一貳萬貳千石　池田新吉
一壹萬四千石　同　下總
一壹萬石　土倉信濃
一七千石　荒尾志摩
組
五百石　道家左太郎
四百五拾石　荒尾文右衛門
四百石　內海九兵衛
三百五拾石　松岡彌五左衛門
三百五拾石　鷲見源十郎
三百石　中村新右衛門
三百石　江戶四郎左衛門
同　齊村平兵衛
貳百五拾石　隱岐善兵衛
貳百石　菅沼勘十郎
百五拾石　服部治兵衛
同　柴山善九郎
五百石　吉田與九郎
三百石　伊丹重助
百五拾石　中村惣三郎

三百石　志賀孫左衛門
貳百五拾石　高木伊兵衛
五百石　河合與三郎
四百石　新田權左衛門
合壹萬三千百石
一五千石　丹羽山城
是ヨリ與力
五百石　丹羽源兵衛
三百石　同　清三郎
同　南部長左衛門
同　坂本孫右衛門
同　片岡甚左衛門
同　三宅九右衛門
同　河口三右衛門
同　小泉五太夫
貳百五拾石　渡邊半左衛門
同　楠　久助
貳百石　村尾庄兵衛
同　春日茂左衛門
同　水野吉藏
貳百五拾石　橫濱甚兵衛

三百石　櫻井太左衛門
百五拾石　太田傳右衛門
貳百石　中牟田三右衛門
同　岡田庄兵衛
合九千八百石
外ニ鐵砲　五拾挺
一四千六百石　和田壹岐
自是組
四百石　和田兵次郎
三百石　伊庭小兵衛
四百石　松田九右衛門
三百石　村田傳左衛門
同　臼井民部
貳百石　西面長助
貳百五拾石　渡邊十左衛門
三百石　多羅尾孫兵衛
貳百石　岩田太郎助
同　齋藤加兵衛
同　國田利兵衛
同　中島茂左衛門
三百五拾石　加納惣右衛門

三百石　關　六兵衛
同　佐藤彌右衛門
同　田中權左衛門
四百石　矢木藤左衛門
三百石　佐久間彌太郎
合九千八百石
一三千石　下間越前
自是組
四百石　方穂次郎右衛門
同　太田庄左衛門
三百石　佐々九兵衛
同　松本庄左衛門
同　松陰與次兵衛
貳百石　坪内加右衛門
百五拾石　永田小兵衛
貳百石　丸山長三郎
合五千貳百五拾石
一五千石　伊木主膳
一貳千石　丹羽圖書
一千石　荒尾內匠
同　主計

一貳千五百石　宮城對馬
一千石　村井三吉
合壹萬千五百石
一貳千石　篠尾縫殿
自是組
貳百五拾石　同　彌八
四百石　圓尾助兵衛
五百石　齋木忠右衛門
同　猪兵衛
貳百五拾石　平尾喜左衛門
同　澤　次兵衛
貳百六拾石　加賀彦作
五百石　秋田庄吉
貳百石　佐々清三郎
三百石　篠尾半兵衛
合四千九百拾石
一貳千石　八田丹後
與力
千貳百五拾石　田中眞吉
同　吉內
五百石　堀　彌次兵衛

三百五拾石　門田次郎八
三百石　三宮惣右衛門
同　堀　七郎兵衛
貳百石　富田伊兵衛
三百石　富田惣六
百五拾石　須山善右衛門
三百石　同　與惣
同　那須惣太郎
同　上島市右衛門
同　市橋織部
百五拾石　中島惣左衛門
同　富田兵次
貳百石　春田右衛門九郎
同　中條八右衛門
百五拾石　同　新三郎
合七千四百石
外鐵砲　三拾挺
一貳千五百石　山脇主馬
與力
四百石　同　市太夫
三百五拾石　同　藤左衛門
同　同　三郎兵衛

三百石　山脇五郎右衛門
貳百石　上島彦助
同　大野六兵衛
百五拾石　今西利兵衛
貳百石　森本喜右衛門
百五拾石　岡嶋又太夫
貳百石　上嶋甚右衛門
同　岡嶋五郎作
百五拾石　西村小兵衛
百三拾石　毎野彦右衛門
同　古澤源兵衛
百貳拾石　上嶋市右衛門
同　大野十兵衛
合五千八百五拾石
外鐵砲　五拾挺
一貳千石　竹村新兵衛
貳百石　祖父江茂右衛門
同　竹村半十郎
百五拾石　岡十兵衛
百五拾石　大津源太郎
同　今村市左衛門
同　長嶋九左衛門

合三千石
外鐵砲　五拾挺
一千石　神戸彦四郎
與力
貳百石　淺賀勘兵衛
同　中村次郎兵衛
同　仙石次左衛門
百五拾石　同　太郎兵衛
同　古橋七郎右衛門
百貳拾石　栗木平右衛門
同　野間久次
同　了佐
百貳拾石　行本吉右衛門
百石　吉田太郎八
同　佐野源七
同　大野加平次
同　大口傳七郎
四百五拾石　村瀬權兵衛
貳百石　大口孫次郎
百貳拾石　吉田源助
百石　同　孫太夫
百五拾石　小寺惣左衛門

六拾石　勝部八之丞
同　大口傳藏
八拾石　行本彦助
合四千石
外鐵砲　三拾挺
一千石　天野四郎左衛門
與力
貳百五拾石　坪内傳八
百八拾石　小林六内
百五拾石　山口仁右衛門
同　野羽五郎四郎
合千八百三拾石
外鐵砲　三拾挺
一千貳百石　河合源左衛門
與力
四百石　同　四郎三郎
貳百石　同　吉藏
百五拾石　玉置三郎右衛門
六百石　高木長兵衛
合貳千五百五拾石
外鐵砲　三拾挺

一千石　高木外記
與力
三百石　同　多左衛門
同　宮城清右衛門
貳百石　同　清三郎
合千八百石
外鐵砲　三拾挺
一七百石　加賀九郎左衛門
貳百石　今井長右衛門
同　長谷甚九郎
合千百石
外鐵砲　三拾挺
一千拾石　土肥權右衛門
外鐵砲　貳拾挺
一八百石　佐藤勝兵衛
五百石　寺西忠左衛門
同　鎌田五郎兵衛
同　石川又右衛門
六百石　入江忠右衛門
三百五拾石　森寺九左衛門

同　村山八郎左衛門
百五拾石　同　平五郎
千石　佐藤半左衛門
五百石　澤　助左衛門
貳百石　伏屋鶴千代
貳百六拾石　安井平藏
貳百石　岸　兵助
同　石黒久六
合六千百拾石
一千石　宮脇賴母
外鐵砲　貳拾挺
一八百石　赤座多郎右衛門
外鐵砲　三拾挺
一千四百石　乾　平右衛門
一千石　薄田修理
外ニ鐵砲　貳拾挺
歩行侍　貳拾人
伊賀者　五人
一貳千石　中村隼人
與力
四百石　垂水半左衛門

三百石　河村太郎左衛門
同　齋藤彦九郎
貳百石　田宮猪右衛門
貳百五拾石　宮野平右衛門
同　大西五郎左衛門
同　福富次郎右衛門
貳百石　長谷川平内
同　安川久次
同　中川戸助
同　吉田三郎右衛門
同　溝口源太郎
同　都志三五郎
同　前田市兵衛
同　永井甚兵衛
同　栗山太郎太夫
同　永井次兵衛
同　澤　五郎太夫
同　磯村加右衛門
同　下河原平三郎
同　村田理右衛門
同　山邊源之丞
百七拾石　戸田源十郎
百五拾石　田中三太夫

百七拾石　中村市右衛門
百五拾石　近藤左平次
同　横地利介
同　西岡庄左衛門
同　竹内七郎右衛門
貳百石　片岡次右衛門
百五拾石　小川多左衛門
貳百石　吉田六左衛門
同　西澤傳左衛門
貳百五拾石　伊藤六右衛門
百石　高見藤左衛門
百五拾石　梶原藤左衛門
貳百石　木戸三太夫
同　高原左兵衛
合九千六百九拾石
外ニ鐵砲　五拾挺
歩行侍　三拾人
舟頭　五拾人
かこ　五百人
一千三百石　池田勝右衛門
外歩行侍十人
一五千石　若原内記
外鐵砲　貳拾丁
一明石ニ　池田左近太夫
侍拾四人此知行四千百七拾石
一千貳百石　神戸大炊
外鐵砲　貳拾丁
取次荒尾但馬
一貳千石　瀧川出雲
是ヨリ組
三百石　山邊九郎太郎
同　宮部九郎左衛門
同　服部勘兵衛
同　舟橋五左衛門
同　小瀬助左衛門
同　本郷宗兵衛
貳百石　小林喜太郎
八百石　高木善右衛門
貳百石　本郷孫作
同　大野與兵衛
合五千貳百石
前ハ岐阜中納言ニ居申候取次荒尾但馬
一七千石　津田將監
千貳百石　津田藤兵衛
千石　同　源次郎
三百石　大坂左内
五百石　佐久間小三郎
同　片山加兵衛
七百石　野崎吉右衛門
同　長右衛門
四百石　林太郎兵衛
三百石　垣見又兵衛
貳百石　山田左助
貳百五拾石　土方久次
同　大久保八兵衛
同　神彌次右衛門
百石　山田久兵衛
貳百石　足立庄三郎
合壹萬三千百五拾石
前ハ大閤様ニ居申候取次伊木豐後
一四千貳百石　福田和泉
同　內膳
取次池田河內
一貳千五百石　大原雅樂
與力
五百石　大原豐助

四百石　大原久右衛門
貳百石　兒玉淸右衛門
同　淺田伊右衛門
同　安田彌右衛門
同　寺西助左衛門
同　杉立久左衛門
合四千四百石
前ハ岡山中納言ニ居申候取次中村主馬
一三千石　南部越後
是ヨリ組
四百石　杉　小左衛門
三百石　不破四郎左衛門
貳百石　柘植忠兵衛
同　多賀勘左衛門
三百石　小畑四郎左衛門
貳百石　曾彌小左衛門
三百石　愛淵孫之亟
同　南部九郎兵衛
貳百石　佐藤小左衛門
合五千四百石
前ハ肥前所ニ居申候取次荒尾志摩

一三千石　土方備後
是ヨリ組
六百石　舟越九郎兵衛
三百石　佐治新平
貳百石　磯村茂兵衛
千石　小原左門
五百石　荒川善右衛門
八百石　同　半右衛門
七百石　佐分利九之亟
五百石　猪子權内
貳百石　薄田加兵衛
三百石　飯田勘左衛門
合八千百石
前ハ松平伯耆守ニ居申候
一三千石　室田與次衛門
前ハ岡山中納言ニ居申候取次伊木豐後
一千七百六拾石　國府内藏亟
一千石　村山越中
同　三刀屋監物
八百石　關　平兵衛
貳百五拾石　石丸六右衛門
三百五拾石　梶田喜左衛門

四百石　國府市兵衛
五百石　成田金右衛門
合六千六拾石
外鐵砲　三拾丁
前岡山中納言ニ居申候取次中村主馬
一千三百石　藤井與右衛門
是ヨリ組
七百石　伊藤源左衛門
四百石　栗生惣左衛門
三百石　行田喜兵衛
貳百石　同　源六
四百石　宅間源之亟
同　柳田半助
合三千七百石
外ニ鐵砲　貳拾丁
前ハ太閤樣ニ居申候取次伊木豐後
一千八百五拾石　伊丹伊賀
寄合組
千石　玉虫平右衛門
五百石　絹川圖書
四百石　上原勘右衛門

同　小川八兵衛
七百石　大野久兵衛
三百石　吉村藤藏
五百石　木梨淸右衛門
四百石　相摸次郎右衛門
合六千五拾石
前ハ松平伯耆守ニ居申候
一貳千石　矢野助之進
是ヨリ組
四百石　小倉宗右衛門
同　田嶋勘左衛門
三百石　瀧　半兵衛
同　矢野庄兵衛
同　吉田左太夫
貳百石　田淵茂左衛門
同　安田喜左衛門
同　松村重兵衛
同　早川五兵衛
同　南　吉兵衛
同　大坪孫助
同　大原七右衛門
合五千百石

前ハ太閤樣ニ居申候取次伊木豐後
一千石　武山太郎左衛門
是ヨリ組
七百石　川嶋源七
六百石　本木式部
同　津田與十郎
四百石　外山喜左衛門
千石　長崎又兵衛
四百石　郡　五左衛門
貳百石　同　左兵衛
同　虎走彌兵衛
合五千百石
一七百石　荒木新右衛門
是ヨリ組
五百石　長谷川五郎兵衛
六百石　郡　三右衛門
貳百石　郡　與右衛門
五百石　森本市兵衛
貳百石　同　彌次郎
五百石　中條　齊
七百石　森　次右衛門
三百石　永田彌兵衛

五百石　高橋半右衛門
八百石　荒木太郎右衛門
合五千五百石
取次池田河內
一千石　渡瀨安左衛門
寄合組
五百石　岩井九郎左衛門
五百五拾石　川村吉藏
貳百石　渡瀨傳兵衛
千石　植松市郎
五百石　岡　角介
九百五拾石　佐分利彌右衛門
同　彌左衛門
千石　神　小兵衛
六百石　柴山甚內
五百石　建部彌平次
合六千八百石
前ハ羽柴久太郎ニ居申候
一千石　內藤平六
寄合組
同　黑田八右衛門

同　津田杢
同　小堀十三郎
三百石　黒部伊右衛門
三百五拾石　多田半右衛門
三百石　脇坂十兵衛
合四千九百五拾石
取次中村主馬
一七百石　加須屋伊右衛門
寄合
六百拾石　友田勝藏
五百石　坂戸納右衛門
同　黒部次郎右衛門
六百石　今井九郎次郎
貳百石　小泉六兵衛
四百石　大島五郎兵衛
同　安松九左衛門
六百石　田中兵助
五百石　村山善左衛門
三百石　野村勘左衛門
合五千三百拾石
前ハ齋村左兵衛所ニ居申候取次伊木豐後

一千石　圓山太郎左衛門
寄合組
八百石　野田三右衛門
貳百石　同　右明九郎
八百石　鹽川勘十郎
同　七郎兵衛
貳百石　森本作兵衛
貳百五拾石　材九郎作
四百石　鹽川源介
三百石　安部久助
貳百石　圓山平四郎
貳百六拾石　深谷安兵衛
合四千七百拾石
前ハ大津宰相ニ居申候取次若原左京
一七百石　河毛庄次郎
寄合組
千石　谷長三郎
五百石　毛利孫左衛門
同　建部喜左衛門
同　安藤勝七
三百石　川毛四郎三郎
貳百石　今村四郎兵衛

三百石　永原十左衛門
貳百石　日置孫左衛門
貳百五拾石　川毛勘助
三百石　三浦勘兵衛
八百石　齋藤市郎右衛門
合五千六百五拾石
前ハ岐阜中納言ニ居申候取次池田河内
一千石　梶川彌三郎
寄合組
貳百石　柴田九兵衛
三百石　坂川與右衛門
貳百五拾石　井上清左衛門
六百六拾石　山岡三郎右衛門
三百石　宇津市兵衛
同　今村分左衛門
貳百五拾石　中嶋助左衛門
合三千貳百六拾石
前ハ木下備中守ニ居申取次山脇源太夫
一貳千石　山脇加賀
是ヨリ組與力
貳百石　山脇平八

五百石　星野彌一郎
三百石　川村助太夫
四百石　西川庄左衛門
百五拾石　山脇源八
三百石　同　善兵衛
同　井上市之亟
貳百五拾石　青野平吉
同　森鼻左助
百五拾石　星野四郎右衛門
貳百五拾石　森本助之進
貳百石　小林吉右衛門
貳百五拾石　鎌井浦右衛門
百五拾石　藤井甚兵衛
三百石　星野藤八
合五千九百五拾石
外ニ鐵砲　貳拾丁
取次薄田修理
一千石　前野左馬
貳百五拾石　同　平八
同　道家次右衛門
貳百石　大野傳兵衛
合千七百石

取次伊木豐後
一貳千石　菅権之助
五百五拾石　同　半兵衛
四百五拾石　同　忠右衛門
一三千石　布施刑部
一四千石　大久保掃除
一千石　同　八郎五郎
一同　永井右馬助
外ニ鐵砲　三拾丁
一六百石　青木五左衛門
外ニ鐵砲　三拾丁
一七百石　跡部源左衛門
一六百石　堀谷内膳
外ニ鐵砲　三拾丁
一同　金子七兵衛
外ニ鐵砲　三拾丁
一同　風間八郎左衛門
前ハ大津宰相ニ居申候取次若原右京
一千五百石　由井帯刀
前ハ羽柴久太郎ニ居申候
一貳千石　安養寺内藏
外ニ鐵砲　三拾丁
一六百石　深谷助左衛門

外ニ鐵砲　貳拾丁
前ハ木下備中守ニ居申候
一四百石　早川與左衛門
外ニ鐵砲　貳拾丁
一百五拾石　同　久右衛門
合
前ハ松平伯耆守ニ居申候
一五百石　林文太夫
外ニ鐵砲　貳拾丁
取次渡部次郎右衛門
一六百石　大石左馬助
外ニ鐵砲　三拾丁
前ハ筒井伊賀ニ居申候取次渡邊次郎右衛門
一七百石　渡部新右衛門
外ニ鐵砲　貳拾丁
前ハ佐々陸奥守ニ居申候取次同人
一六百石　齋木右衛門
外ニ鐵砲　三拾丁
前ハ岐阜中納言ニ居申候取次同人
一五百石　伴彦右衛門
外ニ鐵砲　貳拾丁

一四千石　若原右京

與力

四百石　奥村仁右衛門
三百五拾石　華井與三左衛門
三百石　雀部一郎右衛門
三百五拾石　水谷吉助
貳百五拾石　難波四郎左衛門
同　服部五右衛門
同　矢代次左衛門
同　山田八右衛門
貳百三拾石　白井兵左衛門
貳百石　伴彌左衛門
貳百拾石　岡嶋六左衛門
貳百石　山田彌五左衛門
貳百五拾石　石田伊之助
貳百石　安井彦助
同　橋本三郎右衛門
同　淺山治左衛門
同　後藤平太夫
同　寺田金右衛門
同　伊藤傳十郎
同　花井仁左衛門
同　前田惣左衛門

貳百石　岡田久右衛門
百六拾石　三好久右衛門
百五拾石　難波六太夫
同　山田九右衛門
同　粟井平吉
同　三澤六兵衛
同　磯十兵衛
同　林新五郎
同　神喜兵衛
同　岸平四郎
同　安井伊右衛門
同　粟井助九郎
百五拾石　片岡十左衛門
同　森六兵衛
貳百石　松本久太夫
百貳拾石　葉山次兵衛
百五拾石　秋田小八
同　奥村三太夫
五拾石　前田八兵衛
五百石　三村重内
三百石　同　孫太郎
貳百石　同　角介
百石　奥山太郎左衛門

同　大西源左衛門

合壹萬三千百貳拾石
外鐵砲　八拾丁
中筒　七丁
伊賀者　拾五人
歩行侍　三拾人
人數合五百拾壹人
知行合三拾三萬七千拾石

從是小姓無役

七百石　大口五郎助
千五百石　本須勘解由
千石　三浦主水
同　伊吹大藏
同　佐々左源太
同　古田小三郎
同　舟越九郎助
七百石　加藤小十郎
四百五拾石　石田九兵衛
六百石　北村又六
七百石　國嶋宗右衛門
六百石　平岡十右衛門
五百石　佐々勘兵衛

三百五拾石　山田吉左衞門
五百石　安部善太夫
同　能勢喜左衞門
同　同　左吉
同　佐々半平
同　服部三郎兵衞
四百石　小崎孫作
同　梶浦善太夫
三百石　吉田彌五右衞門
同　安藤忠左衞門
同　古尾加兵衞
三百石　那須半兵衞
同　岸孫九郎
同　河口長兵衞
貳百五拾石　佐々久兵衞
三百五拾石　吉田新九郎
外持筒之者五人預り
貳百四拾石　矢野彌左衞門
貳百石　下濃平太夫
同　兼久小次郎
同　早川長八
三百石　佐治半右衞門
五百石　高橋彌五左衞門

三百石　落合左兵衞
同　河田八助
貳百石　岩越次郎九郎
貳百石　下石市之亟
三百石　志賀又左衞門
同　福田重次郎
五百石　加藤藏人
貳百石　高橋九左衞門
同　水野吉六
同　森九七郎
三百石　圓山九郎太郎
五百石　福地喜平次
四百石　野間市藏
貳百石　植田權兵衞
同　柴山新十郎
同　丹羽助三郎
三百五拾石　小川兵吉
同　香西五郎右衞門
四百貳拾石　薄田新八
貳百石　土肥武藤
四百石　吉村吉三郎
貳百石　波多次郎作
同　星野忠三郎

同　佐分利彌七郎
同　眞田長左衞門
三百石　雀部喜三郎
貳百石　津田權六
同　澤村九左衞門
三百石　吉田伊兵衞
貳百五拾石　前田安太夫
貳百石　櫻木源市
四百石　尾關大助
貳百石　吉田孫作
三百石　廣田勝吉
六拾石　秋田九左衞門
百石　堀田彌吉
百貳拾石　田上五郎作
百石　行田助六
三百石　野間久六
百五拾石　眞野次郎七
同　高木清次郎
百石　貝福右衞門
三百五拾石　本城六太夫
貳百五拾石　加藤次兵衞
貳百石　富田與右衞門
七百石　正木少左衞門

六百石　小崎半兵衞
同　村上内匠
七百石　牧　右馬之助
五百石　渡部內藏之介
百三拾石　鵜見長九郎
六百石　松浦七郎兵衞
八百石　佐治次郎左衞門
三百石　小川傳右衞門
貳百石　野村太郎作
四百石　森　藤藏
三百石　佐分利猪之助
五百石　富田三太郎

右筆

五百石　福原淸左衞門
貳百拾五石　茂安
三百石　岡　彥左衞門
貳百石　生田茂右衞門
同　梶　久兵衞
同　多田九郎三郎
五百石　津田友心
同　石丸雲徹
貳百石　柴山兩二

同　靑木了有
五百石　柳生德齋
四百石　難波一輔
三百石　和田可心
百五拾石　伴野玄察

藥師

三百石　常　春
同　壽　元
貳百石　宗　運
百石　丹羽旦齋
貳百石　鬭　伊豫

弓組

一五百石　渡部次郎右衞門

歩行弓拾丁

四百石　弓　井上助之亟
三百石　同　中野九右衞門
三百石　同　伊藤八右衞門
貳百五拾石　同　野口彌五左衞門
三百石　同　平井又右衞門
三百五拾石　同　廣瀨又兵衞
貳百五拾石　同　山田六右衞門

同　同　伊藤與左衞門
三百石　同　赤座多左衞門
三百五拾石　同　上原與十郎
三百石　同　伊藤勘右衞門
同　同　寺田忠左衞門
同　同　渡部三郎右衞門
貳百五拾石　同　若月彌次右衞門
三百石　同　戸次治右衞門
貳百五拾石　同　樋口半兵衞
四百石　同　中村內藏助
貳百五拾石　同　梅原助左衞門
三百石　同　馬淵治左衞門
貳百五拾石　同　畑　次郎左衞門
同　同　西川覺右衞門
同　同　村上喜兵衞
同　同　宮川久右衞門
貳百五拾石　同　澤住孫兵衞
三百石　同　鈴木治右衞門
同　同　村上孫右衞門
同　同　木村孫兵衞
貳百五拾石　同　津田新左衞門
三百石　同　佐々七右衞門
貳百五拾石　同　垂水茂左衞門

弓ノ衆
合三拾壹人

貳百石　八田加兵衛
百八拾石　岸　傳七
百五拾石　片山孫兵衛
百五石　同　源左衛門
百五拾石　堀　清左衛門
百三拾石　村岡彌右衛門
百五拾石　河合藤兵衛
同　市原六右衛門
百石　進藤新右衛門
百三拾石　加藤喜右衛門
百五拾石　西川勝七
貳百石　森　助太夫
五拾石　小島新右衛門
百五拾石　丹羽與一郎
百貳拾石　河合平右衛門
同　今井文右衛門
同　伊藤卯右衛門
百石　丹羽助九郎
同　清水太左衛門
同　窪田彌兵衛

同　吉田九右衛門
百五拾石　佐々茂左衛門
百六拾石　祖父江久七
千石　石原市右衛門
百石　足立小介
同　矢部藤左衛門
同　金井山城
同　八田彌右衛門

普請奉行

五百石　臼井十太夫
同　寺島彦太郎
四百石　岩越次郎兵衛
三百五拾石　薄田長兵衛
四百石　寺西治右衛門
三百石　栗生茂兵衛
貳百石　山田長五郎
三百石　井上藤次
百七拾石　野々村清十郎
貳百石　久田忠八
貳百五拾石　佐橋久藏
百五拾石　堀　善四郎
三百石　毛利金左衛門
六百石　深田六郎右衛門

五百石　石黒善右衛門
四百五拾石　飯沼伊左衛門
三百五拾石　岡嶋五郎右衛門
同　服部源兵衛
三百石　竹村金右衛門
貳百五拾石　鱸　藤次
同　清水忠兵衛
同　中村助兵衛
貳百石　矢嶋十右衛門
三百石　宮田吉右衛門
三百五拾石　大森仁左衛門
貳百石　吉村忠右衛門
四百石　井上甚右衛門
同　三品甚四郎
同　村瀬新介
三百石　宮脇小右衛門
同　三澤九郎左衛門
貳百石　北村四郎左衛門
同　北村八兵衛
貳百五拾石　高木左太夫
三百石　水野十左衛門
同　瀧　伊織
三百五拾石　北村織部

百三拾石　鷹師　日原喜兵衛
百三拾石　鷹師　椙山宗三郎
百石　臺所人　馬場甚助
同　三輪六左衛門
貳百石　穴太五郎兵衛
さやし
百石　善八
大工
七拾石　三郎右衛門
百石　森崎左平次
三百石　菅惣兵衛
四百石　同　九郎
貳百石　高木善三郎
四百石　三原十兵衛
石火矢はり
五百石　植木權太夫
同
貳百石　山城角太夫
千石　加須屋文右衛門
三百石　安藤半三郎

外ニ貳拾五人　鳥見之者　持筒之者
三百三拾石　加藤九八郎
外ニ拾壹人　持筒之者
貳百七拾石　鈴置八之亟
外ニ伊賀之者　九人
貳百石　服部中屋
外ニ伊賀之者　貳拾人
四百石　植田左京
百五拾石　小泉七左衛門
同　同　權左衛門
百石　祝平兵衛
鐵砲薬込ミ
貳百石　武宮久兵衛
同
貳百五拾石　藤岡六左衛門
百六拾石　村瀬新六
合千四百拾石
外ニ鐵砲　四拾三丁
歩侍　四拾七人
小者　八百人
貳百石　那須忠左衛門
外ニ小者　五十人
同　西村加右衛門

外ニ小者　五十人
同　渡部惣左衛門
外ニ小者　五十人
人數合貳百三拾七人
知行合七萬三千八百四拾石
人數二口合七百四拾八人
二口知行高惣合
四拾壹萬八百五拾五石
歩行ノ者惣合百三拾七人
歩行弓　拾張
鐵砲惣合　千百貳拾壹挺
持筒惣合　三拾挺
伊賀者惣合　四拾九人
小者惣合　九百五拾人
船頭　五拾人
かこ　五百人
一三万貳千石　池田出羽
一壹万四千石　日置豐前
一壹万石　荒尾但馬
六百石　渡瀬夫兵衛

四百八拾石　湯淺新兵衛
四百八拾石　栢植久次郎
四百貳拾石　內藤甚左衛門
四百石　森寺彌右衛門
三百六拾石　江藤作太夫
同　村瀬彦太夫
三百五拾石　猪子五左衛門
三百拾貳石　加納五助
同　伊勢村安左衛門
三百石　柴山勘四郎
同　松浦平兵衛
同　內藤助七
同　小原平作
同　加納九郎太夫
同　後藤茂右衛門
貳百五拾石　伊丹半右衛門
貳百四拾石　鷲見長左衛門
同　栗木四郎左衛門
貳百三拾石　前田源八
貳百石　加藤久兵衛
同　渡瀬平右衛門
同　今村小兵衛
同　大桑仁右衛門

百八拾石　野村喜右衛門
同　富嶋與助
百五拾石　早田半兵衛
同　小原清太夫
四百貳拾石　鷲見五郎兵衛
貳百石　竹內次郎兵衛
但侍三拾人　八千九百拾四石
合壹万八千九百拾四石
一五千石　土肥周防
三百石　古田八郎右衛門
同　林太郎右衛門
同　梶川彌太郎
同　川田吉兵衛
同　林六左衛門
貳百四拾石　川村內介
貳百石　城戸作右衛門
同　梶川市右衛門
同　土肥金右衛門
同　井上勝介
同　矢部善兵衛
同　齋藤仁左衛門
百五拾石　中村長兵衛

貳百石　能勢庄兵衛
同　大野清左衛門
同　宮脇夫左衛門
百五拾石　堤彌兵衛
百石　堤原新兵衛
同　高野勘右衛門
同　林忠左衛門
同　古田助左衛門
百五拾石　渡部半三郎
百石　小川善兵衛
同　今枝四郎兵衛
同　伊木安太夫
但侍貳拾五人　四千六百九拾石
合九千六百九拾石
一千七百石　梶浦大隅
四百石　同　平四郎
三百石　同　太郎八
同　村山又左衛門
同　筧唯助
貳百五拾石　本田石助
貳百石　小崎新八
同　杉浦左太郎

同　能問才三郎
百七拾石　安井藤介
百五拾石　齋木七右衛門
同　舟戸覺左衛門
同　西浦彌左衛門
同　高桑忠右衛門
百石　松浦茂兵衛
同　道家次郎助
但侍拾五人　知行三千百貳拾石
合四千八百貳拾石

前ハ增田右衛門尉所ニ罷在候

一三千石　宮城因幡
三百石　生駒利右衛門
貳百石　眞野喜兵衛
同　射澤次左衛門
同　岡野七左衛門
組侍四人　知行九百石
合三千九百石

一千三百石　波多野丹波
貳百四拾石　同　長藏
貳百石　波多野彌七郎

三百石　同　次兵衛
貳百五拾石　同　久八
三百六拾石　平井勝三郎
三百石　河口久右衛門
貳百四拾石　西田次郎右衛門
貳百石　安積四郎兵衛
百五拾石　鈴木加左衛門
同　下野定六
組侍拾人知行　貳千三百九拾石
合三千六百九拾石

譜代

一七百石　伊庭甲斐
三百石　佐治八左衛門
同　立野孫兵衛
同　鈴田市兵衛
貳百五拾石　渡邊助兵衛
同　松田角右衛門
貳百四拾石　吉田五兵衛
貳百參拾石　榊　彌右衛門
貳百石　葛岡十右衛門
同　祝遠新右衛門
同　榎並喜兵衛

百五拾石　福島與次助
同　青木夫左衛門
同　齋木六左衛門
同　長谷川九郎太夫
貳百石　堀　覺太夫
組侍拾五人　知行三千三百七拾石
合四千七拾石
弓　貳拾張
鐵砲　貳拾丁

前ハ羽柴左衛門督所ニ罷在候

一千貳百石　喜多島忠右衛門
六百石　伊藤忠兵衛
同　大原孫左衛門
同　安積五郎右衛門
五百石　母衣金丸團　山岡藤十郎
四百五十石　母衣金鹿角　茨木藤左衛門
同　母衣金十文字　岩根傳五郎
同　長井九郎右衛門
四百石　母衣金ノ劍　矢木德左衛門

寄合侍八人　知行四千五百石
合五千貳百五拾石
一千貳百石　土倉隼人
七百石　荒木猪之助
六百石　牧野權兵衛
同　竹腰八郎兵衛
五百五拾石　鷲見清三郎
五百石　入江源内
四百石　石田鵜右衛門
三百石　同　覺太夫
貳百石　竹越五左衛門
五百石　荒尾金藏
四百石　吉田權太夫
寄合侍拾人　知行四千七百五拾石
合五千九百五十石
一八百石　日置内藏助
母衣金切團
同　齊藤久兵衛
五百石　武藤彦兵衛
三百五拾石　神子田四郎右衛門
貳百五拾石　道家又三郎

同　佐藤文左衛門
貳百石　瀧大藏
五百石　佐藤又左衛門
三百石　三橋勝之助
貳百五拾石　今枝忠藏
五百石　丹羽傳十郎
寄合侍拾人　知行三千九百石
合四千七百石
譜代
一千五百石　若原監物
三百石　市川多兵衛
同　山脇加助
同　伊藤忠太夫
貳百五拾石　西脇作右衛門
同　津田次右衛門
貳百石　野中忠三郎
同　長尾藤右衛門
百九拾石　窪田市太夫
百八拾石　友田善左衛門
百七拾石　市原加左衛門
百五拾石　石川八兵衛
同　武藤十兵衛

同　小崎平三郎
百五拾石　小崎宗右衛門
百石　今田三右衛門
三百石　横山三郎右衛門
百五拾石　朝田勝三郎
同　長谷川九兵衛
百石　堀田三郎兵衛
同　岩越長三郎
組侍貳拾人　知行三千八百四拾石
合五千三百四拾石
鐵砲　貳拾丁
歩衆　貳拾五人
小者　五拾人
譜代
一千石　番大膳
四百石　長屋新左衛門
三百五拾石　鵜野彦右衛門
同　田中源兵衛
三百石　岩田庄兵衛
貳百五拾石　今井彌左衛門
同　崎山武右衛門
同　奥田八兵衛

貳百石　井上安太夫
同　伊藤三郎左衛門
同　福岡徳右衛門
同　磯部半右衛門
同　高橋新右衛門
百五拾石　村田與左衛門
同　同　彌兵衛
同　加藤彦太夫
百五拾石　川合權三郎
同　森川滕助
同　梶田九郎兵衛
同　野間忠七
貳百石　上田惣右衛門
百五拾石　栗野凉左衛門
百石　鷲見太郎左衛門
組侍貳拾人　知行四千六百五拾石
合五千六百五拾石
伊賀之者　拾人
鐵砲之者　貳拾人
歩行之者　三拾人
小者　五拾人

譜代
一千石　香西縫殿
四百石　有松與兵衛
三百五拾石　明石源左衛門
三百石　蟹江彦右衛門
同　光枝次郎左衛門
貳百八拾石　森島久左衛門
貳百石　有松市右衛門
同　武藤伊右衛門
同　武市五左衛門
同　竹村甚兵衛
同　岡　助右衛門
同　蟹江次左衛門
同　内田三郎右衛門
百八拾石　木全兵藏
百六拾石　水野彌五左衛門
百五拾石　次川長兵衛
同　野坂權内
同　高山十兵衛
同　中村傳次郎
貳百五拾石　山岡權兵衛
百石　野村喜之助
組侍貳拾人　知行四千三百貳拾石
合五千三百貳拾石
鐵砲　貳拾丁
歩行　三拾人
小者　五拾人

譜代
一千石　芳賀民部
四百石　成田六兵衛
三百石　本間平六左衛門
貳百五拾石　加藤喜六
貳百石　村尾左太夫
同　鹽川吉太夫
同　川野又兵衛
同　安田七太夫
同　岡村勘左衛門
貳百五拾石　佐治半左衛門
貳百石　松田與左衛門
同　香取作兵衛
同　松崎八左衛門
百五拾石　本條傳兵衛
同　船橋小七郎
同　武市權右衛門
百五拾石　松原彌平次

百石　圓山九右衛門
同　同　利兵衛
同　小曾根太郎兵衛
百五拾石　佐々茂兵衛
組侍貳拾人　知行三千八百五拾石
合四千八百五拾石
鐵砲　貳拾丁
歩行　貳拾七人
小者　五拾人

古参
一七百石　田宮對馬
三百石　大橋太郎左衛門
貳百石　渡部六右衛門
貳百石　渡部與助
同　村井傳右衛門
同　薄田彦三郎
同　佐藤仁右衛門
百七拾石　同　兵左衛門
三百石　別所治左衛門
百石　松田清左衛門
同　西田猪兵衛
組侍拾人　知行千九百七拾石

合貳千六百七拾石
弓　貳拾張
一千石　須加左京
母衣金ノはりん
四百五拾石　須加助六
貳百石　同　市右衛門
貳百石　生駒市兵衛
組侍三人　知行八百五拾石
合千八百五拾石
鐵砲　貳拾丁
一八百石　大村左源太
貳百石　村瀬金右衛門
三百六拾石　梶浦孫兵衛
組侍貳人　知行五百六拾石
合千三百六拾石
鐵砲　貳拾丁

譜代
一六百石　下濃將監
鐵砲　貳拾丁

譜代
一六百石　岸越中
鐵砲　貳拾丁
船頭　五人
かこ　百人
同
一四百石　小川彌六
鐵砲　貳拾丁
歩侍　廿貳人
同
一四百石　水野長次郎
鐵砲　貳拾丁
同
一四百三拾石　櫨與平次
弓　拾五張

譜代
一六百石　高木長作
鐵砲　拾五丁
一六百石　船戸久左衛門
幌之者　貳拾人
前ハ岡山中納言ニ罷在候
一三千石　菅若狹

四百石　　同　久左衛門
三百石　　同　　平　内
同　　庄野一郎兵衛
同　　安宅次郎左衛門
組侍四人　知行千三百石
合四千三百石
かこ　百人
前ハ丹羽五郎左衛門ニ罷在候
一千八百石　　櫻木大藏
前ハ木下備中守ニ罷在候
一五百石　　堀内權之助
鐵砲　貳拾丁
從是小性無役
一五百石　　荒尾勘兵衛
五百石　　神戸平兵衛
母衣金ノくり半月
同　　吉田源兵衛
四百五拾石　　丹羽八右衛門
四百石　　太田善右衛門
同　　梶川龜之助
三百五拾石　　高木左近右衛門

三百五拾石　　中西又右衛門
四百石　　安藤清六
三百石　　安部忠左衛門
同　　宮脇五郎太夫
同　　本須勘右衛門
同　　岡田作左衛門
同　　新宮次兵衛
同　　薄田彌二右衛門
同　　岡田九左衛門
同　　堀崎權左衛門
同　　山本加兵衛
同　　熊谷十左衛門
貳百五拾石　　近藤與九郎
同　　名倉喜右衛門
同　　萩原半兵衛
貳百五拾石　　薄田七兵衛
貳百石　　伊庭藤太夫
三百石　　橋本甚六
同　　淵本甚三郎
同　　中　傳藏
同　　田中多左衛門
貳百八拾石　　和田伊左衛門
貳百五拾石　　中村三郎次郎

貳百石　　片岡次郎太夫
同　　岩根九郎次郎
同　　櫻木橋之丞
同　　日置左源太
百五拾石　　中村助五郎
同　　中　次郎介
同　　橋本兵藏
百五拾石　　內藤三郎四郎
同　　江藤三四郎
合三拾九人知行
壹萬千三百三拾石
一五百石　　伊庭彥右衛門
三百石　　稻川主馬
貳百五拾石　　淵本彌兵衛
同　　石黑甚右衛門
同　　石丸令歸
貳百石　　林次左衛門
同　　横井養元
百五拾石　　番藤右衛門
貳百石　　和田栖安
百八拾石　　古藤九郎左衛門
貳百石　　祐庵

百石　櫨　助七
百八拾石　楠本辨之亟
貳百五拾石　村田宗加
百五拾石　森本九兵衛
同　中桐道仙
同　道家與左衛門
百石　中　一吸
同　高野勘右衛門
百五拾石　養琢
百石　春田次郎兵衛
同　常林
同　香坂宗歸
七拾石　舟橋又左衛門
百石　由巳
六拾石　松原平右衛門
五拾石　片岡夫太夫

六拾石　木全源左衛門
五拾五石　梶田喜八郎
同　今枝三右衛門
母衣金如意半月
八百石　下方覺兵衛
五百石　生駒九兵衛
三百石　赤座庄右衛門
同　水野播右衛門
貳百石　神屋兵三郎
同　菅　半左衛門

以上

合三拾六人知行七千貳拾五石
侍數　三百貳拾九人
伊賀者　拾人
右之知行合拾六萬三千百九石

此外
寺社領　貳千三拾石
陸侍　百三拾六人
弓鐵砲　三百七拾張
船頭　五人
かこ　貳百人
小者　貳百貳拾人

慶長十八年四月六日

日置豐前
忠俊
土肥周防
眞久
荒尾但馬
成房
池田出羽
由之

第八章　領　　邑

姫路宰相時代に於ける播備兩國の石高に就いては何等徴すべき文獻なし。姑らく池田家文庫中より得たる左記文書を以て之に充つ。

○覺、

一、高五拾貳萬千三百石　　播磨國十六郡

　內

三萬千百九拾石九斗一升九合　　宍粟郡

壹萬七千九百四拾四石貳斗六升　　佐用郡

貳萬五千七百貳拾四石八斗八升壹合　　赤穗郡

　以上七萬四千八百六拾石六升

殘高四拾四萬六千四百三拾九石九斗四升　　十三郡分

〔附箋〕　因幡國伯耆國之御高三拾貳萬石播磨十三郡との間拾貳萬六千四百三拾九石九斗四升

此紙面岡山御勘定所ノ御帳より書出し申候今一通之播州御高書付ハ少將樣御書付ヲ以左源太。津田御留帳に書附候寫ニ而御座候兩紙共ニ播州之御高相違無御座候。

○

一、高四拾四萬六千四百三拾九石九斗四升
　公儀へ書上ル御普請御役仕辻
　　播磨拾三郡武藏守致拜領分
外（別紙）
一、高八萬九千貳百八拾石餘　　公儀へ三左衛門書上候餘分。
都合五拾三萬五千七百石餘
　　寛永九年六月十三日
　○覺
一、高貳拾八萬六千貳百石　　備前國
　是ハ姫路御代之御帳之高
〔附箋〕少將樣へ被進候御朱印高ハ如何仕儀ニ御座候哉備前國貳拾八萬貳百石まて御座候
　○
　播磨國宍粟郡　　石見守樣
　　佐用郡　　右京大夫樣
　赤穗郡　　右近太夫樣
右之外殘御高四拾四萬六千四百三拾九石九斗四升武藏守樣御拜領

外ニ
八萬九千貳百八拾石餘御書上ケ被成御餘分と御座候も武州樣御領知ニ加リ五拾三萬五千七百石餘　武州樣被爲成御領知候由
一、少將樣え武州樣御跡目播州ニ而無相違本御高四拾四萬六千四百三拾九石九斗四升ノ分被仰出候由其以後因幡伯耆被仰付御國替被遊候御高三拾貳萬石ニ而御座候由御高ノ減目錄ニ左源太付紙を以書付申候　傳承處依此義ニ土倉市正日置豊前御老中へ相窺三ツ八歩ノ平シ五拾萬石餘之御高ニ延被仰付候由ニ御座候　以上
日置猪右衛門　花押
〔附記〕是は故御廟寶庫の所藏に係るものにして包紙に「備前國、播磨國高區、五枚」と記せるもの也。

岡山時代

第九章　備前監國

慶長八年正月六日池田忠繼甫て五歳、封を備前に受く、幼沖の故を以て興國公利隆（〇年二十）監國となり四月來て岡山に治す。

池田家履歷略記云

正月六日忠繼殿伏見にて初めて神君に謁し給へは備前國二十八萬石を賜ひ、殊に吉光の名刀を添賜ふ。是神君御外孫にして、特愛公子に准じ給ふ所也、同十二日神君右大臣に遷り征夷大將軍に補し給ふ。勅使伏見に來て宣旨を傳ふ。是日國淸公（〇輝政）少將に任し給ふ。同廿二日神君京都に上り給ひ。同廿五日入朝拜賀有り。此時國淸公は越前宰相秀康、豐前宰相細川忠興、若狹宰相京極忠次、安藝少將福島正則と同しく神君の輿に扈從し參內し給ふ（此時竹村半兵衞伊豆守になり八田太郎兵衞丹波守になり後豐後守と改む、伊豆守が末孫半兵衞が家に今も其時の口宣を所藏す慶長八年二月二十五とあり）同三月御禮として江戶に下向し、台德廟に謁し備前を藤松殿（〇忠繼殿御事）に賜ひし事をも謝し給ふ。台德廟茶の御會あり歸國に至り名刀並虛堂墨跡、鳳凰栗毛、騏麟靑と云ふ二疋の良馬を賜ひ、殊に大久保加賀守忠隣、安藤對馬守重信をして護送せしめ箱根に至らしむ。同き四月國淸公伏見に歸り、神君に謁し給ひ、忠繼殿年僅かに五歲なれば成長の程は興國公備前の國政に蒞まれんことを願ひ給ふに神君ゆるし給ふ相したかつて備前に來る人類はしけれは洩らしぬ。中にも日置豐前は金川の城を守ると云ふ。

〔野史〕卷一百七十五、武臣列傳第八十五、

利隆。本名玄隆。（藩翰譜）母中川淸秀女也。（舊章錄、武家譜）生㆓岐阜㆒。（武家譜）小字新藏。（武家譜、藩翰譜、）慶長五年。從㆓父于軍㆒。攻㆓岐阜城㆒。（武家譜、）八年。弟忠繼稟㆓封備前國㆒。利隆代撫綏焉。（武家譜、逸史、）十年三月。叙㆓正五位下㆒。稱㆓右衞門督㆒。（武家補任）四月。叙㆓從四位下㆒。任㆓侍從㆒。（補任、武家譜）十二月。台德公以㆓榊原康政女㆒爲㆓養女㆒。室㆓于利隆㆒。其儀壯麗。裝輿自㆓營中㆒出。是爲㆓福照源夫人㆒。（武家譜、落穗集）

十二年九月。利隆始抵東府。賜族。更稱武藏守。補任、武家譜、十四年。子光政生東府。遣使賜金帛。賜備中田千石於福照夫人。以爲湯沐邑。武家譜、藩翰譜、十八年正月。輝政薨。六月。府命割其封爲三。利隆食播磨。忠繼食備前。忠雄食淡路。藩翰譜、逸史 十九年冬。大阪兵起。利隆在駿府。東照宮曰。尼崎要地也。汝速往備之。其夜利隆發駿府歸姫路。令川宮對馬。宮本筑後率兵。屬池田薫形。守尼崎。援建部政光。監軍須賀左京獨曰。尼崎樞要。何援兵之寡。大阪記 十一月。利隆。忠繼。忠雄。及森忠政。有馬豐氏部下侯伯。共馳抵神崎川。水深無舟。忠繼、忠雄得輕舸。自下流涉。逐守兵。軍北島。利隆結筏。自上遊濟。至長柄川。織田有樂等。率步騎一萬。守天滿。利隆欲直濟。監軍城昌茂制止之。忠繼、忠雄又自其下流濟。守兵潰奔。忠繼軍中島。隔水對天滿之軍。利隆怒命濟。昌茂復止之曰。敵諳地理。懸軍深入。恐取敗衄。利隆曰。我豈爲必勝。二弟屢先我。不可獨後。若不克。唯有死已。將進。昌茂當軍門大呼曰。不從監軍之言。廢君命也。利隆切齒而止。與部下諸將。遙望福島塵欲濟。會間部正之巡師而到。利隆就問正之曰。二弟深入敵地。破則棄弟。勝則獨取怯。不如濟矣。利隆乃復將進。昌茂不聽。正之弗懌而出。利隆益忿。本多正信巡師。還報曰。四圍既迫。不前者唯長柄師耳。東照宮使人詰之。辭曰。衆欲。監軍不聽。利隆部下將士皆忿曰。見敵不進欲何爲。昌茂忿曰。侮慢我不敬。可殺。將士等曰。爲君死固所請也。遂進濟川。城兵見之。火寨而退。利隆及部下赴福島。實十二月朔也。事平後。昌茂得罪云。德川記、大坂記、落穗集 利隆非良照夫人之出。因或流言曰。茨木兵阨於尼崎。而城中不救。係武州貳志。長柄觀望可以證矣。東照宮聞之。弗懌。既正監軍罪。遂按尼崎顛末。利隆警悍。使重臣番氏明謝之。宮引見詰之。氏明蒲伏對曰。尼崎要地。戍臣奉命固守。不敢失墜。片桐者豐臣氏舊臣。雖歸順。誠僞難測。陽抗大坂。而陰襲要地。又未可知也。若使之入城。或陷其姦計。戍臣噬臍莫及。且城中寡

單。出兵救之。或失要地之守。上辱大命。下累吾主。是戍臣所以不知變通。伏冀賜明察。宮辭色厲曰。華辨支吾雖似有理。武州當日心事。豈可測乎。起將入。氏明投佩刀。趨進曳裾。攬淚曰。武州雖非夫人之出。又是大公外孫。豈有他乎。何見疑之甚。此事今日不白。更俟何日。因大號哭。宮降色曰。孤既諒之。使武州戒後。氏明稽首曰。有愆于前。宜創艾以愼後。武州忠誠終始如一。前無愆。後更何愼。賤臣萬死。罔攸反命。宮曰。善矣。武州心事明白。孤無復挾疑。氏明拜命而出。宮目送。謂侍臣曰。彼父大膳崩人。其長湫之役。諫止其主之苦戰。頭受鐙踢。偏體朱殷。鞍馬而回。竟存宗祀。遂累功。升爲執政。氏明今後如此。斯父而有斯子。武州得良士哉。嗟嘆久之。（落穗集、碎玉話、）十二月。抵二條。謁東照宮及台德公。賜金。（武家譜、藩翰譜、）元和元年夏。大坂兵再起。利隆。忠雄抵難波。縱火於大和田民家。（池田家傳、大坂日記、）利隆陣于北方俟命。聞南面城兵敗潰。東師薄城門。馳使候之。未還。城中火起。前隊長由良長門令曰。急進。全軍濟中瀨薄城。獲首六百二十一級。（慶元通鑑、大坂陣首帳、）二年六月卒。年三十二。（系圖、藩翰譜、）法名俊嶽宗傑。號興國院。（武家譜、謚號考、）子光政。恒元。其福照源夫人所生也。季政貞。爲光政臣。恒元。叙爵稱備後守。慶安二年賜播州宍粟田三萬石。稱族松平。而卒。子政周嗣。復族稱池田。無子。取綱政二子政順爲嗣。政順繼封。無幾卒。絕後。（武家譜、舊章錄、）

○參考　其一　幕府池田氏優遇の一例

慶長十四年三月十三日（乙未）幕府、池田利隆の夫人德川氏に化粧田千石を與ふ、尋て男兒（光政）を擧ぐるを以て、利隆父子に時服銀及び太刀を賜ふ。

〔池田文書〕（二　○備前）

態申入候、仍而松平武藏守殿被成御座候、御姫樣、於備中貴所御代官御預り內、高千石之地方當年酉年之從春被進之候間、可有御渡

候、恐々謹言

村越茂助　直吉（花押）
成瀬隼人正　正成（花押）
安藤帯刀　直次（花押）
土井大炊助　利勝（花押）
大久保石見守　長安（花押）
本多上野介　正純（花押）

小堀遠江守殿　參

〔池田家履歷略記〕四月四日、興國公〇利隆第一の御子光政公、備前の岡山城に誕生あり、〇以上池田家譜に大抵同じ御俗名新太郎、諡して芳烈公と申奉る、御母は台德廟御養女福照院殿也、烈公生れ給ふ由江戶に聞へしかは、將軍家より弄璋の賀として、興國公に時服白銀烈公に青江の御刀、信國の御脇差を賜ふ、御使牧野豐前守岡山に來り、旨を傳へ御書を授く、其詞。

爲今度祝義、相越使者候、仍而目錄進之候、委細牧野豐前守可申候也

五月十一日　御黑印

松平武藏守とのへ

又福照院湯沐の邑として、備中國にて千石の地を賜ひぬ、烈公百日の御祝は百十日を用ひ給ひて、七月廿五日をトせらるゝと云。

〔譜牒餘錄〕二十四松平伊豫守　松平武藏守源利隆、家譜拔書　慶長十四年光政誕生、秀忠公聞之、爲上使牧野豐前守來訪、拜領帷子單物袷銀子等、且以備中國領知千石賜光政母。〇寛政重修諸家譜、池田氏家譜集成異事なし、

〔寛政重修諸家譜〕三百六十七　牧野信成、童名千鍋、九右衞門、豐前守、內匠頭、從五位下、從四位下、致仕號哲心　慶長十一年大番の頭となり、十四年池田武藏守利隆のもとへの御使をうけたまはりて備前國におもむく。

○秀忠、館林城主榊原康政の女を養ひ、利隆に妻しは、十年五月のことゝす。

慶長十九年九月十八日、戊辰 播磨姫路城主池田玄隆 利隆 江戸城修築の役に從ひたりしが衆に先ちて國に歸る、是日、駿府に抵り、家康に謁す（大日本史料）

○參考　其二　利隆の大坂出陣準備

元和元年乙卯大阪再度の役に出陣す。

大坂の事再び起る、今玆四月二萬の勢を率て出馬す、五月朔日先手は尼崎へ押し自ら難波邊へ陣を進め別手を以て大和田數百家燒働す、七日昧爽神崎川を渡し中の渡野里川に至時に斥候歸報して將軍の本陣既に城中へ討入と見ゆ速に勢を進むべしと、利隆許容す、監軍 姓名失 怒て曰此手は將軍の下知なくんば押詰可からずとて、我輩を付置るゝ所也、然るに恣に軍を進めらるゝ是軍法を破る也と頗口論に及ぶ內、先手競進で終に城際に押詰る、此役亦監軍の爲に動もすれば攻擊の期を防げらる、但利隆精細指揮して其功亦多しと云ふ　扨軍士共思々の働して首を獲る六百五十餘級落城の後首級を實檢に供し姬路に歸陣す。兩度の役先手大砲を率て屢城兵を搏すくめ大に有功と云。

二年丙辰關東に在りて疾に罹り乞暇、歸國途中京に登り六月十三日卒、年三十三。

〔附〕池田忠繼

其一　略傳

忠繼。小字藤松丸。良照源夫人之出也。慶長八年正月。賜備前國於輝政。爲忠繼封國。東照宮曰。我外孫也。可准孤子云。初輝政稟封播磨。欲立忠繼以爲適嗣。然東照宮弗聽。令利隆爲世子。至是歲。加賜備前國於輝政。而令爲忠繼封國。國史實錄、藩翰譜、 更稱十郎。藩翰譜、武家譜十郎或作三郎 十三年。台德公賜諱字及族。叙從四位下。任侍從。兼右衛門督。武家補任、舊章錄、 十八年。加賜播州宍粟。佐用。赤穗三郡。藩翰譜、武家譜、 ○或ハ是時改稱左衛門督 十九年冬。大阪兵起。十一月。率衆抵于大和田。刊蘆荻。臨蜆江。欲攻野田。福島二寨。附庸花房職之善戰。有方略。老且病。肩輿而從。告忠繼曰。

兩寨旌旂不動。上無烟氣。敵已遁矣。使覘之信。遂濟河屯福島。十一月。石川忠總攻船場寨。阿部正之自東照宮日。船場。天滿二寨。壘壁不固。背水在敵地。束手待吾師萃。是莫能爲已。今宵必遁。是日。城中會議。後藤氏房揀壯士。伏待師至。忠繼望烟將馳。職之諫曰。氏房多畫策。必有伏。乃止。（逸史）忠繼進攻今橋口。城中發砲如雨。台徳公賜鐵楯於忠繼。備寨橋面。連發巨砲。以射城墻。城兵自火橋而去。（武家譜、徳川記、）元和元年二月。遽卒。年甫十七。（或作二十九歲）法名雲臺元祥。號龍峯寺。（補任、藩翰譜、備考系圖、）忠繼。孝友。智兼勇。大坂冬役。臨軍旅。竊召組頭。毎人殊謂曰。汝所備殊險要。且天寒不可耐矣。乃畀綿纊一酒一壺。且謂汝耳。必勿漏他。諸隊長感服。忠繼卒而後。一人語斯事哀慕。同僚二十餘人。各相語感泣。（拾遺勢兎天話草、）無子。弟忠雄嗣。（野史）

池田忠繼（清泰院藏）

其二　忠繼の逝去に關する傳説

池田左衛門督忠繼の逝去は世に毒饅頭事件として喧傳せらるゝ所なるが。今之を記録に徴するに

吉備温故秘錄　卷之四十三　墳墓之部に

忠繼公龍峰寺殿御影堂　〇淸泰院寺內に在り。元和元年二月廿三日岡山に於て御逝去。

御法號　龍峯寺殿雲臺元祥大居士

御家譜略曰、忠繼（播磨宰相輝政之次子也、母者征夷大將軍大相國家康公御女）幼名藤松、後號左衛門督。生于城州伏見。慶長八年正月、賜備前國。于時五歲。於伏見城有拜禮。家康公賜吉光脇指。仰曰可准我子。秀忠公又賜脇指。同十三年於秀忠公御前元服（十歲）賜松平氏名三郎、叙從四位下侍從、賜忠一字。又拜領正宗御腰物。同十八年、以播州宍粟佐用赤穗三郡加賜于備前國。同八月往江戶駿府有拜禮。秀忠公賜御腰物馬鷹。同十九年、築江戶城石壁。此冬大坂作亂。十月廿日出張、于時十六歲。十一月七日、陣于攝州大和田川渡川追擊敵、注進二條城。家康公御感不斜、不日進發、陣住吉。忠繼進攻今橋。城中鐵炮如雨。秀忠公聞之賜鐵楯。立寒橋上、頻射城中不堪拒、自燒橋。兩御所感其忠功。元和元年二月歸備前國俄受病。廿三日卒（十七歲）號龍峰寺。自江戶駿府遣使賜賻銀數百枚。

左衛門督忠繼公は東照宮の御娘、北條氏直の後室、國淸公〔〇輝政〕へ再嫁ありて、其御腹に御誕生也。國淸公御逝去の後には良正院殿と申せし由。大坂冬陣には忠繼公十六歲にて御出陣也、歸陣の後、家中の士寄合て物語せし席に、一人が云、此度、殿は日頃の御行儀に違ひ、出陣より初而萬事の指引、下知の次第、兎角言べき樣もなく、感じ入たる事共也。其に付て、今ならでは出言せぬが、仕寄場にて、寒氣の時分といひ、一入骨折たる事也とありて、手樽に酒を入れて給はり綿入の肌着を給り、此事他言するなと仰せられたる御志厚き身に餘りて覺ゆる也。末賴母敷大將なりと言ければ、一座十人許の士共手を打て、我も其通り也、某も其如く也、扨は我一人への御會釋とのみおもひて今迄口外せざりしが、皆々如斯の御氣配、十六歲の御齡には例なき事なり。無類の名將とならせ玉ふべしとかんじたり。また、陣屋にて具足を寢間に置き　明朝は必違て有故、近習の者共怪しく思ひて、後には慥に心覺をしてためし見るに、翌朝は必違て有、扨は夜々人に知らさす着しておはしますにこそと言あへり、阿波の手へ夜討有之時、安養寺內藏と言者、忠繼公の本陣へ走り行たれば、早具足を着て坐して居らるゝ故、さても早く御具足を召たり、夜討は是へは參るまじきにと言たり、是も宵より直に着てこそ居られしならん、まことに、良將の器量に疑ひなかりしに、翌元和元年乙卯二月廿三日御逝去、惜むべき人也、この卒去ありし子細を、其比沙汰せしは、良正院殿繼子の興國公を憎みなき物として、國淸公の遺跡を、悉く忠繼公、並御弟忠雄公

へ進らせんとの企ありて備前岡山城中にて、興國公、忠繼公列座にて、良正院殿御對面の時、饅頭に毒を入れて、興國公へ進らせらる。其の給仕に出たる女房、痛敷事と思ひ、手の内に毒といふ字を書置て見せ申故、興國公心得給ひて食し給はず、忠繼公此企を悟り、興國公の前なる饅頭を奪ひて食せられければ、良正院殿の御顏色、見る内に赤くなり靑くなり、色々に變じたりといふ、是は二月五日也。夫より良正院殿は、憤りの餘り、毒の入たる饅頭を多く食して、其日、逝去なりしとぞいふ。扨忠繼公にも、病氣發して同月廿三日逝玉ふ。このふるまひも、尋常の人の及ばぬ事共也。大阪陣の前迄は、行跡あしく、中々大將の器量にはあるまじと沙汰しも、興國公への憚りにて、態とせられたるやと思はるゝ也。其比までは、戰國の風俗押移りて、人の心虎狼に似たるも多かりしに兄への禮儀かくの如く深かりしは感ずるに餘りある事也。十七歲にて背五尺九寸、美男にておはしましたりとぞ「官餘錄に見えたり。當時、本は國淸寺塔頭見桃庵、伴松庵の二庵を一所にして法源院といひしが、萬治元年戊戌因州公光仲君の命に依て淸泰院と改め、今に至るまで因州の御菩提寺となり、御知行、御齋米等每歲賜り、又御年忌等の節は、因州よりも御代參來れり。此時は藩臣野口彌平兵衛立合といふ。

野口が先祖は北條氏の舍弟十郎に仕て、八萩重右衛門といひ、其子幼少にて、伯父野口半左衛門に養育せられて長となりしゆへ、野口宗把といひしが、此宗把は忠繼公に仕へ、九十俵十一人の扶持を賜り、近習の法師武者と召れ、納戶奉行勤め、懇に召仕はれしが、忠繼公御卒去の後、御墓所へ引込遁世し、跡式は嫡子に命ぜられしが、いかなる故にや退去せしか、其後次男次兵衛召出され、百五十石賜ひ、又五十石加增ありて、今に因州に子孫殘れり、さて、宗把は長生して、慶安四年辛卯三月十三日「當所にて病死せり。宗把が三男野口彌平兵衛といふ者、正保四年正月九日、烈公に召出され、俸米を賜りしより、今に至るまで家世々宗把が子孫なるに因て、因州の使に出會とぞいふ。

と見ゆ。また、

住持大綱（國淸寺所藏）龍峰寺殿の條て

龍峰寺殿前拾遺雲臺元祥大居士

御母神君尊女督姫君良正院殿也。慶長四年己亥伏見ノ館ニ產ル。幼名藤松、中頃三郎、同八年正月賜備前國、同十年任從四位下侍從左衞門督、元和元年岡山ニ逝ス、享年十七歲。御兄興國公ヘ、良正公ヨリ、毒害セ給ヒケル菓子饅頭ノ毒ヲ入給テ御兄弟ウチヨラセ給フ時、良正公ヨリ興國公ヘ進セ給シヲ、忠繼公自ラ其菓子ヲ取セ給テ食セ給、良正公ノ顏色青赤白トナリタルト、武德編年ニ記セリ。忠繼公ハ開闢以來世ニ絕テ無賢者也ト、大坂ノ軍ニモ士卒ニ仁愛篤キ事ハ世ニ皆知ル處也。御墓國淸寺塔頭淸泰院構靈堂ノ下ニ葬奉ルト云傳フ、享年十八歲トモ云、云々。御祠堂ノ苔ムシケレハ、誰人カ忌日ノ祭モ無カ如ニ見侍ケルコソカナシケレ。因州公ヨリ御追善等モ無ト也。宮内君ハ左衞門ノ跡ヲ繼給フ御先公ニ非スヤ、因幡世公ニモカヽル御心ノ附不給ハ賢君不在ノ證也。保國公國淸公ヘ御拜參有シ序ニハ、住持ヘ左衞門堂別條無カト、御問尋有、又或時同公ノ御像ヲ自畫シ給ヒ、兄ニ義ノ篤事ト、大坂ノ役ニ家臣ニ仁愛篤事ヲ、自ラ文ニ書セ給ヒテ淸泰院ヘ御安置有、カヽル古ヲ不忘給ヲ賢者トハ申也。忠繼公夫人モナカリケレハ、御實子無故因州公ニテ血筋無ト諸士相心得、自然ニ麁末ニ成ス、備前公ニテ良正院殿御構無カ如シ。後夫人ハ森美作守忠明ノ女ト約ス。

と見ゆ。其忠繼卒去の眞相明瞭なりと言ふべし。尙ほ、

備藩外史別錄に據れば

空山老君之御咄には、御本段方壽之間(マヽ)は古へ良正院樣興國院樣へ、毒の入たる饅頭を被進候間(マヽ)の由宜ふ。去は御本段出火之時少し殘りけるにや。

と見ゆ。空山老君すなはち繼政公の直話なる以上、池田家にても此の事實を傳へ來りしを知るべし。

因みに、良正院の最後に就ては、

吉備温故秘錄　同上に

良正院殿御墓　○正覺寺に在り。

征夷大將軍大相國源家康公の御女なり、忠繼公忠雄公の御母堂也。元和元乙卯二月五日、於二京都一御逝去、京師知恩院へ御送葬、左衞門督様より、於二當地一正覺寺へ假荼毘之御送葬有レ之、御墓もありし由。當寺に良正院殿御衣服、御輿、御屏風等付物として有之處に、其後當寺燒失之節に、殘らず烏有して、今は一物もなし。

また

住持大綱　良正院殿の條に

良正院殿知光慶安大禪定尼、

神祖尊女督姫君於岡山薨、生年五十歲、正覺寺ニテ御火葬有シト云傳。寺内ニ御墓有、元祿ノ頃迄ハ御轡寺ニ有シカ、火災ニ燒亡セシト云、御位牌モ有、同院ハ龍峯寺殿淸泰院殿兩公ノ御母公ナレハ、大藩更ニ祭セタマハス、武州公ヲ毒害シ給ヨシノ事大藩ニ申傳。去シ年幕下士木村高敦ト云シ人、武德編年ト云書ヲ編シ中ニモ詳ニシルセリ。有德院殿御覽有シ書也。海内之士君子良正院殿ノ不義惡名ヲ知ラサル者ハ無、御遺骨知恩院寺中良正院ニ葬ラセ玉フ、正覺寺ノ墓ハ灰ナト埋シニヤ不詳。初ハ北條氏直ニ嫁シ北條氏滅セシ後、文祿三年秀吉ノ命ニテ國淸公ニ嫁シ玉ヘリ。御母ハ鵜殿善女長忠女也、鵜殿大隅カ妹也シトソ。駿府政事錄ニハ、二月四日曉寅時痘ニテ薨逝ト云。又別書、良正公御逝去ノ年號月日不審也。利隆公ニ毒ヲ與ヘ玉フヲ忠繼公毒ヲ召上ラレシ故御逝去ト申事世傳フ。然ル處忠繼公ハ元和元年二月廿三日薨、良正公ハ同年同月五日ニ薨、但シ毒ヲ與ヘ玉フハ餘程前方ト思フ、毒ニアタラセ玉二三日ヲ不經忠繼公薨スト多ク書イテ有、識者可考之。

とあり。

其三　忠繼逝去後の處置

元和元年二月二十三日、庚子 備前岡山城主池田忠繼卒す。家康、兄池田玄隆 利隆 及森忠政をして備前の仕置を行はしむ。

〔塚本文書〕 三〇備前

疱瘡被相煩之由、依無心許、先飛脚を以申越候能々養生肝要候也。

二月廿一日 〇慶長二十年 （黑印） 〇秀忠

松平左衛門督。忠繼 とのへ

〔駿府記〕 二月廿八日、從備前飛脚到來、去廿二（三カ）日曉、松平左衛門督依疱瘡死去之由、本多上野介言上令驚給、甚御愁傷、則舍兄武藏守（利隆）并於舅森右近忠政許、森左兵衛爲御使被遣、仕置等可申付旨被仰遣。

〔家忠日記増補〕 二十四 二月廿三日松平左衛門督忠繼、俄に病を受て備前國に於て卒す。十七歲

〔池田氏家譜集成〕 二十七 池水記四 〇上略忠繼の母京都にて疱瘡を病みて死することに係る二月五日に收めたり。 忠繼公も、舊冬より上京し給けるか、疱瘡を病み、急に國に還て二月廿三日に逝去し給ふ。御歲十七、備前に葬る。龍峰寺雲臺元祥大居士と謚し奉る。駿府には、二十八日に飛脚到着し、本多上野介言上せられければ、大君をどろかせられ、甚御愁嘆ましまし、森左兵衛を上使として備前に遣され賻金を賜る、又利隆公、森右近大夫忠政の許に、忠繼死後の國政の事共、念を入れ沙汰せらる可き旨上意あり、政事錄には廿二日の曉逝去とあり。

〔池田氏家譜集成〕 三 池田系圖 參議輝政卿二男忠繼 松平左衛門督、幼名藤松丸、三郞五郞、從四位下侍從、領備前國、〇中略上文寬政重修諸家譜に略同じ 慶長十九年甲寅、江戶城石壁を築く、此冬大坂作亂、十月廿日、出張、十六歲 十一月七日、陣攝州大和田川、渡川、追擊敵、注進二條城家康公御感不斜、不日進發陣住吉、忠繼進攻今橋、城中鐵炮如雨、秀忠公聞之賜鐵楯卽以彼楯立寒橋上、以大筒頻射城中不足拒自燒橋、兩御所感其忠功、元和元年己卯二月、歸備前國、俄請病、二十三日卒、年十七、〇本書所收の池田年譜に自江戶駿府使節賻銀百枚とあり 葬龍峰寺、戒號龍峰寺雲臺元祥、位牌備前國岡山國淸寺中淸泰院、木像有之 因州鳥取龍峰寺、京花園妙心寺、中天球院、忠雄朝臣皇地不變之地を以て故納御鬢髮、造石塔、設位、作影像云 紀州高野山悉地院 位牌幷常燈、忠雄朝臣建之 同所金剛藏院武州高繩東禪寺に在。

〔池田氏家譜集成〕 二十七 池水記四 龍峰寺殿、諱忠繼、字は三郞五郞、小字は藤松丸、慶長四年己亥、二月十八日、山城國伏見の邸に於て御誕生し給ふ。國淸院輝政公第二の御子也、御母は富姬君と申す東照大君の御息女、台德公の御姉なり、藤松丸生れ給ふ時、大君甚悅はせ給ひ、我子に准するとの上意あり、故に御紋に葵と蝶とを兼用らる、慶長八年正月、藤松丸へ、大君より備前國を賜る、此是君の元年也。此事德川記、關難間記には、共に二月六日と有り、四月藤松丸、江戶え參覲し給ふ、台德公より、酒井氏を上使とし

在江戸の糧米を賜る、殿中に於て御饗宴の時名刀墨跡名馬を賜ふ、馬は鳳凰栗毛麒麟青と云、歸國の道中、大久保加賀守（忠常）安藤對馬守重信兩使を添て送らせらる、十二年、藤松丸大樹公の御前に於て元服、忠の字を賜り、忠繼と名乗り給ふ、字を三郎五郎と名つけ賜る、侍從に任し、松平と稱す、〇下略

〇忠繼の備前を賜はりしこと、慶長八年二月六日に、秀忠、忠繼に松平氏及び偏諱を賜ひしこと、同十三年四月十八日に、母に從ひて、駿府に抵り家康に謁せしこと、同十四年四月二日に、父輝政卒するにより、播磨の三郡を加賜せられしこと、同十八年正月二十五日、輝政卒する條に、忠繼大阪冬役に從軍し戰功を立てしこと、同十九年十一月七日、同十二月三日に、母德川氏の逝去せしこと、本月五日に、弟忠雄封を襲ぐこと、六月二十八日に、各、其條あり、參看すべし。

〔吉備温故〕二十七 佛刹一 萬歳山國清寺禪宗、岡山門田屋敷、本尊釋迦、本寺景川派京都妙心寺、〇中略、池田利隆國清寺建立のことに係る、左衛門督殿逝去後、宮内卿（少輔）の指圖にて左衛門督殿之御法號を取て、龍峰寺と改めらる丶、〇下略

〔吉備温故〕四十三 墳墓 忠繼公龍峰寺殿御影堂、清泰院寺内に在り、元和元年二月廿三日、岡山において御逝去、御法號龍峰寺殿雲臺元祥大居士。

〔備陽國誌〕萬歳山國清寺、門田寺領二百石、禪宗本寺京都妙心寺 朱書「左衛門督樣のため、宮内公備前一寺建立あるべき所、國清寺因州へひかれしに付直に此國清寺を龍峰寺と改められ候是左衛門君の御法名によつてなり。」

清泰院、門田國清寺塔頭、禪宗本寺京都妙心寺、

忠繼公之御影堂

朱書「元和元年二月廿三日岡山にて御逝去」

〔森家傳記〕坤 〇播磨 忠政樣御子樣方男女拾人、第六女子お菊樣、慶長十八年癸丑年冬、池田左衛門督忠繼に嫁す、元和元年二月廿三日、池田忠繼行年十七にて疱瘡煩、備前岡山にて卒去、龍峰院殿雲臺元祥大居士と號す、依之後再鳥井左京亮忠政に嫁、（實に忠恒の母なり）此再緣也、元和七酉年也。

〔雨夜燈〕左衛門督様（忠繼朝臣）は東照宮の御女、北條氏直に嫁したまひ、後國清院様へ御再嫁にて、其御腹に誕生被成候、大阪冬陣には、左衛門督様十六歳にて御出陣也御歸陣の後、家中の士寄合て咄したる時、壹人申出しけるは、此度わかき殿様日頃と大にちがひて御出陣なり、初の方、事の御下知云（とか）かく云へき様になし、申にも今まではとかく詞にも出されね共、餘り有がたきに申出す也、仕寄場にて寒氣にてさぞ苦勞ならんと、小き手桶に酒を入て被下、又わた入の肌着を被下、必此事人にいふなと仰られし、志の辱さ身にあまりけると云ける時、一座拾餘人一同に手を打て、さても〳〵忝き哉、我々も皆其通りなりき、一人のあひしらいと思ひしに、皆々か様に御心を付給ふ事、ためしなしと感じ申合けるとぞ良照院殿（輝政夫人）、興國院様（利隆）を御毒飼成候節、御身がわりに御立被成、御かくれ被成候と申傳るなり、兄の身がわりに立したためし、もろこし衛の國の壽の外多からぬ也、末代にも有がたかりし御事なり今國清寺に御像の御座所、以の外草のはへ茂りてあれはてたるけしき天道物しる事なき世と覺てかなしき也。

〔攝戰實錄〕三十一　池田家傳に曰、母堂良正院殿、常に武藏守總領として大祿を領する事を猜み、是を異く（マヽ）左衛門督御領國に合さしめん事を巧めり、此趣左衛門督耳に入て其不仁を歎かる、大阪冬陣御和談に就て、各歸陣有り、翌元和元年正月、武藏守には、母堂を訪ひ給はん爲、備前に趣き、對面あり、母堂馳走として饗ぜられ、水菓子女中給仕し武藏守の前に居る所の饅頭、左衛門督自分の前に居る所の饅頭と引替、是を取て割て食せらる、武州是を見、其心底を感察して飛付殘る所の片割を取て食せらる其座の有様甚不穩也、此事母堂聞付給ひ此謀偏に左衛門督を思ふに依て也、今左衛門督我巧む所の毒を給なば其死近かるべし、薬を失て我いかんぞ生殘るへきと悶へ歎て、かの毒饅頭を取寄、是を給らるゝに依て、母堂強く毒に中りて間なく死去也（池田家過去帳に二月五日とせり）斯して左衛門督も其毒に中り續て死去也、故に兩人共に疱瘡にて死去せしむと披露す、武藏守には其毒に中て次第に氣色惡敷、翌二年六月十三日終に死去也、武州氣色惡しといへ共、夏陣に就て播州兵を發し、遲參に及に依て大御所御機嫌宜しからす、曾て上意なく不首尾にて武藏守死去せらる。

〔因府錄抄〕龍峰寺様の御傳役喜多村織部（三百五十石御使番なり）〇中略　元和元年乙卯二月廿三日御逝去被遊何れも哀惜奉る、其節織部は剃髪致し道喜齋と云、其儘御母衣御預けなされ、清泰院様へ御勤め、〇下略（大日本史料）

第十章　養徳院夫人

養徳院夫人（二一七五—二二六八）は池田氏、六郎政秀の女、永正十二年乙亥を以て生れ、慶長十三年戊申十月十六日逝く享年九十四、江州一宇野城主瀧川美作守、紀貞勝の二男九郎恒利、政秀の養子となり夫人と婚して池田家を襲く。會ま織田、豊臣、徳川三代興亡の過渡期に際し不幸早く寡となり、兒孫、亦相踵いて陣歿し家運危殆に陷りしが而も生來剛毅なる女丈夫なりければ能く難局を打解して池田家三百年の基礎を確立したり。

養徳院（國清寺藏）

池田紀伊守恒利従五位下初名三四郎範勝、實は江州一宇野城主瀧川美作守紀（○一説作伴）貞勝の二男を以て池田六郎政秀の婿養子として養徳院夫人に配して天文五年一子勝三郎恒興（○後、信輝を改め入道勝入と號す）を擧けし以後の池田家の血統は從來、多田源氏もしくは橘姓の楠氏なりとの説に更に紀氏また伴氏の兩説を加ふるに至れり。そは恒利の生家たる江州一宇野城主瀧川氏の世系に異説あるに因る。左の如し。

瀧川氏（近江）〔稱紀臣族、又云大伴氏族〕紀長谷雄の玄孫、高安庄司、雄政五世孫、八郎貞仲の曾孫、貞勝初めて近江國一宇野城に移り住す。これ瀧川氏の祖にして其子、一勝其子一益なりと云ふ。或は云甲賀武士、伴黨の族にて伴資清の裔なりと、蓋し三河伴氏族なるべ

し。「寛政重修系譜」には瀧川氏を三流とし。卷第四百六十六、村上源氏、北畠庶流。第千二百四十、清和源氏、義光流、武田支流。第六百四十九、紀氏とせり。而して貞勝、一勝、一益を紀氏とす、今、是に從ひて紀氏說を採る。

池田政秀――女（養德院夫人）
　　　　　　　　　　　　――之助
　　　　　　　信輝――輝政――利隆――光政
　　　　　　　　　（母荒尾氏）（母中川氏）（母榊原氏）
瀧川貞勝――恒利（養源院殿）
　　　　――一勝――一益（瀧川氏宗系）

天文五年信輝を生みし時、會ま織田吉法師信長、生れて三歲乳母を擇みし際とて夫人自ら進んで是れか任に當る時に夫人二十二歲なり。「池田家履歷略記」天文五年丙申、護國公誕生、養德院殿爲織田公乳母の條に。

爰に尾州勝幡城主織田備後守信秀と云ふ人あり、是よりさき。天文三年甲午五月廿八日、嫡子誕生あり、吉法師は後將軍信長公の御事なり。吉法師今年三歲小兒智發の時なれば乳母の生質を撰まる瀧川左近將監一益、森寺藤左衞門尉秀勝（中略）はかりて護國公の御母公を乳母にまいらすれは、乳ふさをかみやふり給ふ故に乳を進むる者、彼是替りけるが何れも乳ふさをかみやぶり給ふ。然るに此御母公の乳ふさをはかみやふりたまはさりしと云。

天文七年三月廿九日恒利逝去、享年三十濃州池田郡本鄉村、龍德寺塔中養源院に石碑あり。法名、養源院殿心光宗傳大禪定門

是に於て夫人寡居一身を捧けて專ら吉法師の鞠育に當る。時に夫人年二十四。而して信輝長じて十歲、爰に出仕して信長の學友となる「池田家履歷略記」天文十四乙巳、護國公初仕織田家、條に

護國公は森寺藤左衞門に養はれ、今年十歲に成給ふ。兼て織田家に出入し給へは、信秀も能々見知給ふ故改て備後守の茶取と成給ふ是れ信長のあそび相手とし給ふ也。此時信長の麻上下を養德院御殿貰ひ有て織田殿に見參の節御着用ありし。此上下に蝶の紋付き居

たり。蝶は織田家の紋なるが故也。扨備後守能似合たりと申されしより池田家代々蝶の紋を用ひらるゝは此謂也。
或時烈公、池田丹後守政倫殿に仰せけるは勝入公御紋蝶は織田家より給ひし紋也。總て蝶は平家の紋にて織田は平氏也、當家は源氏也、然るに蝶を專ら付候は右の故なりと仰ありし由、按に護國公御戰死の時、着し給ふ柿色の布に釘貫と輪貫とうち違へたる紋付たる御肌着といふもの池田信濃守殿の家に今も所藏也。されは、池田家釘貫の紋その由來る事久しき事也。曹源公或日の御咄に筬りんとうは草にある筬輪とうにあらず。竹の花なり筬は源氏の紋故當家に用ふると仰ける。

元龜四年六月十八日。信長公より夫人に百五拾貫文參せらる。

五郎丸方、與八方百五拾貫文の事まいらせ候、なをきうめい候て申つけらるべく候、かしく

元龜四年六月十八日　（天下布武）　（朱印）

大御ち へ

朱印中の「天下布武」の印は信長常用の朱印「大御ち」は乳母すなはち養德院夫人を指す。

織田信長書翰

斯くて信輝は成長して武勇絶倫、天文廿年海津の一番槍を始め名古屋の後殿。浮野の横槍。桶狹間の勇戰より柿川合戰、甲州陣に至る信長一生卅三年大小四十八度の合戰に殆と皆出陣し每に拔群の勳功を建て殊に其覺え芽出たかりき此間、養德院夫人の愛孫として之助、輝政、長吉生れ弱年ながら孰れ劣らぬ勇者なりき殊に山崎の弔合戰に際りては信輝は先つ家臣、日置、土倉、丹羽三人を遣て說い

に筒井順慶を中立せしめ、自らは先陣を爭ひ猛撃して大に之を破りしことは永く傳へて世の美譚となれり。同十一月十五日葬儀には御次丸（信長の五男秀勝 秀吉の養子）と信輝、御棺の前後を舁き給ふ。天正十一年織田信雄より證文を給ふ。

下すゑの郷、参（上）らせ候うへは、一ゑんにさうひ（相違）なくちきやう（知行）せられ候はんと共ため、めてたく、かしく

天正拾壹、八月十九日　のふ雄（花押）

大御ち　参

織田信雄書翰

天正十二年四月九日、長久手に於ける信輝、之助父子の戰死に對する秀吉の弔慰狀は四月十一日樂田陣より出されたるものにして實に懇到を極む。左の如し

こんとはせう入（勝）おやこのき中々申はかりも御さなく候そなたさま御ちからおとし御しうたんすいりやう申候。われ〳〵もこゝもとへまかりいててきあひ十ちやう十五ちやうにとりあひ候うへにをいておやこのふりよのきわれらちからおとし申事かすかきりも御さなく候

一、三さへもん殿藤三郎との兩人なに事なき事われら一人のなけきの中によろこひとはこの事にて御さ候、兩人はせめてとりたて申候てこそせう入（勝）の御はうしをおくり申へく候とまんそくつかまつり候事

一、そなた様とはう御さあるましきとそんし候てこれのみはかりあんし申候せひともかを御いたし候て御なけきをやめられ兩人のこともたちのき御きもをいられ候はゝせう入おやこのとふらいにもなり申へく候まゝせひともたのみ申候あいた御ねうばうしゆへもちからを御つけ候て給へ〳〵候事

一、しゆくらうしゆそのほかのこり候にんしゆ三さへもんとのへつけ申候やうにいたしたく

豐臣秀吉書翰

候あいた丶その御かくこなされ御しうたん御やめ候て給はるべく候事。

一、せう入をくさせられ候とおほしめし候てちくせんを御らん候へしなにやうにもちそう申ものまいり候ともさせられ候やうにいたし參候はんまゝ物をもきこしめし身をちんてうになされ候て給るへく候事

一、あさのやひやうへ（淺野彌兵衛）申ふくめ御ミまいに參候われらまいり候て申たく候へともたゝいまてまへのきにて候あいたさんし申さす候こゝもとひまをあけ御みまひにまいり丶そのときせう入おやこの此あひた御ねんころのきをせめて御物かたり申參せ候なにかにつけてそなた樣御心のうちすいりやう申候て御いとをしくそんし參候かへす〳〵御ねうはうしゆへもこのよし申たく候まこ七郎參せ候そこもとした〳〵さはき候はんとそんし御しろのるすいにつかはし參せ候丶まこ七郎めもいのちをたすかり候もせめて三さおとゝいのためになりかゝりにて候と御うれしく思ひ參らせ候。くはしく（委）はやひやうへ申參らすへく候丶かしく。

卯月十一日　　ひて吉（花押）

大御ち參　人々申給へ

是は長久手戰後二日（天正十二年四月十一日）弔慰の消息狀にして時に養德院夫人は七十歲、秀吉は信輝と同年四十九。之助は廿六、三左衞門輝政は廿一、藤三郎長吉は十五也。文は「こんどはせう（勝）入おやこのき（儀）中々申はかりも御さなく候」と書き起し「三さへもん殿藤三郎との兩人なに事なき事われら一人のなけきの中のよろこひとはこの事に候」と力をつけたり。勝入おやこは信輝、之助、親子なり「三さへもん殿、藤三郎どの兩人」は輝政、長吉、兄弟二人なり、

先是天正九年秀吉は信輝の三男長吉を養子とし羽柴藤三郎と改め澤瀉の紋付たる旗を讓り今度の戰には疵を蒙りて引退きし也、輝政の勇戰振は餘りに名高ければ今は略しぬ。

其後又秀吉より

返々それさま御きあい（氣色）あしく候よし申候まゝたしかなるもの仰ふくめられ御ないきの事仰こさるへく候、よきやうに申つけ候て給はるへく候まゝ御心をおかるましく候、以上。

わさと申參せ候、三さへもんちきやう（知行）い下こともとのふん、けんかあすか（晩明日）、いきちやう兵衞（伊木長）こすへく候まゝそのはらいかほどの人かす御かきつけ候て御宮か、たれなりとも仰ふくめられ物申もの給るへく候、それにしたかひ、ちきやうかた、しんずべく候かしこ。

ちくせんかゝ

大御ちの人　參人々申給へ

同月廿八日秀吉、輝政を樂田の御陣に召されける。伊木清兵衞、土倉四郎兵衞、片桐半左衞門、和田八郎等、相隨て參る。秀吉の仰に勝入今迄の居城大垣を三左衞に與ふる也、彼年若ければ老功の清兵衞を勝入同然に存すへし、家老共も清兵衞差圖違背なく三左衞門に忠勤すべしとありければ各拜禮して退出ある。清兵衞よろこひのあまりに伏まろひけるを秀吉見給ひ、忠なる哉よろこひ身にあまりて見ゆると御感ある。

同五月秀吉、北畠の管內、加賀の井、竹鼻の二城を拔き給へは養德院殿より御文あり、其の返事に。

御文くはしくみ參らせ候、おほせのことく、かゝのいのしろ、れきく十人はかり、そのほか三百はかり。うちはたし申候。せう入事御とふらい（弔合）かつせん（戰）をいたし候　おひく、めてたき事申參らせ候かしく

ちくせん

大御ちさま

御返事申給へ

同六月一日秀吉歸陣。同八月、又秀吉より折紙、養德院殿に參らせらる。

於濃州内深瀨五百貳拾貫文、高富貳百八拾貫文、都合八百貫文其方爲二御勘忍分一進レ之候。一職可レ有二領知一狀如件

天正拾貳八月十七日　　秀吉花押

ようとく院殿へ

同添書に

かへす〳〵はんかあすわたり參候て可申候、しるかい（汁粥）を御ふるまひ候へく候

かきつけのことく、おりかみ（折紙）進候、ゆくひさしく御ちきやうあるへく候、それより大（仰カ）せられず候へとも、いしきを進し候人そくい

下其方はうたひに御つかひ候へく候、かしこ。

ようとく院殿　　ちくせん

同八月十七日秀吉より酢飯一桶、給はる

わさと申參らせ候きのふ、こゝもとへあひこし候やかて、そこもとへまいるへく候まゝ、その御こゝろへ候へく候、又すし一おけ參らせ候、かた〳〵御めにかゝり候て申べく候、かしく。

八月十七日　　ちくせん

大御ち參

尙々やかて〳〵そのほうへまいるへく候まゝくわしく申すへく候

然るに十一月八日又秀吉伊勢に至り、羽津に陣し。北畠殿は長島、桑名に屯し羽柴と相持すること九日。神君清洲に出で給ひて聲援あり。秀吉此由聞たまひて此人斯てあらんには信雄失ふこと難しとてやかて北畠と和議とゝのひぬ。此時

桑名より伊木長兵衞に御書有り左の如し。

態申遣候

一、此表之儀長島、桑名押詰城之數ケ所相拵間繩野城に秀吉令越年長島へ着申候半躰を信雄被見及、就懇望令同心相濟候條之事。

一、人質卽信雄御實子並源五殿御實子、瀧川三郎兵衞尉、中川勘右衞門、佐久間甚九郎、久方彥三郎、松菴以下何も實子又ハ母出人質何樣にも可爲秀吉次第由御出誓紙事。

一、北伊勢四郡相渡今度拵之城に敵味方破却之事。

一、於尾州ハ犬山、甲田、秀吉人數入置其外新規に出來之城に敵味方破却之事。

一、家康儀是又、同前懇望候雖然、今度信雄若人を引入對秀吉重々不相屆儀候條　三州表押詰存分に可申付覺悟に候處、家康實子、石川伯耆守以下出人質何樣にも可爲秀吉次第由候、併、信雄、御外ニ候之間佗言之由種々信雄懇望候へ共秀吉對家康存分深候間思案未落着就不免置者日來可散無念雖心底候兎角打任躰ニ而候を聞候へは我々慈悲成覺悟ニ而候條過半可免候歟心中難計候事

一、右之分ニ候へ者悉隙明候條五三日中可納事候猶追々可申也。

十一月十三日　　秀　吉（朱印）

伊木長兵衞殿へ

天正十七年十一月廿一日秀吉より知行の證文を給ふ。

於濃州方縣郡長良內八百石事令扶助訖全可領知者也

天正十七年十一月廿一日　　ひてよし　朱印

大　御　ち

天正十八年十月十八日輝政（○初書照政）より祖母君養德院殿へ知行所進上の御書簡あり。

ひらひむらにて、御ちきやうをしん上いたし申候めてたく御おさめなされ度候、以上。

天正十八、十月十八日　　　照　政　花　押

やうとくゐんさま

而して天下分け目の關原合戰に於ける輝政の武功は最も赫々たるものにして其は岐阜攻擊より本戰まですべて世間周知の事なれは爰には當時の消息文書にして池田家に現存し養德院殿に關係深きもの數通を擧くるに止む。

八月十三日家康より輝政、長吉及び嘉隆へ宛てたる書狀左の如し。

其元模樣承度候而以村越茂助申候御談合候而可被仰越候出馬之儀者油斷無之候可御心安候委細口上申候恐々謹言。

八月十三日　　　家　康　花　押

吉　田　侍　從　殿

池　田　備　中　守　殿

九　鬼　長　門　守　殿

八月廿二日岐阜攻擊注進に對する家康の返書左の如し。

去廿二日之御注進狀今廿六午刻參着候、其元川表相抱候處ニ被及一戰數千人被討捕、岐阜へ被追付候由誠心地能儀共ニ候彌各被相談御行御吉左右待入候、恐惶謹言

八月廿六日　　　家　康　花　押

吉　田　侍　從　殿

岐阜之儀早々被仰越候處、御手柄何共書中に難申盡存候、中納言先中山道可押上由申付候、我等者從此口押可申候、無聊爾樣御働專一に候我等父子御待尤ニ候、恐々謹言。

八月廿七日　　家康 花押

吉田侍從殿

備中守長吉殿へも御書あり。

於今度其表被成先手別而被入精自身御高名早速岐阜被乘崩儀難書中申候中納言先中山道可押上由申付候我從此口出馬可申候彌無聊爾樣御働尤ニ候、恐々謹言

八月廿七日　　御名判

池田備中守殿

結城秀康卿より池田の家老共に御書を送らる、

去廿二日ニ幸田渡へ敵罷出候處則被成御越碎身被成合戰殊ニ數多討取被成候由誠ニ御手柄無申計少も御人衆そこね不申候哉無御心元候殊ニ廿三日岐阜へ取懸被成早速責破被成候由重々之御手柄無申計候別紙にて申候はんすれとも可爲御取籠候間一書ニ如此候。恐々謹言

八月廿九日　　結城宰相秀康判

池田吉左衛門殿
同　九郎兵衛殿
伊木清兵衛殿
阿老平左衛門殿

九月朔日又家康より吉田侍從〇輝政卿へ

態以加藤源太郎申候今日朔日至神奈川出馬申候中納言使罷歸候趣具ニ承候樽井御陣取尤ニ候、今迄之御手柄共難申盡存候此上者我等

父子被御待付候而御働尤ニ候委細口上申候條不能具候、恐々謹言。

九月朔日　　　　家康　花押

清洲侍從殿

吉田侍從殿

去八月廿五日西村加右衛門御使として廿二三日兩日討捕首級七百餘鼻切て江戸へ奉られければ九月二日藤澤驛にて村越茂介披露ありて加右衛門神君に拜謁す、加右衛門に黄金を賜はりやがて御返書あり。

早々鼻おひたゝ敷持給万民悅入候今日二日至藤澤斉陣武藏守昨日朔日大門迄出張候由候、此方之儀聊無油斷候委細口上申候、恐々謹言

九月二日　　　　家康　花押

吉田侍從殿

德川家康書翰

同五日將軍秀忠より御書あり。

今度於濃洲表被御一戰敵悉被討、取岐阜即時被攻落候旨誠御手柄之段無比類事共候將又我等事眞田表爲仕置令出陣候此表隙明次第可令上洛候、恐々謹言

九月五日

家康九月朔日江戸を發し同六日駿州島田止宿爰より

其許被入御念儀難申盡候殊先書如申入岐阜之城早速被乘崩候事御手柄無申計候我々今日嶋田罷着候中納言定而十日時分ニハ其元迄可參と存候猶面談之節萬事可申承候、恐々謹言。

九月六日

同十三日岐阜に御泊翌十四日岐阜を發し給ふ國淸公呂久川の邊に出迎ひ給へば神君此頃の戰功を賞せられ赤坂に入せ國淸公並福島正則、京極高知、黑田長政以下の諸將を岡山の營に召され軍の利害を問給ふ。而して十五日の決戰すみ、廿二日石田三成生捕となりし由、神君より

江州北郡於越前堀、石田治部少輔を生捕候由從田中兵部大輔所唯今申來候間則申入候定而可爲御滿足候、恐々謹言。

九月廿二日　家康花押

吉田侍從殿

淺野左京大夫殿

此の間に於ける養德院より神君に送られたる兩度の御文の返翰に

御文ことニ二いろをくり給候。しうちやく(祝着)にそんし候うけ給候ことくてんかとりしづめ候三さへもん殿一たんと御しんろうともにて候いつれもめてたき事かさね〳〵申うけ給候へく候、めてたくかしく。

やうとく院　内ふ

「承候如く天下取鎭め候三左衞門殿一段と御心勞どもにて候いづれも目出度事重々承候」とある內府家康の大滿足は想像に難かざる也。時に家康年五十九。夫人は八十六。輝政君は三十七。利隆君は十三なり。

關原戰後の養德院夫人は輝政の扶養を受け徐ろに身後の計を爲せり、そは輝政に與へたる左記四通の文書に徵すべし

一、慶長七年四月二日附養德院夫人書簡。

一ふて申おき參せ候われ〳〵はは(?)て申候まゝ、五こくゐんの事けいしやうゐんの事御きもいり候て給るへく候なから(長良)八百石の事とうかんさま、そうけいゐんさまくたされ候御事大かうさまきこしめしあけ候て御しゆいんを給り候まゝもしたれ〳〵いらさる事申候ともかたくおほせ聞給候、いまの大ふさやもわれ〳〵に御めをかけ候まゝ御申あけ參せ候、五こくゐん、けいしやういんふたてらへ

つけ申たく參らせ候

きやうちやう七ねん四月二日

三さ參　　やうとくゐん

返々われ／＼こおもち忝御事に御座候　おてらの事いよ／＼たのみ申候

二、慶長七年四月二日附　養德院夫人（年八十八）書簡。

一ふて申おき參せ候われ／＼はて候まゝ、おてらの事、御きもいり候てたまはり度候。なからのちきやう八百石のところの事。五こくゐんと、けいしやういんへつけ申候、たうかんさま、そうけいゐんさまよりくたされ候ちきやうの事にて大かうさまきこしめしあけて。なから八百石もくたされ候御しゆいんのおもての事さおい（相違）あるましく候へともいよ／＼御きもいり候て給るへく候。ないふ（內府）さまもわれ／＼に御めをかけ候まゝもし、した／＼のしゆとかく申候はゝないふ（內府）さまへ御申あけ御事ありを御申參らせ候、かしく。

きやうちやう七ねん四月二日

三さ參　　やうとくいん

われ／＼はこをもち忝ものに候、御ふんへつ候て御しよさいなく御きもいり候て給るへく候　已上

德川家康書翰

三、慶長八年三月廿八日附、養德院夫人（年八十九）書翰。

一ふてかきおき申候われ／＼八十九にてほとあるましく候まゝ申候。やうとくいんはて候はゝなから（長良）のこんふく寺（崇福）うかい（鵜飼）そのあたり八百石大かうさまの御しゆいんのことくさおい（相違）あるましくとうかん（桃巖）さま、そうけいゐん（總見院）さまよりひさしくくたされ候ちきやう（知行）の事大

からさま御あらため候てなから八百石給はり候まゝ、めうしん寺のけいしやういん、五こくいんゐ、やうとくいんはて候はゝつけ申候もしとゝかさるもの申事候はゝかたくおほせつけ候へく候　われ／＼はて候はんときは人のしらぬやうにやかてやき候ていくさしの事候は　ありしたいにちやとうおもめされ候へと　ちうめういん申おき参せ候　きしきよろつの事御むやうとちうめういんかたく申おき参せ候あとのふたてらの事御ゆたんなく御心かけ候て給り候へく候そうけいゐんさまの御ためにけいしやういん御たて申候、五こくいんはせうにうのため雨しんのためにたて申事に候へは御ゆたんなく御きもいり候へく候　それさまみな／＼御はんしやうの事み参せ候てほとけになり申事まんそく申候　返々ふたてらの事たのみ申候具に申おき参らせ候。

けいてう八ねん三月廿八日

天しやにちにて候、かきおき申候めてたく／＼申給へ、かしく

三さ参る　せう／＼との参　人々申給へ　〔賓来〕やうとくいん。」いまの犬ふさまもわれ／＼に御めをかけ候まゝくはしく、御申あけ候へく候

養徳院書翰

四、慶長八年十一月十九日附養徳院書翰。

一ふて申おき参せ候われ／＼はて申とも、さたなしと申おき参せ候、たへ候へし。なからの八百石のところは、せん三さまよりくたされ候。ちきやうの御事ちり子犬からさま御ねんころに御申候て、御しゆいんを給り候まゝ、やうとくいんはて候はゝ五百石はけいしやういんへ三百石は五こくいんゐ御つけ参せ候。そうけいゐんさま、とうがんさまの御いはい皆けいしやういんにたて、やうとくいんいはいをたて申、かたく申おき、おなしくすへさせ申候。御しよさいなくおほせつけ候へし又しも／＼御衆の申事候てなからの事さおいなくらし年　いらいの三百石をふたてらへ　百石つゝ御つけ候て百石

おひらへ参せ候。被仰候へく候なからのちきやう申事に候。けいしやういんくれす候はゝ五こくいんへ御つけ候て給るへく候、かしく

きのへねてんしやにち

きやう八ねん十一月十九日　　やうとくいん

三　さ　ゑ　参

お五郎へよろしく被仰候へく候　返々御しよさいはあるましく候へとも御ゆたんなく申おき参らせ候ことくにおほせつけ候て給はるへく候　以上。

右三月廿八日及十一月十九日の二通は養徳院亡き後に於ける知行の處分に關する遺言狀とも見るべきものなり。「うし年いらい云々」とあるは天正十七丑年を以て秀吉より朱印狀を賜りし當時に泝りて云へる也」。慶長十三年戊申十月十六日逝去し給ふ享年九十四、法名養德院殿盛岳桂昌大姉、御墓は高野山に在り。備前曹源寺に御位牌を安置す、京都妙心寺塔頭護國院に御木像を納む白き帽子を冠らせ給ふ御形なり但し後年護國院燒失の爲め盛岳院に納めしが更に移して之を岡山市國淸寺に安んじ現今に及ぶ。

要之、養德院夫人は池田家生粹の家女として一生九十四年一世の女傑として織田、豐臣、德川、三代に歷仕し愛兒、愛孫、愛曾孫を捧げて多難の世局に貢獻し信長、秀吉、家康の三英雄を通して尤も親信を博し其間一身一家を完うし池田家三百年の基業を創建したる稀世の女丈夫なり、詳言せは、先づ織田氏に對しては天文五年信長の乳母として出仕し、其生兒勝入信輝は信長の乳兄弟として母子共に忠貞を擢んじ、信長非命に死するや弔合戰、法會、葬儀まで至誠を披瀝して遺憾なきを致せり。次に豐臣氏に對しては愛兒信輝愛孫之助長久手の戰に忠死を遂げ其最期實に壯烈を極む。於是秀吉深く之を尊信し遺孫・輝政・長吉を重用して之に報い特に其仲介に依て德川氏と婚を結ばしむ。終りに德川氏に對

しては關原に殊功を建て大封を受け姫路宰相百萬石の勢望を以て天下に雄視す。凡そ池田氏の興る信輝、輝政二代に於ける赫々たる武功と、光政一代の文物典章燦然たる文勳とに頼れり。而も其基礎を確立せしは織、豐、徳三代六十餘年を通じて忠貞を抽したる夫人の力隱然重を成したるに因らずんばあらず、而して夫人は慶長十三年十月十六日その曾孫與國公利隆の室、福照院榊原氏、方に娠めるを見て最も安けき永眠を取れり而して其沒後六ケ月、慶長十四年四月四日を以て烈公は誕生したる也、此意味に於て芳烈公は養源院院夫人の再生とも觀るべき歟。

養德院夫人略年表

二一七五	永正十二年乙亥・	夫人生る。	一
二一九四	天文三年五月廿八日	織田吉法師〇信長生る。	二〇
二一九六	天文五年	長子信輝を生む。	二二
二一九八	天文七年三月廿九日	恒利卒す。 是歳、夫人、信長の乳母となる。	二四
二二〇五	天文十四年	信輝、十歳、織田家に出仕す。	三一
二二一七	弘治三年	信輝荒尾氏と婚す。	四三
二二一九	永祿二年	信輝長子、之助生る。	四五
二二二〇	永祿三年	桶狹間戰、信輝信長に決戰を勸む	四六
二二二四	永祿七年	信輝第二子輝政生る。	五〇
二二三〇	元龜元年	信輝第三子長吉生る。	五六
二二四二	天正十年六月二日	本能寺變、信長薨去。	六八

	天正十年六月十三日	山崎合戰、信輝勇戰す。	
二二四三	天正十一年八月十九日	織田信長より下須惠郷知行狀を給ふ。	六九
二二四四	天正十二年四月九日	輝政、之助長久手に陣歿す。	七〇
	天正十二年四月十一日	秀吉より夫人に弔慰狀を給ふ。	
	天正十二年四月廿八日	秀吉、大垣城を輝政に給ふ。	
	天正十二年八月十七日	秀吉、夫人に勘忍分領地八百貫文を給ふ。	
	天正十二年八月十七日	秀吉、夫人に酢飯一函を給ふ。	
	天正十二年九月七日	輝政、長子利隆生る。生母中川氏狂疾を發す。古田甚内の寡婦榮壽乳母となりて利隆を鞠育す。	
二二四九	天正十七年	秀吉、夫人に長良八百石の扶助領を給ふ。	七五
二二五〇	天正十八年七月十四日	秀吉、夫人に三州吉田十五萬石を給ふ。	七六
	天正十八年十月十八日	輝政、夫人に平井村知行狀を進上す。	
二二五二	文祿元年	征韓役、輝政東國押として吉田に留る。	七八
二二五四	文祿三年八月十五日	家康第二女良正院風子、輝政に再嫁す。	八〇
二二六〇	慶長五年九月	關ヶ原戰、輝政殊功あり。家康天下鎭定を夫人に報す。	八六
二二六二	慶長七年四月二日	夫人、輝政に遺言狀二通を與ふ。	八八
二二六三	慶長八年三月廿八日	附及十一月十九日附輝政宛遺言狀あり。	八九
二二六八	慶長十三年十月十六日	逝去す。	九四

第十一章　烈公誕生

慶長十四年四月四日乙未烈公、岡山城に生る。

（）是日未刻より申刻まで白雲一筋、東西靉靆、長さ無計、さて東より先消去、天正拾一年癸未四月上旬、如此之有天變、其時は北より消、十二三日經て於江北、秀吉公與柴田ニ合戰、越前衆敗北、則柴田滅亡也（當代記卷五）

（）四日、松平武藏守利隆の妻、備前岡山にて男子（新太郎光政なり）誕生あり、此妻は榊原式部大輔康政が女にて、御所養ひとらせ給ひ、利隆にあはせられしなり、よりて江戸より豐前守信成を御使として帷子單物、袷、銀をくられ、其兒に靑江の御刀、信國の御脇差を給ひ。又、彼の妻にも備中のうちにて、粧田千石をつかはさる。この日未申の交白雲東西にたなびく、其長さはかりなし、此雲東方より消はじむ。天正十一年志津嶽戰の前もかくの如しと云ふ（寬永系圖・當代記・御年譜）（台德院殿御實紀卷九）

母夫人　福照院・鶴姬（二二五四―二三三二）

榊原康政の第二女・母は東照公の驍將・松平五郎左衛門大須賀康高の女、文祿三年甲午十月九日上州館林の城中に生る、同胞四人異腹の兄弟二人あり。

▲榊原長政―康政（二）
▲大須賀康高―女（一）
- 忠政……外祖父康高の養子となり大須賀氏を繼ぐ
- 女子……酒井雅樂頭忠世の室
- 鶴子……池田武藏守利隆の室
- 忠長……慶長九年夭す

慶長十年將軍秀忠の養女となり同年五月三日池田利隆に嫁し、同十四年四月四日長男光政を同十六年次男恒元〇三五郎、備後守を擧ぐ。元和元年四月大阪夏陣中關東に質として江戸に下る、同二年六月十三日利隆卒して尼となり福照院と號す、寛文十二年十月二十六日江戸逝去年七十九、和意谷・敦土山に葬る。福照院殿明譽源光慧昌と謚す。

文祿三年甲午十月九日生于上州館林享年七十有九

福照院夫人榊原氏諱鶴神主

寛文十二年壬子十月二十六日卒于武州江戸葬于備前和意谷敦土山。

（福照院葬送記參照）

「池田家履歴略記」巻三、慶長十年乙巳條、

五月三日台徳廟の御養女榊原康政の女鶴姫殿池田家に入らせ給ふ、青山播磨守忠成渡輿土井大炊頭利勝貝桶の役たり、安藤重信、鵜殿兵庫頭、伊丹康勝徒行し其禮大に備れり、淺野長政其子幸長、黒田長政、加藤淸正、蜂須賀至鎭、加藤嘉明等は池田の第にありて禮を相けらる、將軍家より御引出物として靑江の御刀、左文字の御脇差良馬二疋を賜ふ。同月或日國淸公茶を點し台徳廟を饗宴し給ふに御太刀白銀等賜ひ良正院殿へも黄金呉服賜りし。

福照院筆蹟

同十四年三月十三日幕府、池田利隆夫人に化粧田一千石を賜ふ。

「池田文書」

態申入候、仍而松平武藏守殿被成御座候、御姫樣●於備中貴所御代官所御預り内、高千石之地方當年酉年之從春被進之候間可有御渡候、恐々謹言。

三月十三日

村越茂助直吉（花押）
成瀨隼人正正成（花押）
安藤帶刀直次（花押）
土井大炊助利勝（花押）
大久保石見守長安（花押）
本多上野介正純（花押）

小堀遠江守殿　參

〔寛永年度、備中國十一郡之帳〕

新太郎持福照院所領分

小田郡

一、高九百五拾貳石四斗三升　山口村　日損大
雜木山　少　當戸村
草山　中　大庭村
枝村

一、高四拾七石五斗七升　高皆（カウガイ）村　日損少

草山　中

高合　千石　村數　四　內、本村　貳　枝村　貳

〔池田家履歴略記〕

慶長十四年四月四日興國公〇利隆第一の御子光政公備前の岡山城に誕生あり、御俗名新太郎、謚して芳烈公と申し奉る。御母は台德廟御養女福照院殿なり。烈公生れ給ふ由、江戸に聞えしかば、將軍家よりの弄璋の賀として興國公に時服白銀、烈公に青江の御刀、信國の御脇差を賜ふ、御使牧野豊前守岡山に來り旨を傳へ御書を授く其の詞

爲今度祝儀相越使者候、仍而目錄進之候委細牧野豊前守可申候也。

五月十一日　御黑印

松平武藏守とのへ

又福照院殿湯沐の邑として備中の國にて千石の地を賜ひぬ。烈公百日の御祝は百十日を用ひ給ひて七月二十五日をトせらると云。

〔池田家履歴略記〕

元和元年四月、此月福照院殿並に三五郎恒元殿〇備後守殿江戸に下向ある、是關東に質としておもむかせ給ふ也、三州岡崎にて台德廟に謁し給ふ、福照院殿に米千俵、三五郎殿には中堂來の脇差を將軍家より賜はる、此度番大膳御供して參りければ大膳にも小袖胴服を給ふ。

時會ま征戰に人質に利隆の身邊內外人事倥傯にして多事多艱なりし情勢は其の大阪陣中より乳母榮壽尼、及び姬路城代

土肥周防に與へたる消息に依りて想察せらる。

一、元和元年四月二十八日附うは榮壽宛、利隆消息。

一ふで申上候、こゝもとかわる事これなく候まゝ心やすかるべし、われらもやがていつみち（和泉路）へこし申候。一たんところもよく候まゝ心やすかるべし。おんなとも大りやく（略）けふ（今日）はゑと（江戸）へつき候はんと存参らせ候、くわしくはあとより申へく候、かしく。

（元和元）卯月廿八日　　　むさし

うは参

なを〳〵松しゆいん様　天きういん様　よく〳〵心へ候て申へし松千代も一たんそくさいに候　此よしおちへ申へし、いつき事心やすく候べし。

（古田氏所藏文書）

因に書中の「おんなとも」は質子として東下の福照院殿〇廿二才竝三五郎恒元〇五才一行を云ふ。松しゆ院は七條殿實は織田信行の女。天球院は勝入信輝の第三女山崎家盛の妻。松千代は輝政第八男松平伊豆守輝澄なり。いつき（齋）は乳母榮壽の男利隆の乳兄弟古田藤兵衛なり。

二、元和元年五月朔日附、土肥周防宛、利隆消息。

舟共數多昨晩着船候、殊に扶持方なと被取替候由扨々かんし入大慶に存候。和泉へ昨晩先手の者共少々遣、我等今朝兵庫迄出船申候、然共和泉地へはたらき候人數岸和田に手當を七八千程おき紀伊國さかいへ相はたらき但馬殿陣所へ相はたらき候處。三せんにおよはれ、十六ほど打取られ候由に候。岸和田を取まき候人數のき申候を城中より鐵炮の者出つき候て、卅ほど打取候由、小出大和かたより被申越候。先々大坂の者共、先をおられ候間、吉事と申事に候。乍去大阪よりもはやはたらき申事成間敷と一段殘多存候。上樣御出馬三日と申候、左樣に候はゝ猶以頓而相濟可申と存る事に候。猶吉左右可申候、謹言。

（元和元）五月朔日　　　武　藏（御名判）

土　肥　周　防　殿

尙々重々被入念御返不得申候、苦身と申、とかくも可申樣無之、面上にて懇禮可申候。

（池田家履歷略記）

此の役、興國公討取し首、都合六百五十餘級。丸山九右衞門を使者として之を神君將軍の上覽に供す。同月十日利隆諸將と二條及伏見の城に於て家康・秀忠に戰捷を賀し又横井養元をして書を土肥周防に與ふ。

養元歸候間、令申候　我等事今日伏見へ上り申候、先度は米五百俵取りかへられ心付之段中々書中に不得申候。每度なから此度之義別而令滿足候其元之儀、萬事油斷無之樣に賴入候。扨々今度之仕合か樣に候はんとはおもひもよらず候目出度事無申計候秀賴も八日の晚に切腹に而天下太平とは此事に候頓而令歸城候間すくに其方へ可參候、謹言。

五月十日　　武　藏（御判なし）

土　肥　周　防　殿

一難去て復た一難來る、翌元和二年夏利隆、江戶に病を獲、暇を賜ひて將軍家より牧野傳藏を添られ京に上り靜養ありけれども其効なく終に六月十三日京都四條京極丹後守の邸に卒す年三十三、夫人時に年二十三、落飾して福照院と號す、兒女皆幼なり、由來池田氏關西に雄藩たれども加藤・福島と同じく外樣諸侯として此等と同一運命に瀕するもの也、加ふるに數年ならずして輝政、利隆、相踵いて逝き岌々乎として家運危殆に陷りしが幸に賢母榊原氏福照院の苦心に依て全きを得たり。

第十二章　幼時

烈公天性英邁、父祖豪雄の資を禀け、夙に食牛の氣あり、生れて五歳祖父輝政を喪ひ、八歳考利隆に訣る。而も賢母榊原氏の鞠育と保傅、古田榮壽尼、下方覺兵衞二人の輔導に依て遂に大器を完成せられたる也。

左に是等に就きて記する所あらん。

一、幼時の烈公が眼光烱々として人を射、大膽不敵にして祖父輝政の風ありし事は。

「公の東照宮〇徳川家康に御目見得ありしは五つの御歳なり。其時、御脇差を御拜領、御膝元近くおはします、東照宮、公の御鬢髮を掻撫でて三左衞門〇池田輝政か孫なり。早く人になり給へと仰せあり。公御拜領の御脇差をするりと抜きて御覽あり。東照宮、これはあぶなき事よとて御手づから柄を持ち給ひ、鞘に納められけり。公の退出し給ひし後、眼光のすさまじき、只人ならずと、東照宮上意ありけり。」〇温故雜記に徴すべし。

光政幼時之筆蹟

二、烈公か幼時より身體强健にして能く粗食に堪えられたる事は

「神君に伏見見參　附台德院見參」條に

池田新太郎少將光政六歳の時、伏見城にて初て神君に御目見えし給ふ時、神君白き御小袖に御頭巾を召されて有りし

神君御覽有て是が武藏守か子なるか、壯健なる生れ付にて一段の事也と上意有しと也。後年江戶にて秀忠公に御目見えの時、織田常眞大あぐらにて秀忠公と碁を打て居し席にて御目見え濟で上意に勝手へ行て飯を食やれ大炊同道せよと也、御勝手にて御料理頂戴の時、上座は織田常眞、次に新太郞其外十一人也、御料理は蕪汁、大根鱠、あらめの煮物、干魚の燒物なり。新太郞光政後年此話しをされて其世の風俗質素なることかくの如し、然るに今の有樣は大に異にして萬事華美にして驕奢日々增長せり、今より後年は亦復如何なる事に成行べきやと語られしと也（明良洪範第十四）

三、師傅

烈公。保傅の任に當りしは下方貞範及古田永壽なり。左に略傳を掲ぐ。

（一）下方覺兵衞貞範（二二二一―八一）

貞範、通稱覺兵衞、下方氏本姓小笠原、其先某嘗て尾張の下方鄕を領せしより下方を以て氏となす、天文の頃下方匡範といふものあり、織田信秀及信長に仕へ天文十一年八月參州小豆坂の戰に行年十六歲にして鎗にて今川勢を追ひ崩し謂はゆる小豆坂七本鎗の一人なり、其の他諸所の合戰に殊功を顯はすこと六回、最鎗六度と稱して信長より薙刀を賞せられぬ、匡範の子を泰親といふ、通稱を九郞左衞門といふ、又信長に從ひて功あり、天文十一年二十六歲にして尾張の彌田に歿しぬ、泰親の長子これを貞範とす、永祿四年尾張の彌田村に生れ八歲の時父を喪ひ母と共に信長の臣森山某に寄食す、十六歲の時某に從つて尾張を出て關東に漂泊せしが蒲生氏鄕に招かれて、祿四百石を受けぬ、これより氏鄕に從ひて日向の岩石城奧州の九戶城に於いて殊功を奏せしかは氏鄕これを賞して朱塗の兜鍪を賜ひ母衣を用うるを許せり、氏鄕卒するに及び、越後に至り堀左衞門員之の家に客たりしも後金吾秀秋に招かれて祿千二百石を領し足輕三十人

を預かるに至れり、然るに慶長七年秀秋亦卒去せしかは、池田氏に仕へ祿四百石を受けぬ、此時貞範は少くとも先知の半をは受くべきものと思ひしに案外に少かりければ、貞範は甚不平なりしも輝政より周防をして內意を傳へしめてこれを慰諭したりき、かくて翌年より合力米として每歲百俵を賜はり同十三年百石の加增並に母衣を免許せられ、同十六年利隆の嫡子新太郎君の傅役を命ぜられ更に三百石を加へられたり、是れ輝政利隆父子相謀りて、貞範の仕に堪ふべきを視て譜代の臣以外に貞範を擧げたるなり、新太郎君時に年甫めて三歲、その年十月從ひて江戶に出で妻子と共にこれを守りぬ、利隆在國の節は江戶に留まりて謂はゆる留守の任務を盡したり、元和四年三月新太郎君の初めて封を因幡に受くるや、又三百石の加增ありて都合千石を領しぬ、かくて鳥取にては御殿近くに屋敷を賜はりてこれに住みしが、公は一日その邸に臨み貞範夫妻に物を賜はり、又公の生母福照院夫人よりも年々物を賜はりぬ、これ當時臣下の最光榮とせしものにして君家の寵遇甚厚かりしを知るべし、元和七年六月廿四日六十一歲にして歿しぬ、臨終の際光政親しくその邸に臨みて諭す所ありき、法諡淸岳天凉禪定門と云ひ、その墓は鳥取廣德山龍峯寺にあり、貞範の室は正木氏、正保三年岡山にて卒しぬ、老後岡山城の東門の邊に邸を賜はりてこゝに居れり、福照院夫人及光政の恩遇殊に厚かりき、この邸城の水の手にありしが故に水の手の祖母と呼びてこれを敬愛せられしといふ、この婦人貞範をたすけて內助の功多かりしなるべし、貞範に二男三女あり、長は長治家を嗣ぎたり、次は外記と云ひ上阪氏を繼ぎぬ、女長は中村四郎左衞門に嫁し、次は津田左源太、次は吉田源兵衞の室なり思ふに新太郎少將の英明にまし〳〵しは天性によるといへども、貞範輔導の力多きに居るといふべし蓋貞範父祖武勇の家に生れ、幼より父に別れ母と共に人に寄り、具に艱苦を嘗め情誼を知り、又諸國に流遇し風俗人情を知りしかは、其の閱歷頗師

傳たるに適したりけん、輝政に擢んでられて光政の傅となりし故ありといふべし（下方家譜）（吉備溫故秘錄下 巻廿三 干城八）

（二） 古田榮壽尼（―二二八九）

古田甚内が妻、藤兵衛が母なり。

夫甚内天正十一年池田家に仕へ翌十二年長久手に陣歿す。妻榮壽御内所に仕へ利隆君の乳母となり、又烈公の保となり、寛永六年其死に至るまで三代四十六年智勇兼備の女丈夫として忠貞の節を致す、後裔古田般次氏、利隆、同夫人、光政、恒元四君より賜ふ所の消息七拾六通外四通を藏す。皆慇懃の文字にして如何に昵近信頼せられたるかを觀るべきもの也。

榮壽の智勇。

興國公〇利隆 御いとけなかりし時、持敎と云ふ御祈禱僧の弟子狂氣して城内に走り入る。折柄興國公遊ひ居給ふを彼狂僧かき抱き奉りて一間に取籠る。大勢とりこみ如何せんと評議す。古田藤兵衛が母（藤兵衛が父を甚内と云ふ、美濃國九條の者也、武勇のほまれあれは、勝入公の御時天正十一年より池田家に仕ふ。翌十二年長久手に戰死す、其後妻は國淸公の御内所に奉公せし也）まゐりて御小袖をめさせて又それへまいらすへしと申しけれは、彼僧、則、興國公を藤兵衛が母に渡しける。扨藤兵衛が母、持たる小袖を投かけて彼の狂者の面に覆ひけれは狂僧狼狽す。其時彼僧を皆集りて召捕ける。御成長の後迄も此事を仰せありて、彼の藤兵衛が母をいとねんごろになされし。興國公御逝去の後、尼となり榮壽と申す。烈公の御時鳥取の御城内に在りし、

〇古田甚内
　　├──藤兵衛（後齋ト改ム）──齋（後改古齋）──甚之丞
榮壽尼

御奉公書 山崎大藏當分裁判組、高六百石 古田甚之丞〇藤兵衛孫 元祿九年書上

一、曾祖父古田甚内生國美濃九條、心馳も度々有之由、勝入樣被聞召、天正十一年末被召出御知行百貫被下候由承傳申候。

一、天正十二年申勝入様尾州長久手御陣之御供仕、同年四月九日討死仕候、右甚内儀御陣御供罷出候刻申置候者、今度御陣之御供仕罷越候致討死候者、四歳ニ罷成候世悴藤兵衛儀成人も仕候者池田之御家へ御奉公も申上候様ニ仕セ度旨申置候由、其以後藤兵衛母播磨宰相様へ御奉公ニ罷出、武藏守様へ御附置被成御局被仰付相勤候、然所播州於姫路御祈禱所持教弟子致亂氣、御城内へ參武藏守様御幼君之時分抱取申候ヲ藤兵衛母以才覺奉奪取申候由承傳申候、武藏守様以後ニ其段被聞召局右之首尾度々被仰出別而御念比ニ被仰付候故備前ニ而も御城内ニ御置被遊候由、武藏守様御卒去以後落髪仕名ヲゑいしゆと申候、故少將様御代ニも如前々之御念比ニ被遊因州鳥取御城内御置被遊候、寛永六年己ゑいしゆ病死仕候。

一、祖父古田藤兵衛生國右甚内同所、藤兵衛儀甚内世悴之由、播磨宰相被聞召慶長六年丑被召出、新知貳百石被下候、月日覺不申候。

一、慶長九年辰武藏守様ヨリ爲御加增百五拾石被仰付候、月日覺不申候。

一、同十三年申爲御加增五拾石被仰付候、其以後大阪兩度之御陣御供相勤御歸陣以後替リ刺物被仰付、名を齋ニ御改被仰付、同年爲御加增貳百石被仰付都合六百石拜領仕候、月日覺不申候。

一、寛永三年寅御上洛之節從因州故少將様御上京之刻御供仕京都へ參相勤申候、月日覺不申候。

一、同十一年戌江戸御留守番被仰付罷越相勤候處其刻江戸ニ而大切相煩申候ニ付御暇被下罷歸候、月日覺不申候。

一、同十三年子四月廿九日五十七歳ニテ病死仕候　（以下略之）

四、關係文書。左に古田氏所藏文書を擧げて烈公の幼時を明かにす。

（一）　榮壽尼宛　利隆消息　二十八通　内・烈公に關係深きもの五通を掲く。

慶長十九年六月七日附。

御文見參らせ候、そこもといつれもたに事候はす候よし、まんそく申參らせ候。われらまん太郎一たんと、そくさいに候まゝ心や

すく候へし御ふしんも九月はすみ申へくに候、十月にはのぼり申へし、ひのようしんかたく申つけ参らせ候　かしこ。

六月七日　　　　むさし

うは参

こゝもとなに事なく候まゝ心やすく候へし。

慶長十九年八月十六日附。

一ふで申上参らせ候。そこもといつれもなに事候はす候や、このちわれらしん太郎なに事候はす候まゝ心やすく候へく候御ふしんも此月中に大かたすみ申へく候、御いとまいでしたいにのぼり申へし。そのちひのようしんかたく申付つけ候へし、かしこ。

八月十六日　　　　むさし　より

うは参

なを／＼そのほうもそくさいに候や心もとなく存参らせ候しん（新）太郎も一たんとせいしん申候まゝ心やすく候へく候。

按に、慶長十九年九月十七日、先是、播磨姫路城主池田利隆、江戸城修築の役に從事せしが、是日暇を賜はり歸國の途に就き、十八日駿府に抵り家康に謁す。斯くて十月十九日大阪に出陣す（履歴略記・駿府記）消息中「御ふしん（普請）も云々」とあるは江戸城修築の事にして、此の二通共に慶長十九年江戸より發せし消息なるを知る。

慶長十九年八月廿九日附　大風見舞の消息。

きのふ廿八日こゝもと、ことのほかの大風ふき申候。そのちいかゝ哉いかや心もとなく存参らせ候。御しろはくるしからず候、下々の家につゝき申候。はな（甚）／＼だめいわく（迷惑）すいりやう（推量）候へく候。しん（新）太郎はなに事なく候まゝ心やすく候へし九月よりうちにはこゝもといて申へく候まゝやかてまいり候て申へく候、かしく。

八月廿九日　　　　むさし

せうじゆいん様天きういん様御文にて申參らせ候へ共いそき候まゝよく〳〵あい心へ候て申へく候。

うば參

是を慶長十九年に擬せしは「きのふ廿八日こゝもと、ことのほかの大風ふき申候」とあるは、台德院殿御實紀、慶長十九年八月廿八日條に「この日江戶大風雨、洪水各所、諸侯邸宅門戶破倒す。伊勢甚雷大風。駿遠二國風なし(駿府記●慶長年錄●當代記)とあるに據る。文中に「九月より內にはこゝもといて申へく候」とあるは、旣出の如く正に江戶築城役中なりしが九月十七日江戶出發西歸の事に合へり。

元和元年閏六月十五日附。

なを〳〵われら一たんとそくさいに御いり候まゝ心やすく參らせ候。

さい〳〵御文見參らせ候、そこもといつれもなに事候はす候よし、まんそくに存候、こゝもとかわる事候はす候まゝ心やすく候へく候。兩上樣も來月は御くたりと申候、又ゑとにもいつれもなに事候はす候よし申こし候まゝ心やすく候へしいわまつおふり小七いつれもやかてそこもとへまいり申へく候まゝ其心へ候へしなやひせんへきり申候、いつきもわつらいよく候ていて可申候心やすく參らせ候、かしく。

後六月十五日　むさしより

うは參

是を元和元年〔二二七五〕〇慶長廿年七月十三日改元と推定せしは「後(閏)六月」の年は前に永祿元年〔二二一八〕、後に承應二年〔二三一三〕あるのみ。又「兩上樣も來月は御くたりと申候」とありて、御實紀●元和元年七月十九日條に「卯刻、御所〇秀忠伏見を首途有て關東へ赴かせ給ふ」また同年八月四日條に「大御所は午頃二條城を出まし今宵は膳所にとまらせ給ふ」とあるに一致するに據る。而

して「いわまつ、おふり、小七」とあるは岩松（政綱）〇十歳振子〇九歳小七〇輝興五歳に當る

元和二年三月六日、駿府（？）より姫路の榮壽尼もとへ。

一ふて申まいらせ候、そこもとなに事なく候や、われ／＼きあいしたいによく候あいた心やすかるへし。ゑとにもこな〇た字脱かもなに事なく候まゝ心やすかるへく候、そこもと日のもとかたく申つけられ候へし、めてたく、かしく。

三月六日　　むさし

うは参

尚々御しよ様御きあい、日々にかわりてきつかいいたし候へく候。さてはわれ／＼やいと（灸）ことし廿四五ところに、三ぜん五百ほどいたし申候ゆへ、したいにきあいよく候。しん太郎、三五郎も二日にやいといたし候まゝこゝろやすかるべし。

是は興國公自身、今年は廿四五ヶ所に無慮三千五百の灸點を試み爲に次第に病氣は快癒せり。此灸治の特効に依り、壯健なる新太郎〇時に八歳三五郎〇時に六歳にも灸を施したり安心すべしとの事也。而して之を元和二年に擬定せし根據如何と云ふに。「御しよ様御きあい日々にかわりてきつかいいたし候」とある三月六日は何れの年なるか之を三五郎恒元の生年なる慶長十六年より利隆の卒年なる元和二年の間に索めて唯一、元和二年に於て左の記事を得たり。

台德院殿御實紀・巻四十一、元和二年正月に始り三月に終るに「正月廿一日駿府大御所、田中へ放鷹俄に御心地例ならず、なやみ給ひ云々（國師日記・家忠日記）「二月三日都鄙名醫俄に駿府に召集め御治療を議せしめられ、また天下諸寺諸山、名僧高僧、神祇官、陰陽寮に御祈禱を命せらる（國師日記・元寛日記）「三月五日條・世に傳ふる所、この日大御所御けしき、こと更重く見えさせ給ひしかば云々（藩翰譜・元寛日記）また同紀巻四十二に「四月十七日巳刻薨去（國師日記・舜舊記）と見ゆ。乃ち知る元和二年三月五日六日頃に於て大御所家康の病氣重態を傳へたるを。是、本消息を元和二年に推定した

る所以也。而して興國公利隆も此歳夏江戸にて病に罹り重態の爲め歸國の途六月十三日、三十三歳を一期として京都四條京極丹後守邸にて逝去せらる。

（二）榮壽尼宛●烈公消息●十五通　是は皆元和五年烈公十一歳より同九年烈公十五歳に至るものにして皆「新太●幸(よし)隆●花押」と署せり。烈公は元和九年七月大猷廟〇家光將軍上洛に隨ひ江戸より京都に上らせ給ひ常徳寺を旅館とせられ將軍家より首服を加へ偏諱を賜ひて光政と改められ四位侍從に任せられやかて御暇賜ひて因州に歸國せらる。是時まで幸隆と名のり給ひし也（池田家履歴略記）

内五通を左に載す。

元和五年五月廿五日附。

御文たまはり(賜)まん足(滿足)そく申候、われ／＼(吾)事ろ中(路中)なにこと(何事)なくつき(着)申候まゝ御心やすくおほしめし候へく候、やかてくたり申候へく候。上さまみやうにち廿六日に御つきなされ候まゝ御め見差はたし候はゝあとよりきつそう(吉左右)申へく候めてたく。かしこ。

五月廿五日　　　志ん太、よし隆、花押

参　ゑいしゆ　新太

かへす／＼しやはせよしやかてくたり申へく候、以上。

是は元和五年五月廿七日將軍秀忠上洛し烈公京都警衛として廣瀬を固め、御刀左文字を賜ひし其の時の消息なり（池田履歴略記）台徳院殿御實紀に「廿六日膳所、廿七日伏見城に入らせ給ふ、公卿、殿上人、その外御先に上洛せし諸大名、ことことく山科へ出迎へ奉る（舜舊記）とあるもの是なり。

元和五年六月十四日附。

一ふて申まいらせ候、こゝもとあいかはる事これなく候。ふくしまとの（福島殿）よりひろしま（廣島）御るすいしゆ（留守居衆）へしろ（城）はたし（渡）候へと申こされ御つかいに、とうじやう（東條）、いづとの（伊豆殿）、なかかわはんさいもん（中川半左衛門）との御こしなされ候よしに候、ふくしまびんご（福島備後）とのをとなまきのしめ（牧野主馬）と申す人ひろしまゐつかはされ候いつかた（何方）もしつか（成）にまかり（罷）なり候まゝ御きすかい（氣遣）あるまし（有）く候、又ふくしやうゐんさま御はすらい（煩）いよ〳〵御ほんふく（本復）のよしに候あいた（間）御心やすく候へく候、めでたく、かしく。

六月廿一日　よし隆　花押

ゐいしゆうは参　志ん太郎

なを〳〵はれ〳〵（吾）も一たんとそくさいに候まゝ御きすかい（氣遣）候まちく候、かしく。

是は元和五年六月十四日、福島正則、罪を獲て城地を沒收せられ因州鳥取烈公の許より湯淺右馬允、備前宮内少輔忠雄公に屬して無事廣島城を受取りたる消息なり（御實紀・履歴略記に據る）

元和六年閏十二月十九日附。

一ふで申まいらせ候、此十六日のなゝつちふんに、こゝもとへ御き（來）申候、十八日に御目見へ申候ところに、一たんごねんごろの御ぢやうにて候、ふせん（豐前）、山しろ（城）、大せん（膳）の三人も御まへゐめし（召出）たされ候、又ゐいしゆ（榮壽）へも文にて申候へく候ゐとも、こゝもといそかしく候あひた御事つて（傳）にて申候又いせん申候物はやく御よこせ（越）候へく候。めでたく、かしく。

なを〳〵にしきやうくじんへも事つて申たく候。みな〳〵へも御事つて申候、御つち一たんおほきう御なり申候御事にて候、かしく。

後十二月十九日　新太、よし隆、花押

ゐいしゆうば参

是を元和六年に擬定せし理由は「後（閏）十二月」を索むるに此歳以外には五十七年前の永祿六年、三十八年後の萬治

元年あるのみ、且つ烈公の閏十二月に於ける江戸在府は此の前後に近く例なし、履歴略記に「十二月〇缺日烈公因州を御發駕あり東に下向し給ふ」と見ゆれば、翌月〇閏十二月十六日江戸參着十八日登城拜謁の順に合へるに據れり。

元和七年正月廿四日附。火災の通知。

一ふて申參らせ候。こゝもと正月廿四日のなゝつぢぶん（七ッ時分）からおわりのちうなごん樣、なへしまくない、扨、まさむね　もり、いまさか、おれかやしきはかりやけす候、さこん殿、うきやう殿、てらさはしま、廿四日の七つちふんからひるの四つしふんまてやけ申候、どこもかしこもみなやけ申候めてたく、かしく。

正月廿四日　　新太　幸隆（花押）

きの
みと
おわり

うはゐいしゆ參

このふたつ
いゐはのこり候

めん〳〵に文にてもかへす〳〵申候、はんすれとも
いそかしく候間まつ此むきにて候、かしく。

台德院殿御實紀、元和七年正月條「廿三日曉に尾張中納言義直卿新第より出火して。其火城溝をこえ。上杉中納言景勝。松平陸奧守政宗。松平長門守秀就。松平薩摩守家久。鍋島信濃守勝茂。同紀伊守元茂。同和泉守忠茂。眞田伊豆守信之。戸澤右京亮政盛。森美作守忠政。南部信濃守利直。秋田城介實季。成田左馬助氏宗。太田原備前守晴清。大關右衛門高增。溝口伊豆守善勝。淺野釆女正長重。寺澤志摩守廣高。松平宮內少輔忠雄。仙石兵部大輔忠政等の邸宅悉く延燒し、一日一夜にして漸く熄む」（續元和年錄）と見ゆ。消息中には「正月廿四日の七ッ時分」とあるに實紀中には「正月廿三日曉」とあり。正に一日の相違あり。恐らくは消息の方正確ならん。

元和九年八月一日附。

御文たまはりまんそく申候。そこもと別事なく候よしまんそく申候、此もとかわる事も御さなく候はれ〳〵も一たんそくさいの事に候。うへさま廿五日に御さんたいあいすみ申候はれ〳〵はいまたくらいにつき申さす候ゆへ、御とも申さす候、御くだりもやかてのやうに申候まゝ、しやはせよくわれ〳〵もくたり候て申候へく候。ゐとにもなに事なきよし御申こし候まゝこゝろやすく候へく候、かしく。

八月一日　　よし隆　花押

かへす〳〵此かたかわる事なく候まゝきすかい候ましく候、かしく。

ゐいしゆ参　　しん太

元和日記、元和九年七月廿三日條に「大納言〇家光伏見城より御參內あり、先、施藥院へならせられ、御衣冠をめさる、國持の輩の外に四位五位皆御供す」と見ゆ、大納言家光は同廿七日伏見城へ勅使參向の上にて征夷大將軍に補し正二位內大臣に昇進し淳和奬學兩院別當源氏長者となり、牛車隨身兵仗等先規の如く宣下ありき。而して參內の日につき日記は廿三日、消息には廿五日と相異せり。廿五日參內を正しとすべき歟。

（三）　古田齋宛　寛永六年八月四日附烈公の吊詞、左の如し。

永壽被相果候由、其方力落察入候、誠不憫成仕合候、爲志銀子拾枚遣候、謹言。

八月四日　　少將　光政（花押）

古田齋との

是は、古田甚之丞御奉公書に「寛永六年己ゐいしゆ病死仕候」とあるに依て寛永六年八月四日にして烈公時に二十一歲、齋五十歲なり。

古川家家傳に據れば、古田甚內妻遠藤氏、法名、無量院覺譽永壽大姉、歿年、寬永六年己巳七月四日、享年百拾三歲。但し百拾三歲を事實とすれは大永七年丁亥の生れとなり、天正十二年九月七日出生の興國公の乳母となりし時の年は五十八歲にして當年四歲の藤兵衛は正に永壽五十五歲の子となる、果して然りとせば生理上疑問なきを得ず。さは云へ長壽は疑なき事なれ八十乂は九十餘歲なるべし百と紛はしき字は八にあらずして九とも思はるれば百十三歲は九十三歲の轉寫の際誤れるにやされは三十五歲にて藤兵衛を生み卅八歲寡婦となり乳母となりし歟是れ通論也。さは云へ永壽尼にして若し精力絕倫非凡の婦人なりしならばそは論すべき限りにあらず。

第十三章　淡路賜封、名古屋築城

慶長十五年、輝政に淡路を賜ひまた名古屋城普請を手傳はしむ。

池田家履歷略記云

慶長十五年二月〇日欠國清公駿府に參り神君に謁せらる時に淡路の國六萬六千石を加へ給ふ。是三男忠雄殿へ賜はりし所也。此時淺野幸長も登城也。世上の風聞に、今日池田淺野兩家の內へ淡路を賜ふよし云はれければ兩家の供人皆耳を欹て待ける所に、國清公御玄關に出で給ひ、御供の安藤半三郎を召し汝そこ〳〵に行て、今日御前において淡路國を我に御預なりと云へしと仰ける。安藤承り走り出るを呼び返し給ひ御預と申し拜領とは申べからずと命ぜらる。其頃天下の諸士活達なる事流行する時なれば安藤、下馬の橋を走り出づるを傍輩立むかひ、安藤如何に〳〵と詞を掛る。半三郎扇を開き頭より上にさしあげ大音聲にて淡路國をしてやつたり〳〵と呼はける。池田の士一度にアツト聲を立つ下馬中一同どよめく聲暫くしづまらず。

安藤始め池田家士風の豁達想ふべし。

同しき閏二月、神君西州の諸侯に命し尾州名古屋の城を築かせらる。是れ昔、織田信秀わつか半國を領せし時の城なれは郭內狹隘池湟も淺ければ、此度義直卿に當國を封せられしに依つてかく修造せらるゝ所也。國清公竝福島正則、加藤清正、淺野幸長等其役にあてらる。然るに正則ひそかに國清公に謂て曰く頻年、江戶、駿府の城郭に工役並興る是皆天下の重鎭にして人敢て勞とせず。今庶子の爲に城を築かる甚いはれなし貴殿は大御所の愛婿なれば宜敷、我曹のため

に此旨を申さるへしと有り。國清公有無御返事なかりければ、加藤清正髯を奮て正則にむかひ何そ事を發するの輕遽なるや其許、築城を勞とせらるゝに於ては、何そ速に謀反せられさる然らずは此言を發せらるゝ事然るへからずとありければ正則言葉なかりき。時に國清公笑ひ給ひて戯とし給ふ。其後、神君此事を聞給ひ、國清公を以て諸侯に仰傳らるゝは各、土木に勞るゝ由聞及ひぬ、心次第に罷去り溝を深し壘を高し城に據て大旆の向ふを待へしとの命也。此時諸侯大に恐れ急に工役を重し土地をひらき塹湟をうかち伊勢三河の大船にて西州、南海の巨石を運ひ夫役二十萬人にして名古屋の城不日に成就せり。其時御書あり

今度就名護屋普請晝夜ニ入精之故早速出來喜思候、猶本多上野介可申候也

九月晦日　　神君　御墨印

播磨少將殿

此時池田出羽に御鷹を賜ふ、是此度普請に出勤しけるを勞ひ給ふによつて也。國清公御暇賜ひし時も鷹馬等をそ下されし也。

右御普請始備前より役丁名古屋に參る時、興國公〇利隆法令を出し給ふ。其趣

掟

一、今度なこや御普請に罷下道中、泊々において下々猥なる儀無之様に念を入可申付其上宿ちん以下慥相渡、亭主切手可取置、自身罷下衆は不及申下人許差下衆も堅可申付事

一、御普請中下々他所衆と喧嘩仕においては理非によらす此方の者可申付若方人之輩有之に於ては本人よりも可爲越度候於家中申事仕候ハヽ、其輕重に從ひ可申候事

一、けんくわ又はいか樣之儀有之共其主人不申付に下々出あふへからす勿論他所衆左樣之義共落着無之以前見廻にも遣申間敷事。

一、普請場に小屋をさし各一所に可有之付小屋念を入大ニ仕間敷事。

一、ふるまひ可爲停止但行かゝりにて飯を出候儀候ハゝ汁壹ツ菜貳つ酒たうさんに貳つたるへき事。

一、碁しやうき雙六停止之事。

一、下人出入之儀他所より相屆候ハヽ、則返遣此方之はしり者は重々相屆候、其上を以うけ取へし。理不盡にとるへからす。但此方之者路次にて召連候をとらへ候共無異大儀相渡申分於有之ハ重而彼主人へ相理お手前申事なき樣に可仕事。

一、從公儀御法度被仰出候ハヽ、可隨其儀事一。

一、他所衆と一切つきあひ不可仕付石場境目之儀は此方奉行差圖次第家中石場境目猶以奉行に相尋其次第たるべき事

一、石持之時、於途中さき石ひしけ候共相待先次第返るへし自然遲遲候はゝ奉行に申理可返事。

一、京都へ立寄儀、停止若用所候ハヽ、伏見に有之候はゝ相調直に可罷通竝清須町中用所無之に下々徘徊仕ましき事。

右相定所如件

慶長十五年閏二月廿三日　御判

過　錢

一、路次中下々無法度、貳貫文。

一、他所衆と申事、銀壹枚。
一、普請場一所に小屋さらぬ者付小屋念入大きに仕候はゞ、銀壹枚。
一、家中申事、貳貫文。
一、ふるまひ仕もの、銀壹枚。
一、碁しやうき雙六勝負仕、銀壹枚。
一、下人出入、同斷。
一、他所衆之つき合、同斷。
一、石持候時ひしけ候に理不盡に通候はゞ、壹貫文。
一、京へより、銀壹枚。
一、清須町中用なきに徘徊主人銀壹枚、下人壹貫文。
一、けんくわ共外申事候共主人不申付に出あひ候はゝ、壹貫文。
一、他所衆申事落着無事に見廻に遣候はゝ、銀壹枚。

以　上

第十四章　輝政の薨去と利隆の家督相續

慶長十八年癸丑年正月廿五日輝政薨去。嫡子利隆家督を相續し二弟忠繼、忠雄各分國あり。

池田家履歴略記に

國淸公病ふたゝひおこらせ危篤に及ひ給ふ。折ふし興國公は關東におはしけるが、此由聞給ひ早速歸國あらんことを願はる、頓て將軍家御ゆるしあり。殊に吉岡左近將監助光の御脇刀を賜ふ。かくて國淸公、終に正月廿五日、播州姫路の城に薨去也、春秋五十歳、公は播備淡三州を統領し、神君の婿にてわたらせ給へば威勢肩を比ふ人なく當時西國の將軍と申す程の御事也き。御法名、國淸院殿泰叟玄高大居士と申す洛西妙心寺塔中護國院に葬奉る。

謹而案に播州中市ノ鄕村金北の北に松の村々生たる處ありて國淸公の御墓地と云ふ、貞享年中より御着村寺社明細帳にも載す。されは護國院へ直に葬り奉るにはあらす。一先此地に葬奉りて其後京都へ御柩をのほせられしにや詳ならず（後略）

神君將軍家より秋元但馬守泰朝、松平丹後守重政を御使とし賻物多く賜る。池田家よりも日置豊前を以て送物を駿府江戸に献られしかは兩御所豊前を召して謁見をゆるし給ふ。同六月六日神君台命ありて興國公は播磨國〇内赤穗、宍粟、佐用三郡を減す左衛門督〇忠繼に備前一國、播磨三郡、宮内少輔殿〇忠雄淡路國と各分國あり。其後興國公駿府にめされて悲哀をなく

さめ給ひ六月廿二日姫路に歸り給ふ。（中略）

今年より五十五年の後、寛文七年にあたつて國淸公の御柩を護國院より備前和意谷、敦土山に御改葬あり。此度は儒禮を用ひらる。（事は和意谷の部に委し）神主御廟に在り、御位牌は國淸寺、曹源寺、共に安置せり。又丹後國宮津、國淸寺にも御位牌あり、是は尊女京極丹後守高廣夫人なれは父上の爲に一寺を建立あつて納られし所也。備前和氣郡八木山村鏡石明神に御像あり佛工淨慶か白石（○俗に云八木山石・臘石なり）にて作り自ら祭り奉るを烈公の時祭田廿石を添られ、淨慶還俗して八木左衛門と改め祠官となる。延寶六年、火星照命と神號ありて護國公と同しく一品宮の御相殿也」

○秀忠より利隆へ輝政病氣慰問書、四通

慶長十七年春三月　日輝政第九子右京太夫政綱を播州赤穗に訪ひ病を獲て姫路に靜養す。秀忠より日々慰問狀あり左の如し。

三左俄中風氣之由　無心元付而差遣飛脚候　能々養生肝要候　尙重而可申越候也

三月四日　（秀忠朱印）

松平武藏守とのへ

三左中風氣無心元付而　重而申越候　醫師之事則　驢庵かたへも申遣候　能々養生肝要ニ候　猶朝倉藤十郎可申候也

三月五日　（秀忠朱印）

松平武藏守とのへ

三左所勞無心元付而　重而申越候　無油斷養生肝要候　頃之樣子切々可被申越候　委曲山岡五郎作可申候也

三月六日　（秀忠朱印）

松平武藏守とのへ

三左衛門尉所勞　得少効之由珍愛候　煩之様躰切々可申越候　養性之義不可有油斷候也

三月八日　（秀忠朱印）

松平武藏守とのへ

〔備考〕烈公間語に「一、午十月御物語輝政様號國淸院於姫路右京殿〇從四位下實名政綱播州赤穂の領主へ御越被成其日より御氣色悪敷御城に御歸に烏多飛來御駕に行當由右は春の事也。追付御快氣江府へ御參觀被成也同八月と哉らんに御歸國翌慶長十八年に亦御氣色差發其節御座敷之書院床の障子に又烏數多行當候と也追付御逝去也、右者加藤九左衛門覺候て光政様へ御物語申上候由也　輝政様御逝去　慶長十八年正月廿五日〇行年五十歳

徳川秀忠書翰

〇秀忠公ヨリ輝政様公御病氣訪問親書　壹通

（本紙大高檀紙）

態飛脚爲差上候然者其方氣色悪様相聞候間無心許候
炎天之時分候間能々養生之儀専一候　可然薬師をも
よひ被下候て尤候謹言

六月廿六日　秀忠（花押）

播磨少將とのへ

何々氣色千萬無心許候　無油斷御養生肝要候

第十五章　利隆の逝去と光政の家督相續

元和二年丙辰六月十三日利隆京都にて逝去し嫡子光政家督を相續す。

池田家履歴略記

興國公〇利隆　江戸におはしけるが夏の頃、不圖おもき病にそみ給ひ御暇の仰あり、將軍家より牧野傳藏を添らる、京にのぼり御保養ありけれとも、日を逐て便りすくなくならせ、終に六月十三日京都四條京極丹後守の邸にて薨し給ふ時に御年三十三。妙心寺寺中護國院に葬り奉る。法名、興國院殿俊岳宗傑大居士と申奉り、諸士剃髮して播州に歸る。御訃音江戸に達しければ其翌日上使して酒井雅樂頭、土井大炊頭を以て遺跡もとのごとく烈公領知せらるべき旨台命あり。其後寛文七年御改葬ありて興國公の御柩京都より備前和意谷にうつらせ給ふ。和意谷御墓條に委し　護國院御墓地の跡今猶存す。播州宍粟、興國寺にも御位牌あり是は備後守殿より安置せらるゝ也。興國公常に尊信し給ひし釋迦並正觀音地藏等三つ惠心作の佛像ありしを伊木長門采地播州三木芝町に一寺を立、正入寺と號し寺領十三石の禪刹あり。此寺內に興國公の肖像を安置す三間に四間の堂あり云々。（第九章、備前監國、參照）

中編　因伯時代

第十六章　鳥取轉封

元和三年三月六日、池田新太郎に因伯二州三拾二萬石を賜ひ因州鳥取を居城とす。

○台徳院殿御實紀、巻四十五　元和三年三月六日、松平新太郎は先に父武藏守利隆か遺領播州姫路を襲封せしか、この日因幡伯耆兩國あはせて三十二萬石を給ひ因州鳥取をもて居城とす。池田備中守長幸は鳥取にて六萬石領せしが。五千石加へて備中國松山城に移され六萬五千石になる（續年錄、增補元和日記、東武實錄）

○池田家履歷略記、巻五　元和三年丁巳、台徳廟御上洛あり、此時池田家のおとなともを都に召れ欽命ありけるは、新太郎・今年九歳なり。播磨は中國の要地なれば領主幼少にては叶ふべからず。依て因幡伯耆兩國に轉せらるゝ也。斯て今迄因州所々の領主池田備中守長幸殿は備中松山。龜井豊前守政矩は石州津和野。山崎甲斐守家治は備中成羽と、所替ありて追々其他に移る。烈公は御幼稚にて江戸におはしければ家臣城を請取る。八月十四日家中の上下播州より此に來る。國中の政務、長臣衆議を以て相定め諸事を沙汰しけるが猶私偏なきためとして關東より御目付兩人（姓名不知）を下され百日か間逗留あつて歸らる、土肥周防は姫路に殘り城を本多美濃守に渡し其子同姓助次郎と共に都に上り恙なく城を渡しける由將軍家に申ければ則、土肥父子を二條城に召されて拜謁をゆるさる扨伯州米子城は池田出羽（此出羽は由之と云翌年播州正條川にて神戸平兵衛に殺さる故其子出羽由成繼て此城を守る）因州倉吉城は伊木長門、鹿野城は日置豊前守りける。國務は豊前と土倉市正、兩人つかさどる、中

にも豊前は智勇兼備の士にて日々の政事一として缺滯なかりき。されとも、播磨は繁華富饒の地、因伯は邊鄙と云、殊に今迄小侯の領地なれは萬事不自由にして租税も案外に少なく諸士に宛行ふへき地足らされは物成三ッ七分を以て領内の高を極め知行を配分す、小祿の士城下に住居し難く皆村里に土着して引籠りける其後士と百姓、田畠をあらそひ土民大勢集り総に件の士を打擲す、大勢の事なれば如何ともすべき術なく辛うじて命はかりは助かり其の場は濟みけるがやがて評議あつて其士には腹切らせ、扨百姓共一々吟味して多く刑戮す。是全く鳥取城下狹く士農相混して其國風悪しきより致す所なりとて、いよ〳〵城下普請の企あり斯て同五年に至り修築あり云々。

附　土倉市正の公正。

市正が實父は瀧川左近一益の騎將岩田小左衛門か子也、小左衛門は土倉四郎兵衛か妹聟なれば四郎兵衛此の市正を養て子とす小田原關原を始として度々の軍に從つて功あり。されは烈公の寵も甚厚かりしかは備前へ移封ありし後、日置豊前と土倉市正とは鐵門の下まで乘物御ゆるしありし也。或時烈公御使番の士を撰はれ誰か然るへし色々の御吟味ありとも未決定せす、市正に御尋あれは御答に中村忠左衛門然るべしと申扨委しく其の人質を申上けるは元來此忠左衛門は我に對して毛頭諂ふ心のなき男にて候あの如き者に役儀命せられすば外に誰かあるへうとも存せざる旨を申して大に中村を賞譽す。烈公聞し召れ斜ならず歡せ給ひ早速中村を御使番となさる、其頃市正と忠左衛門と不和なりけるか此度市正か中村を御前にて推擧せし趣の始終を具さに忠左衛門に物語せし者あり、中村聞いて大に驚き我かゝる人とも知らで日頃不和なりしに今此物語を聞は今更後悔に堪へざる由を云ひて嘆息す此由を又市正に話しければ市正答に君、御使番を擇ませ給ふに依て其職にたふへき者を御尋ありしゆへによき人をすゝめ申せし是國の爲なれは毛頭

我意を以て其人の善を覆ふへからず中村と我か不和なるは素より私なれは猶彼と不和ならんは昔に替るへからすと申ける。此由を中村傳へ聞て彌々市正か人質の抜群なるに感服し終に已か心のまかれるを謝しけると云、是誠に公私の別を能知て家老の職を失はぬと云べし、君君たれは臣臣たりと云事宜なる哉此市正、寛永十四年十一月病て死し其後淡路父か家繼て御家老たり。

因幡民談記。

此の書は寛文の末、鳥取藩の侍醫小泉友賢翁の撰著に係り、全部十一巻より成る。翁は光仲公入國、寛永九年より寛文十二年に至る四十一年間出仕し其の間、自已得意とする才筆に依て手記する所の見聞錄すなはち本書にして實に因幡史志の權威たり。殊に烈公鳥取在封、元和三年より寛永九年に至る十五年間に於ける鳥取藩の情況を審かにすべき唯一無二の史料なりとす。今次特に舊鳥取藩主池田侯爵家より本書の提供を得たれは以下數次之を引用して以て當時の消息を明かにせんとす。

松平新太郎光政公當國拜領諸將所替事。

元和二年丙辰ノ歳播州大守松平武藏守利隆公御所勞ノ聞エアリシガ俄ニ逝去シ玉ヒケリ。同三年御息新太郎光政公其頃九歳ニ成タマフ播州ハ中國山陽道ノ管轄幼主鎭守ノ地ニアラサルニ依テ上命アツテ國ヲ轉シ因伯兩州三十二萬石ノ所ヲ充行ヒ玉フ然レハ當國ノ諸郡主皆所々ヘ所替被仰付池田備中守長幸公本知六萬石ニテ備中松山ヘ移リ給フ龜井豐前守政矩公ハ本領四萬三千石ヲ以石州津和野ヘ轉セラレ山崎甲斐守家治殿ハ本領二萬五千石ニテ備中成輪ヘ替リ玉フ當國所々ノ領主皆國ヲ去リ給ヘハ光政公ハ御幼稚在江戸ニテ未タ入國シ給ハス家臣國ヲ受取家中侍入移リケリ國中ノ政務長臣衆議ヲ以相定メ諸事ノ沙汰ヲ致シケル猶モ庶務私偏頗ナキ樣ニトテ幕府ヨリ兩人ノ横目ヲ下國アツテ國中ヲ按察シ百日逗留アリケレハ法令嚴明ニシテ國中是ヲ恐レケル長臣池田出羽池田河内伊木長門日置豐前戸倉市正三人ハ何レモ幼弱ナ

レバ日置豊前戸倉市正二人シテ政務ノ沙汰ヲ行ヒケル此豊前智勇兼備氣量飽マテ廣キ者ナレハ日々ニ數十ケ條ノ國務ヲ沙汰シ滯ル事ナカリケリサレトモ播州ハ大國繁華自由ノ處ナルニ其處ヲハナレ當國ハ山野邊鄙殊ニ小身ノ郡主ノ城下ニ移リ諸事不自由ニシテ調カタシ人民鄙樸ニシテ使役ノ用ニモ不立田畠ノ賦租モ上方トハ多ク劣リ其上播州ヨリ兩國領地ノ高少ケレハ家中ヘ可宛行地足ラサリケル故物成三ツ七分ヲ以領內高ヲ多クシテ渡シケレハ家中ノ小身城下ニ住居カタク其上家宅モ渡ラサリケレハ皆在々村々ヘ引籠リ十餘年迄不出田畠山林ヲ便トシ鄕民百姓ト群ヲナス然ルニ［欠　字］侍百姓ト田畠ヲ爭ヒ士民ニ打擲セラレケレハ侍ニハ腹ヲ切セラレ百姓大勢刑戮ニアヘリ是ヨリ皆驅出サレ城下ヘソ出ニケル如此初入ノ比國中俄ニ政務布難クミヘケレハ宰臣ノ沙汰平直ナル故ニヤ國中次第ニ饒豊ニシテ四民業ヲ安シ行シトカヤ其後光政公モ入國シ給ヒ當國ヲ十六年領知シ玉ヒ寛永九年壬申備州岡山ヘ移リ玉フ御母方ハ榊原式部大輔殿御娘ナリ同シ御腹ニ御息男今一人息女一人マシマス御息男ハ後ニ播州宍粟ヲ領セラレ松平備後守恒元公ト申御息女山內對馬守忠豊公御前ト成玉フ光政公御元服ノ節ハ前大樹大猷院殿御諱ノ字ヲ下サレ御名乘ニ用ヒラル本多中務大輔忠刻公ノ御娘御輿入アツテ光政公御前ト成リ給フ天壽院樣ノ御腹ノ御息女ナレハ幕下ノ御孫女ニテ天下ノ至貴耀計ノ御事ナリ御子數多出來サセ給ヒ御世嗣ノ嫡家三左衛門樣ト申後ニ伊豫守綱政公ト名乘リ給フ御息女モ數多マシ〳〵一人ハ一條攝政教輔公ヘ嫁シ給フ一人ハ榊原刑部大輔政房公ヘ行キ給フ此外モアマタマシ〳〵庶腹ノ御子達［欠　字］中ヲハシマス寛文十二壬子歲領知三十萬石伊豫守綱政公ヘ御讓光政公老退ナサル丶ナリ

第十七章　鳥取侍帳

類本三種を得たり左の如し。

一、寛永九年壬申十月廿三日調侍組寄帳（類纂家事門 侍帳支配帳摘錄、收載）

一、寛永拾壹年侍帳　（日笠紙四分一大、横帳）

一、光政代備前家士帳　「池田氏家譜集成　十三」（美濃紙本）

右三種に就きて寛永九年侍帳を底本として自餘二本を校合せり。是を以て泝りて因伯時代の侍帳に擬すと云ふ。

寛永九年壬申十月廿三日調侍組寄帳。

老中

一三萬三千石　伊木長門守
一三萬貳千石　池田出羽守
一貳萬貳千石　池田河内守
一壹萬四千石　池田下總守
一壹萬四千石　日置豐前守
一壹萬石　池田攝津守
一壹萬石　土倉市正
一五千石　伊木日向守
以上拾四萬石

組頭及組士

一五千石　池田加賀守
鐵砲三十人
三百石　行田次兵衛
貳百七拾石　安井彌三兵衛
貳百石　廣内五郎兵衛
貳百石　後藤平太夫
同　伊藤左五右衛門
同　渡部清兵衛
同　岡田五郎太夫
百六拾石　三好久左衛門
百五拾石　神野次太夫
同　安井猪右衛門
同　水野助太夫
百石　窪田彌兵衛
同　行田助六
同　吉田九右衛門
以上七千四百八拾石　十五人
一貳千三百石　丹羽兵部
鐵砲五十人
三千石　丹羽内記

千五百石　丹羽勘解由
五百石　同　彦三郎
三百石　同　惣兵衛
同　三宅九右衛門
同　川口三右衛門
同　坂本孫右衛門
同　小泉四郎太夫
同　南部長左衛門
貳百石　岡田少兵衛
同　村尾少左衛門
貳百石　田口五左衛門
同　中牟田三太夫
同　村井儀太夫
百七拾石　佐藤權兵衛
百六拾石　祖父江文右衛門
以上壹萬四百三拾石　十七人

一五千石　土肥飛驒守
鐵砲三十人
七百石　渡部久三郎
四百石　古田番右衛門
同　河井清太夫
同　森　四郎兵衛

三百石　川田吉兵衛
同　河合九太夫
同　梶川甚五兵衛
同　林　與三左衛門
貳百四拾石　川村内助
貳百石　矢部善兵衛
同　土肥金右衛門
同　川合七左衛門
同　梶川權左衛門
同　城戸作右衛門
同　川井助丞
同　林　助右衛門
同　齋藤小兵衛
同　井上五郎七
百五拾石　中村長兵衛
同　玉木三郎右衛門
以上壹萬四百四拾石　貳拾壹人

一貳千石　番　大膳
鐵砲三十人
三百五拾石　田中源兵衛
三百石　岩田少兵衛
貳百五拾石　今井長右衛門

貳百五拾石　先山武右衛門
貳百拾石　村田彌兵衛
貳百五石　梶田傳左衛門
貳百石　長屋新左衛門
同　長屋八郎左衛門
同　宮脇夫左衛門
同　磯邊半右衛門
同　上田所左衛門
同　福岡德左衛門
貳百石　高橋新右衛門
百五拾六石　森川宗右衛門
百五拾石　野間忠七
同　村田與左衛門
同　加藤彦太夫
同　河合權右衛門
同　堤　藤兵衛
百五石　道家八左衛門
百石　春田二郎兵衛
同　丹羽安右衛門
以上六千百七拾六石　貳拾三人

一貳千石　芳賀內藏丞
弓十人

鐵砲二十人
四百石　成田七郎兵衛
貳百五拾石　加藤甚右衛門
貳百貳拾石　舟橋七郎右衛門
貳百石　松田與右衛門
同　田村八郎右衛門
同　香取作兵衛
同　鹽川吉太夫
同　安田七太夫
同　松崎平兵衛
同　長井多兵衛
同　川野又兵衛
同　村尾一郎右衛門
百五拾石　佐々少太夫
同　佐々甚太夫
同　早田貴助
同　竹市長左衛門
百五拾石　堀清左衛門
同　貝福右衛門
百貳拾石　田上五郎作
七百石　波多野安右衛門
三百石　波多野文右衛門
貳百五拾石　同忠左衛門

貳百四拾石　同彦左衛門
貳百石　同傳左衛門
同　同甚左衛門
百五拾石　同清兵衛
以上七千七百三拾石　二十七人

一三千石　若原監物
弓十人
鐵砲二十人
四百石　菅小左衛門
三百石　市川多兵衛
同　横山三郎右衛門
貳百石　庄一郎兵衛
同　長尾藤右衛門
同　野中兵太夫
同　都志又兵衛
同　松下久太夫
百九拾石　久保田市太夫
百八拾石　西脇九郎左衛門
百七拾石　市原加右衛門
百五拾石　石川八兵衛
同　堀八郎左衛門
同　小崎吉左衛門

百三拾石　鵜見兵左衛門
百貳拾石　葉山次兵衛
百石　今田三右衛門
同　庄左五左衛門
以上六千六百九拾石　二十人

一貳千石　八田豐後
鐵砲三十人
千石　田中八左衛門
五百石　堀彌二兵衛
三百五拾石　河田左平太
三百石　上島一郎左衛門
同　市橋五郎左衛門
貳百石　春田十兵衛
同　富田猪兵衛
百五拾石　尾關新左衛門
同　富田久兵衛
百五拾石　中島惣左衛門
同　田中作右衛門
百石　田中左太郎
以上五千八百五拾石　十四人

一千七百石　梶浦大隅守

鐵砲三十人
四百石　梶浦杢丞
三百六拾石　平井安兵衛
三百石　梶浦太郎右衛門
同　村山又左衛門
同　波多野次兵衛
同　河口吉左衛門
貳百五拾四石　本田伊太夫
貳百四拾石　柏尾猪兵衛
貳百石　杉浦次右衛門
同　小嵜傳左衛門
同　須賀五郎兵衛
百七拾石　安井權右衛門
百五拾石　舟戸角左衛門
同　西浦彌左衛門
同　高桑忠右衛門
以上五千三百七拾四石　十六人

一千石　伊庭甲斐
弓十人
鐵砲三十人
七百石　伊庭左京
三百石　堀内三郎兵衛

三百石　高木虎之助
同　鈴田次太夫
同　立野番太夫
貳百五拾石　松田角右衛門
同　渡邊十郎右衛門
同　齋木六左衛門
貳百四拾石　吉田五兵衛
貳百三拾石　佐柿彌右衛門
貳百石　榎並久太夫
百五拾石　青木三郎左衛門
同　長谷川九郎太夫
同　福島四郎左衛門
以上四千七百七拾石　十五人

一千石　山騎修理
四百石　山騎七兵衛
三百五拾石　同　又右衛門
三百五拾石　山騎藤右衛門
三百石　同　九之亟
貳百石　門田喜右衛門
同　岡島五郎作
同　上島彦兵衛
百五拾石　西村小兵衛
同　今西理兵衛
百三拾石　古澤源兵衛
百貳拾貳石　上島市右衛門
以上三千五百五拾貳石　十二人

一三千石　池田美作守
千石　小堀助兵衛
八百石　荒木太郎右衛門
六百石　津田左源太
五百石　玉虫長松
四百石　鹽川源吉
三百石　小畠儀左衛門
同　飯田忠左衛門
同　內藤平丞
同　安宅二郎左衛門
貳百五拾石　伊丹半右衛門
貳百石　薄田加兵衛
同　薄田彦三郎
以上八千百五拾石　十三人

一貳千五百石　宮木左吉
千石　本須長助
七百石　佐分利彌左衛門

五百石　佐橋又左衛門
同　田中加右衛門
同　岩井藤兵衛
四百五拾石　丹羽八右衛門
四百石　石田鶴右衛門
同　國府兵右衛門
同　太田善右衛門
三百五拾石　神子田四郎右衛門
同　服部源助
三百石　石田與左衛門
同　松本夫太夫
同　安部忠左衛門
貳百五拾石　佐分利彌右衛門
同　須賀七兵衛
貳百石　祖父江一郎右衛門
同　竹村藤左衛門
同　石丸小右衛門
同　小泉忠兵衛
百五拾石　服部次兵衛
同　今村市左衛門
同　大津六兵衛
同　横濱少兵衛
同　野坂八郎右衛門
同　竹之内五郎左衛門

以上壹萬千百五拾石　二十七人

一三千石　宮木玄蕃
玄蕃ハ宮木因幡ノ子ニシテ對馬ノ甥ナリ寛永七八年ノ頃土肥飛騨ト爭訟ノ事アリ祿ヲ收メラル
千百石　下方牛之助
千石　神忠兵衛
七百石　正木少左衛門
五百石　武藤彦兵衛
四百五拾石　岩根源左衛門
三百五拾石　梶田清右衛門
三百石　山田市右衛門
同　森九兵衛
同　大橋七郎左衛門
同　中村四兵衛
同　別所次左衛門
貳百石　生駒彌五右衛門
同　小島彌平太
同　眞野喜兵衛
同　岡長左衛門
同　正木傳右衛門
同　布施四兵衛

以上壹萬八百石　十九人

一千貳百石　土倉隼人
六百石　竹越八郎兵衛
同　牧野宇右衛門
五百石　津田大覺
同　稻川左兵衛
四百石　矢木勘兵衛
三百五拾石　薄田長兵衛
三百石　橋本甚六
同　稻川十郎左衛門
同　牧野傳二郎
同　薄田惣右衛門
同　後藤文右衛門
貳百五拾石　近藤與九郎
同　前田安太夫
貳百石　神屋兵三郎
貳百石　武藤猪右衛門
同　生駒市兵衛

以上六千七百五拾石　十七人

一千百石　齋藤織部
千石　佐分利四郎左衛門

六百石　伊藤忠右衞門
五百石　薄田藤十郎
四百貳拾石　薄田八左衞門
三百五拾石　吉田新左衞門
同　森寺兵藏
三百石　三枝勘右衞門
同　森島久右衞門
同　淵本久二郎
貳百五拾石　片岡二郎太夫
貳百五拾石　惠藤兵右衞門
貳百石　内田三郎右衞門
同　岡助右衞門
同　大野清左衞門
同　菅田市兵衞
百五拾石　高山十兵衞
同　中村加兵衞
同　森本甚左衞門
百石　淵本彌市
同　有松二郎兵衞
以上七千百七拾石　二十一人

一六百石　岸學丞
鐵砲二十人
三百石　岸孫九郎
貳百石　岸兵助
百八拾石　同平左衞門
同　木全兵左衞門
百五拾石　岡本定右衞門
以上千六百拾石　六人

一千石　薄田左馬助
鐵砲三十人
五百石　桒原甚五兵衞
四百石　岡田四郎左衞門
同　丸毛七兵衞
三百石　薄田彌二右衞門
同　川村與左衞門
貳百石　堀七郎右衞門
同　瀧多左衞門
以上三千三百石　八人

一貳千石　香西采女
三百五拾石　香西五郎右衞門
三百石　雀部十太夫
同　蜚江次左衞門
貳百石　蜚江權右衞門
以上三千百五拾石　五人

一五百石　水野數馬
鐵砲二十人
貳百石　水野助之進
百五拾石　齋木七右衞門
以上八百五拾石　三人

一六百石　下濃平太夫
一千石　大村定平
六百石　大村多兵衞
四百五拾石　村瀨平右衞門
貳百石　村瀨金右衞門
百五拾石　長田三郎右衞門
以上貳千四百石　五人

無組

一三千石　布施兵庫
貳千石　川野刑部
鐵砲三十人
千貳百石　野村越中
鐵砲二十人

六百石 深谷助左衛門
　鐵砲二十人
五百石 荒尾内藏助
　鐵砲二十一人
五百石 吉田源兵衛
　鐵砲二十人
四百石 櫻木伊折
四百石 櫻木小源太
三百五拾石 林 伊左衛門
三百石 土倉清左衛門
貳百六拾石 荒尾長兵衛
　合拾壹人九千五百拾石

小 性

一千百石 生駒九兵衛
　鐵砲二十人
千貳百石 喜多島杢
千石 牧 將監
　鐵砲二十人
六百三拾石 櫨 外記
　持弓十人
　持筒十人
六百石 松浦七郎兵衛

六百石 古田 齋
五百石 高木左近右衛門
同 中野勘左衛門
同 安藤平左衛門
同 水野伊折
四百六拾石 加藤九左衛門
四百五拾石 茨木彌一右衛門
四百二十三石八斗 田中多左衛門
四百石 瀧川主馬
三百石 橋本藤左衛門
同 和田猪左衛門
同 那須半兵衛
同 萩原源右衛門
同 内藤夫左衛門
同 内藤宗左衛門
同 垣見半左衛門
同 中村喜内
同 中村忠左衛門
同 下濃彌五左衛門
同 淵本六郎右衛門
同 赤尾助丞
同 舟戸新五左衛門
同 成田源五兵衛

三百石 神屋善左衛門
同 石黑久兵衛
同 出石又四郎
同 山下文左衛門
同 野々村平太夫
貳百石 森寺二郎吉
同 湯淺平三郎
同 佃 加兵衛
百五拾石 下方佐右衛門
同 大口茂太夫
同 大口惣右衛門
同 正田傳兵衛
同 杉山五左衛門
六拾石 秋田小八郎
　合四十四人 壹萬六千四百七拾三石八斗

無 役

一千五百石 中村左兵衛
　鐵砲二十人
六百石 舟戸帶刀
　鐵砲二十人
六百石 大原孫左衛門
五百石 作 元案

鐵砲二十人
五百石　本須甚五左衞門
四百八拾石　湯淺二郎右衞門
鐵砲二十人
四百石　小川主水
鐵砲二十人
四百石　熊谷十左衞門
鐵砲二十人
四百石　岡田源太夫
鐵砲二十人
四百石　堀覺太夫
三百石　鈴木加左衞門
鐵砲二十人
三百石　堀内六郎兵衞
三百石　山本半十郎
三百石　了有
貳百五拾五石　片山孫兵衞
貳百五拾石　道仙
貳百五拾石　長庵

貳百石　養元
貳百石　祐庵
貳百石　圓山九右衞門
貳百石　多賀一郎右衞門
貳百石　近藤甚兵衞
百三拾五石　日原治部左衞門
百三拾石　奥州源五郎
百石　八田彌兵衞
同　櫨助七
同　高橋德右衞門
同　神谷兵太夫
同　無聞
八拾石　坂井孫市
六拾五石　松原半三郎
（本ノマヽ）六拾五石　松原半三郎
六拾三石　驛江勘平
合三十三人
五百石　番大膳預

伊賀十人
三百石　伊勢領
合壹萬八百八石
祿高合三拾萬千四百拾三石八斗
侍四百貳人伊賀拾人伊勢領

江戸衆
一七百石　宮野龜助
七百石　山內八兵衞
四百五拾石　山本茂左衞門
三百石　松原半右衞門
三百石　富田彌左衞門
三百石　宮部善太夫
貳百五拾石　岡村玄佐
百石　淵本虎助
千石　小笠原縫殿助
三百五拾石　横井彌兵衞
以上四千八百石　十一人

第十八章　領邑

元和三年三月六日、池田新太郎に因伯兩國三十二萬石を賜ひて因州鳥取を居城とす。

台德院御實紀、元和三年三月六日條、云　松平新太郎は先に父武藏守利隆か遺領播州姫路を襲封せしが、この日因幡、伯耆兩國あはせて三十二萬石を給ひ因州鳥取を以て居城とす。

大猷院殿御實紀、寬永九年六月十八日條、云　備前國岡山城主松平宮內少輔忠雄が遺領三十一萬五千石を轉じて宗家松平新太郎光政か領せし因幡伯耆兩國三十二萬石。忠雄子勝五郎わづか三歲なるに賜はり云々。

寬政重修諸家系譜、卷第二百六十五　清和源氏、賴光流(池田)、云、光仲。寬永七年生る、九年六月十八日父が遺領を繼。〇時に三歲この時光仲幼稚なるにより封地をあらためられ因幡伯耆兩國をたまひ三十二萬石を領し因幡國鳥取城に住す(中略)寬文四年四月五日はじめて封地の朱印を下さる。

由是觀之。寬文四年四月五日、因幡少將松平勝五郎光仲に賜ふ所の朱印目錄は、先是四十七年前、元和三年三月六日に烈公の受領したる因伯兩國三十二萬石と全然一致するものなること明瞭となれり。仍て寬文四年四月五日光仲に賜はり し朱印を揭けて元和三年烈公受領の領邑目錄に代ふ。

因幡國拾四萬九千七百四拾石餘。伯耆國拾七萬貳百五拾石餘、都合三拾貳萬石目錄在別紙事如前々宛行之訖全可令領知之狀如件。

寬文四年四月五日　御朱印

筆者　大橋左兵衛

因幡少將殿

目録

因幡國一圓

邑美郡　三拾壹箇村
高壹萬參千九百八拾貳石九斗

石井郡　四拾五箇村
高壹萬七千百拾石壹斗

高草郡　七拾四箇村
高三萬千九百六拾壹石三斗

氣多郡　八拾箇村
高貳萬貳千貳拾三石五斗

八上郡　五拾五箇村
高壹萬六千六百三拾石壹斗

法美郡　五拾五箇村
高壹萬六千七百九拾六石五斗

八東郡　八拾貳箇村
高壹萬九千七百拾貳石八斗

智頭郡　九拾三箇村
高壹萬千五百貳拾五石三斗

伯耆國一圓

河村郡　百壹箇村
高貳萬千百四拾六石八斗

久米郡　百三拾箇村
高三萬四千五百四拾四石八斗

八橋郡　百參箇村
高貳萬六千三百三拾九石六斗

汗入郡　六拾九箇村
高貳萬九百八拾六石四斗

會見郡　百四拾八箇村
高四萬五千五百六石貳斗

日野郡　百七拾三箇村
高貳萬千七百三拾三石七斗

都合三拾貳萬石

右今度被レ差二上一郡村之帳面相改及二上聞一所レ被レ成二下一御判也此儀兩人奉行依レ被二仰付一執達如レ件

寛文四年四月五日

松平相模守殿

（寛文印知集、卷第二）

○略沿革

一、因幡國。古事記傳に「記に此大國主神之兄弟八十神坐云々、其八十神各有下欲レ婚二稻羽之八上比賣一之心上とある、稻羽は、因幡國なり、彼國法美郡に稻羽鄉あれば、是より出たる國名なるべし、名義は稻葉よりや出けむ」といへり、始めて雄略天皇紀に見ゆ、古く國府は法美郡にあり、(今稻葉鄉宮下村)建武中興の時伯耆守名和長年守護を兼ね、延元元年王事に死す、興國元年足利尊氏山名時氏を本國及び伯耆の守護とす、正平八年時氏歸順し、尋で復足利義詮に降り守護たる故の如し、三子氏冬に傳ふ、嘉吉三年氏冬の孫熙貴赤松の亂に死して嗣無し、宗家持豐の三子勝豐後を承け、高草郡布施城に治す、天文中其曾孫誠通鳥取に築て之に移る、既にして宗家祐豐(持豐の玄孫)と隙を生じ兵を交へて敗死す、子幼なるを以て家臣和を祐豐に納る、祐豐弟豐定を遣はして國を監せしめ布施城に居る、豐定卒して子豐數代り立つ、永祿中家臣武田高信鳥取城に據て叛く、豐數之を伐つ克たず、元龜二年豐數卒し弟豐國立つ、天正二年尼子勝久と共に高信を誅す既にして毛利氏來り攻め、豐國出て秀吉に投ず、(山名氏十二世凡二百六十一年豐國後德川氏に仕へ邑を但馬村岡に受く)其遺臣、毛利氏の將吉川經家を奉じて城守す、九年秀吉之を陷いれ悉く本國を定め、明年宮部繼潤を鳥取に(五萬石明年封を加へて二十萬石となす)、龜井茲矩を鹿野に(一萬三千石)封ず、慶長五年德川氏繼潤の子定行を陸奥に謫し、池田長吉を鳥取に(六萬五千石)山崎家盛を若櫻に(八東郡三萬五千石)封ず、元和三年鳥取(池田長幸)若櫻(山崎家治)鹿野(龜井茲矩)三藩を他國に徙して、池田光政を本國及び伯耆に封じ(三十二萬石)鳥取に治す、寬永中備前に徙り、其從弟光仲代て封を二國に受け、子仲澄淸定を分封し凡て三藩となる。明治維新支封二藩を稱して鹿奴(舊鹿野)若櫻と云ふ、既にして改めて縣となし、又之を廢して鳥取縣に倂す。

二、伯耆國。古へ伯伎に作る、古事記神代卷に見ゆ、天武天皇の時國造あり、國府を久米郡に置く（今の國府村）元弘三年後醍醐天皇隱岐より本國に潜幸し給ふや、國人名和長年船上山に奉迎し勤王の師を興す、因て國守に任じ、守護に補す、延元元年長年京都に戰死し、子顯興職を襲ぎ、尋で征西將軍懷良親王に從ひて西海に赴く、興國元年足利尊氏、山名時氏を守護となす、正平中、時氏吉野に歸順して丹波、丹後、但馬、因幡、出雲、隱岐六國を併せ、後ち再び足利義詮に降り、諸子を分封し、本國を長子師義に與ふ、師義卒して其子氏之嗣ぎ、河村郡松崎に治す、元中七年其弟滿幸、之を足利義滿に譖し、撃ちて之を走らす、義滿因て滿幸を守護となす、滿幸尋て誅せられ、義滿、氏之を復封し、久米郡倉吉に居り、子孫に傳ふ、七世澄之に至り國勢日に衰へ、大永四年尼子經久に滅ぼさる、經久終に河村郡羽衣石の南條宗勝、久米郡岩倉の小鴨氏等を逐ひ、全國を併す、永祿中毛利元就本國を略定し、宗勝等を納れ、杉原盛重を泉山に置き、國内を鎭せしむ、天正八年豐臣秀吉西伐し、宗勝の子元續を誘降す、十年元就の孫輝元、秀吉と講和し、本國及び備中の半を割きて之を織田氏に納る、明年秀吉、元續元淸兄弟に羽衣石岩倉二城を分ち與ふ、十九年秀吉本國の半を吉川廣家に賜ふ、關ヶ原役後、德川家康、廣家及び南條氏の封を收め、中村一忠を全國に封じ米子城に治す、慶長十四年一忠卒し、嗣なくして國除す、明年加藤貞泰大洲（伊豫）に轉じ、一政事に坐して封除し、池田光政に全國を賜ふ、寛永九年光政備前に徙り、從弟光仲之に代り世襲す、明治維新鳥取縣より兼治す。

○風俗　人國記に

一、因幡國。因幡國の八上、地頭、邑美、之三郡は實に而しかも勇有て約を不變形儀也。高草、氣多、法美、巨濃、之郡之風儀は如形侫に而邪智多ふ而丹波の風俗に似たり。武士は名利々欲にかゝはりて德之つく方に從ふ風俗也。一國之

内に如斯風儀之替る事定に天性自然の理とは云なから氣質之禀る所之正不正に因て如斯成事可見也。

一、伯耆國。伯耆國之風俗都而半實半虛と可知也、三日善を勤めて三日悪を習の風儀也、譬は貴き人に交る則は其氣忽然と而實に從、亦其人を離れて三日不親則は本性に還而悪心を發而心之趣く所に從て不道なりと知りながら而も行ひ不義と見ても是に與し一生迷闇の地に有て定る心終に無之風俗也。されは今世下劣の言葉に物之執行に進て怠り安き者を三日そうと云事是國の風儀より始と也知て不勤而怠るは大に勇氣の不足するところなり。

〇因幡民談記云。

當國々郡代々年貢高竝領主記。

一、當國郡鄕ノ租貢高數量ノ事古昔ノ制法難考源順和名抄ニ載ル所ヲミレハ正公二千萬束本頴七十一萬八百七十束雜頴十一萬八百七十束トアリ然レトモ正公本雜何束トイヘル其量法イカホト、云事今カンカヘ知難シ其後ノ國ノ賦稅シタルモノ傳ラス山名家ノ時代ノ事モ今是ヲ考カタシ郡鄕ノ內ニ邑官共ノ記セル年貢雜務ノ私記共少々殘リコレアルトイヘトモ今ノ世ノ法ニ異ナレハ其趣知カタシ殊更其時代ハ亂世ニテ國中統一セサレハ河ヲ限リ谷ヲ界ヒ我マヽニ押領シテ天下ノ政道國主ノ公法ナケレハ國中ノ租稅ノ高ソノ世ニ居ケル者トテモ知カタシ況ンヤ末ノ世ヨリコレヲハカリ知ヘケンヤ天正ノ時代天下一統其比ヨリ此方ヲ考ヘ私ノ推察ヲ以記之。

一、秀吉公御代　天正ノ比。

一、國ノ高　八萬八千五百石。

四萬五千五百石　邑美 高草 八上 法美 四郡。　宮部善祥坊法印　邑美郡鳥取在城。

領知高五萬石ノ內ナリ、殘五千石於但州二方郡領ス。

內　千石　宮部善祥坊旗下タリ。　樋土佐右衛門　高草郡大崎在城。

一、家康公御代　慶長ノ比。

一、國高　十二萬二千石。

二萬石　八東 知頭 二郡。　木下備中守　八東郡若櫻在城。

内三千石　木下備中守旗下タリ。　磯部兵部大輔　智頭郡用ケ瀬在城。

一萬三千石　高草一郡。　龜井武藏守　氣多郡鹿野在城。

一萬石　巨濃一郡。　垣屋隱岐守　巨濃郡浦住在城。

六萬石　邑美 法美 八上 巨濃 四郡。　池田備中守　鳥取在城。

三萬八千石　氣多 高草 二郡。　龜井武藏守　鹿野在城。

後於伯耆五千石加領。

都合領知高四萬三千石。

二萬四千石　八東 知頭 二郡。　山崎左馬允　若櫻在城。

於但馬七美郡領千石。

領知高都合二萬五千石。

一、秀忠公御代　元和ノ比。

一、國高　十五萬石。　一國不殘。　松平新太郎　鳥取在城。

領知高三十二萬石ノ内也。

殘十七萬石伯耆一國不殘領之。

一、家光公御代　寛永ノ比。

一、國高　十五萬石。　一國不殘。　松平相模守　鳥取在城。

領知高三十二萬石ノ内也。
殘十七萬石伯耆一國不殘領之。

當國郡中村々年貢米高　光政公 光仲公 時代

巨濃郡

一サコ　百七十石余
一クシラ　二百五石余
一中村　二百八石余
一藏見　二百十六石余
一南田　百九十一石余
一栗谷　四百七十一石余
一八重原　矢谷ノ内
一矢谷　六百二十七石余
一高江　百九十五石余
一海士　三百七十五石余
一湯山　四百八十三石余
一細河　二百十五石余
一濱大谷　九百五十石余
一岩本　六百十七石余
一本浦住　六百三十石余
一町浦住　九百九十三石余

一吉田牧谷　五百二石余
一相谷　百九石余
一小羽尾　百十七石余
一大羽尾　十七石余
一陸見　二百六十一石余
一本庄　八百六十六石余
一新井　四百十一石余
一川崎　三百五十六石余
一太田　二百六十五石余
一恩地　五百七十一石余
一高山　六百四十八石余
一湯村　千四百十石余
一宇治
一長谷　百七十七石余
一白地　五百五十一石余
一相山　百九石余

一馬場　二百十六石余
一蒲生　六百九十三石余
一銀山　三十八石余
一洗井　五百五十四石余
一岩常　七百四十一石余
一印内　二百八十二石余
一荒金　二百七十二石余
一黑谷　百九石余
一高住　百九十三石余
一長江　百三十六石余
一池谷　二百五十三石余
一圓江寺　二百五十六石余
一小田大谷　三百八十九石余
一大坂　三十九石余
村數合　四十六
米高合　一萬七千百十石一斗余

法美郡

一立川　二百四十石余
一矢津　四百六十八石余
一卯垣　四百六十八石餘
一瀧山　三百六十六石余
一百谷　七十五石余
一岩倉　四百十九石余
一奥谷
一宮下　七百七十三石余
一大杭　六百石余
一安田　百九石余
一中郷　六百九十九石余
一三代寺　三百八十八石余
一生山　三百五石余
一淀　三百六十四石余
一杉崎　七百二十六石余
一櫻谷　六百三十石余
一今在家　二百八十石余
一正蓮寺　三百二十六石余
一國分寺　四百六十一石余

一根木谷　百十八石余
一香取　二百三十五石余
一紙子谷　百三十四石余
一舟木　二百六十五石余
一桂木　五百三十二石余
一皆藏寺　六十五石余
一廣岡　二百三十八石余
一法花寺　三百五十二石余
一丁　三百三十石余
一町屋　五百八十九石余
一廣瀬　六百四十六石余
一玉鉾　五百三十二石余
一高岡　五百十四石余
一高井　百三十七石余
一絲谷　二百五石余
一谷村　七十一石余
一岡益　四百五十四石余
一清水　二百四十二石余
一神垣　二百九十六石余

一山根　三百二十八石余
一新井　二百十六石余
一吉野　四百十九石余
一中河原　百六十三石余
一山崎　五十石余
一荒舟　七十五石余
一上地　百三十五石余
一菅野　二十六石余
一岩井谷　百三十七石余
一朽本　百三十五石余
一苗代　百七十九石余
一十石　百八石余
一神後　五十二石余
一殿村　七十四石余
一木原　百五十八石余
一雨龍　百九十七石余

村數合　五十三
米高合　一萬六千七百九十六石五斗余

八　上郡

一布袋　五百二十石余
一下舟戸

一袋河原　四百石余
一長瀬　四百八石余

一谷一木　二百四十四石余
一渡一木　四百四石余

一圓通寺　三百三十七石余
一稲常　八十一石余
一片山　三百八十七石余
一今在家　二百四十五石余
一山手　四百九十九石余
一郷原　二百七十四石余
一三谷　二百九石余
一米岡　五百二十一石余
一破岩　十四石余
一岩田百井　三百五十石余
一中嶋
一徳吉　七十九石余
一高津原　百二十四石余
一釜口　五百七十八石余
一和波　百二十九石余
一佐貫　千七十六石余
一水根　三百八十五石余
一小倉　九十四石余

一山野上　二百九石余
一曳田　四百九十三石余
一天神原　三百二十四石余
一鹿野　百二十一石余
一本角　百十石余
一中井　三百五十六石余
一湯谷　六十二石余
一小畑　百五石余
一弓河内　五百五十一石余
一牛戸　百三十六石余
一小河内　二百二十石余
一神馬　四十八石余
一萬代寺　百十三石余
一久能寺　二百二石余
一河下　四百九十四石余
一宮谷　三百四石余
一奥谷　三百二十七石余
一塚原　百六石余

一下坂　四百二十五石余
一井古　百五十四石余
一土師百井　百八十五石余
一池田　四百六十二石余
一福本　三百十七石余
一門尾　五百二十一石余
一稲荷　二百九十七石余
一殿村　六百九十七石余
一橋本　百八十一石余
一下野　百五十二石余
一朽谷　百五十二石余
一坂田　三百八十石余
一下村　百三十四石余
一上舟岡　百七十九石余
一下舟岡　千五十八石余
村數合　五十七
米高合　一萬六千六百三十石一斗余

八　東郡

一用呂　五百九石余
一高野　三百二十三石余
一三倉　百六十六石余

一赤松　三百二十九石余
一諸鹿　三十八石余
一來見野　六十四石余

一屋堂羅　百三十二石余
一淺井　百十三石余
一大炊　百六石余

一不香田　百二十三石余
一長砂　百十二石余
一湯ノ原　九十石余
一淵見　四十八石余
一茗荷谷　十五石余
一付米　五十五石余
一岸野　四十八石余
一糸白見　百七十石余
一須澄　百十二石余
一根安　八十三石余
一岩屋堂　七十石余
一吉川　百五十石余
一中原　百七十九石余
一大野　百三十八石余
一小舟　百二十二石余
一落折　十六石余
一若櫻　六百五十三石余
一日野田　六百十五石余
一南村　六百五十二石余
一日土(ヒツチ)　百三十一石余
一北山　三百三十五石余
一戸部田　二百十石余
一志谷　百七十二石余

一細見中村　二百九石余
一稗谷　百六石余
一横地　百五石余
一妻鹿野　九十五石余
一徳丸　千二十九石余
一飯原　百六十三石余
一東村　三百五十八石余
一才代　三百十六石余
一岩淵　百七石余
一三浦　六十三石余
一鍛冶屋　百八十九石余
一柿ヶ原　四十五石余
一佐崎　四十七石余
一清徳　七十九石余
一小別府　三百七十四石余
一新興寺　八十二石余
一安井　八百石余
一大門
一殿村　百六十三石余
一一谷　四百四石余
一西御門　二百九十石余
一高下　四百四十三石余
一水木中村　三百十一石余

一水木　五百三十五石余
一志子部　三十二石余
一福井　三百四十二石余
一日下　四百五十七石余
一茂田　二百四石余
一下峯寺　二百三十四石余
一上峯寺　二百七十二石余
一山野　三百三十八石余
一篠坂　五百三十八石余
一市場　三百九十九石余
一覺王寺　四十八石余
一野町　百六十六石余
一麻生　百五十八石余
一福地　二百十七石余
一山志谷　四十石余
一明ヶ延　七十石余
一落岩　百四十六石余
一姫路　五十四石余
一上津黒　百八十二石余
一下津黒　二百八十二石余
一別府　四百九十二石余
一道場　三百十二石余
一大坪　六百十石余

一山路　二百七石余
一山田　二百六十七石余
一花原　百八十石余
村數合　八十二
米高合　一萬九千七百十二石八斗余

知頭郡

一木野原　百七十一石余
一横田　百六石余
一山田　百六石余
一十日市
一早瀬　五十五石余
一香音寺　十五石余
一水嶋　六十九石余
一口早野　四十九石余
一五月田　八十一石余
一東宇塚　百二十一石余
一西宇塚　二百四十七石余
一河津原　三十三石余
一奥早野　百十六石余
一宮本　百十一石余
一宇舟　二十六石余
一朽本　三十八石余
一野原　五十七石余
一眞加野　二百十石余
一竹野内　八十二石余

一大屋　二百五十七石余
一大坪　六十石余
一慶所　四十四石余
一長瀬　五百二十石余
一三明
一穂野見　二百三十一石余
一三田中村　三百四十二石余
一井上　九十石余
一河戸　四十五石余
一山根　百八十五石余
一山崎
一知頭　四百五十七石余
一市瀬　百四十七石余
一岩神　五十石余
一坂原　九十六石余
一中田　六十三石余
一惣地　二百九石余
一新野見　百五十七石余
一中河原　四十六石余

一口波多　二百十七石余
一奥波多
一口宇波　百二石余
一奥宇波
一南方　六百三十石余
一篠坂　四十三石余
一毛谷　三十五石余
一合野原　七十石余
一大内　九十六石余
一木野下　六十三石余
一尾野見　八十石余
一白坪　三十八石余
一中原　七十四石余
一福原　五十九石余
一駒歸　五十二石余
一西野　百十四石余
一中嶋　六十四石余
一大呂　三十七石余
一芦津　六十九石余

村名	石高
一八河谷	三十三石余
一赤波	百五十二石余
一下高狩	二百六十七石余
一小田	二百五石余
一上高狩	三百五十石余
一三成	百六十八石余
一別府	四百十九石余
一古用瀬	二百九十六石余
一家奥	百八十石余
一屋住	四十九石余
一江浪	二十七石余
一安藏	百四十一石余
一宮原	九十一石余
一川中	
一栗原	百三十八石余
一金屋	三十四石余
一東井	四十四石余
一用瀬	百七十六石余
一桂谷	七十一石余
一刈地	九十四石余
一小原	十二石余
一津無	二百三十一石余
一古市	二百三十一石余
一大井	四十四石余
一森ケ坪	七十一石余
一加勢木	四十六石余
一高山	三百四十五石余
一角村	九十石余
一福園	六十六石余
一萬藏	二十六石余
一大水	四十二石余
一畑	七十一石余
一付谷	四十四石余
一尾付	四十一石余
一細尾	五十二石余
一淀	七十一石余
一川本	三十三石余
一尾相	七十七石余
一中村	十六石余
一柄原	十一石余
村數合	九十七
米高合	一萬千五百二十五石三斗余

氣多郡

村名	石高
一下青屋	三百三十石余
一上青屋	七百七十三石余
一向青屋	四百六十八石余
一井手	百六十六石余
一菅川	百三十七石余
一龜尻	三百五十九石余
一山田	二百七十九石余
一北河原	三百六十石余
一鳴瀧	百九石余
一八葉寺	百四十九石余
一田原谷	百十二石余
一紙屋	百十五石余
一楠根	百十五石余
一澄水	百三十八石余
一桑原	百四十八石余
一露谷	百九十一石余
一大平田	九十五石余
一小平田	百四十八石余
一山崎	百八十三石余
一養郷	百四十二石余
一奥谷	二百四十三石余

高草郡

一大坪　二百六十八石余
一藏内　三百七十四石余
一早牛　二百九十八石余
一山根　三百四十四石余
一河原　二百四十七石余
一小畑　百八十七石余
一長和瀬　二百四十石余
一絹見　二百二十六石余
一母木　三百三十三石余
一酒津　母木ノ内
一奥澤見　三百九石余
一富吉　百八十三石余
一常松　三百二十二石余
一下光本　七百四十七石余
一戸嶋　百五十石余
一馬場　二百三十石余
一塚手　百六十六石余
一西分　八十六石余
一廣木　六十石余
一閑野　二百七十三石余
一末持　三百六十五石余

一水谷　百三十一石余
一鹿野　千三百八石余
一宿　三百六十五石余
一片山　三百二十二石余
一重高　二百十石余
一二本木　四百八石余
一下坂本　千二百四石余
一濱村　二百二十石余
一小谷　六十五石余
一所　四百六石余
一湯村　二百七十七石余
一福田　九十石余
一梶掛　百十三石余
一重山　百六十六石余
一岡井　三百三十九石余
一木梨　三百五十七石余
一中園　二百十石余
一妙見　三百二十二石余
一寺内　二百六十九石余
一今市　四百五十二石余
一玉川　二十八石余

一河内　百四十七石余
一鷲峯　百五十一石余
一小別所　二百七石余
一殿村　六百九十一石余
一下石　二百三十九石余
一飯里　百六十石余
一原井手上　四百九十五石余
一山宮　百四十二石余
一橋詰　二百四十九石余
一新宮　百七十二石余
一高下　二百二十五石余
一高江　二百九十九石余
一江下　三百十八石余
一下原　三百二十五石余
一八幡　四百八十九石余
一姫路　三百八十九石余
一日光　百六十五石余
村數合　八十
米高合　二万二千二十三石五斗余

一伏野　四百八十四石余
一小澤見　百七十五石余
一三倉　五十三石余
一內海　三百三十二石余
一內海中村　二百六十三石余
一大谷　二百石余
一岩本　四百七十三石余
一松原　五百三石余
一六反田　三百七十四石余
一福井　五百三十七石余
一福谷　六十二石余
一洞谷　百五十九石余
一瀬田倉　百八石余
一大畠　三百八十石余
一長柄　二百八十九石余
一湯村　五百六十二石余
一明德寺　百七十九石余
一双六原　百三十九石余
一矢萩　百三十六石余
一高住　五百六十三石余
一荒田　百九十三石余
一三山口　百七十七石余
一加路　二千百三十七石余

一布施　四百九十七石余
一三谷　二百三十五石余
一足山　四百七石余
一吉山　百五十二石余
一甲山　八百七十九石余
一三津　百二十二石余
一小山　千八百二十九石余
一德尾　八百八十九石余
一安長　千石余
一德吉　六百七十二石余
一秋里　千五十二石余
一江津　四百三石余
一松上　百六十八石余
一岩坪　九十七石余
一河內　二百三十一石余
一槇原
一小原　百二十七石余
一細見　二百十一石余
一上原　五百四十九石余
一尾崎　百七十七石余
一大塚　四百八十二石余
一野坂　五百三十五石余
一鵜　五百十七石余

一大間　三百六十五石余
一角馬　三百二十石余
一荒神谷　二百二十三石余
一本高　五百十六石余
一中村　三百八十一石余
一大森　百五十五石余
一篠坂　百四石余
一高路　百二石余
一今在家　三百九石余
一上段　二百五十五石余
一北村　四百八十一石余
一下段　三百三十二石余
一宮谷　四百六十五石余
一上砂見　百九十四石余
一中砂見　百九十一石余
一下砂見　三百十二石余
一倭文　五百八十石余
一長谷　三百四十四石余
一赤子田　五百四石余
一上味野　千四百十二石余
一下味野　千五百四十一石余
一服部　七百三十三石余
一猪子　百五十四石余

村名	石高
一横枕	二百八十八石余
一玉津	百九十六石余
一竹成	三百六十四石余
一古海	千百七十四石余
一雁津	
一菖蒲	六百九十石余
村數合	七十五
米高合	三萬千九百六十一石三斗余

邑美郡

村名	石高
一東大路	百二十四石余
一中大路	三百二十二石余
一西大路	二百十一石余
一八坂	三百二十石余
一藏田	四百三十二石余
一橋本	四百八石余
一小島	三百五十四石余
一馬場	百五十四石余
一天王嶋	二百八石余
一數津	五百五石余
一叶	七百三十石余
一三輪	百七十石余
一戀路	百八十石余
一古高下	四百五十一石余
一久末	五百四十五石余
一國安	五百五十五石余
一宮長	五百三十四石余
一大覺寺	六百三十九石余
一雲山	五百三十八石余
一吉方	六百石余
一吉成	千五百九十石余
一富安	四百六石余
一古市	三百三十八石余
一鳥取	千二石余
一田野嶋	三百七十二石余
一行德	三百五十四石余
一湯所	二百七十一石余
一角寺	五百五十四石余
村數合	三十
米高合	一萬三千九百八十二石九斗余

一、郡數　八

一、村數　五百十七

一、米高合　拾四萬九千七百四十二石五斗余

內畠高　一萬六千四百六十石余

右ノ外新田米高有リ。

第十九章　鳥取築城

元和五年己未　鳥取城を增築す三年にして成る。

池田家履歴略記・卷五に

元和三年三月六日烈公鳥取へ國替ありて八月十四日家中の上下、播州姫路より爰に來りて漸に居なれしが。鳥取の城下狹ければ先此普請の評議あり。去なから大營の事、俄に行へき樣なく衆議一決せず。當城の外、兩國の內に地理をトし城築くべきとありて、當國高草郡布施の古城はいにしへ山名家當國守護の時の居城にして、後は大池をかまへ海へも程近く前は田野ひらけて町小路を割に狹からず、此所然るへしとあり。されとも此所は久廢の地にて中々急に全備すべからずとて止ぬ。伯州米子は尤地利よけれとも兩國の邊端なれは此所も成かたし。倉吉は山奧にて然るへからす、久米郡茶臼山の地形尤もよろしけれは此所を用ひられんとて既に廣狹をつもり引繩ありしに新地なれは俄に取立かたしとて終に鳥取をひろめ用ひらるゝにそ極りぬ。然れは今年正月より普請を起しける。備中守在城の時は柳土手を以て鳥取の惣かまへとし袋河より內に町屋を立つ今の柳倉の前に橋を架し大橋と號し當城の大手とす。此そとは皆田野なり。橋より城の堀際まで三街市あり東を鰻町と云ひ、中を中町と云ひ、西を與次右衞門町と云ふ。侍屋敷は山下の堀より內に在り。或は宮內湯所口にありて商家と交れりされは今町小路をひろめんとするに川筋街中を通けるゆへ新川を堀り河水を通し鳥取の惣廓をめくらし元の門を塞き此所より四町はかり西南田野の中へ出し吉方稻原の兩村の下松ヶ崎と云邊より下は平田あたり今の出合橋の本まて十四五町か間幅七間深三間半の河をほる。三月以後は農に妨ありとて正月二月兩月

鳥取城

を限り兩國の民夫に課して作らる遠近村里一軒も此役にもるゝ者なし扨、川をほり付土を河の傍に置、土手を築き竹を植え惣かまへの要害とす、元の河通にも堤をつき埋め新河へ水を落し堤の內に街市を割、新川に五ヶ所橋を渡し諸所への通路とす。前の柳堤の內、今は山下の侍の第とす、新河の內を明て町家とし端々は武家に割、本の河筋は山下の中を流るゆへ小路を割にさまたげとなれは皆士屋敷の裏を流るゝ樣に地割をし所々に土橋を渡し又町屋に割し所郊外の田地ふけ田とも多ければ他の土を埋む。其土を穿てるあと大池となれり。かく地割調ひ侍ならひに商家に渡ければ皆々引移て營作す。三年にして大概、備れり、是皆日置豐前一人かはからひにして一事失錯なかりければ人皆其度量に服す。當城本丸の山上に登りて望めはいつれの小路も眼前に供しける。本丸の前狹ければ三間つゝひろめ、櫻を植、櫻の馬場と云ふ。芳賀內藏允薄田左馬助、奉行たり。此豐前政治平直なる故、追々に國富み兵强くなり四民安堵しけるとぞ。

（附）日置豐前の智勇

烈公御幼稚の內は宮內少輔忠雄殿、御後見なり。公儀の事は加々爪甲斐守に談して萬事豐前執行ひける。或時、忠雄殿、甲斐守集會の序に豐前を呼はれ、政事に私ある由をせめらる。豐前承り其事は箇樣の品、此條は如此、或は土井大炊頭殿御內意ゆへかく取計ひたりと、一々其義理明白に、答へければ兩人共に座を立たんとし給ふ時に、豐前、押とゝめ今日の事はゆはれありての事かと存候其子細は新太郞殿の家に傳へたる大包平の太刀を借用ひられんとの事なりしを殿十五歲の後はともかくも候へ只今は幼く候へは某、計ひかたしと答へ申せしに不快の色見候かと覺候。此外は我等心にかゝる事なく候とあら〳〵しく申ければ忠雄殿も甲斐守も打笑ひて、兎角の言葉なかりしとぞ豐前は大坂の軍にも功勞有之艱難具に知れるゆへ甚儉約質素にて武備缺る事なし。寬永九年備前に移封ありし後、每日早朝に士壹人鎗持には短きかき鎗に手拭を結ひ付て持せ外に草履取一人上下四人にて城の東門旭川の端に出て手水をつかふ如何なる心にや、人其故を知らず年老て後、病重くなりしか烈公鷹野の歸るさに日置か家に臨み給ひ自ら彼か病の躰を尋ね給ふ扨京都に人を上ほせて良醫を招せ給へとも終に卒しければ悼み給ふ事大方ならず、豐前か子若狹も父か遺風あり烈公江戶の城壁を築かせ給ふ時。若狹總奉行なりしに在江戶の失費を自ら償ひ殊に大木等をも奉りし或時御老中普請場をめくらるゝ折節、大石を引かけけるに其石あまりに巨石にて動かざりしかば、若狹自ら石上に踊り大音に音頭しければは御老中甚賞美あり、御老中の從士までも石引繩に取付て暫時に石を運ひけると云ふ。父子共に忠貞無二淸廉の士にして機智縱橫、特に土木の天才と謂ふべし（履歷略記に據る）

因幡民談記云

鳥取城下普請の事

光政公因伯二邦拜領アッテ家中大小身ミナ鳥取城下ニ入ットフ此城下備中守殿纔カ六万石ノ領主トシテ居住シ給フ處ナルニ播州五十万石ノ家中ヲ移シ來ル所ナレハ上下人數居塞リ家每ニ居アマッテ寸土モナキカ如クナリ長臣打寄先城下普請ノ評議隙モナシ然レトモ事大營ナレハ俄ニ事行クヘキ樣モナシ衆議區々ニシテ一決セス當城ノ外兩國ノ中ニ別ニ宜シキ城地ヤ有ヘキト樣子僉議アリケルニ當國高草郡布施ノ古城ハ昔山名家當國守護ノ古地ニシテ地形後ロニハ大池ヲ構ヘ用害尤宜シクシテ海口ヘモ程近シ前ニハ茫々タル田

野有テ町小路ヲワルニ狭カラス此處ヲ可然ト云議モ有リケレトモ此處モ久ク退轉セシ草萊ノ古墟ナレハ五年三年ニ全備スヘカラストテ此議モ終ニヤミシトカヤ又伯州ニテハ米子ハ尤地ノ利ヨク万事自由ノ所ナレトモ兩國ノ邊端ナレハ是處ハ成難シ又倉吉ハ山奥ニテ

鳥取元和古圖

國主鎭坐ノ處ナラス久米郡茶臼山地形尤宜シケレハ此處ヲ用ヒラレンカトテ已ニ廣狹ツモリ繩張ヲモセラレケレトモ此處モ新地ナレハ俄ニ取建ル事ナリ難キトテ鳥取ヲ廣メ用ヒラルヽニ窮リケリ然レハ其翌年正月ヨリ普請夥シク興行セラレケル備中殿御代ニハ柳土手ヲ以鳥取ノ惣カマヘトナシ袋河ヨリ內ニ町屋ヲ立ツル今ノ柳倉ノ前ニ橋ヲ架ケ大橋ト號シ此處ヲ鳥取ノ大手トス是ヨリソトハ田土ナリ橋ヨリ城ノ堀ノ涯迄三筋ノ町ヲ立東ノ方ヲハ鰻町ト云中筋ヲハ中町ト云西ノ方ヲ與二右衛門町ト云侍ノ屋敷ハ上下ノ堀ヨリ內ニアリ或ハ宮內湯所口ニアリ少々町屋ニモ交リアリ如此ナリケレハ町小路ヲ廣メントスレトモ川筋町中ヲ通リケル故成リ難ケレハ新川ヲ堀リ河水ヲ通シ鳥取ノ惣クルハトシ本ノ川筋ヲハ塞キケル本ノ河ノ邊ヨリハ四町ハカリ西南ノ田土ヘ出シ上ハ吉方稻平ノ在家ノ下松カ崎ト云邊ヨリ下ハ平田ノアタリ今ノ出合橋ノ本マテ十四五町カ間河幅七間底ヘ三間半ニ堀ニケル三月以後ハ農ニ妨ケアリトテ正月二月兩月ヲ限リ因伯兩國ノ百姓ニカケホラセケレハ在々所々一宇モ此棟役ヲ遁ルヽ者ナク一民モ此力課ヲ勤サル百姓ナシ夥シキ經營ナリ扨川ヲ堀リ付土ヲハ河ノ邊リニ土手ヲ築アケ是ヲ惣カマヘノ用害ニ用ヒ土手ニハ竹ヲ植ラレタリ扨本ノ河ヲハ堤ヲツキ埋フサキ新川ヘ水ヲ流シカケ堤ノ內ニ町小路ヲワレリ新川ニハ五所ニ橋ヲ掛ケ方々ヘノ海道トセリ前代柳堤ヨリ內ノ町小路ヲハヤフラレ內山下ノ侍屋敷ノ町

トナル柳堤ノ外新川ノ内ヲ以町屋トシ端々ニハ侍屋敷ヲ割ル本ノ河筋ハ山下ノ中ヲ透リケル故小路ヲワル妨ケトナレハ皆侍屋敷ノ裏ヘ行ク様ニ地割ヲセリサレトモ彼方此方河筋メクレハ或ハ往還ノ路ヘ出或ハ屋敷ノ家ドトナル所ヲハ是ヲ埋ントテ多クノ人カ財力費ル事限リナシ河底深ク沼ナトノ處ハ土石ニテモメリ入埋アケ叶ハ子ハ材木共ヲ以打入ケルトカヤ往還ノ所ヲ河ノ透リヌルヲハ埋切リテ土橋トス又町屋ニワリシ處ハ郊外ノ田土フケ田トモ多ケレハ柳堤ノ外ヲホリ町中ノ地ニ引ケレハ今ニ其跡大ナル堀トナル侍町モ町方モ屋敷ワリヲシテ渡シケレハ我先ニト地ヲ引材木ヲ集メ其營ミ夥シ侍町ハ數限リアルニヨリ漸ニシテ立塞キケレトモ町屋ハ小路ハ割ケレトモ俄ニ住スル人モナク皆アキ地ノミニシテ、コヽカシコ、マハラニ家ヲソ立ニケル侍方町方共ニ皆新造ニ作リ立ル事ナレハ二三年カ間ハ只土木ノ業ノミニテ其道々ノ細工人城下ニ集リ毎日所作ヲナス事夥シ日置豐前守一人カヽハカラヒ吾カ智謀工夫ヲ以如此出仕セリ斯ル大儀ニアクム事モナク少ノ失錯モナク成就セシ智惠氣量ノ廣キ事ヲ皆人是ヲ感シアヘリ又此市町侍町共ニ小路ヲワルニ本丸山上ヨリ見ヲロセハ何レノ小路〳〵モ町ノ陰ナク人道ノ見ユル様ニワリケルトソ聞ヘシ是若シ亂ニヲイテ敵城下ヘ寄セ籠城ニ及フ時見ヲロサンカ爲ナリケル豐前守自ラモ是ヲハ自賛シケルトカヤ又城ノ堀ノ前備中守住置玉ヒシハ其カマヘ狭カリケル故ニ此度三間ツヽ廣メラル櫻ノ木ヲ植ラレ櫻ノ馬場ト是ヲ號ス芳賀内藏之丞鈴木田左馬此兩人モ惣奉行トシテ豐前守ト共ニ下知ヲセリ斯テ端々家共立ツヽキ城下夥シクハナリケレトモ新營ノ事ナレハ近年ノ内ハ所々マハラナレハ住付者少ク明家ノミ多カリシカ年々ニ賑ヒ出當國主入國以後四方隣國ヨリ來住シ諸商買人富サカヘ屋敷ヲ求カネ地ヲ爭ヘハ城中ノ寸土如二寸金一ト僧清順カ作リシ詩ノ趣ニモ相同シク白樂天カ名ヲ聞テ居不易ト嘲リシ長安ノ市ニ異ナラス。

國中所々城破事

元和元年乙卯ノ歳大坂一亂落城ノ後天下東風ニナヒキ關カ原以來ノ兇徒ノ餘類殘リナク滅ヒ今ハ四海可窺國家亂賊モナク邊國遠境マテモ靜カナレハ馬ヲ華山ノ陽ニ歸シ牛ヲ桃林ノ野ニ放テ弓ヲ袋ニシ太刀ヲ函ノ底ニヲサメ目出度御世ト成ニケリ然ルニ中古以來日本國中亂逆甚シクシテ國々ニ城々ヲ築キ里々村々ニ用害シケリ今ニ其構ヘ殘リ一揆劫盜謀坂ノ用心ニモ宜シカラス是治世ノ備ニアラス日本國中一國ノ大城一ツハ除キ端々ノ小城ヲハ破却シ天守櫓ヲドシ石垣等崩スヘシト御下知國々ニ下ルニヨツテ不日ノ中國々不殘是ヲ卸シケリ當國ニモ鹿野浦住若櫻用瀨等ノ城々此時ニ破却シケリ年經シ城々金城湯池ノ構ヘ共目ノ前ニ野原トナリ荊棘露濃々トシテ强吳亡テ姑蘇城ヤフレシ昔ノ形勢ニ相似タリ。

第二十章　大阪城の修築

因伯時代に於ける烈公の大坂城普請手傳は前後三回あり。元和六年および寛永元年、同五年、是なり。

（一）　元和六年大阪城修築。

池田家履歴略記　元和六年條

今年大阪の城壁修築あるへき旨を命せられ、日置豊前、池田下總、土倉市正、若原監物、交代して大阪に在りて其役丁を奉行す。

類纂　公務門

元和六年庚申正月幕命ニ因テ大阪ノ城壁ヲ修セラレ日置豊前、池田下總、土倉市正、池田美作守、若原監物等代ルヽ修築ノ役ヲ執ル、此役執事ノ諸士家譜ニ其事ヲ記載セシ者野村越中、湯淺右馬允、田口五左衛門、俣野善内、堀兼角太夫、松田角右衛門、香川又右衛門、青木六郎左衛門、加藤十郎兵衛等ニシテ餘ハ詳カナラズ。

池田河内ノ家譜ニ曰家來高木齋、片桐權之佐、波多掃部代ルヽ大阪相詰奉行人役人等罷上リ相務ム。御普請手間取候故家來ノ奉行人共大阪又ハ犬島ノ石切兩所ニ往來シ寛永元年ノ役ニテ相務ム。

元和六年大阪修城に關する文書。五通

先是元和五年、時の老中四名連署にて大阪城普請手傳の上意を傳へらる左の如し

尚々自身御上候事者必御無用之由被仰出候以上。

急度申入候彌從來年三月朔日、大坂城石垣御普請被仰付候可有其御用意候但御
自身御上候事者御無用候返々右之旨就　上意如斯候恐惶謹言

九月十六日　安藤對馬守　重信　花押
土井大炊助　利勝　花押
本多上野介　正純　花押
酒井雅樂頭　忠世　花押

松平新太郎殿

因に之を以て元和六年度に擬せし根據は書中に見ゆる四老中の在職年間。酒井忠世は元和三年より寛永十一年。本多正純は元和三年より同八年。土井利勝は元和三年より寛永十五年。安藤重信は元和七年に及べるを以て、之を因州時代の大坂城普請、元和六年、寛永元年、寛永五年の三度に照合すれば、以上四人の老中在職は正に元和六年度のみとなる也。

老中書翰

於是。光政因州の諸老臣に命令する所ありき左の如し。

今度大坂石垣築直し普請之儀自三月朔日可申付由候、被仰出候、則御普請御奉行衆二月初時分當地迄可罷上候旨被仰付候由に候間其以前自其地も普請奉行以下差上せ候様何も相談可然候左様に候へば乍大儀、土肥飛彈守被召上様子及見被申付可給候爰元相替儀も無之候猶近々可申遣候、謹言。

正月十六日　新太幸隆（花押）

土　倉　市　正殿

土　肥　飛　彈　守殿

態令申候大坂御普請に年寄衆之內壹人被上候樣にと申遣候、何と相究候哉飛驒煩然候共無之候て跡に而國之用所迄も被申付事難成躰に候者、市正在國候て乍大儀下總攝州兩之內壹人大坂へ被罷上候樣可然存候委申迄も無之義に候條可然樣に何も相談之上壹人被相上尤に候爲其如此候謹言。

三月十一日　　新太郎　幸隆　花押

池　田　攝　津　守殿

池　田　下　總　守殿

土　倉　市　正殿

土　肥　飛　驒　守殿

同六年十一月廿一日大阪普請竣成に依り將軍家及閣老四名より來翰あり左の如し。

今度大坂普請之儀入精候故早々出來悅思召候下々苦心之程察覺候也

十一月廿一日　　秀　忠

松　平　新　太　郎　と　の　へ

德　川　秀　忠　書　翰

以　上

此度大坂御普請之義被入御念被仰付候故、出來候段別而被思召　御感候下々辛勞之程從拙者共懇々可申入候返々上意候恐々謹言。

十一月廿一日　　安藤對馬守　重　信　花押

土井大炊助　利　勝　花押

本多上野介　正　純　花押
酒井雅樂頭　忠　世　花押

松平新太郎殿

（二）寛永元年大坂城修築　附大石運送。

今とし大坂の城石壁普請の役あり正月より八月に至る。

池田家履歴略記　寛永元年條

類纂　公務門

寛永元年甲子再ヒ幕命ニ因テ大阪城ヲ修セラレ正月起工、池田出羽、日置豊前、土倉市正、等ヲシテ役ヲ督セシメ伊木日向、池田美作守等亦干カル　執事ノ諸士家譜ニ其事ヲ載セタル者ハ湯淺右馬允、薄田加兵衛、津田左源太、都志又兵衛、中村加兵衛、波多野彦左衛門、古田番右衛門。福岡杢左衛門、堀兼角太夫、眞野善兵衛、村井傳右衛門、小崎吉左衛門、岡田九郎右衛門、河合助之丞等ニシテ皆正月ヲ以テ因州ヲ發シ、八九月ノ交事ヲ竣テ還ル。

關係文書

我等手前、石見事之由御奉行衆御譽候由、滿足申候、其方情入候故ト存事候、永々苦勞共ニ候猶追而可申候、謹言。

三月廿八日　新太光政　花押

（紙破損す）

生駒九兵、普請之様子、申越候其元より石數大坂まて爲上候由珍重候、角石近日ニ可相上用意仕候旨尤ニ候、彌無油斷可申付候隨而眞鹽壹桶差越祝着候、猶生駒九兵方より可申上候。

六月六日　　　　　　　　　　　　新太郎　光政　花押

湯淺二郎右衛門殿

因に記す。元和年中。寛永元年ナラン其ハ光政(花押)アル爲ニ大坂御城普請の節烈公より石を上せ給ふ。此頃備前は忠雄領し給ふ時なれは同國犬島の石を御もらひありて御普請奉行御船手其外役人を因州より犬島へ被遣直に大阪へ登せ給ふ。忠雄卿の御普請奉行、佐橋三郎兵衛、丸山四兵衛も犬島に行て指圖せり。然る處、長三間四尺横九尺厚さ八尺の大石を堀したり。されと中々船に可積とは見へす。烈公の御普請奉行、湯淺次郎右衛門見て船に積ん事をはかる三郎兵衛、四兵衛はかやうの大石何とて船積なるへきや早々切分けて可積と云ふこれに依て已に切るべきに極りたり次郎右衛門、御船手梶原五郎右衛門を呼て珍敷切碎かんは如何にも殘念なり。此石を大坂へ上さは希代の事なるへし何卒積れましくやといふ五郎右衛門聞て此節順風にも候へは積て見候半とて彼石を段平に積せ大船に牽せて乘出したり。彼石を積たる船、水の上わつかに五六寸あり。五郎右衛門は海上にて大事あらは腹をきるまてよと覺悟を究めて赴きけるに次第々々に追手強く翌日大阪に無事に着船したり其節諸國より献上の石多き中に第一番の大石なるよしとそ。

此五郎右衛門は他家にて武功もあるものなるが中村主殿を賴み御家を望み來りしに其節浪人多く集り我も々々と先功衒ひ仕を求めける時なれば急に望みの祿賜らん事なりかたし、まつ輕き役勤め時節を見合はして取持つべき由主殿申けれは其意に任せけるに國淸公逝去し給ひ主殿も御家を去たり。されと興國公にも御存の事故御捨置も有ましきと御家に留りけるに興國公もまた逝去し給ひいよいよ望みも絕へけれとも御幼君の時に至り何を申立に御暇申すへき樣なしと思ひ一生御船手にて終りたりとそ。

編者案に此大石運搬の年代に就いて考ふるに前出三月廿八日附烈公の書簡「我等手前石、見事之由御奉行衆御誉候由滿足申候」とあるに新太光政と署せられ。其光政の名は元和九年七月京都にて將軍の命に依り元服を加へ偏諱を授けられて幸隆を光政と改められたる事を思ひ合せなば是は寛永元年以後なること明かなり。因て姑らく此に收載せり。

（三）　寛永五年大阪城修築

池田家履歴略記　寛永五年條

今年も大阪の城壁を築くへきものと台命あり、然れとも家老とも其役にのぼり烈公は直に今年は江戸に留り給ふ。

類纂　公務門　六

寛永五年戊辰又大阪二ノ丸城壁ヲ修補スヘキ旨幕命アリ、正月起工、池田河内　若原監物、岸織部等ヲシテ、役ヲ督セシメ湯淺右馬允、中牟田三郎太夫、野中市左衛門、中村長兵衛、林六左衛門、森島久右衛門、山崎九之丞、稻川十郎右衛門、堀兼角太夫、磯部九郎右衛門等干役、九十月ノ交事竣テ因州ヘ歸リシ趣、家譜ニ見ヘタリ。

普請奉行熊谷十左衛門ノ家譜ニ曰、大阪三ケ度ノ御普請相勤攝州打出村御影村石場ヘ毎度罷越ス。

以上、大阪三度の城普請の中、寛永元年に於ける巨石の運搬は天下の視聽を聳動せしめたる壯擧なると同時に今後も永く大阪城觀覽者をして因伯時代に於ける烈公唯一の記念物として梶原太郎右衛門が懸命の大石、大阪城壁第一、日本一の此の巨石に驚異の目を瞠らしむるものならん。

第二十一章　元服、叙任、婚儀

一、元服、叙任

元和九年癸亥光政十五歳、七月將軍家光入朝し幸隆。（烈公の幼名）從ふ將軍命して元服を加へしめ從四位下に叙し侍從に任す、偏諱を賜ひて光政と改稱す。

池田家履歴略記　元和九年條

七月大猷廟（○家光）御上洛ありしに烈公もしたかひ江都より都にのほらせ給ひ常德寺を旅館とせらる、此時將軍家より首服を加へ御諱字賜ひ光政公（○是までは幸隆公とそ申ける）と改られ四位侍從になされ、やかて御暇賜ひて因州に歸らせらる。

叙任の口宣案及辭令寫左の如し。

辭　令（用紙鼠色奉書）

從四位下源朝臣光政

正二位行權大納言藤原朝臣

實條宣奉　勅件人宜令

任侍從者

元和九年八月六日

掃部頭兼大外記造酒正助教中原朝臣師生奉

口宣案（同　上）

上卿　三條新大納言

元和九年八月六日　宣旨

源　光　政

宜叙從四位下

藏人權左少辨藤原經廣奉

口宣案（同　上）

上卿　三條新大納言

元和九年八月六日　宣旨

源　光　政

宜　叙　侍　從

藏人權左少辨藤原經廣奉

寛永三年丙寅光政十八歳、八月、將軍家光、前將軍秀忠、京師に朝す光政從ふ。左近衞權少將に任す、九月六日天皇

二條城に幸す光政國詩を獻す。尋て家光東歸し光政亦國に歸る。

從四位下源朝臣光政
正二位行權大納言藤原朝臣
實條宣奉　勅件人宜令
任侍從者
元和九年八月六日

宣　旨

口　宣

口宣案（用紙鼠色奉書）
上卿　三條中納言
寛永三年八月十九日　宣旨
侍從源光政
宜任左近衞權少將
藏人權左少辨藤原經廣奉

池田家履歴略記　寛永三年條
台德廟大猷廟兩御所上洛し給ふによつて烈公も扈從して京にのほり左近衞權少將に任し給ふ。九月六日　後水尾帝二

條城に行幸なる此時池田家よりも辻堅を出されし縉紳家は云に及はず、武家の諸臣皆和歌を獻せらる烈公の御懐紙は云に及はず武家の諸臣皆和歌を献せらる。烈公の御懐紙

秋日侍　行幸二條亭同　詠竹契遐年和歌

左近衛權少將　源　光　政

嶺に生ふる松の千年も取そへて君かよはひを契る吳竹

同き八日拜禮あり、やかて兩將軍御東歸ありしかは烈公も因州に歸り給ふ。

二、婚　儀。

寛永五年戊辰光政二十歳　正月廿六日前將軍秀忠、中務大輔本多忠刻の女を養うて光政に配す。女諱は勝子此日西城より入輿す。幕府大炊頭土井利勝、攝津守高力忠房をして事を取らしむ。儀成るの後、光政登營拜謝す、前將軍、正宗の刀、志津の短刀を賜ふ。將軍亦守家の刀を賜ふ、老臣池田出羽、池田河内等將軍に謁して時服を賜はる。

池田家履歷略記　寛永五年條

去し元和九年將軍家　台德廟　の仰として本多中務大輔忠刻の女勝姫君　〇此姫君の御母は台德廟の尊女にてはしめ豐臣秀頼の御夫人なりしか大坂の城落し後本多忠刻に再嫁し給ひ忠刻卒去ありて天樹院殿と申す江戸二の丸に移住せらる　を養女となして烈公の御夫人となすへき旨の命ありて今年に至り。正月廿六日、西の丸より池田家に入らせ給ひ御婚禮成ぬ。今度土井大炊頭渡輿、高力攝津守貝桶役也。同しき廿七日烈公、城に登り給へは台德廟の御前にて引渡御盃並に正宗の御刀、志津の御脇指を賜ふ、新將軍の御前にても守家の御刀を賜ひし、池田出羽池田河内、兩家老も新將軍に拜謁し各時服を賜はりぬ、其後御夫人御子あまたうみ給ひぬ年々將軍家より鶴、雲雀等

の賜物あり。云々

〔明良洪範〕卷二十五　備前少將光政の夫人、條

松平新太郎光政の夫人は本多中務大輔忠刻の娘にして母公は天樹院殿也、因て柳營にて、御心寄も重くましましければ、光政を能尊敬し給ふ、御子多き中、伊豫守綱政の外は女也、恒は夫人に教訓せらるゝことは、女は女の樣なるか能とぞ聞たる、何事もたをやかに心より心を修めて男に勝らん事を思ふへからず、夫を尊敬せざるより諸の惡事を引出す也、夫婦となるは一世の緣に有らずと雖も皆神々の引出せなれは如何樣の醜き夫也とも夫と定めたるからは、尊敬せざらんや、女は內を修め、男は外を治るとは古今の事也、大名は夫々役人有て、內外を執修んは、只、大樣に慈愛あるべし、我か如き者の娘の愼むへきば、嫉妬なり、唐、日本にも古き誡めなり、愛妾あらは、隨分慈愛を施し惠むは本妻の道なる、必しも嫉妬の心を出すへからす、又夫に疑を受ざる樣に愼むべし、夫過有ん時は、能氣の立ぬ樣に心徐かに諫むへし。自然と夫も恥入樣に成者也、高きと賤しきに限らす、貧福は其身の生得天性なり大名迚も貧苦するもあり、小人にても富めるあり、女は夫の官祿を得て、其程々に過すとは、紫式部か筆の妙也と今に云傳はるそかし、女の織縫事は、貴人高位なりとも、天性女の役なり、知らずんは有べからず、知て爲さゞるは宜しからじ、貴人高位は、なさぬ者也と思ふて侈り驕りてあだに暮すは女の天性に違ふ者也と教訓せられしと也。

本丸時代

第二十二章　岡山轉封

寛永九年五月廿三日、烈公命に依りて鳥取を發し江府に着し六月十八日備前轉封の命あり。

御國替　　新太郎光政

寛永九年因命五月廿三日因州發駕此度は殊に差急馬上にて致旅行所從之家來共准是萬端省略多分中途より後れ參府之上爲上使以酒井雅樂頭殿今般松平宮内少輔死去其子勝五郎幼少故備前國者手先之國幼少に而は如何故に國替被仰付度思召候雖然是迄因伯兩國之事故如何御内々被仰付候間異存無之候得者近々其旨可被仰渡候由上意に付難有御請申上其後被爲召登城仕候處於御前備前は手先之國なれば國替被仰付旨種々辱上意有之御刀御馬拜領被仰付御暇被下候事(御留帳)

轉封錄

〔本光國師日記〕六月十日酒井雅樂頭殿土井大炊頭殿酒井讃岐守殿より連署來る御吉日申上由也則書付上ル案如左

御國替御仕置等被仰出御吉日

六月十三日　己卯　木成箕　　同月十四日　庚辰　金收斗

右大明日　　右三寶吉日

以上

〔東武實錄〕 是月松平庄五郎（時三歳松平宮内少輔忠雄男同十九年御諱ノ字ヲ賜ハリ光仲ト號シ相摸守ニ任ス）備前國ヲ轉シテ因幡伯耆兩國、采地三十二萬石賜ハレ松平新太郎光政因幡伯耆二州ヲ改メ備前國及備中一郡總テ三十一萬五千石賜ハル。

〔江城年錄〕 六月十八日曇炎暑巳刻於御座松平新太郎御目見是備前國守因州伯州兩國依替被下也其後於御黑書院松平石見守同右京新太郎家司目置豐前守同芳賀内藏生駒九兵衞宮内息御家老ハ荒尾内匠同志摩乾兵部御目見

〔寛明日記〕 六月十八日巳刻於御座間松平新太郎御目見是ハ備前國ト播磨（因幡カ）、伯耆國ト依國替ノ儀也其後於御黑書院松平石見守松平右京松平新太郎家老目置豐前芳賀内藏允生駒九兵衞松平宮内息ノ家老荒尾内匠荒尾志摩乾兵部被召出國替之儀被仰付之其節重而新太郎被召出之（紀年錄四月四日ニ出ス）

〔寛永記〕 七月二日午刻於御座間永井監物加藤遠江守拓植三四郎花房勘右衞門御帷巾單物三御羽織一黃金五枚宛被下之是因幡伯耆國依替被遣之也 寛永錄同シ

〔元寛日記〕 七月十六日松平新太郎光政（少將本名池田）改因幡鳥取伯耆米子三十二萬石賜備前岡山三十一萬五千石外新田二萬五千石ハ舍弟池田主税助政倫（後號丹後）ニ配分但新太郎知行高三十五萬石之内也次ニ松平相摸守光仲ニハ松平新太郎跡因幡鳥取三十二萬石賜之親父宮内少輔忠雄（本名池田毒害にて死す）光仲ハ寛永七年庚午ニ生府今年ハ僅ニ三歳童名勝五郎ト云也母ハ蜂須賀阿波守至鎭カ娘也（忠雄毒殺ト爲スハ俗説ナリ四月三日條參看スヘシ）

〔池田家記錄〕 寛文十二年六月十一日松平新太郎光政退隱嫡子伊豫守綱政襲封此日綱政弟池田信濃守政言ヘ備中窪屋淺口小田三郡ノ内ニテ新田二萬五千石ヲ同弟池田主税政倫（明暦二年十二月熊澤助右衞門養子同三年正月養家助右衞門願ニ依テ池田ヲ稱ス後輝錄ト改ム）ヘ備中下道窪屋二郡ノ内ニテ一萬五千石ヲ分知ス。延寶元年十二月丹波守ニ任ス。

〔轉封錄〕 寛永九年六月松平新太郎光政自因幡鳥取城遷備前岡山城食三十一萬五千石餘賜松平勝五郎光仲因幡伯耆二國自備前岡山遷因幡鳥取城食三十二萬石。

〔因府年表〕六月十八日御遺領今日可被仰出之御沙汰ニ依テ松平石見守輝澄公松平右近太夫輝興公并執政荒尾內匠助成利俸一萬三千石御鐵炮五十挺荒尾志摩嵩就俸八千石御鐵炮五十挺乾兵部直幾三千五百石御鐵炮五十挺登營セラル幕府三代將軍家光公ノ仰ニ曰ハク亡父宮內少輔遺領因幡伯耆ニ於テ勝五郎ヘ無相違被仰出候間各志ヲ合セテ是ヲ補佐致ベクカ旨上意アリシカバ各奉畏候旨御請被申上時ニ藩君ノ御年三歳ナリ殊更當日ハ藩君ノ御誕生日ナルニ斯ル恐悅被仰出御家中上下ト無ク喜悅ノ眉ヲ開キタリシト云ヘリ。

案此程府下ニテ御家ノ御遺領ソノ儘ニハ不被仰出二十萬石ニ被減之由トリ々ノ評判ナリ然ル所御家老荒尾志摩ハ御大老井伊掃部頭樣ノ邸ニ罷出自己ノ存意ヲ述ケル由此等ノ事ヨリ今ニ傳フル俗說ハ起リケルニヤ其實否ハ不知何樣志摩ノ忠誠ニ依リテ御本知無恙リシ歟猶後哲ノ評ヲ俟ツ

又米子ノ城ヲ荒尾內匠頭ニ御預ナサルヽノ旨被仰出尤小身ニテハ修覆行屆マシク候間主人ヨリ是ヲ致シ遣シ候樣ニトノ御下知ナリ

又米子ヘ可致在城之御沙汰モ有之シカトモ鳥取表ノ政事行屆兼候旨ニテ內匠助舍弟圖書ヲ千五百石ニ被召出御鐵炮三十挺御預ケ米子表ヘ被遣但席ハ証人上間ニテ福田營ノ次也。

荒尾圖書成政畧系

- 成房 但馬 法名圓明寺
  - 成利 但馬 劉節
  - 嵩就 志摩 祐心
  - 三政 和田飛彈
  - 久成 平八
  - 成政
    - 成林 左近 一學 實津田筑後元匠三男 實母荒尾劉節妹
      - 成美 八助 隼人 實荒尾劉節三男 妻ハ伊木勘解由ノ女
      - 女子 森內記長繼之臣 吉良覺兵衛妻 母ハ長本儀太夫女

此御時代ノ執政家ハ兩荒尾和田乾唯コノ四家ノミナリ。

廿八日藩君光仲公初テ平川口ヨリ御登營幕府ニ謁シ給フ此日春日ノ局ノ部屋ヘ御滯座ナサル萬々舊規ノ通首尾克被爲濟供奉ノ女中

四人ヘモ時服拜預アリ何レモ御三家ノ御取扱ヒニ同シト云フ。
廿九日今度御遺領無相違被仰出並御國替ノ被爲台命候旨急キ御國許ノ御家中ノ被爲仰聞ンカ爲伏屋彥右衛門俸五百石ヘ使節ヲ被命今日江戸ヲ發程ス七月二日荒尾內匠助荒尾志摩乾兵部從幕府之召ニ應シテ登營ス於黑書院蒙上意因幡伯耆兩國ノ仕置ノ事御直ニ被仰含ノ事畢テ右ノ三人ヘ御國ヘノ御暇被仰出之各ヘ呉服ヲ賜ル。
同鳥取ノ城受取トシテ年寄ノ內一人姓名闕 福田內膳俸三千五百石 矢野伊賀俸千三百石 宮脇賴母俸千三百石 因州ヘ被遣兼テ御定番ハ從幕府鶴殿大隅俸五千石ヘ被仰付置又岡山城ノ引渡ハ是モ年寄ノ內一人前同 寺島四郎左衛門俸七百石 由宇勘平俸千石ヘ被命又鳥取ノ御家中ヤシキハ井上彌兵衛俸五百石 佐橋三郎兵衛俸四百石 吉田三衛門俸三百六十石 林覺左衛門俸 俸〇〇 請取之町奉行ハ清水勘左衛門俸四百石 山口多兵衛俸四百石 平尾喜左衛門俸二百五十石 被命之。
八月備前因幡双方ノ御家中當月ヲ限リ入リ替ルベキノ旨兼テ御下知ナリ依之御貸銀ノ定五百石以下ハ百石ニ付百目ノ割ナリ程ヲ二日ニ限ル一記ニハ七月十六日御國替ト載タリ未詳之。
　案御治國ノ當坐武家ヘハ總テ家財少カリシト憶察セラル。
八月高木外記千二百四十石 鳥取ノ御城代ニ被命今年ヨリ御切入ノ前年迄ハ御城內ヘ相詰居タリシ由。
案高木氏ノ傳說ニテハ御國替ヨリ三年程ノ間ハ御本丸ノ中之間ニ相詰夫ヨリ後ハ御城內ヘ住居セシムト云フ多ク年序ヲ歷スル事ナレハ今定カナラズ又右膳丸ノ傳說ニ精證トシ難シ。
八月十七日御家中ノ屋敷割ヲ定メラル中小性衆ハ十五間二十三間御徒衆ハ十五間ニ六間苗字附ノ面々ハ八間ニ四間ト是ソノ大要ナリ又建料ハ銀二枚次ハ五拾目ヨリ銀一枚夫ヨリ以下ハ三十目ツヽナリ。
十月十六日從幕府御目附堀三衛門殿眞田長兵衛殿參着アリテ上意ノ趣ヲ述ラル　不詳。
十一月六日　命令　〇徒黨ヲ企候面々ハ可爲曲事　〇武具並馬如御定相嗜可申事　〇喧嘩口論取扱之事　〇成敗者取籠者有之節仕手申付候上ハ其場一切出合申間敷事　〇家中養子緣邊之事　〇牢人抱置間敷事　〇人返重々入念理不盡有之間敷事　〇走リ籠者主人

ヘ相渡可申事但討捨モ不苦事　○侍共他國ヘ出候御制度之事　○百姓ノ公事ヘ代官給人構申間敷事　○諸勸進停止之事等也右ハ忠雄公ノ御掟ニ候ヘバ堅可相守者也。

又振舞停止但行懸リハ不苦汁一菜外ニ精進ノ菜酒三盞肴ハ一種タルベキ事　○着用紬日野絹木綿ノ類可相用事　○十月ヨリ翌二月マデノ間若黨下々トモヘモヒクキ木履免許尤途中ニテ侍中ヘ出逢候節ハ腰ヲ屈メ可罷通旨等之義也。

案御治國砌ニハ御家中ノ若黨ニテモ木履ヲ着ク事ハ無リシヲ此度初テ免許アリシト見ヘタリ軍中上下ノ分ノ嚴重ナルコト思フベシ。

十一月六日町中ヘ御法度被仰出　○町人召仕候男女其ノ家ヲ走出侍ノ方ヘ奉行契約致候トモ本主ヘ理アラバ差返可申事　○町方ヘ盜物ヲ買取或ハ質ニ取置本主見出候節ハ賣主ヲ現シ可申賣主相知不申候ハヽ買直段ニ取戻シ可申候　○辻切有之節ハ夜番ノ者聲ヲ立可申候左候ヘバ町人出合押留可申候者也

案町方ニ事アル時戸ロヲ塞キ誰モ不知ニ託スル事ハ不埒ノ至也。

〔因府錄抄〕　備陽の太守松平宰相忠雄御疱瘡を御煩らひなされ三十一歳にて寛永九年四月三日逝去被遊御嫡子光仲公其時御年三歳に成らせ玉ふ。同年八月台命によりて御國替有新太郎光政公の御本領三十二萬石因伯の御兩國を御拜領被遊光政公は備前國岡山の城に移らせ玉ふ當八月中旬に御入替りなされ候樣にとの儀にて因備兩州の上下取るものもとりあへず八月中に移り替れり因りて御家中の諸士町屋其外寺院村々の民家までに當分住居いたし各祿の多寡に依りて屋敷割有夫々屋敷を受とり住居す興禪院樣は御幼君に付江戸に被爲在御家老の荒尾但馬荒尾志摩和田飛彈乾兵部杯御國事を攝せられしに何れも知勇德行の人にて御政務廉直なるか故に御兩國平均にして四民悉く安飽せり時に正保三丙戌の年興禪院樣御入國被遊　同年八月數ケ條の御法式を被仰出御嚴重に御仁德厚く御兩州を御撫育なされ其上御家老中補弼勤勞の平直成をもつて御兩國の端々まで年々富饒して萬民業を安んし御代萬々億歳の基を立て給ふなり興禪院樣御十九歳の時御初入被遊御家人の面々始ての御目見を請させ給ひ事終りて御奥へ入らせ給ひける時高橋とかいふ御局申上るは今日は御家中の御目見にて終日の御着坐さぞ御退屈遊ばしたらんと御挨拶を申上ければ其の御返答成程退屈をする程の家人を

扶持して日見を請て見たきと仰られたりとなり其時より御家中の御人數を御不足にも思し召ける御事御詞の外へ聞えたり名大將の御心にてはかように有べき御事なり御代々の御家人を小科を以て御暇被下候御事は君子の御心には非さるべし難有頼母しき御家風にて今に至りても御家中實子相續のものは幼稚の者へも其祿を世々に被下誠に一代の內何の御奉公をも勤めさるものにても跡式子細なく被下將又養子にても結構に跡式仰付候事他の御家中には未曾有の御仁政也。

嘗て興禪院樣は御三歲にて御代を繼せ給ひ御拾九歲迄御在府なされける故、御兩國の御仕置は荒尾但馬荒尾志摩兄弟にて掌握し萬事心の儘に取揃兩人貞忠を盡せしかば御兩國安寧なり然るに但馬儀御外戚の權威にて驕暴成行跡も有りて御後見申上時の勢に乘じ如何なる事をなして御不審を蒙りたるやらん拾七個條の御咎なと言へとも今の世には聞も傳へたるものもなし或時御家中の諸士へ遣はす自分書狀の宛名に殿書を仕り度と御內慮を伺ひけるに余躰荒尾は當家の長臣とは言ひなから家中の諸士も一統の朋輩なり夫を押付けて殿書にせんと思ふも緩急の所望なりと御許容なかりしを但馬は是程の所望を御赦なきは御幼少の御時より辛勞せし忠勤は泡沫と成りて消失せたりと深く遺憾しけるとかやまた或時伯州の米子に行きし時彼の地は出雲の國の堺にて山を押え城となして但馬一手の諸士妻子共に住居して但馬へ御預けの城地なれば入部の時には諸士一統送り迎えして米子の城に挨拶に出仕するなり然るに此時拙者か前に出る者には一人宛に熨斗を取りて手自ら遣はすべしと思ひけれども先例の無き作法なれば案內なしには如何とや思ひけん組の士を一人呼ひ

池田忠雄墓（清泰院）

て密談しければ是は何とやらん物に似たる樣なれば此老人へ尋ね給ふべし御無用とは申ましと答へけるに因りて其事も止けるとなり是等の事をもつて考ふれば萬事に渡りて上を僣し給へる心も有つらめと推量らるゝなり然れとも未た御年若成る御時御家の長臣殊に古老といひ誠に外戚にて權威智謀の深き但馬が重職を被召上候とは實に御威光の强き御事と御家中も恐怖し奉る宜なる哉未だ亂世も遠からず鍋島家は龍造寺の嫡子を追ひ込て遺跡を押領し陪臣として直參の大名に成たる例も有また幼主を挾み己れ權威を奪ひ諸士を語り合せ麾下の者となし姦計邪謀をなしける越後の小栗美作も畢竟は身の驕より事起りて罪なき主人に罪を負せて一家斷絕せしなりまた大内義隆も家臣の陶尾張守入道全姜かために滅亡したり和漢ともに國君余りに溫柔過きて綱臣の權威强盛なるも國の害と見えたり但し但馬か重職を失へるは然らず御外戚にて御幼君を守り立てたれば御家中よりも尊貴拜走して長臣の權威甚た盛なるは君に超越せん事を自ら患ひて君の御權威を增長せんがために君臣合躰の上相圖の拵らへ事なりといふ說もあり鹿苑院殿相國賴之の貞忠を致されしと同時か如何樣嗣息修理部屋住以來其儘御職儀被仰付殊に家督相續の時劉節の本知壹萬三千石に部屋住料二千石を合せて一萬五千石被成候を以て見るときは此の一說も據なしといふべし。

光政公は因伯を拾六年か間御領知被成寬永九壬申の歲八月備州へ御國替也備中守長吉公は御當國之内巨濃邑美法美八上四郡を御領知の時御領內御政事嚴酷成るか故に人民迷惑致し御家中の侍にも物成の免を御減少被成るゝに付不足を申者多しとかや或るとき或る侍の御國を立去るとて狂歌を讀み置きけるとなり「立別れ因幡の百は四十百重百ならばまた歸りこん」備中公の御家中には免を御定めなされ其頃は四ツ物成をもつて渡し下さる御國も最初の定は四物成を以て御渡し被下候へども御高の少なきか故に三ツ五步或は三ツに御減しなされ候也但因伯の御兩國は日本六十州の中にての兩州なれば曠大の事なり去れども山多くて不毛の地多し併し海陸ともに諸の運上等高からず平生食に乏しきことなく生計に自由なるが故に細民業に懈れり尤も邊境にして諸州よりの諸民往來都會の地に有候故に風土は繁華ならずと雖も御政敎の寬大なるを以て萬民安堵せり。

〔池田氏家譜集成附錄〕　寬永九年壬申の歲八月因上命俄ニ國替光政公國ヲ去リ玉ヒ光仲公ト入替備前國岡山へ移セラルヽモ其比備陽太守松平宮內少輔忠雄公疱瘡ヲ煩玉ヒ　同年四月三日薨逝シ玉フ淸泰院殿前諫議大夫仁秀良勇大居士ト諡シ申ケル御嫡男勝五郎樣

ト中三歳ニ成玉フ家督ヲ嗣キ玉ヒ光政公ノ本領三十二萬石因伯兩國拜領セラル當國ヘウツリ玉フ八月早々入カワル樣ニトノ公命ニテ兩國上下取モノモ取アヘス中旬比ニハ皆替リスミケリ始ノ程ハ家中ノ侍市鄽ノ間或ハ寺院在々ノ民家マデヲ點シ暫旅宿シテ居タリシカ家割アツテ皆屋敷ヲ請取移リ栖ケリ家中ノ面々百年千年替ラシト末カケテ栖シ宿々モ世ノ移リカハル縁ニヒカレ思ハヌトコロニ來リスムル轉變不定ノ世ノアリ樣今更駭ク事トモ也カクテ國主ハ幼君ニテマシマセバ長臣荒尾但馬守志摩守和田飛彈守乾甲斐守等評定衆議ヲ以テ國ノ政ヲ行ヒケリ光仲公御母公ハ蜂須賀阿波守至鎭公ノ御娘ナリシガ當年正月廿九日疱瘡ニテカクレ玉フ。

〔烈公遺事〕　寛永九年壬申大猷公俄に公を大城に召して因幡を轉して備前國に封を移し玉ふの命あり五月二十二日公因州を發し道中殊に急せあふつけ馬乘玉ふ此時あふ付馬に置きたる鞍今ニ至りて武庫にありといふ。

〔池田岡山家譜〕　光政公寛永九年壬申六月十八日備前國並備中數郡ニ轉封セラル三十一萬五千二百石餘ヲ領ス。

但岡山城主松平宮内少輔卒シ其子勝五郎幼少也備前ハ手先ノ國ナレバ幼少ニテハ不可叶依之國替命セラル丶ナリ。

〔池田鳥取家譜〕　光仲幼稱勝五郎寛永七年六月十八日江戸ニ生忠雄の嫡子也 母ハ蜂須賀氏 九年六月十八日家ヲ繼封備前ヲ轉シ因幡伯耆兩國ニ移ス鳥取ニ治ス。

八月十二日始メテ岡山城ニ入ル。

〔寛政重修諸家譜〕　花房正盛　勘右衛門致仕號一舟花房志摩守正成の二男 女ハ宇喜多直家の家臣遠藤修理亮俊直の女　寛永三年洛に上らせ玉ふに從ひたてまつるこの年御使番となり 中略 九年松平勝五郎某が封地を因幡伯耆兩國に移さるゝにより七月二日仰をうけたまはりて鳥取に赴き嚴命を傳ふ。

永井白元　彌右衛監物從五位下長田右衛門重元が三男母ハ鈴木彌右衛門某か女　慶長十二年御使番となり寛永九年七月二日松平勝五郎某が封地を因幡伯者の兩國にうつさるゝによリ鳥取にをもむき仰を傳ふ。

拓植正時　三四郎平右衛門 母は氏勝が女　寛永八年二月十二日御使番となり九年備前岡山城を松平新太郎光政にたまふにより七月二日彼地に至り引き渡の役をつとむ。

加藤光直　平内遠江守從五位下今の呈譜初名は作内に作る 加藤遠江守光泰か三男母は一柳藤兵衛某か女　寛永三年十月五日御使番となり寛永九年備前國を新太郎光政にたまはる

とき仰をうけたまはりて彼地におもむく。

〔因府録抄〕　寛永九年御國替以後迄は吉方観音土手外には町家なく法泉寺清鏡寺まで有て田の中に寺ありし故田中の法泉寺といふ挽木繩手當時竹野屋と申す町人の宅の邊に六軒茶屋ありと云ふ享保の初の頃迄は詑間堂の邊竹島邊は人家をはるかに離れて有ひこか谷邊椿谷の下はくわゐ田とて宮崎又三郎か小屋敷（今北村與助が屋敷なり）迄田の中に有りて御小人小屋の先には人家なし矢津も川の流れ迄は遙に離れて間有中土手は左右とも田畑にて麻などの時分は上手一條の細道生へ塞かりたり戸樋橋もはるかに人家を離れたり吉方の道祖神の先にも家なく吉田吉右衛門辻定次郎か家のみ田の中にあり湯所も多門院より先には人家なく皆々農家なり鑄物師町品治川下或は田中何方の端々も今は家圍みになれり惣して御城下廣くなりたり古へは袋川の向ふには人家は多くはなし其上家を建つるにも地形を高くすることを制禁せらる近代川向ふの家下地行の構なく勝手次第に高くなすが故に洪水に土手の切れたることあり御城下は洪水を憂へて袋川を一條の流になされしに依りて内川は濁水の堀となり年々内堀のさらへもなく埋り次第に成るを以て御城下水抜あしく湯所丹後町三軒屋邊或は寺町なとも水たゞへて洪水に及ふ近年は權現道馬場の町邊も雪解水つきになれり。

若櫻街道は若櫻橋を渡りて川向を上に登り一本橋向ふを雲山道三本松街道を通るこれ古道なり若櫻街道を御城山の上より見下せば眞直に見通すなり吉方の一本橋は以前は戸樋橋にてありしを享保の初に橋を懸る最初の橋は桁低ふして夜中抔にはあやまつ人多し其後橋桁を高くなし寄附に柵木を立つ。

鳥取近邊の山の谷の名は古より樹木を以つて名けたり權現道の谷を樗谷（一名大日谷）栗谷椿谷の奥の谷を琵琶谷といふ御城下の町並も惣門内を惣して内山下といふ御堀端を櫻の馬場といふ古えは並木の櫻有とも水樋道は水井道谷より掛水にして其屋敷〳〵の人別の多少を計り水の多寡に懸り候樣になされたる物といふ御堀の水抜は多田半左衛門屋敷横佐后新助か門前を丹後町の堀へ抜申候事なり以前は内山下水樋通道谷邊へ至りては屏覆まても草葺は相成らず後年御物成上にて御家中の諸士年々困窮に及び自然と草葺屋根を御免なされ當時は御城下十家の方へも燒失後は當分の小屋懸にて草屋根の殘る所も有なり惣して外通りに大き成窓明候事も不相成御法度なり廣々御城下燒失以後御家中儉約を專らに致し當分長屋住居致し明り取のため大窓をも明申樣に相成り自然と御法も猥りになれりまた乾甲斐屋敷の横を百軒長屋といふ此所は御手廻り三役者御駕籠の者とも御差置被成數多御長屋有之依て百軒長屋と小路の名となれり子の年燒失の後までも右御長屋も有之所其後甲斐屋敷の内に入なりまた權現道上の下下の町を指て歌仙屋敷と唱ふ是は家數町毎に十二町宛有か故に俗に歌仙町と云ひしとなり小姓町庖丁人町御弓の町等あり右は夫々の御役を御差置なされ候故と聞へたりまた權

現道下の下より江崎へ出る細き川の土橋を池畔橋といひ江崎より元大工町へ出る所の横山忠大夫が屋敷脇の土橋を朝日橋といふ江崎町は惣町の四拾八町より最始に出來て御城下初ての町の由申なりまた古えは袋川内堀へ通りたるか故に江崎惣門の邊は舟着にて諸事に自由の所なりとて屋敷拜領も別して御懇意の者へ被下候由。

池田忠雄（清泰院藏）

參考

松平宮内少輔忠雄君一家事歷

忠雄君ハ輝政公ノ六男妣ハ將軍家康公ノ女慶長七年壬寅十月廿八日播州姫路ニ生ル初名勝五郎又新次郎十三年戊申三月某日將軍營中ニ元服シテ從四位ニ叙シ松平ノ稱號及偏諱ヲ賜ヒ松平新次郎忠長ト改メラル十五年庚戌四月某日淡路國六萬石ヲ賜ヒ宮内少輔ニ任ス元和元年乙卯六月廿八日其兄忠繼君ノ遺領備前廿八萬石及良正院殿ノ化粧田備中ノ地四萬石合計三拾貳萬石ヲ賜ヒ是マデノ所領ハ召上ラル忠繼君遺領ノ中播州宍粟赤穗、佐用、三郡ハ弟輝澄君政綱君輝興君ニ頒チ賜ハラン事ヲ請願アリ之ヲ允サル二年丙辰正月侍從ニ任ス其後駿河大納言忠長君ノ諱ヲ避ケ忠雄ト改稱寛永二年丙寅八月十九日正四位下參議ニ進ム薨セラル、年三十一　四月廿日岡山龍峰寺ニ葬ル

法名清泰院仁秀良勇　（系譜）

寛永七年庚午六月十八日宮内少輔忠雄君ノ嫡子勝五郎君誕生アリシヲ以テ伊木長門忠貞ヲ備前岡山ニ使セシメ之ヲ賀

セラル（忠貞勤書）

同　八年辛未九月　重陽ノ賀儀トシテ小性野村惣左衛門ヲ備前岡山ニ差遣セラル（勤書）

同　九年壬申四月三日　忠雄君逝セラル

朝臣ノ逝シ玉フヤ　烈公深ク之ヲ悼マセ玉ヒ和歌一首ヲ碑前ニ供ヘラル、左ノ如シ。

前參議忠雄三月末つかたより不例のよしにて卯月はしめの三日おはりとり玉ひてはかなき數ニ入給ふめるそいひてもあまりあるあたら良臣そかしこの人世におはせしときましはりを父子の思ひになそらへしに殘りとゝまるうらみのほとおもひやるへしかくかなしみにたへぬ心よりいてゝおろかなる言の葉をつゝり侍る。

從四位下源光政朝臣

うきにそふ涙はかりをかたみにて見しおもかけのなきそかなしき。

光政筆蹟（清泰院藏）

忠雄君ノ長子ヲ相模守光仲君トス妣ハ蜂須賀阿波守至鎭ノ女寛永七年庚午六月十八日江戸ニ生ル初名勝五郎九年壬申六月十八日忠雄君ノ遺領三十二萬石ヲ襲ヒ因幡伯耆二國ニ轉封其廿八日始テ將軍家光公ニ謁セラル十五年戊寅十二月廿八日營中ニ元服從四位下侍從ニ叙任相模守ヲ兼ネ將軍偏諱ヲ賜フ十八年辛巳六月始テ入國承應二年癸巳十二月廿八日左近衛權少將ニ轉任貞享二年乙丑六月廿二日退老元祿六年癸酉七月七日鳥取ニ逝ス歳六十四　八月廿三日法美郡奥谷ニ葬ル嫡子伯耆守綱淸嗣。

第二十三章　兩備略說

○略沿革　備前國。古へ吉備國と稱し、備中、備後、美作の地を併稱せり、神武天皇東遷の時、行宮を此國に建て高島宮といふ、崇神天皇の御宇、吉備津彥及び其弟稚武彥命此國を巡撫す、應神天皇の御宇、吉備國を分ちて、稚武彥命の孫御友別命の兄弟子孫に賜ふ、その裔蕃衍し、吉備朝臣等皆その後なり、而して吉備氏は、又國造を世襲せり、天武天皇の御宇、分て、備前、備中、備後三國と爲す、本國十二郡を管す、元明天皇和銅六年、六郡を割きて美作國を置き、國府を上道郡に定む（今の國府市場村）鎌倉幕府の初め、土肥實平、梶原景時をして守護たらしめ、佐々木盛綱に兒島郡を賜ふ、後ち加治長綱を以て守護となす、建武中興の際松田盛朝を守護とし、兒島高德に兒島郡を賜ふ、足利尊氏の叛するや、州豪川井、飽浦等之に應ず、高德之を討ち克たず、盛朝亦賊に降る、尊氏其族石橋和義をして和氣郡三石に據らしめ、官軍に抗す、新田義貞、弟脇屋義助をして來り伐たしむ、利あらずして歸り、全國悉く尊氏に歸す、後尊氏赤松則祐を守護とし、傳へて孫滿祐に至り誅に伏し、山名持豊代りて守護に補す、應仁二年赤松政則、其臣浦上則宗をして、山名の守護代小鴨大和守を逐ひ、其地を併せ、則宗を守護代とし、三石城に治し、松田元隆をして西方四郡を管せしめ、津高郡金川に治す、文明の初則宗京都所司代となり、元隆守護代の事を行ふ、五年元隆卒し、子元成襲ぎ、頗る專恣近邑を攻略す、十五年赤松政則之を擊ちて克たず、元成遂に自立して四郡に據る、永正の末則宗の子村宗亦叛し、赤松義村（政則の嗣）を弑して四郡を奪ふ、子宗景に至り、和氣郡天神山の城に移り、勢漸く衰ふ、其臣宇喜多直家上道郡沼城に據り、永祿中松田元堅（元成の玄孫）を殺して其地を併せ、總に全國及び美作を領有し、宗景僅に一城を保

つ、天正元年直家岡山に移り、五年宗景を逐うて自ら國主と稱す、豊臣秀吉の西伐するや、直家欵を納れ其封土を保つ、九年直家卒し、子秀家嗣ぐ、關ヶ原の役秀家西軍の元帥となり、兵敗れて出亡す(後ち八丈島に謫死す)、德川家康、小早川秀秋を本國及び美作に封ず、秀秋卒して國除し、慶長八年池田輝政の子忠繼を分封し、其弟忠雄に傳へ、寛永九年子光仲の時因幡に徙り、光仲の從兄光政代り封ぜられて岡山に治し、備中五郡の內を併領す、明治維新改めて岡山縣を置き管轄せしむ。

備中國。「キビノミチノナカ」とも訓む、古へ吉備國の地なり、天武天皇の時、始めて分ちて本國を置く、國郡の制定まるに及び、九郡を管す、國府を賀陽郡に置く(今八田部村國府遺址あり)鎌倉幕府の初、土肥實平梶原景時をして守護たらしむ、元弘中高橋英光守護となり、松山城に居る、足利尊氏叛して山陽を徇へ、高師秀を守護となす、正平中山名時氏吉野に歸順するや、州の豪族秋庭重明之に應じ、共に師秀を逐ひ重明守護代となり松山に居る、天授中足利義滿、細川賴之をして守護を兼ねしむ、應永中其弟滿之職を襲ぎ、上房郡井の山に治す、二子基之滿重相繼ぎ、滿重の孫勝久に至り、文明明應の際、細川秋庭二氏皆衰へ、莊元資は小田郡猿掛城に據り、三村宗親は成羽に在り、各統屬する所なし、永正六年上野賴久、秋庭氏に代て守護代となり松山に居る、十二年將軍義植、細川政春を以て守護に補し、淺口郡鴨方に治す、既にして大內尼子二氏、各々入侵して尼子氏遂に西北諸郡に據る、天文二年莊爲資、上野氏を滅し、徙て松山に居り、小田下道上房三郡を併す、二十二年三村家親(宗親の子)毛利元就に附し、穗田爲資(猿掛城主)を攻めて之を降し、川上小田二郡を取る、永祿三年家親毛利氏の援を乞ひ、莊高資(爲資の子)を殺して松山に據り、勢漸く强大なり、九年美作に入り宇喜多直家の刺客に殺され、子元親嗣ぐ、元龜元年直家來り侵し鴨方を攻め、細川通政を

殺し元親を松山に圍む、毛利氏兵を遣して之を救ひ、直家を擊て之を卻く、天正二年織田信長西伐を圖り、元親を誘降す、明年毛利氏の兵松山を陷れ、元親を殺し、細川通董を降し、盡く全國を併す、十年豊臣秀吉、大擧して來り伐ち、高松（賀陽郡中島村）を圍む、毛利氏終に河邊川以東の地を割て和を講ず、後秀吉其地を以て宇喜多秀家に加賜す、關ヶ原役畢り德川氏毛利氏の地を削り、秀家の故地を收めて小早川秀秋に與へ、又戶川達安を庭瀨に（後に板倉重高）木下家定を足守に、蒔田廣定を淺尾に封ず（後に子弟を分封して藩列を除く、文久中裔孫廣孝に至り舊に復す）秀秋卒して封除し（其五萬石の地を池田忠繼に賜ふ）小堀政次をして松山城に居て國務を掌らしむ、子正一に至て職を罷む、元和の初、池田長幸を松山に（後に板倉勝澄）伊東長實を岡田に封じ、寬文の末池田光政新墾田を共二子政言（二萬五千石、後に鴨方藩）輝錄（一萬五千石、後に生坂藩）に分與す、元祿中關長治を新見に移封す（舊美作の宮川）凡て八藩なり、明治維新松山を改めて高梁と稱し、成羽藩（山崎治祇）を立て倉敷縣を置く、尋て皆廢して縣となし、又之を深津縣に併せ、更に改めて小田縣を置く、明治八年小田縣を廢し、岡山縣の管轄に歸す。

○風俗　備前國。備前國の風俗上下ともに利根之故に利根を先と而萬事執行ふに仍て言行之相違する事十に而五つ六つ如此別而諂ふ心强く而上に翫ふ所之儀をば善惡邪正を不撰而すき好むが如くにもてなし、內心は佞を含みて誹謗する事、主は被官を威を以是をさえんとし、被官は主に從ふの如くなれとも嘗て內心不快而善と見ゆるといへとも、其善不積而名利の爲になす所多し。譬は藝術を執行ふに十人か九人、善惡に不構其事を成就せしめて、是を朋友の於前には我一人之樣にふけらかして、而もその奧意之至公成處は夢にも、不知而如斯にもてなし或は武の用る兵器兵書をかさり立てば心掛之深き侍と人に用られん事を好む、風儀都而皆如此に而定に名利につなかれ、實を失ひ虛をふるまい、不

及是非雖然不智不學不志之人にたくらへて是を見る則は事理ともにはる〱上也、若し能き人有て、是氣質を離るゝ工夫をなさしめは、百人に而一二人も其處に可隨か、多くは諂ひ有て智有國風なれは。五十年にも及ひなは其風儀直に成へきか、不好風儀なり。（原文片假名）。

備中國。備中國之風儀都而意地强く侍を初と而百姓男女までも勇氣の義理をはけます心常に有雖然不敵成意地有故に道理を不辨事多く而譬は兄弟口論をなして兄は弟を哀ます弟亦兄を敬と云心を不辨一氣勢に隨て兄弟と而切結終に討果すの類儘有と見へたり、然れとも此國の内備前堺より半國は風儀不正繕ひの風流なる所有故に眞實は西部程には中々無之。

第二十四章　城　池

岡山城に就いては木畑道夫編述に係る岡山城誌を收載す。左の如し。

岡山ノ地タル往昔ハ吉備ノ内海中ニ位セル一孤島ニシテ之ヲ大島ト稱セリ島ノ周圍總テ渺茫タル蒼海ニシテ西ニ岩井島東南ニ雄島又其東ニ蚊島東北ニ高島アリ兒島其南ニ横ハツテ東西ニ蜿蜒タリ斯ク諸島棋點ノ間ニ海水瀰漫スルヲ以テ古ヘ吉備ノ穴海ノ稱アリ世代ノ變遷ニ從ヒ諸島ノ周圍ナル海面モ泥沙堆積シテ漸々斥鹵ノ地トナリ多年開墾ノ功ヲ累ネテ田圃トナリ民居トナリ終ニハ穴海ノ姿モナク古ヘ海角ノ狀ナリシ地モ皆郊野トナリテ人口蕃殖シ往昔ノ島嶼彼我相連接シテ復當年ノ形狀ヲ辨スル能ハザルニ至ル今古記ニ據テ諸島ノ位置ヲ考ルニ岩井島ハ伊福郷、大安寺庄等ノ基ツク所ニシテ御野ノ郡ニ屬シ卽西山ナリ雄島ハ西可知郷、幡多郷、宇治郷等ノ因テ起ル所ニシテ後ノ海面山瓶井山ノ地ナリ蚊島ハ東可知郷、金岡庄、居都郷ノ位スル所ニシテ藤井以南ノ地俗芥子山ト稱スルモノ是ナリ高島ハ上道ノ郷、日下部郷、鳥取庄ノ地今ノ龍ノ口山ナリ此三島ノ地皆上道ノ郡中ニシテ但鳥取庄ハ後赤阪ノ郡ニ屬ス凡此郷庄皆往昔ノ開墾ニカヽル又西南ニ鹿田庄アリ萬葉ノ古詠ニモ鹿田ノ大島ト云ヘリ蓋其大島ニ接近セシヲ以テノ故ナルベシ北ハ山岳綿亘針田山南ニ踞シ古ヘ此山麓海ニ瀕シテ官道アリ之ヲ福林寺畷ト稱シ以テ行旅ノ往來ヲ通ズ一脈ノ川流アツテ遙ニ山陰ヨリ來リ始メハ三野ノ郷ノ邊ヨリ西南ニ轉シ備中界ニ至ツテ海ニ入ル後水路ヲ轉換シ大島ノ東ヨリ南流セシメ御野、上道二郡ノ間ニ注キシト云其年代今詳カナラズ此流本籐ノ川ト稱シ中世西川或ハ大川ト唱ヘシヲ後世旭川ト改ム大島原分レテ三個ノ岡阜ヲナシ岡山、石山、天神山ト稱ス岡山古ヘ柴津岡山ト稱ス今ノ本丸ノ地ナリ石山ハ今ノ西丸ノ邊天神山ハ石關

岡　山　城　（明治初年撮影）

町ノ北ナル岡山神社ノ邊ノ總稱ナリ此地ニ城壘ヲ構ヘタル濫觴ヲ原ヌルニ南朝正平ノ初年名和氏ノ一族ナル上神太郎兵衛高直ナル者南朝ニ仕ヘテ茲ニ居城シ正平八年正月十日ヲ以テ此地ニ戰死セシト櫻雲記ニ載タルヲ始トス而シテ其以後ノ顚末記錄明徵ナキヲ以テ今之ヲ詳ニスルヲ得ズ續太平記ニ應仁元年赤松左京大夫政則浦上美作守則宗五百餘騎ヲ五手ニ分チ姫路、明石、白旗、苔繩、備前岡山ノ敵城ヲ卽時ニ攻落ストアリ此時代何人據守セシヤ詳カナラズ大永年間ニ至ツテ金光備前ト云ヘル者在城シテ津高ノ郡金川城主松田氏ノ麾下ニ屬ス備前歿シテ其子與次郎宗高猶此城ニ在ツテ松田氏ニ屬ス而ルニ其頃上道郡沼城ニ宇喜多直家在リテ亦宗高ト親シカリシガ一朝之ヲ剪滅シテ其領邑ヲ兼併セントスルノ志アリ爲メニ詐謀ヲ設ケ其已ニ貳心アルヲ名トシ宗高ヲ沼城ニ招キ迫テ自殺セシム且曰遺書ヲ作リ城ヲ余ニ致サシメハ汝ガ子ヲ祿セント宗高百方之ヲ分疏スレドモ聽カズ竟ニ書ヲ作ツテ自刄ス時元龜元年ナリ直家其臣戸

川平右衞門、馬場重介ニ宗高ノ遺書ヲ齎シ往テ岡山城ヲ收メ且與力百人ヲ付シテ之ヲ守ラシム蓋正平中創置以來此時ニ至ルマデ岡山城ト稱セシハ石山ノ地ニシテ後年池田氏ノ祖廟ヲ置カレシ所ナリト云此時ニ方ツテ宇喜多氏ノ兵力年ヲ逐テ强盛ニ赴キ士卒日々ニ加ハリ沼城狹窄容ル、能ハザルニ至ル岡山ハ土地廣敞大川ハ東山ノ麓ヲ繞ツテ海ニ通ジ運漕ノ便アリ後必繁盛ヲ得ベキ地勢ナレバ此城ニ移ル最得策ナルベシト斷定セシカドモ金光ガ居タリシ構造ニテハ狹隘ニシテ用ヲナシ難シトテ修築ノ計畫ヲ定メ家臣岡平內ニ命ジ土木ノ事ヲ督セシメ是マデノ城壘ハ毀ツテ西郭トナシ其東ナル地ヘ新ニ繩張ナシ先ヅ城山ノ巽ノ麓ナル岡山明神ト稱セル小祠ヲ天神山ニ遷ス即酒折宮ニシテ今ノ岡山神社ナリ又

岡山城瓦（岡山縣鄉土館藏）

岡山ナル金光山岡山寺ハ金光ガ祈願所ナリシヲ本城ノ西ニ遷ス尋テ蓮昌寺ハ森下今村宮ハ今村ニ轉ス共ニ後世ノ榎ノ馬場ニ在シト云斯テ壘壁ヲ築キ濠池ヲ鑿チ後年ノ中ノ町、下ノ町ノ間ナル邊ヘ大手門ヲ置テ以テ往來ヲ通シ各所ノ士卒ノ邸宅ヲ設ケ工事モ粗完キヲ以テ天正元年癸酉ノ秋沼城ヨリ玆ニ移ル直家又城下ノ繁盛ヲ謀リ之ヲ衆ニ詢フ衆僉驛路ヲ城

下ニ轉セン事ヲ勸ム蓋中世ノ官道和氣郡三石驛ヨリ上道郡藤井驛ニ至ルノ間ハ今ノ如クニシテ藤井以西宍甘鼻ヨリ直西ニ針路ヲ取リ國府市場村ヲ經テ今在家村ノ邊ヨリ三野ノ渡リヲ踰ヘ針田山ノ南ヲ過ギ津高ノ郡首部村ヨリ山間ニ路シテ辛川村ニ至リ備中板倉ニ出シヲ宍甘鼻ヨリ西南ニ轉シ岡山市ニ入リ內山下榎馬場ニ路シテ中ノ町、下ノ町ノ間ヲ經過シ中山下ヨリ博勞町ヲ西ニ出デテ萬成山ヲ踰ヘ辛川ニ至ルノ道路ヲ開ク又領內ノ富豪ニ諭シテ城下ヘ移居セシメ市街ヲ設ケテ各所ニ諸問屋ヲ置キ通商ノ便ヲ得セシム蓋是マデハ人家各所ニ散在シ定マレル市街モナク市ヲ五箇所ニ設ケ市ノ町一六二日市二七大炊殿市今ノ川崎町三八四日市四九十日市五十ニ定メ諸品ヲ通商セシムル慣例ナリシガ玆ニ至ツテ之ヲ停ムト云八九年ノ際ニ及ンデ經營モ大半成就セシカドモ隣國ノ爭戰概虛歲ナク兵馬倥偬中ノ工事ナレバ全ク竣功ニ至ラズ直家偶疾ニ罹リ其十年正月九日竟ニ卒ス（實ハ九年二月十四日トモ云）

平賀元義筆記ニ曰宇喜多直家岡山在城後播磨一國、備中一國手ニ入レシ上ハ御野郡富山ヲ本城トシ西川ヲ二筋ニ分ケ津島ノ下ヨリ分テ今ノ用水上伊福村ノ前ヨリ野殿ヘ一筋ヲ流シ一筋ハ津島川ノ下ダス河ヘ落シザブト云所ヨリ西ヘ今ノ矢阪ノ北ノ川筋ヨリ野殿ヘ流シ富山別所ノ山ヲ取入テ大城トセン事ヲ思ヒ立レシナリタトヒ一二年籠城スルトモ薪炭ノ憂ナク水懸リモ能ク究竟ノ城池ナルベシ然ル所直家病死ナリケレバ秀家ノ代モ其事思ヒケレドモ朝鮮ノ軍ノ事ニツキ延引ナリ程ナク家中ノ騷動アツテ其儘サシ置レケル所關ケ原軍出來テ宇喜多亡ヒケルナリ大擧ヲ直家思ヒ立レシ事惜シキ事ナリ此城ヲ築ン事ノ評議アリシヲ宇喜多家ノ軍師穴田伊賀介語ル所ヲ宇喜多家ノ臣小瀨中務ノ聞書ニ見ヘタリ此書ハ宇喜多家武者鑑ト云。

編者曰此筆記ハ專ラ富山城ニ係リ岡山城ニハ關カラザル事ナレドモ英雄ノ心事ヲ窺フベキノ一端ナルヲ以テ玆ニ挿記ス。

二男八郎齡纔ニ八歲ニシテ嗣トナリ故ノ如ク備前、美作全國、播磨三郡ヲ所領スベキ旨織田右府ヨリ證憑ヲ賜ハリ又八郎特ニ豐太閤ノ恩遇ヲ受ケ其首服ヲ加フルニ及ンデ偏諱ヲ賜ヒ秀家ト稱シ侍從ヨリ累遷參議從三位ニ昇ル時天正十五年

八月ナリ而ルニ本城狹隘ニシテ構造モ備ハラザルヲ以テ一層盛大ニ改造セント欲スルノ意匠アリト雖モ各地征戰概虛歲ナキヲ以テ起工ニ遑アラザリシガ十八年九月奥州開陣天下小康ニ屬セルヲ以テ工役ニ著手セント欲セシガ百般ノ事皆豐太閤ノ指揮ヲ仰ギシヲ以テ之ヲ太閤ヘ稟議セシカバ是迄ノ本城西ニ在テ地高シ是府中ノ城池ニハ不便ナリ東ノ方ノ平地ニ本丸ヲ引キ平城ニ造リ東ニ郭ヲ取リ東南ヲ大手ニ當テ、然ルベキ旨指揮アリシニ因リ其言ノ如クニ之ヲ改メ築ントス卽後ノ本丸ノ地ナリ然ルニ宇喜多氏ノ諸老臣相謀ツテ曰本城ヲ東ニ改造セバ東ノ山ニ近フシテ有事ノ日防戰ニ不利ナリ然レドモ一旦太閤ノ指揮ヲ受タレバ背クベカラズ幸ニ水城ニ近クシテ洪水ノ時ニ方ツテ城中ニ泛濫スルノ患アレバ之ヲ口ニ藉キ本城ノ地ヲ築上ゲ壘壁ヲ高クセンニハ如カズト又之ヲ太閤ニ稟ス太閤是ヲ容サル因ツテ家臣角南隼人ナル者ニ繩張ヲ命ジ且ツ新ニ川筋ヲ鑿チ其堀リ揚タル土及埠土等ヲ積テ地ヲ築上ケ城壘ヲ崇クセシト云フ（八田彌惣右衛門岡山私考ニ據ル）此流レ從來城北中島、竹田二村ノ間ヨリ巽位ニ漑キ河原、濱二村ノ東ヲ繞リ瓶井山麓ニ達シ又廻リテ坤位ニ漑キ岡山ノ東ニ至リ迂回シテ南流セシヲ茲ニ至リテ西ニ轉シ竹田村ヨリ南ニ疏シテ城郭ノ東ヲ繞ツテ南流セシメ一橋ヲ架シテ川ノ東ヨリ城下ヘ道路ヲ通ス之ヲ大橋ト稱シ市街ヲ開キテ大橋町ト云後又京攝ノ物品ヲ販賣セシヨリ京町又京橋ト云文祿二年秀家三橋ヲ中島ニ架スルニ及ンデ此橋ハ廢シ其邊ノ市街ヲ古京町ト改ム又酒折宮ノ北ヨリ西ヘ一派ノ流レヲ分チ天神山ト弓ノ町ノ間ヲ廻ラシ內町ト東中山下ノ中間ヘ疏シ城ヲ二流ノ間ニ狹ンデ南流セシメ天瀨ヨリ大工町ヲ經テ大林寺脇ヨリ菅能寺ノ側ニ出デ、大川ニ注グ（小早川黄門封國ノ時大川ノ岐流所ヘ石ヲ疊ンテ流ヲ斷チ東一流トナシ此渠ヲ廢セシト云因テ後世此溝渠ヲ古川筋ト稱ス）此水流ノ轉換容易ナラザル土功ナリシヲ秀家夫人ノ媵臣ニ中村次郎兵衛トテ前田家ヨリ來リ仕ヘシ者アリシガ頗才智アル者ナルヲ以テ此擧ニ從事セシメ其計畫ヲ以テ流レヲ轉セシト云

岡山城天守閣實測圖
（仁科章夫氏）

岡山城天守閣實測古圖

文祿元年壬辰征韓ノ役秀家ニ都督ヲ命ゼラレ威焰赫々肩ヲ比スル者ナシ二年癸巳歸陣三年甲午兵役ヲ停メラレシヲ以テ專ラ城壘築造ニ從事シ慶長二年丁酉竣功ヲ告グ今其概略ヲ陳センニ區域東西百四間南北百貳拾間面積五千貳百六拾五坪ノ地ヲ牙營ト定メ（岡山地誌ニ據ル）高ク石壁ヲ築キ安土城ニ建築アリシ制ニ擬シテ天守閣ヲ設ク其制三重造ニシテ五重高サ土臺ヨリ棟瓦ニ至ルマデ拾壹間壹尺五寸下ノ段拾三間ニ八間一ノ重之ニ同ジ二ノ重五間ニ七間ナルモノ一ト間四間ニ三間ナルモノ二タ間總テ三間ナリ三ノ重四間ニ七間四ノ重三間ニ四間上ノ重三間四方ナリ而シテ此虹梁ニ用キタル木ハ本州和氣郡吉田村龍王山中ニ在リシ大樹ヲ採用シ後久シク其伐リ株ヲ存セシト云此際樓櫓ヲモ加添シ其數凡テ三十五城門ヲモ更造シ其數凡テ二十一是マデ西ニ向ヒシ大手門ヲ南ニ轉シテ川崎町ニ通ゼシ初メ設ケタリシ大手門ヲバ北ニ轉シ之ヲ西門ト稱ス此他城中ニ廣間諸士出仕ノ間等ヲ設ケ經營略備ル又三大橋ヲ中洲ニ架シ官道ヲ南ニ轉シ城外ナル市街中ヲ往來セシム先是秀家朝鮮陣中ヨリ令セシ下知狀岡山ノ商家ニ存ス當日ノ事情ヲ想像スベキヲ以テ左ニ登錄ス。

條々

一、あましの內さふらいのほか商賣人一人も不可居住事。

一、しやうはい人之事よき家をつくり候はゝ新町をはしめいつれの屋敷にかきらすあしき家をこほさせ可遣但二かひつくりたるへき事。

一、大川に橋を可懸之あひた川東へなり共心まかせにや敷とりすべし請錢之事いつれの給人雖爲進退一段可爲貫別事。

已上

五月二日　秀家花押

右於令歸陣者則可改之間其內可用意者也。

又大川ヲ隔テ、城ノ東ニ小性町アリ小性中ノ住所トナシ渡船ヲ置テ往來ヲ通シ以テ城中ヘ交番セシム今ノ後樂園ノ地ナリ蓋川筋轉換以前ヨリ在來ノ地ナルベシ再造ノ一擧頗偉大ノ工事ナルヲ以テ起工以來八年ノ星霜ヲ經過シ慶長二年丁酉ニ及ンデ始メテ整頓ニ至ルヲ得タリト云五年庚子關ヶ原ノ役秀家石田三成ニ與シ軍利アラズシテ敗走シ家亡ブ、德川氏戸川肥後守、浮田左京亮、花房志摩守ニ命ジ城ヲ收メシム共十月小早川中納言秀秋關ヶ原ノ役東軍ニ功アリシヲ以テ備前、美作二國及備中數郡ニ封セラレ翌年辛丑岡山城ニ入ル秀秋又城郭ヲ修補シ沼城及富山城ノ櫓樓門ノ類ヲ此城ニ移ス後年池田氏ニ唱ヘシ吳服櫓ハ卽沼城ノ櫓ニシテ其他城中ノ殿屋門樓ニモ沼城ヨリ移セシモノアリト云ヘリ、蓋此際兵亂モ略定マリシヲ以テ將軍令シテ國内無用ノ城壘ヲ毀却セシメラルヽニ因ル尋テ外壕ヲ鑿チ其掘起シタル土ヲ築テ堤トナシ門ヲ五所ニ設ケテ往來ヲ通ジ此ヲ外郭トナス此工役封内三國ノ丁夫ヲ募集シ二十日間ニ落成セシヲ以テ之ヲ二十日壕ト稱ス七年壬寅秀秋逝シ嗣ナク家亡ブ翌八年癸卯我舊主池田氏ノ先播州姬路城主參議輝政卿ノ第二子左衞門忠繼朝臣ヲ備前ニ封セラレ岡山城ニ治セシム朝臣猶幼ナルヲ以テ輝政卿幕府ニ請願アツテ朝臣ノ舍兄ナル武藏守利隆朝臣ヲシテ岡山城ニ來リ代ツテ政務ヲ監セシム此際西丸ナル帶曲輪ヲ築カレシト云十八年癸丑輝政卿逝シ利隆朝臣封ヲ襲ヒ姬路城ニ反リ忠繼朝臣年既ニ長セルヲ以テ來ツテ此城ニ入ル元和元年乙卯忠繼朝臣卒シ嗣ナシ其舍弟宮内少輔忠雄朝臣嘗テ淡路國ニ封セラレシヲ兄ノ後ヲ承シメ封ヲ備前ニ轉ジ來ツテ此城ニ入ル此時亦多少ノ修理アリ且大手門門外ヨリ郭內ヲ洞見シテ不可ナリトテ更ニ櫓門ヲ西面ニ建築シ門外ニ升形ヲ設ケ其南ニ冠木門ヲ造ツテ南ニ面セシメ紙屋町ヘ巷ヲ開キ往來ヲ通シ之ヲ新町ト稱ス但シ是迄ノ門モ櫓門ナリシガ老臣鵜殿某請テ己ガ居邸ノ表門トナセシト云後ノ池田大和ガ邸是ナリ寛永九年壬申卒シ嫡嗣光仲朝臣襲封アリシカトモ幼齡ナルヲ以テ岡山城ハ要衝ノ地ナレバ有事ノ日之ヲ維持スル事難

カルベシトノ幕旨ヲ以テ封ヲ因幡、伯耆二國ニ轉セラル是ヨリ先キ利隆朝臣姫路城ニ逝セラレ嫡嗣左少將光政朝臣因、

岡山城外郭以内之圖

伯ニ轉封アリシガ此ニ至ツテ光仲朝臣ニ代リ此城ニ移ル此ヨリ以後池田氏累世ノ居城タリ此城宇喜多氏ノ再造ニ係リシ概略ハ既ニ上項ニ之ヲ揭クト雖モ其子城別堡等ノ廣狹及位置明晰ナリ難キヲ以テ今池田氏舊記（明和二年幕府ノ監使ヘ呈セラレシ書面）ニ據リ其構造ノ概ヲ左ニ摘錄ス本丸周廻五百六拾間餘壕西南ニ曲折シテ長サ貳百六拾貳間壕ノ幅南拾八間西貳拾間南ニ內下馬橋アツテ之ニ架ス本丸ノ內本段ノ建坪八百貳拾八坪餘但家屋、櫓、櫓門及長屋等一切ノ總數ナリ以下之ニ準ズ同表向建坪九百六拾坪同下ノ段建坪九百八拾貳坪北ニ花畑一區アリ太守憩息ノ所トス二之丸內屋敷周廻七百五拾六間餘西ノ郭東南ノ郭ト二區ニ分ル（書面明文ナシト雖モ櫻門ヲ以テ分界トスルニ似タリ）西ノ郭ニハ周圍ノ壕ナシ東北ニ祖廟アリ又圓務院アリ祈願所トス反別五反九畝壹歩半西ニ西丸アリ反別壹町貳畝五歩半此郭建坪總計千貳百三拾九坪ナリ東南ノ郭壕曲折シテ長サ貳百八拾間幅概貳拾間外下馬橋アリテ之ニ架ス對面所アリ反別七反六畝貳拾七步半此郭建坪總計貳千五百五拾坪二之丸周廻總計七百三拾壹間餘壕曲折シテ長サ六百拾間其幅南門ノ邊ニテ拾五間西門ノ邊ニテ拾六間北ニテ四拾八間評定所アリ貳反三畝六步半勘定所アリ壹反四畝拾步廐アリ貳反四畝貳拾三步餘ハ支封以下老臣及諸士ノ第宅ニシテ此郭建坪總計壹萬三千貳百坪餘ナリ三ノ郭壕曲折シテ長サ九百貳拾間餘其幅南ニテ九間北ニテ拾三間ナリ外郭ノ壕（卽二十日壕）長サ千三百三拾壹間其幅北ニテ拾五間西ニテ拾八間南ニテ拾四間ナリ城門ノ二ノ郭ニ屬シ郭內ニ往來ヲ通ズル者ヲ東門（下水手門）（桁行十一間ニ梁行貳間半門四間半）南門（新町門）（十三間ニ三間、門六間）西門（中ノ町門）（六間ニ貳間半、門間數闕）北門（穴門）（九間ニ貳間半、門三間）ノ四所トシ內郭ニ設クル者ヲ外下馬門（八間ニ貳間、門外西ニ橋アリ橋西地形廣濶檟一樹アリ老幹槎枒幾星霜ヲ經ルヲ知ラズ因テ此地ヲ榎馬場ト稱ス）石山門（拾壹間ニ貳間半、門四間半）櫻門（四間ニ三間門外ニ早櫻一樹アリ故ニ稱ス）トシ本丸ノ大手門ヲ內

下馬門（光政朝臣ノ時此門側ニ目安函ヲ置カレシヲ以テ一ニ目安門ト稱ス、又樓上ニ鼓ヲ置キ時辰ヲ報セシヲ以テ太鼓門トモ云、門間數闕）トシ本丸內ニ在ル者ヲ鐵門（全門總テ鐵片ヲ貼付セルヲ以テ此稱アリ、門間數闕）不明門（九間ニ四間、晝夜門扉ヲ掩ノ則ナルヲ以テ此稱アリ）廊下門（七間貳尺ニ貳間、表方ヨリ本段ニ通スルノ廊アリ其下ニ設ケタル門ナルヲ以テ稱ス）馬場口門（六間ニ三間、祖廟ノ東ナル馬場ニ往反スルノ道路ナルヲ以テ故ニ稱ス）中門（間數闕）坂下門（間數闕）六十一雁木下門（四間ニ貳間）トシ川手ニ向フモノヲ上水手門ト云平門ナリ中水手門（貳間ニ壹間半）ト云櫓門ナリ此他金庫門アッテ金庫ヲ護衞シ埋門アッテ川手ニ往來ヲ通ス皆平門ナリ外郭ニ設ケタル門ヲ伊勢宮門山崎町門常盤町門大雲寺町門紺屋町門ト稱ス此五ヶ所亦平門ナリ以上ノ諸門皆側ニ番署ヲ設ケ門監ヲ置テ以テ人ノ出入ヲ檢セシム今牙城及外郭以內ノ略圖ヲ左ニ揭ケ樓櫓城門ノ稱呼位置ヲ標記シテ以テ參照ニ便ニス樓櫓ノ稱呼左ノ如シ。

イ、三階櫓、下ノ重四間ニ二間　上ノ重三間四方　多門貳間ニ拾七間半　ロ、干飯櫓貳間半ニ六間　ハ、長屋續キ櫓間數今不詳　ニ、大納戸櫓、下ノ重拾間ニ六間　上ノ重四間ニ三間　多門貳間半ニ拾九間　ホ、伊部櫓東西四間半南北三間半　多門貳間半ニ拾五間　ヘ、數奇方櫓東西五間南北四間　ト、月見櫓　二重南北五間、東西四間　二階三間四方　チ、小納戸櫓間數今不詳　リ、隅櫓南四間、西四間、北六間　ヌ、油藏貳間ニ九間　ル、修覆櫓　下ノ重六間ニ三間　上ノ重南北三間東西貳間　多門東西貳間南北太鼓櫓迄貳拾五間　ヲ、太鼓櫓南側三間ニ七間半西側四間　上ノ重三間四方（南北一棟ノ桁行拾間下ニ內下馬門アリ）　ワ、春屋櫓貳間半ニ五間　カ、宍粟櫓　二重　上ノ重三間四方　下ノ重七間ニ四間　ヨ、旗櫓　二重　上ノ重三間ニ四間　下ノ重七間ニ三間半　タ、鎗櫓八間ニ四間　多門貳間ニ拾六間半　レ、弓櫓六間ニ三間　ソ、花畑隅櫓　二重西手六間半、東四間北手六間、南四間　ツ、小作事請旗櫓八間ニ貳間　ネ、小作事請西櫓貳間半ニ拾間　ナ、對面所西北隅櫓東西八間南北四間半　ラ、對面所西南隅櫓　ム、西丸西北隅櫓長拾間横三間　ウ、西丸西手櫓南北五間東西三間半

岡山城本丸之圖

ヰ、勘定所櫓　南北梁行貳間半ニ桁行四間　東西梁行貳間ニ桁行五間

ノ、岸一學屋敷内櫓　東西貳間ニ五間　南北貳間ニ七間

オ、池田大和屋敷内櫓貳間半ニ六間半

ク、同上屋敷内櫓貳間ニ五間

ヤ、上阪多仲屋敷内櫓貳間ニ三間

マ、同屋敷内櫓三間ニ六間半

ケ、素軒屋敷櫓三間ニ五間

フ、池田主税屋敷内櫓貳間ニ三間

コ、同屋敷内櫓二重　上ノ重三間四方　下ノ重四間ニ五間

エ、伊木長門屋敷内櫓　二重　上ノ重貳間半四方　下ノ重五間ニ五間半

多門　水手門際、貳間ニ貳拾間

本丸内當年ノ狀況ヲ略叙シテ温故者ノ參考ニ供スル如左。

牙城ニ上ルヤ内下馬門ニ入リ北スレバ金庫門アリ東スレバ鐵門及中門ニ至ルヲ得ベシ鐵門ノ下春屋ノ間地形宏敞石磴數級アツテ上ツテ鐵門ニ入ル門內ニモ亦石磴アリ之ヲ經テ塀重門ニ達ス門ノ東ニ玄關アリ西ニ面ス玄關ノ側ヨリ右ニ回リ裡玄關ノ前ヲ北スレバ又石磴アリ下レバ廊下門アリ之ヲ經テ左折スレバ花畑ニ至ル又西スレバ馬場口門アリ南ニ回ツテ金庫門ニ出ツ之ヲ一周トス又一路ハ鐵門ニ入リ迂回シテ右スレバ不明門アリ門內磴數級アリ上ツテ本段ニ至ル切手口門アリ之ヲ本段ノ門戶トス門前ヲ北シテ石磴ヲ下ル六十一級アリ之ヲ六十一ノ雁木ト云磴ヲ下リ盡シテ門アリ門ヲ出デヽ右スレバ阪下門ニ至ル又門ヲ出デヽ燧藪ニ傍テ右ニ回レバ中門アリ門ヲ出レバ鐵門下ノ廣場ニ出ヅ又之ヲ一周トス之ヲ要スルニ本段地形最高ク表向之ニ亞キ下ノ段最卑シ是其大略ナリ。

牙城內喬松鬱茂其幾十樹ナルヲ知ラズ老幹百尺天ニ聳エ鬱乎トシテ樓櫓ヲ擁シ頗好風致ナリ本段最老樹多シ思フニ宇喜多氏築城ノ際種植セシモノ多カルベシ休曲（亭ノ名）ノ前ニ老栢一株アリ蒼翠矗トシテ天ニ沖リ遙ニ群松ノ上ニ秀ツ遠クヨリシテ之ヲ望ムベシ亦數百年ノ物ナリ金庫門前ニ皀莢一樹アリ頗長大ナリ其下ニ嘗テ大熕一門ヲ置ク驚天動地ノ四字ヲ銘ス蓋大阪ノ役池田氏ノ鑄セシ所ニシテ成ニ及ンテ城陷ルト云金庫ノ北馬場口門ニ至ルノ間石垣ニ傍テ櫻數十株ヲ種ユ花時頗佳致アリ此間地形平坦以テ馬ヲ御スベシ中門內ニ燧藪アリ淡竹簇生竹林三角形ヲナス故ニ此稱アリ此他多少ノ雜樹アリト雖モ枚擧ニ遑アラズ。

慶元偃武ノ後ニ至ツテハ城壘ノ制幕府禁令ノ在ルアリテ瑣細ノ損壞ト雖モ將軍ノ準允ヲ經ザレハ叨リニ之ヲ修補スルヲ得ズ況ンヤ其構造ヲ變ズルニ於テオヤ是ヲ以テ池田氏入城以後壘壁壕池ノ制ハ大抵前代築造ノ舊ニ仍ル但祖廟建營ヲ

首トシテ諸亭館營作ノ類武備ニ關セザルモノハ此限ニ非ズ因テ牙城堂殿ノ廣狹ヲ左ニ掲錄シ附スルニ略圖ヲ以テシ符號ヲ標記シテ以テ參考ニ備フ或ハ以テ封建世代ノ一斑ヲ窺フニ足ラン此他本段花畑西丸等ノ構造ニ至ツテハ明細圖アツテ現ニ池田氏ノ文庫ニ存ス今略ス。

牙城堂殿構造。

一、塀重門	二、玄關	三、拭板折廻リ
四、番所	五、手廻部屋　六疊	六、使者ノ間　八疊
七、徒番所　三拾疊	八、供部屋　七疊	九、梅ノ間　三拾六疊
一〇、竹ノ間　拾八疊	一一、庇ノ間　貳拾三疊	一二、横ノ間　貳拾疊
一三、南内椽　拾疊	一四、南内椽　六疊	一五、鹿ノ間折廻リ　三拾一疊
一六、鹿ノ間次ノ間　拾疊	一七、藤ノ間　拾五疊	一八、松ノ間床付　拾二疊半
一九、千鳥ノ間　拾五疊	二〇、鳥掛ノ間　拾五疊	二一、板ノ間　拾五疊
二二、落段ノ間　拾八疊	二三、張紙ノ間　拾五疊	二四、裡玄關
二五、觸番詰所　七疊半	二六、鎗ノ間　三拾疊	二七、卷藁ノ間床附　拾六疊
二八、判形部屋　八疊	二九、通小供詰所　拾貳疊	三〇、臺所板ノ間
三一、臺所　二拾二疊	三二、臺所　九疊	三三、椀部屋　拾一疊
三四、酒部屋　七疊	三五、長圍爐裡　三十七疊	三六、中奥詰所　七疊
三七、留方　六疊	三八、中ノ間上ノ間　九疊內椽折廻リ拾壹疊、	
三九、中ノ間次ノ間　拾七疊半	四〇、中ノ間三ノ間　拾疊	四一、休曲　拾疊
四二、廊架折廻リ　拾一疊	四三、徒頭詰所　二拾疊	四四、通リ道　二拾一疊

岡山城本丸表書院之圖

四五、膳立ノ間　六疊　四六、弓御殿　拾二疊半　四七、數奇屋　四疊半

四八、數奇屋次ノ間　六疊（水屋三疊附屬）　四九、祐筆部屋　拾疊　五〇、近習詰所　六疊

五一、坊主部屋　五疊半　五二、茶部屋（東ニ茶部屋アリ）　四疊　五三、時計ノ間

五四、招雲閣一ノ間　拾三疊（上段折廻リ四疊床床脇アリ）　五五、招雲閣南ノ間　八疊

五六、招雲閣二ノ間　拾二疊　五七、招雲閣三ノ間　拾八疊　五八、團扇ノ間　拾疊

五九、鏡ノ間　拾二疊　六〇、上段ノ間（潔齋ノ間ト稱ス）　四疊半

六一、廊架　拾四疊（數奇方櫓ニ通ス）　六二、南座敷上ノ間　拾疊（内椽折廻リ拾四疊）

六三、南座敷次ノ間　拾六疊（内椽五疊三ケ月ノ間ト稱ス）　六四、南座敷三ノ間　五疊

六五、新座敷　八疊（内椽折廻リ拾疊床床脇アリ一ニ長樂ト稱ス）　六六、新座敷次ノ間　七疊半（是ヨリ本段廊架ニ通ス）

六七、廊架（本段及花畑ニ至ルノ廊ナリ是ヨリ奥向ナリ）　六八、憇舍　拾疊

○賞型　天守下ニアル物見ナリ東郊ヲ望ムベシ、八疊二タ間ナリ、蓋後世ノ建築ナルヘシ。

第二十五章　藩邸

江戸に於ける備前藩邸一覧

名稱	坪數	現在地	備考
一、大名小路本邸	八千三百七十四坪五合餘	東京市丸之內郵船ビル附近	自慶長九年
二、同所前邸	六千三百六十七坪五合餘	同　東京驛構內	自元和頃
三、鳥越邸	六千四百四十九坪	同　淺草區元鳥越町	自寬永末頃
四、大名小路別邸	二千七百八十五坪	不詳	自正保頃
五、淺草邸	三千六百坪	東京市淺草區田島町	不明
六、下谷邸	不詳	同　下谷區西町	自明曆三年 至寬文十年　十四年間
七、深川邸	不詳	同　深川區大工町	自萬治三年 至天和二年　廿三年間
八、角筈邸	二萬千四百六坪八合五勺	東京府豐多摩郡角筈	自寬文三年 至寶永五年　四十六年間
九、麻布邸	不詳	東京市麻布區西町善福寺北西	自寬文八年 至延寶六年　十一年間
一〇、伊皿子邸	四千四百十五坪	東京府荏原郡荏原町	自寬文八年 至延寶元年　六年間
一一、大崎邸	四萬五千六百七十四坪	同　大崎町下大崎	自寬文十年
一二、土器町邸	一萬二千百九十八坪七合	東京市麻布區狸穴町	自延寶元年 至寶永元年　三十二年間
一三、參河町邸	七百廿七坪	東京市神田區參河町	自元祿三年 至寶永四年　十八年間
一四、鍛冶橋邸	四千坪	同　丸之內三丁目東京市役所構內	自元祿九年 至元祿十二年　三年間

一五、本所邸	二千七百坪	同　本所區西町	自享保二年至寛政四年　七十六年間
一六、築地邸	五千三百坪	同　京橋區築地三丁目	自寶永元年
一七、三十間堀邸	不詳	同　銀座三丁目	不明
一八、久保町邸	千八百坪	同　芝區愛宕下	自寛政四年
一九、深川御茶屋	不詳	不詳	不明
二〇、淨樂寺屋敷	不詳	不詳	不明
二一、善正寺屋敷	不詳	不詳	不明

左に生駒正直の編に係る備藩邸考中其重なるものを鈔錄す。

第一　大名小路本邸

抑江戸ニ我藩邸ヲ置カレシ原始舊志ニイマタ見ル所アラスサレドソノ大概ヲ考フルニ慶長五年ノ大亂定リテ天下悉ク德川家ニ服從シ同八年ニ至テ東照神君征夷大將軍ニ任シ玉ヒシカハ天下ノ侯伯コト〲ク關東ニ會同セラル、ニヨリ同九年諸藩ニ邸地ヲ賜ヒショシ舊記ニミエタレハ我邸ヲ置レシモ是時ナルヘシ慶長十一二年ノ間ニシルセシモノカト云ヘル古圖下ニ見ユニモ既ニ今ノ本邸ノ所ニ、國淸公ノ御名ヲハ載セタリサレハ此本邸ヲ最初ニ置レシモノトハシラル同十一年正月國淸公江都ニ下ラセ御城普請ノ事アリテ同六月ニ至リ西歸シ玉フ由舊記ニ見エタレハ此時已ニ此邸ニ入セシナルヘケレト共事舊記ニ載セサレハ定カニハ云カタシ同十五年將軍家台德院殿ノ御事ヲ我邸ニ享セラレンカ爲ニ新ニ壯麗ヲ盡シテ殿閣ヲ造リタテラレシニ明ル十六年正月三日北隣ナル會津ノ邸蒲生飛彈守秀行卽今辰ノ口南角大久保加賀守邸是ナリヨリ失火シテ我新造ノ邸モ殘リナク灰燼トナリタル由記セルソ慶長日記武德編年集成等ニタシカニ此邸ノ舊記ニ見エシ始ナル但是ヨリ以前此邸ハアリテ館ヲ造リ

改メラレシ事トハ知ラレタリ 本邸古ヘハ北隣ノ御老中屋敷共ニ我邸ニテ辰ノ口表門アリ故ニ此邸ヲ今モ辰ノ口ノ邸ト唱來レリ今ノ有樣ニテハ辰ノ口邸ト唱フヘキイハレナシト云說アレト古ヘノ事ヨクモ搜索セヌ人ノ據ナキ空言ナリ下ニ抄出セル慶長寛永明曆等ノ古圖ヲ見テ知ヘキ也 サレト此比ハ夫人諸公子モ封國ニオハシマシタ、君公ノ折々下ラセ玉フ時ノミ爰ニ入ラセシ故別邸モナカリシ今年 十六年ヲイフ 烈公イマタ公孫ニテ御歲僅ニ三歲ニナラセ玉ヒシカ江都ニ下ラセ質トシテ爰ニ留ラセ玉フ是公子ノ江都ニ住セ玉フ始ナリ同十八年 國淸公薨シ 興國公御代ツカセ玉ヒテ後元和元年四月大阪再擧ノ時 福照夫人公子三五郎殿 備後守殿ノ御事 ヲ倶シテ關東御下向アリテ遂ニ此邸ニ止ラセ玉フ是ソ夫人ノ東邸ニ住セ玉フ始ナル是ヨリシテ文政ノ今ニ至ルマテ公室八世年季二百十有餘歲世々變替ナク 君公ノ住セ玉フ邸ナリ又サルカ中ニ火災有テ改メ作ラル、事五度ニ及ヘリ上ニ記セル慶長十六年ノ火災ノ後 烈公ノ御時寛永九年十二月晦寅ノ下刻我邸ヨリ火起リ西南ノ風强ク松平中務少輔 蒲生忠知 竹中釆女正 重次 細川越中守 忠利 前田大和守 利高 内河岸三町山名主殿 矩豐 松平筑前守 加州利常 松平周防守 康重 松平五郎 按楠原忠次初ノ大須賀家ヲツキ五郎左衞門ト稱シ御家號賜リ又慶長ノ圖ニ大須賀家ノ邸常盤橋ノ內ニ有レハ忠次ナリ 加々爪民部少輔 忠澄 藤堂大學頭 高次 等類燒セリ 寛永日記ニ見ユ此諸家ノ邸皆大名小路ヨリ常盤橋ノ內ニ在リ下ノ寛永ノ圖竝セ見ルヘシ 其後ヤカテ御館等經營アリ 慶長ノ火災ヨリ爰ニ至テ 廿二年ニアタレリ夫ヨリ廿六年ヲ經テ明曆三年正月十八日未ノ刻本鄕四町目本妙寺 日蓮宗 ヨリ火起ル時ニ西北ノ風瓦礫ヲ飛ス須臾ニシテ火數十町ノ外ニ飛移リ湯島駿河臺日本橋八町堀神田御原ヨリ牛島ニ至ル鳥越ノ邸モ此火ニテ類燒スカクテ徹夜ニシテヤウヤク消シ處ニ明レハ十九日ノ巳ノ刻小石川傳通院表門前新鷹匠町ヨリ火起リ北風昨日ヨリモ甚シク忽チ郭內ニ移リ大城悉ク灰燼トナル餘焰大名小路ニ移リ我本邸前邸竝ニ同所ノ別邸皆卽時ニ類燒ス此日又麴町ヨリモ火起リ外櫻田愛宕下芝邊マテ延燒ス總テ兩日ノ火災國初已來ノ大變ニシテ今ニ至テ明曆ノ大火ト稱スルハ是也同四月我邸土木事始有テ老臣日置若狹 忠治 總奉行タリ 按是年烈公在國ナリシニ火災ニヨリ台命アリテ參勤宥免セラレ九月參府シ玉フサレトモ大名小路ノ三邸竝ニ鳥越邸モ共ニ類燒シタレハ福照圓盛兩夫人竝ニ曹源公何方ニ移リオハセシヤ今考ル處ナシ 十月ニ至リ落成シ忠治已下

ニ宴ヲ賜リヌ然ルニ僅ニ五年ヲ經テ寛文元年正月廿日ノ大火ニ又類燒ス（前邸モ災アリ）二月命アリテ土木始ル池田左兵衛（成信）總奉行シテ追々土木成又其後久シク火災モナク曹源公ノ御時ニ至リ元祿七年大書院ノ南ニ申樂ノ舞臺ヲ新ニ作ラレ閏五月成就セシカハ同廿七日始テ申樂興行アリ其後大書院ノ西北ニ新殿ヲ作ラレ同十一年ニ至テ此新殿ニ額ヲ掲ケテ仙遊閣ト號ケラル額ハ照高院二品道晃法親王ノ書ナリ（此額享保ノ火災ニ亡ヒシカ又安永ノ火ニ燒シカ今傳ル處ナシ）今年又新ニ仙遊閣ノ西北ニ一殿ヲ作ラレ新座敷ト唱ラル（是今ノ御居間ノアタリカ）曹源公薨シ　保國公御代ツカセ玉ヒシ初メ享保二年正月廿二日申ノ上刻小日向ノ馬場ナル井出三郎右衛門ノ宅ヨリ失火シ乾ノ風殊ニ烈シク申ノ下刻ニ及テ忽チ我邸類燒ス（前邸築地邸皆燒亡ス寛文元年ノ火災ヨリ爰ニ至テ五十六年ニアタル）西ノ中長屋二筋ト西ノ表長屋藏十ケ所物見等殘レリ、公ハ分家善太郎殿（諱政晴後丹波守）愛宕下ノ第ニ避タマヒシカ同第狹隘ナルニ依テ同廿四日内匠頭殿（諱政倚）鳥越ノ第ニウツラセ早速西御殿修繕アリテ（西御殿モ昔ヨリ少シツヽ轉移シ又廣狹ノタカヒ等アリト云壽國公當太公當君公世子ニテワタラセ玉フホト皆住セ玉ヒシナリ其詳ナル事所傳ナシ）四月朔爰ニ歸ラセ玉フ、同十五日始テ御暇ノ上使アリシカバ御玄關ノ處ニ假ニ三十疊ノ小屋ヲ作ラレ爰ニテ接待アリ、其後御館經營アツテ翌年春ニ至テ落成ス、四月公御參府有テ新殿ニ入ラセ土木ノ奉行タリシ森半左衛門、今井文左衛門等ヲ初メ諸役人ニ宴ヲ賜ヒ又時服白金等ヲ賜フ事モ差アリ、サレト此度ハ先表向ノミニテ御内所向ハ作ラレス、同四年ニ至テ御内所ノ土木アルヘシトテ六月十六日備前ニテ水野大藏元シメヲ命セラル、是備前ニテ材木切組シテ廻船アルヘキ爲ナリ、今年八月十一日沖新田ニテ手斧初アリ、同六年二月十二日ニ至テ上棟アリテ追々成就セシカハ翌年四月公參府シ玉ヒテ水野大藏已下ニ宴ヲ賜ヒ又賜物アリ、同九年仙遊閣ヲ造ラレ十二月ニ至テ成就セリ夫ヨリ、壽國公ノ御代ノ間ハ火災モ無リシニ當太公立セ玉ヒシ後安永元年二月廿九日目黒行人阪ヨリ火起リ坤風猛烈ニシテ追々大火ニ及ヒ夜ニ入テ我邸類燒ス此度ハ武具藏數奇藏屛風藏等悉ク火入テ累世ノ寶器多ク亡ヒヌ（前邸モ共ニ災ニカヽル享保二年ノ火災ヨリ爰ニ至テ亦五十

六年ニ當ル鳳臺夫人築地ノ邸ニ移ラセラル四月五日公御參府アリテ丹波守殿諱政彌愛宕下ノ邸ニオハシマシ、カハ夫人モヤカテ爰ニ移ラセ玉ヒヌ、此度ハ上使モ愛宕下ノ邸ニ來臨アリ追々本邸土木始リ翌二年八月落成シケレハ此月十一日夫人鳳臺院殿世子當君公共ニ歸リ移ラセ玉フ、明ル三年四月公御參府アリテ直ニ新殿ニ入セラル卽方今ノ御館是ナリサレト大書院竝ニ一、二、三ノ間等ハ作ラレスシテ殆ント四十年經シカ文化八年八月十六日事初メアリテ一、二、三ノ間ヲ作ラル同十一月廿八日柱立、翌九年正月十九日上棟、四月朔ニ至テ成就セリ、是月君公御參府アリテ、其事司リシ水野助太夫土木イマタ成サル内ニ世子ノ御傳ニ轉シ尋テ免セラル備前ニ歸リシカハ備前ニテ賜アリシナリ廣内權右衛門並ニ須内友作作事奉行後氏緒方ト改ム等ニ賜アリシサレト大書院仙遊閣舞臺等ハ猶未タ古ヘニ復セス　同十一年ノ秋世子移リ住セ玉ハン爲ニ今迄ノ西御殿ヲコホチ取新ニ御内所ノ西ニ御館ヲ造ラル片山慶左衛門元シメタリ十月十八日落成シ、翌十二年二月廿四日世子築地邸ヨリ爰ニ移ラセ玉ヒヌ。

第二　大名小路前邸

本邸ノ前ニアリテ西面ナリ元此地ハ筑前家黑田氏ノ邸ナリシ事古圖ニ見ユ慶長ノ圖其後何レノ年我邸トナリシト云事舊記ニ見ル所アラス或ハ圓盛夫人御入輿ノ時元和九年結婚ノ約定リ寛永五年入輿賜ヒシナトトモ申シ傳ルニヤ實ニ郭内ニ向ヤシキアル御家ハ他ニ類ナキ事ナレハ將軍家ノ殊遇ニ依テ此邸ヲモ賜リシカサレト舊記ニ見エサレハ必トシカタシ　此世ニ傳ルハ此記本邸ヨリ前邸ハ廊下アリ大路ノ上ヲ往來セシナリト云ヘリ是亦古書ニ見ル處ナシ殊ニ烈公謙遜ノ御質カヽル設アルヘシト思ハレスサレト古クヨリ云ナラハシタル事ナレハ爰ニ附テ後考ヲマツ。　又一説ニハ此邸ハモト池田出羽由之由之ハ護國公ノ御嫡孫正宗世子ノ長子今ノ出雲政德元祖拜領屋敷ニテ由之關東下向ノ時ハ此邸ニ居住アリ　由之死後自カラ御中屋敷トハナリヌ夫故後々マテモ出羽殿ヤシキト唱ヘシ由云ヘリ按スルニ由之ハ池田家ノ嫡流ニシテ其比威權甚盛ニ將軍家ノ御覺エモ他ニ殊ニシテ別ニ所領賜リテ召出サルヘキ結構アリシニ神戸平兵衛ニ殺サレシ故其事止ヌル由云傳フレハ筑前家ノ上ケ屋敷ヲ賜リシモ知ヘ

カラス筑前家今ノ霞ケ關ヘ移ラレシ年紀ト由之ノ刺レシ年記元和四年ト引合セナハ考ノ一端トモナルヘシト筑前家ニ紀問セシカト霞ケ關ハ慶長中拜領トノミ云傳ヘテ大名小路ノ邸アリシ事サタカナラヌ由ナレハ是非辨シカタク姑ラク傳聞ノ説ヲ載テ後考ヲ俟ツノミイツレニモアレ元和中ヨリ寛永ノ初年マテニ置レシモノトオホエテ寛永ノ古圖ニハ已ニ此邸ニ烈公ノ御名ヲ記シタリ偖其比ハ御館有テ福照太夫人爰ニ住セ玉ヒヌ但シ地面ハ今ノ半ハカリナリシト見エタリ地面歩數何程ト云事サタカニハ知レカタシ添地ノ事ハ下文ニ見ユ ○或説ニ古ヘハ此邸呉服橋ノ内土手筋ニテ通リタリシサレハ今モ呉服橋内ノ寄合辻番御組合タリ今ノ如クナランニハカノ辻番組合ナルヘキ由ナシト云々此説イワレナキニアラヌニ似タレト古ヘノ事捜索セス當今辻番組合ノ事モ心得ヌ人ノ説ナルヘシ其故ハ寛永以來ノ古圖ニヨル東隣ハ作州森家ノ邸アリ又其東隣土手ノ方ハ近藤氏ノ邸アリテ此邸ハ今ヨリモハルカニセマシ且寄合辻番ノ事モカク其屋敷トハ組レタル場所組合タル例多シ今本邸ノ前ニアル辻番御上屋敷ノ辻番ニテ一手持ナリ呉服橋内ノ辻番ハ御向屋敷引高ニテ組合ノ辻番ナレハ必見通シノ所ノミニ限ルニアラスサレハ此説論ニタラヌ事也 其後慶安ノ比大名小路ニ別ニ御中屋敷ヲ置レシカハ大名小路別邸ノ條ニ委シ福照院殿爰ニ移ラセ承應元年此邸土木アリテ同二年五月廿七日 曹源公イマタ世子ニテ此館ニ移リ住セ玉フ御家譜下谷邸ニ作ハ誤レリカヽリシ處ニ明暦三年正月十九日ノ大火ニ本邸ヲ初メ此邸並ニ福照院殿ノオハセシ御屋敷モ共ニ災ニカヽリ殊更彼御中屋敷上リ地トナリシカハヤカテ此邸土木アリテ福照夫人再此邸ニ移ラセ玉ヒヌ曹源公ハ今年十月始テ御歸國アリ翌年御參府ノ後七月下谷邸ニ移セ玉ヒシナリ 幾程ナク寛文元年正月廿日亦本邸ト同ク災ニカヽル同二月ヨリ土木有テ福照院殿又移ラセ玉フ同五年六月二日大雷アリシカハ 烈公太夫人ノ御方ニワタラセ玉フ折カラ此館ノ厨ニ雷落カヽリ板元ノ人夫震死セシ事アリ日記ニ見ユ 同十二年十月福照夫人遂ニ此館ニテカクレサセ玉ヒヌ烈公老シ玉ヒシ後圓盛夫人ト共ニ麻布邸ニオハセシニ延寶五年麻布邸ノ館ヲ土器町ノ新邸ニ移シ造ラルヘシト十一月 烈公御歸國ナリシ後同十五日圓盛夫人カリニ此邸ニ移ラセ玉ヒシカ翌六年春ヨリ煩ハセ玉ヒ同十月又此邸ニテウセ玉ヒヌ其後此館ニ信州殿丹州殿カハル〲住セ玉フ由彼兩家ノ舊記ニ見ユサレハニヤ延寶天和ノ比ト覺シキ圖ニ此邸ニ池田丹波トシルセシアリ夫ヨリ年經テ元祿十一年九月六日南鍋町ヨリ火起リ南風烈シク

大火トナリ此火植野邊迄延燒ス世ニ中堂火事ト云ハ是ナリ此邸燒亡ス鍛治橋參河町ノ兩邸モ類燒ス本邸ハ災ヲ免ル此度鍛治橋ノ內御屋敷御用地トナルニ依テ其替地向屋敷東隣故ノ作州森家ノ邸ヲ古圖ヲ考ルニ森家ノ邸ハ南北ヘヌケトホリタレハ此度其半程渡サレシモノナルベシ鍛治橋邸四千坪ナレハ替地モ四千坪ナリシカサレト今六千三百坪餘ノ邸ナレハ此時ノ添地四千坪ナランニハ此時迄僅ニ二千三百坪餘ノ地ナリサランニハ御館等アリシニハ餘リニ狹隘ナルニ似タリサレト委シク傳ラサレハ今考ルニ由ナシ渡サルヘキ旨台命アリテ同月廿九日甲斐莊喜右衛門、水野主水參向アリ、曹源公モ前邸ニワタラセ御對面アリ服部圖書印形シテ其地ヲ請取ケル是ヨリシテ今ノ地面トハナリシナリ、翌十二年正月十八日彌勒寺ヲ召テ地祭リアリ程ナク長屋作事成就セシカハ四月廿日市川太兵衛ヲ初メ其役勤シ者ニ饗膳賜ヒヌ此度ヨリ御館ハ造ラレサリシニヤ詳ナル事知難シ寶永二年十一月五日小石川松平讃岐守ノ邸ヨリ失火シテ大火トナリ向屋敷東ノ方過半燒失ス、西ノ方長屋ハ殘レリ又程ナク土木アリテ明ル三年七月成就ス、此月十六日作事ノ事司リシ八木惣兵衛、松山平兵衛已下十五人ニ饗ヲ賜フ、其後清宵院殿世子ニ立セ玉ヒシ後此邸ニ御遊ヒ所有テ曹源公ワタラセ玉ヒシ事モ見エタリ、清宵世子ウセ玉ヒテ後保國公世子ニ立セ關東御下向有ヘキニ依テ同七年九月此邸ニ御部屋作ラルヘシトテ十五日先築地ノ邸ニテ手斧初アリ、林武太夫、湯淺又右衛門等彼邸ニ參ル、同十月廿三日等覺院向屋敷ニ來リ地鎭アリ、十一月十九日柱立、翌正德元年二月廿五日土木大方ニ成就セシカハ又等覺院ヲ召テ安鎭ノ法ヲ修セラレ林武太夫已下物ヲ賜フ事差アリ、四月六日ニ至テ全ク落成ス、翌二年五月四日世子保國公ノ御事江都ニツカセ直ニ此館ニ入セ玉フ、同四年曹源公薨シ保國公立セ玉ヒテモ猶此邸ニオハシマシ明ル五年正月朔本邸ニ移ラセ玉ヒヌ御代ツカセ玉ヒ直ニ本邸ニ移ラセ玉フ由記セシ書モアレト翌年正月元旦ニ伊木將監忠義、池田主殿長高日置年人忠昌御迎トシテ前邸ニ參リ御移徙アリシ事實時ノ日記ニ見エタレハイサヽカ疑フ所ナシ今年榮光院殿豐次郎殿諱政純保國公御弟後和泉トモニ關東ニ下ラセラルヘシトテ先向屋敷ノ館修繕アリ、二月十一日ヨリ始リテ程ナク成就シ、同五月十六日榮光夫人江都ニツカセ豐次郎殿トヽモニ此邸ニ入セラル明レハ享保元年正月朔ノ曉本多中務大輔忠良ノ邸前邸北隣御老中屋敷酒井若狹守ノ邸ヨリ火起リ此邸忽チ類燒ス榮光院殿火ヲ山

王ニ避タマヒ程ナク本邸ノ內廳ニ歸ラセラルヤカテ土木アリテ七月ニ至リ成就セシカハ吉崎甚兵衛、野間五左衛門等ヲ初トシテ土木ニ與リシ人々ニ銀子ヲ賜ル是此月廿日ノ事也サレト此度ヨリ長屋ノミニテ館ハ造ラレサリシト見エテ同時ニ築地邸土木アリテ榮光夫人ハ移ラセ玉ヒヌ築地邸ト併セミルヘシ明レハ二年正月廿二日ノ大火安永元年二月廿九日ノ大火兩度共ニ本邸ト同シク類燒ス、皆追々土木アリ、文化三年三月四日巳ノ刻ハカリ芝車町泉岳寺門前ヨリ火起リ南風强クシテ大火トナリ暮ニ及テ此邸燒失ス本邸ハ幸ニ災ヲ免ル西面ノ表長屋一筋殘レリ今年四月十四日ヨリ土木初リ翌年五月ニ至テ殘ラス落成ス、此度モ表長屋等多クハ備前ニテ切クミシテ廻船アリシスナハチ方今ノ屋舍コレナリ、享保元年ノ火災ヨリ後ハ上ニモ記セルコトク群臣ノ長屋厩等ノミニテ御ヤカタハ作ラレス、此邸ハ明暦三年ノ火災ヨリ。文化三年ノ火災マテ燒失スル事スヘテ八度ニ及ヘリ。

第三　角筈邸

江都城西一里餘豐島郡角筈村ニアリ此地鳴子村ニ接スル故一名鳴子邸トモ云ヘリ烈公ノ御時寛文三年九月朔角筈村一萬六千五百五十七坪ノ野ヤシキ御買上アリ同十六日公始テ爰ニワタラセ御覽アリ其後追々土木アリ同五年八月六日小林孫七南部小兵衛等此邸庭普請ノ奉行ヲ命セラレ池ヲ穿新町ヨリ樋ヲフセテ水ヲ引セラレシ事ナトモ舊記ニ見ユ此月十二日此邸ニテ牧野吉峰老ヲ饗セラル同年十二月ニ至テ土木悉ク成就セシカハ普請奉行等ニ小袖一領ツヽ賜リヌ已上寛文ノ日記ニ見ユ同十一年此邸ノ南隣長谷川隼人ノ屋敷三千五百五十八坪加藤次郎左衛門ノ屋敷千六百三十三坪餘添地ニ御買入アリ添地ノ事履歷略記載スル處土肥氏所藏ノ圖ニヨル但履歷是年更ニ此邸ヲ置レシ事トシ又延寶二年檢地ノ事アリシ年添地アリシ如ク記セシハ共ニ誤レリ又按スルニ上ニ記セル寛文三年御買上ケ一萬六千五百五十七坪ニ此度兩家ノ地面ヲ合スレハ二萬千七百四十八坪餘トナル然ルニ下ニ載セタル作事方ノ古圖ニハ二萬千四百六坪餘ト書シタルハ三百四十一坪餘ノ差アリ又土肥家ノ圖ニハ御添地ヲ除キテ一萬六千九百廿六坪トアレハ又三百六十九坪多シ是等ハ或ハ六尺坪又六尺二寸坪ナトノタカヒ有ニヨレルニヤ本邸已下皆此類幾ラモアリ今强テ校正セス

烈公老シ玉ヒシ後ハシハ〳〵此邸ニワタラセ御逗留ナトアリシ事モ其比ノ記錄ニ載セタリサル故ニヤ延寶ノ比ノ江都圖ニ此邸ヲ松平新太郎隱居ト記セシアリサレト實ニ爰ニ住セ玉ヒシニハアラス其後天和三年ニ故備後守殿（盛德院殿）ノ御女於久殿（後號盛久院）板倉家ニ（伯耆守重良）嫁シ居玉ヒシカ彼邸火災アリシカハ暫ラク此邸ニ移リオハセシ事モ見エタリ寶永五年ニ至リ松平攝津守義行（尾州ノ支封濃州高須三萬石）所望アルニ依テ此邸ヲ進ラセラルヘキ由（代金三百兩ト云）約諾アリ是八月七日ノ事ニテ同十二日彼御家へ引渡サレシ卽チ今角筈ニアル所高須別邸是ナリ寬文三年此邸ヲ置レシヨリ今年迄四十六年ナリ此邸我邸タリシ時小人ノ類ナト多ク置レシ由云傳フサル事モ有シニヤ其後正德三年九月十八日角筈村西法寺ニハ年々鳴子邸ニテ病死ノ下々多ク葬レルニ依テ每歲白銀五枚ツヽ賜ル由　曹源公ヨリ命アリシ事舊記ニ見エタリ。

第四　麻布邸

江都城南一里許リ麻布古川ノ西一向宗善福寺ノ傍ニアリ元此地ハ善福寺ノ地面ニテ年季ノ御借地ナリ故ニ一名ヲ善福寺屋敷トモ舊記ニ書セリ此邸ハ寬文八年二月御借地ノ約ト、ノヒヌ（地面ノ歩數傳ル處ナシ）然ルニ當月四日　世子（曹源公ノ御事）オハシマス處ノ下谷邸火災アリシ折ナレハ早速此邸土木アリテ程ナク成就セシカハ曹源公眞證夫人トトモニ淺草ノ邸（觀音裏宍粟御下屋敷也）ヨリ爰ニウツラセ玉フ其年月ハ舊記ニ見エサレトモ何レ今年ノ內ナルヘシ同九年七月廿一日振姬殿（本多家へ嫁シ玉ヒシ蓮珠院殿ノ御コトナリ）此邸ニテ誕生アリ同十年三月曹源公御參府アリテ後久シク御不例ナリシカハ六月晦將軍家ヨリ上使ヲ以テ雲雀賜ヒシ時御居屋敷麻布へ來臨アリテ御疾ヲ訪セラレシ事モ舊記ニ見エタリ同十二年　烈公老シ玉ヒ曹源公立セシ後モ猶此邸ニオハシ、アクル延寶元年正月元日ニハ本邸ニワタラセ群臣ノ拜賀ヲ受タマヒ晡時ニ及テ麻布ニ歸ラセ玉フ（御家督ノ後直ニ本邸ニ移ラセ玉フ由記セシ書モアレト誤レリ本文ノ說ハ當時ノ日記ニ見エシ處ナリ）同三月九日　圓盛夫人松姬殿（曹源公御長女凉泉院殿ノ御事是ヨリ先圓盛院殿御養育アリシ也）麻布邸ニワタラセ御逗留ノ事

ナトモ皆其比ノ記錄ニ見エタリ是月十九日　太公（烈公ノ御事）　參府シタマヒテモ猶本邸ニ入ラセ玉ヒヌ同六月八日曹源公御歸國アリシ後烈公圓盛夫人ト共ニ此邸ニ移ラセ眞證夫人本邸ニ入ラセ玉フ翌年四月廿三日　曹源公御參府アリテ直ニ本邸ニ入セラル今年九月廿二日丹波守殿（靈樹院殿ノ御事）　モ此邸ニ移リ住セラル（按ニ此時ハ丹州殿奥方ハイマタ備前ニオハセシ也）　夫ヨリ延寶五年十一月マテハ烈公圓盛院夫人此邸ニ住セ玉ヒシカ此月十日　烈公御歸國アリシ後此邸ノ館ヲ土器町ノ新邸ニ移シ造ラレンタメ同十五日　圓盛院殿カリニ向屋敷ニ移ラセ玉フ、アクル六年秋ニ至リ此御屋敷當年年季明キニテ土器町御普請モ落成シヌレハ麻布御屋敷ヲハ善福寺ヘ返シ　辻番モ引セラレ度旨御願アリシニ　同九月廿一日御願　濟ケレバ翌廿二日水野作右衛門（在江戸小仕置）　大野十兵衛（判形役）　瀧波與兵衛（留守居役）　出合ヒ善福寺ヘ引渡シ事濟ケル由其時ノ日記ニ見エタリ此邸寛文八年ヨリ爰ニ至テ十一年ニシテ止ラル此邸ノ跡今善福寺ノ裏道ニ明地アリ此地カヌ寺ノ北隣ニ肥前家（松平肥前守齊直）　ノ別邸アリ若此地ニモアランカ詳ナル事知カタシ。

第五　大崎邸

江都城南二里許リ荏原郡上下大崎兩村ノ地ニ跨リテ品川驛ノ西北ニ當ル　烈公ノ御時寛文八年二月四日ノ大火ニ下谷邸燒失ス然ルニ兼テ下谷邸　公ノ御心ニ叶ハス他所ニ換ン事ヲ思召サレケル折節ナレハ先其土木ヲ止メラル此時芝新堀ノ普請御手傳ニ依テ備前ヨリ諸役人多ク下リ居シカ大火ニ依テ彼普請延引アルヘシトノ台命アル折フシナレハ家老初メ役人トモ公ノ御旨ヲ受テ下谷ニ換ヘキ野屋敷ヲ吟味ス中ニモ津田重次郎（永忠）ハ武田源兵衛、大平權右衛門兩人ヲシテ方々地形ヲ撰ハセケルカ上澁谷ト大崎ト兩所ヲトス其後重次郎、水野三郎兵衛ト共ニ見分シ遂ニ大崎ニ決ス卽チ榜示ヲ立テ其境界ヲ定ム（此地今ノ御拜領屋敷也）　此外ニ桑山修理亮一之（大和新莊一萬六千石天和中事ニ坐シテ除封セラル）　保科越前守正景（大崎屋敷奉行手ノ記錄ニハ保科兵部トアリ按兵部少輔正賢ハ越）

前守正景ノ子ニシテ此時ハ正景ノ代タル事明カナリ今履歴略記越前守ニ作ルニ從フ卽今飯野侯ノ祖ナリ　兩家ノ拂屋敷一萬五千八百廿六坪　五千五百六十坪上大崎村一萬二百八十坪下大崎村　ノ地アリシヲモ買置セラル　按履歴略記ニ云リ保科越前守ノ菜園二萬二千四百七十二坪ノ賣地アリシヲ保科家ヘ出入セシ材木屋善次郎肝煎ニテ買入ラル此地ノ價金百六十九兩壹歩ナリ彼善次郎ニモ銀五枚ヲ賜フ御拜領地合テ三萬三千坪ナリト云々今按ニ此時已ニ三萬三千坪ノ邸トナランニハ天和巳後度々ノ抱地ヲ合テ見在ノ坪數トアハス今大崎奉行手ノ舊記ニ據ル但此記錄ニ抱地ノ事寛文七年トス按スルニ七年既ニ此所ニ抱地アランニハナト翌八年所々邸地ヲエラハセラルヘキ蓋シ八年ヲ誤テ七年ニ作ルモノカ今二書ヲ兼採テ共可ナリト思フ所ニシタカフ　同十年春ニ至テ下谷ヲ以テ大崎ニカヘン事ヲ將軍家ヘ請セ玉ヘハ三月朔御願ノ旨ニマカセラル、由執政ヨリ大井新右衛門ヲ以テ命ヲ傳ヘラル　公卽御禮トシテ執政ニ參リ玉フ四月朔此度拜領ノ大崎屋敷來ル八日御渡シアリ此旨屋敷奉行ヘモ仰渡サレシ由執政ヨリ告ラル同八日池田大學、瀧波與兵衛、津田重次郎、水野作右衛門等大崎ニ往テ屋敷奉行喜多見五郎左衛門、本郷莊三郎ヨリ御拜領地ヲ受取ル壹萬千五百廿八坪ナリ　内三千六百五十八坪上大崎村七千八百七十坪下大崎村　○履歴略記載ル處及ヒ享保十七年ノ御書出シ大崎奉行手ノ記錄等皆本文ノ如シ唯下ニ載スル處享和二年改ノ圖ニハ一萬千八百七十八坪トアリ今按スルニ御內檢アリテ打出セルモノカ大崎奉行手ノ記錄ニ御內檢六尺二寸坪トアリ六尺三寸坪ヲ六尺二寸坪トスル時ハ三百五十坪ノ增トナル去ハ彼圖トアヘリ其餘抱地ノ分ハ下文ニ記ス處享保ノ御書出シ大崎奉行手ノ記錄享和ノ圖皆符合セリ　斯テ是月廿三日　烈公江都ヲ發シテ歸國シ玉フ序ニ始テ立ヨラセ御覽アリ其後天和二年四月ニ至リ深川ノ邸御上ケ屋敷トナルニ依テ今マテ彼邸ニアル所ノ御館長屋等悉ク毀チテ此邸ニ移サル大村助九郎入江孫九郎奉行タリ　深川邸ト併セミルヘシ　是歲津田屋敷千五百九十八坪抱地トナル　今鷲屋敷ト云〔追考津田ハ能役者鷲傳右衛門親類ナリ夫故此ヤシキモ鷲カ家ヨリ受持シナリ依テ今此地ヲ鷲ヤシキト云ヘリサレト其詳ナル事ハ知ラス〕是地ハ享保元年圍込トナレリ按保國公御代ノ初享保元年四月ノ御屆書ニ曰伊豫守召遣津田ト申局所持仕去秋津田相果揣者ヘ抱屋敷讓申ニ付一所ニ圍置申候トアリサラハ天和二年御抱地トナリ其地ヲ老女津田ニ下サレ正德五年津田死シテ御屋敷ヘ圍ヒ込レシモノナルヘシ姑ラク爰ニ附シテ後考ヲ俟ツ又津田ト云ヘル局イカナル人ニヤ舊記未タ見ル處アラス亦後考ヲ待ツノミ　其後貞享二年平岡市十郎ノ屋敷五千六百四十八坪　内千二百坪ハ西ノ方御屋敷外ノ畑、　抱地トナル　今平岡屋敷ト云　寶永五年ニ至リ表門ノ左右三千十四坪ノ地　内七十坪上大崎村二千九百四十四坪下大崎村ノ地ナリ　抱地トナリ　此地ハ圍モナク杉林ニテアリシヲ近キ頃文化中ニ至リテ柵ヲ附ラレシ右ニ記セル天和巳後三度ノ抱地ノ事大崎村清九郎カ家ノ舊記ニ見エタリ　都合三萬七千六百拾四坪ノ邸トナレリ是　公邊ヘノ御書出ニモ載ラル、處ニシテ此外ニ御屋敷田畑六百坪　年貢地下大崎村分地主源兵衛　何レノ年ヨリカ御借地トナリヌ正德元年山ノ御

茶屋腰掛ノ處五十六坪 地主同上 御抱地トナレリ 此二筆ノ地面ハ御書出シノ外ナリ 此地ヲ合テ三萬八千二百八十坪御内檢アリテ六尺二寸坪ニシテ四萬五千六百七十四坪七合八勺ナリ 但シ三千十四坪ト千五百九十八坪ト五十六坪ハ御内檢ノ後ニ加ルト云サラハ此御内檢ハ寶永五年ヨリ前ノ事ナルヘシ 此邸總間數東西二百三十五間南北二百九十二間總廻リ千四百八十七間ナリ 何レモ六尺二寸間 保國公御剛封ノ始メ享保二年ノ大火ニ本邸並ニ築地等ノ諸邸災ニ罹リシカハ榮光夫人此邸ニ移ラセラル同四年三月臺町ノ失火ニ土州家ノ別第燒失セシカハ玉仙院殿 保國公御姉君菊姫殿ノ御事 火ヲ此邸ニ避玉ヒシハラク御逗留アリシカ此年三月廿三日ニ至リ此邸山ノ御茶屋成就セシカハ 山ノ御茶屋新ニ造ラレシニハアラサルヘシ正德元年山ノ御茶屋腰掛ノ處添地ノ事上文ニモ見ユタレハ此度造リ替ラレシモノナルヘシ 爰ニ移ラセ明ル五年マデ住セ玉フ同八年九月榮光夫人備前ニ歸ラセ玉ヒテ後ハ此邸タヽ時々遊觀ノ地トナレリ同十七年三月廿八日烏越邸類燒セシカ内匠殿御養子多宮殿 諱軌明實ハ曹源公御孫主膳殿三男後病ニ依テ退身岡山ニ歸ラセラル 此邸ニ移ラセ四月廿六日烏越ニ歸リ玉フ元文二年保國公御病氣ニ依テ滯府シ玉ヒ五月此邸ニ移ラセ明ル三年三月本邸ニ歸セ玉フ其後五十餘年ヲ經テ當太公老シ玉ヒシ後此邸ニ移セラルヘシトテ御館修造アリ長屋等モ多ク作ラレ八月十五日御移徙アリ爰ニ御座ス事十七年ニシテ文化七年三月備藩ニ歸ラセ玉ヒシカハ又此邸ハ明屋敷トナリ又寛文十年此邸ヲ置レシヨリ今年 文政元年ヲ云フ是ニ倣ヘ ニ至テ百四十九年ナリ。

第二十六章　備前侍帳（其一）

寛永十九年侍帳（寛永十九年十月十六日御前へ上ル寫）を収載す

一三萬三千石　伊木長門守
一三萬貳千石　池田出羽守
一貳萬貳千石　池田河内守
一壹萬六千石　日置若狹守
一壹萬四千石　池田下總守
一壹萬千石　土倉淡路守
一壹萬石　池田信濃守

一貳千五百石　宮木筑後
千百石　下方主税助
千石　日置大九郎
七百石　佐分利彌左衛門
五百石　母衣　大西十郎右衛門
五百石　稻川少左衛門
三百五拾石　服部源兵衛
三百石　大田權兵衛
三百石　竹村喜左衛門
三百石　石黒久兵衛
三百石　堀金又右衛門
四百石　石田貞右衛門

貳百六十石　荒尾長兵衛
貳百石　祖父江一郎右衛門
貳百石　竹村小藤衛門
貳百石　石丸平兵衛
貳百石　郡奉行　上田所左衛門
貳百石　眞野定之進
貳百石　梶川安右衛門
百五拾石　服部清右衛門
百五拾石　郡奉行　芹川與右衛門
百五十石　大田助三郎
百五十石　荒井六兵衛
百五十石　堤　藤兵衛
百石　吉田與三右衛門
六百石　田中多左衛門
安藤甚左衛門
貳百五十石　蟹江三郎兵衛
百五拾石　船戸彌三右衛門

一千貳百石　土倉隼人
七百三拾石　楢　半之介

六百石　母衣　牧野宇右衛門
五百石　津田大學
五百石　土倉清左衛門
四百石　櫻木次太夫
三百石　橋本甚六
三百石　牧野四郎右衛門
三百石　薄田惣右衛門
貳百五拾石　近藤作之亟
貳百四十石　柏尾伊兵衛
貳百石　神屋兵三郎
貳百石　武藤伊右衛門
貳百石　生駒市兵衛
貳百石　岡　七左衛門
貳百石　薄田彦左衛門
百五十石　竹内五郎左衛門
百五十石　郡奉行　野坂八郎右衛門
百石　有松與兵衛
四百貳拾石　薄田八左衛門
三百五十石　藤岡右馬助
三百石　森島久右衛門

〔略系〕

由之[一]─由成[二]─由孝[三]─由勝[四]─保教[五]─政純[六]─政喬[七]─政孝[八]─政德[九]─政昭[一〇]─政和[一一]

〔略譜〕

一、由之、天正五丁丑生尾州犬山、初名九郎兵衞、法名海禪寺、紀伊守之助嫡男、母齋藤山城守義龍女。

天正十二甲申四月九日父之助公戰死の時八歲也、輝政公より御合力米千俵給る、同十七己丑御知行五千石、士九人被附、同十九年卯御加增五千石壹萬石賜、慶長五子關ヶ原陣御供、八月廿三日新加納川一番越由之勤之、同廿三日岐阜城攻の刻家臣堀尾清右衞門池田の旗を一番に拋入に付、輝政公岐阜の先登に相極、同六丑十一月三日於播州佐用郡御加增一萬二千石合貳萬二千石賜、平福に屋敷を構、同十二未駿河御普請役相勤刻、從東照宮御馬拜領（御所鹿毛といふ。）同十四酉二月廿六日又御加增壹萬石都合三萬二千石賜、備前下津井に在城、名を改出羽、同十五戌尾州名古屋御普請役相勤刻、從秀忠公御鷹拜領、同十八丑利隆公御家督に付下津井より明石へ所替、同十九寅大阪御陣の節は江戶に御留置、弟池田美作元信出羽人數召連、利隆公御供、翌卯年夏陣の節は嫡子竹松伏見の御城に二男（鶴松後號、蜂須賀山城）江戶へ爲證人差上、由之は利隆御供にて出陣兵庫まで押着し處、出羽義紀州へ參候樣にと、東照宮上意の由利隆公被仰付、兵庫より出船し處難風渡海難成淡路に船繫き居申內、又兵庫へ歸り、大阪へ人數押申樣にと重て上意の由、兵庫より陸地大阪へ押詰、神崎川を渡刻、大阪落城相開、一手の軍勢落人討取首數百四拾五級の內、三つ弟美作分家臣輕尾五郞右衞門に持せ利隆公御本陣へ差上る、元和三巳御國替に付、作州米子に在城（但し明石より直に米子に移）同四午正月江戶下向、閏三月江戶歸路、同月十一日播州赤穗え立寄、拜謁其後中村川渡にて不慮に卒す。

知千石合三萬八千石の内三萬三千石下され、五千石は弟日向幸雄へ被下也、元和二辰八月六日於三木城病死、行年三十六歳、同所勝入寺え葬、法名光桂院、内室森寺政右衛門忠勝女、明暦三酉四月十八日卒、妙仙院。

三、忠貞、慶長十七子生播州姫路、初三十郎、後長門、長門忠繁男、母妙仙院。

元和元卯備前へ人質に越す、（四歳）同二辰父跡目御知行三萬七千石被下、寛永十九午六月廿九日より慶安五辰六月迄政職寛文十二子閏六月廿八日於武州川越驛卒、行年六十一歳、備前邑久郡虫明村興禪寺に葬、法名興禪院、内室荒尾但馬成利女。元祿八亥五月廿五日卒、榮久院。

四、忠親、承應元辰生備前岡山、初勘解由、忠貞男母は侍妾菅沼氏女、延寶八申十一月十日卒、松清院。

承應三午、三歳の時江戸へ證人に罷下り、明暦二申四月五日於江戸光政公へ始て御目見（于時五歳）寛文十二子九月九日父跡目御知行無相違被下候、元祿十四巳十二月亂心蟄居、寶永元申八月廿二日於岡山卒（三番町下屋敷にて行年五十三歳）法名瑞光院、内室荒尾但馬守成元女、貞享元子十月九日卒、靈光院。無嗣子。

五、忠義、寛文九酉生、初名長九郎、將監、伊木兵庫幸和男。

貞享三寅父兵庫於江戸卒、跡目御知行五千石無相違被下寄合上坐、元祿六酉七月十日任番頭、同十四巳十二月本家忠親亂心依無嗣子斷絶に付、本家相續三萬石被下、老中（但持知五千石上ル）享保五子八月朔日於岡山卒、行年五十二歳、法名接壽院病中江戸より御使波多野武兵衛下され、死後岡山に着、御香奠白銀五枚、御使富田彌左衛門、從榮光院殿御香奠銀三枚、御使犬塚善八郎、内室池田隼人長尚女、元祿六酉七月廿九日卒、法名妙覺院。

第二　池田氏　兒島郡天城（今藤戸町大字天城）

第二十七章　備前國老列傳

寛永十九年岡山藩侍帳に據れは采邑一萬石以上にして隱然小諸侯の觀あるもの六家。伊木長門守、池田出羽守、池田河内守、日置若狹守、池田下總守、土倉淡路守是なり左に略傳を載す。

第一　伊木氏　邑久郡虫明（今、裳掛村大字虫明）

〔略系〕

忠次[一]—忠繁[二]—忠貞[三]—忠親[四]—忠義[五]—忠興[六]—忠知[七]—忠福[八]—忠眞[九]—忠誠[一〇]—忠順[一一]—忠直[一二]—忠澄[一三]

〔略譜〕

一、忠次、始香川長右衛門と號、又長兵衛、後清兵衛、豊後。

生國尾州清洲、參州岡崎居住、勝入公へ被召出、濃州伊木山の城乘取功に依て伊木と改といふ。一説に右功に依て秀吉公より名字を伊木と改、名を淸兵衛と改とも云、天正十七丑秀吉公より五千石御朱印被下（石田治部、淺野彈正兩判の由）參州吉田にて輝政公より御知行壹萬五千石被下也（小田原陣の功にてと云）慶長五子輝政公播州御入國の後三萬七千石を賜三木の城御領け、慶長八卯十一月十一日於三木城卒、行年六十一歳、同所本安寺に葬、號妙淨院。内室日根野織部女。慶長十二未十一月十日卒、號壽盛院。

二、忠繁、天正九巳生播州伊丹、初三次郎、後長門、豊後忠次男、母壽盛院。

慶長六丑十一月三日從輝政公御知行千石賜廿一歳、同八卯十一月十一日父豊後死去跡目御知行三萬七千石、自分の拜

貳拾人　同　中村主馬介預
貳拾人　同　上泉治部左衛門預
貳拾人　同　佐治縫殿介預
貳拾人　同　池田數馬預
貳拾人　同　山脇修理預
貳拾人　同　[illegible]波彌八郎預

貳拾人　同　水野次太夫預
貳拾人　御持筒　生駒玄蕃預
貳拾人　持弓　湯淺半右衛門預
貳拾人　同　小堀一學預
貳拾人　同　下濃彌五左衛門預
拾五人　鐵砲　中村四郎左衛門預

拾人　同　土肥源内左衛門預
拾人　鐵砲　[illegible]江[illegible]右衛門預
拾人　同　山脇平兵衛預
鐵砲以上九百八拾五人
外ニ小頭六拾貳人
相夫　九拾九人

貳百石　草　庵
貳百石　圓山九右衛門
貳百石　榊與次右衛門
百五十石　大口惣右衛門
百五十石　木崎作左衛門
百五十石　玄　順
百五十石　元　恕
百五十石　清　庵
百五十石　興　澤
百三十石　ときや少左衛門
百石　高橋德右衛門
百石　さやし　伊兵衛
六十三石六斗三升　鐔江　夢伯
以上九千三百九拾八石六斗三升　人數三十人

江戸

一千石　水野伊織
五百石　能勢少右衛門
四百五十石　山本茂左衛門
三百五十石　横井彌兵衛
三百石　爲　伯
貳百石　奥山十右衛門
貳百石　富田彌左衛門
貳百石　道　哥
貳百石　有　庵
以上三千四百石　人數九人

寺社領

三百石　權現樣　利光院
三百石　伊勢領
貳百石　國清寺
貳百四石八斗六升　加茂領
内百五十石　松下領
五十四石八斗六升　西池左兵衛
六拾石　八幡領
五拾石　備中　遍照院
以上千百拾四石八斗六升

弓鐵砲

三拾人　鐵砲　池田佐渡守預
三拾人　同　土肥飛彈預
三拾人　同　番和泉預
十人弓　廿人鐵砲　芳賀内藏允預
十人弓　廿人鐵砲　若原監物預
三拾人　鐵砲　八田求馬預
三拾人　同　梶浦大隅預
三拾人　同　伊庭主膳預
三拾人　同　稻葉刑部預
三拾人　同　上坂左近預
三拾人　同　若松一郎兵衛預
三拾人　同　草加五郎右衛門預
三拾人　同　瀧川出雲預
三拾人　同　水野伊折預
貳拾人　同　荒尾内藏介預
貳拾人　同　下濃掃除預
貳拾人　同　深谷甚右衛門預
貳拾人　同　岸　織部預
貳拾人　同　水野助之進預
貳拾人　同　船戸帶刀預
貳拾人　同　小川主水預
貳拾人　同　丹羽藏人預
貳拾人　同　野村越中預
貳拾人　同　鈴木登之介預
貳拾人　同　熊谷源兵衛預
貳拾人　同　岡田權之介預
貳拾人　同　湯淺右馬允預
貳拾人　同　伴　安左衛門預
貳拾人　同　吉田源兵衛預

一千百石　生駒玄蕃
三百五十石　藤岡右馬助
三百石　杦浦與三左衛門
三百石　大橋七郎左衛門
三百石　南部次郎左衛門
三百石　横山次郎兵衛
三百石　永田三郎左衛門
三百石　內藤平丞
三百石　鈴田夫兵衛
貳百五十石　山田一郎左衛門
貳百石　岩室五郎左衛門
貳百石　森本與三兵衛
百六十五石　松原助左衛門
百五十石　江見仁兵衛
百五十石　大林三郎左衛門
百五十石　小塚段兵衛
百五十石　松井七太夫
以上四千九百六拾五石人數十七人
一五百石　伴內記
三百石　矢部權三郎
三百石　間山三郎介
貳百石　生田清三郎
以上千三百石　人數四人
無組小性
一千石　小堀一學
五百八十石　湯淺半右衛門
五百石　那須半兵衛
五百石　本須勘右衛門
四百六十石　加藤九左衛門
四百石　中村忠左衛門
四百石　宮部源太夫
三百石　生駒八左衛門
三百石　安藤三郎左衛門
三百石　下方甚介
三百石　下濃彌五左衛門
三百石　杉山五左衛門
三百石　熊谷八太夫
三百石　萩原又兵衛
貳百五十石　龜島猪右衛門
貳百石　田中九兵衛
貳百石　高橋茂兵衛
貳百石　大杉久左衛門
貳百石　村山兵太夫
百五十石　金森茂右衛門
百五十石　山中市左衛門
百五十石　淺野長左衛門
八拾石　坂井長兵衛
以上七千五百廿石　人數廿三人
無役
一貳千石　中村主馬助
六百石　岸織部
六百石　土堅源內左衛門
五百石　鈴木登之介
四百石　熊谷源兵衛
四百石　中村四郎左衛門
三百石　湯淺右馬允
三百石　蜷江權右衛門
三百石　青木了有
三百石　町奉行　薄田惣右衛門
三百石　同　別所次左衛門
三百五石　片山勘左衛門
貳百五十石　養元
貳百五十石　玄同
貳百五十石　長庵
貳百五十石　養琢
貳百石　三德

百五十石　渡邊助左衛門
百貳十石　羽山太郎左衛門
百五石　堀　德左衛門
百石　須賀傳兵衛
一貳千石　河野刑部
千石　丹羽二郎右衛門
六百石　伊藤忠兵衛
四百五十石　茨木龜之介
四百石　櫻木源太夫
三百五十石　林　善右衛門
三百石　岸　牛之丞
貳百五十石　須賀忠左衛門
貳百石　波多野甚左衛門
貳百石　井上少助
貳百石　小谷甚之丞
百五十石　中村助兵衛
百三十五石　日原治部左衛門
百石　丹羽權兵衛
百石　行日太郎左衛門
百石　神屋兵太夫
百五十石　村田小右衛門
貳百石　佐橋清左衛門

貳百石　郡奉行　堀　七郎右衛門

無組

五千石　伊木日向守
三千石　池田美作守
三千石　布施兵庫
貳千石　草加五郎右衛門
貳千石　若松一郎兵衛
千五百石　野村越中
千五百石　上坂左近
千石　佐治縫殿
千石　水野治太夫
七百石　河原九郎兵衛
七百石　伴　安左衛門
六百石　深谷甚右衛門
六百石　舟戸帯刀
六百石　下野掃部
五百石　荒尾内藏介
五百石　遠波彌八郎
五百石　吉田清兵衛
五百石　水野助之進
五百石　安藤平左衛門
四百石　岡田權之助

三百石　上泉治部左衛門
貳百六十石　荒尾祖閑

小性

一千五百石　丹羽藏人
六百石　百々藤兵衛
四百五十石　丹羽與一左衛門
三百五十石　田中源兵衛
三百石　山下文左衛門
三百石　淵本甚五左衛門
三百石　伊庭左馬進
三百石　橋本孫兵衛
三百石　若井善太夫
貳百石　梶川安右衛門
貳百石　小泉與右衛門
貳百石　岡田喜左衛門
貳百石　本庄李左衛門
貳百石　寺内太郎左衛門
貳百石　小谷甚之丞
百七十石　佐藤權兵衛
百五十石　中村彦左衛門
百五十石　安藤九郎左衛門

以上六千七拾石　人數十八人

百五十石　高桑又兵衛
百五十石　藪井清兵衛
百石　庄野一郎兵衛
一千石　伊庭主膳
七百石　伊庭左京
五百石　堀彌二兵衛
三百石　高木甚右衛門
三百石　鈴用夫兵衛
三百石　立野番太夫
三百石　別所次左衛門
三百石　行田次兵衛
貳百五十石　松田角右衛門
貳百五十石　渡邊十郎右衛門
貳百五十石　才木六左衛門
貳百四十石　吉田五兵衛
貳百三十石　佐柿彌右衛門
貳百石　村田作右衛門
百五十石　長谷川九郎太夫
百五十石　青木六郎左衛門
百五十石　福島善兵衛
百三十石　鶴見七右衛門
百石　春田加右衛門

五十俵　伊庭庄太夫
一千石　山脇修理
四百石　同　平兵衛
三百五十石　同　三郎兵衛
三百五十石　同　藤右衛門
三百石　同　九之丞
三百石　尾關源左衛門
貳百五十石　佃　彌五太夫
貳百五十石　片岡二郎太夫
貳百石　門田喜太夫
貳百石　岡鶴新兵衛
百五十石　西村吉兵衛
貳百石　上鵜彦兵衛
百五十石　今西半之丞
百三十石　古澤源之丞
一貳千石　香西釆女
七百石　正木傳右衛門
五百石　舟戸新五左衛門
三百五十石　香西五郎右衛門
三百石　雀部十太夫
三百石　蟒江次左衛門

貳百五十石　雀部次郎兵衛
貳百石　坂田權兵衛
貳百石　村瀬金右衛門
貳百石　正木九兵衛
百五十石　川崎兵右衛門
百五十石　靑木七右衛門
百石　舟戸半平
三拾俵　香西九郎兵衛
一千石　薄田左馬助
四百石　薄田彌二右衛門
四百石　岡田四郎左衛門
三百石　薄田内膳
三百石　桑原清左衛門
三百石　河村與左衛門
三百石　武藤勘兵衛
貳百五十石　蟒江三郎兵衛
貳百五十石　村田小右衛門
貳百石　佐橋清右衛門
貳百石　秋田五左衛門
貳百石　堀七郎右衛門
貳百石　瀧　多左衛門
百五十石　舟戸彌三右衛門

百五十石　佐々善左衛門
百五十石　竹市長左衛門
百五十石　佐々少太夫
百五十石　正田傳兵衛
百廿貳石　上島清右衛門
百石　湯淺金右衛門
貳百石　加須屋茂左衛門
百石　伊庭半右衛門
三十俵　正田角兵衛

以上七千七百七十貳石　廿六人

一三千石　若原監物
千石　大村定平
五百石　薄田藤十郎
四百石　菅野小左衛門
三百石　若原段兵衛
三百石　市川多兵衛
三百石　山本左兵衛
三百石　山田市右衛門
貳百五十石　須賀長兵衛
貳百五十石　佐分利彌左衛門
貳百石　庄野三郎左衛門
百九拾石　窪田市太夫

貳百石　松田久太夫
貳百石　都志又兵衛
百八拾石　西脇九郎左衛門
百五拾石　小崎吉左衛門

郡奉行

百五十石　石川善右衛門
百石　今田儀左衛門
五百石　山内八兵衛
三百石　山内權左衛門
一貳千石　八田求女助
千石　田中惣兵衛
四百五十石　丹羽八右衛門
四百石　丸毛七兵衛
三百五十石　河田九兵衛
三百石　尾林十左衛門
三百石　市橋五郎左衛門
三百石　川口吉左衛門
貳百五十石　八田彌三右衛門
貳百石　春田十兵衛
貳百石　富田伊兵衛
貳百石　岡　助右衛門
貳百石　大野茂兵衛
貳百石　松村宇右衛門

百五十石　尾關與次右衛門
百五十石　富田久兵衛
百五十石　中島松左衛門
百五十石　田中市郎兵衛
百石　田中三郎兵衛
一千七百石　梶浦大隅
七百石　喜多嶋忠右衛門
六百石　松浦七郎兵衛
四百石　梶浦杢之丞
三百六十石　平井安兵衛
三百五十石　薄田與三右衛門
三百石　垣見七郎左衛門
三百石　村山又左衛門
三百石　野村宗左衛門
貳百五十四石　本田伊太夫
貳百石　杉浦忠兵衛
貳百石　須賀五郎兵衛
貳百石　野中兵左衛門

國中樋奉行

貳百石　川野金左衛門
貳百石　村尾市郎左衛門
百七十石　安井太郎左衛門
百五十石　西浦彌左衛門

五百石
四百石
四百石
三百石
三百石
三百石
三百石
三百石
貳百五拾石
貳百四拾石
貳百石
貳百石
貳百石
貳百石
貳百石
貳百石
貳百石
百五十石
百五十石
百石
五百石
四十俵

佐橋又左衛門
古田香右衛門
河合清太夫
渡邊金左衛門
森　段之亟
河田忠兵衛
長貫甚五兵衛
林　六左衛門
大口茂太夫
河村內助
矢部源右衛門
土肥金右衛門
河合七左衛門
梶川權左衛門
城戸作右衛門
高岡德右衛門
武田庄吉
中村長兵衛
玉置三郎右衛門
森　十次郎
神子田助兵衛
吉田左源太

一貳千石
五百石
五百石
四百石
三百五拾石
三百石
三百石
三百石
三百石
貳百五十石
貳百五十石
貳百五石
貳百拾石
貳百石
貳百石
貳百石
貳百石
貳百石
貳百石
百五十六石
百五十石
百五十石
百五十石

香　和泉
香與右衛門
田中次左衛門
矢木勘兵衛
田中源兵衛
岩田少兵衛
佐々文右衛門
小畠儀左衛門
石田與左衛門
今井長右衛門
先山武右衛門
梶田惣左衛門
村田彌兵衛
飯田藤太夫
永屋茂兵衛
齋藤夫左衛門
磯部九郎右衛門
寺崎三太夫
長屋千右衛門
森川宗右衛門
野間中七
江見仁兵衛
河合權右衛門

百五十石
百石
百石
五百石

一貳千石
五百石
五百石
四百石
三百石
三百石
三百石
三百石
貳百五十石
貳百四十石
貳百石
貳百石
貳百石
貳百石
貳百石
貳百石
百八十石
百八十石

御奉行
加藤次右衛門
熊田伊左衛門
八田彌一兵衛
伊賀拾人

芳賀內藏亟
高木左近右衛門
玉虫夫兵衛
成田七郎兵衛
波多野夫左衛門
波多野次兵衛
長谷川理兵衛
松田七兵衛
波多野次右衛門
波多野彥左衛門
松田三右衛門
佐野九郎右衛門
多賀長太夫
皆川吉太夫
安田市左衛門
松崎平兵衛
木全兵左衛門
井　平左衛門

六百石　大村五右衛門
四百五拾石　岩根源左衛門
四百石　（本ノマヽ）柴山新右衛門
四百石　中桐
三百石　野々村平太夫
百石　同　三之丞
三百石　和田伊左衛門
三百石　中村徳左衛門
三百石　安宅二郎左衛門
三百石　淵本甚五左衛門
三百石　香川八左衛門
貳百五十石　今枝四郎兵衛
貳百五十石　下方小左衛門
貳百五十石　中桐吉之丞
貳百石　岡崎段右衛門
貳百石　菅田半左衛門
（本ノマヽ）　中村彦兵衛
五百石　母衣　橋本藤左衛門
貳百石　秋田五郎左衛門
百五石　堀　徳左衛門
以上七千貳百五拾石　廿貳人
一五千石　池田佐渡守

千石　佐分利四郎左衛門
四百石　驪川源五左衛門
四百石　國府兵左衛門
三百五十石　梶田清右衛門
三百石　母衣　稲川十郎左衛門
三百石　赤尾清左衛門
三百石　松本庄左衛門
三百石　阿邊傳左衛門
貳百七十石　安井彌三兵衛
貳百石　廣内五郎兵衛
貳百石　後藤平太夫
貳百石　伊藤作五右衛門
貳百石　渡邊與次兵衛
貳百石　岡田五郎太夫
貳百石　林　小左衛門
百六十石　三好久左衛門
百五十石　神野次太夫
百五十石　安井伊右衛門
百五十石　水野助太夫
千石　池田久馬之丞
百石　近藤次左衛門
以上壹萬千貳百三拾石　廿人
百石　當年ヨリ入　湯淺金右衛門

一貳千三百石　丹羽兵部
千五百石　丹羽松右衛門
千石　眞田二郎兵衛
五百石　丹羽勘左衛門
三百石　丹羽惣兵衛
三百石　鑓奉行　三宅九右衛門
三百石　川口三右衛門
三百石　坂本孫右衛門
三百石　小泉四郎太夫
貳百五十石　加藤四郎兵衛
貳百石　岡田少兵衛
貳百石　和田少左衛門
貳百百　作事奉行　田口五左衛門
貳百石　鑓奉行　中牟田三太夫
貳百石　村井文太夫
貳百石　郡奉行　波多野傳左衛門
百七十石　佐藤權兵衛
百五十石　武藤伊勢右衛門
百五十石　堀彌太之進
百五十石　波多野源兵衛
一四千貳百石　土肥飛彈守

石高	氏名
貳百石	高橋新右衛門
貳百石	河合助之亟
五百石	小川杢之助
百六十五石	松原平右衛門
六百石	德山清兵衛
三百石	杉澤源之亟
百五十石	渡邊助左衛門
三百石	堀内六郎兵衛
百石	牧野長五郎
一三千石	瀧川出雲守
六百石	竹腰六郎兵衛
五百石	瀧川壹岐守
五百石	荒木久右衛門
五百石	岩井九郎左衛門
三百五十石	森寺九左衛門
三百石	荒木甚五左衛門
三百石	中村四兵衛
三百石	後藤文右衛門
三百石	森　九兵衛
貳百五十石	前田安太夫
貳百五十石　持衣	伊丹半右衛門
貳百石	小嶋彌二兵衛

石高	氏名
貳百石	内田三郎右衛門
貳百石	俣野市左衛門
貳百石	榎並久太夫
貳百石	田宮市兵衛
貳百石	寺内太郎左衛門
百五十石	森本甚左衛門
百五十石	横濱四郎右衛門
百貳十石	田上左五右衛門
貳百石	生駒彌五右衛門
五百石	武藤彦兵衛
三百石	生駒權内
貳百五十石	山田一郎左衛門
百五十石	加藤十郎兵衛
三百石	桑原清左衛門
百貳十石	羽山太郎左衛門
四百石	瀧川五郎兵衛
一千石	池田數馬
千石	神野小兵衛
六百石	津田左源太
五百石	中野半左衛門
四百石	齊藤彌三郎
四百石	奈倉江左衛門
三百五十石	吉田新左衛門

石高	氏名
三百石	三枝勘右衛門
三百石	大嶋七郎左衛門
三百石	横井與一兵衛
貳百五十石	惠藤作左衛門
貳百卄石	舟橋七郎右衛門
貳百石	鹽川八右衛門
貳百石	水野甚右衛門
貳百石	服部善太夫
貳百石	林　助右衛門
貳百石	薄田加兵衛
貳百石	齊藤仁左衛門
百七十石	市原九郎兵衛
四百石	岡田四郎左衛門
貳百石	瀧　多左衛門
百石	須賀傳兵衛
四百五十石	村瀬平右衛門
三百石	草加作左衛門
五百石	若松文太夫
三百石	若井善太夫
一千石	伊木頼母
六百石	百々藤兵衛
六百石	大原三郎兵衛

秘說に神戸平兵衛と云者出羽を殺害し其身も則自害すといふ、神戸は光政公大小性を勤者、知行三百石の士なり、行年四十二歳、則赤穗に葬、內室は蜂須賀長門守家正（後號蓬菴）女、慶長十七子二月五日卒す、由之法名海禪寺殿雲岳永祥大禪定門。

二、由成、慶長十巳生、初名竹松、主計、出羽、由之嫡子、母蜂須賀蓬菴息女、則心院。

元和元卯大阪陣の砌爲證人伏見御城へ上り、家康公へ御目見時服拜領、其後江戸下向、秀忠公へ御目見、七十人扶持御切手於御前頂戴、同四午三月父跡目無相違三萬二千石被下、其儘米子に在城、出羽と變名、元和九亥家光公御上洛、光政公供奉に付御供後御紋付時服拜領、寛永五辰光政公御婚儀の節江戸下向、家光公へ御目見申上、此時雅樂殿、大炊殿、被仰渡、老中列一番に御目見申上、同十九午六月より政職、慶安二丑一條姬君（大政所輝子夫人）御婚禮御用上京、明曆三酉九月五日二男五郎兵衛由有え知行千石被下（萬治元年戌爲證人江戸下向、同三子兄主計卒すに付、宗領に相立、寛文四辰弟主水と代合備前へ歸、同七未江戸金杉御普請御用出羽爲名代江戸下向、翌年二月廿日於御普請所病死三十歳、傳心院）明曆三酉嫡子主計由貞江戸下向（萬治元戌婚禮六姬君、後依病氣蟄居、萬治三子十月二日卒、行年廿七歳、法名釋淸理正定）萬治元戌正月廿八日、侍從君御成御小袖拜領、寛文八申七月朔日隱居（天城へ住）延寶四辰正月八日卒、七十二歳、心宗院。

三、由孝、寛永十八辛巳生備前岡山、主水、出羽由成三男、母侍妾上月三郎右衛門某女、榮壽院。

正保二酉五歳の時、出羽御用相勤に付、御城、休足所へ參掛り居申し、少將君御前へ被爲召初て御目見御手自青地唐犬の御香爐拜領、明曆三酉十一月朔日、侍從君初て御目見、寛文四辰三月爲證人代江戸下向、同年御知行千石被下（但し五郎兵衛へ下し被置候千石上り申付被下也）同五巳七月十三日より天下の證人御免に付同九月江戸發足備前へ歸る、同六午御禮席寄合上坐、同年十二月來年頭御禮使者江戸へ下向、翌正月晦日歸る、同八申三月父出羽嫡子內存願、同年七月朔日由成隱居、家督三萬

二千石無相違賜之（但先達て被下千石は此時上る）元祿九子十一月十四日知行所於天城病卒（五十六歲）病中御尋使者今西勘介至天城死後御香奠銀貳拾枚御使者今枝忠左衛門勤之、法名天叢院。

第三　池田氏　磐梨郡周匝（今赤磐郡周匝村大字周匝）

〔略系〕

一長政―二長明―三長久―四長喬―五長處―六長仍―七長玄―八長純―九長貞―一〇長常―一一長準

〔略譜〕

片桐兵庫（生國江州、將軍義晴公に仕）片桐半左衛門（信春公に仕）片桐半左衛門。

一、長政、天正三亥生尾州犬山、初名橘左衛門、輝政公御舍弟、片桐半左衛門養子（于時九歲）河內。

慶長五子十月輝政公より播州にて二萬二千石被下、同八卯正月三萬二千石知行、慶長十二未七月廿日卒、行年三十三歲、法名大龍寺、內室加藤左馬助嘉明女。

二、長明、伊賀、初名新吉、河內、慶長十一午生。

慶長十二未七月廿日父長政卒、新吉（時に二歲）御知行二萬二千石被下、播州佐用郡立野へ替、母と一所に伊豫松山へ行後八歲にて慶長十八丑播州立野へ歸、因州にては八橋を知行所に被下、寛永十九午六月より政職（時に廿八歲）寛文八申六月隱居六十三歲隱居料二千俵被下、延寶七未三月六日卒（但病氣爲養生上方へ上ル於大阪卒）行年七十四歲、法名高德院。綱政公當時御在府にて江戶より御使生駒左介御國より藤岡勘左衛門被下、御香奠銀二十枚被下也。內室無之。

三、長久、大學、初名勝八、伊賀長明二男、正保二酉生、母侍妾。

明曆元未始て御目見十一歳 同二申大學と變名、寛文八申六月家督無相違被仰付直政職二十四歳 元祿四未六月政職御免、同十丑五月十七日江戸より歸、翌十八日登城の刻卒中風五十三歳 法名義雲院、御悔使者茨木左太夫、御香奠使者郷司七右衛門

內室加藤出雲守泰興女 享保七寅二月三日卒 法名香昌院。

第四、日置氏、津高郡金川（今御津郡金川町大字金川）

〔略系〕

一眞齋—二忠勝—三忠俊—四忠治—五忠明—六忠昌—七忠盈—八忠壽—九忠芳—一〇忠辰—一一忠英—一二忠章—一三忠弼—一四忠篤—一五忠尙

〔略譜〕

一、眞齋、對馬、生國尾州犬山、天正十八寅五月八日於岐阜卒、行年七十三歳、室は月窓妙秋禪定尼、秋田氏、慶長元申七月十八日病死。

二、忠勝、猪右衛門、天文十一寅年濃州於三井生、天正十八寅年七月廿五日於荒井卒、行年四十九歳、法名正眼院、濃州岐阜龍峰寺葬、四千五百石。

天正八辰荒木攝津守村重叛逆一族荒木志摩守攝州花熊に籠城候節從勝入公攻、天正十午六月二日明智光秀殺信長に付秀吉公御追討、同月十三日爲勝入公扈從、同年攝州より濃州大垣の城に御移、同國小尾の城御預、同十二申長久手御合戰依病氣不扈從、同十八寅秀吉公小田原北條氏政を御攻、輝政公に抑病氣扈從、在陣中父眞齋死去、忌中在陣の所病氣發小田原落去の後公に先て歸る、途中於遠州荒井渡卒。室は慶授院、加州今枝氏女、慶長廿未年病死、金川東塔寺に葬。

三、忠俊、豐前、元龜三申生尾州犬山、幼名左門。

天正十八寅於參州吉田家督無相違輝政公より賜之、慶長五子播州御入國の上五千五百石御加增にて合壹萬石被下、同八卯於備前五千石御加增被下、武州公御家老職被仰付、豐前と變名、寛永九申十月十二日養子主殿介忠隆ニ知行千石被下實は加州生今枝直恒男 寛永十五寅七月六日卒、千石上ル、同十六卯御加增二千石被下、都合壹萬七千石知行す、同年隱居六十八歲 同十八巳病氣爲養生上京、九月十九日於京都卒、行年七十一歲、法名大光院、光政公江戶より御悔使川野右馬之助被下、御香奠白銀三十枚。內室は飯尾茂介敏成女コリヨ寛永二丑十一月十三日卒、行年四十八歲。

四、忠治、猪右衞門若狹隱居䓁也、忠俊養子加州金澤家中今枝氏男。

寛永十五寅九月五日岡山へ參着養子願の通濟、同十六卯父隱居家督知行壹萬六千石被下、同十七辰十二月廿三日婚禮整、光政公御養女婚禮之翌日於御城御雜煮御相伴御盃被下之景光の御腰物拜領、慶安五辰六月より政職、同年光政公御成忰五郎太郎二歲にて御目見御刀被下之、寛文十戌正月村上淀之介御領知行所金川へ遣、同十一寅八月廿二日切腹被仰付、延寶五巳十月隱居䓁也、元祿六酉四月十六日卒、行年七十五歲。法名見性院、金川安倉山葬。

室は光政公養女實は池田攝津利政女、心珠院。貞享二丑年四月七日卒、葬金川安倉山。

五、忠明、猪右衞門、慶安元子閏正月十三日生、初五郎太郎、左門、若狹忠治男、母心珠院。

寛文六午御用見習被仰付十九歲 御合力米千俵被下、同九酉婚禮桑山氏女、元祿七戌八月廿二日卒 延寶五巳十月忠治隱居、家督無相違被下、直に政職を務三十歲 元祿十三辰二月十七日、綱政公御成、寶永三戌正月廿日隱居五十九歲 千俵被下、改彌八郎、享保三戌十一月廿九日卒、行年七十一歲、法名普一院、御悔使江戶より入江傳四郎。

室は桑山修理一玄女、源水院、元祿七戌年八月廿二日病死、葬佛心寺山。

第五　池田氏、津高郡建部（タケベ）（今御津郡建部村）

〔略系〕

一秀勝―二忠勝―三長貞―四長政―五長泰―六宗春―七太寅―八俊清―九博道―一〇博敎―一一方智―一二博忠―一三博文―一四博愛

〔略譜〕

一、秀勝、森寺藤右衛門、天正十三酉二月五日卒。

幼名藤藏、織田氏に仕へ、天文四未兒小性に列せられ、尾州戸田を領す、十七申故あり勢州赤堀に出奔して土着となる。弘治元卯海津合戰ニ歸來す、後乞ふて池田信輝の後見職となり、ついで老臣に列し、七千石を食む、退老後、天正十三酉二月五日大垣に卒す。

二、忠勝、政右衛門、天文十六未生于尾州戸田。

從勝入公七千石賜之、長久手陣の時は犬山の城代勤之、此御陣用意黄金五十枚差上ると云、慶長四亥四月十八日三州西方村にて病卒、行年五十三歳。

三、長貞、主水、天正六子生、初勝八、政右衛門養子實備中守長吉公二男。

慶長四亥四月養父政右衛門跡式家督賜之（于時十二歳）慶長十一午八月二日卒、行年十九歳、法名圓通院。（此時長貞駿府御普請相勤の内病卒。）

四、長政、天正十七年丑生山城聚樂、下總初長門、長貞養子實池田備中守長吉公三男。

長貞早世無嗣子に付爲養子、長政森寺を名乘事無得心其段輝政公御聞屆被遊池田と改、慶長十二未長貞跡式家督被仰付、御知行壹萬四千石賜、姓名長門は伊木長門に差合申に付、依尊命改下總、寛永十一戌六月晦日卒、行年四十六歳、

法名傳法院。

五、長泰、寛永三寅生備中松山、下總、初八助、長政養子實は池田備中守長幸の三男。

寛永十二亥正月養父長政跡目壹萬四千石無相違賜之（于時十歳）明暦三酉二月廿六日卒、行年三十二歳、法名梅嶺院。内室池田攝津利政女、寶永四亥十二月六日卒、行年八十四歳、法名壽昌院。

六、宗春、承應二巳生、初名清八郎、下總長泰男、母壽昌院。隼人。

明暦三酉四月二日長泰跡目無相違知行一萬石賜之（于時七歳實五歳）同四月五日拜禮、延寶四辰より政職、病身にて間もなく御斷御免、貞享二丑九月十四日卒、行年三十六歳、通宵院。内室日置猪右衛門（後號若狹）忠治女、惠明院、元祿十一寅二月十八日卒。宗春病中大切の刻綱政公御成宗春母、妻、悴才三郎四歳御目見の上御懇の御意有、死後御香奠銀廿枚被下、御使加藤文大夫。

第六　土倉氏、磐梨郡佐伯（赤磐郡佐伯本村大字佐伯）

〔略系〕

某(一)—貞利(二)—勝看(三)—一成(四)—一長(五)—一涂(六)—一貞(七)—一信(八)—一之(九)—一靜(一〇)—一昌(一一)—一善(一二)—一享(一三)—一昌(一四)

〔略譜〕

一、某、彌助。

二、貞利、四郎兵衛。

傳に曰、始眞言宗僧にて還俗淺井家に仕又織田重郎左衛門信清に勤仕、其後御當家へ信長公より八木笹右衛門と兩人

一所ニ勝入公へ御附人の由、知行二千貫被下、參州吉田にては五千石賜、則隱居、其後關ヶ原御供相勤、慶長九辰八月七日卒。行年七十四歳、法名玄松院。

三、勝看、市正、生國尾州、初信濃。

四郎兵衛貞利養子實瀧川左近將監內岩田小左衛門男 小田原陣御供勤之十七歳 參州吉田御在城の刻、養父四郎兵衛家督賜之二十六歳 播州御入國の上知高壹萬石被下、父四郎兵隱居料千石被下、寛永十四丑十一月廿一日卒。行年六十六歳、法名聽松院。

四、一成、淡路、慶長十七子生、隱居閑爾、市正勝看男、母村上周防守女。

寛永九申十月十一日從光政公御知行千石賜之二十一歳 同十四丑十一月家督一萬石被下、但千石は自分拜知直に御結被下之 貞享五辰正月七日卒。

五、一長、寛永十六卯生、四郎兵衛、淡路一成男、母鵜殿大隅女。

正保二酉始て御目見七歳知行無相違被下、元祿十一寅十月六日卒、行年六十一歳、法名靈廣院。內室池田下總長泰女、延寶元丑九月廿日卒、行年廿五歳、兼光院。

第二十八章　中央職制

○仕置職（年寄列）。備前の藩制は、光政入國後の寛永十九年を以て、一時期を劃するを得べし。蓋し光政入國當時は、一藩の政務は、年寄末席乃至組頭（承應三年改めて番頭と呼ぶ）の輩、專ら之を執行し、藩臣の首班たる年寄列の如き、所謂大綱に就いて相談に預るのみ。慶長年中利隆治城の時より寛永十九年に至る間、土肥周防（年寄末席五千石）、芳賀內藏允（組頭二千石）、番大膳（組頭二千石）等、仕置職として政務に當るが如き其例なり。然るに寛永十九年六月二十八日（御記錄）左の年寄列中より、伊木長門、池田出羽、池田河內の三名を選びて、藩政の衝に當らしめしより、爾來仕置職は多く年寄列の家職となり、以て明治維新の際に及べり。（吉備温故、類纂）

三萬三千石	伊木長門（三代）	三萬二千石	池田出羽（二代）	二萬二千石	池田河內（三代）
一萬六千石	日置若狹（三代）	一萬四千石	池田下總（五代）	一萬千石	土倉淡路（三代）
一萬石	池田信濃（以上寛永十九年の侍帳に據る。）				

○仕置職の定員。仕置職は年寄役用老、又は老中と唱へ、其定員は三名を原則とするも、時として四人なることあり。此の例外の場合は仕置職の一人事故ありて、政務に當るを得ざりし時にのみ限りたるが如し。即ち寛文十年池田伊賀（河內改め）、池田大學、日置猪右衛門、池田主稅助の四名を以て、之に任じたることあるも、當時池田伊賀の子大學、二十四歲の弱年なりければ、伊賀職を退くと雖も、尙ほ下屋敷にありて、子息大學の職を輔佐せしめたるに依る。

○仕置職々掌。仕置職三名は、月番交代を以て、每日城中に出座したり。寛文九年評定所創建以後は、同所にも出勤し

て、他の評定所役人と共に、一切の政務を處理すと雖も、事重大に渉るものは、毎月三回（正保三年の御記錄に據れは三老の寄合を自今毎月十日二十日晦日と定むとあり）内外の定例寄合日を以て、三老の協議を經、後藩主の指揮をも受けたり。卽ち左に仕置職誓紙前書、三老申合覺並に仕置職勤方の書類を揭ぐ。

〔類纂〕寛永十九年七月朔日三老誓書を上る共前書　御記錄

誓紙前書

一、御爲如在存間敷事。

一、御隱密之儀は不申及其外漏候て御爲に惡儀親子兄弟緣者知音たりと云共申聞す間敷事。

一、萬事に付て何者に不寄贔負を以て依怙仕間敷事。

一、御爲大事に存候上は私の意趣を以て三人間惡不罷成樣にたしなみ可申候並何者に不寄讒言仕間敷事付御用之儀私意を以て滯り申樣に仕間敷事。

一、私欲構へ申間敷事。

七月朔日

出羽

長門

河内

〔類纂〕職制の部　寛水十九年七月二十三日三老申合の趣書面にて上進す共趣　御記錄

三人之間申合覺

一、年寄共組頭狀共外萬事觸使次第を正し不知れ所ハ御意を請候て相定可申事。

一、御家中より音信酒肴迄も一圓取申間敷事。

但し祝儀一門の間は各別の事。

一、御用にて誰々に不寄被參候節夜中に候共承次第出合申事。

一、御用中間にてはね合申間敷事。

一、觸使公事沙汰萬事申出候事も三人之內當番の者可申遣事。

一、三人談合心々に參儀不定上は御意を請相定可申事。

一、御城にては不及申宿に有之候共當番の者觸使御用人へ可申渡事。

一、三人之內煩申候歟共外差當る儀候時は次の番へ相斷り次の番より助け可申候事。

一、御家中共手引むれ立不申樣に隨分可申渡事。

一、御家中振舞二人申合可參候當番は缺申故非番缺け候はゞ待合可參事。

一、當番に承候御用當月埒立不申共先へくり候て成共共品埒立可申候事。

寬永十九年七月十八日

〔城代の起源〕類纂には、延寶四年十一月八日創置城代とあれども、これ恐らくは、此時番頭を以て城代に充てたるの誤なるべく、城代の職は、輝政姬路在城の時より既に之あり。○土肥周防(五千石)年寄末席を以て、城代を兼務し居たるが寬永十九年七月晦日には左の九名に對し、年番を以て交々城代に勤務すべき旨の面命、載せて吉備温故にあり。

池田佐渡　芳賀內藏允　若原監物　土倉淡路　瀧川出雲　土倉隼人　日置若狭

薄田左馬介　梶浦大隅

○城代と留守居。右の人名中には、年寄あり、番頭ありて、一定したる城代の格席を窺ふに由なしと雖も、延寶四年池田藤右衛門(番頭千五百石)一人を以て之に充てしより、城代の格席は老中次席と爲りたること、本文記載の如し。又吉備温故には、城代を以て留守居役と爲しあれども、誤れり。卽ち左に天和元年城代若原監物に與へたる申聞覺(御廟文書)を掲げ、以て城代と留守居の別を明かにす。

若原監物に申聞覺

一、城内之事萬端心に懸破損繕等年寄中と申談可申付事。

一、火事洪水の節罷出見計可申付事。

一、道具預候相組之者共其れ共に引請手支に無之様に速(速か)に仕置候様に可申付事。

一、城内之破損繕候事並道具預候者共之儀與頭心に入申談監物に相達候様に申付候間彌其段可申聞事。

一、近藤彦七郎江見平右衛門事留守居役と名目唱候樣に先年より申付置候監物加宿に申付候此兩人は天主丸内所之儀今迄之通申付候監物組々中之中小性並内所臺所之番等申付者共事は彦七、平右衛門兩人仕來之通支配可仕也公用之事は是以今迄之通直に諸事老寄中又は諸役人へ可申達事兩人自分之願等は監物に可申談事。

一、道具預候者共留守中は一人宛宿直可仕事。

一、監物禮節は老中次に可罷出組中は小性組之先へ可罷出候事。

一、監物倅並組中之倅人數出候節は供に召連候間左樣に可相心得候事。

一、軍用之儲留守中は監物に預置候間然之節は取出老中に見せ可申候也。

○小仕置（番頭用人）。仕置職に次いで、中老城代と其の格席を等うし、且つ一國の政務に關與すること、最も多き政職は、之を小仕置（役料二百俵）と爲す。小仕置は一に番頭用人（巡見留）とも唱へ、延寶四年十月二十三日、岸織部（大小性頭六百石）、水野作右衛門（大横目六百石）、水野三郎兵衛（判形役千石）を以て、始めて其任に充てしより、爾來人員三名を超過することなく、常に城中並に評定所に出座して、仕置職の政務を輔佐し、元祿元年よりは輪番にて城代の職をも兼ねたり。中頃兼務を廢されしことありしも、享保三年二月再び之を兼務するに至れり（吉備温故類纂）。而して岸織部外二人の格席は孰れも近習組上席なりしも、近習組にては小仕置の重職に比し、其の格稍輕きに失するの虞ありしより、後には番頭と爲したり。且つ番頭は通例書院詰なるも、小仕置は御居間詰の待遇を受け、老中の次席に置かる。卽ち番頭用人の名ある所以なり。（吉備温故）

○小仕置勤方

〔類纂〕　延寶四年十月二十三日（留帳）創置小仕置

小仕置へ申聞覺

一、小仕置之役者尤職重之職也不分尊卑何事をも請込三人遂僉議老中へ可申聞事。

一、御爲可爲儀存寄候はゞ少も無遠慮可申上候は被仰出候儀にても如何と存事候はゞ諫言に憚有間敷也尤老中へも遠慮有間敷事。

一、老中請指圖何事にても諸役者へ可申渡也。

一、每朝出仕並式日每度可罷出事。

一、於城詰座席老中居所之次に可相詰老中退出以後兩人は罷歸り一人宛晝過迄罷在退出仕事老中退出以後は近習之面々相詰候所に可有事。

一、火事の時城近所之節は三人共に可罷出於遠所は一人つゝ可罷出事。

一、三人へ預候二十人宛之足輕肩之上役免江戸等へ之拔人にも遣間敷事尤頭一人宛江戸へ供奉之時は預可召連事常々十文目種ケ島專稽古可申付事。

一、三人城寢番免候也並御宮御佛殿廟鷹狩等之供免候雖然依時於下知は各別事。

一、役料二百俵宛可指遣也。

以上說述する通り、藩政の中樞機關は仕置職及び小仕置の掌る所にして、城代は後小仕置の兼務となり、中老は老中に次ぐべき一個の格席にして、藩政に關與すべき政職にはあらざりしが如し。隨て寬文九年新設の評定所に出座し、各般の政務を評議裁決すべきものは、仕置職、小仕置、判形、大目付、留方の諸役にして、中老は之に與からず（但し中老にして小仕置等の政職にあるものは此限にあらず）。又郡務を綜括せる郡代、町政を奉行せる町奉行、其他の諸奉行諸頭と雖も、自己の管掌事務に關し特に評定席に出座せしめらるゝことあるに過ぎず。斯くて一藩の政務は、評定所を其の最高行政機關とし、仕置職小仕置等每月一定の式日を以て參集評議し、郡政に關するものは、郡代之を掌り、郡會所を以て其の行政機關とし、町政に關するものは、町奉行之を處理し、町會所を以て其の公廨と爲す。其他藩の財政を調理するに作廻方あり。出納を掌るものに判形役あり、凡そ此等の諸役一々枚擧に遑あらずと雖も、總て仕置職、小仕置の指揮命令に基き萬事を處決す。尙ほ番頭以下物頭格に至る諸職の管掌並に沿革に就いては、左に之を記す。

〇番頭。番頭（番頭格、大小性頭、寄合、船奉行、鐵砲頭、士鐵砲頭、弓頭、判形、郡代、鷹匠頭、大組々頭より補任）は、輝政姫路城の慶長年中より既に之あり（吉備温故）。承應三年迄は組頭と唱へ來りしも、慶長以來組頭に附屬せし組士の割替等、等閑に附せられありしを以て、寛永年中には甲乙人員の甚しき差異を生ずるに至り、遂に寛永十九年七月組士の割替あり（御記録自記）。且つ同時に組頭中へ諸種の心得箇條をも示されたるが、其中に組頭は、常に組士の行狀より、祖先の武功等に至るまで、一々之を精査し置きて、時々藩主の參考に供し、且つ組中の武事を督勵する中にも、三百石以上の組士に對しては、馬一匹を蓄へしめざるべからざる旨の數箇條あり（類纂）。

〇大組組頭。承應三年十月、組頭を改めて番頭と號し、番頭の下更に一人宛の組頭を設け、之を大組々頭と稱し、番頭差支の場合は組頭代りて萬事を沙汰し、且つ相組の目付役をも兼ね、大目付の指揮を受く（留帳）。

〇番頭格。番頭格（大小性頭、鐵砲頭、郡代、寄合、弓頭より補任）は、延寶五年小仕置水野作右衛門（前役大目付、近習組上席千石）始めて之に昇格（諸職交替）せしより、明治維新の際に至るまで、近習物頭の筆頭たる大小性頭、或は外樣物頭の上席たる船奉行多く之に進み、弓頭、鐵砲頭、郡代、寄合等亦之に轉ず、中には番頭より降り、更に家督に依り番頭格を相續するもあり。然れども多くは物頭上席より進みて番頭格に入るを常とす（諸職交替）。

〇物頭。物頭は近習外樣の兩樣に分れ、近習物頭には大小性頭を上席として、右筆頭、作廻方、判形、江戸留守居、兒小性頭、弓頭、大目付、留守居、軍鑑、鷹匠頭、士鐵砲頭、徒頭、近習槍奉行、奏者、町奉行、寺社奉行あり。又外樣物頭（又は先手物頭）には船奉行、鐵砲頭、盜賊奉行、普請奉行等あり。

〇大小性頭。大小性頭（小仕置、番頭にて兼、大目付、兒小性頭、鐵砲頭、徒頭、判形、船奉行、郡代、右筆頭、江戸判形、弓頭、留方、江戸留守居、作廻方、學校奉行より補任役料百俵）は、之を側用人とも唱

へ、寛永十九年七月（諸職交替・吉備溫故）牧野將監（前後不明・千二百石）、丹羽藏人（前後不明・千五百石）の兩名、始めて之に任ぜられしより、其の定員二名を超ゆることなしと雖も、國守退隱の節、新に隱居付の大小性頭一名を設けしことなきにあらず。寛政六年三月左少將治政江戸大崎邸に隱居と同時に、杉山彌兵衞（前役江戸判形三百石）大崎村の大小性頭として勤務したるが如き是なり（諸職交替）。

其他大小性頭格なるものあれども、多くは部屋付に限り、其の席次亦大小性頭の次席に居る（諸職交替）。尙ほ大小性頭は近習物頭の上席なれども、寶暦五年下方覺兵衞（前役弓頭千石）番頭格小仕置並を以て、當職に補せられしことあり（諸職交替）。然れども爾後の例となるに至らず。

○右筆頭。右筆頭（大小性頭にて兼、兒小性、留方、判形より補任役料九十俵）は、右筆書方を指揮して、城中府中の記錄文書を管す。萬治二年十一月奥山市兵衞（五百石）兒小性より進みて當職に補せられたるを其始と爲す（吉備溫故・諸職交替）。

○郡代。郡代（小仕置、番頭、同格、大小性頭にて兼、船奉行、鐵砲頭、普請奉行、町奉行、寺社奉行、大目付、寄合、兒小性頭、作廻方、判形、江戸判形より補任）の職は、寛永轉封以後寶永二年に至るの間、其職名なしと雖も、諸職交替には、寛文三年川村平太兵衞（三百石）、西村源五郎（三百石）、都志源右衞門（二百石）、及び天和二年津田佐源太（前後留方當時五百石）、服部與三右衞門（五百石）、並に元祿十六年藤岡勘右衞門（前役大目付三百石）、水野作右衞門（前役船奉行千石）の名を郡代として揭げあり。然るに當時の留帳には寛文三年川村平太兵衞外二名を代官頭（平士役）に、天和二年津田佐源太辭職したれば、藤岡勘右衞門、水野作右衞門之に補せられ、寛永二年作右衞門番頭に轉ずるに及び、小堀彥左衞門勘右衞門と同勤を以て、始めて郡代に任ぜられし旨記載しあれば、郡代の名は寶永二年に至り再興（寛永轉封以前曾て郡代の職名あり）せられしものと見るべく、代官頭と言ひ、郡方上締といひ、其の職掌郡代と相同じ。尙ほ郡代の格席は、大小性頭の次席なれども、郡政の全般を司りて其の役儀甚だ重きに依り、大小性頭、番頭格、番頭、小仕置並にて勤務せるものあり。

必ずしも一ならず。（諸職交替吉備温故）

○判形。判形（大目付、祐筆頭、徒頭、江戸留守居、留守居、奏者、兒小性頭、學校奉行、船奉行、寺社奉行、軍艦、寄合、鐵砲頭、郡代、弓頭、町奉行、大組組頭、鷹匠頭より補任、役料百俵）は、寛永十年田中多左衛門（前役右筆六百石）始めて之に任ぜられ、寛永十六年以後人員二名、爾後更に增加して數名に上り、御國判形（概ね二名）江戸判形、大阪判形、連枝付判形、判形添役等の種別をも生ずるに至りたるが、其の職掌孰れも金銀米穀の出納に與り、諸切手には裏判を施し居たるを以て、世にこれを裏判又は裡判役とも稱ふ。（諸職交替吉備温故）

○江戸留守居。江戸留守居（鐵砲頭、徒頭、普請奉行、近習槍奉行、大目付、大組、大小性、小性組組頭、城代、浮組、大阪留守居、京都留守居、使役、小性組引廻、留守取次、內所留守居より補任）は、寛永轉封以前より之あり。（吉備温故諸職交替）見習添役等加へて時に二三名なることあれども、其の定員本役一名に限り（諸職交替）、藩主歸國中江戸邸內の取締を爲し、且つ藩の外交にも當る。因に承應二年水野伊織（鐵砲頭三千石）一時江戸家老に任ぜられしことあるも、爾後其の職名なし。（諸職交替）

○兒小性頭。兒小性頭（番頭、小仕置、大小性頭にて兼、徒頭、大目付、弓頭、鐵砲頭、鷹匠頭、大組々頭、納戸奉行、寄合、留守居、江戸留守居、書方頭取、組外、町奉行より補任役料九十俵）は、慶長十七年岩根源左衛門（吉備温故には九郎次郎とあり今諸職交替に從ふ祿二百石）之に補せられしより、寛永十九年七月草加兵部（五百石）、伴內記（五百石吉備温故には伴內記古田齋の兩名寛永十九年を以て當職に補せられし由記しあれども諸職交替には正德三年八月古田齋當職に任ぜられし旨記載しあり。）の兩名當職たるに至るまで其の交替分明ならず。惟ふに寛永十九年七月は制度一新の時期に屬して、職制の如きも亦新定改廢多ければ、兒小性頭の如きも一時中絶せしものが、或は此時再興せられたるにや、暫く後考を竢つ。

○弓頭。弓頭（鐵砲頭、徒頭、鷹匠頭、寄合、先手物頭、大目付、旗奉行、長柄奉行、大組々頭より補任役料九十俵）は藩主麾下の弓組を率ゐ、萬治三年十月杉山五左衛門（四百石）、古田齋（六百石）、の兩人始めて之に任ぜられ、弓組十人宛を預けらる（吉備温故諸職交替）。爾後千石以上の諸士之に補せらるゝこと

多し。

○大目付。大目付（徒頭、大小性、中小性、兒小性、小性組々頭、寺社奉行、槍奉行、御廟奉行、留守居、鐵砲頭、城代組頭、郡方組頭、勘定頭、組外、寄合、學校奉行、鷹匠頭、船奉行、町奉行、次兒小性頭、大組々頭、大砲隊頭、江戸留守居、側兒小性頭、作廻方、組頭より補任役料九十俵）亦寛永十九年七月芳賀次郎兵衛（前役兒小性三百石）、加藤九左衛門（前役奏者四百六十石）、生駒八左衛門（前役不明三百石）、安藤次郎右衛門（前役不明三百石）を以て之に補し、各々徒士二十五人横目八人宛を附せられしに始る（吉備溫故）。其の職掌「御横目被仰付上は、御法度背申者之義は不及申、其外何事によらず、被仰付候儀疎略仕候者於有之は可成義候はゞ、少之事にても、父子兄弟縁者親類知音高下のはうはい中之義たりと云ふとも、えこひいきなく善惡共有體に可申上候。並他國の義にても承届善惡共に可申上候事」（起證文之一節）とありて、家中一般の所作操行を督し、天明以後作廻方にも立入り、諸種吟味を遂ぐ（諸職交替）。尚ほ人員は寛永十九年以來四名を超ゆることなく、以て明治元年に至る。（諸職交替）

○留守居。留守居（徒頭、鐵砲頭、鐵砲引廻、寺社奉行、近習槍奉行、城代組頭、腰物奉行、後園奉行、大組、弓組々頭、組外、小納戸、寄合、次兒小性頭、側兒小性、留守居、部屋付次兒小性頭格、勘定頭、學校奉行、鷹匠頭、先手物頭、判形格內所留守居より補任役料四十俵）は、吉備溫故に城代の唱なりとあれども、天和元年城代若原監物に與へたる申聞覺（城代の部參照）に依れば、城代と留守居とは劃然たる區別あり。且つ寛文六年制定の役料（類編）に見るも、城代役料六十俵留守番（後留守居役と各目替へ）役料四十俵とあり。且つ諸職交替にも別に留守居役の交替を掲げて、城代と區別しあり。其の任免の如きも、物頭又は平士中より爲されあるを見る。尚ほ當職は寛永五年鐵砲頭伴元察（七百石）、同九年小川主水（前役不詳五百石）、同十一年徒頭土方源內左衛門を以て充てられしに始り、其の人員不定なれども、概ね三四名內外を算す。而して其中に留守居格、又は勤務の場所を異にするに從ひ、本段留守居、西ノ丸留守居、內所留守居等の別あり（諸職交替）。其の職掌城代組中の小性並に內所番、臺所番等を支配し、藩主參覲中は城內に宿直し、城代の職を補ひ、國老の指揮を仰いで、城中の取締を爲す。但し武具

の吟味には與らず。（御廟文書）

○軍鑑。軍鑑（大小性頭、側兒小性頭、士鐵砲頭、鐵砲頭、旗奉行、鐵砲引廻、大砲隊頭、組外より補任）吉備溫故に外樣物頭とあれども、近習物頭にて勤務したるの例寧ろ多く、其の外樣にて勤むるに至りしは文政以後の事に屬す（諸職交替）。寛永十九年十二月上泉治部左衞門（前役鐵砲頭六百石）家中指物帳並に貝吹を預りて軍鑑となり、慶安二年更に鐘太鼓をも預りければ、世に軍鑑を貝太鼓奉行とも稱するに至る。（諸職交替吉備溫故）。

○鷹匠頭。鷹匠頭（徒頭、鐵砲頭、本段留守居、寄合、町奉行、寺社奉行、近習物頭末席、小納戸、城代組頭、幕役、二ノ丸詰大小性頭、西丸詰留守居より補任）は、田獵の事を管し、お持筒並に鷹方を預る（吉備溫故）。寛永十年正月船戸新左衞門（鐵砲頭にて兼五百石）始めて之に補せられ、延寶七年より正德元年に至る間缺役、當分郡代の請込となりしより、爾後缺役毎に其例となる。（諸職交替吉備溫故）

○町奉行。町奉行（船奉行、鐵砲頭、側兒小性頭、留守居、寄合、寺社奉行、留方、近習、檜奉行、勘定奉行、學校奉行、鷹匠頭、城代、組頭、大組々頭、作廻方組頭、小性組々頭、大阪留守居、郡奉行、代官、横目、普請奉行、組頭より補任、役料百俵）は、町目付總年寄以下の町役人を指揮し、町內人民の民事刑事を掌る。寛永九年大原彌左衞門（六百石）、堀內六郎兵衞（三百石）、柏尾猪兵衞（二百四十石）の三名此職を命ぜられしより、正保三年に至る間三人役なりしも、同年以後二人に減じ、貞享二年更に減じて一名と爲る（諸職交替吉備溫故）。尙ほ町奉行の事務を執るべき町會所は、寛文七年の創設に係るを以て、町會所創設以前は、孰れも自宅に於て其の事務を執れり。（吉備溫故）

○寺社奉行。寺社奉行（徒頭、鐵砲頭、代官頭、本段留守居、寄合、黑母衣、使役、組外、小性組組頭、勘定頭、檜奉行、弓組組頭、學校奉行、城代組頭、內所留守居、側用取次、組頭より補任役料六十俵）は、管內寺社に關する訴訟事務、其他宗門請等の事を督し、正保元年九月湯淺右馬允（三百石、吉備溫故には此時城代兼役とあれども、諸職交替の城代中其人名なく、寛永十九年隱居鐵砲其儘を以て寺社奉行勤務とあり。按ずるに寛永六年より正保三年迄の鐵砲頭に湯淺右馬允あれば、鐵砲頭を以て寺社奉行を兼務し居たること明なり。而して爾後十數年間當職は多く留守居の兼務となり居たるを以て、城代と留守居とを同一視せる吉備溫故の著者は、爲に右馬

允をも留守居兼務と推したるものなるべし。）之に任ぜられしを記錄の始とし、正保三年より寛文十年に至るの間概ね留守居の兼務となり（諸職交替）寛政七年以後同十二年に至る間亦町奉行の兼職となる（諸職交替）。其の人員常に一名なるも、寛永七年より延寶六年の間、本役兼役合して二名となれるの例外なきにあらず。（諸職交替）

○船奉行。船奉行（番頭、番頭格、小仕置にて兼、鐵砲頭、弓頭、大小性頭、鷹匠頭、寄合江戸判形、次兒小性頭、寺社奉行、普請奉行、組外より補任役料百俵）は外樣物頭筆頭なるも、時に番頭並に番頭格にて勤務せることあり（吉備溫故諸職交替）。番頭勤務の場合には、船手組頭一名を附し、物頭の時には船手組頭缺役と定めらる（吉備溫故）。寛永九年岡田源太夫（前役普請奉行四百石）、中村主馬（前役不詳千五百石）、の兩名之に補せられしを記錄の始めとし、享保十六年迄は其人員一名又は二名を算することあるも、同年以後常に一人役となり、以て明治元年に及ぶ（諸職交替）。其の職掌、藩の船手を指揮統率すと雖も、寛永十一年天守閣失火の節消防の事に與りしより、爾後天主閣の火警にも任ずること〻爲れり。（吉備溫故）

○旗奉行。旗奉行（鐵砲頭、鷹匠頭、寄合、郡代、作廻方、大目付より補任）は船奉行次席、鐵砲頭の上席にあり、多く武功老年のものを以て之に充つ（吉備溫故）。慶長十九年正木勝左衛門（新規召抱七百石）、當職に補せられ、寛永九年病死、爾後十年間記錄なく、同十九年河原七郎兵衛（七百石）、安東平左衛門（五百石）の兩名其職に在りしより、爾來二人役と爲り、以て明治維新の際に及ぶ。（諸職交替）

○鐵砲頭。鐵砲頭（弓組、普請奉行、寄合、郡奉行、徒頭、町奉行、判形、次兒小性頭、江戸留守居、城代組頭、大組組頭、槍奉行、大目付、鷹匠頭、公儀使、小性組組頭、作廻方組頭、次兒小性頭格、組外より補任）は、旗奉行の次席に在りと雖も、江戸詰の時は其の禮席番頭に等しく、戰時行軍の際は、一隊の銃卒を指揮して、先手老中の列に加はる（吉備溫故）。慶長十年深谷助左衛門（六百石）之に補せられしを記錄の始とし、寛永九年の移封當時には其の人員十二名、同十九年には十九名、明治元年には二十一名の最多數を示しありて、年々一定せず（諸職交替）。祿高の如きも三百石より二千

石の間に亙り、預りの鐵砲も各々其の數を異にせり。（吉備温故）

○普請奉行。普請奉行（鐵砲頭、町奉行、郡奉行、作事奉行、大小性、城代組頭、作廻方組頭、組頭、小性役より補任）は戰時にありては、陣小屋の建築或は行軍道路の修繕平時にありては國中大小の土木を管す（吉備温故）。輝政姫路在城の時より既に此役あり。相役二人又は三人を算す。（諸職交替吉備温故）

○勘定頭。勘定頭（代官頭、郡奉行、槍奉行、學校奉行、御廟奉行、組頭、大組等より補任）は元和九年片山孫兵衛此職に補せられしを記錄の初めとす。吉備温故には當職元和九年まで借米奉行と唱へし由記し、諸職交代には孫兵衛の前役借米奉行とあり。享保年中石丸平七郎（三百五十石）近習物頭にて勤務し、以後概ね其例に依る。（吉備温故諸職交替）

○御廟奉行。御廟奉行（郡奉行、城代組頭、大組、寄合、長柄奉行、組外、徒頭より補任）萬治二年正月内山下石山の祖廟落成以後此職を置き、一二人役とす。組外又は近習物頭にて勤務し、概ね學校奉行の兼務とす。（諸職交替）

○學校奉行。寛文六年假學館開設以後此職あり。津田重次郎、泉八右衛門初めて當職に補せられ、組外又は近習物頭にて勤務し、御廟奉行和意谷御用等を兼ぬ。（諸職交替）

以上の外物頭格にも勤務すべきものに、近習槍奉行、奏者、徒頭あり。其中奏者は近習物頭の首席たりしが、延寶年中廢役となる。

〔參考〕諸職交代一覽

（一）老中

伊木豐後守	三萬三千石	長兵衛 清兵衛	勝入公時代－慶長八
伊木長門	三萬三千石		慶長八－元和二
二 伊木長門	三萬三千石		元和二－寛文十二
伊木清兵衛	三萬三千石	勘解由	寛文十二－元祿十四
二 池田出羽	三萬二千石		天正十七－元和三
池田出羽	三萬二千石		元和四－寛文八

池田主水　三萬二千石　寛文八—元祿九
片桐半右衛門　知高不詳　勝入公時代—慶長二
池田河内　三萬二千石　橘右衛門　輝政公時代—慶長十二
池田伊賀　二萬二千石　河内　慶長十二—寛文八
池田大學　二萬二千石　寛文八—元祿十
森寺藤左衛門　知高不詳　勝入公時代—
森寺政右衛門　同　上　勝入公時代—慶長四
森寺主水　同　上　慶長四—同十一
池田下總　一萬四千石　慶長十二—寛永十一
池田下總　一萬四千石　寛永十二—明暦三
池田隼人　一萬石　明暦三—貞享二
土倉四郎兵衛　知高不詳　勝入公時代—吉田時代
土倉市正　同　上　吉田時代—寛永十四
土倉淡路　一萬千石　寛永十四—天和二
日置猪右衛門　知高不詳　勝入公時代—天正十八
日置豐前　一萬四千石　天正十八—寛永十八
日置若狹　一萬六千石　猪右衛門　寛永十九—延寶五
日置猪右衛門　一萬六千石　左門　延寶五—寶永三

(二)　仕置

伊木長門　三萬三千石　寛永十九—慶安五
池田出羽　三萬二千石　寛永十九—慶安五
池田伊賀　二萬二千石　寛永十九—寛文八
池田大學　二萬二千石　寛文八—元祿四
日置猪右衛門　一萬六千石　慶安五—延寶五

(三)　城代

池田藤右衛門　千五百石　延寶四—天和元
若原監物　三千石　天和元—貞享四

(四)　番頭

初士組ノ頭タリシモノヲ組頭ト稱セシカ後番頭ト改メラル

八田豐後守　二千石　慶長六—寛永十七
瀧川出雲守　三千石　慶長六—慶安元
若原監物　三千石　慶長八—正保三
岸越中　六百石　慶長八—寛永三
番大膳　二千石　外五百石　慶長八—寛永十三
伊庭甲斐　千石　和泉　慶長八—寛永十三
池田加賀　五千石　慶長九—寛永十二
芳賀內藏允　二千石　慶長九—寛永十九
丹羽山城　五千石　慶長十—寛永九
山脇主馬　二千石　慶長十五—不詳
梶浦大隅　千七百石　慶長十八—正保元
土倉隼人　千二百石　慶長七—元和元
香西縫殿助　二千石　慶長十八—寛永九
大村伊織　八百石　慶長十九—元和六

宮城筑後　千五百石　元和元―元和八
池田美作守　三千石　元和四―寛永七
山脇修理　千石　元和四―寛文元
大村定平　八百石　元和六―寛永十九
齋藤織部　千百石　元和六―寛永十七
宮城大藏　千五百石　元和八―不詳
岸　織部　六百石　寛永三―同十九
土肥飛彈　四千貳百石　寛永七―延寶四
香西釆女　二千石　寛永九―明暦
丹羽兵部　二千三百石　寛永九―同二十
生駒左近　千百石　寛永九―同十七
伊庭半藏　千石　主膳　寛永十二―寛文九
池田佐渡　五千石　寛永十二―承應二
番　大膳　二千石　外五百石　寛永十三―明暦三
池田數馬　千石　寛永十六―寛文十二
八田求馬助　二千石　寛永十七―正保三
芳賀內藏允　二千石　寛永十九―萬治二
伊木內記　千石　賴母　寛永十九―慶安三
稲葉刑部　二千石　寶永十九―正保四
梶浦大隅　千七百石　正保元―正保元
池田美作　三千石　正保三―延寶二
眞田將監　二千石　正保元―延寶四
菅原監物　三千石　正保三―天和元

瀧川壹岐　三千石　丹後縫殿　慶安元―延寶六
熊澤二郎八　三千石　慶安三―明暦三
丹羽藏人　千五百石　慶安三―明暦二
池田信濃　五千石　慶安三―寛文九
池田八之丞　三千石　主稅　明暦三―寛文八
小堀彥左衛門　千石　明暦三―延寶五
湯淺民部　千石　萬治元―寛文十一
池田藤右衛門　五百石　千石加賜　萬治三―延寶四
草加兵部　貳千石　萬治三―元祿三
伊木賴母　千石　寛文三―同四
芳賀內藏允　貳千石　寛文三―天和三
山脇傳內　千石　寛文三―寶永元
尾關兵庫　千石　寛文四―同九
神　圖書　千石　寛文六―貞享元
池田三郎左衛門　千石　寛文九―延寶二
正木市正　千五百石　寛文九―延寶六
中村主馬　千五百石　寛文十―元祿六
稲葉四郎右衛門　貳千石　寛文十二―元祿九
伊木賴母　千石　寛文十二―享保三
上坂外記　千五百石　延寶二―貞享四
池田左兵衛　三千石　延寶四―同六
土肥右近　四千二百石　飛彈　延寶四―正德三
丹羽平太夫　二千石　延寶四―同六

岸　織部　六百石　四百石加祿　延寶五—貞享三
水野三郎兵衞　千五百石　延寶五—貞享四
池田七郎兵衞　千石　延寶六—正德五
山崎大膳　千貳百石　延寶七—寶永二
小堀主殿　千五百石　彥右衞門　延寶七—天和三

（五）小仕置

水野作右衞門　六百石、千石、千二百石　延寶四—元祿元
岸　織部　六百石、千石　藤右衞門　延寶四—貞享三
水野三郎兵衞　千石　千五百石　延寶四—貞享四
宮城大藏　二千五百石　延寶六—貞享四

（六）小性頭

丹羽藏人　千五百石　寬永十九—慶安三
牧野將監　千二百石　寬永十九—正保元
生駒玄番　千百石　正保元—同　三
草加兵部　五百石　正保四—慶安元
小堀一學　千石　慶安三—明曆三
安藤　杢　五百石　明曆三—寬文十二
伊木內藏　千石　寬文四—同　十二
小堀主殿　千五百石　寬文八—延寶七
岸　織部　六百石　寬文十二—延寶四
澤　權大夫　千石　延寶七—天和三

（七）祐筆頭

奧山市兵衞　五百石　萬治二—寬文三
大杉平之丞　五百石　寬文八—延寶五
加藤甚右衞門　三百石　寬文九—同十二

（八）郡代

熊谷十左衞門　四百石　寬永八—同　九
川村平太兵衞　四百石　寬文三—同　十二
西村源五郎　四百石　寬文五—延寶元
都志源右衞門　三百石　寬文三—同　十二
津田左源太　千石　天和二—元祿十六
服部圖書　五百石　天和二—元祿四

（九）裏判

田中多左衞門　六百石　寬永十—同十九
小堀一學　千石　寬永十六—慶安三
湯淺半右衞門　五百八十石　寬永十九—承應三
草賀兵部　五百石　正德四—慶安元
杉山五左衞門　三百石　慶安元—萬治三
上坂外記　五百石　慶安三—寬文元
安藤　杢　五百石　慶安三—明曆三
南部次郎右衞門　五百石　明曆元—寬文九

森川九兵衛	五百石	明暦三—寛文十二
村上市右衛門	三百石	萬治元—寛文八
山内權左衛門	五百石	萬治元—天和三
水野三郎兵衛	四百石	寛文元—延寶五
水野茂左衛門	三百石	寛文元—延寶二
奥山市兵衛	五百石	寛文八—元祿四
薄田藤十郎	五百石	寛文十—同　十二
水野治兵衛	五百石	延寶元—同　四
大野十兵衛	五百石	延寶四—天和三
大杉平之亟	五百石	延寶五—元祿五

（一）江戸留守居

平岡十右衛門	六百石	輝政公御代—
山内主水	八百石	利隆公御代—寛永十九
宮部源太夫	四百石	寛永九—同　十一
能勢勝右衛門	五百石	寛永十一—寛文六
南部次郎右衛門	五百石	正保四—明暦元
牧野彌次右衛門	四百石	明暦三—延寶二
大野十兵衛	五百石	延寶元—同　四
瀧波與兵衛	五百石	寛文五—同　八
中村久兵衛	六百石　治右衛門	寛文八—同　十
瀧七左衛門	五百石	寛文十二—延寶四
森本與惣兵衛	五百石	延寶四—元祿九
吉崎甚兵衛	五百石	天和元—寶永五

（二）兒小姓頭

草加兵部	五百石	寛永十九—正保四
吉田齋	六百石	寛永十九—同年終 正保四—明暦元
尾關源次郎	四百石	正保四—寛文十二
泉八右衛門	五百石	承應二—明暦三
小堀主殿	四百石	萬治元—寛文三
櫻木吉之亟	四百石	萬治元—寛文十
澤權太夫	二百石、三百石、五百石	寛文二—延寶七
菅彌七郎	四百石	寛文十—延寶元
蒜山右七郎	五百俵二十人	天和元—貞享二

（三）弓頭

杉山五左衛門	四百石	萬治三—寛文十一
古田齋	六百石	萬治三—寛文十二
喜多島忠右衛門	七百石	寛文十二—延寶六
丹羽七郎左衛門	八百石	延寶元—貞享二

（三）大目附

芳賀次郎兵衛	三百石	寛永十九—一年勤
加藤九左衛門	四百六拾石	寛永十九—慶安二
安藤次郎左衛門	三百石	寛永十九—慶安三

下方甚介	三百石	正保元—慶安三
杉山五左衛門	三百石	慶安元—萬治三
稻川重郎右衛門	三百石	慶安元—明暦二
岡田喜左衛門	三百石	慶安三—萬治元
山田市郎左衛門	三百石	承應元—寛文四
水野茂左衛門	三百石	承應三—萬治三
山内權左衛門	五百石	明暦二—萬治元
青木善太夫	三百石	萬治元—寛文七
水野治兵衛	三百石	萬治二—寛文二
玉野武兵衛		萬治三—延寶元
山田彌太郎	三百石　加五十石	寛文二—天和三
近藤覺兵衛	三百石　加五十石	寛文二—天和三
森半右衛門	三百石	寛文四—同　十一
津田重二郎	三百石	寛文四—同　八
水野作右衛門	六百石	寛文七—延寶四
服部與惣右衛門	三百五十石	寛文十—延寶二
村井彌七郎	二百五十石	延寶二—同　八
長屋新左衛門	三百石	延寶二—貞享元
下野宇兵衛	四百石　加百石元祿六年七月	延寶五—元祿九
立野八郎兵衛	三百石	天和元—同　二

(四) 留守居

伴元察	七百石	寛永五—同　十四

小川主水	五百石	寛永十九—正保三
那須半兵衛	五百石	正保三—明暦二
加藤九左衛門	四百貳拾石	慶安二—寛文二
大口茂太夫	三百石	慶安二—承應二
龜嶋猪兵衛	三百石	承應二—寛文五
安藤德兵衛	三百石	寛文二—同　九
稻川重郎右衛門	三百石	寛文二—同　十
中牟田三郎太夫	二百石	寛文五—同　十
青木善太夫	三百石	寛文七—天和元
山川重郎左衛門	無足	寛文九—延寶八
小塚段兵衛	二百石	寶文十—延寶四
片山勘左衛門	四百石	寛文十—延寶四
淺野定右衛門	二百石	延寶元—同　五
近藤彦七郎	二百石	延寶二—元祿四
近藤惣右衛門	二百石	延寶五—同　七
岡島新兵衛	二百石	延寶七—同　八
江見平右衛門	二百石	延寶八—元祿二
小堀主殿	千五百石	天和元—同　二

(五) 軍鑑

上泉治部左衛門	六百石	寛永十九—寛文十二
上泉佐左衛門	四百石	寛永十二—延寶元—御城詰、同六—同八
八田惣右衛門	二百五十石	延寶八—御城詰 天和三—近習物頭

（十六）鷹匠頭

船戸新五左衛門	五百石	寛永十｜同　十九
土方源內左衛門	六百石	寛永十九｜慶安二
加藤九左衛門	四百六十石	慶安二｜寛文二
安藤德兵衛	三百石	寛永二｜同　九
小塚段兵衛	三百石	寛文九｜延寶元
古田十兵衛	二百五十石	延寶元｜同　六
寺澤藤左衛門	四百石	延寶七｜貞享元

（十七）町奉行

堀內六郎兵衛	三百石	寛永九｜同　廿
別所治左衛門	三百石	寛永廿｜正保三
薄田惣右衛門	三百石	寛永廿｜明曆二
大原孫左衛門	六百石	正保三｜萬治元
柏尾猪兵衛	三百石	明曆二｜萬治元
岡田喜左衛門	四百石	萬治元｜寛文六
藤岡內助	三百石	寛文六｜同　七 又同八｜同　年
加世八兵衛	二百石	寛文六｜延寶元
石田鶴右衛門	四百石	寛文八｜延寶八
齋木四郎左衛門	百五十石	延寶元｜同　年
岩根周右衛門	四百石	延寶元｜元和三
國枝平介	三百石	天和二｜貞享二

（十八）寺社奉行

湯淺右馬允	三百石	正保元｜同　三
那須半兵衛	五百石	正保三｜明曆二
稻川重郎左衛門	三百石	寛文二｜同　十
西村源五郎	四百石	寛文七｜延寶六
片山勘左衛門	四百石	寛文十｜延寶四
山下文左衛門	四百石	延寶元｜同　六
山田市郎左衛門	三百石	延寶六｜元和三

（十九）船奉行

中村主殿助	千石	
菅若狭		慶長八
岸越中	六百石	慶長八
岸織部	六百石	寛永十九
岡田源太夫	四百石	寛永九｜同十一
中村主馬	千五百石	寛永九｜正保二
中村主馬	千五百石	正保三｜寛文十
水野治太夫	千石	承應二｜明曆元
神圖書	千石	明曆元｜寛文六
岸織部	六百石	寛文六｜同　十二
上坂外記	千五百石	寛文十｜延寶二
丹羽次郎右衛門	千石	寛文十二｜延寶八

湯淺半右衛門　千石　延寶六―天和三
梶浦勘助　五百石　天和二―貞享元

(二) 籏奉行

河原九郎兵衛　七百石　寛永十八―慶安四
安東平左衛門　五百石　萬治三―延寶四
田中源兵衛　三百五十石　寛文七―同十
杉山五左衛門　四百石　寛文十一―延寶二
加藤甚左衛門　三百石　寛文十二―天和三
水野茂左衛門　三百石　延寶二―貞享元
牧野又兵衛　六百石　延寶四―天和三

(三) 鐵炮頭

熊谷十左衛門　三百石　慶長十九―寛永九
荒尾内藏助　五百石　慶長十九―正保元
伴元察　五百石　元和五―寛永五
岡田源太夫　三百石 加百石 寛永七年　元和五―寛永九
稻葉刑部　貳千石　元和八―寛永十九
山根元右衛門　元和九―寛永十一
湯淺右馬允　四百八拾石 加百石 寛永十四 隱居後三百石　寛永六―正保三
丹羽次郎右衛門　千石 加三百石 寛永十六　寛永八―同十九
上泉治部右衛門　三百石 加三百石 慶安三　寛永八―同十二
舟戸帶刀　六百石　寛永九―正保三
水野助之進　五百石　寛永九―寛文五
熊谷源太兵衛　四百石　寛永九―延寶元
舟戸新五左衛門　五百石　寛永十―同十九
佐治縫殿　千石　寛永十―明暦三
岡田源太夫　四百石　寛永十一―元祿四
上坂左近　千五百石　寛永十五―寛永元
深谷甚右衛門　六百石　寛永十五―延寶八
生駒權內　千石 玄蕃　寛永十七―正保元
鈴木登之介　五百石　寛永十八―正保元
水野伊織　千石　寛永十九―承應二
草加五郎右衛門　貳千石　寛永十八―萬治三
齋藤加右衛門　千石　寛永十九―正保元
若松市郎兵衛　貳千石　寛永十九―正保三
瀧波彌八郎　五百石　寛永十九―正保三
荒尾內藏助　五百石　正保元―貞享元
下濃彌五左衛門　四百石　正保元―慶安二
水野治太夫　千石　正保二―承應二
中村主馬　貳千石　正保二―同三
尾關兵庫　千石　正保二―同三
村上九左衛門　五百石　正保四―寛文四
大西十郎右衛門　五百石　正保四―慶安三

稻葉四郎右衛門　二千石　正保四—寛永十二
佐分利　猪之介　正保四—承應四
草加宇右衛門　五百石　慶安二—萬治三
岸　織部　六百石　承應元—寛文六
水野勘兵衛　千石　承應二—寛文四
陸田市左衛門　千石　萬治元—元祿十三
泉八右衛門　三百石　萬治二—元祿十三
上坂外記　千五百石　寛文元—同　十
水野治兵衛　四百石　寛文二—延寶元
又同四—天和三
古田十兵衛　三百石　寛文五—延寶六
岡田喜左衛門　四百石　寛文六—同　七
南部次郎右衛門　五百石　寛文九—延寶六
津田左源太　六百石　寛文十—延寶四
中村治右衛門　四百石　寛文十—同　十三
又貞享元—元祿七
又同九—同　十三
山崎大膳　千貳百石　寛文十—延寶七
田中惣兵衛　千貳百石　眞吉　寛文十—延寶五
森川九兵衛　五百石　寛文十二—元祿四
古田齋　六百石　寛文十二—延寶五
又元祿二—同　四
薄田藤十郎　五百石　寛文十二—天和二
丸毛左近右衛門　四百石　延寶元—元祿二
湯淺半右衛門　千石　延寶元—同　六

池田三郎左衛門　千石　延寶元—同　二
牧野彌次右衛門　四百五十石　延寶二—天和三
小崎半兵衛　六百石　延寶三—同　六
服部與惣右衛門　三百五十石　延寶七—元祿四
梶浦勘助　五百石　延寶七—天和二
又貞享元—元祿十
淵本久五右衛門　百五十石　延寶八—天和二
丹羽次郎右衛門　千石　延寶八—貞享四
石田鶴右衛門　四百石　延寶八—天和元

（三）　普請奉行

岡田源太夫　四百石　元和五—寛永九
熊谷源太兵衛　四百石　寛永十一—寛文五
中村四郎左衛門　四百石　寛永十二—寛文二
蟹江權右衛門　三百石　正保二—明暦
中村治右衛門　六百石　寛永二—同　八
又同十二—貞享
石川善右衛門　二百五十石　寛文五—同　九
藤岡內助　三百石　寛文五—同　六
又同八—貞享元
庄野市右衛門　貳百石　寛文十—延寶元
齋木四郎左衛門　百五十石　延寶元—同　四

（三）　江戸內所留守居

市川太兵衛　五百石　承應二—延寶元

鈴木庄左衛門　寛文四―同　九
中村仁右衛門　寛文八―延寶二
武田左吉　二百石　延寶二―同　七
鹽川甚左衛門　不　詳―延寶四
小畠四郎右衛門　三百石　延寶四―元祿二

(三四)　槍奉行

香西五郎右衛門　三百五十石　寛永十―正德四
安東平左衛門　五百石　寛永十―同　十九
丹羽八左衛門　二百五十石　寛永十九―正德元
三宅九右衛門　三百石　正德元―承應三
丸山太郎太夫　貳百石　慶安三―明暦二
先山武右衛門　二百五十石　承應三―萬治三
八木平兵衛　四百石　明暦二―寛文八
波多野傳左衛門　二百石　萬治三―寛文三
石黒後藤兵衛　百五十石　寛文元―同　八
中野仁右衛門　百五十石　寛文二―同　八
生駒半右衛門　三百石　寛文七―同　九
宮部源太夫　四百石　寛文八―同　九
高木甚右衛門　三百石　寛文九―延寶五
岡島新兵衛　二百石　寛文十―同　十二
小川門太夫　五百石　延寶元―同　七
岡田五兵衛　貳百石　延寶元―天和三

瀧七左衛門　三百石　延寶五―天和元
武田猪兵衛　三百石　延寶七―貞享四

(三五)　歩行頭

丹羽藏人　千五百石　寛永四―同　十九
小泉與右衛門　二百石　承應二―明暦二
水野茂左衛門　三百石　承應二―同　三
森半左衛門　二百石　承應二―寛文四
津田半十郎　三百石　承應二―萬治二
安東德兵衛　三百石　明暦三―寛文二
渡邊友之介　二百石　萬治三―寛文十一
近藤覺兵衛　三百石　萬治三―寛文二
山田彌太郎　三百石　寛文元―同　二
津田十次郎　二百五十石　寛文二―同　四
奥山久兵衛　二百石　寛文二―同　九
小幡源八郎　二百石　寛文二―延寶六
菅彌四郎　四百石　寛文四―同　十
村井彌四郎　二百石　寛文四―延寶二
薛田平七郎　二百石　寛文五―同　十一
大杉平之丞　三百石　寛文六―同　八
立野八郎兵衛　三百石　寛文十―天和元
正木權七郎　二百五十石　寛文十―延寶五
市川太兵衛　五百石　寛文十二―延寶五

石尾喜六郎	百五十石	寛文十二—延寶八
上坂外記	百五十石 加五十石 延寶元	寛文十二—延寶八
熊谷清八郎	二百石	延寶二—元祿元
土倉彌介	無足	延寛三—同六
庄野武左衞門	二百石	延寶五—同六 又元祿十—同十二
安藤清九郎	三百石	延寶六—天和三
水野三郎兵衞	無足	延寶六—天和三
稻川左內	無足 天和三年十二月新知二百石	延寶七—貞享四
宮部清四郎	三百石	天和元—同二 又元祿四—同七

(二六) 近習鎗奉行

小塚段兵衞	二百石	寛文八—同十
石黑後藤兵衞	百五十石	寛文八—延寶三
山中市左衞門	二百石	寛文十—延寶四
江見平右衞門	二百石	延寶七—同八
田口兵左衞門	三百石	延寶八—天和三
木嵜九右衞門	百五十石	天和二—元祿十二

(二七) 勘定頭

片山孫兵衞	二百五十石	元和九—寛永十九
片山勘左衞門	三百五十石	寛永十九—寛文七
川村平太兵衞	五百石	寛文七—同十二 又天和元—貞享四
俣野善內	二百石	寛文十—天和二
井上藤介	二百石	延寶四—天和二

(二八) 學校奉行

津田重次郎	三百石	寛文六—同十二
泉八右衞門	三百石	寛文六—元祿十三
加世八兵衞	二百石	延寶元—貞享元

(二九) 御廟奉行

中村又之丞	二百石	萬治元—貞享元
加世八兵衞	二百石	萬治元—寛文六
大野清左衞門	二百石	寛文七—延寶六
泉八右衞門	三百石	延寶元—元祿十三

(三〇) 留方 記錄方

泉八右衞門	三百石	寛文六—延寛元
津田重次郎	三百石	寛文八—同十二
川村平太兵衞	五百石	延寶六—天和二

第二十九章　地方制度及自治制度

城下町郡村及自治制度に分ちて略說す。

其一　町　制

町會所、町奉行、總年寄、船年寄、名主、年寄、五人組頭、町代、年行事、同心、手先、濱奉行、立番、橋守、町會所書役、名主附屬書役等につきて說明せん。

○町會所　舊岡山の町政機關には、寛文七年三月三日を以て、榮町光淸寺跡に創建せられたる町會所あり（類纂）。

○町奉行　町奉行（物頭格役料百俵）此處にて事務を執り、奉行の下には町目付（中小姓組、寺社目付を兼ぬ）、總年寄（士鐵砲格給料十人口）、船年寄（總年寄格給料十人口）、總年寄格（同上）、同心（足輕席給米十八俵二人口）、濱奉行（同上）、名主（無格無給）、年寄（同上）、町會所書役（給料不定）、名主附屬書役（給料頭町にては銀札三百目中町にては其の半外町にては其の幾分）、組頭（無給）、年行事（同上）、總代（給料一ヶ月米九斗世襲）、町代（給料一ヶ年銀二百目）、立番（給料町代と類似）手先橋守等の諸役ありて、一切の町務を處理するの制度なり。而して其職掌町奉行は町政機關の主腦として、以上列記の諸役を支配し寛永九年光政襲封以後正保三年に至る間は、其の定員三名（諸士、家譜誓紙類纂）なりしも、同年以後二名に減じ（諸士家譜類纂）貞享二年には更に減じて一名となり（類纂）以て明治維新の際に及べり。

累代町奉行表

前役	在職期間	祿高	氏名
郡奉行	寛永九申より同二十未十二月迄	三百石	堀內六郎兵衞
	寛永十一戌十一月より正保三戌七月迄	六百石	大原孫左衞門

職名	在職期間	禄高	氏名
郡奉行	寛永二十未十二月より正保三戌八月迄	三百石	別所治左衛門
同	寛永二十未十二月より明暦二申夏迄	三百石	薄田惣右衛門
代官	正保三戌八月より萬治元戌八月迄	六百石	大原孫左衛門
組頭	明暦二申六月より萬治元戌迄	三百石	柏尾猪兵衛
横目	萬治元戌四月より寛文六午十月迄	四百石	岡田喜左衛門
普請奉行	寛文六午十二月より同七未十二月迄	三百石	藤岡内介
御廟奉行	寛文六午十二月より延寶元丑正月迄	二百石	加世八兵衛
	寛文八申三月より同月十月迄（普請奉行にて兼）	三百石	藤岡内介
組頭	寛文八申十月より延寶八申九月迄	四百石	石田鶴右衛門
郡奉行	延寶元丑正月より同年十一月迄	百五十石	齋木四郎左衛門
代官	延寶元丑十一月より天和三亥閏五月迄	四百石	岩根周右衛門
郡奉行	天和二戌正月より貞享二丑十月迄	三百石	國枝平介

○總年寄　總年寄は其の人員三名、市内六十二町を三組に分ちて、各一人共一組づゝを擔任し、組合町民の願禀を始め、諸般の事を監査し、或は諸布令の示達を町奉行より受けて、區内町民に周知せしむる等、其の責務稍々大にして、所謂町役人の首班に列し、其の任命の如きも、領主の最高行政機關たる評定所に於て、小仕置、大目付、町奉行列座の上之を行ひ、格席なきものと雖も、尚ほ士鐵砲格の取扱を受く。

○船年寄及總年寄格　又總年寄の外には、同格の船年寄（一人）並に總年寄格（人員不定）ありて、前者は諸船取締及び船運上銀取立等の事を掌り、後者は御銀預りと唱へ、町方浮銀（十分一銀並に關所金）の収支を掌るもの一人、家質用場の主管たるもの二人（市政提要には二人眞部又太郎記憶書には一人）、併せて三人を有するの外、何等職務を有せざるものあり。兩者孰れも官選にして、町奉行列座

の上評定所に於て之を任命す。（以上市政提要、新古條例集類纂、眞部又太郎記憶書）

總年寄の人員と通達組合、町奉行より發せらるゝ布令の宛名には、其の通達組合（觸口）を代表せる總年寄の名を連記せるものあり。依りて右の宛名に基き、岡山中の總年寄及び觸口の數を按ずるに、寛文以後天和、貞享の際に至る間は、總年寄五名を連記しあるを以て、其の觸口も隨つて五個組合なりしなるべし。

お銀預り、寛文九年正月二十四日老中の命に依り、圓尾屋孫兵衞をして十分一銀並に闕所銀を保留せしめ、飢人奇特者等ある場合、町奉行命令の下に、其の支出を爲さしむることゝ定められしに始る（類編）。因に町の十分一銀を以て救恤賞典の用に充つることは、寛文七年正月町奉行加世八兵衞、藤岡內助の稟申に基き、町中座頭共の困窮を救ひたるに起因し、爾後寛文八年に至るまで、町奉行手許に於て其の收支を掌り來りしも、寛文九年より前記圓尾屋孫兵衞をして之を保管せしむ（板挾記錄）。

十分一銀、町民の家屋敷賣買に際し、價格の十分一に相當する銀子を、名主の許に納付せしめ、名主は右銀子の納付と同時に賣券狀の奧書を爲す（新古條例集）。而して右の銀子は寛文六年迄藩の御藏に收められしも、寛文七年より町奉行の保管する所となり、專ら救恤賞典の用に充てらる。（板挾記錄）

○名主年寄　總年寄の下には、各町一人又は二人の名主年寄ありて、名主以下町役人の投票に依り、町奉行之を任命す。常に戶籍上の異動に注意するの外、公事訴訟の手續をも取捌き、總年寄差支の節は、事柄に依り其の代理をも兼ねたり。

○五人組頭　名主年寄の下には、各町七八戶乃至十戶毎に名主等の人選に係る五人組頭あり。上席町役人の手を經て來る奉行の布令を各戶に口達し、且つ之が實行を促すの責務をも負ふ。

○町代　各町人又は二町一人の割合に置かれたる町代は、町内の觸歩きを以て其職とし、岡山中二人の總代（世襲）は、常に町會所に出頭して奉行の使役に服す。

○年行事、同心、手先、濱奉行　一町一人或は二人の定めにして人選せられたる年行事は、各町町費の出納を掌り、同心六人は、十名内外の手先を使役して、町方取締並に罪人糺彈の事を管し、濱奉行二人は、海川關渉の諸運上中岡山町中に屬するものゝ取立方に與る。

○立番、橋守、町會所書役、名主附屬書役　立番（各町一人又は二町に一人）と橋守（一人）とは、夜間の警戒と京橋、中橋、小橋の掃除に從事し、町會所書役（凡四五人）は、奉行及び町目付の所管に係る記録を、名主附屬書役（十町毎に一人）は、名主の指揮を奉じて町方人馬帳宗門改其他諸般の簿册を執も筆記するの例なり。（以上新古條例集、類纂、市政提要、眞部又太郎記憶書等に據る）

町奉行への教書並に箇條書

〔類纂〕　町奉行への教書並に箇條書（寛文十一年辛亥三月四日）

一、先心を正し義を明にするを本として其職を可相勤事

一、町中の風俗善に移り候樣常々心を可盡事

亥　三　月　四　日

一、きりしたん改其外公儀御法度は不及申年年被仰出候御國法堅相守候樣に町中え常々可被申付事

一、町方は貴賤諸方に對する事に候得は町に有利之候事他の障に不成樣に了簡可致事。

一、町並年寄之儀は不及言一町之目代年寄に至迄直成ものを撰可被申付候末々之儀迄承屆徒に暮し候ものは遂吟味家

職に怠て不及困窮様に可被相心得事

亥三月四日

三老連名書判

其二　郡村制

一、總　奉　行　寛永九年

二、在中横目　寛永十一年

三、組頭郡中分轄　寛永十九年

四、郡奉行任免　從寛永十九年至天和二年

五、代官任免　從寛永九年至寛文三年

六、村代官頭　從明暦三年至延寶元年

七、村　代　官　從承應元年至天和二年

八、郡肝煎役　從延寶三年至同八年

九、郡方上締　天和二年

一〇、郡方加奉行　天和二年

一一、郡方吟味人　天和二年

左の諸職につきて略說せん。

地方職制

一、總奉行

寛永九年因伯ヨリ移封ノ際、備前國中及備中領地郡村總奉行トシテ田免ノ釐正ヲ擔任セシム、其人員左ノ如し（大帳）

岩生　梶浦大隅守
赤坂　山脇修理
邑久　熊谷十左衛門
兒島　八田豐後守
上道　番大膳亮
備中　薄田左馬助
津高　宮木玄蕃
上東　若原監物
和氣　伊庭甲斐守
三野　芳賀内藏允

右十名同年八月廿九日、誓書を上ル其ノ前書左ノ如シ。

一、當毛免相見及候通無依怙贔負有樣に相究可申事

一、被仰出御法度書之旨相守堅可申付候事。

一、音物一切取申間敷事、附百姓之振舞一圓給申間敷事。

寛永九年八月廿九日

二、在中横目

寛永十一年甲戌誓書ヲ上リシ人員左ノ如シ。（大帳）

中村三郎兵衛　鈴田夫兵衛　富田安左衛門

其誓文前書左ノ如シ

一、被仰付郡中無懈怠相廻萬事御法度相背仁於有之ハ縱令縁者親類又ハ知音中百姓ニテモ有樣ニ可申上事

一、諸事無油斷聞立可申上事

一、萬事御爲可然聞立見立次第可申上事。

寛永十一年六月廿七日

三、組頭郡中分轄

寛永十九年壬午八月十八日組頭七人ヲシテ本年藏入ノ貢米肝煎ヲセシメ兼テ郡吏ノ是非曲直ヲ探偵セシム其人員及所轄部分左ノ如シ。御記錄

御野郡	芳賀内藏允	
邑久郡	丹羽兵部	
津高郡 兒島郡	番和泉	
備中	山脇修理	
上東郡 上道郡	梶浦大隅	
岩生郡 和氣郡	土肥飛彈	
赤坂郡	若原監物	

右同月廿一日誓書ヲ上ル但郷中派遣ノ事情ハ畢竟一時ノ處置ニ係ル

同年九月朔日　組頭中ニ命アリテ組中ヨリ郡奉行及檢見ヲ勤ムヘキ者ヲ選ヒ見込ノ人物ヲ上書セシム　御記錄

四、郡奉行任免

寛永九年壬申因伯ヨリ移封ノ際備前國中ノ諸郡及備中領地ノ總奉行トシテ梶浦大隅守以下十人ヲシテ田免ノ査定ヲ擔任セシム寛永十九年侍帳ノ内ニ就テ郡奉行ト標記セシ者ヲ左ニ摘錄ス

一、貳百石　宮木筑後組　上田所左衛門

一、百五拾石　土倉隼人組　野坂八郎左衛門

一、百五拾石　同　芹川與右衛門

一、貳百石　丹羽兵部組　波多野傳左衛門

一、百五拾石　土肥飛彈組　加藤次右衛門
一、貳百石　稻葉刑部組　堀　七郎右衛門
一、百五拾石　若原監物組　石川善右衛門

御納戸大帳郡奉行ノ所轄部分ヲ裁ス

一、三野 津高　大村次右衛門　加藤次右衛門
一、上道 赤坂　青地小兵衛　芹川與右衛門
一、兒島 備中　中村善兵衛　野坂八郎右衛門　石川善右衛門
一、和氣 岩生　波多野傳左衛門　堀七郎右衛門
一、邑久 上東　中村四郎兵衛　上田所左衛門

寛永十九年壬午八月廿二日誓詞ヲ上リシ郡奉行總テ七人其氏名左ノ如シ。大帳

野坂八郎右衛門　別所次左衛門　神屋彦六左衛門
堀七郎右衛門　宮脇武左衛門
芹川與右衛門　福尾才兵衛

正保元年甲申九月朔日調侍帳所載郡奉行左ノ如シ。

宮木筑後組　上田所左衛門
同　芹川與右衛門
土倉隼人組　野坂八郎右衛門
伊木頼母組　中村善兵衛
眞田將監組　波多野傳左衛門
番和泉組　加藤次右衛門
若原監物組　石川善右衛門

同二年乙酉二月調侍帳所載前年ニ同シクシテ堀七郎右衛門アリ加藤次右衛門ナシ。

慶安四年辛卯侍帳所載の奉行人員左の如し。

瀧川丹波組	羽山太郎左衛門	番大膳組	今井文左衛門
池田美作組	尾關與次右衛門	同	野間五左衛門（久右衛門ナルヘシ）
宮木筑後組	上田所左衛門	芳賀内藏允組	佐藤權兵衛
同	芹川與右衛門	眞田將監組	波多野傳左衛門
若原監物組	都志源右衛門		

承應元年壬辰、二年癸巳ノ兩年奉行職大異動ナシ今御記錄ニ據レハ、元年九月尾關與次右衛門、野間久右衛門、今井文左衛門被免、香取儀右衛門、春田十兵衛、雀部次郎兵衛之ニ代リ、二年二月芹川與右衛門被免、野間五左衛門之ニ代リ、其八月堀覺兵衛、羽山太郎左衛門被免、川村平太兵衛、木全兵左衛門之ニ代リ、三年甲午ノ八月ニ至リ佐藤權兵衛病死長屋茂兵衛之ニ代リシ趣ナリ。

同三年甲午七月備前備中洪水ノ後郡奉行多端ニヨリ其八月十日馬廻ノ内ヨリ拾人ヲ選ハレ郡奉行一人ヘ此人員ヲ一人宛被加其人員如左。類編

高橋新右衛門	別所次左衛門	石田鶴右衛門	尾關與次右衛門
波多野源兵衛	河合七左衛門	鹽川吉太夫	長屋茂兵衛
岡島新兵衛	石川善右衛門		

以下郡奉行ノ任免ヲ表示ス。

郡奉行任免一覽

御野郡	（拜命年月日）	（在職年月）
雀部次郎兵衛	承應三年十二月十二日	四年四ヶ月

藤岡八郎兵衛	万治二年三月七日	五年十ヶ月
武田左吉	寛文五年正月廿三日	九年十ヶ月
吉崎甚兵衛	延寶二年十一月十三日	二年十ヶ月
笠井太郎兵衛	延寶五年九月二日	四年五ヶ月
津高郡		
安藤善太夫(奥)	承應三年十二月十二日	四年
庄野三郎左衛門(口)	明暦元年三月十四日	十五年六ヶ月
波多野夫左衛門(奥)	万治元年十二月十五日	一ヶ月
齋木四郎左衛門(奥)	万治元年十二月廿四日	十四年五ヶ月
河合善太夫(口)(奥)	寛文十年八月廿七日	七年四ヶ月
廣内權右衛門(口)	延寶二年十一月十三日	七年二ヶ月
芹川與右衛門(奥)	延寶五年十二月十七日	四年一ヶ月
赤坂郡		
都志源右衛門	承應三年十二月十二日	一ヶ月
西村源五郎	明暦元年正月廿一日	一ヶ月
俣野市左衛門(善内)	明暦元年二月九日	十年六ヶ月
伊藤左五右衛門	寛文五年六月廿日	一年五ヶ月
俣野市左衛門(善内)	寛文七年正月廿三日	三年八ヶ月
俣野治平(助市)	寛文十年八月廿七日	三年四ヶ月

春田十兵衛　延寶元年十二月廿日　四年八ヶ月
上島彥二郎　延寶六年七月廿日　三年六ヶ月

磐梨郡

吉崎甚兵衛　承應三年十二月十二日　十二年
梶川左次兵衛　寬文七年正月廿三日　十年十一ヶ月
村田小右衛門　延寶五年十二月十七日　二年七ヶ月
春田十兵衛　延寶八年七月廿三日　一年六ヶ月

和氣郡

川村平太兵衛　承應三年十二月十二日　二年一ヶ月
渡部助左衛門　明曆三年正月十二日　十五年
吉崎甚兵衛　寬文十二年十月四日　二年一ヶ月
小林孫七郎　延寶二年　月　日　七年

邑久郡

西村源五郎　承應三年十二月十二日　八年一ヶ月
前田段右衛門　寬文三年正月十三日　三年十一ヶ月
安宅彌一郎　寬文七年正月廿三日　六年十一ヶ月
俣野助市　延寶元年十二月廿日　六年七ヶ月
村田小右衛門　延寶八年七月廿三日　一年六ヶ月

上東郡

氏名	就任	在職
波多野源兵衛	承應三年十二月十二日	一年六ヶ月
尾關與次左衛門	明暦二年六月廿八日	十二年六ヶ月
久保田彦兵衛	寛文九年三月廿二日	四年九ヶ月
横井次郎左衛門	延寶元年十二月廿日	八年一ヶ月
上道郡		
野間五左衛門	承應三年十二月十二日	三年四ヶ月
岩根源左衛門	明暦三年八月十日	九年五ヶ月
齋木四郎左衛門	萬治元年四月十八日	八ヶ月
波多野夫左衛門	萬治元年十二月十五日	一年八ヶ月
鹽川吉太夫	寛文七年正月廿三日	十一年六ヶ月
春田十兵衛	延寶六年七月廿日	二年
横井次郎左衛門	延寶八年七月廿三日	一年六ヶ月
兒島郡		
石川善右衛門	承應三年十二月十二日	十年一ヶ月
片岡次郎太夫	寛文五年正月廿三日	一年十一ヶ月
村田小右衛門	寛文七年正月廿三日	五年八ヶ月
林與左衛門	寛文十二年十月四日	一年三ヶ月
尾關又四郎（彌五左衛門）	延寶二年　月　日	七年一ヶ月

備中

氏名	就任	在職
上田所左衛門	承應三年十二月十二日	一ヶ月
都志源右衛門	明暦元年正月廿一日	八年
渡邊與次兵衛（山北南）	寛文三年正月十三日	二年
國枝平助（淺口郡）	寛文四年八月廿五日	十七年五ヶ月
鹽川吉太夫（山北南）	寛文五年正月廿三日	二年
岩根源左衛門（周右衛門）	寛文七年正月廿三日	四年八ヶ月
村田小右衛門（山北南）	寛文十二年十月四日	五年二ヶ月
河合善太夫（同）	延寶五年十二月十七日	四年一ヶ月

天和二年壬戌正月廿二日郡奉行一同被爲召登城ノ輩左ノ如シ。留帳

郡	氏名	郡	氏名	郡	氏名
御野郡	笠井太郎兵衛	磐梨郡	春田十兵衛	兒島郡	尾關彌五左衛門
口奥上道郡	横井次郎左衛門	赤坂郡	上島彦次郎	備中山北南	河合善太夫
邑久郡	村田小右衛門	口津高郡	廣内權右衛門	備中淺口郡	國枝平助
和氣郡	小林孫七郎	奥津高郡	芹川與右衛門		

右十一人ノ職務ヲ解カレ銀子各五枚ヲ賜ル旨、池田大學執達　公ニモ御通懸ニテ詞ヲ賜ヒ久々骨折シ旨面諭アリ、蓋、制度改革ニ據ル。

同年同月廿六日、左ノ四名被爲召郡奉行役唯今迄大勢ニテ相勤候得共以後四人トシテ津田重二郎服部與三右衛門ニ相順ヒ可勤旨面命卽頭書ノ通郡分ケ被仰出。留帳

御野郡　津高郡　　尾關彌五左衛門
上道郡　赤阪郡　　横井次郎左衛門
邑久郡　磐梨郡　和氣郡　　村田小右衛門
兒島郡　備中　　廣内權右衛門

右四人へ重テ面命ノ趣、

四人ノ者共ニ此度又郡奉行申付ルナリ、重二郎　與三右衛門ニ相順ヒ勤可申候四人ノ者共計ニテ手廻リ兼可申候間重二郎與三右衛門並四人ノ者共令相談其外ノ役人ハ存寄書上可申候其上ヲ了簡候テ可申付事、此度郡方ノ仕置改申付ル趣意度々乍申聞事國ハ從公方樣御預被成民共モ其所ヲ得風俗モ能地方並山林竹木ノ模樣ヲ宜樣ニトノ御趣意ヲ請是ヲ本意ニ國主タル者ハ存事ニ候雖然近年聞及候ニ郡方ノ仕置思々ニテ一同不成ノ由ニ付此度重二郎與三右衛門兩人ニ國中在鄕方ノ儀申付候兩人ハ上締リト思ヒ候間四人ノ者共重二郎與三右衛門諸事差圖ヲ請相勤可申候事。

同年二月二日、郡奉行ヲ岡山ニ歸住セシメ左ノ命アリ、蓋郡會所創建ニ因ル。

郡奉行在宅ニテ罷在候得共此以後ハ御城下ニ罷在相勤可然候然共銘々住宅ハ家屋敷手狹ニテ御用難勤可有之候間四人共ニ役屋敷南方村之內ニテ新規ニ被仰付候只今迄ノ御郡奉行共ノ在宅ヲ引越家作仕品々之入用銀ハ郡貯銀ヲ以被仰付候。留帳　但、南方村之內トアルハ岩田町ノ上西川筋ナリ、撮要錄頭書ニ曰、岩田町ノ上細川ヲ越テ草加宇右衛門預屋敷三反六畝アリ其上ニ郡奉行六人ノ屋舖アリ、南ヨリ北へ表間十五間宛東西二十間宛外三尺宛ノ溝敷アリ。

五、代官任免

寛永九年移封ノ後更ニ代官ヲ置キ所轄ノ地高ヲ定メ郡村ノ事務ヲ分擔セシム其人員左ノ如シ。

一、七千石　荒井六兵衛	一、同　先山武右衛門	一、同　羽山太郎左衛門
一、同　中村喜内	一、同　森川惣右衛門	一、同　上島彦兵衛
一、同　加藤四郎兵衛	一、同　湯淺右馬亟	一、四千石　服部清右衛門
一、同　都志源右衛門	一、五千石　村井茂太夫	一、同　村山又左衛門
一、同　柏尾猪兵衛	一、同　別所次左衛門	一、貳千石　川野金左衛門
一、同　河合權右衛門	一、同　薄田惣右衛門	一、同　下方宗佐
一、六千石　圓山九右衛門	一、同　熊谷源太兵衛	一、同　村田彌兵衛
一、同　田口五左衛門	一、同　蜷江權右衛門	一、三千石　西脇九郎左衛門
一、同　梶川權左衛門	一、同　河村内助	一、千三百六拾九石壹升　福尾才兵衛
一、同　平井安兵衛	一、同　波多野源兵衛	一、七百五拾貳石七斗五升六合　大橋四郎右衛門

正保元年甲申某月日郡中檢見役員ヲ置ク左ノ如シ。大帳

波多野源兵衛	福島善兵衛	河合清太夫	河村内助
波多野彦左衛門	田中一郎兵衛	神屋兵三郎	野中一左衛門
須賀忠左衛門	阿部傳左衛門	市橋平太左衛門	伊藤左五右衛門
三好久左衛門	波多野次兵衛	羽山太郎左衛門	村井義太夫
薄田四郎右衛門	尾關源左衛門	八田彌一兵衛	森九兵衛
佐藤權兵衛	吉田與三兵衛	行田六郎右衛門	平井安兵衛
高橋吉右衛門	正木九兵衛	雀部二郎兵衛	青木六郎左衛門

山田一郎左衛門　瀧太左衛門　田宮市兵衛　河合權右衛門　籔井次太夫　河井七左衛門　河合助丞

富田久兵衛　佐野九郎右衛門　西村吉兵衛　尾關與次右衛門　加藤仁左衛門　近藤次左衛門　今井文左衛門

森川惣右衛門　富田猪兵衛　須加五郎兵衛　野間五左衛門　江見仁兵衛　才木六左衛門　波多野茱

加藤四郎兵衛　渡邊十郎右衛門　和田少左衛門　梶川權左衛門　古澤源之丞　鶴見七右衛門　荒井六兵衛

承應三年甲午七月十九日備前洪水（事詳于災異部中）其十月十八日更ニ代官五十四人ヲ置キ封內ヲ按檢セシム因テ命令左ノ如シ

代官一人ニ凡高壹萬石ツヽノ見積ヲ以テ當分之ヲ分擔セシメ尤當年ハ洪水後ナルヲ以テ毛見方苦勞タリト雖モ隨分村々ヘ立入念入ベシ樣子ハ追テ仰付ラルヘキ旨被命其人員左ノ如シ。類編

土肥飛彈組　矢部源右衛門
同　河合清太夫
同　林　與左衛門
同　梶川權左衛門
池田數馬組　橫井二郎左衛門
同　薄田四郎右衛門
同　舟橋七郎右衛門
同　杉浦忠兵衛
同　薄田庄兵衛

若原監物組　菅　覺左衛門
同　武田左吉
瀧川丹波組　後藤文右衛門
同　桑原清左衛門
同　前田段右衛門
同　礒部九郎右衛門
同　田中一郎兵衛
芳賀內藏允組　松田七兵衛
同　松野孫平

同　波多野夫左衛門
同　須加忠左衛門
同　橫濱四郎右衛門
池田美作組　川野金左衛門
同　須賀五郎兵衛
宮城大藏組　石丸金兵衛
同　櫻井三郎左衛門
同　加藤二郎左衛門
同　村井儀太夫

同	武藤伊勢右衛門
熊澤助右衛門組	先山武右衛門
同	岩根源左衛門
同	庄野三郎左衛門
同	渡邊助左衛門
同	正田彌一左衛門
土倉隼人組	森島甚兵衛
同	武藤伊右衛門
同	佐橋淸右衛門
番大膳組	梶田惣左衛門
同	加藤治右衛門
同	小畠儀左衛門
同	安田市左衛門
同	渡邊與二兵衛
香西采女組	井上勝助
伊庭主膳組	長谷川九郎太夫
同	青木六郎右衛門
同	籔井次右衛門
山脇修理組	山脇三郎兵衛
眞田將監組	川口多左衛門
同	坂本孫右衛門
同	西村源五郎
同	伊藤左五右衛門
同	齋木七右衛門
同	香西九郎兵衛
池田信濃組	林小左衛門
同	安藤源左衛門

同月二十四日命アリ職務章程ヲ定メラル、左ノ如シ。（類編諸用集書）

一、代官共年内ハ大形郡ニ罷在無油斷可申付事

一、代官所村々打陷小百姓ニ至迄藏入給所一同ニ念入萬事可申付事

一、萬事ニ付理申候百姓於有之ハ自身能吟味仕其上ニテ郡奉行ニモ可申談事

一、名寄ノ帳早々具ニ吟味仕其内年貢調兼カ可申者庄屋組頭ニ印ヲ致サセ成兼カ申者之手前早々埒ヲ立其身ノ作廻仕ラセ可申候今迄ノ代官共人ニ寄リ米高ノ入候様ニト存候故成候モノヨリ先取立候由聞傳候成候モノハイツニテモ調可申候事

一、皆濟難仕百姓於有之ハ郡奉行遂相談重々吟味之上無據子細有之ハ少モ早ク加損可遣候先取立候ハテハ以來難ニ成

候トテ無理ニ取立申間敷事

一、百姓心根悪ク徒ニテ萬事僞ヲ申ト存候故萬擬作少々ニテハ事ハカマイル間敷キト存思案チヤウキヲ以建立仕其故權高上下遠シテ何事モ得不申候樣ニ人ニヨリ仕懸候由此故小百姓抔申度儀モ不成下民ノ迷惑下ニ隱レ居申由ニ候條何モ代官共心得慈悲正直ヲ以萬事執行其上ニテ二三度モ徒ヲ申胸々ノ民迄引崩候程ノ者候ハヽ郡奉行申談牢舎可申付事

一、納米殊之外吟味強申付給人有之由聞傳候能承屆總並ニ可申付事

一、田畑賣買之事代官ニ理申吟味之上ニテ致賣買樣ニ可仕事

一、年貢米免割之外横役ト云テ地下中萬事ノ諸遣高ニ割符仕小百姓共ニ高ニ懸出シ候由村ニヨリ諸遣殊之外多候由聞及候間横役帳前々ノモ見申吟味可仕候是ハ法モ有之一集書一事ニ候得共左樣ニ調候村ハ無之由ニ候間定之外不叶入用之儀ハ公儀之米ヲ以横役ヲ勤サセ可申候並大庄屋小庄屋共ニ横役之内ヲ以馬ニ乘セ申間敷候但老人カ或ハ自分ノ馬ハ可爲各別事

一、只今之大庄屋小庄屋共正路不正路成者能見聞仕可置事

一、手前ニ餘候程田地持候百姓於有之ハ聞屆可置事

一、其村寄繋仕候時ハ其村へ罷越可申候他村ニ乍居萬事申付間敷事

一、代官所へ罷越候時送人馬日傭ニ可仕候並庭夫使間敷候雜事薪ハ其村ニテ可遣事此外課役懸申間敷事

右之條々堅可相守者也

承應三年十月廿四日

代官任免一覧

	（任）	（免）	（在職年月）
岩生郡			
梶川權左衛門	明暦元年三月十四日	明暦二年七月九日	一年四ケ月
武田左吉	明暦元年三月十四日	寛文二年二月十日	六年十一ケ月
梶川左次兵衛	明暦二年七月九日	寛文元年二月廿二日	四年七ケ月
片岡次郎太夫	寛文元年二月廿二日	寛文二年二月十日	一年
邑久郡			
林與左衛門	明暦元年三月十四日	寛文元年二月廿二日	五年十一ケ月
前田段右衛門	明暦元年三月十四日	―	―
香西九郎兵衛	明暦元年三月十四日	明暦三年十一月三日	二年八ケ月
梶田惣左衛門	明暦元年三月十四日	明暦三年十一月三日	二年八ケ月
三野郡			
矢部源右衛門	明暦元年三月十四日	万治二年三月八日	四年
先山武右衛門	明暦元年三月十四日	明暦二年十一月十日	一年八ケ月
松田七兵衛	明暦元年三月十四日	万治元年九月三日	三年六ケ月
廣內權右衛門	明暦三年正月九日	万治二年三月八日	二年二ケ月
伴五郎左衛門	万治元年十一月十四日	万治二年三月八日	四ケ月
奥田六左衛門	万治二年二月廿三日	―	―

和氣郡			
杉浦忠兵衛	明暦元年三月十四日	―	―
渡邊助左衛門	明暦元年三月十四日	明暦三年正月十二日	一年十ヶ月
上東郡			
安田市左衛門	明暦元年三月十四日	寛文二年二月朔日	六年十一ヶ月
田中市郎兵衛	明暦元年三月十四日	万治元年七月廿一日	三年四ヶ月
藤岡八郎兵衛	明暦元年三月十四日	万治元年三月六日	三　年
長屋茂兵衛	万治元年七月廿一日	寛文二年二月朔日	三年六ヶ月
羽山太郎左衛門	万治二年三月八日	―	―
赤坂郡			
井上庄助	明暦元年三月十四日	寛文二年二月廿一日	七　年
横井次郎左衛門	明暦元年三月十四日	―	―
林小左衛門	明暦元年三月十四日	寛文三年正月廿一日	七年十一ヶ月
須加忠左衛門(仙石)	明暦二年九月七日	万治元年十二月廿三日	二年四ヶ月
生駒彌五右衛門	寛文元年三月廿二日	―	―
石丸平兵衛	寛文元年二月廿二日	―	―
津高郡			
加藤二郎左衛門	明暦元年三月十四日	万治三年八月十三日	五年五ヶ月
齋木四郎左衛門	明暦元年三月十四日	万治元年四月十八日	三年一ヶ月

氏名			
木全兵左衛門	明暦元年三月十四日	—	—
上島九郎兵衛	万治元年三月朔日	万治三年十月十九日	二年八ヶ月
岡島新兵衛	寛文元年二月廿二日	—	—
上道郡			
岩根源左衛門	明暦元年三月十四日	明暦三年八月十日	二年五ヶ月
高橋新右衛門	明暦元年三月十四日	明暦三年正月九日	一年十ヶ月
杉浦忠兵衛	明暦三年正月九日	寛文三年二月朔日	六年一ヶ月
兒島郡			
小畠儀左衛門	明暦元年三月十四日	寛文三年二月朔日	七年十ヶ月
渡邊與次兵衛	明暦元年三月十四日	寛文二年二月朔日	六年十ヶ月
備中			
國府兵左衛門	明暦元年三月十四日	寛文元年二月廿二日	五年十一ヶ月
磯部九郎右衛門	明暦元年三月十四日	寛文三年二月朔日	七年十一ヶ月
國枝平助	明暦元年三月十四日	—	—
今西利兵衛	寛文元年二月廿二日	—	—

六、村代官頭

明暦三年丁酉正月十二日。類編

河村平太兵衛

右祿六拾石ヲ加賜村代官頭ニ被仰付、和氣ノ代官御預被成候條郡奉行被免ト不存諸事肝煎可申在宅ノ儀モ蕃山近邊麻字那村ヘ引越八之亟殿寺口ニ被爲入候間家内之儀迄肝煎可申旨面命ナリ。

萬治三年庚子三月廿九日。類編

代官頭川村兵太兵衛ニ先山武右衛門跡ノ新組村代官ヲ被預蓋武右衛門死後代リ役被仰付候迄勤ムヘキ旨ノ命ナリ。

寬文三年癸卯正月十三日。類編

右、赤坂、津高、岩生　池田八之丞組　河村平太兵衛

右邑久、和氣、上東、上道　池田八之丞組　西村源五郎

右備中、兒島、三野　若原監物組　都志源右衛門

右三人村代官頭ニ被成郡代役被仰付候內貳百石宛加增被下足輕五人宛被預

同　年正月廿三日。代官頭三人ニ役儀兼務ヲ被命如左。類編

寺社奉行　西村源五郎

勘定奉行　河村平太兵衛

平シ物成奉行　都志源右衛門

同十一年辛亥九月廿九日。類編

備中郡奉行　池田主税助組　岩根周右衞門

右代官頭ニ轉勤平シ物成方ヲモ兼務スヘキ旨被命、池田三郎左衞門組ニ被屬。

同十二年壬子正月晦日。類編

都志源右衞門ニ下々奉公人改ヲ被命、下奉行四人ヲ置ケリ。

同年九月十七日。板挾記錄

都志源右衞門ニ加祿百石信濃守殿へ、河村平太兵衞加祿百石主稅殿へ被附。

同年十月四日、板挾記錄

伊木賴母組　渡部助左衞門

池田三郎左衞門組　岩根周右衞門

右二人代官頭ニ被命、助左衞門ハ平太兵衞ニ、周右衞門ハ源右衞門ニ代ル。

同年十一月十九日。轉免左ノ如シ。留帳

町奉行ニ轉シ近習ニ入　岩根須右衞門

依願代官頭被免　西村源五郎

同　日。留帳

池田七郎兵衞

右新知千石被下侍鐵炮ノ頭ニ被仰付役料九拾俵被下近習可被召仕旨面命アリテ本日組士貳拾四人ヲ被屬。

池田　吉左衛門

湯淺　半右衛門

士鐵炮之頭ニ被仰付役料九拾俵被下以下上ニ同シ

上文ニ同シ但組士貳拾三人ヲ被屬

延寶六年戊午九月九日、池田七郎兵衛ハ番頭ニ湯淺半右衛門ハ船奉行ニ轉職半右衛門ヘ御領ケノ士鐵炮ハ上ルト留帳ニ載ス

同　七年己未六月五日、池田吉左衛門貧窮ニ依テ辭職。留帳

村代官頭任免一覧

	(支配)	(任)	(免)	(在職年月)
河村平太兵衛 (兼、勘定奉行)	赤阪 津高 岩生	寛文三年正月十三日 寛文七年正月廿三日	寛文十二年十月四日	九年九ヶ月
西村源五郎 (兼、寺社奉行)	邑久 和氣 上東 上道	寛文三年正月十三日 寛文七年正月廿三日	延寶元年十一月十九日	十年十ヶ月
都志源右衛門 (兼、平シ物成奉行)	備中 兒島 三野	寛文三年正月十三日 寛文七年正月廿三日	寛文十二年十月四日	九年九ヶ月

渡邊助左衛門	赤坂津高岩生	寛文十二年十月四日	延寶元年六月廿四日	九ヶ月
岩根周右衛門	備中兒島御野	寛文十二年十月四日	延寶元年十一月十九日	一年二ヶ月
池田七郎兵衛		延寶元年十一月十九日	延寶六年九月九日	四年十ヶ月
池田吉左衛門		延寶元年十一月十九日	延寶七年六月五日	五年七ヶ月
湯淺半右衛門		延寶元年十一月十九日	延寶六年九月九日	四年十ヶ月

七、村代官

承應元年壬辰二月十五日　中村彌右衛門新組ニ被召出。（中村彌右衛門勤書）

中村彌右衛門勤書ニ曰、信濃守殿へ御奉公申上候處暇申請牢人ニテ罷在、熊澤助右衛門預リ新組貳拾人ノ内へ被召出御切米本俵貳拾五俵四人扶持被下其八月五日御花畠ニテ種ヶ島目當上覧ノ節、玉五ツ共ニ星入仕ニ付御料理及銀子二枚拜領、承應二年癸巳赤坂郡御普請奉行被仰付、明暦元年二月廿日備中淺口郡ノ内村御代官役被仰付御切米ノ外ニ米拾貳石手代給御扶持共ニ四石八斗都合拾六石八斗被下手代給御扶持四石八斗ノ分ハ同三年被召上拾貳石ノ分八年被下九年メニ被召上、寛文三年五月兒島郡ノ内へ御代官所替被仰付云々。

（本畑道夫曰、新組二十人ノ氏名今舊記ノ徴スヘキモノナシ。又曰郡方舊記ニ云、士鐵炮ヲ被置候ハ熊澤助右衛門取持ニテ御出陣ノ節ハ貳百石ノ格式ニテ被召連御旗本ニ於テ種ヶ島御搏セ可被成御趣意ノ由。又曰新組ニ召出サレシ士鐵炮多クハ浪人ノ類ニテ其編成ノ旨趣ハ上文ノ如シ、而シテ其人々ノ勤書ヲ按スルニ平常ノ職タル村代官拜命ノ者ア

リ或ハ郡中普請奉行ニ從事シ、追テ村代官ヲ拜命セシ者又ハ代官ニテ普請奉行ヲ兼ヌル者アリテ其事歷一樣ナラズ、其結局寛文三年制度改正新組ヲ三組ニ分タレ村代官頭ニ屬セラル、ニ至リ悉ク代官職ヲ奉セシモノト見ヘタリ」

寛文三年支配帳所載人員並組分如左。

河村兵太兵衛組

室太郎右衛門　湯淺次兵衛　近藤三右衛門　垣見源兵衛
淵本平三郎　長崎彌次兵衛　小島與市兵衛　小寺文右衛門
奥田六左衛門　古川傳右衛門　長谷川吉左衛門　飯川與一郎
村主九右衛門　日夏十兵衛　石黒忠左衛門　加地七兵衛
岡本庄兵衛　榎並茂兵衛　小幡孫兵衛　和田太郎左衛門
後藤小左衛門　俣野與七郎　安倉市太夫　伊庭權右衛門
木梨多兵衛

西村源五郎組

森本仁左衛門　青木善介　横山九郎右衛門　河村角右衛門
福尾夫兵衛　岸六郎左衛門　山田十右衛門　西村金左衛門
馬場作左衛門　若林彌兵衛　羽原甚右衛門　山川左次兵衛
梶田兵右衛門　明石七左衛門　服部五右衛門　稻川三右衛門
土方與十郎　古南安右衛門　奥村七郎左衛門　伊藤與右衛門
石黒藤左衛門　朝倉新右衛門　柏原杢右衛門　山中仁右衛門
丹羽門郎右衛門　服部與兵衛　水野彥五郎　馬場理兵衛

都志源右衛門組

香取又次郎　　中村彌右衛門　　服部五郎左衛門　　長崎才兵衛

愛知甚左衛門　　篠村孫左衛門　　浦上七右衛門　　梶川加兵衛

淺井源五兵衛　　武藤惣左衛門　　増田勘右衛門　　三木孫右衛門

關　庄右衛門　　近藤市右衛門　　川原藤四郎　　福田太郎兵衛

鈴村吉右衛門　　横山三郎太夫　　荒尾善兵衛　　中島次太夫

寛文四年甲辰　類編　此職ニ被召出者左ノ如シ。

四月七日　勝部孫八郎　　七月朔日　濱田惣右衛門　　大平善左衛門

九月朔日　谷田彌三右衛門　　安枝茂左衛門　　佐治儀右衛門

仝　五年乙巳　類編　同上

六月廿二日　水野平六郎

仝　六年丙午　類編　同上

七月七日　筧　源兵衛　　九月朔日　渡邊喜兵衛

同　七年丁未閏二月廿九日　村代官ノ職制ヲ定メラル。板挾記錄日錄

一、米納之儀尤可入念付耕作無油斷精ニ入候樣ニ可申付事

一、吉利支丹之吟味委細ニ可入念事

一、善人ヲ選善事ヲ不捨郡奉行へ申達人之害ニ成候惡人不可隱置之是又郡奉行へ可申達事

右之外何事モ構申間敷候但郡奉行賴候儀有之者何事ニ不寄隨分引請テ可相勤少モ疎略ニ仕間敷事

同　八年戊申十一月廿五日。　以老被免　河原藤四郎

同　十年庚戌八月廿二日　村代官死去闕役ニヨリ左ノ三名被命。板挾記錄

和氣郡　西村源五郎組　森本源六

同　古南牛右衛門

同　横山藤八

延寶四年丙辰三月九日、制度釐革郡々村代官三拾四人被命其餘ハ普請奉行籔奉行等ニ補セラル。留帳

天和二年壬戌正月廿三日　代官中へ津田佐源太通達ノ趣

一、御代官御役儀ノ儀申迄ハ無之候へ共先年御書出ノ通宗門改ノ儀諸事被入御念御法ノ通御改可有候次ニ御年貢取立ノ儀其時ニ當リ候テハ指ツマリ可致樣無之者モ有之末々難儀仕儀ニ候間只今ヨリ百姓共家內始末ヨク致農業不懈朝モ疾ク起候テ耕作精出シ山中ハ山働海邊ハ海邊ノ働精出シ申樣ニ兼テ御申聞可然候銘々ノ家職ニ不懈時ハ其者渡世ニモ宜御年貢ノ爲ニモ能儀ニ候只今ヨリ年貢ヲ大切ニ存御年貢不濟內ハ家內費成儀不仕御年貢皆濟以後家內入用ノ品調候樣ニ御申聞可有候兎角春夏ノ內ヨリ精ヲ入右ノ趣不懈樣ニ仕度候耕作精出シ秋ニ至リ我々抱ノ田地免請ノ者ハ其合點ニテ借上ケ毛見請ノ者ハ隨分直ニ極メ遣シ銘々有米ノ積請合書物指出シ置候上ハ免請毛見請ノ者共ニ御年貢ノ不足ハ無之埒ニ候へハ初納ヨリ皆納不懈樣ニ晝夜御打廻リ御申付候ハ御年貢不足可仕樣ハ無之候何レノ道ニモ前ニ無理成事無之樣ニ仕置御年貢ハ兎角速ニ皆濟仕セ候ハテハ在々御仕置不宜候間稻毛刈上不申內ヨリ御見及御了簡專一ニ候右ノ趣

末々迄トクト呑込合點仕候樣ニ連々御申聞可有候

同年同月廿六日代官ヘ命令左ノ如シ　留帳

先年少將樣被仰付候御趣意ヲ取違ヘ奉行ノ之ヲ勤ル事ヲモ間ニハ勤ル樣ニ成來ル由聞及候此段不可然候向後ハ吉利支丹宗門改納方ノ外一切差出申間敷候此趣大藏、織部、三郎兵衛急度可申付候雖然重二郎、與三右衛門申付候事ハ不依何事下知次第何時ニテモ可相勤旨可申渡也

右大學小仕置三人重二郎、與三右衛門被召出右書面之通代官共ヘ可申聞ノ旨宮城大藏、岸織部、水野三郎兵衛ヘ面命

同年三月十四日代官ヲ岡山ニ歸住セシム。

代官入替或ハ其儘相勤又ハ新規ニ被仰付以後ハ在宅ヲ引岡山ヘ居住可相勤由被命其輩如左。　提要

羽原甚右衛門
山田重右衛門
梶川加兵衛
青木善六
中村彌右衛門
加地七兵衛
村主九右衛門
勝部孫八
伊藤與右衛門

馬場利兵衛
安倉市太夫
岡本庄兵衛
大原助八
柏原杢右衛門
浦上七右衛門
長崎才兵衛
河村覺右衛門
古南牛右衛門

水野彥五郎
淵本平三郎
土方與十郎
水野久右衛門
後藤小左衛門
武藤惣左衛門
若林彌兵衛
香取彌七

總計　貳拾六名

村代官一覧

氏名	(所屬)	(所管)	(任)	(免)	(在職年月)
中村彌右衛門	村代官頭 都志源右衛門	淺口	明暦元、二、二〇	｜	｜
原田理左衛門	｜	邑久	万治元、二、一〇	｜	｜
愛知甚左衛門	都志源右衛門	御野	万治二、二、二九	｜	｜
浦上七右衛門	同	同	同	｜	｜
篠村孫左衛門	同	同	同	｜	｜
三木孫右衛門	同	同	万治二、三、九	｜	｜
古南安右衛門	村代官頭 西村源五郎	同	同	｜	｜
奥田六左衛門	同 河村平太兵衛	同	同	｜	｜
關　庄右衛門	都志源右衛門	同	同	｜	｜
淵本平三郎	河村平太兵衛	同	万治二、三、二一	｜	｜
武藤惣左衛門	都志源右衛門	同	同	｜	｜
土方與十郎	西村源五郎	同	同	｜	｜
石黒藤左衛門	同	同	同	｜	｜
山川次右衛門	｜	御野	万治二、三、二一	｜	｜
淵本平三郎	河村平太兵衛	同	万治二、七、一〇	｜	｜
梶田五左衛門	｜	｜	万治三、四、二一	｜	｜
梶川加兵衛	都志源右衛門	｜	同	｜	｜
若林彌右衛門	｜	｜	寛文元、正、二八	｜	｜
若林彌兵衛	西村源五郎	邑久	寛文二、正、一五	寛文四、〇　〇	三年
長崎彌次兵衛	河村平太兵衛	津高	寛文三、二、朔	｜	｜
河原藤四郎	都志源右衛門	｜	寛文三、二、一七	寛文八、一一、二五	五年十ヶ月

近藤七左衛門	｜	｜	同	｜	｜
奥村七郎左衛門	西村源五郎	和氣	同	｜	｜
古川傳右衛門	河村平太兵衛	津高	同	｜	｜
伊藤與次右衛門	｜	｜	同	｜	｜
淵本平三郎	河村平太兵衛	津高	寛文三、〇、〇	延寶三、〇、〇	十二年
石黒藤左衛門	西村源五郎	口上道	｜	寛文三、二、朔	｜
關庄右衛門	都志源右衛門	備中	寛文三、三、朔	｜	｜
長谷川吉左衛門	河村平太兵衛	赤坂	同	｜	｜
福田太郎兵衛	都志源右衛門	備中	同	｜	｜
飯河與一郎	河村平太兵衛	｜	寛文三、三、三	｜	｜
村主九右衛門	同	｜	同	｜	｜
日夏十兵衛	同	津高	同	｜	｜
石黒忠左衛門	同	和氣	同	｜	｜
加地七兵衛	同	津高	同	｜	｜
岡本庄兵衛	同	赤坂	同	｜	｜
榎並茂兵衛	同	津高	同	｜	｜
小畑孫兵衛	同	｜	同	｜	｜
和田太郎左衛門	同	赤坂	同	｜	｜
後藤小左衛門	同	同	同	｜	｜
俣野與七郎	同	津高	同	｜	｜
安倉市太夫	同	赤坂	同	｜	｜
伊庭權右衛門	同	津高	同	｜	｜
木梨多兵衛	河村平太兵衛	｜	同	｜	｜

朝倉新左衛門	西村源五郎	奥上道	同		｜	｜
柏原杢右衛門	同	同	同		｜	｜
山中仁右衛門	同	口上道	同		｜	｜
丹羽四郎右衛門	同	和氣	同		｜	｜
服部與兵衛	同	口上道	同		｜	｜
水野彦五郎	同	邑久	同		｜	｜
馬場利兵衛	同	奥上道	同		｜	｜
鈴村吉右衛門	都志源右衛門	備中	同		｜	｜
横山三郎太夫	同	備中	同		｜	｜
荒尾善兵衛	同	兒島	同		｜	｜
中島次太夫	同	備中	同		｜	｜
室太郎右衛門	河村平太兵衛	和氣		｜	｜	｜
垣見源兵衛	同	赤坂		｜	｜	｜
小島與一兵衛	同	和氣		｜	｜	｜
明石七左衛門	西村源五郎	口上道		｜	｜	｜
服部五右衛門	同	奥上道		｜	｜	｜
河村疊右衛門	同	｜		｜	｜	｜
横山九郎右衛門	同	和氣		｜	｜	｜
青木善助	同	｜		｜	｜	｜
馬場作左衛門	同	邑久		｜	｜	｜
稲川三右衛門	同	和氣		｜	｜	｜
淺井源五兵衛	都志源右衛門	備中		｜	｜	｜
益田勘右衛門	同	｜		｜	｜	｜

奥田六左衛門	河村平太兵衛	津高	｜	｜	｜
湯淺次兵衛	同	赤坂	｜	｜	｜
近藤三右衛門	同	｜	｜	｜	｜
小寺文右衛門	同	赤坂	｜	｜	｜
森本仁左衛門	西村源五郎	和氣	｜	｜	｜
福尾夫兵衛	同	｜	｜	｜	｜
梶田兵右衛門	西村源五郎	｜	｜	｜	｜
岸六郎左衛門	同	｜	｜	｜	｜
古南安右衛門	同	和氣	｜	｜	｜
山田十右衛門	同	｜	｜	｜	｜
羽原甚右衛門	同	口上道	｜	｜	｜
西村金左衛門	同	｜	｜	｜	｜
山川左次兵衛	同	｜	｜	｜	｜
伊藤與右衛門	同	奥上道	｜	｜	｜
香取又次郎	都志源右衛門	備中	｜	｜	｜
服部五郎左衛門	同	備中	｜	｜	｜
長崎才兵衛	同	備中	｜	｜	｜
近藤市右衛門	同	備中	｜	｜	｜
中村彌右衛門	同	兒島	寛文三、五、〇	｜	｜
勝部孫八郎	｜	｜	寛文四、四、七	｜	｜
濱田惣右衛門	｜	｜	寛文四、七、朔	｜	｜
大平善左衛門	｜	｜	寛文四、七、朔	｜	｜
若林彌兵衛	西村源五郎	口津高	寛文四、七、二五	天和二、〇、〇	十九年

谷田彌三右衛門	｜	｜	寛文四、九、朔	｜	｜
安村茂左衛門	｜	｜	同	｜	｜
佐治儀右衛門	｜	｜	同	｜	｜
水野平六郎	｜	｜	寛文五、六、二二	｜	｜
寛源兵衛	｜	｜	寛文六、七、七	｜	｜
渡邊喜兵衛	｜	｜	寛文六、九、朔	｜	｜
森本源六	西村源五郎	和氣	寛文一〇、八、二二	｜	｜
古南半右衛門	同	同	同	｜	｜
横山藤八	同	同	同	｜	｜
佐分利平右衛門	士鐵砲頭 池田七郎兵衛	御野	延寶四、三、九	｜	｜
三木孫七郎	同	同	同	｜	｜
篠村孫左衛門	同 池田吉左衛門	同	同	｜	｜
愛知甚左衛門	同 湯淺半右衛門	同	同	｜	｜
服部與兵衛	池田吉左衛門	口上道	延寶、四、三、九	｜	｜
羽原甚右衛門	池田七郎兵衛	同	同	｜	｜
馬場理兵衛	同	奥上道	同	｜	｜
伊藤與右衛門	湯淺半右衛門	同	同	｜	｜
福尾夫兵衛	池田吉左衛門	邑久	同	｜	｜
水野彥五郎	同	同	同	｜	｜
山田十右衛門	湯淺半右衛門	同	同	｜	｜
西村金左衛門	同	同	同	｜	｜
丹羽四郎右衛門	同	和氣	同	｜	｜
青木善介	同	同	同	｜	｜

普請奉行其他一覽

川村角右衛門	池田吉左衛門	同	同	｜	｜
村主九右衛門	同	磐梨	同	｜	｜
湯淺治兵衛	同	同	同	｜	｜
梶川加兵衛	同	同	同	｜	｜
岡本庄兵衛	池田七郎兵衛	赤阪	同	｜	｜
武藤惣左衛門	池田七郎兵衛	赤坂	｜	｜	｜
室又七郎	池田吉左衛門	同	｜	｜	｜
後藤小左衛門	同	同	｜	｜	｜
日夏十兵衛	同	奥津高	｜	｜	｜
俣野與七郎	池田七郎兵衛	同	｜	｜	｜
村瀬勘九郎	同	同	｜	｜	｜
若林彌兵衛	湯淺半右衛門	口津高	｜	｜	｜
奥田善右衛門	池田吉左衛門	同	｜	｜	｜
香取又二郎	同	備中山北、南	｜	｜	｜
土方與十郎	湯淺半右衛門	同	｜	｜	｜
谷田彌五右衛門	同	淺口	｜	｜	｜
長崎才兵衛	池田七郎兵衛	同	｜	｜	｜
鈴村吉右衛門	同	兒島	｜	｜	｜
朝倉新右衛門	池田吉左衛門	同	｜	｜	｜
中村彌右衛門	湯淺半右衛門	同	｜	｜	｜
渕本平三郎	｜	津高	天和二、三、〇	天和二、	｜

(氏名)	(役種)	(所屬)	(所管)	(任)	(免)	(在職年月)
長谷川九助	普請奉行	湯淺半右衛門	御野	延寶四、三、九	―	―
古南半右衛門	同	池田吉左衛門	奥上道	同	―	―
和田太郎左衛門	同	湯淺	邑久	同	―	―
梶田兵右衛門	同	池田七郎兵衛	和氣	同	―	―
荒尾善兵衛	同	湯淺	磐梨	同	―	―
勝部孫八郎	同	池田吉	赤坂	同	―	―
小寺猪平治	同	池田七	奥津高	同	―	―
近藤七左衛門	同	池田吉	口津高	同	―	―
淵本平三郎	同	池田七	兒島	同	―	―
淺井源五兵衛	同	湯淺	備中山北、南	同	―	―
石黒藤左衛門	同	池田七	淺口	同	―	―
飯河與一郎	高瀬改奉行	同	―	同	―	―
山川治右衛門	同	湯淺	―	同	―	―
關庄右衛門	籔奉行	池田七	半田、瓶井、龍口山、	同	―	―
安倉市太夫	同	湯淺	御野郡、口上道郡	同	―	―
榎並權八	同	同	邑久	同	―	―
加地七兵衛	同	池田吉	同	同	―	―
岸六郎左衛門	同	池田七	和氣	同	―	―
石黒忠左衛門子	同	池田吉	同	同	―	―
浦上七右衛門	同	湯淺	磐梨	同	―	―
渡部喜兵衛	同	池田吉	同	同	―	―
水野平六郎	同	同	赤坂	同	―	―

長崎彌次兵衛	同	池田七	同	同	｜	｜
奥村七太夫	同	同	奥津高	同	｜	｜
中島次太夫	同	同	同	同	｜	｜
大平善左衛門子	同	同	口津高	同	｜	｜
佐藤助右衛門	同	同	同	同	｜	｜
小島與一兵衛	浮組	同	｜	同	｜	｜
濱田惣右衛門	同	湯淺	｜	同	｜	｜
横山藤八	同	池田吉	｜	同	｜	｜
柏原杢右衛門子	同	同	｜	同	｜	｜
近藤三右衛門子	同	湯淺	｜	同	｜	｜
馬場作左衛門	同	同	｜	同	｜	｜
木梨多兵衛	同	池田七	｜	同	｜	｜

八、郡肝煎役

延寶三年乙卯二月都志源右衛門、川村平太兵衛、西村源五郎ノ三人ニ命アリテ封内ノ諸郡ヲ巡按セシメ、其七月右三名ヲ郡肝煎役トナシ郡奉行ノ上ニ立テ民政ヲ總括セシム、其職制下項ノ面命ニ詳ナリ。

延寶三年乙卯二月廿六日。留帳

信濃守様御家來　都志源右衛門
丹波守様御家來　河村平太兵衛

右御雇源五郎被差加、三人共前々ヨリ在郷方功者ナルニ付銘々存候郡々三手ニ分ケ廻可申旨被仰出。

右ハ是歳飢饉ニ付在々飢人又ハ耕作ノ作廻無御心元依被思召御廻シ被成候間郡奉行共申談民取續候樣ニ諸事裁許可仕旨被仰付、三月朔日ヨリ罷出總郡ニテ銀子都合四百貫目餘借リ出シ郡奉行申談萬端作廻申付、十三日罷歸在方ノ樣子上申ニ及ヒシカハ御意被成候ハ當年ハ御氣遣ニ被思召候間當秋迄在方郡奉行共へ申談可相勤由被仰付。

同　年七月九日、都志源右衛門、河村平太兵衛、西村源五郎被召出郡之義諸事肝煎可申旨面命其節御口上書ノ趣如左。

留帳

源右衛門、平太兵衛、源五郎事內々申聞セ候通凶年打續下民困窮不便千萬ニ候民ヲ育細ヤカニ仕置可有時節唯今ト思召ニ付右三人之者共先年モ在用ヲ勤諸事功モイキ候ニ付信濃丹波へ所存ノ段ニ申聞セ候へハ兩人共可然ト申ニ付源右衛門平太兵衛竝源五郎郡肝煎役トシテ近習ニ申付候我等趣意何トシテモ普ク下へ通兼郡奉行代官等心得違數多有之樣ニ候間右三人ノ者共隨分打ハマリ相勤可申候郡奉行只今迄ハ心々ニテ何事モ直クニ年寄共へ申候得共向後ハ不依何事三人ノ者共へ申談一等申合三人ノ者共遂吟味年寄共へ申達諸事辨候樣ニ申付候間此趣可相心得候裡判役ハ勘定役人等何事モ可申談候也。

一、式日評定所へ三人共ニ可罷出勝手ニ可罷在事

一、常々一人宛登城可仕事

一、郡奉行月番ヲ止候間三人ノ者共ヨリ用等可觸遣事

一、三人ノ者共箇樣ニ申付候上ハ互ニ遠慮隔心仕間敷事

延寶八年庚申九月十五日。留帳

津田重二郎、服部與三右衛門ヲ大學、左門召連罷出候處命令如左。

重二郎事和意谷閑谷之用何角ニ七色八色用事申付候ニ息災ニモ有之數々ノ用精ヲ出シ能相勤候、新田川筋之普請等モ大分之事ニ候少將樣御仕置ノ時ヨリ用馴候間唯今迄ノ用之上ニ雇分ニシテ評定日ニハ評定場ヘ出シ可申候間罷出僉議ノ儀承存寄可申候、近年ハ普請等ノ儀ニ付大形妥元ニ居申候當地ニテ家屋舖遣シ可申候間兩谷之儀ハ妥元ヨリ通ヒ相勤可申候、與三右衛門儀ハ病氣過半仕直候ト相見ヘ候少將樣御仕置ノ時分ヨリ用馴候間評定日ニハ評定所ヘ罷出僉議之儀承存寄可申候、重二郎、與三右衛門郡々見分申付候處郡方ノ爲ニハ益有樣ニ思ヒ候間此以後ハ郡方ノ儀ニ付思寄之儀候ハヽ郡奉行共ヘ可申談候又罷出可然節ハ不時何方ヘモ罷出可申候追テ又見分申付事モ可有之由面命。

〔木畑道夫曰・重二郎與三右衛門郡中巡見ヲ命セラレシハ延寶六年三月廿日ヲ始トス〕

郡肝煎役任免一覽

	（任）	（免）	（在職年月）
都志源右衛門	延寶三、七、九	延寶六、九、五	三年三ケ月
河村平太兵衛	延寶三、七、九	延寶六、九、九	三年三ケ月
西村源五郎	延寶三、七、九	不明	不明
津田重二郎	延寶六、三、二〇	同	同
服部與三衛門	延寶六、三、二〇	同	同

九、郡方上締

天和二年壬戌正月廿一日津田重二郎服部與三右衛門被召出池田大學日置猪右衛門列座ニテ面命如左　留帳
兩人ノ者共ニ度々云聞セ候通リ國ハ御預ノ事ニ候得ハ民ノ上ノ仕置肝要ニ思候公方樣ノ御下廣キ事ニ候故國主々々其國ヲ御預ケ被成候我等モ又自身在々ノ仕置ハ不成候故其役申付ル事ニ候江戸ヨリ如去年國々巡見被仰付趣ヲ奉考候テモ國々在々ハ御手遠ナル事ニ候テ民ノ有付無御心元被思召テノ事ニ候得ハ何トソ在々ノ仕置宜樣ニト思フ事ニ候兩人儀ハ少將樣之御心易被召仕何角御用被仰付被召仕近年我等モ心安其器量有之ト思候郡奉行共ノ内ニモ差テ惡敷者モ有間敷候得共善惡ハ有之筈ニ候間先々不殘差免シ其内ニテ能ヲ又言付小勢ニシテ可言付ト思候扨大學左門ハ事多又ハ末之事迄皆共ケ樣ニハ不存譯ニ候得ハ隨分郡方之儀兩人ニ任セ候間引請裁判可仕候重二郎儀ハ尤閑谷和意谷共外勤來役儀ハ只今迄之通可相勤候與三右衛門儀モ借銀方之義只今迄之通ニ可相勤旨被命重二郎大學迄申候ハ在々之儀近年樣子ヲ見申ニ末々樣々品々之儀大勢之儀ニ御座候得ハ中々私共ニ被仰付可宜ト不存候御請之儀ハ追テ大學迄可申上ト申候得ハ色々考見申ニ此儀兩人ヲ除ケ外ニ可言付ト思者無之候間先々打ハマリ勤見可申候其上ニテ不宜候ハヽ何時ニテモ指免可申候扨兩人共ニ小身ニ候間五百石宛ニ足シ遣スト御意ニ付頭ヲ下ケ御次ヘ罷出大學猪右衛門ノ退出ヲ待請只今ノ御意重々難有仕合ニハ奉存候得共在々ノ御仕置宜樣ニ可仕トハ中々得不存候只今迄何角御役儀被仰付候度毎ニ行當申候トハ御請ニ申上候得共何卒又勤見可申ト存候ヲ此度之被仰付ハ只今迄粗樣子ヲ存候事故私共器量ニテ御心叶候樣ニハ得仕間敷ト奉存候近年新田倉安川ナト取立候尤此儀先モ見ヘス大キナル事ニハ御座候得共ケ樣々々ニ仕候ハヽ成間敷物ニテモ無之ト存取立申候在々之儀ハ曾テ當モ無之得仕成ス間敷ト存候上ハ御請之儀ハ難申上ト申達候得ハ申所モ尤ニハ候得共中々御免ハ被成間敷候併先御耳ヘ立可申ト被申御前ヘ被出扨御次ニテ被申聞候ハ兩人ハ如何ニモ左樣

ニ可存候中々存ル樣ニハ成間敷ト可思モノト被思召候由御意ニ候間先相勤見可申由兩老被申聞候故左樣ニ候ハヽ如何ニモ奉畏候先一兩年相勤見申其上ニテ所存ハ申上ニテ可有御座候間其節之儀奉賴由申候得ハ大學心得候旨ヲ達ス。

郡方上締任免一覽

	(任)	(免)	(在職年月)
津田重二郎	天和二、正、二一	—	—
服部與二右衛門	天和二、正、二一	—	—

一〇、郡方加奉行

天和二年壬戌二月二日郡方加奉行ヲ被置左ノ如シ。留帳

尾關彌五左衛門加リ　八田彌兵衛
横井次郎左衛門加リ　行田六郎右衛門
村田小右衛門加リ　小川彌一郎
廣内權右衛門加リ　安田孫七

御郡奉行大勢ニテ相勤候ヘ共御減被成三人分ヲ壹人ニテ相勤候樣ニ被仰付候ニ付時ニヨリ手廻リ兼可申ト被思召候由ニテ加奉行四人被仰付候常ハ御郡奉行ニ加リ構申義モ無之御郡奉行故障ノ節カ又ハ手廻リ兼申時分ハ加リ可申候但一年切ニ御赦免可被成由被達十二月廿九日ニ至ツテ之ヲ免セラル。

一一、郡方吟味人

天和二年壬戌二月二日郡方吟味人ヲ被置左ノ如シ。留帳

吉田五右衛門
内田太郎左衛門
中村八郎右衛門
丹比七太夫

末々之儀共ニ御奉行共不存行違候モ多候民共安座ノ様ニ被仰付事第一ニ被思召候依之在々末々ノ者共手前右四人ノ者共吟味人ニ被仰付候間打ハマリ相勤可申由被仰出翌五日右四人ノ者へ面命ノ趣。

度々奉行共へ申聞タル事ニ候惣テ領國ハ従公方様御預ノ事ニ候ヘハ地方山林竹木ノ模様宜民共安座ノ様ニ言付事第一ノ御奉公也就夫何トシテモ末々ノ儀共ニ奉行共モ不存故行違ノ事多候四人ノ者共ハ歩行横目役ヲ數年相勤物毎細ニ川馴候者共ニ候故在々末々ノ者共ノ手前吟味人ニ此度言付候大形年中郡ニ打ハマリ居可申候　勤様ハ重次郎、與三右衛門差圖次第ニ可相勤也。

其三　自治制度

（一）郡村吏の職制左の如し

職名	沿革	職名	沿革
大庄屋	往古よりあり	十村肝煎	承應三年創置
肝煎	天和二年創置	下肝煎	天和二年肝煎改稱
作奉行	天和年間設置	大庄屋	寛永四年創置
總肝煎	元祿十年創置後改稱下役人	庄屋	後改稱名主
年寄	元祿二年改稱五人組頭	五人組頭	元祿二年改稱判頭

〔十村肝煎〕　承應三年甲午從前の大庄屋を廢して更に十村肝煎を置きて一人を以て十ヶ村許を擔當す其責任大庄屋に同し、同年十一月朔日發令左の如し。

村組の頭の名、只今よりは十村肝煎と可申候、下人壹人抱候給米として三石宛可遣之候、郡奉行より在々へ申觸候用等計相達し村々取次仕らせ申間敷候村々の庄屋頭百姓郡奉行代官へ直ちに可申事。

と見ゆ。

大庄屋　寶永四年丁亥十二月十八日創て此職を置く。在中肝煎、下肝煎の役名自今大庄屋と改稱、其人員都て六十三人〇留帳六十三人とし郡方舊記六十八人とす。　同日左の達あり。

今日諸御郡大庄屋に被仰付候、只今迄下肝煎名主兩役相勤此度大庄屋ニ被仰付候跡、名主役急ニ名主入札被仰付候ト ノ儀ニ候下肝煎名主兩役相勤此度下肝煎御免ノ者共名主役ハ其儘相勤候樣トノ儀ニ有之候。十二月十八日（大庄屋手記、溫故雜錄）

職制、大庄屋ハ品行方正ニシテ器局アル者ヲ名主中ヨリ選拔シ大抵一郡ニ二三名乃至四五名ヲ置キ組合村落ヲ定メ一組合十ヶ村乃至二十ヶ村ノ事務ヲ負擔セシメ第一部内各村名主以下ノ事務ヲ監督シ一般人民ニ禮節ヲ敎ヘ善ヲ勸メ惡ヲ懲シ游惰ヲ戒メテ專ラ農事ヲ勵シ若シ犯律者アレハ之ヲ官ニ稟告シ最貧民ニ注意シテ節儉法ヲ指示シ平素育麥等ヲ調査シテ凶荒ニ備ヘ其他散田荒地ノ點檢山林竹木ノ取締ニ心ヲ用ヒ普請所川浚等ノ事ヲ督シ郡村高掛リ及人馬帳ノ異動ヲ勘査シ凡テ所轄部內ノ諸締ニ於テ干涉セサルハナシ數年ノ勤務アル者ニハ苗字帶刀ヲ許ス藩制改革ノ際大里正ト改稱ス（類纂、政事門、郡村吏職制）

給料、除高五拾石（大庄屋手記）

〔庄　屋〕

村々の事務を擔任するの職にして古へ庄屋と稱し後、名主と改む毎村に一人、大村には二人、小村に至ては他村より兼務するもあり。

但、村高千石以上を大村、五百石以上を中村、五百石以下を小村と定む。

職制、所轄村內、租稅徵收及村割り高掛り賦課人馬帳の異動を擔當し、村方の庶務を統轄せしむ、藩制改革の際、里正と改稱す。

給料、寬永十九年壬午九月九日定制左の如し。

一、庄屋給元高百石ニ付貳斗宛ノ事

一、國中庄屋手前麥年貢並夫米小百姓同前可出事

一、定置庄屋給ノ外用所ニテ公儀ノ御用ニ罷越造作料左ノ如シ

元高五百石以上ノ村　　高百石ニ付貳斗宛

同　五百石以內三百石迄ノ村　　同　貳斗五升宛

同　貳百石以內ハ　　同　五斗宛

岡山廻リ三里以內ノ村　　同　壹斗五升宛

何レモ庄屋小百姓共ニ高ニ令割付米ヲ出シ置、庄屋ニ遣ハシ可申事

〔五人組頭、判頭〕

古へ五人組頭を年寄、判頭を五人組頭と稱せしを元祿二年十月十日今の稱呼に改めらる。五人組頭は村の大小に依て一人或は二人を置く。其下に判頭を置くこと概組下二十戸に一人許の割にして最大村には大判頭を置く、判頭二十人に一人許の割合なりと云ふ（法例集）

職制、「村々年寄ハ庄屋ノ不行屆所ヲ助ケ前々ヨリ相定ムル通村々ノ横目ト可相心得旨可相心得事」と法令集に見ゆ。

判頭は組合各戸に關する事務を擔當す、藩制改革の際組長を目代後又保長と改め判頭を甲長と改む。

給料、五人組頭は除高、持高貳拾石、多用の村は除高三拾石なり、判頭は定給なし。

（二）領内、郡村吏氏名左の如し。（寛文元年、郡別地圖、調進者氏名に據る、但し三野郡及備中の部を闕ぐ。）

○津高郡　紙工村

十村肝煎

一、彌三郎　歳四十四

子彌右衛門　同二十

同七右衛門　同十四

女子二人

天滿村

一、吉右衛門　歳三十九

子吉十郎　同十五

同虎之助　同十二

女子二人

吉右衛門母　歳六十三

金川村

十村肝煎

一、孫右衛門　歳五十一

子孫四郎　同二十三

女子四人

市場村

十村肝煎

一、與三右衛門　歳四十九

子善次郎　同二十五

同善七　同十七

同小五郎　同十三

同小二郎　同四ッ

女子二人

與三右衛門母　歳六十七

上田村

十村肝煎

一、孫左衛門　歳四十八

子庄右衛門　同三十

同三平　同二十五

同長九郎　同二十二

同五郎　同十九
同七太夫　同九ツ
女子二人
孫左衛門母　歳七十三

下土井村

一、太郎兵衛　歳三十八
子はる　同十一
太郎兵衛母　同八十二

爲重村

十村肝煎
一、理兵衛　歳五十一
子清兵衛　同二十五
同藤九郎　同十九
同屋兵衛　同十四
女子一人
理兵衛母　歳七十五

井原村

一、二郎兵衛　歳三十八
子半兵衛　同十七
同鶴　同九ツ
同二郎助　同七ツ
同六之丞　同四ツ
同つた　同二ツ

上加茂村

十村肝煎
一、市兵衛　歳四十二
子吉之助　同十二
女子三人

下加茂村

一、二郎右衛門　歳三十五
子清藏　同八ツ
同傳　同六ツ
同五太夫　同四ツ
女子一人
二郎右衛門親 助左衛門　歳五十七

柿山村

一、六左衛門　歳五十二
子忠二郎　同二十七
同七藏　同十
女子五人
六左衛門親 與右衛門　歳八十

尾原村

一、少兵衛　歳六十七
子彌次右衛門　同四十五
同平二郎　同十八

同忠兵衛　同十六
同四郎　同十
女子一人

河内村

十村肝煎
一、平右衛門　歳三十七
子太郎五郎　同七ツ
同とよ　同一ツ
平右衛門親 七郎右衛門　同五十七
平右衛門祖父　同七十五

尾上村

十村肝煎
一、與左衛門　歳五十一
子忠左衛門　同二十七
同少九郎　同二十四
同甚五兵衛　同十三
同甚太郎　同九ツ
女子一人　三野郡矢坂村縁ニ付罷有候

花尻村

一、藤七衛門　歳四十一
子藤五郎　同十七
藤七衛門親 長七衛門　歳七十一

宮村

一、吉兵衛　歳四十七
子　九郎左衛門　同二十七
同　左助　同十四
女子一人　備中井手村縁ニ付罷有候

大岩村

十村肝煎
一、長七右衛門　歳四十五
子　太郎太夫　同十五
同　長松　同十二
同　八兵衛　同三ツ
女子二人　十五歳ヨリ内
弟　五兵衛　同三十六
同　十兵衛　同三十一
同　惣九郎　同三十
同　吉兵衛　同二十七
長七衛門母　同六十六

横井中村

十村肝煎
一、喜兵衛　歳五十五
子　一郎右衛門　同二十九
同　甚兵衛　同十九
同　権太郎　同十三
女子二人　十五歳ヨリ内

弟　久二郎　同四十七

野々口村

一、半左衛門　歳五十二
子　勘四郎　同十一
同　三郎兵衛　同七ツ
女子二人　十五歳ヨリ内

小山村

十村肝煎
一、半四郎　歳三十四
子　喜太夫　同五ツ
女子一人　十五歳ヨリ内
弟　孫兵衛　歳三十六
同　次右衛門　同二十
半四郎親　勘二郎　同七十一

西營野村

一、又兵衛　歳五十一
子　一郎兵衛　同二十二
同　九兵衛　同二十
同　兵助　同十二
同　さる　同九ツ
弟　七郎右衛門　同三十九

横尾村

一、庄兵衛　歳四十八

子　長左衛門　同二十二
女子四人　十五歳ヨリ内
弟　徳右衛門　歳三十五

○赤坂郡　油津里村

一、平三郎　歳四十六
子　平四郎　同二十二
同　傳藏　同十六
同　七郎兵衛　同五ツ
平三郎弟　與三十郎　同三十五
一、三郎右衛門　歳五十一
子　三藏　同十七
同　次郎太夫　同十五
同　五郎　同十三
同　六郎兵衛　同十一
同　七太夫　同九ツ
同　八太夫　同五ツ

伊田村

一、助右衛門　歳五十三
子　十五郎　同十九
一、孫三郎　歳二十一
弟　半十郎　同十六
同　孫九郎　同十三

小倉村
一、清右衛門　歳五十八
子清三郎　奉行人　同三十三
同半右衛門　同三十
同吉太夫　同十一

新庄村
一、孫右衛門　歳五十一
子長右衛門　奉行人　同三十二
同少藏　同二十二
同傳藏　同五ッ
一、久兵衛　歳四十一
弟市郎兵衛　同二十三

吉田村
一、八右衛門　歳五十七
子孫九郎　同十八
同大九郎　同十六
同三九郎　同十三
一、久左衛門　歳三十七

中畑村
一、九兵衛　歳四十六
子治助　同二十
同四郎　同十二
同六　同六ッ

廣戸村
一、六郎右衛門　歳四十七
子さる　同十八
同次郎助　同十三
一、清右衛門　歳五十九
子助　同十三
一、多兵衛　歳四十四

仁堀西村
一、彌右衛門　歳五十
子兵三郎　同七ッ
彌右衛門弟猪左衛門　同三十六

齋富村
一、八左衛門　歳五十一
子市右衛門　同二十
同半次郎　同十一
八左衛門弟六郎兵衛　同二十八
子三五郎　同七ッ
同才助　同五ッ
同三太郎　同三ッ

穗崎村
一、孫兵衛　歳四十八
子五郎　同二ッ

下仁保村
一、六左衛門　歳五十六
子清九郎　同二十二
同次郎吉　同十九
同助次郎　同十五

西輕部村
一、與三左衛門　歳五十三
子吉右衛門　同三十一
孫仁太夫　同十
同源太夫　同三ッ
一、助左衛門　歳四十七
子治右衛門　同二十三
忠右衛門　同二十
六兵衛　同八ッ
一、市郎右衛門　歳四十
子善太夫　同十六
同八太夫　同五ッ
一、次郎太夫　歳三十七
子徳右衛門　同十五
同少三郎　同十一
同少九郎　同八ッ
同八郎兵衛　同四ッ

一、甚左衛門　歳二十五

多賀村

一、久太夫　歳六十四
子與右衛門　同三十三
同作兵衛　同二十
孫久太郎　同六ツ

河本村

一、源左衛門　歳四十一
子七九郎　同十
同美四郎　同四ツ
同十三郎　同一ツ
源左衛門弟半右衛門　同二十九

一、與次右衛門　歳六十七
子彦兵衛　同三十三

西中村

一、三郎右衛門　歳六十五
子多左衛門　同三十三
同忠兵衛　同三十
同佐郎右衛門　奉行人　同二十四
孫善次郎　同二ツ

惣分村

一、四郎右衛門　歳四十二
子三郎四郎　奉行人　同二十三
同太郎次　同二十
同又四郎　同十五
同助五郎　同十三
同市太夫　同十一

周匝村

一、九郎右衛門　歳三十八
子助太郎　同四ツ
九郎右衛門弟與兵衛　奉行人　同二十二
同十兵衛　同十八

町苅田村

一、八郎右衛門　歳六十五
子仁左衛門　同三十四
同多兵衛　同二十九
孫三九郎　同十五
同又市　同二ツ

神田村

一、與三右衛門　歳六十九
子十左衛門　同三十
孫市　同四ツ

○岩生郡　吉原村

一、太郎右衛門　歳五十八
子長五郎　同十八
同三郎九郎　同十
男女人數　二十七人
畝數　六町作
御藏分

宗堂村

一、六左衛門　歳四十三
子太郎助　同十五
同三太郎　同八ツ
男女人數　十八人
畝數　四町六段作
御藏分

大内村

一、三郎兵衛　歳四十三
子三郎助　同二十一
同三郎次郎　同十五
男女人數　十七人
畝數　二町五段作
給人　久保田市太夫

可眞上村

一、久左衛門　歳 三十一
子佐太郎　同 十
同千助　同 七ッ
男女人數　二十二人
畝數　四町作
給人 中村總四郎
頭村
一、七兵衛　歳 五十
子小右衛門　同 二十五
男女人數　十五人
畝數　一町五段作
給人 土倉淡路
父井村
一、三郎右衛門　歳 三十五
親與三左衛門　同 五十六
子孫太郎　同 十
同孫次郎　同 八
男女人數　二十七人
畝數　四町二段作
給人 土倉淡路
右六人十村肝煎
同村
一、加左衛門　歳 五十七
子多兵衛　同 三十五
男女人數　十二人
畝數　八段作
給人 土倉淡路
市場村
一、太郎右衛門　歳 四十三
子助五郎　同 十六
同又三郎　同 十一
同彦二郎　同 七ッ
男女人數　三十一人
畝數　八町九段作
給人 土倉淡路
長福寺村
一、六郎右衛門　歳 七十二
子五郎右衛門　同 三十六
孫彌九郎　同 四ッ
男女人數　三十九人
畝數　五町二段作
御藏分
同村
一、三郎右衛門　歳 五十七
子源兵衛　同 十九
同三太郎　同 十四
男女人數　三十九人
畝數　四町六段作
御藏分
物理下村
金瘡醫者（朱）
一、市右衛門　歳 五十五
子源七　同 二十
同五郎吉　同 十五
男女人數　十一人
畝數　三町一段作
給人 山脇修理
稻蒔村
一、市右衛門　歳 四十六
清三郎　同 二十四
男女人數　十六人
畝數　二町九段作
給人 土倉淡路
寛文元年五月十八日
○和氣郡 尺所村
一、喜左衛門　歳 七十
悴男女　十人
日笠下村

一、八郎兵衛　歳四十七
兩親悴男女　七人
香登本村
一、九郎左衛門　歳三十七
母悴男女　二人
香登西村
一、源右衛門　歳五十一
悴男女　五人
木谷村
一、七郎左衛門　歳六十
悴男女　四人
藤野村
一、三郎右衛門　歳五十二
悴男女　七人
吉田村
一、半左衛門　歳五十一
娘　一人
兄弟　四人
矢田村
一、次郎右衛門　歳六十七
悴男女　九人
三石村
一、彌七郎　歳四十
父悴男女　七人
八塔寺村
一、加兵衛　歳三十九
兩親悴　二人
南山方村
一、九兵衛　歳五十三
父悴　二人
東片上村
一、九右衛門　歳五十三
悴男女　三人

右十二人十村肝煎にて御座候萬事正路に組相の村々念の入精を出し肝煎申候。

西片上村
一、六郎左衛門　歳二十八
悴男女　三人
入中村
一、次兵衛　歳五十五
悴男女　六人
香登本村
一、彌平次　歳五十八
悴男女　五人
奥吉原村
一、猪之助　歳二十三
兄弟男女　五人
藤野村
一、仁右衛門　歳三十
母悴　二人

右の五人常々正路にて御公儀別て大事に奉存體共上身を持慥成者にて御座候。

以上

萬治四年丑
四月廿一日

○邑久郡

△名有者

一、長舟庄屋四郎兵衛　歳五十七八
實體成者、歳三人、倅卅一二より十七八迄
長舟越中子孫
一、福岡村庄や砂名忠左衛門歳四十五六
直者、悴一人年廿許
一、土師村庄や佐藤平右衛門　歳卅四五
知才ナル者兄弟四人歳四十六七より廿五六迄四人共氣量よし
一、大富村庄屋太田四郎兵衛歳五十三四
實體成者、悴一人歳廿許

一、尾張村庄屋森三郎衛門　歳四十二三
強氣才覺者
一、國德村庄屋高取勘衛門　歳四十一二
強氣知も有り、高取備中子孫
悴一人、歳十七八
一、喜多地村庄屋森多左衛門　歳卅五六
才智成者
一、邑久江村庄屋富松三兵衛　歳五十許
實體なる者
一、東片岡村庄屋片岡五郎衛門歳五十許
強氣又智も有り
悴二人、歳十八九より十三四迄
一、鹿忍村庄屋出井仁左衛門
才智なる者、悴一人、歳十七
一、同村同名長左衛門　歳六十一二
善人勝手も富り、悴三人、歳廿七八
より十八九迄、氣量よし
一、牛窓村庄屋那須次郎太夫歳五十二三
智も慈直も少々有、勝手も吉
悴一人、三平、今庄屋、強氣に才覺
有り
一、同村年寄東原安左衛門　歳五十七八
智も直も有、悴二人、歳廿六七より
十四五迄
一、奥浦村庄屋馬場惣兵衛　歳六十三四
直者、悴卅二三
一、伊井村庄屋高取二郎衛門　歳四十許
強氣なる者
一、磯上村庄屋小村惣左衛門歳五十三四
才覺なる者、悴四人、歳卅一二より
十七八迄

△富　人

一、福岡村ねこや三郎太夫
此外に少し宛勝手宜者三四人有
一、東須惠村、小左衛門
一、尻海村庄屋與太夫、年寄仁太夫
右兩人につゝき三四人有
一、牛窓村助三郎、五郎太夫
此外五六人有
一、乙子村庄左衛門悴に大力の者有
凡三人力、名甚太夫
一、大富村久左衛門
一、宗三村六衛門
一、百田村九郎太夫

○上　東　郡

△御用も可調者

一、金岡村庄屋二郎左衛門　歳三十四
大智成者
子平八、歳十三
一、西平島村庄屋吉田七兵衛　歳四十
才智成者
一、東平島村庄屋鹽見半三郎　歳三十五
才智成者
子權九郎、歳十六
一、淺越村庄屋河合平兵衛　歳三十四
實體成者
兄九兵衛、歳四十九、別家
同長兵衛、同四十五、別家
一、浦間村庄屋服部六兵衛　歳三十六
實體成者
一、觀音寺村庄屋矢部藤右衛門　歳六十
強氣成者
子十則、歳廿八
一、鐵村庄屋吉田六郎兵衛　歳五十一
實體成者
子理兵衛、歳廿三
同五郎兵衛、同十六
一、藤井村庄屋安井二次右衛門歳六十五

實體成者
子三郎兵衛、歳四十一
一、西大寺村庄屋井原又右衛門歳五十五
才智成者
子二郎右衛門、歳三十
同傳介、同廿八

○上道郡

一、門田村庄屋太郎兵衛　四十二歳
子一人、十五歳
一、平井村庄屋左太夫　五十五歳
子三人、三十歳、廿六歳、十六歳
弟一人
一、四の御神村庄屋八郎右衛門五十三歳
子二人、卅三歳、不屆者の由
廿九歳、信の預りの内
一、中島村庄屋又左衛門　四十五歳
おい二人、廿二歳、二十四歳
一、海面村庄屋少兵衛　四十歳
弟二人、卅一歳、廿七歳
一、清水村庄屋作兵衛　五十一歳
子一人、廿一歳
一、小町村庄屋三郎太夫　五十三歳
子一人、廿一歳
一、國府市場村百姓三郎左衛門五十八歳
子二人、卅五歳、十六歳
一、乙多見村庄屋市右衛門　五十八歳
子二人、卅二歳、十六歳
一、福泊村百姓笠井源右衛門　四十六歳
笠井太郎兵衛弟にて御座候
おや勘兵衛同村にい申候
一、中川村百姓笠井權兵衛　廿六歳
此權兵衛は太郎兵衛二番目の子にて
候
一、中川新田村百姓長左衛門　五十七
子一人、十七歳
笠井太郎兵衛こしうとにて候
一、當磨村庄屋太郎左衛門　廿三歳
此太郎左衛門笠井太郎兵衛こしうと
にて候
一、湊村庄屋五郎右衛門　五十三歳
子二人、卅四歳、十七歳
一、中川村庄屋角兵衛　五十歳
一、中川村頭百姓九兵衛　五十五歳
子一人、廿歳
むこ兩人
一、中川村百姓彌左衛門　七十歳
子三人、四十四歳、卅六歳、廿七歳
孫一人、十九歳
一、中川村百姓六兵衛　六十四歳
子一人、廿三歳
一、圓山村頭百姓市郎兵衛　卅七歳
一、新屋敷村庄屋小左衛門　四十五歳
子、十六歳
一、勅旨村庄屋次郎兵衛　五十八
子二人、卅一歳、廿二歳
おい、四十二歳
一、高屋村庄屋善衛門　廿九歳
一、高屋村頭百姓清左衛門　六十三歳
子一人、廿七歳
一、土田村庄屋新左衛門　五十四歳
子二人、卅歳、廿五歳
一、新屋敷村百姓七兵衛　四十五歳
子廿四歳
萬治四丑
二月十六日書上る
岩根源左衛門

○兒島郡

△御藏分

八濱村

十村肝煎庄屋

一、道芝　歳六十一

子五郎兵衛　同廿八

東太地村

十村肝煎庄屋

一、六郎兵衛　歳四十三

子長作　同廿

同二郎作　同十八

同三太郎　同十五

同與太郎　同十三

迫間村

十村肝煎庄屋

一、善太夫　歳五十

子五郎吉　同十

小串村

傳左衛門子傳左衛門隱居仕名は祐善と申候

一、助太夫　歳三十三

子松次　同九

兄九郎太夫　同廿九

姪才若　同十一

胸上村

平兵衛子平兵衛隱居仕名は道雲と申候

一、小兵衛　歳二十七

弟八郎太夫　同十四

西太地村

一、平衛門　歳四十二

子平太夫　同十三

山田村

一、茂衛門　歳三十九

子清八　同五

田井村

一、次右衛門　歳三十六

子長次郎　同十四

同清三郎　同十二

郡村

一、惣左衛門　歳三十

弟惣八郎　同廿五

同六太夫　同十八

同十太夫　同十二

日比村

一、藤左衛門　歳四十九

子才藏　同十

弟七藏　同三十二

粒江浦田新田村

一、八兵衛　歳四十

子三助　同八

一、惣右衛門　歳三十九

子六藏　同十

△出羽守分

林村

十村肝煎庄屋

一、九郎兵衛　歳四十五

子與兵衛　同二十

同七郎助　同十七

粒江村

十村同

一、藤左衛門　歳五十七

子忠左衛門　同三十四

同八郎左衛門　同廿九

孫吉太夫　同十一

柳田村

十村同親作太夫隱居

一、作左衛門　歳三十一

下村

十村同

一、長兵衛　歳四十三
子　三右衛門　同二十六
孫　又二郎　同　五

弘岡村

十村同
一、五郎左衛門　歳四十三
子　清吉　同二十三
同　仁助　同十八
同　七兵衛　同十三

藤戸村

一、次郎兵衛　歳三十六
おい　又四郎　同十六養子

天城村

一、十兵衛　歳三十九
子　長吉　同十三
同　三太夫　同　十

黒石村

一、次右衛門　歳四十四
子　助兵衛　同二十一

浦田村

一、平右衛門　歳四十八
子　市左衛門　同二十五

海津村

一、九兵衛　歳三十二
子　長吉　同　八
同　藤左衛門　同　六
同　槌　同　四

蕁田村

一、彌右衛門　歳五十五
子　忠右衛門　同三十二
同　權右衛門　同二十七
孫　太郎　同　四

長濱村

一、傳左衛門　歳四十四
子　平五郎　同十五

福江村

一、吉兵衛　歳五十三
子　五郎左衛門　同二十三
同　六　同二十
同　九郎兵衛　同十三
同　十郎兵衛　同　十

△信濃分

用吉村

一、吉兵衛　歳四十四
子　吉　同十四
同　五郎　同　十

片岡村

一、三右衛門　歳四十二
子　七郎兵衛　同二十二
同　かち　同十九
同　さぶ　同十五
同　まん　同十三
同　次郎右衛門　同　十

彦崎村

一、傳三郎　歳三十三
子　かち　同　五

△伊賀分

波知村

一、九兵衛　歳四十八
子　千　同十一

槌ヶ原村

一、太郎右衛門　歳三十九
子　傳次郎　同　十

利生村

十村肝煎庄屋
一、次兵衛　歳三十一
兄　市左衛門　同四十八
同子　大藏　同二十一
同　眞藏　同十一

合　卅一人

萬治四年
五月十二日　石川善右衛門

（三）自治の精神。

左記二通の下札は村々自治の制を徴するに足るもの也。

（其一）明暦二、赤坂郡正崎村定土免之事。

直高七百六拾三石壹斗壹升三合

一、高五百四拾貳石五斗六升三合

（中　略）

定米合貳百三拾九石貳斗七升八合

右定遣上者、庄屋小百姓出作迄寄合無甲乙令割符御代官被申付次第急度皆濟可仕候若死失人於有之者爲殘百姓御年貢辨可納所者也。

明暦貳年後四月廿八日　　俣野市左衞門　花押

庄屋小百姓中

（其二）明暦三、兒島郡黑石村定免相之事。

直高三百六拾四石貳斗八升壹合

一、高三百四拾三石貳斗八升壹合

内

貳拾六石貳斗九斗八合　　荒地成內田高七斗五升五合（下略）

殘高　三百拾六石九斗八升三合
内
田高　貳百九拾石貳斗三升八合
内
四拾七石六斗三升四合、　免六ッ三分、　古地
四拾貳石七斗六升七合、　免七ッ五分五厘、　内新田、
百九拾九石八斗三升七合、　免四ッ貳分、　中新田
物成　百四拾六石貳斗三升
畠高　貳拾六石七斗四升五合　　免五ッ三分
物成　拾四石壹斗七升五合
物成　合百六拾石四斗五升
内
壹石五斗　　樋守給内五斗底樋給　明貳より遣ス
五拾壹石六斗六升八合　　加損救米新田共
殘物成　百七石二斗三升七合
夫米六石四斗三升四合
口米貳石壹斗四升五合
又　六斗四升九合　　ぬかわら代
定米合百拾六石四斗六升五合
右相定上ハ村中出作共寄合急度名寄ヲ調田畑無甲乙令割符來極月廿日切ニ急度皆濟可仕候死失人於在之ハ殘百姓辨御

納所仕來年耕作由斷仕間敷候横役御免之上者ハ庄屋諸遣懸ケ申間敷候仍如件。

明暦三年九月廿五日　石川善右衛門　判花押

庄屋小百姓中

文中「庄屋小百姓出作迄寄合無甲乙ニ、令割符ニ」また「村中出作共寄合急度名寄ヲ調、田畠無甲乙ニ令割符ニ」とあるは村役人始め村民全體をして各自責任を以て自己の屬する團體の爲に納税の義務を遂行せしむるものにして所謂「自己の職分は自己にて之を果す」と云ふ自治の精神の發揮に外ならざる也。由來我か國近世に於ける自治制度は遠く其の起原を戰國に有することは史界周知の事なるが萬機公論に決するの公選制度は入札（投票）の名に於て烈公時代既に其の藩の重役を定むる上に採用せられたり。

續仰止録に

一、老中を御召被成番頭旗奉行新組之頭只今欠候入札といふ事左も在之事之様に聞及候間番頭中へ申付入札させ見可申と思ひ候如何被存候哉と被仰候へは何も御尤之義と申上る出羽申上候は度々は如何御座候半哉先此度は御尤と申上候又被仰聞候は家中士共馬調申候に見分能を専に仕足本に不構者間に有之旨聞及候九月御祭禮之時分我等前乗り通り候に付一入左様に相見候是はケ様には有之間敷思候間此旨も可申出哉と被仰候へば一段御尤と何も申上候左候はゞ書附仕番頭共に今日申聞候へと被仰聞

一、先日被仰候御役人入札曹源公を初池田出羽、伊木長門、池田伊賀、土倉淡路、日置猪右衛門、土肥飛彈、池田美作、池田數馬、宮城大藏、瀧川縫殿、若原監物、伊庭主膳、山脇修理、小堀彦右衛門、土倉隼人、眞田將監、湯淺民部、

草加兵部、安藤杢、追々封付に而御直に指上候
是に依て番頭、籏奉行、鑓奉行、新組之頭の補缺は選擧投票を以て決定せられたるを知る。
（四）自治の實例、前記重役選擧投票、享保九年のもの三例を擧ぐ。
（其一）享保九年六月廿二日附書上、中老役入札、二通。左の通。

書　上

一、池田要人儀中老役被仰付候儀御役料千五百俵被下、此節被仰付可然奉存候。右之外諸事先頃書上候外存寄無御座候、以上。

六月廿二日　　伊木内記

書　上

一、池田要人儀中老役被仰付候義此節被仰付可然奉存候。
一、御役料千五百俵被下候方可然奉存候（後略）

六月廿二日　　日置猪右衛門

斯くて池田要人、享保九年甲辰七月朔日、松雲閣御居間に於て、御年寄池田豊次郎、伊木内記、池田但見、日置猪右衛門、土倉左膳、池田右膳、池田安之丞一同列座の上、中老役仰付ラル。
（享保九辰九月朔日池田要入中老被仰付ニ依前日之書付共段々有、一包に據る）
（其二）享保九年十月廿一日附書上、御留守居、入札、報告、一通、左の通。

書　上

御留守居被仰付候ニ付入札之儀、猪右衛門方へ申遣候處、則要人始御用人共書上一封、猪右衛門書上一封。御當地御用人共書上一封。都合三封並ニ猪右衛門書狀一通差上申候、以上。

十月廿一日　　伊木豊後

（享保九年辰九月江戸御留守居役替御用人共見込書上合拾七通四封、壹包に據る）

（其三）享保九年九月、入札に關する敷札とも見るべきもの左の通。

書　上

豊後書上九月廿日被遊、御覽御國猪右衛門市正申遣候書上可申候。尤御用人共毎之通入札仕らせ候而直猪右衛門披候而目錄ニ書立、誰ハ加樣〱と一通調可差上候、爰元ニ而も御用人共入札仕ラセ候樣ニと豊後へ可申旨、御意

一、右之節、御上之思召ニ者左之通ニ被爲思召候、惣方書出候上思召も被成御座候覺居申樣ニと御意。

大久保

右之跡　山瀬

（御當地御用人共、書上、五通、伊木豊後と表記せる一包に據る）

寶永四年に至て之を村役人の間に適用せられたり。

今日諸御郡大庄屋ニ被仰付候、只今迄下肝煎名主兩役相勤、此度大庄屋に被仰付候、跡名主役急ニ名主入札被仰付候樣トノ儀ニ候（下略）

寛永四年十二月十八日　（大庄屋手記、溫故雜錄）

而して村役人の入札（投票）制度は更に下りて文政、弘化、安政の頃までも行はれたり、左の三例に徴すべし。

大庄屋御內意書上控（文政四巳年ヨリ）に

（其一）　御內意書上

一、兒島郡私組合浦田村名主役入札被仰付則取集指上申候同村五人組頭兵介義歲六十七ニ罷成、天明九年五人組頭被爲仰付今年迄三十三年實貞ニ相勤村方氣請宜書算等仕名主役勤兼不申者ニ御座候同人へ被爲仰付被下候樣申上度奉存候、尤浦田村ハ御他領境人數多之村ニ御座候間八軒屋名主大吉と相役ニ被爲仰付被下候ハヾ御締等も行屆可申奉存候、右之趣乍恐御內意書上申候以上。

（文政四）巳二月　　大庄屋黑石　利右衞門

兒島俊三郎樣

保仕多喜彌樣　（四月九日被仰付ル）

（其二）　御內意書上

一、兒島郡私組合藤戶村名主役入札仰付則取集差上申候同村名主格祢太郎歲二十七、前名主佐之七伜義兵衞、歲二十三兩人共生質宜書算等相應仕村方氣請も能名主役勤兼不申者共ニ御座候右兩人役ニ被爲仰付被下候樣申上度奉存候乍恐右之趣御內意書上申候以上。

（文政八年）酉四月　　大庄屋黑石　利右衞門

兒島俊三郎様

見戸半藏様　（入札七拾四枚添）

（其三）　御内意書上

一、兒島郡私組合天城村五人組頭役入札取集差上申候同村判頭吉之助歳四十八ニ罷成生質實貞ニ而書算等相應仕村方氣請も宜敷五人組頭役勤兼不申者ニ御座候乍恐右吉之介へ被仰付被爲下候様申上度右之趣御内意書上申候以上。

（弘化三年）午五月　大庄屋黑石善十郎

吉田勘左衞門様

河間右源太様　（入札三拾枚十八日ニ出ス同廿五日ニ被仰付候）

外に嘉永七年〇十一月廿七日安政と改元す寅二月曾原村五人組頭入札御内意書上等あれとも之を略す。

〔附記〕

凡そ自治制の運用には其の根本要件として其團體構成の各員が一意一身一家を捧げて公に奉ずる至誠を基調とす。今至誠奉公の一例として甲子夜話に見ゆる松平信綱の一美談を擧げて當代に於ける國民精神の純眞を一瞥せんとす。

嚴廟〇家綱將軍御幼沖にて御承統の時、酒井讃岐守忠勝元老を以て補佐し奉りしが齡傾きたれば度々致仕の願申上げしに幾度も御指留なり或日又願出けるを御前へ召し親しく御指留にて天下の爲を存すべき旨の御諚なりしかば讃州御請を申上さて御幼稚に渡らせらるれども左迄に天下の事を御大切に思召さるゝことの難有さよと老涙に咽びければ上には氣の毒にや思食けんいやとよ伊豆信綱が留ろとひたものすゝめたる也と御打明仰られしとなり。御幼沖にては

御尤の御事なり、これにつきてもその信綱の心底公忠なることを感するに餘りあり、後世の俗情にては已より席上の者早く致仕するは一分の權勢を得るを以て好む所なり然るを上をすかし奉りても讃州の致仕を留めんと謀りしは實に赤心至誠にてこそありけれ、返す〳〵も豆州の國家に忠なること此一事にても推知るべし。世には豆州はたゞ智慧者と云傳て些少瑣細の所に頓智ありし箇條を樣々書記して傳るなれども中々其如き小智の所を賞すべき人品には非るべし。是ぞ眞の大智と云べきならずや、林語。

と烈公時代の天下の執政達の至公至正赤心の發露こそ尊うけれ今や黨爭是れ事として國家の大計を忘るゝ徒輩宜しく鑑むべき也。

第三十章　領　邑

寛永九年六月十八日　松平新太郎光政に備前一國に備中一部を添へて三拾壹萬五千石を賜ひ、備前岡山を居城とす。

○大猷院殿御實紀　寛永九年六月十八日條　云「備前國岡山城主松平宮內少輔忠雄が遺領三十一萬五千石を轉じ宗家松平新太郎光政が領せし因幡伯耆兩國三十二萬石。忠雄子勝三郞わづか三歳なるに賜はり。新太郎光政には忠雄が領せし備前一國に備中一部をそへて三十一萬五千石かへ賜はる云々」

○池田家履歴略記　寛永九年六月十三日條。「備前物成御書出之覺。一、高貳拾八萬貳百石、備前。高三萬五千石、備中之內淺口郡之內。窪屋郡之內。合、三拾壹萬五千貳百石。外ニ三萬四千石餘下道郡之內。都宇郡之內。右高合、三拾四萬九千石餘。物成　拾九萬八千石餘。同十八日　國替壁書定條々あり。」

○同記　寛文四年四月廿八日條に。「稻葉美濃守を御使として歸國の暇賜ふ、則御登城諸事例のことし。かくて又將軍家御前に召され、御領地の御書附御判物を酒井雅樂頭取次にて拜領有云々。」

○寛政重修諸家系譜　烈公光政條に「寛永九年六月十八日、因幡伯耆兩國をあらためられ、備前國及備中國　淺口　窪屋　下道　都宇　四郡の內にをいて三十一萬五千石餘を賜ひ、備前國　岡山城に住す（中略）寛文四年備中國領地を割て、同國　賀陽　小田　二郡の內にうつされ。のち小田郡の地をばまた備中國封地の內にうつさる。」

○寛文印知集卷一に朱印狀及目錄を載す左の如し。

備前國貳拾八萬貳百石・備中國淺口　窪屋　下道　都宇　賀夜　小田六郡之內三萬五千石、都合三拾壹万五千貳百

石目録在二別紙一事如二前々一宛二行之一訖全可レ令二領知一之状如レ件。

寛文四年四月五日　御判

備前少將殿

目録

備前國一圓

御野郡之内　五拾箇村
　高三万六千八百五拾八石貳斗六升

津高郡　九拾三箇村
　高三万八千貳百七拾壹石壹斗

赤坂郡　九拾四箇村
　高三万七千九百六拾四石四斗

磐梨郡　六拾四箇村
　高貳万千貳百八拾八石七斗四升

和氣郡　八拾三箇村
　高貳万九百七十八石六斗五升

邑久郡　六拾參箇村
　高四万千七百六拾三石四斗四升

上道郡　九拾七箇村
　高五万三千六百四拾六石五斗貳升

兒島郡　七拾九箇村
　高貳万九千四百二拾九石貳斗八升

筆者　建部傳右衛門

備中國

淺口郡之内　拾六箇村
　高壹万三千七百五拾三石四斗八升

窪屋郡之内　拾九箇村
　高壹万五千八百五拾五石壹斗八升

下道郡之内　四箇村
　高貳千九拾九石九斗壹升

都宇郡之内　五箇村
　高貳千七拾九石三斗八升

加夜郡之内　貳箇村
　高六百貳拾壹石九斗四升

小田郡之内　尾坂村
　高五百九拾石壹斗

都合參拾壹万五千貳百石

右今度被二差上一郡村之帳面相改及二上聞一所レ被二成下一御判也此儀兩人奉行依レ被二仰付一執達如レ件

寛文四年四月五日

松平新太郎殿

第三十一章　地圖及高帳

烈公は寛永九年の轉封に依て岡山に入部せらるゝや、岡山城下、備前備中兩國および各郡の繪圖と兩國郡村高帳及水陸交通記とを調製して民政に資する所ありき。是によりて城下も領内も一圓すべて手に取る如くになりぬ。實に君子の儒となりて一國の改造に當らんとする一貫精神に基ける經畫だけに用意周到と謂ふべし左に池田家に現存する地圖及高帳に就きて略記すべし。

（一）岡山城下の地圖

一、岡山古圖　寛永九年御移轉之節御家中屋敷割、壹鋪。

縦（南北）壹丈四尺五寸。横（東西）七尺八寸。別に上部（北方）に縦　貳尺貳寸五分　横三尺六寸。右側部（東方）に縦五尺六寸　横貳尺貳寸五分の繼紙あり

岡山寛永古圖

一、岡山古圖　寛永九年備前御移轉之節御家中屋敷割之圖、壹鋪。

縱(南北)參尺壹寸。横(東西)貳尺參寸

以上 大小 貳鋪は、寛永九年烈公備前に轉封の際、舊領主松平忠雄卿の家より送附せられたる原圖にして舊因州家(忠雄卿)家中屋敷割、記入の各名義を澁色の紙にて貼り新岡山(烈公)家中の名義に書換へたるもの也。而して此は往々轉寫せられて寛永九年轉封の古圖として一般に行はる。現に池田家にも「備前岡山舊圖寫 原圖係于寛永九年轉封之際舊領主送付」と題する、縱壹丈貳寸 横七尺壹寸の地圖壹鋪を存す。

備前國寛永古圖

備中國寛永古圖

（二）寛永兩國繪圖

一、備前國九郡之繪圖　縦　六尺三寸五分　横　六尺一寸、壹鋪

一、備中國繪圖　縦　六尺二寸五分　横　六尺二寸五分、壹鋪

此二鋪の地圖は全然同型式のものにして同時の製作なり。其凡例として。赤筋は道　黑丸は一里山　紺青は海河金泥は郡境　綠青は山　金箔は古城　また郡々村は赤　黃　樺　桃　綠　淡紫　水　土　白を以て色別し。水陸道路の里程　村高　領主名を記入したれば光彩陸離眼を眩するばかり莊麗を極むる極彩色の鳥瞰圖なり、而して之を寛永圖に擬する根據如何といふに。其備中國繪圖、記載の領主名、就中、寄に於ける石高　領主知行主を揭げ其の在封年代を附するに

寄

高都合貳拾三万三千五百拾三石壹斗三升

内　　　　（在封年代）

一五千九拾九石六斗七升	御藏入小堀遠江御代	慶長九——元和三、九月七日轉
一貳万六千四百八拾四石	山崎甲斐守先知	元和三、七月——寛永十四、四月十五日轉
一六万五千百八拾貳石貳斗	池田出雲守	寛永九——寛永十八、九月六日
一貳万五千石	木下淡路守	寛永十四、九月八日——寛文元
一參百九拾七石	二條殿	
一參万五千石	松平新太郎	寛永九——寛文十二

一千　石	新太郎母福照院	慶長十四
一八千四百貳拾七石四斗五升	水野日向守	元和五、八月四日――慶安四、三月十五日死
一貳万貳千五百石	戸川土佐守	寛永五――寛文九
一參千四百石	戸川内藏介	寛永五――慶安三
一參千參百石	戸川平右衛門	寛永五――寛文四
一七千貳百四拾九石壹斗	花房五郎左衛門	元和六、十二月――慶安元、正月二日
一六千九石五斗三升	花房志摩	慶長五、九――元和九、二月八日死
一八百石	榊原飛彈	元和三――慶安元
一貳千六百四拾三石六斗五升	青木甲斐	元和五――天和二
一千五百三十石八斗一升	宮木主膳	
一七千五百八拾三石七斗	伊東若狹	元和二――寛永十七、八月十八日
一八千三百六拾三石五斗八升	蒔田玄蕃	寛永十三――寛永十七、十二月廿九日
一千　石	高山主水	寛永十四、十一月廿六――延寶七、七月廿三日
一五百四拾五石七斗六升	小堀九郎兵衛	元和二、八月――正保元
一參百石	毛利兵吉	慶長十七、九月廿八日――寛永十七、十月廿一日
一五百五拾六石八斗	長谷川兵介	寛永九
一六百石	小笠原左太夫	慶元――慶安?
一五百三拾九石八斗八升	寺社領　但廿五ヶ寺分	

以上　拾壹郡

以上廿四筆の內、二條殿　宮木主膳　寺社領の不詳と御藏入小堀遠江御代　山崎甲斐守先知を除き自餘の拾九筆に就いて其年代を比較對照したる結果こは寛永十四年十一月廿六日〇高山主水の受封より同十七年八月十八日〇伊東若狹の卒去に至る約三ケ年一ケ月を現在とするものにして此圖は寛永十七八年頃に成れるものと推定し之を後出正保地圖と區別する爲に寛永地圖と命名したる也。

一、備前國繪圖、　縱六尺二寸　橫六尺二寸　　壹　鋪

是は「備前國繪圖　松平新太郎より參候」と外題つけ、其の凡例として。一、赤筋は道、附　黑丸一里山。一、靑は海河。一、黃筋ハ郡堺とあり殆ど前出備前のと一致し。唯紙質の粗惡なるを異なれりとす、蓋し前者の下書ならん。

一、備中國繪圖、　縱六尺二寸五分　橫六尺二寸五分　　壹　鋪

是も前出備中國繪圖と同大同型、記事內容全然相一致す、但其の彩色較ゝ淡きを異なれりとす要するに以上の四枚は事實、備前備中二鋪を一部とせる正副都合二部四鋪の寛永地圖なり。

（三）　正保地圖及正保高帳

一、正保二年御獻上御繪圖之寫　記三十三號內 大納戸二、第廿五號　縱九尺五寸 橫十尺八寸（略裝）　壹　鋪

備前國九郡　高合貳拾八万貳百石

貼紙二枚　（美作國わうとのぬり色此ことく）（海　あいろふ之こさ此ぬり本之ことく）

（此字正本之通）

一、備前上り繪圖控　記三十三號ノ內 大納戸一第廿八號一枚　縱九尺三寸 橫十尺六寸（本裝）　壹　鋪

備前國九郡　高都合貳拾八万貳百石

以上貳鋪の正保圖なることは其の表題の示す所に據りて明かなるが之を寛永圖に比較するに此圖には東岳山・東照大權現及松容寺の全景を描寫せるを異なりとす岡山、東照大權現は正保二年の經始に係るものなれば是亦、正保二三年頃になることを證して餘あり。

一、備中國十一郡　縦十一尺七寸　横八尺六寸（本裝）　壹鋪

包紙に　備中國繪圖、寶永七年庚寅二月十三日來

稻川佐內樣　吉崎甚兵衞

安東七左衞門

年號月日は「改の時」なるべく、正保圖なる證據は後出、備中國十一郡帳卷末の寄と此地圖記載の寄と全然同一なるによりて明かなり。

一、備前國九郡之帳　紙數墨付百六枚、　壹冊。

一、備中國十一郡之帳　紙數墨付百九枚、　壹冊。

右各冊共　川紙　西內紙　縦壹尺貳分　横七寸五分　美裝　正副貳部四冊函入とし函書「光政公御代中・備前備中兩國古高帳　四冊」とあり、內容は普通の高帳と異なり。郡村名　石高の外に日損　水損さては松林　雜木林　草生地等の區別を記入せり。

此兩國古高帳を以て正保高帳に擬する根據如何と云ふに、そは備中帳卷末の寄に徵すべし

備中國十一郡帳、卷末の寄

高都合貳拾參萬六千四百九拾壹石八斗貳升五合

以上拾壹郡　村數千貳百貳拾壹　本村四百廿一　枝村八百

內		（在封年代）
貳万九千八百五拾壹石五斗貳升九合　御藏入	米倉平太夫	正保──正保三
貳万千參百六十八石壹斗四升六合	小川藤左衛門	
五万石	水谷伊勢守	寛永十六、六月五日──寛文四閏五月三日死
貳万五千石	木下淡路守	寛永十四、九月八日──寛文元、十二月廿八日死
貳万貳千五百石	戸川土佐守	寛永五年二月──寛文九、五月廿二日死
參千四百石	戸川內藏助	寛永五年──慶安三、六月九日死
參千三百石	戸川平右衛門	寛永五──寛文四、五月三日死
八千四百貳拾七石四斗五升	水野美作守	寛永十六閏十一月十六日──明暦元、二月廿一日死
七千五百八拾三石七斗	伊東甚太郎	寛永十七年十一月──万治元、十月十八日死
八千三百六拾三石五斗八升	蒔田久太郎	寛永十八、十一月廿二日──元祿三、正、十四日死
七千貳百四拾九石壹斗	花房五郎左衛門	元和六、十二月──慶安元、正月二日死
六千九石五斗三升	花房彌之助	寛永十八、七月四日──元祿八年九月六日死
貳千六百四拾三石六斗五升	青木甲斐守	元和五──天和二、九月十四日
八百石	榊原飛彈守	元和三──慶安元、九月朔
千石	池田修理	二三〇二　寛永十九、十二月十日──明暦二、八月廿四日死

五百五拾六石八斗　長谷川　兵　助　寛永九――万治元、二月廿九日死
六百石　小笠原　左太夫　慶元――慶安四？
三百石　毛利　平　三　郎　寛永十七、十一月――元祿九、九月廿日死
四百五拾貳石七斗　高山　彌左衛門　寛永十四、十一月廿六――延寶七、七月廿三日死
五百四拾五石七斗六升　小堀　九郎兵衛　元和二年八月――二三〇四 正保元、四月四日死
千　石　松平新太郎母福照院　慶長十四
參万五千石　松平新太郎　寛永九年――寛文十二
五百三十九石八斗八升　寺　社　領

以上廿三筆の內小川藤左衛門及寺領を除き廿一筆に就いて其在封年代を比較對照するに寛永十九年十二月十日〇池田修理の受領より正保元年四月四日〇小堀九郎の死に至る約一年四ケ月を現在とするものにして此高帳は正保二三年頃に成れるものと推定し之を正保高帳とし同時に同一の寄を記載したる繪圖を正保圖と斷ぜしこと前に云へり。

尙、正保圖調進に就いては「溫故雜記」に

「正保三年丙戌八月〇日不相知　井上筑後守より備前備中兩國大繪圖並兩國郡村の地高村々度々口損水損之地理下に記、松林芝村の大小村名地名の讀かたきは朱を以て假名付指出さるへきよし申越る此の事書記の役野間平六郎　伊藤五郎左衛門に命せられしに兩人とも辭し申せしかは伊木長門　池田伊賀差圖にて勘定方松井利右衛門に認へしと申けれは松井早速かしこまりぬ尤獻上の分壹部備前一册備中一册江戸執政へ壹部控壹部は御文庫にのこさる都合三部合六册書て調進すやかて江戸に奉らる」

徳川幕府は正保元年　元祿十年　享保四年また寛延二年・弘化四年を以て諸國に命して所謂國圖を作らしめたること普く人の知る所なれは。以上　備前國九郡　高貳拾八萬貳百石の內容を有する御獻上繪圖寫　上り繪圖控　及備中國繪圖　合三鋪と備前備中兩國古高帳四冊は此時の調進に係るものならん。但し「正保三年八月」と雜記に見ゆれとも現存のに正保二年御獻上御繪圖之寫と明記せられ又正保度の圖を一般に「正保二年御改繪圖」と云へるを思へは正保三年は或は正保二年の誤寫かと思はる」而して茲に注意すべき一事は備前に於ては正保圖以前、寛永圖の調製ありし事也。但し有德院殿御實記附錄に「紅葉のみくらに藏めらるゝ所の古新の地圖（古圖は寛永年中、新圖は元祿年中製する所なり）云々」とあるに依れは前出寛永地圖はもと正副三部六鋪を調製し其の正本壹部を幕府に獻し殘り正副二部四鋪を現存せるにはあらざるか何れにしても其の正本の莊麗なる逸品なるは前述の如し姑く臆說を記して後考に資す。

由來池田家に於ては夙に地圖の調製利用に力を注かれしことは最近播磨國の慶長古圖が井上通泰博士に依て發見せられたる一事に徵するも明か也。井上氏は去昭和四年一月、土倉男爵家舊藏と傳へらるゝ播州古圖それは慶長十六年頃すなはち姬路宰相輝政時代の調製に係れるものを入手せり。紙袋には播磨國圖と記し圖の裏面の一隅には播州圖と書せり、圖の大さは縱七尺四寸强、橫一丈三尺三寸强。各郡は白線を以て界し、山は綠に川は靑く道路は赤く彩色し平地は郡に依て色を異にし村々の名は圈に胡粉を塗り、それに直ちに又はそれに着色してその上に記せるもの也飽くまでも一目瞭然たらんことを期し其記載內容は三木　高砂兩城を存すること姬路城南に三左衛門堀　一名、三國堀の存すること等に依て慶長十六年頃のものと推定せらる。

（播磨國の古地圖に就いて　井上通泰　歷史地理五三ノ六參照）

（四）　水陸道路記

一、備前國道筋並灘道船路帳　紙數墨付廿九枚　壹　冊。

一、備中國道筋並灘道船路帳　紙數墨付卅五枚　壹　冊。

右各冊共　用紙　西内紙　縱壹尺四分　横七寸八分　美裝　壹部貳冊　函入とし函書「光政公御代中　備前 備中 道筋並　灘道船路記貳冊」とあり。但し「正保四年十一月」の奥書あり。猶此の道路帳には所々に烈公自筆の附箋ありて御意見を記せり一二例を示す

備前國上道郡萬治古圖

（一）　播磨境　一、船坂峠境目云々の下に

（烈公御意見附箋）　一、船坂峠境目と御座候此所に家は壹間。軒も無之候や。境目か野か山か、御ふしんに思召由に候。他國の境は猶以具に帳面に御書加可有候。貳札の帳面之内にも境めわけたち候てしれ申分御座候。それは右の通にて候由。右之帳面に幾所に御座候共わけをたて御書加可有候しるしに壹ヶ所に付札いたし候

（二）　三石村より八木山迄云々の下に

（烈公御意見附箋）　一、此三石村に人馬何ほど計入

こみ可申候や。大形積り候て書加候へとの義に候。大道筋の村計右之通り可然候わき〳〵は不入事に候。人馬の積り御書加候、村は大道筋と所々に御書付可然候。貳札〇冊カの帳面何も如此に候しるしに壹ヶ所に付札いたし候

此等の一二例によるも斯かる調査編纂にまでも烈公が如何に用意周到におはし深き責任感を有せられしかを察し得べし。

（五）　郡別地圖

烈公は更に萬治四年〇四月廿五日寛文と改元す領内各郡奉行に命して其所管内に於ける十ヶ村肝煎始め庄屋等を調査委員として各郡の地圖を調製して之を上らしめたり。當時の地圖・及調査委員及其の兒息の名前年齢を列記したる名簿現存す。之を材料として一覽表を作れは左の如し。

岡山領内各郡繪圖調製一覽　（池田家所藏現存地圖名年書に據る　第二十九章（二）領内郡村吏氏名・參照）

	郡名	寸法		郡奉行氏名	委員數	提出月日	備考
		縦	横				
一	三野	六尺三寸	四尺六寸	藤岡八郎兵衛	不明		
二	津高	六尺四寸	三尺八寸	齋木四郎左衛門 庄野三郎左衛門	紙工村 彌三郎等廿二人		
三	赤坂	六尺八寸	四尺二寸	俣野市左衛門	由津里村 平三郎等三十人		
四	岩生	七尺四寸	三尺八寸	吉崎甚兵衛	吉原村 太郎右衛門等十二人	寛文元年五月十八日	
五	和氣	五尺九寸	四尺六寸	渡邊助右衛門	尺所村 喜左衛門等十七人	万治四年四月廿一日	
六	邑久	六尺	六尺二寸	西村源五郎	長船 四郎兵衛等廿四人		

七	上東	六尺三寸	四尺六寸	尾關與次右衛門	金岡村野崎二郎右衛門等九人		
八	上道	五尺八寸	四尺八寸	岩根源右衛門	門田村庄屋太郎兵衛等廿五人	万治四年二月十六日書上ル、岩根源右衛門	御書入烈公筆
九	兒島	三尺一寸	七尺二寸	石川善右衛門	八濱村道芝等卅一人	万治四年五月二日	石川善右衛門自署ニ係ル
一〇	備中	六尺五寸	五尺二寸	都志源右衛門	不明		

以上拾鋪の外同様の古圖・御津郡二枚・津高郡二枚・赤坂郡一枚・和氣郡二枚・邑久郡一枚あり。

爰にも亦、烈公の眞面目を偲ぶへき一事あり。そは上道郡圖に於ける書入にして公、親ら筆を執りて地圖面に門田村庄屋太郎兵衛等廿五人の名義年齢を記し、最後に萬治四年二月十六日書上ル岩根源右衛門と認めらる。是に至ては郡奉行岩根源右衛門始め太郎兵衛以下廿五人の調査製圖委員の面々一同感激せしならん。

附記　地圖利用の傍例。

有徳院殿〇將軍吉宗紅葉山のみくらに藏めらるゝ所の古新の地圖古圖は寛永年中新圖は元祿年中製する所なりあるは諸國の城圖、家々の系譜をめして、ことごとく御覧ありしかば、世人聞き傳へて政の要領にみこゝろをもちひ玉ふ事をおしはかり奉りしとかや（中略）すべて近郊に出てさせ玉ふ時はかならず江戸地圖をもたらし玉へり、また日光山御まうでのとき書物奉行等六國史類をもちて供奉する例なりしが、此御時よりとゞめられて、近きほとりの地圖のみもてまゐるべしと令せられしとなり、これ小事といへども盛慮のほどおしてしるべきことになん。（有徳院殿御實紀附錄十參照）

是によりて徳川幕府中興の英主たる享保の改革將軍・米將軍・御鷹將軍・地圖利用の眞意を觧すべく。更に享保を距る一百年前これが先鞭を着けし烈公の卓見を想見するに足る。

第三十二章　石高及交通

左に備前國九郡之帳、備中國十一郡之帳鈔、備前國道筋並灘道船路帳を收載して烈公當時に於ける領内の石高、交通を概觀せんとす。

（一）備前國九郡之帳

三野郡

一高八百參拾三石九斗三舛　平瀬村
　宮ニ槇松林少　枝村宮本村
　柴山少　西村
　草山小

一高百六拾六石七斗貳舛　金山寺村
　柴山中
　松林少
　草山小

一高六拾貳石壹升　鮎歸村
　柴山小
　草山小

一高貳百八石四斗貳舛　畑村
　柴山小
　草山小　枝村笠井村
　松林少

一高四百五拾壹石貳斗　宿村　水損少
　半田山松林大　枝村三軒屋村
　柴山小　小室村
　草山小

一高四百四拾五石貳斗八舛　原村　日損少　水損少
　草山小　枝村舟山村

一高貳百五拾貳石五斗六舛　三野村　日損少
　草山小　枝村法界寺村
　松林少

一高千五百九拾石貳斗六舛　北方村
　宮ニ松林少　枝村四日市村
　中村

一高貳千九百九拾六石八斗八舛　津嶋村　水損少
　宮ニ雑木松林少　枝村福居村
　草山小　奥坂村
　西坂村

羽浮村 水損中
一高三百九拾石貳斗壹舛　万成村 日損中
宮ニ松林少　枝村谷村
一高貳千貳拾八石三斗七舛　上伊福村 水損少
宮ニ松林少　枝村別所村
定國村
一高七百五拾七石八斗七舛　南方村
宮ニ松林少
一高六百六拾五石三斗一舛　上出石村
一高百五拾七石貳斗　竹田村 水損大
一高六百拾貳石貳斗四舛　西河原村 水損大
一高三百五拾九石貳斗一舛　東河原村 水損大
一高七百拾石三斗六舛　濱村 水損大
枝村小性町村
一高八百九拾三石壹斗一舛　下出石村
一高六百四石八斗貳舛　嶋田村
一高千七百五拾七石四斗一舛　下伊福村
松林少　枝村三門村
石井寺村
國守村
西崎村
かはた村
一高千六百八拾七石九斗七舛　大安寺村

枝村矢底村
庄野田村
説經谷村
地藏谷村
大古村
一高千百六拾五石六斗壹舛　北長瀬村
一高貳百三拾石六斗四舛　辻村
一高七百貳拾七石六斗六舛　高柳村
枝村市場村
北ノ丸村
一高千百九拾三石六斗九舛　間村
松林少
一高千百六拾壹石七斗三舛　大供村 水損少
一高三百三拾七石三斗八舛　岡村
一高五百拾六石貳斗九舛　十日市村
一高三百九拾六石三舛　圓覺村
一高百八拾九石七斗三舛　田住村
一高四百三拾五石四斗四舛　奥内村
一高七百三拾三石五斗七舛　東古松村
一高五百六拾壹石四斗六舛　福長村
一高九百卄六石八斗壹舛　青江村
一高九百六拾九石九斗五舛　西古松村
一高三百五拾三石五斗五舛　上中野村

一高貳百九拾七石五斗四舛　木　村
一高千三百九拾三石五斗　新保村
一高貳百六拾八石四斗貳舛　京殿村
一高八百八拾六石壹斗貳舛　下中野村
一高千六拾壹石六斗三舛　今　村
一高八百拾八石六斗貳舛　中仙道村
一高四百七拾貳石三斗七舛　西長瀬村
一高七百五拾四石四舛　田中村
枝村條　村
一高七百拾九石七舛　辰巳村
一高五百五拾石七斗三舛　西市村
一高四百三拾石五斗九舛　内田町村
一高三百六拾六石四斗四舛　二日市村
枝村かはた村
一高貳百四拾四石五斗六舛　七日市村
宮ニ松林少
一高千六拾三石七斗五舛　濱野村
高合參万六千八百五拾八石貳斗六舛
村數　八拾壹　内　本村五十　枝村三十一

津高郡

一高百七拾三石五斗　杉谷村
柴山中
草山中
雜木林少
一高百八拾七石　溝部村
雜木林小
柴山中
一高貳百拾七石七斗壹舛　爲重村
松林小
柴山小
一高貳百貳拾九石貳斗一舛　守久村　日損少
柴山小
草山中
雜木林小
一高貳百七石六斗貳舛　栗井谷村
草山小
一高五百六拾九石五斗貳舛　江與味村
雜木林小　枝村川尻村
柴山大　松尾村
草山中
一高六百拾九石七斗七舛　尾原村
雜木林小　枝村知守村
草山中
柴山小
一高百三拾五石六斗四升　篠目村　日損少

柴山小
草山小
雜木林少
一高千三拾石貳斗九舛　河内村　日損中
松林中　枝村小森村
柴山小　大師村
草山小　柿山村
一高貳百拾貳石四斗　大木村
雜木林少
草山中
一高五百四拾石八斗貳舛　細田村
雜木林少
草山中
一高四百三石三斗三舛　三谷村
雜木林小
草山中
一高九百三石三斗九舛　上田村
雜木林小　枝村油浮村
草山大　南上田村
一高貳百六拾八石五舛　圓城村
雜木林小　枝村安田村
草山小
一高五百五拾壹石貳斗五舛　五明村

柴山中
草山中
一高三拾三石九斗四舛　黑瀨村　日損中
柴山大　枝村歲末村
草山中
雜木林少
一高三拾四石六斗貳舛　神瀨村
柴山中　枝村水谷村
草山小　一宇原村
松林中　大向村
鹽谷村
大日村
一高貳百貳拾石七斗九舛　三納谷村
雜木林少
柴山小
草山小
一高三百貳拾四石壹斗八舛　下土井村
雜木林少
草山中
一高四百拾貳石五斗三舛　井原村　日損中
柴山小
草山中
一高百拾三石貳斗六舛　森上村

松林少
草山小
一高百六拾三石九斗壹舛　太王村
雑木林少
草山小
一高三百四十六石六斗一舛　和田村　日損中
柴山少
草山中
一高八拾八石壹斗三舛　長尾村　日損中
柴山小
草山中
一高百九拾七石七斗八舛　賀茂市場村　日損少
雑木林少
草山中
一高百六拾七石七斗四舛　平岡村
雑木林少
草山中
一高四百七拾壹石七斗六舛　大谷村
小松少　枝村元兼村
柴山小　中力村
草山小　野原村
一高三百三拾三石貳斗下　下賀茂村
松林大　枝村鍋谷村

柴山小　星原村
草山中　和中村
一高參百貳拾石六斗　上賀茂村　日損中
雑木林少
草山中
一高三百八拾貳石壹斗五舛　廣面村
松林少　枝村葛籠村
柴山中
草山中
一高三百四拾八石九斗七舛　虎倉村　日損中
雑木林中　枝村鼓田村
柴山中　大野村
草山中　宿村
一高五百拾三石三斗三舛　紙工上村
雑木林中　枝村天満村
草山中　久保村
柴山小
一高三百八拾石九斗四舛　櫻村　日損中
雑木林少
柴山小
草山中
一高三百四拾壹石貳斗四舛　田地子村　日損少
柴山小

草山中
一高貳百八拾壹石九斗　小山村
宮ニ雜木林少
草山小
一高三百四拾七石三斗一舛　宮地村
一高參百三拾貳石七斗四舛　久々村　日損中
雜木林少　枝村品野村
草山小
一高六百拾四石三斗九舛　建部村
宮ニ雜木林少
草山小
一高三百六拾石四斗九舛　市場村
草山小　枝村光月村
雜木林少
一高五百八拾六石五斗八舛　中田村
草山小　枝村河本村
柴山少　馬馳村
一高三百六拾五石七斗七舛　西原村
柴山小
草山小
一高百四拾七石四斗三舛　鹿瀬村
草山中
一高三百四拾三石九斗五舛　草生村

雜木林小　枝村久志井村
松林山少
草山中
一高六百六拾七石九斗三舛　宇甘上村
雜木林小　枝村九谷村
松林少　中村
柴山小　下村
草山小
一高貳百拾石貳斗壹舛　下田村
松林少
草山小
一高百六拾貳石壹斗七舛　菅村　日損中
草山中
一高百貳拾七石七斗壹舛　金川村
松林山大
雜木林少
草山中
一高百六拾壹石九斗八舛　勝尾村　日損中
雜木林少
草山中
一高千五百九拾五石五斗貳舛　宇垣村　日損中
松林大　枝村小田村
柴山中　母谷村

草山小　山條村
本明寺村
原　村
一高八拾石貳斗八舛　小山村　日損少
雑木林少
草山小
一高百九拾九石　吉尾村　日損少
柴山小
草山小
一高三百五拾石四斗八舛　野々口村　日損中
柴山小
草山中
一高四百五拾貳石貳斗五舛　中牧村
柴山小　枝村湯須村
草山小　江村
十谷村
一高貳百八拾五石四斗貳舛　下牧村
柴山小
草山小
一高七拾六石六斗六舛　高野尻村　日損中
草山小
一高六拾八石八斗五舛　大月村　日損中
柴山小

草山小
一高六拾貳石　大坪村
雑木林少
草山小
一高九拾七石五斗　中野村　日損中
柴山小
草山小
一高百五拾八石壹斗五舛　中山村　日損中
柴山小
草山小
一高五拾七石八斗四舛　辛香村　日損中
雑木林少
草山小
一高貳百八拾六石八斗八舛　吉宗村　日損大
雑木林少
草山小
一高七百八拾五石五斗六舛　東原村　日損大
宮ニ雑木林少　枝村中村
草山小
一高貳千百六拾三石六斗五舛　横井上村　日損大
宮ニ松林少　枝村八反田村
草山小　横井中村
内田村

一高七百八拾貳石三斗六舛　栢谷村　日損大
宮ニ松林少　枝村高畠村
草山小
一高八百貳拾九石壹斗六舛　東菅野村　日損中
柴山中　枝村尾越村
草山小　暗見谷村
西菅野村
一高貳百四拾貳石六斗　田原村
宮ニ雜木林少
草山中
一高三百五拾壹石八斗貳舛　深峪村
雜木林少
草山中
一高貳百五拾八石七斗七舛　日應寺村　日損中
柴山中
草山小
一高三百四拾九石壹斗　面室村
宮ニ松林少　枝村安部倉村
柴山小
草山中
一高五拾四石八斗　横尾村
宮ニ松林少
草山中

一高百八拾三石貳斗四舛　長野村
松林少
草山中
一高貳拾壹石九舛　池谷村
宮ニ松林少
草山小
一高貳拾五石六斗六舛　清水村
宮ニ松林少
柴山少
草山小
一高貳拾四石壹斗九舛　磯ヶ部村　日損大
草山小
一高四百四拾四石八舛　大久保村　日損大
宮ニ松林少
草山小
一高七百六拾八石壹斗貳舛　芳賀村　日損中
松林少　枝村下芳賀村
草山中　和田村
一高三百八拾六石九斗六舛　松尾村　日損大
宮ニ松林少　枝村東谷村
草山小
一高百三拾八石五斗五舛　佐山村　日損大
宮ニ松林少

草山小
一高五百四拾六石四斗三升　西原村　日損中
松林少　枝村大岩村
草山小　中村
かはた村
一高貳百拾七石六斗九升　首部村　水損少
草山小
一高千五百四石貳斗　椋津村　日損少 水損少
草山小　枝村中椋津村
西椋津村
一高三百六拾三石九斗六升　山崎村
草山小
一高三百三拾壹石九斗貳升　今岡村　日損少
柴山少
草山小
一高七百壹石六斗八升　辛川市場村　日損中
宮ニ松林少
一高九百八拾三石九斗九升　西辛川村　日損中
草山小
一高八百九拾三石五斗　一ノ宮村　日損中 水損中
草山少
一高百五拾五石八斗四升　一ノ宮敷地村
宮ニ松林中

一高千六百八拾石六斗五升　尾上村
草山少
一高貳百七拾八石貳斗貳升　花尻村
草山少
一高八百三拾四石五斗六升　野殿村
一高八百八拾七石六斗九升　白石村
枝村上白石村
一高五百四拾貳石九斗九升　久米村
枝村上久米村
一高六百拾壹石五斗　今保村
枝村新保村
高合三萬八千貳百七拾壹石壹斗
村數　百五拾六　内　本村九十三 枝村六十三

上道郡

一高四百拾四石三斗九升　長利村　水損所
一高三百八拾六石　當麻村　水損所
一高千三百五拾壹石九斗一升　中川村　水損所
芝山少
一高三百九拾五石壹斗　目黒村　水損中
草山少
松林少
一高貳百四拾貳石貳斗　大多羅村　水損所

松山少
一高四百五拾貳石九斗九舛　松崎村　水損所
草山少
一高百七拾八石七斗五舛　岩間村　水損中
芝山小
松林少
一高六百六石六斗　神下村　水損所
枝村かはた村
一高五百九拾石貳斗九舛　長原村　水損所
一高百壹石貳斗貳舛　財村　水損所
一高四百三拾六石九斗四舛　今谷村　水損所
草山小
一高百九石貳斗四舛　苅田村　水損所
一高五百拾三石貳斗四舛　勅旨村　水損所
一高七百六石七斗八舛　關村　水損所
一高六百貳拾壹石七斗四舛　乙多見村
枝村日千屋村
一高七百貳拾九石八斗一舛　小野村
一高九百五拾五石六斗一舛　土田村
草山小　枝村矢津村
新屋敷村
一高六百六拾九石三斗貳舛　四ノ御神村
草山小

一高七百九石九斗七舛　湯迫村
草山小
一高七拾七石貳斗五舛　脇田村
草山小
松林少
一高千三百拾九石壹斗八舛　國府市場村
一高貳百七拾九石六斗四舛　中田村
一高六百三拾貳石貳斗七舛　中井村
一高五拾石五斗八舛　荒井村
一高七百八拾八石七斗三舛　高屋村
一高三百貳拾石四斗四舛　赤田村
一高五百八拾貳石三斗　澤田村　水損所
草山小
松林少
一高貳拾六石貳斗五舛　臨原村　水損所
松山中
一高貳百拾貳石五斗八舛　祇園村
草山小　枝村庄佐村
松林少
一貳百貳拾八石九斗四舛　新屋敷村
一高百拾壹石七斗七舛　今在家村
一高貳百九拾五石八斗九舛　中嶋村
一高百廿六石四斗七舛　八幡村　水損中
一高六百拾壹石七斗　清水村

一高貳百九拾壹石九斗八舛　齋村
一高九百七拾四石壹斗六舛　原村　水損所
　枝村 尾嶋村
　倉淵村
一高七百四拾六石七斗貳舛　國富村　水損所
　松山少　枝村 新畠村
一高百三拾七石八斗六舛　瓶井門前村　水損所
　松山中
一高五百四拾貳石四斗三舛　門田村
　松山少
　草山少
一高八百八拾石七斗三舛　網濱村　水損中
一高千百貳拾五石貳斗五舛　海面村　水損所
一高四百六拾八石七斗三舛　圓山村　日損中
　草山少
　松林少
一高四百拾九石貳斗　湊村　日損中
　草山少　枝村 西湊村
一高千三百拾八石八斗　平井村　日損小 水損小
　草山少
一高四百七拾三石八斗壹舛　藤原村
　高合貳萬三千貳百拾五石六斗六舛
　村數　五拾四　内　本村 四十五 枝村 九

赤坂郡

一高九百五拾石貳斗七舛　辛佐村　日損少
　柴山大　枝村 大久保村
　雜木林少
一高五百七拾貳石六舛　馬屋村　日損小
　草山少　枝村 片山村
　雜木林少
一高三百三拾五石七斗六舛　和田村　日損小
　草山少
　雜木林少　枝村 奥和田村
一高五百貳拾八石三舛　岩田村　日損小
　草山少　枝村 山之上村
一高千二百九石六斗六舛　穗崎村　日損小
　草山少　枝村 福吉村
　雜木林少
一高七百四拾四石三斗貳舛　河本村　日損大
　松林少
　草山少
一高百三拾九石壹斗五舛　門前村　日損大
一高五百四拾三石壹斗八舛　下市村　日損所
一高四百拾八石貳斗　上市村　日損所
一高四百四石五斗四舛　熊崎村　日損所
　草山少

雑木林　少
一高三拾六石壹斗三舛　善納寺村　日損所
松山　中
一高三百四拾八石五斗九舛　河原村　日損中
一高九百三拾五石九斗三舛　西中村　日損小
草山　中　枝村光善寺村
雑木林　少　伊尻村
一高五百五拾四石九斗　下仁保村　日損中
草山　小
雑木林　少
一高三百拾四石三斗　上仁保村　日損小
柴山　小
雑木林　小
一高三百貳拾九石　西窪田村　日損中
草山　少
松林　少
一高五百六石七舛　東窪田村　日損中
一高五百八拾石貳斗一舛　斗有村　日損大
柴山　小
一高七百九拾九石四斗八舛　山口村　日損少
柴山　小
一高八百九拾石四斗三舛　油津黒村　中損中
柴山　小　枝村開村

雑木林　少
一高九百九拾七石五斗三舛　町茢田村　日損中
草山　小
松林　少
一高五百六石壹斗九舛　大茢田村　日損小
草山　小
松林　少
一高三百拾三石九斗三舛　神田村　日損中
草山　小
松林　少
一高五百八拾石壹斗四舛　尾谷村　日損小
草山　少
雑木林　少
一高四百八石三斗五舛　津崎村　日損小
草山　少
松林　少
一高四百八拾九石三斗七舛　五日市村　日損少
一高五百八拾四石七斗貳舛　正崎村　日損所
草山　少
松林　少
一高三百拾貳石三斗六舛　二井村　日損大
草山　小
松林　少

一高三百五拾三石四斗貳舛　日古木村　日損中
草山少
松林少
一高三百九石貳斗二舛　中嶋村　日損小
一高四百九拾六石五斗　沼田村　日損少
草山少
松林少
一高四百六石五斗六舛　池田村　日損小
草山小
一高三百拾五石　南方村　日損小
草山中
雜木林少
一高三百八拾六石貳斗九舛　長尾村　日損小
草山中
柴山少
一高千六拾壹石八斗七舛　立川村　日損所
一高五百四拾貳石貳斗　西輕部村　日損小
柴山少　枝村成戸村
草山少　荒下村
保志田村
一高百七拾四石　高屋村　日損大
草山少
一高六百七拾石壹斗三舛　東輕部村　日損中

草山中　枝村福井村
小松林少　澤田村
宮口村
一高三百四拾壹石貳斗貳舛　今井村　日損中
草山中
一高三百五拾石貳斗九舛　南佐古田村　日損中
柴山小
草山大
一高四百九拾三石三斗貳舛　北佐古田村　日損中
柴山小
松林少
草山大
一高百三拾八石八斗七舛　大屋村　日損中
草山中
松林少
一高貳百九拾貳石七斗四舛　山手村　日損少
柴山小
松林少
一高七百貳石壹斗貳舛　多賀村　日損中
草山中
柴山少
一高五百八拾三石九斗一舛　小原村　日損少
草山中　枝村奥小原村

柴山　少
一高貳百四石貳斗　出屋村　日損小
草山　大
一高三百四拾石五斗七舛　坂邊村　日損小
草山　大　枝村　安岡村
小松　少　淵河原村
一高八百五拾四石九斗　惣分村　日損小
柴山　中　枝村　持行村
雜木林　少　多田原村
一高貳百三拾貳石三斗一舛　平山村　日損小
草山　中　枝村　奥村
松林　少　長田村
一高百五拾壹石三斗　中山村　日損少
柴山　中
雜木林　大
一高百四拾五石八斗九舛　上鹽木村
柴山　大
雜木林　小
一高五拾九石貳舛　下鹽木村
柴山　中
雜木林　小
一高六百六拾九石四斗　楢津村　日損中
草山　小　枝村　小枝村

雜木林　少
一高九百四拾石四斗四舛　周匝村　日損中
草山　小　枝村　かはた村
雜木林　少
一高貳百七石貳斗　草生村
草山　小
雜木林　小
一高七百五拾九石七斗九舛　是里村
柴山　大　枝村　高見村
松雜木林　中　鍛冶屋村
草山　大　正定村
馬場村
山口村
大谷村
河原屋村
一高貳百三拾貳石八斗四舛　黑澤村　日損小
草山　大　枝村　持井田村
雜木林　中　河原村
室原村
柿谷村
一高七百貳拾壹石九斗貳舛　黑木村　日損小
柴山　中　枝村　瀧山村
草山　大　戸屋村

雜木林 小　大林村
　大坂村
一高貳百拾壹石貳斗七舛　戸津野村　日損小
柴山 小
雜木林 少
一高五百三拾七石貳斗貳舛　中勢實村　日損小
草山 中
雜木林 小
一高貳百拾壹石三斗一舛　西勢實村　日損小
柴山 小
雜木林 少
一高五百八拾貳石三斗一舛　小鎌村
草山 中　枝村 下庄村
松林 少　安友村
雜木林 少　峠村
一高六百四拾八石六斗六舛　大田村
柴山 中　枝村 大田上村
雜木林 小　大田中村
一高五百貳拾石貳斗六舛　吉田村
柴山 中　枝村 土橋村
松林 中
一高貳百八拾六石八斗七舛　土師方村　日損中
柴山 大　枝村 山之內村

松林 中
一高百三拾三石五斗九舛　小倉村　日損小
柴山 少　枝村 江ノ口村
一高三百五拾八石貳舛　矢原村　日損中
柴山 小
宮ニ雜木林少
一高九百五拾壹石三斗八舛　伊田村　日損小
柴山 中　枝村 小林村
松雜木林 中　大谷村
　清水村
　鑄冶村
一高八百三拾石四斗七舛　新庄村　日損小
草山 中　枝村 西廣內村
　尾上村
一高百貳拾四石四斗九舛　寺部村　日損小
草山 小
雜木林 少
一高三百五拾貳石六斗六舛　平岡西村　日損少
柴山 中　枝村 横山村
草山 小　加地久村
雜木林 小
一高百四拾九石貳斗五舛　佐野村　日損中
草山 中

雑木林　中
一高貳百拾六石三斗三舛　西上村　日損小
雑木林　中
柴山　大
一高三百五拾三石九斗　矢知村　日損中
草山　少
一高五百廿六石四斗　中畑村　日損小
柴山　小　枝村 石橋村
松雑木林　少　柿坂村
草山　中　定重村
一高貳百貳石八斗貳舛　廣戸村
柴山　中　枝村 延村
雑木林　小
一高貳百三石八斗五舛　山之上村　日損小
草山　小　枝村 西山之上村
松雑木林　少
一高六拾貳石三斗七舛　河原毛村　日損少
柴山　大
一高四百四拾三石五斗三舛　仁堀西村
柴山　中　枝村 明田村
松雑木林　少
一高四百七拾五石八斗三舛　仁堀中村　日損少
柴山　小

雑木林　少
一高三百七拾六石三斗八舛　仁堀東村　日損少
柴山　小
雑木林　少
一高九拾四石壹斗　河高村　日損中
柴山　小　枝村 大曾根村
一高貳百六拾壹石三斗　國ケ原村　日損小
柴山　小
雑木林　少
一高五拾三石六斗　大鹿村　日損小
柴山　中
一高五拾八石六斗三舛　鍋谷村
柴山　大　枝村 河瀬村
雑木林　少
一高四拾五石　石井原山村　日損小
草山　中
松雑木林　小
一高拾七石三斗七舛　上地山村　日損小
草山　小
雑木林　少
一高貳拾壹石貳斗四舛　菖蒲山村　日損少
草山　中
雑木林　少

一高三拾石四斗七舛　笠寺山村　日損少

草山　小

雜木林　少

一高四拾六石八斗貳舛　杳石山村　日損少

草山　中

雜木林　少

一高四拾五石貳斗貳舛　幡寺山村　日損少

草山　中

雜木林　少

一高貳拾壹石貳斗六舛　正滿寺山村　日損少

草山　小

松林　少

一高三拾九石六斗貳舛　大松寺山村　日損少

草山　小

松林　小

高合參万七千九百六拾四石四舛　本村九十三

村數　百五拾五　内　枝村六十二

岩生郡

一高三百四拾五石三斗八舛　佐伯市場村

一高貳拾三石八斗　寺山村

松林　少

一高三百九拾壹石七斗　頭村　日損中

太王山ニ松山大

一高貳拾五石壹舛　津瀨村

松林　少

一高七百四石　父井村

柴山　小

草山　小

一高拾貳石壹舛　小原村

柴山　小

一高百六拾貳石四斗七舛　壁村

柴山　小

一高貳百壹石壹斗三舛　三宅村

柴山　小

一高百七拾三石貳斗三舛　大方村　日損中

雜木林　少

柴山　少

一高百九拾三石六斗　田中村

宮林　少

一高貳百六拾八石　酌田村

雜木林　少

柴山　小

一高貳百拾四石五斗五舛　西谷村

柴山　少

草山　少

一高貳百四拾五石九斗九舛　東谷村
草山少
小松少
一高貳百七拾七石七斗　田尻村
雜木林少
柴山小
一高五拾三石六斗壹舛　加賀知田村
草山小
一高貳百九拾五石七斗七舛　宇屋村
草山小
松山小
一高百貳拾六石七斗四舛　土生村
松山少
芝山少
一高貳百貳拾八石四斗三舛　矢田部村
松林小
一高百四拾七石貳斗八舛　暮田村
松山少
柴山小
一高貳百拾八石四斗三舛　八嶋田村
柴山小
松山少
一高貳百五拾四石壹斗八舛　石村　日損少
草山少
一高貳百九拾壹石壹斗六舛　稻蒔村　日損少
雜木山小
柴山中
一高貳拾貳石六斗三舛　來迎寺村　日損小
雜木林少
柴山小
一高百壹石九斗三舛　鹽木村
雜木林少
一高貳百拾七石七斗七舛　上田原村
一高四百四拾石七斗五舛　下田原村
宮山林少
一高三拾八石壹斗　元恩寺村
柴山少
草山少
小松少
一高百四拾九石六舛　岩生原村
柴山少
草山少
一高四百八拾三石六舛　岩生本村
宮林少
松林少
一高三百八拾貳石　吉原村

一高百七拾石貳斗四舛　河田原村
一高百貳拾壹石五斗六舛　圓光寺村
　芝草山　少
一高三百四拾六石五斗一舛　釣井村
一高貳百六拾七石貳斗四舛　小瀬木村
　芝草山　少
一高百三拾石　長福寺村
　柴草山　少
一高貳百貳拾石九斗壹舛　松木村
　芝草山　小
　松山　少
一高四百六拾石八舛　澤原村
　柴山　小
　雜木山　小
一高五百三拾五石七斗六舛　戩谷村
　芝草山　小
一高四百三拾五石六斗　岡村　日損所
　柴山　少
一高四百四石　迫村　日損所
　雜木林　少
　柴山　少
一高八拾六石貳斗五舛　石蓮寺村
　柴山　中

　松林　少
一高貳百三拾壹石六斗四舛　野間村
　雜木林　少
　柴山　少
一高五百七拾壹石七斗　稗田村　日損所
　雜木林　少
　柴山　少
一高五百廿七石壹斗貳舛　彌上村　日損少
　柴草山　少
一高五百七拾七石六斗　可眞上村
　芝草山　少
　宮林　少
一高九百三石九斗　可眞下村
　柴草山　小
一高貳百五拾貳石四斗八舛　二日市村　日損少
一高八百六拾九石壹斗八舛　梅保木村
　芝草山　少
　小松　少
一高百六拾六石八斗六舛　太田原村　日損大
一高百六拾石貳斗　大井村　日損中
　芝草山　小
　柴山　少
一高五百貳拾九石壹斗七舛　鍛治屋村
　芝草山　少

一高四百九拾四石六斗五舛　鹽納村
芝草山 少
一高三百三拾壹石八斗八舛　宗堂村　日損大
柴山 少
一高九百三拾五石九斗　南方村　水損少 日損少
芝草山 少
柴山 小
一高三百貳拾五石四斗三舛　坂根村
草山 小
一高三百五拾四石九舛　森末村　日損中
芝草山 少
一高五百五拾貳石四斗八舛　寺池村　日損中
芝草山 少
一高貳百六拾壹石九斗貳舛　光明谷村　日損中
芝草山 中
一高四百五拾貳石九斗一舛　瀬戸村　水損中 日損大
一高三百三拾七石　下村　水損中 日損大
一高百八拾壹石壹斗三舛　沖村　水損中 日損大
一高千七拾四石七斗貳舛　江尻村　日損中 水損中
芝草山 小
一高九百四拾貳石五斗七舛　肩背村　日損少
芝草山 中　枝村伏間村

一高三百八拾六石五斗九舛　大内村　日損大 水損中
芝草山 大
柴山 小　枝村鵜杖村
高合貳萬千貳百八拾八石七斗四舛
村數 六拾六　内 本村 六十四 / 枝村 貳

和氣郡

一高貳百三拾七石三舛　尺所村
宮林 少　枝村大田原村
一高百拾五石七舛　下原村　日損大
芝山 少
一高百拾壹石三斗三舛　安養寺村　日損中
宮林 少
芝山 少
一高三百六拾三石七斗七舛　日室村
一高百九拾石四斗八舛　森村
一高百九拾九石八斗　平松村　日損大
宮林 少
一高百七拾七石四舛　入田村　日損大
草山 少
一高貳百拾七石七斗五舛　小中山村　水損少
柴草山 小
一高貳百貳拾壹石五斗八舛　會根村　水損大

草山　少

一高貳百七拾六石三斗六舛　大中山村　日損大
宮林　少
柴草山　中

一高七拾四石七斗九舛　清水村　日損小
柴山　少

一高三百廿石五斗三舛　和氣村　日損少

一高貳百五拾貳石八斗四舛　奥吉原村　日損少
柴山　中

一高五拾七石六斗七舛　千體村　水損少
柴山　小

一高百貳石四斗七舛　勢力村　水損大
柴山　少

一高百四拾七石五斗五舛　弓削村　水損中　日損小
柴草山　中

一高六百九石八舛　藤野村　日損中
柴草山　中

一高六百五拾四石六斗六舛　吉田村　日損中
柴草山　中　枝村　閲村
地光寺村

一高貳百四拾八石五斗三舛　神根本村　日損小
松林　大

一高六拾七石貳斗壹舛　小板屋村　日損少

柴山　小
松林　少

一高九拾五石九舛　山津田村　日損少
柴山　中
松林　小

一高四拾六石三斗貳舛　脇谷村
柴山　小

一高百壹石五斗四舛　樫村
柴山　小
宮林　小

一高八拾九石五斗七舛　門出村
松林　中

一高八拾三石八斗三舛　南谷村
松林　大

一高九拾三石六斗　大股村
柴山　中
雜木林　小

一高百八拾貳石貳斗　大藤村
松山　少
雜木林　中

一高百四拾七石六斗四舛　八塔寺村
松山　大　枝村　城ケ畑村
雜木林　中　西畑村

一高四拾七石四舛　瀧谷村
　柴山大

一高八拾五石三舛　東畑村
　柴山中
　雑木林少

一高四拾三石八斗七舛　下畑村
　柴山大

一高三百七拾四石九斗七舛　吉永中村　日損中
　宮林中

一高貳百廿六石貳斗八斗　南方村　日損大
　柴草山中

一高貳拾貳拾五斗六舛　万願寺村　日損中
　柴草山小

一高百六拾八石四斗一舛　三又村　日損少

一高貳百三拾石四斗九舛　北方村
　柴草山少

一高貳拾八石八斗　葛籠村
　柴草山少

一高三百六石九斗一舛　田倉村　日損中
　柴山中

一高貳百拾四石六斗七舛　金谷村
　柴山中

一高百六拾八石九斗貳舛　野谷村
　柴山中
　柴山中

一高三百拾貳石七斗七舛　⿱谷皿原村　日損中
　宮林小
　芝草山小

一高拾八石貳斗八舛　天瀬村
　柴山中
　天神山＝松雑木大

一高四百拾九石四斗貳舛　上田土村
　柴山中　枝村　下田土村
　雑木林少　杉澤村
　松林小

一高四拾九石壹斗四舛　河本村　日損少　水損少
　柴山少

一高三拾石貳斗　龍毛鼻村　日損中　水損中

一高貳百九石五斗五舛　矢田村　日損中
　松山中
　柴山大

一高五百廿壹石六斗壹舛　日笠上村　日損少
　柴山中

一高四百廿五石七斗三舛　日笠下村　日損少
　柴山中　枝村　鰍村
　雑木林小

一高四百四拾五石貳斗七舛　木倉村

柴山　中　　枝村 市倉村
雜木山　小
一高百拾壹石四舛　　岸野村
柴山　中
松雜木山　中
一高三拾石五斗　　大岩村
柴山　少
草山　中
一高貳拾四石五斗四舛　　片倉村
柴草山　中
一高七拾七石貳斗九舛　　室原村
柴山　中
雜木林　小
松山　少
一高五拾四石六斗　　飯懸村
柴山　中
一高七拾八石七斗八舛　　手內村
柴山　中
雜木林　少
一高七拾九石七斗八舛　　南山方村
柴草山　中
雜木山　少
一高貳百七拾六石壹斗　　北山方村

柴草山　中
雜木山　少
一高六拾四石八舛　　苦木村
柴山　小
一高貳百九拾石貳斗八舛　　鹽田村　日損中
雜木林　少
一高百五拾貳石九斗七舛　　奥鹽田村
柴山　大
一高九百七石五斗六舛　　香登本村
草山　少
松林　小
一高五百四拾四石八斗八舛　　香登西村
草山　少
一高五百三石壹舛　　大內村
宮山松林　中
一高百壹石三斗四舛　　坂根村
一高八百拾七石八斗九舛　　畠田村
一高千貳百六拾三石貳斗六舛　　新庄村
宮山林　少
芝山　少
一高貳百四拾六石八斗九舛　　福田村　日損少
宮林　少
柴草山　少

一高千三百五拾石壹斗　伊部村　日損少
宮林　少
一高百五拾九石七斗三舛　浦伊部村　日損少
柴山　少
草山　少
雜木林　少
一高貳百三拾三石八斗貳舛　久々井村　日損中
草山　中
一高四百六拾貳石貳斗一舛　西片上村　日損中
宮林　少
芝山　少
一高六百拾石六斗四舛　東片上村　日損中
芝草山　少
一高貳百九拾九石四斗三舛　伊里中村　日損中
柴山　少
一高五百拾三石七斗七舛　友延村　日損中
宮山林　小
芝草山　少
一高六拾八石三斗一舛　難田村　日損中
枝村　木部村
一高貳百三拾貳石八斗貳舛　木谷村　日損少
柴山　中
宮林　少

松林　中
一高四百九拾貳石四斗一舛　麻宇那村　水損少　日損少
宮林　少
柴山　中
一高百六拾壹石五斗一舛　寺口村　日損中
柴草山　小
一高八拾三石四斗　日生村　日損中
小松　少
草山　小
一高百八石五斗三舛　米山村　日損小
柴山　中
松林　中
一高四百三拾七石六斗五舛　三石村　日損小
柴山　中
松雜木山　小
枝村　舟坂村
中村
一高百四拾貳石壹斗五舛　寒川村
柴山　中
一高百六拾貳石壹斗三舛　福浦村
小松　少
柴山　小
高合貳萬九百七拾八石六斗五舛
村數　九拾五　内　本村　八十三　枝村　十二

上　東　郡

一高貳百八拾三石三斗貳舛　宿奥村　日損少
　小松草山　少　枝村草井村
一高三百四拾石四斗七舛　觀音寺村　日損少
　小松草山　少　枝村湯谷村
　宮ニ松林　少
　柴山　少
一高六百九拾五石三斗五舛　篠岡村　日損少
　松雜木林　少　枝村かはた村
　草山　少
一高九百貳拾六石壹斗六舛　草ケ部村
　柴山　少　枝村法太井村
　雜木林　少
　小松　少
　草山　少
一高千百七拾六石六舛　東平嶋村
　宮ニ松林少　枝村中平嶋村
一高三百六拾七石七斗六舛　西平嶋村
一高參百八拾九石壹斗貳舛　浦間村　水損小
　小松草山　少　枝村今村
一高四百八石八斗貳舛　西祖寺村
　小松草山　少　枝村新町村
　橋本村

一高三百五拾九石八斗貳舛　富崎村
　小松草山　少　枝村幸原村
一高貳百四拾壹石貳斗八舛　吉原村
　小松草山　少
一高三百七拾四石八斗貳舛　寺山村
　草山　少　枝村本庄村
　宮ニ松林少
一高四百貳拾七石七斗八舛　戈崎村
　小松草山　少　枝村沖村
一高千貳百四石九斗六舛　竹原村
　草山中　枝村門前村
　宮ニ松林少　馬路山村
　高下村
　上村
一高千四百拾貳石四斗貳舛　百枝月村
　小松草山　少　枝村岡村
　宮ニ松林小
一高九百五石壹斗八舛　西隆寺村
　草山少　枝村樋ノ口村
　宮ニ松林小
一高六百七拾三石六斗四舛　久保村
　宮ニ松林小　枝村鴨越村

小松少　佐古村
かはた村
一高百三拾九石壹舛　吉田村
小松草山　少
一高百九拾四石三舛　廣谷村
柴山少
草山少
松林小
一高九百八拾貳石六斗八舛　中野村
一高千三百三拾六石壹斗六舛　金岡村
一高千四百五拾四石貳斗　西大寺村
一高七百六石三斗貳舛　淺越村
宮ニ松雜木林少　枝村 東山寺村
一高六百七拾六石三斗四舛　山守村
小松草山　小　枝村 塚原山村
坂本村
一高百九拾五石六斗　原村
枝村 河本村
一高千貳百三拾壹石八斗九舛　南方村　水損少
小松草山　小　枝村 寺坂村
室山村
一高貳百拾七石貳斗貳舛　菊山村　日損小
小松草山少

宮ニ松林少
一高百七拾六石八斗六舛　谷尻村
小松草山　少
一高百拾八石八斗六舛　築地山村　日損少
小松草山　少
一高貳百八拾四石五斗三舛　砂場村
一高千百四拾壹石四斗貳舛　宍甘村
草山少
松林少
草山少
一高九百五拾九石七斗五舛　宿村　水損小
宮ニ小松少
一高五百七拾石七斗　藤井村　水損小
小松草山少
一高六百五石七舛　鐵村　水損小
草山少
松林少
草山少
一高七百七拾貳石七斗四舛　北方村
小松雜木林　少
一高四百七拾三石九舛　中尾村　日損小
草山少
宮ニ松雜木林小

一高參百五拾四石六斗八舛　沼村
　草山少　枝村赤坂村
　宮ニ松林少
　小松少
一高貳百三拾壹石三斗五舛　南古都村　水損少
　草山少
　宮ニ松林少
一高五百七拾五石四斗三舛　角原村
　小松草山少　枝村北村
一高貳百六拾七石　矢井村
　草山少
　宮ニ松林少
一高四百七拾七石八斗九舛　淺川村
　草山少
　大宮ニ松林中
一高三百九拾石五斗一舛　一日市村
　草山少　枝村かはた村
一高貳百三拾四石七斗四舛　吉井村
　草山少
　宮ニ松林少
一高五百七拾八石七斗四舛　内ヶ原村
　草山少
　雜木林少

　宮ニ小松少
一高百七拾壹石八斗九舛　堀内村
一高三百六拾九石五斗七舛　西ノ庄村
　草山少
　宮ニ小松雜木林少
一高九百五石壹斗貳舛　下村
　高合貳萬六千六百拾石三斗五舛
　村數　七拾五　内　本村四十六　枝村二十九

邑久郡

一高七百拾壹石六斗八舛　東片岡村　日損小
　雜木林少　枝村法傳村
　小松少
　草山中
一高五百六拾三石四斗七舛　西片岡村　日損小
　小松草山少
　明見山ニ松林少
一高九百貳石貳斗一舛　邑久江村　日損少
　小松草山少　枝村内山村
　八幡山ニ松林少　清野村
　吉塔村
一高八百三拾八石六舛　山手村　水損中
　小松草山少　枝村眞徳村

宮ニ松林少
一高貳百廿八石壹斗四舛　大ヶ島村　水損小
小松草山　少　枝村長谷村
宮ニ松林小
一高千四百五拾五石八斗七舛　山田庄村
草山　少　枝村山田村
宮ニ松林少　北山村
一高貳百六拾貳石六舛　千手山村　日損中
小松草山　少
觀音山ニ松林中
一高五百九拾石八斗三舛　宿毛村　日損少　水損少
小松草山　少　枝村半能村
一高貳千八拾貳石貳舛　服部村
枝村三村
車村
一高貳百九石三斗七舛　上寺山村　水損少
松山中
一高千五百拾三石八斗一舛　大富村
小松草山　少
一高六百七拾貳石壹斗一舛　福山村
小松草山　少
松林少
一高百三拾五石貳斗　太山寺村

宮ニ松林少
一高三百七拾貳石四斗貳舛　上笠加村
小松草山　少　枝村片山村
宮ニ松林少
一高六拾八石五舛　南谷寺村
小松草山　少
松林少
一高千七百八拾三石五斗三舛　土師村　日損少
柴草山　少　枝村高橋村
雜木林　少　鹿崎村
草山小　馬場ノ下村
一高八百三拾九石八斗九舛　磯上村　日損少
柴草山　少　枝村西ノ岡村
宮ニ松雜木林少　堀村
大塚村
山田村
一高四百九拾四石七斗八舛　長船村
松林少　枝村舟山村
草山少
一高三百九拾三石七斗七舛　上山田村　日損小
小松草山　少
一高千百九拾石五斗四舛　長沼村　水損小
草山小　枝村圓定寺村

小松　少　　東谷村
柴山　少
一高貳百五拾八石四斗外　　神崎村　日損少　水損少
草山　少
宮ニ松林　少
一高四拾三石六斗外　　乙子村　水損少
草山　少
一高七百九拾三石五斗外　　鹿忍村　日損小
小松草山　中　　枝村　子父雁村
小里安村
一高百六石七斗外　　久々井村
小松草山　少
一高七百貳拾五石八斗貳外　　下山田村　水損少
小松草山　少
一高貳百拾七石貳斗六外　　閏能村　水損少
小松草山　少
一高百六拾三石七斗七外　　横尾山村　水損少
小松草山　小
一高百四拾八石五斗九外　　朝日寺村　日損小
小松草山　小
一高六百石八斗五外　　福谷村　日損小
小松草山　少
柴山　少

一高貳百五拾六石三斗九外　　虫明村
柴山　少
宮ニ松雑木林少
一高貳百五拾五石八斗八外　　土佐村　水損少
草山　少
一高千五百八拾貳石七斗九外　　佐井田村　水損少
草山　少　　枝村　大土井村
一高四百拾六石五斗五外　　下阿知村　日損少
小松草山　少　　枝村　野々串村
一高貳百五拾九石七斗九外　　上阿知村　日損少
小松草山　少　　枝村　池田村
一高四百五拾壹石三斗七外　　藤井村　日損少
小松草山　少
宮ニ松林　少
一高貳百四拾九石八斗　　奥浦村　日損小
小松草山　少
一高六百貳拾八石六斗四外　　牛窓村　日損中
小松草山　中　　枝村　紺浦村
綾浦村
吉田村
一高四百六拾貳石四斗七外　　小津村　日損小
小松草山　少　　枝村　栗里江村
一高四百貳拾五石貳斗一外　　尻海村　日損小

草山 小　　枝村 大土井村
宮ニ松林 少
一高四百三拾七石貳斗三舛　鶴海村 日損小
柴山 少
芝草山 中
一高千百貳拾六石四斗四舛　伊井村 日損小
草山 少　　枝村 和田村
宮ニ松林 少
一高九百七拾三石九斗六舛　佐山村 日損小
小松草山 少
柴山 少
一高貳百五拾四石九斗六舛　牛文村 水損小
草山 少　　枝村 多門寺村
　　　　　　稲荷山村
一高七百貳拾石五斗貳舛　西須恵村 水損少
草山 少　　枝村 西谷村
松雑木林 小
一高六百貳拾八石九斗貳舛　東須恵村 日損少
草山 小　　枝村 畑寺村
雑木林 小　　嶋寺村
柴山 小　　かはた村
一高貳千三百拾貳石貳斗貳舛　尾張村 水損小
　　　　　　枝村 岡村

一高九百五拾五石三斗七舛　包松村 水損小
一高八百六拾三石九斗六舛　江村 水損少
　　　　　　枝村 今田村
一高五百六拾四石六斗五舛　下笠加村
　　　　　　枝村 樋ノ口村
一高九百三拾壹石八斗六舛　東北池村 水損小
　　　　　　枝村 西北池村
　　　　　　荷歩田村
一高九百三拾八石四舛　豆田村
　　　　　　枝村 八町村
一高八百五拾五石三斗　大久保村
　　　　　　枝村 小山村
一高貳百七拾壹石四斗三舛　射越村
　　　　　　枝村 和田村
一高五百九拾壹石六斗三舛　久志良村
小松 少　　枝村 山根村
　　　　　　かはた村
一高八百三拾六石六斗六舛　門前村 水損中
一高千五百六拾八石壹斗一舛　福岡村
一高三百九拾貳石壹斗三舛　宗三村
一高貳百五拾六石壹斗六舛　福永村
一高五百四拾九石七舛　百田村
一高七百九拾九石六斗七舛　福元村

一高九百四拾三石五斗一升　向山村
一高五百九拾七石七斗八升　新地村
一高五百六拾六石四斗九升　川口村
一高千七拾壹石七斗五升　濱村
一高五百六拾壹石七斗六升　五明村
一高六百四拾六石八斗　新村
一高六百六拾八石貳斗七升　笠加新村
一高參百八拾六石九升　八日市村
高合四万五千五百八拾三石九斗五升　本村六十八
村數　百拾七　内　枝村四十九

兒嶋郡

一高五百石六斗壹升　小串村　日損大
草山少
一高三百貳拾九石九斗貳升　香田村　日損大
宮山ニ松林少
草山少
一高三百八拾石貳斗一升　北方村　日損大
松林少
草山少
一高貳百七拾貳石五斗八升　上山坂村　日損大
松林少
草山少

一高貳百九拾七石壹斗　下山坂村　日損大
松林少
草山少
一高三百五拾四石壹斗八升　胸上村　日損所
宮山ニ松林少
草山少
小松少
一高貳百六拾貳石七斗　梶岡村　日損大
小松少
一高貳百六拾九石六斗五升　東田井地村　日損大
小松少
一高三百七拾貳石貳斗四升　西田井地村　日損中
小松少
一高七百三拾六石四斗三升　山田村　日損大
草山中
一高七拾九石四斗九升　沼村　日損所
柴山中
一高百五拾九石六斗七升　後閑村　日損所
柴山中
一高百貳拾貳石七斗五升　大藪村　日損大
松林少
柴山中
一高千九石六斗貳升　田井村　日損大
柴山中　枝村　福浦村
草山大　元川村

池ノ内村
十善寺村
一高貳百六拾六石八斗六舛　宇野村　日損中
宮山ニ松林少
一高三百九拾八石五斗　玉村　日損所
草山少
一高四百四拾三石九斗貳舛　利生村　日損大
草山少
一高四拾壹石九斗三舛　向日比村　日損大
草山少
一高貳百六拾壹石　日比村　日損大
宮山ニ小松少
草山少
一高貳百拾三石四斗五舛　澁川村　日損所
宮ニ小松少
草山少
一高百八拾三石壹斗　引網村　日損所
草山少
一高七百拾石四斗　田之口村　日損所
草山少
一高八百三拾六石四斗四舛　下村　日損所
宮山ニ小松少
草山少

一高六百四拾三石九斗貳舛　小川村　日損所
宮山ニ小松少
草山中
一高四百九拾四石九斗三舛　味野村　日損所
一高四百五拾三石三斗一舛　赤崎村　日損所
枝村阿津村
一高八拾石貳斗五舛　大畠村　日損所
草山少
一高七拾四石五斗六舛　田之浦村　日損所
一高百五石貳斗六舛　吹上村　日損所
宮山ニ小松少
一高百八拾四石七舛　下津井村　日損所
松林中　枝村小下津井村
草山少
一高三百四拾九石九斗四舛　通生村　日損所
宮山ニ松林中
草山少
一高三百三拾壹石貳斗八舛　鹽生村　日損所
草山少
一高八拾八石七斗六舛　宇野津村　日損所
宮山ニ小松少
草山少
一高九拾壹石九斗三舛　呼松村　日損所

小松少
草山少
一高三百九拾三石七升　廣江村　日損所
草山中
小松少
一高貳百九拾貳石七斗一升　福田村　日損所
草山中
一高三百拾七石三斗貳升　浦田村　日損大
草山大　枝村黑石村
一高五百拾六石貳升　粒江村　日損中
柴山少
一高貳百九拾五石三斗四升　天城村　日損大
小松中
一高三百七拾七石五斗八升　藤戸村　日損所
草山少
小松少
一高貳百六拾貳石七斗七升　植松村　日損大
一高六百四拾八石四斗五升　彥崎村　日損中
松林中
柴山中
一高百四拾貳石壹斗貳升　川張村　日損大
柴山中
一高貳百五拾三石四斗五升　片葪村　日損大

柴山中
一高八拾六石七斗四升　宗津村　日損大
柴山少
一高三百拾四石三斗一升　迫川村　日損大
柴山少　枝村茂曾路村
一高百貳拾石壹升　奥迫川村　日損大
柴山中
草山少
一高三拾六石八斗三升　宇藤木村　日損大
柴山少
一高五百六拾三石三斗貳升　用吉村　日損大
常山ニ松林中
柴山少
草山少
一高七百五拾壹石六斗九升　迫間村　日損所
草山少
柴山少
一高六百五拾壹石八斗一升　樋ケ原村　日損所
柴山少　枝村橫田村
草山少　加茂曾都村
一高四百五拾石四斗九升　大崎村　日損所
柴山中　枝村奥村
草山少

一高五拾六石六斗貳舛　庄村　日損所
柴山少　枝村池迫村
一高貳百六拾七石三斗八舛　八濱村　日損少
宮ニ雜木林少
柴山少
一高四百九拾五石七斗五舛　波知村　日損所
柴山少
草山中
柴山少
一高百貳石四斗七舛　廣木村　日損所
草山中
柴山中
一高百三石三斗貳舛　宇多見村　日損所
柴山中
一高九拾九石八舛　碁石村　日損大
柴山中　枝村中之浦村
草山少
一高七百六拾八石四斗九舛　郡村　日損大
宮山ニ小松少
草山大
一高貳百貳石九斗　北浦村　日損大
宮山ニ小松少
一高三百拾壹石壹斗六舛　飽浦村　日損中
草山中

宮山ニ小松少
一高三百四拾貳石壹斗九舛　宮ノ浦村　日損中
宮山ニ小松少
草山少
一高三百三拾九石六斗　厚村　日損大
草山少
一高三百四拾八石九斗九舛　串田村　日損所
草山少
一高貳百七拾七石四斗七舛　曾原村　日損所
宮山松林少
一高貳百六拾八石五舛　福江村　日損中
松林少
草山少
一高七百三拾壹石三舛　程田村　日損所
草山中
一高五百五拾七石四斗貳舛　柳田村　日損所
草山中
一高百八拾七石三斗三舛　菰池村　日損所
草山少
一高六百四拾參石八斗　上村　日損所
草山中
一高千百八拾石三斗九舛　林村　日損大
權現山ニ松林中

雜木林　少
一高六百八拾壹石九斗一舛　木見村　日損中
柴山　少　枝村　畑村
草山　少
一高參百貳拾五石九斗九舛　小原村　日損少
柴山　少
草山　少
一高五百七拾七石五斗八舛　山村　日損少
小松　少　枝村　白尾村
柴山　少　瑜伽寺村
上峠村
一高五百三拾五石八斗七舛　瀧村　日損大
草山　中　枝村　長井村
一高貳百四拾三石八斗八舛　廣岡村　日損大

(二)　備中國十一郡之帳（抄）

小田郡
一高五百九拾石壹斗　尾坂村
雜木山　少　枝村　西谷村
柴山　大
高合五百九拾石壹斗
村數　貳　内　本村壹　枝村壹

草山　少
一高貳百九拾七石　小嶋地村　日損所
柴山　少
草山　少
一高四百貳拾壹石八斗三舛　木日村　日損所
柴山　少
草山　少
一高千百八拾六石六斗八舛　長尾村　日損所
草山　中　枝村　新田村
高合貳萬九千四百貳拾九石貳斗八舛
村數　九拾八　内　本村七拾九　枝村十九
高都合貳拾八萬貳百石
以上九郡　村數　八百九十七　内　本村六百廿一　枝村貳百七十六

下道郡
一高八百拾九石六斗八舛　奏下村　日損大
松木山　少　枝村　荒村
芝草山　中　今子村
柴山　少　上奏村
一高五百拾四石貳斗八舛　上原村　日損大
宮林ニ松少

内
四百六拾九石四斗　松平新太郎領
一高三百五拾六石九斗六舛　下原村　日損大
宮山ニ松少　枝村　社村
一高千百四拾五石九斗九舛八合　八田村　日損大 水損中
宮山ニ松少　枝村　土屋村
芝草山少　下平木村
遠田村
境村
内
四百五拾三石八斗七舛　松平新太郎領
高合貳千九拾九石九斗一舛
村數　拾貳　内　本村四 枝村八

賀陽郡
一高三百貳拾貳石壹斗八舛　宍粟村　日損所大
淺木山小　枝村　見延村
柴山小　上見延村
一高貳百九拾九石七斗六舛　槇谷村　日損所大
松淺木山中　枝村　下眞木谷村
草山中　合之内村
高合六百貳拾壹石九斗四舛
村數　六　内　本村貳 枝村四

都宇郡
一高四百拾九石九斗四舛　中田村　水損
芝草山少
一高六百石壹舛　別府村　水損
芝草山少
一高貳百七拾四石四斗八舛　黒崎村　日損少 水損大
芝草山中
一高六百五拾六石四斗貳舛　松嶋村　水損
宮林少
芝草山少
一高百貳拾八石五斗三舛　八尾村　日損
芝草山少
高合貳千七拾九石三斗八舛
村數　五　内　本村五 枝村一

淺口郡
一高千六拾八石七斗三舛　西阿知村
内
七百八石四斗　松平新太郎領
一高三百六拾貳石五斗一舛四合　深田村　日損
松林少
一高六百三拾五石　地頭上村　日損大
柴山中　枝村　地頭板村

草山大

一高千五百五拾六石六斗一舛六合　上竹村　日損
　松林少　枝村 龜山村
　　　　　　　 富村
　　　　　　　 下竹村
　　　　　　　 道口村

一高千百四拾八石貳斗四舛　占見村　日損
　草山大　枝村 奥坂村
　　　　　　　 道木村
　　　　　　　 中村
　　　　　　　 冲村

一高五百九拾四石五斗八舛　西六條院村　日損
　芝山少　枝村 安倉村

一高九百九拾八石九斗　中六條院村　日損
　芝山少　枝村 四條原村

一高貳百六拾八石　東六條院村　日損
　宮林松少
　芝山中

一高六百拾貳石貳斗七舛　地頭下村　日損
　柴山少

一高七百九拾七石壹斗貳舛六合　西小坂村　日損中
　草山大
　宮林少

一高七百五拾六石貳斗三舛　東小坂村　日損中
　松山中
　草山大

一高五百貳拾九石七斗五舛　本庄村　日損中
　柴山少
　草山大

一高九百七石貳斗七舛六合　鴨方村　日損少
　芝山少

一高千七百拾五石　中大嶋村　日損
　林山少　枝村 西大嶋村
　芝山大　　　 大工村
　　　　　　　 小黑崎村
　　　　　　　 東大嶋村
　　　　　　　 正當村
　　　　　　　 國頭村
　　　　　　　 鳥餌村

一高千五百五石貳斗　口林村　日損
　草山中　枝村 大原村
　　　　　　　 高岡村
　　　　　　　 津江村
　　　　　　　 松尾村

一高六百五拾八石三斗七舛八合　西原村

高合壹萬三千七百五拾三石四斗八舛

村数　参拾八　内　本村拾六　枝村弐拾弐

窪屋郡

一高千三百七拾八石三斗四升五合　三輪村
宮林松少
内
八百四拾五石七斗九升　松平新太郎領
一高五百三拾石弐斗　小屋村
草山少
内
弐百五拾石　松平新太郎領
一高七百四拾七石八斗八升　水江村
芝山少　枝村片山村
古水江村
桑村
一高弐千七百四拾七石七斗五合　生坂村　水損大
宮林松山少　枝村東阿知村
草山中　原津村
幸村
一高千七拾三石弐斗八升　子位庄村
松山小　枝村西村
草山少　助安村
一高百七拾弐石九斗九升　川入村

一高弐百四拾壱石壱斗五升　澁江村
枝村田上村
一高四百三拾六石八斗　白樂市村
一高三百三拾五石八斗　四十瀬村
一高千六百六拾石六斗　西郡村　日損
松林少　枝村地頭片山村
芝山大　岡谷村
宿村
一高五百五拾三石　福嶋村　水損中
枝村中津村
一高百四拾六石四斗六升　古地村　日損大
草山中
一高七拾五石六斗四升　黒田村
草山小
一高五百石　三田村　水損
一高弐百拾八石壱斗弐升五合　淺原村　日損大
宮林松山少
草山中
一高百三石三斗弐升三合　八王寺村
枝村大内村
一高五百六拾三石壱斗三升　大嶋村　水損中
一高千八百三拾九石六斗四升　輕部村　日損大
草山中　枝村中嶋村

柿木村　枝村 皇太國村

一高貳千三百三拾五石六斗四舛　眞壁村

枝村 中原村

石原村

溝口村

高合壹萬五千八百五拾五石一斗八舛九合

村數　四拾　內 本村貳拾 枝村貳拾

高都合參萬五千石

一高千五拾壹石七斗七舛六合　平田村 水損小

以上六郡　村數　百參　內 本村四拾八 枝村五拾五

（三）備前國道筋並灘道舟路帳。

大道筋

西國海道筋

播磨境

一船坂峠境目より三石村迄貳拾七町五拾間　但シ船坂峠ハ三石村之內

此內坂壹ツ　船坂之坂峠より麓迄五町

〔烈公御意見附箋一〕

一船坂峠境目と御座候此所ニ家ハ壹間も無之候や境目ハ野か山か御ふしんニ思召由ニ候他國ノ境ハ猶以具ニ帳面ニ御書加可有候

貳札の帳面之內ニも境めわけたち候てしれ申分御座候

それは右之通ニて能候由

右貳札之帳面ニ幾所ニ御座候共わけをたて御書加可有候しるしニ壹ケ所ニ付札いたし候

一三石村より八木山村迄貳拾九町三拾間

此內坂壹ツ　細坂三町四十五間

〔烈公御意見附箋〕

一此三石村ニ人馬何ほと計入こミ可申候や大形積り候て書加候へとの義ニ候大道筋の村計右之通り可然候わき〳〵ハ不入事ニ候

人馬の積り御書加候村は大道筋と所々に御書付可然候

貳札の帳面何も如此ニ候しるしニ壹ケ所ニ付札いたし候

一八木山村より西片上村迄壹里貳拾五町卅間

一西片上村より香々登村迄壹里拾町三十間

此内小坂壹ツ　葛坂貳町十九間

一香々登村より一日市村迄壹里

此内川壹ツ　吉井船渡廣サ八十間　深さ四尺五尺　但し長船ノ渡りともいふ

一一日市村より藤井村迄貳里

此内川參ツ　楢原村前東橋長さ七間　はゝ貳間　深さ貳尺六寸〔附箋〕此橋水出落候へは通ハ無之候

同所中橋長さ拾四間　はゝ貳間　深さ壹尺貳寸

同所西橋長さ六間貳尺　はゝ貳間　深さ貳尺八寸

〔烈公御意見附箋〕

一此川水出て橋なかれ候はゝ人馬のかよひとまり候や但とまり不申候や共らちを帳面に御書加可有候小川にても橋懸り申川の分は理り何も同前に貳札の御帳不殘書付可被申候

一山川に橋懸不斷之用所ハ調候へ共水出後橋なかれ申時は人馬のかよひとまり候やかちわたりニ仕候哉御書加可有候此御帳面ニ山川とは書付見へ不申候へとも谷川と書付て御座候是ニ付御ふしんと見へ申候貳札の御帳の分幾所御座候も御同前ニ候し

るしニ壹ケ所ニ付札いたし候

一藤井村より岡山迄貳里

此内川壹ツ　小橋　長廿貳間半　はゝ三間貳尺　水なし

橋參つ　中橋　長廿貳間　はゝ三間四尺　水なし

京橋　長六拾八間半　はゝ四間　深サ八尺九尺

一岡山より備中境目大島井迄壹里三拾五町拾間

此内川貳ツ　井溝川　橋長さ貳間半　深さ三尺

矢底川　橋長さ七間　深さ貳尺　〔附箋〕此橋水出落候へはかよひ無之候

坂壹ツ　万成小坂五町廿貳間

大道筋

〆拾壹里貳拾町三拾間　但播磨境より備中境迄

山道並小道

一八木山村より播磨境目迄壹里拾町五十間播州領赤穗へ出ル道　但シ岡山より此境目迄九里拾八町

此内坂壹ツ　保坂　貳町但し片坂

小道

三石村より播州境目迄壹里拾貳町但シ播州領赤穗へ出ル道

小道

三石村より和氣村迄三里拾町

此内川五ツ　金谷川　廣サ八間　深さ八寸
万願寺川　廣サ六間　深さ五寸
吉田川　廣サ八間　深さ壹尺
藤野川　廣サ八間　深さ壹尺
曾根川　廣サ貳拾八間　深さ貳尺

一西片上村より和氣村迄貳里五町
此内川壹ツ　金剛川　廣サ九間　深さ貳尺

一和氣村より鹽田迄三里三拾壹町川登リ

一鹽田村より楢津村迄拾三町
此内川壹ツ　鹽田船渡　廣サ五十間　深さ四尺五寸

小道
苦木村より作州境目迄壹里拾七町作州領上山村へ出ル道　備前之内和氣村よりは此境目迄四里拾七町三拾間

小道
奥鹽田村より美作境目迄十貳町廿間作州領奥村へ出ル道　和氣村より此境迄四里十四町四十間

小道
尼瀬村より大岩村迄壹里廿三町大岩より作州境目迄三町四十間作州領上山村へ出る道　備前岡山より此境迄拾里三町四十間
此内坂壹ツ　小杉坂十八町難所牛馬不通

〔烈公御意見附箋〕

一難所の書付御座候岩がんぜきニて候やじる道にて候や壹騎打ニハ通り候へとも大勢ハ通りかたく候や具ニ帳面に御書加可有候牛馬不通と御座候引馬にては通り可申候や引馬にても通り不申候や其わけを帳面に書加可申由ニ御座候

一雪などふり候やと御尋候是も難所に付ての御尋と聞へ申候間つね〳〵雪のふり申樣子を何ほと計ふり申と難所の書付御座候所にて御書加可有候少も雪ふり申事無之候ハヽ其通りとかく具ニ書加候へとの義ニ候

右之通り貳札之帳面ニ幾所にてもわけをたて具ニ所々にて御書加可有候しるしニ壹ケ所ニ付札いたし候

小道

益原村より大藤村迄貳里三拾四町卅間　大藤村より八塔寺村迄三拾五町　八塔寺より作州境迄卅壹町節所作州領白水村へ出ル道

備前岡山より此境迄十貳里十三町

此内川參ツ　日笠川　廣サ十貳間　深さ一尺

牛内川　廣サ貳間　深さ五寸

大藤川　廣サ四間　深さ五寸

坂貳ツ　瓶割坂　五町

わくたて坂拾町節所

小道

大藤村より作州境迄九町作州領横川村へ出ル道　岡山より此境まて十里廿六町

小道

大藤村より大股村迄拾五町

小道

大又村より播磨國境迄廿五町廿間播州領皆坂村へ出ル道　岡山より此境迄十貳里壹町

此内川壹ツ　杉野川　廣サ四間　深さ壹尺

小道

吉田村より大又村迄三里壹町四十間

小道

大又村より八塔寺村迄壹里拾三町

此内川十三　三又川　廣サ十八間　深さ五寸

小板や川　廣サ廿間　深さ六寸

門出川　廣サ八間　深さ五寸

南谷川　廣サ八間　深さ五寸

大又川　廣サ四間　深さ六寸

櫻　川　廣サ四間　深さ八寸

同二ノ渡　右同斷

同三ノ渡　右同斷

同四ノ渡　右同斷

同五ノ渡　右同斷

同六ノ渡　右同斷

東畑川　廣サ貳間　深さ四寸

瀧谷川　廣サ三間　深さ五寸

小　道
大内村道別レより伊井村迄壹里拾七町牛窓道へ出合
此内坂貳ツ　礒上坂　三町五十間
伊井坂　三町三十間
一、一日市村より牛窓村迄四里五町
此内川壹ツ　福岡川船渡　廣サ七十間　深さ七尺八尺
坂四ツ　奥浦坂　四町
紺ノ浦坂　四町三十間
同所坂　三町廿間
同所坂　壹町廿間

小　道
東須惠村道別レより虫明村迄壹里廿三町五拾間　但し岡山より七里五町五十間
此内坂壹ツ　佐山坂　十壹町四十間

小　道
沼村より和氣村迄四里貳町
此内川貳ツ　砂川　廣サ二十間　深さ壹尺
和氣村船渡　廣サ六十間　深さ四尺五尺
一勅旨村より西大寺村迄壹里廿貳町
此内川貳ツ　中川橋　長さ八間　はゝ貳間　深さ四尺　満鹽ニ二三十石之船入ル

廣谷川橋　長さ十四間四尺　はゝ貳間　深さ壹間二三十石之船入ル

坂貳ツ　鳥打坂　七町十間

火打小坂　貳町三十七間

一西大寺村より牛窓村迄三里廿六町　但シ岡山より牛窓村迄六里廿六町

此内川壹ツ　西大寺川船渡　廣サ八十間　深さ八尺　滿汐之時ハ二三百石ノ船入ル

坂參ツ　千手山坂　五町五十間

紺ノ浦坂　三町廿間

同所坂　壹町廿間

一岡山より牟佐村迄貳里

此内川壹ツ　牟佐川船渡　廣サ六十五間　深さ四尺五尺

一牟佐村より西輕部村迄三里

此内川貳ツ　苅田川　廣サ八間　深さ五寸

西輕部川　廣サ十四間　深さ六寸

一西輕部村より周匝村迄四里　周匝村壹里塚より作州境目迄八町作州領飯岡村へ出ル道　但シ此境目迄岡山ゟ九里八町

此内川五ツ　出屋川　廣サ貳間　深さ五寸

惣分川　廣サ四間　深さ四寸

來迎寺川　廣サ貳間　深さ五寸

檜津川　廣サ三間　深さ五寸

周匝川船渡　廣サ五十間　深さ三尺四尺

坂貳ッ　四辻坂　九町
來迎寺坂　廿八町三十九間

小道
周匝村より川原屋村迄廿九町五十間作州領藤原村へ出ル道此境目まて岡山より九里廿九町　但シ難所牛馬不通

小道
西輕部村道別レ㐫佐伯村迄貳里七町四十間
此内川壹ッ　西輕部川　廣サ十貳間　深さ六寸
坂壹ッ　北佐古田小坂　貳町四十間

小道
佐伯村より矢田村迄拾町
此内川壹ッ　佐伯川船渡　廣サ四十五間　深さ四尺五尺

一岡山より金川壹里塚迄四里　此塚より下田村迄拾五町五十間　下田㐫宮地村迄壹里廿町十間　宮地村より作州境目迄六町十間
作州領の内福渡へ出ル道　但し岡山㐫美作國境目迄六里六町十間
此内川六ッ　井溝川下ノ橋　長さ三間　はゝ壹間半　深さ壹尺
同川上ノ渡橋　長さ貳間　はゝ壹間壹尺　深さ壹尺
金川之川　廣サ十貳間　深さ貳尺
鵜飼川　廣サ廿貳間　深さ一尺八寸
下田川　廣サ九間　深さ一尺五寸
福渡ノ船渡　廣サ七十間　深さ六尺七尺

坂四ツ　半田坂　壹里廿間登リ下リ陸共ニ
辛香坂　九町廿八間
岩子坂　三町十四間
三野地坂　十六町廿六間

小道

下田村道別レより下賀茂村壹里塚迄三里貮拾町十間　下賀茂より杉谷村迄四里此壹里塚より作州境目迄三十間美作領上山村へ出ル道　但シ岡山より金川通此境目迄十貮里三十間

此内川十七

鵜飼川下渡　廣サ廿四間　深さ貮尺
同川上ノ渡　廣サ卌間　深さ壹尺
虎倉川　廣サ三十六間　深さ壹尺
加茂川上渡　廣サ十貮間　深さ六寸
下加茂川　廣サ十貮間　深サ八寸
鍋谷川　廣サ六間　深さ四寸
千日川　廣サ十七間　深さ七寸
大谷川下渡　廣サ九十間　深さ八寸
同川上渡　廣サ廿間　深さ一尺
小栗川　廣サ十間　深さ一尺貮寸
井原川下渡　廣サ貮間　深さ貮寸
同川上渡　廣サ五間　深さ貮寸

山口川下渡　廣サ七間　深さ三寸
同川上渡　廣サ八間　深さ四寸
尾原川　廣サ六間　深さ一尺
すまう川下渡　廣サ三間　深さ七寸
同川上渡　廣サ五間　深さ五寸
坂壹ツ　蔦籠坂　廿町難所

小道
吉宗村壹里塚より勝尾村迄貳里三町　勝尾村より備中境目迄三町皆坂備中山上村へ出ル道　岡山より此境目迄四里三町
此内川壹ツ　東菅野川　廣サ三間　深サ一尺
坂壹ツ　勝尾坂　壹里三拾三町

小道
勝尾村より宮地村迄貳里廿壹町三十間　作州領福渡道へ出合
此内川壹ツ　久保川　廣サ三十六間　深サ貳尺
坂貳ツ　天満坂　四町廿貳間
久保坂　三町十貳間

小道
櫻村より下加茂村迄壹里皆坂

小道
上加茂村より備中境目迄拾町五十間備中領眞星之内懸畑村へ出ル道　但シ岡山より勝尾通此境迄六里卅貳町卅間

小道
此内川壹ツ　廣面川　廣サ十貳間　深サ六寸

小道
賀茂市場村より備中國境目舊井嶋迄廿町　但し備中領上野村へ出ル道

小道
加茂市場村より備中境藤才峠まて八町五拾間　備中領神原村へ出ル道　但シ岡山より勝尾通此境目迄八里卅三町五十間
此内坂壹ツ　神原坂　壹町廿間　但し片坂

小道
溝部村道別レゟ備中境目迄廿三町五拾間備中領川關村へ出ル道　但し岡山より金川通拾貳里五町五拾間
此内川壹ツ　瀬戸谷川　廣サ壹間　深サ三寸

小道
杉谷村より江與味本村迄壹里節所　江與味ヨリ美作國境迄廿五町節所　作州領吉村へ出ル道　但シ岡山ゟ此境目迄拾三里廿五町
江與味本村より川尻迄廿六町節所　川尻より作州境目迄四町十間節所　作州領濱尻村へ出ル道　但シ岡山より此境目迄拾三里三拾町十間

小道
此内川壹ツ　川尻川船渡　廣サ三十五間　深サ八尺九尺

小道
下賀茂村より水谷村迄貳里九町皆坂節所作州領三手藏村へ出ル道　但シ岡山より此境目迄拾里九町
此内河壹ツ　水谷川船渡　廣サ三十五間　深サ七尺八尺

小道
金川村より來迎寺村前の壹里塚迄四里　作州道へ出合

此内河四つ　金川船渡　廣サ四十間　深サ貳尺三尺
矢知西ノ川　廣サ貳間　深サ四寸
矢知東川　廣サ貳間　深サ五寸
小原川　廣サ七間　深サ六寸
坂壹ツ　榧か嶢坂　十三町

小道

一平岡村道別レより備前曾根山峠村作州境迄壹里十三町皆坂作州領峠村へ出ル道　但シ岡山ゟ此境目迄六里三拾壹町
此内川壹ツ　西村川　廣サ三間　深サ三寸
一岡山より備中境目迄壹里拾五町　備中領庭瀬へ出ル道
此内川貳ツ　井溝川　橋長さ四間半　深サ貳尺五寸
白石川　橋長さ拾八間　深サ五尺　但シ小船入ル　〔附箋〕白石橋水出候て落候へばかよひ無之候
一下津井村より天城村迄三里貳拾九町天城壹里塚ゟ備中領境目迄拾四町　但シ岡山より下津井迄八里三拾壹町貳拾間
此内藤戸入海船渡り　廣サ九拾間　深さ五尺六尺　干鹽ニかち渡り　但し正保四年ニ橋貳ツ懸ル　内壹ツハ長さ貳拾壹間
はゝ壹間半　壹ツハ長サ六間　はゝ壹間半
川參ツ　味野谷川　廣さ六間　深さ五寸
福江谷川　廣サ三間　深サ六寸
林谷川　廣サ六間　深サ八寸
坂壹ツ　大木坂　拾五町

小道

下津井ゟ八濱村迄四里貳拾九町
此内川壹ツ　用吉谷川　廣サ六間　深サ五寸

小　道

八濱ゟ小串村迄三里
此内川壹ツ　谷川橋　長サ五間　はゝ五尺　深サ壹尺
坂四ツ　恭石坂　三町四拾間
松尾坂　壹町拾四間
星賀坂　貳町廿間
鵯越坂　四町廿六間

灘　道

一福浦村ゟ播州赤穂郡境目迄九町五拾間〔附箋〕此道坂
一福浦ゟ寒川村迄貳拾貳町廿三間難所〔附箋〕引馬通ル
一寒川ゟ日生村迄壹里壹町四拾六間〔附箋〕難所引馬通
一日生ゟ灘村之内木符村迄十六町三拾間山道
一木符ゟ友延村迄三拾壹町拾間
一友延ゟ灘村迄拾五町五拾間
一灘ゟ東片上村迄三拾五町拾四間
一東片上ゟ西片上村迄壹町十五間町筋
一西片上ゟ浦伊部村迄拾壹町〔附箋〕難所引馬通ル

一浦伊部より久々井村迄卅壹町拾間
　此内川壹ツ　伊部川　廣サ拾貳間　深サ一尺
　　坂壹ツ　伊部坂　六町五拾間
一久々井村ゟ鶴海村迄貳拾町五拾間内三町五拾間節所
一鶴海より虫明村迄貳拾七町八間
　此内坂壹ツ　黒井坂　十六町廿五間〔附箋〕黒井山坂せつ所引馬にては通申候
一虫明ゟ福谷村迄貳拾八町廿七間
一福谷ゟ尻海村迄三拾町四拾間
　此内坂貳ツ　福谷坂　五町
　　　　　　尻海坂　九町
一尻海ゟ小津村迄貳拾四町
　此内坂參ツ　尻海坂　四町
　　　　　　小津坂　貳町三十間
　　　　　　同所坂　貳町三十間片坂〔附箋〕小津坂二ツ引馬計通ル
一小津ゟ奥浦村迄拾壹町三拾間
　此内坂壹ツ　小津坂　壹町三拾間片坂
一奥浦より牛窓村迄壹里壹町
一牛窓ゟ鹿忍村迄貳拾九町三拾間
一鹿忍より久々井村迄壹里卅三町卌間

此内坂四ツ　鹿忍坂　六町三十間
矢寄坂　三町三十間
子父雁坂　七町
久々井坂　八町難所
〔附箋〕　此坂四ツ難所引馬ハ通リ申候　内子父雁坂一ツよし

一久々井村より小串村迄壹里
内海上　廣サ八町岡山への船路入口　深サ拾尋　但シ小串前西風に舟懸りよし

一小串より番田村迄三拾三町廿七間
此内坂壹ツ　石堂坂　貳町廿間

一番田より胸上村迄貳拾四町四拾間
此内坂壹ツ　胸上坂　貳町四拾間

一胸上より山田村迄貳拾貳町貳拾間

一山田より田井村迄壹里拾八町
此内坂貳ツ　牛路坂　拾五町
才の嶋坂　三町

一田井より宇野村迄三拾四町四拾六間
此内坂壹ツ　大地坂　三町四拾間

一宇野より玉村迄拾七町
此内坂壹ツ　才ノ嶋坂　三町廿間

一玉村より日比村迄貳拾九町貳拾間
此内川壹ツ　大川　廣サ六間　深サ三寸

坂壹ツ　才神坂　七町貳拾間
一日比より澁川村迄拾七町
此内坂壹ツ　鞍坂　貳町貳拾間
一澁川村より引網村迄壹里四拾間
一引網より田口村迄貳拾町拾八間
一田口ゟ小川村迄三拾三町四拾間
一小川より赤崎村迄貳拾町貳拾六間
此内川壹ツ　坂野川　廣サ六間　深さ三寸
一赤崎より下津井村迄貳拾三町卅間
一下津井ゟ通生村迄廿六町六間
此内坂貳ツ　才の嶋坂　九町
梨子木坂　六町拾間
一通生より呼松村迄壹里貳拾町十八間
此内坂貳ツ　才坂　拾壹町五拾四間
宇藤坂　三町貳拾間
一呼松ゟ浦田村迄壹里拾七町五拾六間
此内坂貳ツ　大津坂　八町五拾四間
桑ノ濱坂　六町四拾間
一浦田ゟ黑山迄拾三町貳拾間
灘目道筋
〆貳拾八里三拾五町三拾間

一福浦村ゟ播州赤穗郡境目より拐崎迄海上廣サ九町片上へ之入口
深サ五尋片上迄ハ入海三里之間何風にも船懸り有
福浦ゟ九町
一拐崎片灘
〔烈公御意見附箋〕
一拐崎片灘と申計ニ御座候小舟にても懸り不申候何共書付無之上ハ定而釣舟程の舟にても懸り不申とハ思召候へともうたかハしく
候間やうす具ニ書付候へと被仰候小舟にても懸り不申候ハヽ左様ニ帳面ニ御のせ可有候村名書付有之候ニ付御ふしん之由ニ候
右之通貳札の帳面同事にて候しるしニ壹ケ所に付札いたし候
拐崎ゟ壹里
一大漂南東風に船懸りよし鹽時不搆　其外惡し
大漂ゟ壹里
一栖鼻　船懸り惡シ是よりも片上へ舟路貳里入口廣サ拾町　深サ三尋入海之内ハ舟懸りよし鹽時不搆
蕪崎と牛窓ノ間にふんなしと申はへ有　地ゟ三拾間干鹽ニあらはるゝ
栖鼻ゟ三里
一牛窓　湊瀨戸口ノ間三町五拾間　深サ拾壹尋東西風ニ船懸りよし鹽時不搆
牛窓瀨戸口前嶋鼻ニ女男岩と申はへ有　干鹽ニあらはるゝ地ゟ十間
矢寄濱ノ前ニ國喰と申はへ有　干鹽ニあらはるゝ地ゟ五拾間
牛窓ゟ貳里
一犬嶋　湊口廣サ壹町　深さ四尋南東西風船懸りよし　左右岩つゝき舟數ハ不懸鹽時不搆

犬嶋西ノはしニいわしと申はへ有　干鹽ニあらはるゝ

犬嶋ゟ廿町

一米崎　鹽懸り有岡山へ入口　廣サ八町　深さ拾尋是より岡山迄三里半

米崎ゟ貳里

一胸上　片灘

胸上ゟ壹里拾町

一出崎　鹽懸り有　東北風ニよし

出崎ゟ貳里

一日比　船懸り有　東西北風ニよし鹽時不搆

日比ゟ壹里半

一引網　片灘　此濱琴ノ浦とも申候

此沖舟路通りしゆくなきと申洲有　長サ三拾町餘はゝ中ニて七町餘　干鹽に水下貳尺三尺

引網ゟ貳里

一下津井　湊有　瀬戸東ノ口廣サ五町　此湊西北風ニ船懸りよし　西瀬戸口廣サ拾貳町

地方山鼻ニはへ有　干鹽ニ水下貳尺計り　地ゟ八間

下津井ゟ三里

一上水嶋　鹽懸り有　上水嶋ゟ備中白石迄四里

舟路

〆拾九里貳拾壹町

正保四年十一月　日

第三十三章　證人、參觀、巡見使

岡山藩と德川幕府との公務上の關係を明かにせんが爲に、證人、參觀交代、巡見使の三に就きて略說す。

第一、證　人

證人又人質とも稱す和親、降伏、もしくは違心なきの證として親戚家人を質に致すを云ふ。仲哀天皇九年紀に十月皇后新羅を親征し給へる時新羅王、微叱己知波珍干岐を出して質とせしを初めとす。武家時代に及んて廣く行はれ戰國時代尤も盛なりき、江戸幕府の初期には諸大名をして質を幕府に納れしめ之を證人と稱せしが幾もなくして之を停めたり。今烈公一代の間舊記に散見するものを摘攄して之を表示す左の如し。（類纂參照）

證　人　一　覽　（自慶長十六年至寬文五年）

證人氏名	續柄	期間
伊木仁右衛門	長門忠繁ノ弟	不詳
伊木鶴千代	忠繁ノ嫡子	慶長十六―元和二
日置主殿助	豐前忠俊ノ養子	元和元―
池田竹松	出羽守由之ノ男	元和元―
池田鶴松	出羽守由之ノ二男	元和元―
土倉菜	市正ノ姪	元和元―
伊木庄二郎	伊木忠貞ノ家臣	元和二―
小岸禰々	伊木忠貞ノ家臣	元和二―
番與右衛門	大膳亮景次ノ男	元和三―
堀尾淸左衛門女	池田出羽由成ノ家臣	元和四―
日置菜女	豐前ノ姪	元和五―
土倉淡路	市正ノ男	元和五―
丹羽兵部	山城入道德入四男	―寬永五
伊木宗右衛門他三人ノ子共	伊木忠貞家臣	不詳

池田八介	下總長政ノ養子	寛永十―寛永十二
神菊	忠貞ノ家臣 神權兵衛ノ女	寛永十―寛永十六
番某	大膳亮景次ノ女	寛永十一―
伊木三之亟	伊木忠貞ノ家臣	寛永十三―寛永十七
日置八	主殿助ノ女	寛永十六―
伊木清兵衛	忠貞ノ嫡男	寛永十六―
池田主計	出羽由成ノ嫡子	寛永十六―萬治元
池田某	攝津守利政ノ女	不詳
土倉四郎兵衛	淡路ノ長子	正保二―承應元
日置五郎太郎	若狹ノ嫡長	慶安二―寛文二
池田庄之助	伊賀ノ嫡長	慶安二―
池田勝之助	伊賀長明ノ嫡子	承應元―二承應三―明暦元
池田萬	下總長泰ノ女	承應元―
伊木某	忠貞ノ男	―承應二
伊木國	忠貞ノ女	承應二―明暦二
池田大學長久	河內長明ノ二男	明暦二―三―萬治三― 萬治元――寛文三―
伊木勘解由繁風	忠貞ノ男	明暦二―寛文五
池田五郎兵衛	出羽嫡長	萬治元―
土肥助二郎		萬治二――寛文二―
瀧川儀太夫		萬治三―寛文三―
池田勝吉		寛文元――寛文四―
池田少吉	美作嫡長	寛文三―
池田主水	出羽二男	寛文四―寛文五
伊木長九郎	玄蕃嫡長	寛文五―寛文五年七月十二日
若原太郎七	監物嫡長	寛文五―寛文五年七月十二日

第二、參　覲

江戸時代の制諸大名は一定の時期に際して、江戸に候し若しくは本國に就く、前者を參覲といひ、後者を交替といふ。交替とは他の大名の參覲と交替するよりの名なり。以下烈公時代に於ける參覲に關する規則、一覽、略說、等を揭く。

其一　參府諸規則

寛永十八年辛巳四月朔日　江戸御留守番差遣發令　大帳

定

一、罷上道中諸大名衆ニ行逢候時下馬慮外仕間敷事付泊々町宿同前之事

一、繼馬抔之儀ニ付他所衆ト申事無之様ニ可仕事付宿ノ爭同宿主並町人ト賣買出入無之様ニ下々迄念入可申付事

右之條々堅可相守者也

寛永十八卯月朔日

寛永二十一年甲申四月發令

覺

一、道中於泊々下々猥ナル儀無之様ニ申付宿賃以下慥相渡亭主切手可取置事付秣草鞋ニヨラス買物之儀相濟シ賣主ニ相理リ可罷通事

一、他所衆町人並宿主抔ト申事仕ニ於テハ此方ノ者可申付事付如何樣之儀有之共下々一圓不可出合此旨下々迄モ堅可申付事

一、人返シ之儀他所ヨリ屆候ハヽ可返遣此方ヘノハ重々相屆其上ヲ以可請取若又及異儀ハ重テ彼主人ヘ相理於手前申無之様ニ可申付事

一、道中ニテ諸大名衆ヘ行相候時下々共無禮無之様ニ可申付事

一、道中何レモ連レ立可申跡先ニ參間敷事

一、道中上方ニテ逗留不仕早々國元へ可罷越事
右之旨堅可相守者也
寛永廿一年四月　御國へ先ニ被遣候
是歳六月四日江戶發輿シ給ヒタレハ此書面其發靭ニ先タツテ備前ニ遷サレシ諸士へ示サレシモノナルヘシ
正保元年甲申六月　歸國道中制度　大帳

定

一、道中泊々ニ於テ下々猥ナル儀無之樣ニ申付宿賃以下慥ニ相渡シ亭主切手ヲ可取置事附草鞋ニ因ラス買物ノ代相濟賣主ニ兩度相理可罷通事
一、宿々甲乙有之共奉行申付上ハ違亂申間鋪事
一、舟渡ニテ馬共路次行ノ如ク次第々々ニ引懸ケ過チ申事無之樣可申付事
一、他所者町人並宿主抔申事仕ニ於テハ此方之者可申付事付如何樣ノ儀有之共下々一圓出合可ラス此旨堅可申付事
一、人返之儀他所ヨリ屆候ハヾ可返遣此方へノハ相屆共上ヲ以可請取若又及異儀ハ重テ彼主人へ相理於手前申事無之樣ニ可仕事
一、家中諸道具入交リ無之樣ニ馬々際ニハ若黨有次第手明草履取一人道具計タルヘシ此外ハ惣樣供ノ跡ヨリ一ツニ可參事
一、泊々晝休町頭二町程前ヨリ大小性中小性令下馬供可仕事此外ノ面々乘掛ノ際ニ歩可申事

右之條々堅相守可申者也

正保元年六月四日

同日　發令

供之作法之覺　大帳

一、供ノ次第如書付タルヘキ事

一、乘物ヨリ騎馬貳拾間程引下リ可申事

一、乘物ノ先ニテ煙草吸ヒ並小便仕草鞋帶申間敷事

一、乘物ノ前後ニテ高咄停止ノ事

一、天氣好候ハ頭ツヽミ申間敷事

一、先ヘ來候道具ムサト形儀ヲ破早ク參間敷事

一、下々脇道仕間敷事

右之通堅可申付者也

正保元年六月四日

一、本年歸國扈從ノ次第發令　大帳

一番

下　濃　彌五左衛門　　佐々木　九　八　郎　　內　藤　平　之　丞　　武　藤　隼　之　助

永田三郎左衛門　片山彌三郎　荻原又六　津田久太夫
山田一郎左衛門　中野仁右衛門　圓山三郎助　金森茂右衛門

二番

作内記　村瀬平右衛門　安藤二郎左衛門　岡田喜左衛門
津田左源太　佐分利判之助　熊谷八太夫　長坂喜三郎
下方甚助　生田清二郎　矢部權三郎　高橋與兵衛
金森久三郎　長谷川四兵衛

毎日供贄者牧野將監小堀一學作内記安藤二郎左衛門田中九兵衛番之外之者毎日々々泊マテ先へ可参事

右之通可相勤者也

正保元年六月四日

道中行列左ノ如シ

御長柄　御弓 同　鳥毛御鑓 同　御馬　御甲　御具足　御懸硯　御挿箱　御直鑓 同　御被キ皮 同　御手弓 同　御矢筒 同　御床几　御唐傘 御塗笠　御直鑓 御十文字

歩衆　御腰物筒 御腰物箱　御手廻　御長太刀 御鍵鎗　御菓子箱 御茶辧當　御乗懸　騎馬　乗懸　供馬　挿箱

一、於道中火事出來ノ時役付

一、火消

牧野將監預リ鐵砲下濃彌五左衛門、津田左源太、内藤平之丞、永田三郎左衛門、村瀬平右衛門

河野右馬助、山田市郎左衞門

一、御道具ニ掛リ申役

金森茂右衞門、長谷川四兵衞、内田九郎兵衞、熊谷八大夫、野間平六、高橋與兵衞、石黒後藤兵衞預リ長柄者共

右役人ノ外ハ御宿ヘ相詰可申者也。

慶安元年戊子十二月朔日發令　御記錄

今度江戸扈從ノ者支配取ノ分若黨壹人道具持壹人草履取貳人此外ハ可爲無用是ヨリ減シ候ハ可爲心次第候增候ハテ不叶候ハハ理可申候

承應二年癸巳二月廿二日水野茂左衞門森半右衞門兩人ヘ道中一人宛先ヘ遣候條幸步横目モ參候間下々迄法ヲモ背候哉萬事可承旨被命　御記錄　此歲參覲隨從侍中百七人内馬持五十一人ト云

三年甲午十月廿日　來年東覲御供被仰出其人員如左　日錄

小性頭　小堀彥右衞門　御用被仰付御國ニ殘ル

小性頭　草加兵部　小堀彥右衞門代

裡判　上坂外記　兒小性頭　尾關源次郎　大横目　山田市郎左衞門

上行頭　津田半十郎　近習　片山彌三郎　奏者　喜多島忠左衞門

醫者　高崎長菴　針立　森不干　醫者　入江玄池

大小性　淵本甚五左衞門　大小性　名倉鄕左衞門　大小性　江見仁兵衞

大小性　大橋平兵衞　大小性　鈴田夫兵衞　大小性　石黒平內

大小性　横山次郎兵衛
大小性　水野三郎右衛門
中奥中小性　大林清右衛門
御側兒小性　菅才三郎
同　下濃定六
同　津田重二郎
兒小性　鈴田半四郎
同　小幡源八
同　石黒藤八
膳奉行　大口市右衛門
祐筆　野間平六
到來奉行　下濃孫九郎
中小性　寺内喜左衛門
同　長谷川兵太夫
同　藤岡傳左衛門
同　加藤又左衛門
同　村瀨源太夫
同　立野八郎兵衛
臺所賄人　井上太郎左衛門

大小性　岡村權兵衛
大小性　村山又左衛門
御側兒小性　小堀半彌
御側兒小性　萩野次郎四郎
同　下方七十郎
兒小性　佐分利三十郎
同　近藤甚七
同　渡部友之介
納戸　青地藤十郎
膳奉行　淵本久五左衛門
祐筆　加藤甚右衛門
中小性　稻川九郎右衛門
中小性　石尾喜六
同　山田彌太郎
同　牧野清四郎
同　調所喜右衛門
同　寺内七郎左衛門
馬役　市森彦三郎
料理人　荒木清太夫

大小性　瀧並宇右衛門
中奥中小性　土肥彦四郎
御側兒小性　丹羽忠三郎
御側兒小性　正木又之助
同　田村左太夫
兒小性　永田重之亟
同　南部角之亟
同　安井八十郎
納戸　先山百右衛門
祐筆　高橋文右衛門
祐筆　吉崎甚兵衛
中小性　土倉彌助
同　伊庭關左衛門
同　伊庭半七
同　瀧源右衛門
同　野々村平太左衛門
同　青地源之亟
同　田中夫左衛門
酒方　坂井長兵衛

料理人 森田清左衛門		
番頭 若原監物	鐵砲頭 水野助之進	組頭 田中惣兵衛
組頭 池田藤右衛門	組頭 佐分利彌一右衛門	馬廻 榎並久大夫
馬廻 木下一郎左衛門	馬廻 伴三郎左衛門	同 廣内權右衛門
同 安東徳兵衛	同 森本與三兵衛	同 熊澤權八
同 安東喜大夫	同 吉田多兵衛	同 松尾助八
同 村尾市郎右衛門	同 富田久兵衛	

右東覲鹵簿大率定規ニ屬スルヲ以テ茲ニ本年ノ人員ヲ掲テ其一例ヲ示ス以後變更ナケレハ略ス

但歸國ノ年ハ留守番ノ諸員ヲシテ東役交替セシム

其二、烈公參觀一覽表

次	年月日	摘要	年齡
一	慶長十六 月 日	參覲、秀忠將軍見參、國俊ノ刀ヲ賜フ	三
	十八 月 日	登營、前將軍家康謁、新藤五ノ脇差ヲ賜フ	五
	是歳 正月廿五日	輝政公薨、六月十六日遺領三分セラル	
	元和二 六月十三日	利隆公卒去翌十四日烈公遺領ヲ受ク	八
	三 六月	烈公因伯二州ニ轉封ス	九
	四 二月	就國ノ命ヲ受ケ三月十四日初入國	一〇

		五		上洛將軍ニ謁シ左文字刀ヲ賜フ	一一
二		六	十二月	參府、翌七年五月四日歸國	一二
三		八	四月	參府、九年七月將軍父子ニ從ヒ入朝、八月歸國	一四
四	寛永	元	月　日	參府、翌二年歸國	一六
		三	八月	將軍父子ニ從ヒ入朝	一八
五		四	四月	參府、六年十二月歸國	
六		七	十二月	參府、八年滯府、十二月廿五日前將軍臥內謁見、九年三月廿九日歸國	二三
七		九	五月廿三日	鳥取發東覲、轉封ノ命アリ、八月十二日岡山入國	二四
八		一〇	正月二日	岡山發駕同十七日參府十一年三月歸國	二五
九		一二	正月十六日	岡山發駕參府、翌十三年七月廿三日歸國	二七
一〇		一四	閏三月五日	岡山發駕參府、翌十五年二月二日江戸發駕同十九日歸國	二九
一一		一六	三月五日	岡山發艦參府、翌十七年六月六日歸國	三一
一二		一八	三月十七日	岡山發艦參府、翌十九年六月廿五日歸國	三三
一三		一九	十二月十五日	岡山發艦同廿九日參府、翌々正保元年六月四日江戸發駕廿日歸國	三四
一四	正保	二	二月廿日	岡山發艦三月二日參府、翌三年四月廿七日江戸發駕日光廟參詣、五月十四日歸國	三七
一五		四	三月十二日	岡山發艦廿五日參府、翌慶安元年五月廿八日江戸發駕六月十日歸國	三九

一六	慶安	二	三月十四日	岡山發艦廿九日參府、翌三年七月廿七日江戸發駕八月十三日歸國	四一
一七		四	三月五日	岡山發艦十八日參府、翌承應元年五月八日江戸發駕木曾山道徑行同廿四日歸國	四三
一八	承應	二	三月六日	岡山發艦廿一日參府、翌三年七月十九日發駕八月五日歸國	四五
一九	明暦	元	四月十二日	岡山發艦廿五日參府、翌二年五月八日發駕廿五日歸國	四七
二〇	明暦	三	九月八日	岡山發艦廿五日參府、翌萬治元年九月五日發駕十九日歸國	四九
二一	萬治	二	三月十一日	岡山發艦廿七日參府、翌三年五月廿一日發駕六月六日歸國	五一
二二	寛文	元	閏八月九日	發艦廿六日發府、翌二年七月三日發駕十八日歸國	五三
二三		三	三月十一日	發艦廿七日參府、翌四年五月廿二日發駕閏五月十日歸國	五五
二四		五	三月十六日	發艦四月三日參府、翌六年四月廿六日發駕五月十日歸國	五七
二五		七	三月十六日	發艦四月二日參府、翌八年四月廿二日發駕、五月七日歸國	五九
二六		九	四月五日	發艦廿三日參府、翌十年四月廿三日發駕、五月七日歸國	六一
二七		十一	三月十五日	發艦四月朔日參府、翌十二年十一月三日發駕廿五日歸國	六三
二八	延寶	元	二月廿八日	岡山發艦三月十九日參府、同九月廿一日江戸發駕十月十日歸國	六五
二九		二	十一月十一日	岡山發艦廿八日參府、翌三年九月十六日江戸發駕十月三日歸國	六六
三〇		五	三月十一日	岡山發駕廿九日參府、十一月十日江戸發駕廿八日歸國	六九
三一		七	二月十日	岡山發駕廿八日參府、十月朔江戸發駕十九日歸國	七一

三二　延寶　八　十二月　四　日　岡山發艦廿二日參府、翌元和元年九月十六日江戸發駕十月五日歸國　七二

天和　二　五　月廿二日　岡山城西丸にて逝去　七四

〔附〕參覲の途次に於ける禮使贈答。一例として尾州侯德川義直、及光友より受けたるものを表示す。

慶安　元　年六月　五　日　松平新太郎登熱田ヨリ桑名エ渡海ニ付御船御馳走有之
慶安　三　年八月　六　日　松平新太郎御嶽止宿ニ付御使ヲ以二種一荷被遣之
慶安　四　年正月　廿　日　御入國ニ付松平新太郎ヨリ使者指越御祝儀申上之
慶安　四　年三月十一日　松平新太郎下リ鳴海止宿ニ付以御使二種一荷被遣之
承應　二　年三月十三日　松平新太郎下リ鳴海止宿ニ付以御使二種一荷被遣之
明曆　元　年四月十八日　松平新太郎下リ通行ニ付於熱田以御使二種一荷被遣之
明曆　二　年五月十六日　松平新太郎登リ鳴海止宿ニ付以御使二種一荷被遣之
明曆　三　年九月十七日　松平新太郎下リ鳴海止宿ニ付御使ヲ以二種一荷被遣之
萬治　元　年九月十三日　松平新太郎登リ熱田通行ニ付御使ヲ以二種一荷被遣之
萬治　二　年三月十九日　松平新太郎下リ鳴海止宿ニ付御使ヲ以二種一荷被遣之
寛文元年閏八月十八日　松平新太郎下リ鳴海止宿ニ付御使ヲ以二種一荷被遣之
寛文　二　年七月　十　日　松平新太郎登熱田止宿ニ付御使御番頭ヲ以二種一荷被遣之
寛文　四　年五月廿九日　松平新太郎登熱田止宿ニ付御使御番頭ヲ以二種一荷被遣之
寛文　五　年三月廿五日　松平新太郎下リ通行ニ付御使ヲ以二種一荷於熱田被遣之
寛文　六　年五月　三　日　松平新太郎登熱田止宿ニ付御使ヲ以二種一荷被遣之
寛文　八　年四月廿九日　松平新太郎登リ熱田止宿ニ付御使御番頭ヲ以兩種被遣之

寛文九年四月十四日　松平新太郎下リ熱田止宿ニ付以御使兩種被遣之
寛文十年四月晦日　松平新太郎登リ熱田止宿ニ付以御使御番頭兩種被遣之
寛文十一年三月廿一日　松平新太郎下リ墨俣止宿ニ付以御使兩種被遣之
（源敬様義直御代御記錄、瑞龍院様光友御代御家日記）

其三、參觀歸國の相圖

烈公參觀歸國に際り、陸海兩路狼烟相圖の箇所を定むること、左の如し。

(一) 陸路歸國の際　法例集

一、片上村葛阪。　一、大內村大池堤。　一、福田村鶴山。　一、坂根村二ツ樋ノ上。
一、吉井村山。　一、寺山村富岡山。　一、矢井村番田山。　一、中尾村小六山。
一、鐵村前山。　一、宍甘村山王山。　一、澤田村山。　一、原尾島村。
一、瓶井山。　一、京橋。

(二) 海路歸國の際　留帳方壁書ノ內

一、牛窓上ノ山。　一、鹿忍よもきか崎。　一、同村城山。　一、東片岡高山。
一、西片岡くれうと山。　一、正儀東米崎。　一、小串城山。　一、阿津大阪。
一、同村西ノはなつら。　一、宮浦星向山。　一、福島御番所上町並。　一、平井茶臼山。
一、京橋。

其四　參觀略說

正保四年及慶安二年兩度の參覲を略說すること左の如し。

〔其一〕　正保四年丁亥

三月十二日　岡山發艦、廿五日　參府、四月朔日　松平伊豆守幕使トシテ來邸慰問　同六日　登營將軍謁見。

九月十一日　公ノ第二女通子君將軍家光公ノ養女トシテ一條教輔公ヘ婚嫁アルヘキ旨ヲ令セラル。

十一月十三日　將軍王寺ニ於テ犬追物ヲ觀ル公亦其場ニ臨ミ玉ヒ射手三十六人ヲ立替リトス此擧將軍島津氏ニ命シ興行セシメラルヽ所ト云。御記錄

慶安元年戊子正月二日　登營拜賀如例是歳備前及備中封內新墾地高貳萬五千石ヲ恒元君ニ分割アリシヲ以テ、三月十九日一作十五日　登營恩命ヲ謝シ玉ヒシカハ將軍延見此度中國西國ノ諸侯歸國セシメ候仔細ハ去年南蠻ヨリ訴訟ノ船ヲ差越シ又唐モ未タ鎭靜ナラサル樣子故自然今年モ訴訟船渡來計リ難ク其警備ノ爲メ四月ヨリ前ニ何レモ暇遣シ候然ルニ備前國ハ相模ニ暇遣シ候故其方ハ先留置候其譯ハ近々日光參拜ノ事アリ少シノ留守ナレトモ竹千代ヲ留置候ヘハ其方滯在保護アリ度殊ニ天樹院殿モ被爲居ヲ以テ懇切ニ思ヒ候故ナレハ左樣ニ心得ヘキ旨面命アリ公其辱キヲ謝シ玉ヒシカハ讚岐守侍座新太郎內意ニハ何迄モ罷在御奉公仕度ト存候處ケ樣ニ難有仕合可申上樣モ無之旨執成アリ退出ノ後再ビ中根壹岐守ヲ使トシテ前意ヲ申コラル。御記錄

四月十一日　登營將軍延見公ニ命シテ曰日光參拜明後日ヲ以テ發スヘシ其方ニモ頓テ參宮致スヘシ其方儀餘人ト違ヒ候故早々暇遣スヘキナレトモ今度ハ大法會ナルヲ以テ少シノ間ニ候得共留置候得ハ留守心安カルヘク且天樹院殿モ居ラセラルヽ故旁滯府セシムルノ旨ナリ其時伊豆守豐後守將軍ニ向ヒ新太郎內意ニ本年ハ參宮之儀上願致シ度存居候處參

拜ヲ被命其上當地ニ滯在仕ル條難有仕合ニ存シ候自然非常ノ際ニハ警衛ヲ命セラレタキ旨兼テ私共へ申聞候由上申アリシカハ豐後守ヲ留守トシテ差置候得ハ用事モ候ハヽ彼ヘ申談スヘキ旨面命アリ。御記錄

十三日　將軍發輿以後公每日登營世子ノ安否ヲ候玉フ　廿五日將軍歸府公登營謁見懇諭アリ。

五月廿一日　松平伊豆守幕使トシテ來邸歸國ノ令アリ白銀及袷衣ヲ賜フ因テ台旨ヲ傳ヘテ曰曩ニ西國ノ諸侯ト共ニ歸國セシムヘキノ處頃日面命アリシ趣ニ因リ滯在セシメラレタリ追々薄暑ノ候ニモ移リ候得ハ早々歸國休息アルヘシ又一條家へ許嫁ノ息女ハ將軍家養子ニ致サルヽニ因リ其段心得ヘキ旨ナリ此日世子ヨリモ松平和泉守ヲ使トシテ袷衣ヲ贈ラル　翌廿二日公登營將軍延見今年ハ東照宮三十三回ノ年祭ニ候處能キ時分是ニ居ラレ候早々參拜直ニ歸國アルヘシトノ令アリ馬一匹ヲ賜フ　翌廿三日江戶發駕廿六日　日光廟參拜緣起ヲ持タセ玉ヒ神廟ニ納メラル　廿八日、江戶へ還駕閣老へ參拜ヲ謝玉ヒ且西國筋自然人數ナト御用モ候ハヾ被仰付候樣內々心得被吳度旨讃岐守へ依賴シ玉フ卽日發駕　六月十日歸國。御記錄

〔其二〕　慶安二年己丑

三月十四日　岡山發艦大阪ニテ曾我丹波守ヨリ浦々ノ法式ヲ被達廿九日　參府　晦日　阿部豐後守幕使トシテ來邸慰問四月三日　登營將軍謁見。御記錄

三年庚寅正月二日　登營拜賀將軍違例ノ故ヲ以テ大納言殿代ツテ謁ヲ受ケラル其二十九日　將軍拜謁賀正。

四月二十八日　松平伊豆守松平和泉守幕使トシテ來邸歸國ノ令ヲ傳フ。

五月三日　將軍違例ニ因テ中根壹岐守ヲ使トシテ旨ヲ傳ヘシム其略ニ曰新太郎義ハ大樹院殿ト續キ其上息女養子ニ致

シ候得ハ重々心安思ヒ候不及申候得共新太郎ニ於テモ左樣可存候得ハ別テ公務ヲ心ニ懸可申候此上ハ世間ヨリモ免シ不申事ニ候得ハ無遠慮心得可申最早能年輩ニモ候間萬事申出度儀モ候ハヽ内密ナリトモ表向ナリトモ遠慮ナク申出ヘシ總シテ遠慮過候間此儀幾度モ懇ニ申聞候得トノ旨ナリ右ハ將軍延見親シク告諭アルヘキノ處頃日違例ニ因テ無其儀ノ趣告達アリシカハ不存寄難有キ台命ヲ蒙リ兎角可申上樣無御座何分可然執成アリタキ旨ヲ演玉ヒヌ。御記錄

七月廿七日　江戸發駕　八月十三日　歸國　同上

參考　綱政公東覲道之記〇明暦三年、〇寛文七年寛文三年は當時の有樣を知るに便なり吉備群書集成第十篇所載吉備温故卷九十九參照すべし。

第三　巡見使

巡見使ハ江戸時代、將軍の代替每に、五畿七道に派遣して國郡の治否を驗せしむる臨時の職名にして目付數人を以て之に充つ。巡見使の職務に關しては時々其の心得を令せられ時としては、其の報告によりて諸有司、並に領主の非違を糺彈せしめらるゝ事もありて享保頃までは治否視察の功を擧げたりしが、其後は只儀式のみのものとなりたり(德川實記)烈公の兩備時代に於ける巡見使の視察は寛文七年及天和元年の二回なり、爰には寛文七年のものに就いて其の概を示す寛文七年丁未巡見役稻葉淸左衛門德永賴母市橋三四郎來臨期に先達て發令左の如し。

覺

一　今度諸國巡見雖被仰付之國繪圖城繪圖無用之事

一　人馬家數改無用事

一、御朱印之外之人馬ハ御定之通駄賃錢取之人馬無滯可出事
一、何方を見分仕候共使者飛脚音信物一切可爲無用但案內之者入候所ハ其斷可有之事
一、掃除等可爲無用但有來道橋往行不自由之所ハ各別之事
一、泊々宿所作事等可爲無用並茶屋新規作之中間敷事
一、國廻之面々泊々ニテ搗米大豆以下所之相場可賣之其外賣物常々其所之値段ニ賣可申事
右條々國主領主御代官方へ先達て可被相觸者也

寬文七年壬二月十八日

內膳正
但馬守
大和守
美濃守
豐後守
雅樂頭

稻葉清左衛門殿
德永賴母殿
市橋三四郎殿

（別紙）

一、宿々疊の表換無用古候共不苦事

一、湯殿雪隱若無之所ハ成程輕可被致事

一、塩柄杓鍋釜古候とも不苦候若無之所ハ輕可被支度事

一、宿に可成家一村に三軒無之所は寺にても又は村隔候ても不苦事

一、其所に無之賣物脇より遣置賣せ申間敷事

以上

一、巡見衆召連人數之定大概

一、千石より千四百石迄は　三十人

一、千五百石より千九百石迄は　三十五人

一、貳千石より貳千四百石迄は　四十人

一、貳千五百石よりは　四十五人

稻葉清左衛門　四十人

徳永頼母　卅五人

市橋三四郎　四十五人

一、巡按の國々順序。

播磨[一]　安藝[十]　周防[九]　長門[八]　石見[七]　出雲[五]　隱岐[六]　伯耆[四]　因幡[三]　美作[二]　備前[十三]　備中[十二]　備後福山領之事[十一]

此他人員國割等略之

一、浦々見分但陸路を罷越見廻り罷歸候節は關舟にて歸路可仕旨

坂井八郎兵衛
伴　作平

一、八月十日板挾ミ記錄類編

備中我領內巡回

同　日　晝休　津高郡勝尾村
　　　　泊　　野々口村
十一日　晝休　赤坂郡町苅田村
　　　　泊　　宗分村
十二日　同　　岡山町
十三日　同　　片上村

是より播州へ被越。

一、都志源右衛門勤書に日七月廿六日巡見衆へ御使者として備後國東城へ罷越、同年八月四日備中矢掛へ、同月九日に足守へ參申候。

一、所々にて百姓共申度事候はゝ、何事にても申立へき旨被申尋問のヶ條は吉利支丹改の樣子、米の相場村々田畑の

高免相村々家數牛馬の數夫口米小物成萬運上の類なり。類編

百姓共返答之大略以下類編

一、吉利支丹改如何樣に仕候哉と御尋候、先年は庄屋とも一ケ月に二度宛改候、近年は御代官毎月村々へ參相改年に二度は毎家へ立入改候と申候。

庄屋又は案內者に何宗そと御尋候、佛者は佛者と申神道は神道と申候、神道の宗旨請はいか樣に仕候そと御尋候、神道の者には其生所神の神主請に立郡々に神主頭有之惣郡の神主頭又岡山に三人有之、其本は吉田殿にてとり候と申候、寄宮の事御尋候樣子申候得は他國にて御聞候とは違ひと被仰候。

坊主は押而還俗被仰付候と御聞候、不殘還俗仕候哉と御尋候、心々に而候故出家も多候由申候。

勝尾村に而還俗の事御尋候、當郡は不受不施にて候ゆへ、大方還俗仕と申候。

寺に居候出家には寺領御取上候哉と御尋候、左樣にては無之有來りに寺領被下候と申候。

西阿知にて亭主に宗門被尋候佛法之由申候得者不審被仕候故佛壇を見せ候還俗の事被尋候此邊にては一人も還俗不仕候惣而心次第に而候故兒島に佛者多と申候其外村々にて被尋候他國に而は出家還俗不仕又神道に不成者は追放被成或牢舍被仰付寺領御取上候と聞候由被申候

邑久郡にて寺數御尋寺四拾三軒坊主五人有之と申候。

一、尺城村にて町役並地子之事御尋町役はケ樣之時掃除等仕計に候地子は前々より御免にて候と申候。

一、升合と云はいか樣之事そと御尋昔より有來候納升之壹石は京盤にて計候得は四升八合出目有之候先年納升に京盤を

用候樣にと被仰付候刻其出目を升合と下に申候升相を免に御直し候故免上り候樣に聞へ候得共畢竟百姓之出し候所も給人之取信所も昔之通にて御座候と申候。

一、御貸し物の事御尋百姓望にて借り候得は米には壹割半銀には壹割の利足差上候樣子に候利なしにも御貸し候と申候

一、野々口村にて貳升麥之事御尋畑壹反作候得は麥貳升出し置候十年以前に始り今年迄四度出し候凶年之爲百姓共頼母志に仕候故集麥共申候下にて調兼候に付奉行之威を借り申候則此前に立置候は此麥藏にて候と申候惣分村にて又御尋有之通申百姓共に御尋被成候成候はゝ樣々に可申上候出し候計にて借り不申も有之借り候ても人により利或は壹割半或壹割又は利なしにも借し又あたへ候も有之兎角救を專に仕候と申候此義また所々にて御尋。

一、桑楮漆之運上鐵炮搏銀出し候哉百姓家作に材木伐出し候得は其代出し候哉山運上有之候哉と所々にて御尋無之通申候。

一、片上にて庄屋並百姓共何にても申度事申候へと被仰候皆申候は御上使樣御巡りに付國主樣より何にても申度事候はゝ誰によらす無遠慮申上候得と末々迄内々御觸にて候得共可申上事無之由申候左候はは御仕置之荒增申候得と被仰候庄屋共申候は先年御仕置を御改過役之分不殘御免物成夫口米之外役も無御座候百姓草臥候得は下札にて救米出申候日損水損にて飢饉之時は扶持方出申候又田地無之鰥寡孤獨之類或は病氣者には其々產業を致させ若續不申者有之候ても年年國中過役御免被成候故せめて其御恩に是より飢寒を救申候村々手に餘り候得は申上御救を申請遣し候國中に住居仕者身上不成候とて他國仕らせ候事庄屋肝煎之無念に成候故國中に無御座候大體如此之仕置に御座候善事無油斷評議有之上に善事書上諫之箱に御座候故何者にても書付上申候故被相改仕置年月と共に能成候故他國と承合辱奉存候末々之百姓共頭分

之者等とには存間敷候他國住居致させ候はは存當り可申候と申上候得は身上不成とて他國仕者有之は庄屋越度に成候事結構成事此段にて仕置之大圖間へ候と御感候。

横役なく庄屋に諸遣米被下候事御感。

善事書にて村中に中違候者父子兄弟申分仕る者大方無之と申候得は仕置之能驗と御申候。

其方共も神道に成候哉上より押て神道に被成候かと御聞候其道かと被仰候左様にては無御座候儒道は國主様年久御好に付最前より郡により五人拾人も好候者御座候處に去秋邑久和氣磐梨赤坂なと國主様御巡り善人に御褒美被下候其內に儒道好候者多く候故扨は儒道御好如此に候上は下に居候者御恩蒙りなから上之御好に背御好不被成事を仕候事累年之御恩をも不存事と申頭分の者荒增神道に罷成候末々之者は其頭に隨ひ本より神佛之善惡不存者共に候得共國主様此道御好以後仕置能成御慈悲を蒙候上は定て惡敷道にては有間敷と申大方神道に罷成候村により情之こはき者は間合候得共神道に成候者多く候故いやとも人並に神道に成申候但し所により代官庄屋心得違神道に不成して不叶様に仕も有之様に承候內樂御仕置結構成様に跡々にて申候實かと申候日笠之庄屋十五年以來過役御免繩俵迄も公用に出し候得は代物被下候其外之儀御推量被成候得と申候。

片上にて宮田六之亟其外帳付衆城山之様子町數寺社領舟數加子米御赦免之事山役等其外浦役無之段被尋候又寺破却仕候哉と被申候有様に申候得は御帳に被付候。

一、淺口之十村庄屋色々御國之善事を書付指上候內に猶又末々迄も少禮儀之道も辨候様にとの御事にとの御事にて物語候者を在鄕へ御入置被成候善に移り惡を改候様にとの御仕置にて御座候年九十以上之者に金銀を被下候故百姓皆長命を

願老人を能養ひ候樣に成申候善惡共に申上候樣にと被仰候惡事御座候はゝ可申上候に善事を不申上は天罰如何と存申上候由申候。

兒島之百姓に御尋候得は品々之事善事共申候を國主樣之辱儀命なからへ御巡見樣へ申上候事何より以珍重に奉存由申候

一、十一日之夜出家壹人三殿之御前へ出候て當國之神主と申者知れぬ者にて御座候又吉利支丹之訴人を成敗被成候と申候由三四郎殿家來宮田六之丞被尋候庄屋申候は左樣之事覺不申候先年大村權太夫と申者之若黨を吉利支丹にて候と落し文仕者有之穿鑿被成候得共知不申故權太夫に御預け其儘召仕候得と被仰付候其後不屆之事有之無斷に成敗仕候就夫尤權太夫其身神子田助兵衛談合人永田三郎左衛門何も追放被仰付候若此事にて候半かと申候六之丞申候は其事にて可有之候にくき坊主めと申候。

同年八月浦邊巡見使向井八郎兵衛高林又兵衛巡回先づ船奉行中村主馬岸織部をして備中國玉島に迎へしめ廿六日下津井碇泊廿八日小串村晦日牛窓村九月朔日片上村へ轉泊岡山發船の際土肥飛彈を使者として之を播州赤穗境に送らしめ兩船奉行も亦國境に至つて歸る。勤書

○船手東原杢左衛門書上に曰西國御馳走の樣子見分仕注進可致旨主馬申渡し小早にて藝州廣島へ參船奉行植木權太夫方にて日日承繼飛脚船にて度々御注進申上宮島へ御着を見屆下津井へ罷戻夫より御巡見衆備前海上の御案内は御國境赤穗取揚島迄罷越候。

巡見使質問村民答辯の顚末左の如し。

一、所々にて一村宛之庄屋年寄組頭御集船數加子數家數江戸大阪運賃運上之樣子御尋有樣に御返答申候。

一、當二月十八日從公儀御制札何ヶ月に立候哉と御尋下津井日比小串三ヶ所に立候在郷にて用候はて不叶御法は宗門改之帳に書入毎月判仕候堅く相守候由申候奉行へ申浦々に建候得と被仰候。

一、牛窓に又兵衛殿與力山川三左衛門御家來佐野孫之丞八郎兵衛殿御家來副田武左衛門先達て參浦邊十七村之畝高斗代免相家人牛馬加子舟之數庄屋年寄五人組頭名付御制札場瀨澗そわい海路之法書付候牛窓にて兩殿御前へ十七村之庄屋年寄五人組頭舟持百五六拾人召出し當春先達て參候御書付當夏出候御制札之通被仰聞其後御仕置善惡共に申候得と被仰候牛窓之三平片岡之五郎右衛門鹿忍仁右衛門申候は國主様二十ヶ年以來正直を御好被成諫之箱を御城下にては御出し置郡奉行門外に又箱を出し置諸奉行下々少之事も書付被箱に入申候故直訴自由に御座候無理成仕置有之候得は大分之事にても御免被成候麥租と申事國中高壹萬石程之所務を十四五年以前に御免し候年により日損水損有之候得は免を下其上に救米被下候當郡にも七百石八百石程宛被下候去々年は千石餘被下候去秋は立毛惡敷菜種子まて無之迷惑仕候得は國中は大分扶持方被下當郡にも三百石餘被下候七十三村有之內浦邊の內八ヶ村は御扶持方申請間敷候村中助合飢人壹人も無之樣に可仕と御斷申請不申候里方は殊外痛候と申候得は殊外御感し他所にては頭も痛く候に左樣之御仕置聞候得は氣も心も晴候由山川三左衛門具に書付候得と被仰候。

吉利支丹改に大身成る人年三兩度も廻りきびしく判形も申付候哉と御尋候當郡に神主頭四人御座候其外陸之御巡見衆は申上候通に具に申上候得は尤之儀と被仰候又當郡は不殘神道に成候處に此中俄に當所佛者之札を門外に張付候者過半御座候傳承候得は御巡見樣神儒を尊ひ候者を江戶へ被召連由事被仰付候と取沙汰承候と申上候得は上樣にも神道御嫌にては無之吉利支丹こそ御嫌にて候何れも能承候へ神道御法度にては無之そと高聲に被仰候大國さへ新太郎殿は被遣候何

とて左樣之法度可被仰付哉と被仰候處元徒坊主壹人罷在候多分此者之申なしにて候半と申候得は殊外御笑被成左樣之うろたへ者は不審者にて候間出船之翌日にも穿鑿仕候得と被仰候。

又他國之取沙汰承候得は坊主共を追放仕寺領を取上候樣申と承候輒左樣にては無御座候追放不仕候證據には當郡に末寺四拾三軒坊主五拾五人罷在候何れも付來之寺領被下置候其外坊主之立退候寺領も御取上不被成庄屋に御預け置候乍去坊主之立退候を嫌とは見へ不申候と申上候得は上方下方にて聞候は何も申通に候當地にて樣子承驚入候立退候坊主共先々にて樣々に可申と被仰御笑候何にても申度事候はゝ府に成共參得と被仰候當夏國主樣より被仰越候由にて御巡見樣へ何事にても百姓共申上度事候はゝ申上能樣に奉行代官共可仕候惡敷事は御下知を承改候爲に候間少にても民共之手前押て奉行有之候はゝ重て相聞候共曲事に可申付と申來候由にて重々念入何事も有樣に申せと被申付候と申候得は正直成御仕置に候其上は申にも聞にも及はす惡事は無之筈と被仰候。

御公儀御用之爲每年元米三拾石餘飛脚米とて被下候其上に田畑定免に田は四ツ畑は三ツ四分に被申付候其故賣買仕候に高直に御座候又御前樣方之樣成御上使御通之節は水舟出申候番船助船等之川に罷出候者には壹人一日に壹升宛扶持方被下候水主夜御川相勤候へは晝夜之扶持方被下候得は跡々之國にて左樣之事は不聞候と被仰候。

小盜は無之かと御尋候盜有間敷とは不存候惡逆無道之者可有御座候村之内より惡人盜賊何とそ出不申候樣にと隨分政道仕候と申候得は何も正直成事を申候如何にも申通に候余國にては盜之事尋候得は壹人も無之と申たるとて御笑被成候又申上候は火事に逢候者有之候得は類火之分には三十日分有人に扶持方を被下又竹木を被下候火本には不被下候と申候得は他國にも竹木被下は有之扶持方之事は當國計と被仰具に御書付させ被成候。

運上は無之かと御尋候二色御座候數運上と申四拾文目差上竹は此方入次第に伐申候又いな運上百九拾目出し申候是も十四五年以前に御免し可被成と被仰候得共いなは在所家近くかたまり居候魚故制度仕時分を考取申事運上無之候得は難成候間運上被召上被下候得と色々御斷申差上候と申候下より斷申出す運上も珍敷事と被仰候。

一　片上村六郎左衛門家に御一宿浦邊之者大勢被召出何事にても申せと被仰候故御返答陸之御巡見衆は申候同事其外御仕置之物語仕候高札之事御尋候片上は湊にて候故立申候殘る浦は寫し置月々に讀聞せ候と申候共にても能候得共五人組迄寫し置末々迄空に覺候樣に讀聞せ浦々相守可申と書物被申付候得と伊木長門へ申渡候定て札浦々にも建可申と被仰候吉利支丹改之事御尋候有樣に申上候村代官一月に一度宛家々に入込人數を改神主出家呼出し請判仕らせ他所に旦那有之五六里共間有之候へは宗門之旦那請狀に其村之庄屋加判を仕候其上を郡奉行相改候大奉行は安藤杢伊木賴母國中之〆り年三度宛仕候と申候神主請にて吉利支丹に無之證據は如何と被仰候氏神を致尊信家內之祭禮祈禱以下神主賴申候故紛無之候其村へ來る者生子死人等其神職は申斷帳に付當々人數相改申候と申候念入たる事と被仰候。

御公儀御仕置と違候事有之かと被仰候。

御公儀御仕置は不存候故考不申他國と承合能事多御座候故不足に存事無之と申候尤と被仰候。

しめ責仕者有之かと御尋候當所並國中にも無之と申候得は是は當分之儀にて無之候國中並他國にも有之候はゝ聞屆次第老中奉行所へ可申達候何之訴人と違諸人之爲又忠節之事に候間竊に可申達候と被仰候。

浦役有之かと被仰候浦役は無御座候加子米御免加子御入用之時は扶持方を被下罷出候又兵衛殿被仰候は加子米出し候時は賃銀五文目五分宛取候由只今と引合損德如何と被仰候浦により不同御座候と申候　　以上。

第三十四章　改造要目

芳烈公は備前一國の改造家なり、寛永九年六月十八日轉封より天和二年五月廿二日逝去に至る公廿四歳より七十四歳まで滿五十年終始一日の如く備前一國の改造に從事せられたる也。

而して改造せらるべき備前の風土民情如何、そは載せて人國記に具す、人國記は當時を距ること餘り遠からざる足利時代の末期に成り當時の文筆ある人の實地見聞せし所を採錄したるものなれば記事概ね肯綮を得たるものなり。中に備前の風俗を記したる終りに「然リト雖モ不智不學不志ノ人ニタクラベテ是ヲ見ルトキハ事理共ニ遙々上也。若シ善キ人有テ是氣質ヲ離ル、工夫ヲナサシメバ百人ニテ一二人モ其所ニ隨フベキカ、多クハ諂有テ智アル國風ナレバ五十年ニモ及ビナバ其風儀直ニナルベキカ不好風儀ナリ」要するに「利根に立廻り言行一致を缺き諂諛深く裏表多く虛榮心强く理智を唯一の取得とす」「若し善き人有て五十年教化の功を積まば」と云ふ風にて是全く改造家芳烈公の出現を豫言したるものゝ如し、果せる哉、備前一國は芳烈公の施政五十年の改革に依て完全に改造せられたる也。

次に改造の要目如何。是は公自筆の年譜に具す、曰く。

一、國中横役免候事。

一、洪水年領分困窮仕ニ付東之丸御肝煎ニ而金子四萬兩拜借仕國中を救候事。

一、廟取立候事。

一、學校取立候事。

一、閑谷學校取立候事、郡々手習所申付ル事。
一、京都より和意谷へ改葬之事。
一、年寄共、番頭、物頭三ツニ分ケ備立申付事。
一、佛道を捨候者共之宗旨請之義內證江戸へ申達神職共へ申付事。
一、善事書上三度申付事竝國之萬仕置之思寄承り下より書上させ候事。
一、又仕置之者ヲ初メ諸役人申付可然者思寄家中より書上させ候事。
一、和氣郡內新田試ニ井田申付事。
一、國中之升改させ候事。
一、國中不正、小社共寄セ宮ニ申付候事。
一、米貳萬石社倉ニならひ國中へ貸候へと申付候事。
一、六十四歲、隱居奉願候事。同時獻上物之事。伊豫守家督之事。信濃主税ニ分知之事。信濃へ被仰付新田ハ我等奉願。
主税へ被仰付高之內伊豫守より之願同事。
母公御かくれ御暇申上和意谷へ參葬送候事。
一、時服、銀子、御馬、御鷹之雁、雲雀、御樽肴、御菓子度々拜領之事。

以上

右の內「六十四歲隱居奉願候事」以下は之を致仕時代に收載することゝし其他を分類すれば

一、承應洪水　二、開墾　三、社倉
四、斗升及鑄錢　五、淫祠淘汰　六、佛寺淘汰
七、廟祭　八、和意谷改葬　九、東照權現宮勸請
一〇、藩學校　一一、閑谷學校　一二、手習所
一三、備定竝畋獵　一四、善事書上　一五、善行旌表

以下此の順序に據て記する所あらんとす。

光政自記年譜（前節）

〔參考〕芳烈公自記年譜

覺

○酉年四月四日備前岡山城ニ生ル　○三歳にて江戸へ下ル其年秀忠樣へ御禮申上御脇指拜領　○五歳於江戸權現樣御目見仕御脇指拜領　○八歳武州樣御遠行江戸へ申來翌日雅樂殿大炊殿爲上使御出跡式無相違被下由被仰渡ル　○九歳寸たか一もと拜領其年御上洛江戸に居住京へ年寄共被召上播磨より因幡伯耆へ國替被仰付　○十歳御暇被下入國御刀拜領　○十一歳御上洛廣瀨に居ル　○十二歳江戸へ下此年大坂御普請勤　○十三歳四月御暇被下御馬御こしの物被下　○十四歳江戸へ下　○十五歳緣組被仰付其夏御上洛將軍樣より光御字被下侍從ニ被仰付御刀被下　○十六歳

此年江戸へ下大坂御普請勤　○十七歳御暇被下御馬拜領　○十八歳行幸少將被仰付　○十九歳江戸へ下　○廿歳正月祝言大炊殿こし高力攝津守かい桶秀忠御養子ニ被成西之丸より被下三日めに於御前引渡御さか月被下正宗刀志津脇指被下同日將軍樣御前へ被召出家守ノ御刀被下此年大坂普請勤　○廿一歳秀忠樣より藥師院かた付被下冬御暇被下御馬拜領　○廿三歳秀忠樣御煩ニ付江戸ニ詰ル極月廿五日、我等一人御鷹之雁拜領仕御禮ニ上候處ニ御寢間へ被召寄御目見被仰付種々有難上意共在之御一門ノ外諸大名後日ニ御目見在之事　○廿四歳正月台德院樣御逝去被遊爲御遺物銀子拜領同年三月御暇被下同年五月被爲召江戸へ參着ノ日雅樂殿爲上使御出備前ハ手先國にても在之間國替可被仰付と被思召候併今迄ハ兩國にて候間如何可存も御存なく候間内證にて申聞同心ニ存候はゝ近々被仰出との上意忝旨申上ニ付御城へ被爲召御前へ被召出備前ハ手先にても在候間國替被仰付旨種々忝上意追付御暇被下御刀御馬被下八月十二日入城仕候事　○廿五歳正月二日國替之爲御禮出國參勤仕候事　○廿六歳御上洛ニ付令上京相勤御暇被下歸國　○廿七歳江戸へ下ル　○廿八歳正月より小石川見付並かち橋平石垣仕候事同年御暇被下　○廿九歳江戸へ下ル　○卅歳正月伊よ守誕生嶋原事ニ付二月一日御暇被下二日立歸國仕候事　○卅一歳江戸へ下　○卅二歳歸國　○卅三歳江戸へ下　○卅四歳四月御暇被下同年九月ニ平川口御普譜被仰付へき由備前へ奉書參同年極月江戸へ下ル　○卅五歳正月御普請取かゝり三月廿八日出來其内ニ若君樣より御樽肴兩度拜領同年東之丸にて若君樣へ初而御目見へ家守御刀被下　○卅六歳御暇被下御馬拜領　○卅七歳江戸へ下　○卅八歳御暇被下御馬拜領　○卅九歳江戸へ下此年御姫御養子ニ被遊一條殿へ可被遣旨御内證にて被仰聞候其後登城仕候刻右之御禮申上候處ニ有難上意、同年備前備中ノ内新田二萬五千石願之ことく備後守に被仰付旨於御城御老中被仰渡ル
○四十歳此年日光御參詣被遊ニ付諸大名三月ニ御暇被遣我等一人御暇不被下三月末ニ御前近被爲召此度御參詣被遊候竹

千代様御留守ニ御座候間共方ハ別而御心安被思召候間逗留仕御留守仕候樣と上意種々難有上意共同日晩ひそかに中根壹岐守爲上使被下種々難有上意共之事、日光御參詣前致登城候處に御前近被爲召種々忝上意共上豐後守留守御召置候間用之儀も候はゝ豐後守と可申談旨上意、還御共まゝ國へノ御暇被下御禮ニ上リ候處ニ種々有難上意ニて日光へも參詣可仕旨御直ニ上意　○四十一歳江戸へ下此年備後同道ニて登城可仕旨申來り罷上り候處ニ御前へ被召出種々上意共上ニ備前へも程近く候間宍粟三萬石備後ニ被下由仰ニ新太郎ニ被下同前ニ被思召上意　○四十二歳御暇被下御馬拜領同日中根壹岐守被下種々有難上意御直ニ此旨可被仰聞と被思召候へ共御不例ニ付壹岐守ヲ以被仰聞由上意被申渡ル　○四十三歳江戸へ下ル此年大猷院樣御逝去　○四十四歳御暇被下御馬拜領　○四十五歳江戸へ下　○是より隱居迄一年替リ江戸へ參覲○國中横役免候事○洪水年領分困窮仕ニ付東之丸御きも入ニて金子四萬兩拜借仕國中ヲ救候事　○學校取立候事　○閑谷學校取立候事　○郡々手習所申付候事　○京都より和意谷へ改葬候事　○年寄共番頭物頭三ツニ分備定申付置候事　○佛道ヲ捨候者共ノ宗旨請之儀内證江戸へ申達神職共へ申付候事　○善事書三度申付事並國の萬仕置ノ思寄家中より書上させ候事、又仕置者を始諸役人へ申付可然者思寄家中より書上させ候事　○和氣郡之内新田試ニ井田ニ申付候事　○國中の升改させ候事　○國中不正の小社共よせ宮ニ申付　○米二萬石社倉ニならい國中へかし候へと申付候事　○六十四歳隱居奉願候事、同時獻上物事伊よ守家督候事、信濃主税ニ分知候事、信濃へ被仰新田ハ我等奉願主税ニ被仰付高之內ハ伊よ守より之願、同年十月毋公御かくれ御暇申上和意谷へ參葬送仕候事　○時服銀子御馬御鷹ノ雁鶴雲雀御樽肴御菓子度々拜領之事。

以上

〔備考〕　國中横役免候事

是は御年譜中、改造要目拾五箇條の筆頭に見ゆる所なれども之に關する文獻の徵すべきなきを憾む、唯、承應三年十月廿四日、代官へ申出づる覺、廿一條の第九に左の如く見ゆ。

一、年貢等、免割の外に横役といひて地下中萬事の諸遣ひを高へ割符仕り、小百姓共に高に懸け出し候、村に依り借り遣ひ、殊の外、いたみ候樣に罷及び候間、横役帳、前々のも見申し、吟味可仕候、是は法も之ある事に候へども、左樣に調へ候村は、之なく候由に候間、定の外、叶はざる入用の儀は、公儀米を以て横役を勤めさせ申すべく候。並に大庄屋共に横役の內を以て馬に乘せ申すまじく候、但し老人或は自分の馬は格別たるべし。

是れは農村に於ける小農救濟の一方法として公儀米の一部を流用するの謂にして今日の地租委讓問題に觸るゝものと解すべきか。

旗指物帳

第三十五章　備前侍帳(其二)

類本三種を得たり左の如し。

一、寛文三年　侍帳　(日笠紙四分一大横帳)

一、寛文三年　支配帳　(日笠紙四分一大横帳)

一、寛文三年癸卯侍帳節錄　(類纂家事門侍帳支配帳摘錄收載)

右三種につき寛文三年侍帳を底本とし自餘二本を校合せり。

案に寛文三年公年五十五歲正に知命・耳順の中間に在り・改革期四十年の後半期二十年間着々改造の實を擧げ得たる其第十一年に當れり時恰も備前一國を擧けて改造の眞最中復興精神最も盛なる時期に屬し公の股肱となりて輔佐の任務を完うせし人々收めて此の一冊にあり。特に當年の年齢を附記して前後の參照に便す。

年少氣鋭なるもの、老而益壯なるもの、或は幼沖僅に名跡を相續せしもの、或は老耄事に堪へさるもの等實に多種多樣と謂ふべし。

因みに此の年齢は、御奉公書略記・拾七冊・家中諸士家譜五音寄・拾七冊・御奉行書・四拾貳帙百五拾冊。校正池田氏系譜貳冊、寛

文七年先祖書上寫三冊・寛永六年改除帳四冊・寛永七年より寛延二年迄除帳貳拾冊の如き池田家文庫所藏の根本史料に據れるものにして最も精確なるものなることを附記す。但し空欄は史料を缺き不明のものなり。

寛文三年侍帳

一三萬三千石　伊木長門　五三歳
一三萬貳千石　池田出羽　六六
一貳萬貳千石　池田伊賀　五八
一壹萬六千石　日置猪右衛門　四五
一壹萬千石　土倉淡路　五四
一壹萬石　池田清八　二
以上拾貳萬四千石　六人
一四千貳百石　土肥飛彈　六三
一五百石　組頭　梶浦勘介　三四
一四百石　鐵炮十　河合淸太夫　六三
一貳百石　同十　矢部源右衛門　五九
一貳百石　同十　川合七左衛門　六一
一四百石　古田番右衛門　五三
一三百五拾石　林與左衛門　四八
一三百五拾石　森寺九左衛門　三八
一三百石　渡邊金左衛門　三五
一三百石　河田吉兵衛　四九
一三百石　林七兵衛　五八

一貳百石　梶川左次兵衛　三七歳
一貳百石　城戸作右衛門　三五
一貳百石　福岡德右衛門　三三
一貳百石　郡奉行　武田左吉　五三
一貳百石　野中市左衛門　三三
一貳百石　村瀬源太夫　三八
一三百石　進藤惣左衛門　四八
一百三拾石　鶴見七右衛門　六〇
一百石　丹羽權兵衛　一〇
一百石　八田彌一兵衛　二九
一七拾俵　川合四郎右衛門　三六
以上九千三百三拾石　貳拾壹人
外七拾俵　無足壹人
一三千石　瀧川縫殿介　五六
一六百石　組頭　竹越八郎兵衛　｜
一三百石　鐵炮十　後藤文右衛門　｜
一貳百五拾石　同十　伊丹半右衛門　｜
一貳百石　同十　榎並久太夫　五〇

一六百石　舟戸助九郎　三四歳
一五百石　大久保彥兵衛　五七
一五百石　柴田杢之丞　｜
一四百六拾石　加藤九左衛門　三八
一三百五拾石　川田助左衛門　三八
一三百石　生駒權內　五一
一三百石　森九兵衛（死亡）
一三百石　中村四兵衛　四九
一三百石　桑原淸左衛門　五六
一三百石　瀧川七郎　一五
一三百石　金森安右衛門　三三
一貳百五拾石　郡奉行　前田段右衛門　｜
一貳百石　內田九郎兵衛　六一
一貳百石　生駒彌五右衛門　一
一貳百石　郡奉行　俣野市左衛門（死亡）
一百七拾石　佐藤權兵衛（死亡）
一百五拾石　橫濱四郎右衛門（死亡）
一百貳拾石　羽山太郎左衛門　六五
一五拾俵　小嶋彌二兵衛　五三

以上九千八百五拾石　貳拾三人
外五拾俵　無足壹人

一三千石　池田美作　三九
一千五百石　丹羽主殿　十
一三百五拾石　組頭　田中源兵衛　五六
一三百石　鐵炮十　野村惣左衛門　六三
一貳百石　同十　須賀與八郎　六八
一四百石　梶浦兵左衛門　四〇
一四百石　丸毛七兵衛(死亡)
一三百石　川口忠左衛門　四三
一三百石　富田猪兵衛　二八
一貳百五拾四石　野津猪太夫　|
一貳百石　川野金左衛門　|
一貳百石　生駒平太夫　四六
一貳百石　富田又兵衛　二七
一貳百石　落合彌左衛門　五三
一百六拾石　中村重左衛門　三一
一百五拾石　郡奉行　尾關與次右衛門　|
一百五拾石　富田久兵衛　三五
一百五拾石　岸　久太郎　一九
一百五拾石　田宮市兵衛　三五
一百石　森本甚左衛門　|

一百五拾石　高桑忠右衛門　五八
一百五拾石　梶川安右衛門　二四
一百貳拾石　田上左五右衛門　三五
一百石　庄野市郎兵衛　一六
以上八千八百八拾四石　廿三人
一千五百石　池田藤右衛門　四一
一六百石　組頭　松浦七郎兵衛　四七
一五百石　鐵炮十　高木左近右衛門　四五
一貳百四拾石　同十　波多野彦左衛門　七五
一五百石　舟戸新五左衛門　六九
一四百石　瀬崎六兵衛　三八
一三百五拾石　鐵十　梶田清右衛門　四〇
一三百石　銀奉行　蝌江次左衛門　五四
一三百石　玉虫久之丞　二九
一三百石　加納角右衛門　四〇
一貳百五拾石　算用聞　馬場茂右衛門　三一
一貳百石　大橋與右衛門　六七
一貳百石　香坂治部右衛門　|
一貳百石　正木三十郎　|
一百六拾五石　松原助左衛門　四九
一百五拾石　安井三郎右衛門　|
一百石　久保田彦兵衛　二八

一百石　小谷甚之丞　一四
一百石　野間平六　|
一三拾俵　高木庄兵衛　六一
一貳千五百石　宮城大藏　四六
一千石　組頭　日置久馬之介　五九
一千石　下方角兵衛　二七
一四百石　鐵炮十　石田鶴右衛門　四三
一六百石　算用聞　田中多左衛門　|
一六百石　同十　土方衛兵衛　四〇
一四百石　寺澤藤左衛門　四八
一三百五拾石　薄田長兵衛　三三
一三百石　太田權兵衛　六五
一三百石　竹村喜左衛門　六一
一三百石　永田三郎左衛門(立退)
一三百石　堀金又右衛門　四三
一三百石　笠井太郎兵衛　五九
一貳百石　竹村小藤左衛門　|
一貳百石　石丸平兵衛　|
一貳百石　眞野喜兵衛　三九
一百五拾石　芹川與右衛門　三五
一百五拾石　蝌江三郎兵衛　三三
一百五拾石　服部半左衛門　|

一百五拾石　荒井六兵衛　四四
一百五拾石　中村彦左衛門　―
一百貳拾貳石　上嶋彦助　―
一百　石　下方十左衛門　―
一三拾俵　別所忠兵衛　二六
一四拾俵　神　才兵衛　―
以上九千九百貳拾貳石　貳拾貳人
外ニ三拾俵　無足壹人
又　四拾俵　壹人
一千　石　池田數馬　五一
一千　石　組頭　田中惣兵衛　四八
一三百石　鐵炮十　横井次郎左衛門　二九
一貳百石　同　十　薄田四郎右衛門　五八
一四百石　岡田四郎左衛門　二七
一四百石　齋藤彌三郎　三三
一貳百五拾石　惠藤作太夫　四七
一貳百貳拾石　舟橋七郎右衛門　四七
一貳百石　光枝勘右衛門　八
一貳百石　水野甚右衛門　四四
一貳百石　服部善太夫　二〇
一貳百石　瀧　多左衛門　五五
一貳百石　杉浦忠兵衛　五六

一貳百石　吉田新左衛門　三
一貳百石　片山加右兵門　五
一貳百石　辻　勘介　五六
一貳百石　薄田庄兵衛（死亡）
一百七拾石　市原九郎兵衛　三三
一百五拾石　齋藤仁左衛門　三四
一百五拾石　中島松左衛門　三一
一百三拾五石　日原五郎太夫　三八
一百　石　行田六郎右衛門　二四
一百　石　須加傳兵衛　二七
以上六千三百七拾五石　貳拾貳人
一三千石　若原監物　五一
一四百石　組頭　丸毛次右衛門　四七
一四百石　鐵炮十　菅　角左衛門　二九
一貳百石　同　十　庄野市右衛門　五四
一百五拾石　同　十　石川善右衛門　五七
一千　石　大村定平　五九
一四百五拾石　茨木安太夫　三六
一三百石　長賀定右衛門　四四
一三百石　熊谷八太夫　五〇
一貳百六拾石　荒尾長兵衛　三四
一貳百石　高橋新右衛門　―

一貳百石　大杉久左衛門　五六
一貳百石　加世八兵衛　三九
一貳百石　中村又之丞　二七
一貳百石　小泉與右衛門　二三
一百五拾石　小崎吉左衛門　五〇
一百五拾石　村田小右衛門　三一
一百五拾石　香取儀右衛門　一九
一百五拾石　郡奉行　渡部助左衛門　四四
一百五拾石　正田彌一左衛門　―
一百　石　今田儀左衛門　四三
一五拾俵　横山熊之助　九
一貳拾八俵　佐橋庄左衛門　五三
以上八千三百拾石　貳拾壹人
外七拾八俵　無足貳人
一千貳百石　土倉隼人　八一
一四百貳拾石　組頭　薄田兵右衛門　―
一五百石　鐵炮十　山内八兵衛　五三
一三百石　同　十　生駒半右衛門　―
一六百石　下濃平太夫　三九
一五百石　小川杢之介　五五
一三百石　堀内六郎兵衛　六五
一三百石　森島甚兵衛　五四

一三百石　薄田孫兵衛　三三
一三百石　赤尾清左衛門　—
一三百石　小泉四郎太夫　三八
一三百石　大橋三右衛門　—
一貳百四拾石　柏尾猪兵衛(死亡)
一貳百石　神屋久二郎　二二
一貳百石　武藤佐右衛門　—
一貳百石　生駒市兵衛　一七
一貳百石　武藤勘右衛門　三九
一貳百石　佐橋清右衛門　—
一百五拾石　竹内五郎左衛門　二五
一百五拾石　小川彌六　五三
一百五拾石　上山權兵衛　四三
一百　石　神屋兵太夫(死亡)
一百　石　大口勘十郎　五一
以上七千貳百拾石　貳拾三人
一千　石　伊庭主膳　四七
一五百石　組頭　堀彌次兵衛　五四
一七百石　弓十　伊庭當太夫　—
一三百石　鐵炮十　高木甚右衛門　五三
一三百石　同十　立野番太夫　六三
一三百石　伊庭平馬　四三

一三百石　阿部傳左衛門　二七
一三百石　行田次兵衛(死亡)
一三百石　村田作之右衛門　四八
一貳百五拾石　松田又之丞　三七
一貳百五拾石　吉田多兵衛　六七
一貳百五拾石　渡部十郎右衛門　三三
一貳百三拾石　佐柿彌右衛門　三三
一貳百石　波多野甚左衛門　三〇
一貳百石　守田源左衛門　六三
一貳百石　岡彦左衛門　—
一百五拾石　長谷川九郎太夫　三九
一百五拾石　青木六郎左衛門　—
一百五拾石　加藤十郎兵衛　五三
一百五拾石　藪井次右衛門　六四
以上六千百八拾石　貳十人
一貳千石　眞田將監　六八
一三百石　組頭　丹羽惣兵衛　四八
一貳百石　鐵炮十　村井傳右衛門　—
一貳百石　鐵炮十　中牟田三郎太夫　七三
一六百石　牧野又兵衛　五七
一四百石　櫻木源太夫(死亡)

一三百石　三宅九右衛門　五七
一三百石　作事奉行　田口五左衛門　七三
一百五拾石　田中市郎兵衛　—
一貳百五拾石　加藤二郎左衛門　六〇
一貳百石　和田少左衛門　二六
一貳百石　牧野三四郎　二七
一百五拾石　堀清左衛門　四四
一百五拾石　銀奉行　鐵炮十　波多野源兵衛　七一
一百五拾石　加藤與一左衛門　四六
一百　石　牧野長五郎　三三
一百　石　櫻井孫三郎　二一
以上五千九百石　拾七人
一三千石　池田主税助　五五
一千　石　組頭　丹羽次郎右衛門　三八
一五百石　代官頭　河村平太兵衛　四六
一五百石　同　西村源五郎　四一
一五百石　岩井源四郎　三四
一四百五拾石　郡奉行　岩根源左衛門　四五
一四百五拾石　山本茂左衛門　—
一三百五拾石　香西九郎兵衛　三五
一三百石　雀部六左衛門　三三

一三百石　小畠儀左衛門　四八
一貳百五拾石　雀部二郎兵衛　五六
一貳百石　郡奉行　藤岡八郎兵衛　｜
一貳百石　田路助之進　四八
一貳百石　坂田權兵衛　五三
一貳百石　伊藤左五右衛門　四九
一貳百石　丹羽又四郎　｜
一百七拾石　樋奉行　安井六郎左衛門　五六
一百六拾石　三好久左衛門　五六
一百五拾石　渡部傳兵衛　四二
一百五拾石　郡奉行　齊木四郎左衛門　三八
一百五拾石　長谷川彌平次　二六
一五拾俵　古田源介　三六
一五拾俵　郡奉行　吉崎甚兵衛　五三
一五拾俵　同　國枝平介　四一
以上九千貳百八拾石　貳拾壹人
外百五拾俵　無足三人
一千五百石　小堀彦右衛門　五九
一七百石　川原藤兵衛　｜
一四百石　鐵炮十　國府兵左衛門　六三
一百五拾石　同十　水野助太夫　五八
一六百石　大村權太夫（改易）

一六百石　佐治十左衛門　五〇
一四百石　浦上五次右衛門　三一
一四百石　柴山關左衛門　三七
一三百石　中村德左衛門　六三
一三百石　岡部長左衛門　五八
一貳百五拾石　下方久太夫　二六
一貳百石　丸山九右衛門　五一
一貳百石　野々村平六　二五
一貳百石　秋田五左衛門　四一
一貳百石　菅田半左衛門　四三
一貳百石　伴五郎左衛門　五四
一貳百石　春田十兵衛　三一
一貳百石　郡奉行　鹽川吉太夫　五三
一百石　野々村三之丞　四八
一百石　松村傳右衛門　｜
一三拾五俵　浦上孫太夫　五四
一三拾五俵　羽原六太夫　五九
一貳拾七俵　大村次右衛門　三三
一百石　支配米　伊賀五人　五
以上七千貳百石　貳拾人
外ニ九十七俵　無足三人
百石　伊賀五人

一千石　湯淺民部　六五
一三百石　組頭　湯淺又右衛門　四六
一貳百石　鐵炮十　長屋茂兵衛　五〇
一貳百石　同十　渡部與二兵衛　五三
一六百石　大原與兵衛　二九
一三百石　岩田庄兵衛　三三
一三百石　村山又左衛門　四八
一三百石　石田彌二右衛門　四八
一貳百五拾石　須加七郎左衛門　｜
一貳百五石　梶田彦八　三三
一貳百石　宮脇夫左衛門　二四
一貳百石　岡田五郎太夫　四四
一貳百石　井上勝介　｜
一貳百石　蜷江權右衛門　｜
一三百石　原田理左衛門　二四
一百八拾石　木全兵左衛門　｜
一百五拾石　河合善太夫　三〇
一百五拾石　川崎段之丞　｜
一百五拾石　大林清右衛門　｜
一貳百石　永井善左衛門　三三
一四拾俵　早川平兵衛　｜
以上五千四百八拾五石　貳拾人
外四拾俵　無足壹人

一貳千石　草加兵部　四三
一七百石　組頭　佐分利彌一右衛門　六五
一三百石　鐵炮十　鳥井清左衛門　六三
一貳百五拾石　同十　佐分利彌右衛門　五四
一貳百五拾石　同十　仙石忠左衛門　六三
一三百石　中野次兵衛　三〇
一三百石　那須忠二郎　四一
一三百石　松田七兵衛　三三
一三百石　寺西三郎右衛門　｜
一貳百五拾石　波多野八郎左衛門　一〇
一貳百石　安田市左衛門　五〇
一貳百石　松田與三衛門　三三
一貳百石　加須屋茂左衛門（死亡）
一貳百石　松下市郎左衛門　｜
一貳百石　飯田傳右衛門　三三
一百五拾石　野坂八郎右衛門　二五
一百五拾石　佐々藤左衛門　三九
一百　石　佐々少太夫　三五
一百　石　伊庭彌左衛門　六一
一百貳拾石　支配米　伊賀　六人
以上六千四百五拾石　拾九人
外百貳拾石　伊賀六人

一五千石　池田信濃　一九
一六百石　組頭　津田左源太　六八
一五百石　鐵炮十　安藤平太夫（死亡）
一貳百五拾石　今井文左衛門　｜
一貳百五拾石　八田彌三右衛門　二七
一五百石　佐分利甚五郎　一六
一五百石　神子田助兵衛（立退）
一四百五拾石　丹羽八彌　｜
一四百石　代官頭　都志源右衛門　五四
一四百石　鐵炮十　安藤善太夫　四七
一三百石　番　兵左衛門　二四
一三百石　松本庄左衛門　五三
一三百石　安宅彌一郎　三七
一三百石　鈴木加左衛門　三〇
一三百石　和田平介　二七
一貳百五拾石　鐵炮十　那須清左衛門　四七
一貳百石　銀奉行　村田彌兵衛（死亡）
一貳百石　廣內權右衛門　三九
一貳百石　安藤利兵衛　｜
一貳百石　安藤又兵衛　四七
一貳百石　八田傳左衛門　三三
一貳百石　磯部九郎右衛門　六一
一百五拾石　河崎夫兵衛　二四

一百　石　近藤惣太夫　五三
一百　石　堀內四郎右衛門　二七
一四拾俵　菅沼小源太　八
一三拾俵　楢村孫之丞　五
一貳百石　安田平右衛門　｜
一貳千石　芳賀內藏允　三〇
一七百石　組頭　岡　次郎兵衛　五六
一四百石　鹽川源五左衛門　四一
一貳百石　上島彥二郎　二四
一貳百石　長谷川七之介　一〇
一貳百石　林　安兵衛　一七
一貳百石　川合助之丞　四四
一貳百石　香川又右衛門　六三
一貳百石　馬場五右衛門　｜
一百五拾俵　中村加兵衛　六三
一五拾俵　工藤吉左衛門　五四
一三百石　山田市郎左衛門　五三
一貳百五拾石　龜嶋左介　二七
一百五拾石　古川左二右衛門　｜
一千　石　伊木頼母　三〇
一四百五拾石　組頭　村瀬平右衛門　六六

一三百石　梶田半介　四一
一三百石　佐々文右衛門　六〇
一貳百五拾石　鐵炮十郡奉行　片岡次郎太夫　丨
一五拾石　同十一佃　喜兵衛　四八
一貳百石　大野淸左衛門　四一
一貳百石　渡部理右衛門　六一
一貳百石　橋本甚六　二三
一百三十石　古澤源之丞　三一
一百石　橋本牛右衛門　二
一百石　田中與左衛門　四三
一貳百石　牧野仁右衛門　二八
以上三千四百八拾石　拾貳人
一千石　山脇源太夫　二四
一五百石　組頭　村上九左衛門（死亡）
一三百五拾石　山脇三郎兵衛　三七
一三百石　山脇九之丞　三七
一三百石　橋本藤左衛門　一七
一貳百五拾石　今枝孫兵衛　三三
一貳百石　門田喜太夫（死亡）
一貳百石　岡島新兵衛　五七
一貳百石　後藤平太夫　四八
一百石　西村六之介　三

一五拾石　西村久後左衛門　二七
一五拾俵　山脇加左衛門　三八
一百五拾石　靑地源之丞　三四
以上三千四百五拾石　拾壹人
外五拾俵　無足壹人
一五千石　伊木玄蕃　三三
一千石　池田三郎左衛門　一八
一貳千石　稻葉四郎右衛門　三五
一千五百石　正木市正　三三
一千五百石　上坂外記　四六
一千貳百石　山崎大膳　三四
一千石　尾關兵庫　六四
一千石　柴田市左衛門　丨
一八百石　丹羽七之丞　丨
一七百石　伴安左衛門　五七
一六百石　岸織部　四〇
一六百石　深谷甚右衛門　六三
一五百石　草加五郎右衛門　八六
一五百石　水野助之進　七〇
一五百石　荒尾内藏介　五一
一五百石　岩田八右衛門　四一
一五百石　のぼり　安藤平左衛門　六一

一四百石　同　下濃彌五左衛門　七五
一四百石　岡田權之佐　七二
一四百石　熊谷源太兵衛　五八
一四百石　鐵　八木平兵衛　丨
一貳百石　同　波多野傳左衛門　七三
以上壹萬九千八百石　貳拾人
一五百石　安藤杢　五四
一三百石　母衣　大野十兵衛　三八
一三百石　同　淵本甚五左衛門　四九
一三百石　垣見半兵衛　四五
一三百石　中村孫四郎　三三
一三百石　勘定聞　野間久右衛門　五八
一三百石　森本與三兵衛　三三
一三百石　湯淺源左衛門　丨
一三百石　岩室五郎左衛門　五一
一三百石　川口多左衛門　三七
一三百石　山田平兵衛　三七
一三百石　熊澤權八　三五
一三百石　石黑久兵衛　丨
一貳百石　寺内太郎左衛門　丨
一貳百石　菅彌兵衛　五五
一百五拾石　堤八兵衛　五六

一百五拾石　樋奉行　加藤七太夫　五六
一百五拾石　長柄　石黒後藤兵衛　六七
一四拾六石壹斗貳升三合　馬場重三郎　五三
一百　石　支配米　伊賀五人
以上四千六百九拾六石壹斗貳升三合　拾八人
外百石　伊賀五人

一千　石　伊木頼母　二〇
一五百石　母衣　薄田藤十郎　三九
一三百石　同　山下文左衛門　五九
一四百石　名倉江左衛門　｜
一三百五拾石　藤岡六左衛門（死亡）
一三百五拾石　服部源兵衛　｜
一三百石　岡村權兵衛　四二
一三百石　石黒平内　｜
一三百石　瀧並左兵衛　｜
一三百石　松尾助八　三八
一三百石　武藤伊勢右衛門　四一
一三百石　江見仁兵衛　五〇
一三百石　今西利兵衛（死亡）
一三百石　瀧七右衛門　四四

一貳百石　土肥彦四郎　四九
一貳百石　大阪　榊與次右衛門　｜
一百五拾石　長柄　中野仁右衛門　｜
一百五拾石　瀧源右衛門　四七
一百五拾石　市森彦三郎　四四
一百五拾石　坂井長兵衛　六五
一六拾三石七斗三升　蜷江利右衛門　五六
以上五千八百六拾三石七斗三升　貳拾人

一六百石　古田齊　四八
一百五拾石　青地源之丞　三四
一百五拾石　鈴田半四郎　二九
一百五拾石　古田左二右衛門　｜
一百五拾石　竹内五郎左衛門　二五
以上千五拾石　四人

一四百石　杉山五左衛門　五九
一三百石　久保田市太夫（死亡）
一百五拾石　石川清介　三〇
以上八百五拾石　三人

一四百石　尾關源次郎　四三
一貳百石　大口惣右衛門　二七

一貳百石　佐久間兵介　二三
一百五拾石　菅小左衛門（死亡）
一百五拾石　正木彌八郎　｜
一百五拾石　佐分利平右衛門　二七
一百　石　熊田平介　一五
一百五拾石　中江彌三郎　二七

無組小性

一五百石　田中九兵衛　｜
一五百石　山内權左衛門　三七
一七百石　母衣　喜多島忠右衛門　四二
一六百石　同　水野作右衛門　四一
一四百石　同　宮部源太夫　五八
一三百五拾石　同　田中源兵衛　五六
一三百石　山田市郎左衛門　五三
一四百石　母衣　寺澤藤左衛門　四六
一三百石　青木善太夫　四六
一三百石　鈴田夫兵衛　五五
一三百石　加藤甚右衛門　二九
一貳百石　森半右衛門　四〇
一貳百石　渡部友之介　三三
一貳百石　菅小左衛門（死亡）
一貳百五拾石　津田重二郎　二四

一貳百石　小畑源八　三〇
一貳百石　村井彌七　二〇
一貳百五拾石　先山百右衛門　五三
一百五拾石　石尾喜六　二八
一百五拾石　山川十郎左衛門　五四
一貳百石　高橋文右衛門　三七
一貳百石　岡田五兵衛　二四
一貳百石　山中市左衛門　六四
一貳百石　小塚段兵衛　五五
一百五拾石　木崎作左衛門　｜
一百五拾石　淺野七左衛門　｜
一百五拾石　福島善兵衛　二四
一百五拾石　坂井長兵衛　六五
一百　石　大口市右衛門　四五
一貳百石　荒木淸太夫　五四
一六拾三石七斗三升　蜷江理右衛門　五八
以上七千五拾石　貳拾五人

無役

一千五百石　中村主馬　四五
一千　石　神図書　五一
一六百石　上泉治部左衛門　七二
一三百石　安東德兵衛　五六

一貳百石　中牟田三郎太夫　七一
一三百石　龜島猪兵衛　六七
一四百石　熊谷源太兵衛　五八
一四百石　中村久兵衛　三七
一三百石　藤岡八郎兵衛　｜
一貳百五拾石　石川善右衛門　五七
一四百石　岡田喜左衛門　｜
一四百石　片山勘左衛門　六三
一三百石　稲川十郎右衛門　六八
一三百石　別所次左衛門　六〇
一貳百五拾石　（横井）玄昌　四四
一貳百五拾石　（高崎）長庵　五〇
一貳百石　（入江）玄恕　六四
一貳百石　玄伯　｜
一百五拾石　（淡川）友古　四一
一百五拾石　（田中）玄順　｜
一百五拾石　淸庵　｜
一百五拾石　（森）不干　六三
一百　石　（西尾）朔庵　三三
一百　石　大橋四郎右衛門　四六
一百三拾石　とき屋彌左衛門　｜
一百　石　さや、し猪兵衛　｜
以上七千八百三拾石　貳拾三人

江戸詰

一千　石　池田五郎兵衛　三二
一五百石　能勢少右衛門　六五
一五百石　南部半左衛門　｜
一五百石　市川多兵衛　三三
一三百五拾石　横井彌兵衛　｜
一三百石　大須加宗傳　｜
一貳百石　原田玄仁　｜
一貳百石　富田有庵　｜
一貳百石　高野勘介　三六
一三百石　安井彌三兵衛　｜
一貳百五拾石　野間五左衛門　｜

京

一三百六拾石　平井安兵衛　六七
以上四千六百六拾石　十貳人

寺社領

一三百石　權現樣　利光院
一三百石　御魂屋　台宗寺
一三百石　伊勢領
一貳百石　國淸寺
一貳百四石八斗六升　賀茂領
一百五拾石　松下領
一五拾四石八斗六升　西池左兵衛

一六拾石　八　幡　領
一五拾石　備中遍照院
以上千四百拾四石八斗六升　寺社

伊豫守様衆

一千　石　水野勘兵衛　｜
一四百石　水野三郎兵衛　｜
一四百石　小堀半彌　｜
一三百石　水野茂左衛門　｜
一四百石　水野次兵衛　｜
一三百石　奥山市兵衛　｜
一三百石　山田彌太郎　｜
一三百石　近藤角兵衛　｜
一貳百石　南部與八郎　｜
一貳百石　澤　平内　｜
一貳百石　津川加左衛門　｜
一貳百五拾石　和田與右衛門　｜
一貳百五拾石　鹽川甚左衛門　｜
一貳百石　古田十兵衛　｜
一貳百石　奥山久兵衛　｜
一貳百石　蒔田平七　｜
一百五拾石　能勢權之佐　｜
一百五拾石　安井助五郎　｜

一百五拾石　長谷川兵太夫　三
一百五拾石　淺野定右衛門　｜
一百五拾石　堀七兵衛　｜
一貳百石　岡田甚五兵衛　四八
一貳百石　山田彌左衛門　｜
一貳百石　長屋新左衛門　｜
一百八拾石　西脇吉太夫　｜
一百五拾石　有松次郎兵衛　｜
一百五拾石　加藤三郎左衛門　｜
一百五拾石　玄迪　｜
一百　石　堀内與十郎　｜
一四百石　江戸詰　牧野彌二右衛門　｜
一三百石　同　村上市右衛門　｜
一貳百石　同　良也　｜
一貳百石　中島六郎右衛門　｜
一百五拾石　玉井平左衛門　｜
一百五拾石　村上藤左衛門　五六
一百　石　柴岡喜兵衛　五四
一貳百石　勝原友庵　｜
一百五拾石　岡野左太夫　｜
一百五拾石　大杉平之丞　｜
一百五拾石　笠原用齊　｜
一百五拾石　江見平右衛門　｜

一百五拾石　近藤喜右衛門　｜
一百五拾石　近藤彦七　｜
以上八千八百三拾石　三十七人
高都合三拾壹萬六千三百石
人數五百貳拾七人
外　無足　拾七人
伊賀　拾六人
八千八百八拾石　伊豫守様衆　卅七人

右石高内譯

拾貳萬四千石　壹萬石以上　六人
壹萬石　五千石　貳人
壹萬六千貳百石　三千石ゟ四千二百石迄　五人
壹萬五百石　貳千石ゟ貳千五百石迄　五人
壹萬千四百石　千貳百石ゟ千五百石迄　八人
壹萬五千石　千　石　拾五人
五千石　七百石ゟ八百石迄　七人
九千六百石　六百石　拾六人
壹萬三千五百石　五百石　貳拾七人
壹萬六千三百卅石　四百石ゟ三百六拾石迄　四拾人

四千二百拾石
三百五拾石ゟ三百六拾石迄　拾貳人
三萬三百石　三百石　百壹人
七千九百九拾四石
貳百四拾石ゟ貳百六拾石迄　三拾貳人
貳萬五千六百拾五石
貳百石ゟ貳百三拾石迄　百貳拾八人
壹萬貳千六百五石
百五拾石ゟ百八拾石迄　八拾三人
四千四拾六石八斗五升
百三拾五石以下　四拾人
外ニ
千四百拾四石八斗六升　寺社七ケ所

弓鐵炮

三拾人　鐵炮　上肥飛彈預
三拾人　同　若原監物預
三拾人　同　瀧川縫殿預
三拾人　同　稻葉四郎右衛門預
三拾人　同　草加兵部預
三拾人　内弓十鐵炮廿　伊庭主膳預
貳拾人　鐵炮　池田數馬預
貳拾人　同　上坂外記預
貳拾人　同　荒尾内藏介預

貳拾人　同　深谷甚右衛門預
貳拾人　同　岸織部預
貳拾人　同　水野助之進預
貳拾人　同　熊谷源太兵衛預
貳拾人　同　岡田權之佐預
貳拾人　同　作安左衛門預
貳拾人　同　中村主馬預
貳拾人　同　神圖書預
貳拾人　同　尾關兵庫預
貳拾人　同　湯淺民部預
貳拾人　同　小堀彥右衛門預
貳拾人　同　稻川十郎右衛門預
貳拾人　内弓十鐵炮十　安藤杢預
貳拾人　同　伊木賴母預
貳拾人　同　田中九兵衛預
貳拾人　同　山內權左衛門預
貳拾人　同　草加兵部預
拾五人　鐵炮　中村久兵衛預
拾五人　同　藤岡八郎兵衛預
拾五人　同　石川善右衛門預
拾人　同　安東德兵衛預
拾人　同　龜島猪兵衛預
貳拾人　内弓十鐵炮十　上泉治部左衛門預

貳拾人　江戸同　能勢庄右衛門預
貳拾人　江戸同　南部半左衛門預
拾人　江戸弓　市川多兵衛預
拾人　江戸弓　横井彌兵衛預
三拾人　郡鐵炮　池田信濃預
貳拾人　同　池田美作預
三拾人　同　柴田市左衛門預
貳拾人　同　宮城大藏預
貳拾人　同　土倉隼人預
貳拾人　同　眞田將監預
貳拾人　同　岩田八右衛門預
貳拾人　同　池田藤右衛門預

伊豫守樣鐵炮

三拾人　鐵炮　水野勘兵衛預
拾人　同　小崎半彌預
拾人　同　水野茂左衛門預
拾人　同　水野三郎兵衛預
拾人　江戸詰同　村上市右衛門預
拾人　同　奥山市兵衛預
拾人　同　水野治兵衛預
貳拾人　江戸詰役鐵炮　預りなし

第三十六章　承應三年の備前洪水

承應三年の備前洪水は烈公の一代の試錬なりき。公の前半生に於ける尊き素養は遺憾なく其の威力を發揮して其の畢生の努力を捧げたる理想的改造の成功に對する確乎不拔の信念樹立せられたる也。公は此の大厄に於て孟子の所謂「天將降大任於是人也、必先苦其心志、勞其筋骨、飢其體膚、空乏其身、行拂亂其所爲、所以動心忍性曾益其所不能」を體驗し給ひしなり。

承應三年夏降雨なく旱魃太甚しく七月暴雨、十九日旭川溢漲氾濫して水內廓に及び家士邸宅農家市店に至るまで破壞或は漂沒するもの殆と四千戶に及ぶ光政命して倉廩を開き大に飢餓を賑給し金銀竹木等を與へて修繕の用を助け寡鰥孤獨無告の窮民には特に賑恤を加へ郡村に醫師を置きて以て疾病を救ふ。因て老臣以下諸有司を誡めて曰く今年の旱潦我か一代の大厄なり意ふに我無道ならんか上天直に滅亡を降さずして反て戒め給ふと思へば大幸と云ふべし若し又天の時ならんか。我好き時に此國を保つ人民の急救はさるへからず何れにも自ら警むべきこと也、汝等我心を體し夙夜力を盡し一人の飢餓あらしむる勿れ、金穀の費なきを我か爲と思ふべからず、倉廩は空乏を告ぐるも國民の窮せざるこそ我が爲也と。爲に儉約を嚴にし用度を節にし猶費用の給せざるを以て幕府に請ひ金四萬兩を借りて以て賑給に充つ。

池田家履歷略記　卷七　承應三年甲午、備前洪水條。

七月十九日備前洪水にて破損所おひたゝし此旨先江戶に注進有けるに烈公はや御歸發有て同廿六日道中岡崎驛にて此注進を聞き給ひ尾州鳴海より津田半十郎を先、備前に返され、萬事御指圖し給ひかたし、諸士の中には粮食の乏しき

者もあるへし此段第一に心を付城邊の破損所は委細繪圖になし置へしそと仰せられ、扨江戸へは曹源公備後守殿の御許へ御老中へ御屆あらは牧野織部と談合ありて然るへしと仰せらる。同八月八日岡山に歸り給ひ池田伊賀、日置若狹、小姓頭小堀一學、判形上坂外記勘定奉行片山勘左衛門を召れことしの旱天洪水は我等一代の大難にて候、是を思ふに我悪逆故、如此ならば天より一旦に滅亡を賜はらず御戒と思ひ候へは大事いふはかりなし。又天の時ならは我よき時分に此國を預り人民を救ふへきと思ひ候いつれの道にもきつと改むへき事也、今の分にては事ゆくまし當月中は伊賀、若狹非番なく登城したとひ在宿の時も萬事穿さくを遂け城邊士中町方惣して岡山の事は伊賀請取。郡中在々の事は若狹請取諸事裁判あるへし。此度の事、金銀米穀の失費なきを我爲と存すへからず、倉廩は空しく成とも一國の内一人も困窮せさるぞ我等爲め也。郡奉行も人數少かるへしとて御馬廻りの内、高橋新右衛門、石川善右衛門、波多野源兵衛、石田鶴右衛門、岡島新兵衛、鹽川吉太夫、別所治右衛門、尾關與次右衛門、河合七左衛門、長屋茂兵衛十人を撰まれ郡中の事を奉行せしむ。此輩屋敷破損多けれは先米を與へらる。

津田永忠「覺書」承應三年條。

七月十九日ニ備前ノ國洪水　十九、廿日廿一日廿二日迄水つきい申候。

池田家家史類纂。

承應三年七月十八日　西川洪水〇拾史錄十九日未刻ヨリ洪水、經廿日廿一日廿二日終ニ城中鐵門ニ及ブトアリ。　此歳七月公歸國　十九日江戸ヲ發シ給ヒ。廿六日參州岡崎へ到リ給ヒシカハ備前ヨリ飛脚來リ洪水ノ報アリ因テ尾州鳴海驛ヨリ歩行頭津田半十郎ヲ備前へ差遣此度ノ處分此地ヨリ萬事指圖難成候間侍中ニモ飯米絶候者モ可有之ニ付心ヲ可付並城廻破損所詳細ニ圖面ヲ製シ置

歸國ノ節可被入被見旨老中へ傳命セシム又組頭中へモ士中ノ手前一層可心付旨ヲ命シ玉フ。

同日江戸へモ飛脚ヲ馳セ玉ヒ世子及備後守殿へ此度洪水ノ顚末閣老中へ先具狀スヘキ儀ニモ候ハヽ牧野織部へ被申談候樣通達シ玉フ。御記錄 類編

同三年八月朔日　津田半十郎岡山ニ來リ於池田伊賀宅老中組頭物頭中へ命令ノ趣ヲ達ス其五日　公歸國。類編

同三年八月七日　京橋中橋小橋流失セシニ因リ架設ヲ命セラレ神圖書ヲ以テ奉行タラシム八日旭川渡船ヲ增シテ三艘トシ兩方ニ小屋ヲ設ケ船子ヲ置ク　類編

同三年八月八日　本年旱魃加ルニ水害ヲ以テシ其災害最甚シキヲ憂ヒ玉ヒ池田伊賀日置若狹小堀一學上坂外記勘定奉行片山勘左衞門等ヲ被召面命如左。類編 諸用集書

一　當年之旱洪水我等一代ノ大難ニテ候是ヲ思ニ我惡逆故如此ナラハ天ヨリ直ニ亡ヲ不下賜御戒ト存候又天ノ時ナラバ我等能時分ニ此國ヲ奉預候條人民ヲ可救ト存候何ノ道ニテモ急度可改ト存候。

一　今ノ分ニテハ事不可行ト存候條當月中は伊賀若狹非番無之城ニ可被詰候宿へ被歸候テモ不怠萬事ノ儀穿鑿尤ニ候國中之儀兩人取込候テハ可取跨候間城廻リ士中町岡山廻ノ事ハ伊賀可請取之在々ノ儀ハ若狹可請取之事

一　城ニ詰米少分ニ候間大阪ニ有之米早々取ニ可遣事。

一　當年ハ城ニ有之米銀子皆國中へ支配シ不足ハ可借銀事。

一　我等所存ノ通皆能合點仕萬可取行候物不入ヲ爲メト不可存候一國ノ者困窮不仕カ我等ノ爲ニテ候借銀仕儀於我榮耀ハ可恥之加樣ノ時ハ少モ不可耻事ニ候事。

一　國中藏入給所共ニ平ニ可仕候其申付樣何モ內々分別可仕事。

同三年八月十日　面命左ノ如シ。類編 諸用集書ニ八日ニ作ル

給所飢人先月中ハ給人面々ニ可救之ト申付候共給人面々サヘ飯米寡カルヘキ時節ニ候間當月ヨリ城米ヲ以テ可養之候郡奉行念ヲ入給所共々飢人ヲ改不飢樣ニ可致候。

同三年八月十四日　類編

森內記ヨリ其元洪水ニ付御藏ヘモ水入可申因テ米三千俵ヲ贈ラルヽノ旨其老臣原豊前ヨリ書狀ヲ以テ池田伊賀日置若狹ヘ通達ス右ハ左程藏ヘハ水入不申故先返納ニ及候旨ヲ答ヘシム。

同三年八月十五日　洪水ノ實況上申ノ爲メ名倉鄉右衞門ヲ江戶ニ差遣シ破損ノ品目書面ヲ以テ閣老ヘ具狀左ノ如シ。

覺

一　常ノ水ニ三間增候事
一　本丸ノ內迄水入候事
一　四百三拾九軒士屋敷流裂破損家
一　五百七拾三軒步行並足輕屋敷右同斷
一　四百四拾三軒町屋右同斷
一　山下橋不殘流落申候但本丸橋一所掛居申候
一　土橋貳ケ所切申候

一　總曲輪冠木門不殘流行並番所共
一　堀中砂入少埋申候
一　構石垣崩口四ヶ所繪圖ニ印申上候
一　貳千貳百八拾四軒在々所々流崩家
一　壹萬千六百六拾石余田畠永代流
一　拾五萬貳千三百九拾間切レ口在々所々堤
一　八拾六ヶ所切池
一　四拾六ヶ所川除石垣波戸崩
一　貳百四拾貳ヶ所切井手
一　貳拾七艘流船
一　貳拾ヶ所岡山並在々所々流橋
一　百五拾六人男女流死
一　貳百拾匹牛馬流死

以上　（温故雜記に據る）

同三年八月十五日　家中給人共へ知行所ノ早稻米先少ツヽナリトモ之ヲ刈ラセ納ムヘキ旨發令。類編

同三年八月十七日　日置若狹ニ面命如左。類編

大阪ニ有之米到着次第老中ニ不限組頭物頭總士中只今米絕申時ニ候間借度ト申者於有之ハ借シ可申候。

同三年八月十七日　普請奉行郡奉行ヲ被召面命如左。類編

此度ノ破損ニ付役人迄ヲマブリ居申候哉日用出シ候得ト申付候得共百姓致迷惑ナトヽ申一切進ミ不申候段一同合點不行候備中抔ハ洪水ノ後追申付候故既出來候所モ有之由ニ候何モ不精故不進ト存知候沙汰ノ限ニ候來春出來可申候普請只今ヨリ百姓隙々ニ少ニテモ申付度事ニ候面々カ身構故ケ樣ノ儀不申出候哉心不付候ハヽ不精故旁不届ノ事ニ候早々寄合仕日備ニテモ事行候樣ト可申付候。

同三年八月十八日　松平相模守殿ヨリ使節ヲ以テ水害處分破損修繕ノ爲メ夫役進セラルヘキ旨演述アリケレハ當分ノ儀端ニ申付候以來入用ノ儀モ候ハヽ重ネテ依賴アルヘキ旨ヲ答ヘ玉フ。類編

同三年八月十八日　組頭物頭諸奉行ヘ老中ヲ以テ命令左ノ如シ。類編

一　家中士共其外此度ノ洪水ニ家破損ノ由ニ候得ハ救可遣候事。

一　組頭物頭總士中家破損繕ノ事今迄ノ居第尤人ニ依候得トモ大方ハ分ニ過候間今迄ノヨリ儉約ニ日論見仕竹木何程造作料ノ銀子何程ト面々書出サセ一組切ニ總高合可書上事並步行ノ者ヲ始扶持人不殘可書上事。

一　當年ハ家中借リ申候京銀藏ヨリ取替可遣但可出ト存者ハ勝手次第之事。

一　士中在鄕仕度ト存候者於有之ハ可申付候間可書上候當所ト兩方ニテハ作廻不可成候條屋舖ヲ差上ケ在鄕ヘ引越可申候面々知行所ニ住宅於難成ハ藏入ノ內見計望可申候遂穿鑿可申付先ニテノ小屋掛此方ヨリ申付可遣事。

一　町人家破損是又面々書出サセ一町切ニ總合書上可申候事。

一　百姓家破損之事郡奉行見計竹木等遣可申候事。

同三年八月十八日　郡奉行拾人ヲ一人宛召出サシ親シク郡中ノ景況ヲ聞召サレ畢テ面命如左。類編

我等ノ存旨何モ能不存候テハ談合モ裁判モ此方ノ存寄ト致相違事ニ候假令ハ此段ノ飢人扶持方遣候儀ニ付テモ何モ御爲ト存候ト申ハ米不出損ノ無之ヲ第一ノ爲ト存ト相見ヘ我等ノ思ハ壹人ニテモ國中ノ者不飢候カ我等ノ第一ノ爲ニテ候定テ僞候者可有之候得ハ穿鑿時左樣ノ者惡ノ心ヨリ裁判仕候ハ眞ノ飢人可救落ト存候被誑候テモ米少ノ費ニテ候人ヲ殺事大ナル惡事ニテ候此一色ニテモ萬事合點可仕候。

同三年八月廿二日　當十五日以後飢人扶持方給與之儀何如仕哉ノ旨小堀一學上坂外記ヨリ上申ニ及ヒシカハ來月中可遣之但今ヨリハ食物少宛出來候條男ハ其儘貳合女並十五歲以下ノ男子ニハ壹合宛遣可旨被命。類編

同三年八月廿五日　船奉行中村主馬水野大藏ヘ老中執達ノ趣如左。類編

一　如此度於大水出ハ小早五六艘モ川口ニ置流人有之ハ助申樣可申付置水手共船ニ付居申由少々船ハ流候テモ不苦候事。

一　浦々ニテ破損船有之時所之者助船萬事肝煎候事於遲々仕候者可爲曲事旨節ニ堅可申付事。

同三年八月廿五日　郡奉行ヘ面命中ノ救荒ニ係ル條件摘錄。類編

一　餓人扶持方來春ヘ及迄夥敷事共上藏ノ米モ多無之候後々ハ今迄ノ通ニハ不可成候間鹽海草ニ麥少加之遣候ハヽ面々ニ草ノ葉ニテモ入喰可申哉ト仰アリシカハ何レモ可然旨ヲ述フ。

一　國中ノ雜穀干菜ノ類人馬ノ養ニ可成物他國ヘ不出樣堅可申付事。

同三年九月朔日　普請奉行中村四郎左衛門備中地方ヨリ歸リ目論見書出シ此度破損所ノ修繕凡九萬人餘ノ夫役ヲ要スヘキ旨上申ニ及ヒシカハ其見込ニテ然ルヘキ旨被命同日蟹江權右衛門ヲ普請所見分トシテ赤坂津高郡ヘ差遣ス。

同三年九月二日　類編

徒花房與三右衛門江見甚右衛門二人這回ノ洪水ニ伊勢宮堤ノ防禦ニ盡力セシトテ其賞トシテ白銀各壹枚ヲ賜ヒ且牢番者洪水ヲ避ケシメントテ牢舍ノ者ヲ壹人宛搦メ裡ノ土手ヘ引上候トテ米貳俵ヲ賜テ之ヲ賞セラル。

同三年九月二日　士屋敷ノ破損調査整頓ニ及ヒ何レモ材木銀子等遣ハスヘキ旨池田伊賀ニ命アリテ組切ニ白銀ヲ賜フ左ノ如シ。類編

一貳貫三百九拾八匁五分　土肥飛彈組
一壹貫四百九拾六匁八分　伊庭主膳自分組共
一三貫九百三拾匁六分　瀧川丹羽自分組共
一八百三拾八匁貳分五厘　山脇修理組
一壹貫六百六拾七匁八分　池田美作組
一貳貫五百七拾壹匁　眞田將監組
一壹貫七拾三匁九分　宮城筑後組
一三貫五百五拾八匁壹分　丹羽藏人組
一壹貫七百壹匁九分　池田數馬組
一九百九拾壹匁貳分　熊澤次郎八組
一壹貫五拾貳匁　若原監物組
一貳貫九百三拾六匁七分　池田佐渡組
一壹貫三百四拾貳匁三分　土倉隼人組
一八拾匁　池田信濃組
一壹貫七百拾匁八分　番大膳組
一五百三拾匁　稻葉志摩
一壹貫二百七拾七匁　芳賀內藏允組
一六百貳匁六分　岡田權之助
一百四拾壹匁五分　忍之者
一四百五拾七匁六分　作安左衛門
一壹貫百三拾貳匁五厘　香西釆女組
一貳百貳拾五匁五厘　佐治縫殿介

一四百五拾匁　水野助之進
一貳百九拾三匁　荒尾内藏介
一五百六匁　岸　織部
一四百拾七匁　安東平左衛門
一百八拾三匁八分五厘　熊谷源太兵衛
一百八拾四匁九分　荒尾長兵衛
一九拾貳匁三分　伊藤五郎左衛門
一六百四拾五匁五分　尾關源二郎　古田齊組兒小性

一貳百六拾匁貳分　岡田清庵
一百三拾八匁貳分　淡河友古
一四百四匁三分　宮部源太夫
一貳拾六匁三分　山中市左衛門
一貳百四拾九匁貳分　片山勘左衛門支配　算用ノ者六人
一七匁壹分　銀奉行　村田彌兵衛　中牟田三郎太夫手代　寺尾四郎兵衛

同三年九月四日　類編

水害後上道郡ニハ賃錢ヲ以テ砂取致サセシ處多人數群集中ニハ盲人女童等モ來リイカキ小桶類ヲ以テ砂ヲ人持運フ者モ有之旨普請奉行熊谷源太兵衛中村四郎左衛門蟹江權右衛門等上申ニ及ヒシカハ一段ノ事ナリ左樣ナル者ノ爲ニトテケ樣ニ申付シトノ命ナリ。

同三年九月五日　類編

岡山廻リ飢人多ク間々死者有之由相聞候ニ付小堀一學上坂外記兩人自身見廻候樣被命外記見廻ル日ハ山ノ乞食ノ外ニ四五人有之一學見廻ル日ハ拾人計モ有之其後ハ間及六七拾人モ有之由、就夫兩人ニ被命趣ハ腰膝不立歩行不成飢人可餓死ニ付左樣ノ者ニハ小屋ヲ作リ入置可養足腰立候飢人ハ村所ヲ相尋兩人預リ鐵砲ノ者差添村々へ可遣候其所ノ庄屋郡奉行へ申斷先ニテ扶持方取候得ト申付可遣唯今ハ郡奉行事多キ時分ニ候間此方ヨリ申遣穿鑿仕事

可難成候村所サヘ知候ハヽ、右之通ニ可遣之候腫レ膨レ脚不立者計小屋ヘ入可養旨被命。

同三年九月八日　右水害ニ因リ居宅破損ノ家士ヘ白銀ヲ下賜如左。類編

一貳貫六百九拾貳匁五分	草賀兵部組	一貳百五拾匁五分五厘	小泉與右衛門
一貳貫九百貳拾六匁三分	小堀一學組	一六拾三匁三厘	津田半十郎
一貳百五拾三匁	古田齋	一貳百五拾九匁貳分	中村主馬 水野大藏預船頭
一三百八匁貳分	岡田喜左衛門	一五拾四匁	山川十郎左衛門
一三百八匁貳分	熊谷八太夫	一五拾九匁貳分	吉田左次右衛門
一百六拾貳匁三分	稻川十郎右衛門	一五拾六匁	淺野定右衛門

同三年九月十九日　池田伊賀日置若狹小堀一學上坂外記安藤杢中村四郎左衛門蟹江權右衛門片山勘左衛門等ヲシテ普請奉行並飢人救助等ノ經費ヲ豫算セシメ玉ヒシカハ兩樣共概千貫目許ノ費額ヲ要スル旨申立伊賀若狹兩老ヨリ上申ニ及ヒシカハ大阪堺浦等ノ商人ヘ銀子借方ヲ商議スヘキ旨兩老ヘ被命。類編

同年九月廿一日　右水害ニ因リ居宅破損ノ家士ヘ白銀ヲ下賜如左。類編

一六百匁	高橋文右衛門	一貳拾貳匁	林伊兵衛
一百三拾貳匁壹分	大杉久左衛門	一六拾八匁五厘	廣瀨六大夫
一七拾三匁七分	荒木淸太夫	一拾匁	餌指頭 大森總大夫
一拾四匁八分	大橋孫三郎	一拾匁	鳥見 近藤市郎左衛門
一三拾七匁三分	鵜飼權右衛門	一七拾匁五分	了句
一九拾匁八分	宇治孫左衛門	一六拾貳匁五分	宗也

一七分五厘　白齋
一貳拾五匁九分　三木孫右衛門
一三拾五匁八分　田川久左衛門
一拾三匁八分　小田仁左衛門
一貳拾五匁　阿部五右衛門
一拾壹匁三分五厘　松本善太夫
一三拾六匁六分　林理左衛門
一六拾九匁九分五厘　內藤數右衛門
一四拾匁貳分　新谷角兵衛
一八匁　宮崎孫右衛門
一拾貳匁六分　山田儀左衛門
一貳拾八匁五分五厘　近藤七左衛門
一三拾壹匁四分　羽原長右衛門
一拾貳匁四分　瀨川小右衛門

一拾三匁八分　入江德左衛門
一五拾匁九分　杉山惣右衛門
一拾五匁三分　岡本多兵衛
一九匁八分　寺島市兵衛母
一八匁　大塚文右衛門
一八匁五分　田井夫右衛門
一貳拾八匁　河原藤四郎
一貳拾七匁　秋田次郎吉
一七匁壹分　山本六郎兵衛
一貳匁壹分五厘　石丸安左衛門
一八匁四分五厘　岡田久太夫
一拾壹匁九分　市浦猪兵衛
一四拾壹匁貳分　正阿彌三郎右衛門
一貳百貳拾目　左官又兵衛

同三年十月朔日　岡山町中ヨリ京橋普請ニ付町役出ス是ハ昔ヨリノ例ニ候得共當春小橋一ツニ役仕且飢饉年ニテ候間

扶持可遣旨被命。類編

同三年十月三日　類編

此度ノ洪水ニ三野郡河原村ノ者拾壹人家ニ乗リ流レ行米崎へ出候ヲ和氣郡灘村ノ獵船行懸リ不殘之ヲ助ケ裏へ申小兒ハ懷中ニ抱之其餘ニハ煮粥ヲ食ハシメ犬島へ行石番川瀨五郎左衛門ニ渡之明ル日モ見廻ニ參ル由此儀穿鑿ヲ

被命候處流人ノ中モ灘村ノ者五郎左衛門ノ申モ同辭ニ付此前後ノ仕樣誠ニ慈愛ナル儀ニ付爲其賞白銀五枚ヲ下付セラル。

同三年十月九日　松平式部太輔殿水害ノ輕易ナラサルヲ傳承アリテ家臣堀田治太夫ニ人足三百人ヲ付シ來テ破壞營繕ヲ補助セシメラレシカハ御心付ハ辱候得共指當ル分ハ片付候來春又土工アラハ補助ヲ乞ハルヘキ旨回答アリケレトモ治太夫之ヲ肯ンセサルニ因リ岡山山下泥入ノ道ヲ修理セシメラル、同其廿七日久保田市大夫ヲ使節トシテ厚意ヲ謝セラル。

同三年十月廿日　町家破損處修繕見込書上ニ據テ銀子拾貫目ヲ下附ス。類編　且侍中家破損ノ者ヘハ竹木ヲ附與セシメ歩行ノ者四人ヲシテ之ヲ管理シ湯淺又右衛門ヲシテ奉行タラシム。諸士家譜又右衛門勤書

同三年十一月朔日　發令中ノ條件摘載。類編

萬事横役御赦免之上ハ其代リト存シ飢人有之候ハヽ爲村中繋キ扶持可仕候若飢人過分ニ有之村ノ手ニ餘リ候ハヽ郡奉行代官見計其上ヲ立可遣候村中ノ繋キ取棒仕者無之候ハヽ貸シ可遣候暮ニ利無ニ返上可仕候但村ニ慈悲ナル者有之筋目々々育可申ハ各別タルヘキ事。

同三年十一月三日　江戸ヘ使節トシテ梶田清右衛門ヲ遣ハサレ封内水害ニ因リ御城銀貳千五百貫拜借十ケ年賦ヲ以テ還納アリタキ旨天樹院殿ヘ請願アリケレハ早速許容シ玉ヒシ旨復命ニ因リ十二月廿五日安藤杢ヲ差遣謝辭ヲ演ヘ玉ヒシカハ翌明暦元年二月朔日天樹院殿ヨリ金子四萬兩ヲ受領シテ還ル。

同三年同月九日　郡奉行中ヱ命令ノ條件摘錄。類編

一　飢人扶持渡シ様奉行共面々作廻次第ノ事

　但月ヲ重渡置儀尤之事

一　飢人扶持方米其郡ニ可然所ニ殘シ置可渡事

同三年同月九日　兒島郡々奉行上申ニ因リ飢人救恤ノ爲メ稗六百五拾俵餘ノ代銀八貫四百目餘ヲ給ス。國史類編

一　從此年郡醫者十人ヲ置キ民ノ疾病ヲ治セシム則組分ケ如左。

郡	奉行・醫師	郡	奉行・醫師
三野	雀部次郎兵衛 薬師道琢	邑久	西村源五郎 薬師玄甫
上道	齊木四郎左衛門 薬師宗德	兒島	石川善右衛門 薬師玄壽
和氣	渡部助左衛門 薬師養壽	津高	庄野三郎左衛門 薬師宗石
上東	尾關與次右衛門 薬師正菴	赤坂	俣野市左衛門 薬師玄伯
岩生	吉崎甚兵衛 薬師養仙	備中	都志源右衛門 薬師宗壽

右醫師九月朔日始メテ謁ヲ賜ヒ尋テ郡奉行ト共ニ各郡ヘ派出ヲ命セラル。

同三年十一月十一日　中川山城守殿ヨリ飢人賑救ノ爲メ麥五百石ヲ贈ラル。類編

同三年同月廿五日　嚴寒ニ因リ乞食トモニ古キ着物壹領ツヽ給與スヘキ旨發令。類編

同三年十二月朔日　國中普請所夫役ノ豫算凡九拾萬人許ノ由普請奉行書面ヲ以テ上申ス。類編

同三年十二月十七日　普請奉行熊谷源太兵衛中村四郎左衛門蟹江權右衛門ヘ面々預鐵砲ノ者五人宛役ヲ引可召使山下道橋並國中道橋見聞ノ上夫々ノ役人ニ可申付旨被命。

同三年十二月廿二日　小堀一學へ命令。類編

山ノ乞食伊勢宮ノ飢人寒ル由聞候條古手ヲ買可着之由ノ乞食ニ鍬遣置死人有之ハ埋之可遣候死人ノ衣物取候ハヽ曲事ニ可申付旨可申渡候。

同三年十二月廿二日命令。

代官共ニ申聞候事飢人牛銀種米等借候事郡奉行不足事可有候成程心ヲ盡シ郡奉行任セニ不致遂穿鑿郡奉行申談可埒明候油斷仕間敷候事。類編

同三年十二月廿五日　郡奉行中へ面命。同 諸用集書

只今ノ飢人擬ニテハ中々續間敷候遅ク心付候秋ヨリ連々飢來ル上ニ此中ノ寒氣ニテハ殊之外可令迷惑然トモ只今迷惑然トモ只今之通方々憚リ申掛ケテハ事行間敷候然共手前ニ銀子過分ニ無之テハ難申付候ニ江戸ヨリ過分ニ拜借銀調來間思程ニ救候半ト令滿足候然上ハ一郡ニ銀子三拾貫目宛渡置候間面々作廻次第ニ可救候寒ル者ニハ或ハ古衣買遣家等モ風ノ防モ無之家ニハ防仕可遣候左様ノ段ハ面々可爲作廻次第此銀子之儀百姓共ニ知ラスル事無用ニ候右ノ救郡奉行カ仕事ヤラン上ヨリ申付事ヤラン何共無分ニ民困窮不仕様ニ可仕候又例ノ尓カラセ候事必仕間敷候ケ様ニ申付ル上ハ壹人ニテモ飢寒死候ハヽ皆共可爲越度是ニテ不足ハ何程ナリトモ可遣候左様ニ可心得事。

同三年十二月廿五日　兩町奉行へ面命如左。類編 諸用集書

何トシテモ端々飢死スハ手ノ不廻方有之由聞傳候彼方此方ト申傳候故遅々仕ル事候間兩人ニ銀拾貫目ツヽ遣置候兩人談合無ニ隨分聞立可救之此上ハ壹人ニテモ飢死候ハヽ可爲越度事（以下省略）

〔附〕　石川善右衛門　一二六七―一三二九

石川成一通稱善右衛門と云ふ、慶長十二年岡山に生る、寛永八年父の遺領を襲ひて烈公に因州に仕ふ、承應三年七月備前大旱洪水あり兒島郡其害最も甚し乃ち成一を郡奉行とし就いて賑救せしむ、成一兒島に至り具さに其の地理山川を視察し福江、林二村に福林池を本見村に森池を鑿ちたるを始めとし爾來十年間、郡内三百有餘の池を堀りて灌漑に便し爲めに全く水旱を除くを得たり先是、烈公駕を兒島に枉け成一の功績を見、時服を賜ひて之を賞す、明暦元年夫役十萬餘を徴發して下津井港を開鑿して其の面目を一新せり、寛文九年十二月一日病んで卒す、年六十三、郡民、皆哀悼して父母を喪するが如し後百六十餘年を經、文化三年に至り、郡民、其の功を思ひ碑を瑜伽山に建て其の德を頌すと云ふ、明治四十三年十一月十六日特旨を以て從五位を追贈せらる。

石川善右衛門墓（兒島郡瑜伽山）

寛文九年己酉、家中諸士家譜五音寄ニ云、

鐵炮頭、普請奉行、石川善右衛門　高貳百五拾石　寛文九酉六十三歳。

一　祖父石川久左衛門　生國尾張　先荒尾祖閑弟にて御座候、荒尾美作殿ニ罷在申候、知行高不存候心馳モ御座候由

承候得共慥成義ハ不存候、其後先荒尾志摩方へ牢人分ニ抱置年寄申ニ付子共方へ參居申相果候。
一　親石川八兵衛　生國尾張　慶長八年備前ニテ武州樣へ被召出御知行百五拾石被下候寬永八年ニ因幡ニテ果申候跡目無相違被仰付候。
一　私親同名八兵衛江戶他國御奉公之義私若年其上親無言之中風年久相煩申候故樣子不存候檢見功者之由ニテ因州ニテ切々罷出申候是ヲハ少覺申候。
一　跡目百五拾石無相違被仰付寬永九年正月廿七日ニ織目之御禮申上候ト覺申候。
一　寬永九年御國替ニ付因州ヨリ岡山へ七月ニ御先へ初手ニ罷越御家中家改仕候。
一　右家改之御用大形仕寄申候處ニ稻葉丹後殿御通リニ付牛窓へ御馳走ニ被遣候月日覺不申候。
一　右牛窓仕廻罷歸候へハ家拜領仕いまた敷物之用意も不仕候處に御檢見御急とて被仰付候　小崎吉左衛門と罷出申候月日覺不申候。
一　右之御檢見仕廻候得ハ其儘御米納被仰付候月日覺不申候。
一　寬永十年ヨリ同十八年之間四年御檢見ニ罷出申候貳年ハ羽山太郞左衛門と罷出申候一年ハ小泉四郞大夫ト罷出申候一年ハ中村三郞大夫ト罷出申候月日覺不申候。
一　同十九年郡々百性痛申候ニ付御番頭中へ裁判被仰付候相與中ヨリ諸事改ニ三四人宛罷出申候則御代官モ仕候其御用ニ私も罷出申候月日覺不申候。
一　同年暮ニ御郡之御用被仰付候備中兒島郡ヲ慶安元年迄御用相勤申候よきほと仕習郡之間ヲも合可申哉と奉存候處ニけんぬん（眩暈？）相煩候而本服成間敷體ニ御座候其時御佗言申上候ハ未歲四十計ニ罷成候只今御赦免被遊候ハヽ

養生ニ掛可申候此上重リ申候ハ療治ニもかゝわり申間敷候本復仕候ハヽ又似合之御用承候共廿年ハ御奉公仕ニテ可有御座候と申上候ヘハ不便ニ被爲思召候由ニテ御赦免被爲成候月日覺不申候。

一　他國御奉公之義ハ右郡之御用承候內御領分之繪圖御公儀ヘ御上ケ被爲成候ニ付他領分一同ニ仕候故備中方々備後堺迄度々廻リ申候。

一　右郡之御用御赦免被爲成候而勝手之足リニ仕候樣にと御座候而御心付ニ御代官被仰付候御米納申候右之通ニテ二年引込養生仕候ヘハ大形得快氣申候慶安四年迄御代官仕候。

一　慶安三年ニ若原監物預リ御足輕三拾人之內拾人引廻ニ被仰付候。

一　承應元年江戶御留守御番ニ被遣候則江戶ニテ御勘定間申候翌年江戶ヨリ五月ニ罷歸申候江戶ニ居申內ニ不殘御代官被召上候ニ私計其儘被仰付難有奉存候。

一　同三年七月洪水ニ付郡々ヘ壹人宛御加可被爲成旨八月八日ニ被仰出候私ヲも兒島郡ヘ被仰付候共御加之分ハ大形何モ御赦免被成候處ニ兒島郡本郡奉行香取茂右衛門御赦免ニテ私ニ其儘被仰付寬文五年正月廿二日迄相勤候。

一　右郡之御用承候內明曆元年ニ朝鮮人通リ申ニ付國々御馳走夥敷承申候就夫下津井ヘ御馳走ニ六月六日ヨリ罷出申候處ニ朝鮮人ハ八月末ニ下津井ヘ參申候就夫御加子水夫之者千人餘六月六日ヨリ下津井ヘ參居申候朝鮮人未何比可參も不知と申ニ付左候ハヽ大分之人夫無益ニ數日送リ申候ニ付猪右衛門ニ以書狀相談仕候ヘハ大分之水夫晝寢計仕居申事不斷骨折申候者晝寢計仕居申候ヘハ煩も出可申候誠之時之御用ニも立申間敷候半日宛替リ〳〵ニ雇官人御馳走之爲とて下津井邊石垣又ハ家居見苦所取立申候ハヽ餘程普請出來可申候如何可仕哉ト申遣候得ハ猪右衛門も一段尤と被申越候ニ付取掛リ隨分世話やき候而凡夫役拾萬餘之普請仕遣申候舟掛リ之內ニ大石なと御座候而昔ヨリ迷惑仕候ヲ是ヲ

も取捨申候巡見衆御通之刻長門御馳走ニ被召出樣子見被申候而跡々ノ體とハ各別見入申候西國之舟掛ニ候へハ下津井牛窓ハ加樣々々仕度事ニ候私ニ能仕候由被申候。

一　八月末ニ成候而朝鮮人參候刻官人御進物之御鷹馬鐘先達而三艘參候備後ヨリ大小性と見へ壹艘ニ壹人宛相添參候而請取候樣ニと申候壹艘ハ湯淺又右衛門下津井へ參居申候故同船ニテ罷出請取申候殘貳艘請取可申人無御座候先壹艘ハ私請取分ニ仕今壹艘ニハ俄ニ御使者ヲ拵候而請取セ申候其作意よく仕候と猪右衛門伊賀感シ申由ニテ狀くれ被申候

一　同年極月廿四日と覺申候右朝鮮人戻り申候ニ難風雪雨にかく敷御座候官人舟ハ下津井へ通り申候ニ宗對馬殿御舟壹艘一所ニ下津井へと思召候得共早暮ニ及つよくあれ申候故日比表ニ御舟掛見候得共大船ヲ大波ニテもみ申候ニ付御難義之體中々ニ見へ申候私方へ御使者柿傳右衛門と申仁被下候先刻ヨリ色々御取持過分ニ候然者此難風御覽之通ニテ難湊候殊ニ世悴播磨守初而在所へ召れ申候舟も始而ニ候へハ思之外迷惑仕候何とそ陸へ御上ケ一夜之宿憑候之由ニ御座候其時私御使者傳右衛門ニ申候ハ今度之御馳走所牛窓下津井ニ申付置候此表何之用意も不仕候へハ御上り候樣にと不被申上候然共餘御難義之體ニ見及申候間先家々ヲ御覽可被成哉と傳右衛門同道申候而見セ申候兼而海上ケ樣之義可有之も不知と奉存候而用意仕隨分能取繕肴薪迄も調置申候傳右衛門見候て扨もく忝事對馬承候ハヽ大キニ悅可申候加樣ニ結構ニ被成置候ニ餘痛入たる御秘計と申候共儘傳右衛門被申上候へハはや御上り被成候私出候へハ御頭巾御取御腰ヲ御かゝめ候而御滿足ニ思召候と被仰候扨夜中かゝり火焼隨分御馳走申候御供中殊之外悅申候、扨明ル未明ニ天氣も直り御出船ニテ罷出候へハ是又御直ニ今夜之御馳走御禮難申候緩々と休息申御滿足之由ニテ對馬殿ヨリ刀之鮫五本被下候播磨守殿ヨリ白綸子五卷被下候未明ニ候得ハ其ヨリ舟筋御案内仕下津井邊六口島迄參候て御家來衆へ是迄御供申上候天氣も彌よく頓而御着船可被遊と乍恐目出度奉存候、扨不自由之所ニ御一宿被遊候ニ御機嫌克御座候而忝

奉存候由被仰上被下候様にと申私船ヲ跡へひかへ候へハ御舟より御出私舟ヲ近ク寄セ候様にと御座候而御直ニ御禮被仰候何も御馳走ニ被遣候衆ハ下津井へ寄居申候私義自然ケ様之事も可有哉ト日比表ヲ心懸不慮ニ取合申候

一　寛文五年正月廿三日御加增百石拜領仕御足輕十五人御預ケ御普請奉行被仰付候

一　御國替寛永九年ヨリ當年迄三十八年内三十四年品々御用被仰付相勤申候

以上

○瑜伽山石川善右衛門成一墓碑文

まかねふくまかねふく吉備のこしまは千早振、神代の二柱の御神、八の洲をうみ給ひける其一也、しかはあれと近き世迄も猶豊ならす、新玉の年毎に霖旱に田畠をそこなひける、今より八百年餘六十年昔迄も穀實のらす、島人最苦ぬ、然るに承應三年四月より、茜さす旱つゝきて七月中の八日の日に至りて俄に久かたの空かき曇り、雨しきりに降り足曳の山々より水四方にあふれて、敷たへの家を流し、玉鉾の道を崩し、水におほるゝ人さへ事さはにありける、斯よし昔人の君きこし召して、大人を八月望の日此島に下し給ひ醫師も添給ひて、飢人を養ひ荒妙の衣をあたへ、水に煩へる民を助け給ひければ、島人共しげき御惠を筑波山のかけとそあふきける、かくて岡山に歸りしかくとそ申ける、程なく其年は春に明け玉くしけ再仰を承り、正月中の七日の日同所に來り、荒たる田畠崩れたる道々をぞつくろはせける、此時所々に池をほり旱の煩を除むと、こゝらの青人草をかり出してあら金の土をふかくほらせ、角障短巖を多くうかたせ、あるは横おりふせる山をさへならして、先福江村林村の上なる池をぞ作りける、そを福林湖と號し、夫より木見村の上なる森池、稗田村柳田村小川村なる稗柳池、下村に曲池田口村に三集池、長尾村に天王池なんとをぞ

作りける、それよりつゝきて所々にこゝらの池をほらしめんとて、朝もよい霧を分出て、天つどふ晝は山々をめぐり、墨染の夕は旅のやどりに歸りて、うば玉の夜をさへ安くはいもねず、六月のてりはたゝくにも山に登り、里をめぐり、極月の冴はたるにも、みぎはの氷みち芝の霜をふみならしける、勞何をかたくへむ、傳聞唐國の聖の水をさめし功もかくぞあるべし、翌年寛文四年八月末の七日の日、君御駕を出し給ひ此郡をめぐらせ給ひける時、先森池、福林湖を見まし、大なるたくみのほどを受給ひ、天王池の堤に至り給ひたる時、國内類すくなき池ともをは安く作りなせし事をほめ給ひて、御衣をぞ下給ひける、其後も猶つぎて池をぞほりける、又藤戸の山のかひよりめぐらせしかけひの水もて、天城邑の田畠をやしなはしむ、終に新玉の十年餘にしてすべて三百に餘る池をぞほりける、すでにして寛文八年六月朔日の日より八月中の七日の日迄、雨またふらざれども前々の年の六月の旱のこともあらず、苗をやしなふ水にくるしみなかりければ、秋に至りて例のごとく貢を奉けるにこそ、池の徳はいちじるしかれば、此時島人共昔より旱に畠ものをもやし、霖にたのみをながせし煩も今より後は、あらざらむとよろこべる事限りなしとなむ、是より前つかた寛文五年正月末の三日の日、君の御前に召して銀あまた給ひ、物の司になし給ひけるが幾程もなくて寛文九年十月の比より病の床に伏して終に同年極月朔日の日、空蟬の世のはかなき習ひ壽六十三の年にして身まかりぬ、まことに十年餘の昔より大人爰に來り、飢えたるをやしなひ、こゞへたるはあたゝめし池水の深き惠をうけし島人聞傳へ言つきて悲ひにたへすそなん有ける、今ははや百年餘り八十年の昔になりにたれと、しかなせしより此かた此の賑ひいつかの木のいやつき〳〵に榮へ、新張の田面豊にひらけしも、またく此大人の功にこそ有けらしと、古人言傳へ若人聞繼て今年文化之年、島人報恩の爲に瑜伽山蓮臺寺の內につかを築て、其忠魂を祭る事しかり、これむかし石川成一

の務給ひし事をあらはすものなり、ことさへ〳〵唐の文にては女童のよみがたからんことをおもひて、敷島の大和文書く事を人々こふによりて、菅原吉徇しるすに、菅の根の永きいさほしを玉の緒の短き心におもひあへず、描き筆にかき得ぬことを恐るゝのみ。（岡山縣通史下編より）

○下津井燈籠堂

延寶元年下津井に燈籠堂を建設して海上通船の目標とし航海を安全ならしむ。

池田家履歴略記　卷十二　延寶元年條

海上通船の者夜中標とすへきため燈籠堂を下津井に建て夜毎に火を點し然るべしと曹源公の命にてやがて此の堂を造作あり。同八年に至り福島川口にも同樣に燈堂を建てられ十月朔日始めて燈火を點しける、邑久郡牛窓、和氣郡大漂にも燈堂あり。此二所の內、大漂は元祿十一年はじめて湊となりければ、其年より燈堂造られしにや。牛窓の燈堂はいつれの年造られし事所見なけれども下津井と同時に造られしも知るべからず。

石川善左衛門歿後三年下津井燈堂の創建あり、是れ其の生前に於ける築港の成功に加ふるに航海の安全を保障したるものにして此の種、港津燈堂の嚆矢なりとす。

〔參考〕　兒島郡に於ける用水池塘調査

承應三年水旱後郡奉行石川善右衛門の兒島郡內に鑿ちし用水池三百餘に及びしか後漸次其數を增し文化十年十一月調査に據れば郡內用水池塘合計八百六十四の多きに上れり。畢竟善右衛門遺澤の然らしむる所と謂ふべし。之を各村に配すれば左の如し。

天城組

天城	一五	藤戸	二一	串田	八	曾原	一三	福江	六	廣江	一一
福田	一〇	浦田	一七	黒石	九	粒江	二二				

柳田組

引網	一一	田ノ口	一八	下村	一九	上村	一四	稗田	三四	柳田	一四
小川	一二	味野	一四	菰池	一一	赤崎	一一	田浦	三	吹上	四
下津井	一一	通生	一四	鹽生	七	宇野津	七				

迫川組

用吉	五	迫川	五	奥迫川	六	宗津	四	片岡	一一	川張	七
彦崎	二一	植松	三	林	八	木見	九	尾原	二五	木目	七
小島地	一〇	白尾	一六	山村	一六						

大崎組

大藪	七	田井	二五	福浦	四	福原	五	宇野	一七	玉	一二
利生	一三	向日比	一	日比	八	澁川	七	瀧	九	廣岡	五
長尾	九	迫間	九	槌原	一六	大崎	一一	八濱	四		

北方組

郡	一一	北浦	五	飽浦	六	宮浦	六	阿津	一一	小串	二四
北方	八	下山坂	一五	上山坂	一八	胸上	二	梶岡	一七	東田井地	一二
西田井地	一〇	山田	一九	沼	一〇	後閑	一二	池迫	四	波知	七
廣木	二	碁石	三	宇多見	一						

（兒島郡大莊屋組村鑑に據る）

第三十七章　百間川の築造

上道郡中島村荒手築造及百間堤建設顛末

寛文九年己酉五月十日、日置猪右衛門ヨリ普請奉行藤岡內助、石川善右衛門、上道郡奉行鹽川吉太夫、へ口達ノ趣如左。評定留

蕃山了介積リノ由ニテ先日津田重二郎申出候ハ竹田ノ堤筋へ龍ノ口ノ下ヨリ大荒手ヲ付ケ洪水ノ節岡山山下へモ水乘リ申ヘキ程ノ時ハ堤ヲ越シ水東南エ注キ候樣ニ拵置可然カトノ儀江戸へ伺ニ及候處彌相談セシメ可申付由被仰下候間三人ノ者先罷出見分可仕其上ニテ此方ニモ見分スヘキ由令アリ其廿九日竹田堤通大水ノ時分水吐ノ事藤岡內助石川善右衛門岩根須右衛門鹽川吉大夫見分ノ上圖面ヲ製シ老中エ差出シ何レモ僉議アリテ異議ナキ旨ヲ述ヘシカハ老中江戸へ向フヘキ旨答ヘアリ其六月晦日池田大學ヨリ何レモ相談ノ上可然存候ハヽ早々可申付旨答書來リ京橋ノ雁木二ツ殘リ候時水堤ヲ越候樣ニ築造スヘキ旨老中ヨリ達ス

九月晦日　板挾記錄

中島ニ水吐ノ荒手六町本日ヨリ起工、十月廿一日內助、善右衛門、ヨリ京橋ニテ雁木四ツ、水ノ上へ見へ候時ノ水、又三尺增候得ハ荒手へ吐キ申積ニ相究申候由申出ル。

家史類纂編者曰、此一擧世以テ蕃山了介ノ事業トス、然ルニ了介ノ仕ヲ辭セシハ明暦三年丁酉ニシテ本年己酉ニ至ル十三年ノ前ニアリ然ル時ハ此擧畢竟了介ノ畫策ニ出ツルマテニシテ事業ニ着手セシニハ非サルヘシ其實業ニ至ツ

百間川

テハ本年津田重二郎ノ建議ニ出テ、日置猪右衛門ノ處分ニ成リシ趣ハ上文ノ評定留ニテ明瞭ナリ之ヲ了介ノ事功トスルハ其創意ヲ本トセシ傳說ナルヘシ事實世上ノ口碑ト少シク齟齬アルヲ以テ茲ニ一言ス。

十年庚戌三月廿一日、小林孫七郎、尾澤彥介ニ竹田ノ荒手普請奉行ヲ被命。　板挾記錄

延寶二年甲寅五月廿八日、洪水其晦日鹽川吉太夫、評定席へ開申如左。

評定留一昨廿八日大水ニ中島村荒手水越切レ申ニ付郡中へ大分水入田地損申所モ御座候得共水速ト引不申候故詳細ノ儀ハ難相分荒手ヨリ原尾島村澤田村前ノ通川筋ニ成申ニ付往還通路難成候荒手御普請急ニ不被仰付候テハ田地モ彌多損シ往還ノ通ヒモ成兼可申旨申立老中普請奉行ヲシテ實地ヲ檢査セシム。

六月十日、鹽川吉太夫評定席へ再申。評定留

荒手之儀御當地へ水入邪魔ニ成申時水越申程ニ可被仰付哉少ノ水ニモ越切申候テハ度々田地損シ御物成大分捨リ申儀御座候百姓痛ニモ成申候得ハ後々ハ耕作ニ精出申儀違可申哉ト奉存候當年ノ水程ハ又モ出可申旨申立シカハ老中猶又普請奉行へ檢査ヲ被令。

三年乙卯三月廿一日。評定留

竹田ノ荒手ノ上壹尺四五寸芝置上申候テ大概ノ水計防キ候樣仕候旨鹽川吉大夫申出シカハ右ハ尤モニ候左樣無之テハ向郡少ノ水ニモ氣遣可致自然水ノ邪魔ニモナリ候ハヽ少ノ儀ニ候間早速取除候儀成ヘキ旨日置猪右衞門答ヘアリ

六年戊午六月十日、藤岡内助建議ニ因テ老中指令如左。評定留

中島村ノ荒手先年被仰付候ヨリハ近年餘程堤高ク成申樣ニ見及申候御内意ヲ以御奉行中被申付候哉中村治左衞門私共ハ曾テ樣子不存旨申立シカハ右ハ御内意ノ樣子モ有間敷候先年色々御吟味ノ上ニテ荒手被仰付候兩人ノ普請奉行衆尤年寄中ヘモ伺不申郡奉行又ハ其郡ノ普請奉行心得ニテ左樣ニ堤高致候儀心得違沙汰之限ニ候併川之瀨ハ年々替リ申事ニ候間何トカ心得モ有之高ク致候哉治左衞門内助御横目三人近日見分ニ罷出鹽川吉大夫高木左大夫ニ樣子相尋何トカ子細モ有之候ハヽ重テ年寄中ヘ可申候心得違ニテ向郡ノ爲計ヲ存知堤付置候ハヽ先年ノ通ニ早々堤下ケサセ可申旨老中指令。

家史類纂編者曰、此以後記錄闕クルヲ以テ本條ノ指令以後堤削リ下ケタリシヤ故ノ儘存シ置カレシヤ今之ヲ明ニスルニ由ナシ遺憾トス云ヘシ。

貞享三年丙寅百間川ヲ造ル。提要

但沖新田ノ内ハ元錄六年癸酉ニ之ヲ築クト云

一、川阪與七郎勤書ニ曰、貞享三年寅正月ヨリ上道郡中島村荒手川筋御普請御用相勤翌四年卯正月ヨリ上道郡庄内惡水拔南方ヨリ中川村迄川堀替同郡中島荒手堤繕相勤申候

年紀不詳、津田佐源太ヨリ上阪藏人服部圖書ヱ左ノ趣陳述。

口上

一、此度之高水ニ上道郡中島ノ荒手ヲ越百間川水通リ申由左候ハヽ末ニテハ百間川ノ水ト砂川ノ水ト一ツニ成沖新田ノ石樋吐キ兼上道郡藤井沖下村邊水差支可申ト存候處ニ存之外水差支不申早速干落稲毛痛モ見ヘ不申候由承及候砂川計ハ何程水參候テモ石樋吐キ兼不申候埒田坂與七郎近藤七助前ニ段々積リ候ニ付其趣申上石樋積リ之通數多申付其以後砂川度々水出申候得共積之通水差支不申候二三度モ百間川水通リ候得共四年以前之洪水之外ハ差テ痛申儀モ不承候。

一、作州ニテ鐵山仕候故トヤランニテ年々川埋リ平瀬前竝地藏岩之邊大野ト申所大分河原高ク成申候其ヨリ下段ノ原竹田之河原ガキカ瀬平井前川埋リ高ク成候事ハ何レモ存タル事ニ御座候依之大水出申候ハ岡山ヘ水入候事無心元奉存段申上田坂與七郎近藤七助ニ考サセ段々相窺中島ノ荒手百間川ヲ仕大水出候時分百間川ヨリ沖新田ヘ水吐カセ申候沖新田ノ立毛之儀ハ不及申藤井邊下村邊ノ窪所縦令ハ百間川故ニ前二日ニ干落候水二日半三日水有之右之邊稲毛痛候トテモ岡山ヘ水入申ニハ替ラレス候ト申上其節御僉議之上ニテ竹田荒手出來仕候竹田荒手無之候ハヽ四年以前之水小作事ヨリ水ノ手東ノ御門前迄ノ間ハ川手石垣ノ上惣越ニ可成ト存候右之様子ヲ存候面々ハ中島ノ荒手被仰付候事御家中ノ爲ニ忝儀ト其節ハ專申タル由ニ御座候。

一、近年之模樣ニテハ定テ藤井邊下村邊ノ百姓共此度ノ水ニ付何角申出ル儀可有御座候右之僉議ヲ御郡奉行ノ内ニモ存タル面々多クハ御座有間敷候得ハ何角御用場ニテ百姓共ノ申分ヲ被申上ニテ可有之ト存候年久敷事ニ御座候得ハ前ノ御僉議ニテ被仰付候事ハ沙汰無之百姓共申ロ計ノ沙汰ニテ可有之ト存候右ノ窪所大水出候年ハ稲痛候ハ本ヨリ前カトヨリ其心得ニテ御座候沖新田百間川無之以前ヨリ右之窪所大雨ノ時分水拔兼候事ハ何レモ存タル事ニ御座

候。

一、右之窪所何程稻毛捨リ候共右ニ申候通岡山へ水入士中迷惑仕候ニハ替ラレサル事ニ御座候又沖新田ノ御物成ト右ノ水損所ノ捨リ米ヲ考候得ハ埒ノ明申事ニ御座候右ノ窪所ノ百姓共痛候ト申埒御座候得共是ハ見及ニ其年々痛ノ樣子次第ニ加損ヲ遣シ申心得ニテ御座候得共私御用承候內ハ左樣之儀モ多クハ無御座候其上每年之儀ニテモ無御座水差支候事ハ五年カ七年ニ一度程之儀ニテモ可有之候哉沖新田御物成ハ每年納リ申事ニ御座候得ハ此御米高御考御覧可被成候尤沖新田並百間川有之ト無之トハ無之方右ノ窪所ノ爲ニハ能可有之候得共右ニ書付候損益ヲ以考候得ハ埒明申事ト存候。

一、右之埒ニテハ御座候得共御物ヲサヘ入候ハヽ水差支不申候樣ニ成間敷物ニテモ無之ト存四年以前ノ洪水ヲ以考沖新田普請ノ仕樣段々僉議仕相窺四年以前ニ田阪與七郎近藤七助ニ申渡シ段々積リヲ承リ石樋又ハカラ樋申付候處此度之高水積リ之通カラ樋能吐キ右之窪所ノ水早々拔ケ新田上リ堤損モ無之新田稻毛モ別條無之由承及候此御普請之積リニテモ砂川百間川一ツニ成水拔ケ兼候ハヽ新田東上リ堤西上リ堤ニ上置腹付仕石垣ヲ丈夫ニ仕只今大水尾ノ石樋有之所ヲ貳百間計切明砂川尻中川尻迄古ノ如ク常ニ潮ノ出入有之樣ニ可仕ト奧意ニハ存タル事ニ御座候。

〔附箋〕

本書ニ箋附候四年以前ニ積リ石樋、カラ樋、積リ之通出來以後此度初ハ高水出候處前ノ積リ相違無之趣ニテ御座候得ハ高水之分ニテ本書ニ書付候御普請仕ニ及申間敷ト存候然共風高潮大水一度ニ變有之候ハヽ如何可有候哉右ノ通ノ變有之四年以前之如ク水潮差支候ハヽ大分ノ御普請ニテハ御座候得共本書ニ書付候御普請出來仕候得ハ何レヘノ差支ヘモ無之埒ニ御座候。

一、沖新田百間川筋之儀ハ最初取立之時分ヨリ御普請ノ仕様田坂與七郎近藤七助能呑込合點仕居申候如何様之儀ニテ御座候哉候兩人ニハ新田ノ御普請不被仰付候由承候尾關彌五左衞門那須七郎衞門近藤作之亟ナト外之儀ハ不存沖新田ノ御普請之儀ハ與七郎七助存入合點仕居申程ニハ御座有間敷ト存候只今ハ在々御普請百姓共望次第ニ被仰付候由依之存候得ハ此度ノ大水ニ付藤井邊下村邊ノ百姓共水拔之儀可願出ト察存候右水拔御普請之儀ハ與七郎七助ニ被仰付候得カシト奉存候。

〔附箋〕

此水拔御普請ハ中川邊ヨリ沖新田大水尾之内又ハ石樋カラ樋ノ所ニ可有之ト存候。

私今様之儀貴様方迄ヘモ申進之候儀遠慮ニ存候得共沖新田之事ニ付候テハ外之儀ト違于今心ニ懸リ居申候其上品ニ寄リ大分之御物入ニテ可有之ト存候ニ付御心得ニ可成哉ト存如斯御座候尤私方ヨリ今様ニ申進之候ト有之事必御沙汰ナシニ貴様方御心得迄ニ被成置可被下候　以上。

六月四日　　津田佐源太

上阪藏人服部圖書兩名宛

（原書簡、全長十三尺五寸、津田央氏所藏）

家史類纂編者曰、本書今其年號ヲ詳ニスル能ハスト雖文中ノ意味ヲ以テ考フレハ佐源太退隱ノ後ナルヘシ佐源太元祿十六年郡代職ヲ解カレ閑谷ニ隱居シ専ラ學事ヲ督ス前年壬午八月非常ノ洪水アリテ其量壹丈七尺城中エモ水入リ士屋敷市街共床上ニ水浸セシ趣ヲ載セ寶永二年乙酉ノ五月ニモ洪水アレハ此書或ハ寶永二年ノ書ニシテ四年以前トアルハ

上道郡荒手川筋總圖

元祿十五年ノ水害ヲ指セルニヤ此時藏人圖書共ニ小仕置タリ。

又曰、本書中四年以前ニ見積リ田阪與七郎近藤七助ニ從事セシメ石樋唐樋共ニ出來以後此度初メテ高水出ルトアレハ新田墾闢ハ元祿五年ナレトモ大水尾ノ唐樋ハ其十五六年ニ及ンテ全備セシモノニヤ今他ニ文書ノ徵スヘキナシ田阪與七郎ノ勤書ニハ十六年癸未正月ヨリ沖新田沖堤登リ隄並水門三ケ所共破損所繕年中相勤ムトアリ三ケ所ノ水門今共指ス所ヲ詳ニシ難シ。

寶永六年己丑六月十三日、百間川筋免下ヲ行ハル。撮要錄

田畑畝數合百貳拾八町八反六畝拾步

物成合千四百八拾七石貳斗貳升五合

內

三百四拾三石九斗五升八合　此度免下米

殘物成千百四拾三石貳斗六升七合

原尾島村　藤原村　高屋村

澤田村　今谷村　勅旨村

神下村　苅田村　岩間村

當摩村　中川村　海面村

第三十八章　開墾

江戸時代に於ける備前の開墾事業は鎖國時代の特殊的資源として全國的にも有名なるものなり。由來岡山縣下の三大川はその流出する土砂を沈澱堆積して備前の兒島始め、沿岸島嶼を地續きとし海面を變じて萬頃の沃野たらしめたり。斯の天然的水の平均工事成ると共に人工的開墾事業の行はれしは最近三百餘年來の事にして就中芳烈公を中心として前後七十年間に於て無慮四千餘町步の美田を得しことは尤も顯著なる事實に屬す。今之を兒島灣開墾史の開墾表に徵するも、烈公一代五十年間に一千八十八町步、以前九年間に五百三十二町步、以後十年間に二千四百七十九町步、合計四千九十九町步是れ津田永忠が公の意を承けて完成せし所に係る、爾來明治廿六年に至る二百年之に七十年を加へ通して二百七十年間に於ける開墾の新田總段別七千八百四拾九町壹段壹畝七步、約八千町步、之に後の開發に係る藤田開墾完成後の七千町步を加ふれは通計壹萬五千町步之を石高に換算せは四拾餘萬石に上る之を備前一國の舊石高に加ふれば優に二倍半となれり。如斯にして此の方面に於ける烈公の遺業は完成せられたるなり。以下數項に分ちて、公の開墾事業の顚末を明かにせん。

第一、新田開墾年表

皇記	年次	新田
二二七七	元和三丁巳	窪屋郡伯樂市新田成る
二二八四	寬永元甲子	御野郡平福村成る。

二二八五　寛永二乙丑　御野郡福島村成る。
二二八八　寛永五戊辰　御野郡福富村、泉田村成る。
二二八九　寛永六己巳　窪屋郡福井、四十瀬新田、笹沖、吉岡四ケ村成る。
二二八九　寛永六己巳　淺口郡西阿知新田成る。
二二九〇　寛永七庚午　御野郡福成村、新福村成る。
二二九一　寛永八辛未　御野郡福田村成る。
二二九一　寛永八辛未　窪屋郡埋川村成る。
以上は烈公移封以前
二二九七　寛永十四丁丑　御野郡萬倍新田成る。
二三〇二　寛永十九壬午　御野郡平吉新田成る。
二三一一　慶安四辛卯　御野郡當新田村成る。
二三二一　寛文元辛丑　淺口郡上竹新田成る。
二三二二　寛文二壬寅　和氣郡友延新田成る。
二三二三　寛文三癸卯　上道郡松崎新田成る。
二三二五　寛文五乙巳　御野郡濱田村成る。
二三二七　寛文七丁未　上道郡金岡新田成る。

二三三〇　寛文十庚戌　淺口郡新田成る八重、道越、七島の三村に分る。

二三三一　寛文十一辛亥　和氣郡井田成る。

二三三一　寛文十一辛亥　御野郡辰巳村新田成る。

二三三九　延寶七己未　上道郡倉田、倉益、倉富新田成る。

二三四二　天和二壬戌　和氣郡福浦新田成る。

以上

第二、開墾令

烈公より發せられたる開墾に關する法令左の如し。

寛永十五年戊寅十二月二十五日　自記

備前國中ヲ巡視シ墾闢スヘキノ地ヲ見立申出ヘキ旨郡奉行中ヘ命アリ。

明曆二年丙申十二月　法例集

古地ノ障ニ不成新田所隨分見立可申旨發令。

同　三年丁酉八月八日　類編

小堀彥右衛門　岡田喜左衛門　能谷源太兵衛　蟹江權右衛門　川村平太兵衛　西村源五郎　都志源右衛門　尾關與次右衛門　野間五左衛門　石川善右衛門等ヲ中川前ノ新田邑久郡ノ新田見分トシテ派遣セラレ繪圖面出來ノ上先用水ノ儀ヲ見積候樣被命。

同　年八月二日　類編

高島前金岡迄ノ新田目論見ノ爲メ熊谷源太兵衛　蟹江權右衛門　川村平太兵衛　西村源五郎　尾關與次右衛門　野間五左衛門ニ見分スヘキ旨被命。

萬治元年戊戌二月七日　類編

川村平太兵衛日備普請ノ事肝煎可申付去年見立置候新田百町計春中ニ可申付旨　公江戸ヨリ老中へ命シ玉フ。

第三、開墾反別表（國史提要に據る）

皇紀	年次	新田	現在郡村	町歩
二二九七	寛永十四年	御野郡萬倍新田	御津郡芳田村	二十八町餘
二三〇二	同　十九年	御野郡平吉新田	御津郡今村	十六町餘
二三〇七	正保四年	上道郡福泊新田	上道郡富山村	三十五町餘
二三一一	慶安四年	御野郡當新田	御津郡芳田村	百十四町餘
二三二一	寛文元年	淺口郡上竹新田	淺口郡金光町	
二三二二	同　二年	和氣郡友延新田	和氣郡伊里村	
二三二三	同　三年	上道郡松崎新田	上道郡可知村	百七町餘
二三二七	同　七年	上道郡金岡新田	上道郡金岡村	二百卅二町餘
二三三〇	同　十年	淺口郡新田道越 八重 七島	淺口郡 金光町 富田村	
二三三一	同　十一年	御野郡辰巳新田	御津郡今村	二十二町
同	同　十一年	和氣郡井田	和氣郡伊里村	

二三三九	延寶七年	上道郡新田倉田 倉益 倉富	上道郡操陽村	三百卅九町餘
二三四二	天和二年	和氣郡福浦新田	和氣郡福河村	二十二町餘

第四、檢地年歷及免斗代取調左の如し（撮要錄）

（一）萬倍新田

一、寛永十四年丁丑新墾、同十九年壬午下札始、正保三年十一月十四日檢地

一、高三百八拾六石七斗貳升

一、百姓屋敷免地畑合三反貳拾八歩、壹石八斗代免三ツ四歩

（二）平吉新田

一、寛永十九年壬午新墾、正保四年丁亥檢地

一、高百壹石貳斗四升

（二）當新田

一、慶安四年辛卯新墾、同年ヨリ下札、承應元年同二年檢地

一、高九百四拾七石四升

一、百姓屋敷免地合六反七畝壹歩　壹石八斗代免三ツ

第五、開墾略說

各開墾地ニ就キテ其顚末ヲ略記スルコト左ノ如シ。

（一）萬倍新田

寛永十四年、萬倍新田成る。

池田家履歴略記

御野郡に今年墾田あつて萬倍村と名付らる。奉行の姓名月日等詳かならす、宮内殿〇忠雄の時、寛永元年此郡に新田開かれ平福村と云ふ。同二年福島、同五年米倉、濱田、福富、泉田の四村新墾、同七年福成、同八年福村開かれし。烈公、備前移封の後、此の萬倍を開かれ、此後、寛永十九年平吉新田を開かる。今當新田と云は右の新田不殘の總名也。

（二）平吉新田

寛永十九年、平吉新田成る。

池田家履歴略記

御野郡に新田を墾き平吉村と名付事は寛永十四年萬倍、新田成の條に載すあはせ見るべし。

（三）福泊新田

正保四年　笠井太郎兵衛ニ命シテ之ヲ開發セシメ、得ル所ノ田高五百四十九石餘ヲ收メ内三百石ヲ知行セシム（諸士家譜吉備温故）

（四）金岡新田

萬治三年、金岡新田成る。

池田家履歴略記

去し明暦三年八月二日高島前、金岡迄の新田目論見すへき由烈公の仰に依て熊谷源太兵衞、蟹江權右衞門、川村平太兵衞、西村源五郞、尾關與次右衞門、野間五左衞門等行向つて見分す。同日中川前の新田、邑久郡の新田等の見分にも小堀彥右衞門、岡田喜左衞門、都志源右衞門、石川善右衞門に右六人をも指添て遣され畫圖したゝめて御覽に入けれは先第一に水の事積るべしとそ仰ける。

中川前の新田は延寶七年に至り倉安川を鑿つの條に載す。邑久郡新田と云は幸島新田の事成べし。此新田は貞享元年に成るかた〳〵その年〳〵に合せ考ふべし。ゆへにこゝに略す。

萬治二年正月十一日命あつて彌、上道郡金岡新田開るへけれは當年より用意して來年正月より普請すへき由定められ郡奉行、尾關喜右衞門をはしめ三人の普請奉行〇三人の姓名考ふる所なしをして此の事を司しむ。かくて今年正月より取懸り追追に普請して成就せり。

普請の樣子、成就せし月日等いまた委しく吟味せす。猶追て吟味し書入べし右等つまびらかならず。

其後農業をつとむへきため他國の百姓共多く養ひをかれしに作方に精を入れず不法のみ多ければ延寶元年二月五日評定所へ右不法の百姓十六人呼出し津田重次郞、鈴木夫兵衞、服部與右衞門、近藤覺兵衞、渡邊助左衞門、久保田彥兵衞、列座にて住宅田地取上け各本國へ歸さるゝ由申渡して追放す、はしめ作人不足故に他國の者を養はれしかとも其後は自國の百姓多く住して不足なし。勿論膏腴の地なれは民富饒なりける。

〔類纂〕

萬治二年己亥正月十一日 自記 類編

上道郡金岡ノ新田當年ヨリ仕置仕來年正月ヨリ可申付旨郡奉行尾關與次右衞門及普請奉行三人へ被命シカトモ其年十二月二日先相延フヘキ旨再命アリ。

寛文三年癸卯十二月晦日　類編

和氣郡友延新田上道郡金岡新田兩所共郡奉行申談目論見書ヲ作リ江戸へ持參スヘキ旨池田伊賀代官頭川村平太兵衞ニ達ス之ニ因テ翌四年甲辰正月十一日平太兵衞金岡友延ノ地圖ヲ携ヘテ江戸ニ赴ク蓋此年　公江戸邸ニ在スヲ以テナリ。

同七年丁未十二月十五日　金岡新田成　國史提要附記

同十年庚戌十一月廿九日　評定留

西村源五郎ヨリ評定席へ差出セシ金岡新田免定書左ノ如シ。

奥上道郡金岡新田定遣免相之事。

一、田畠高合千五百七拾八石九斗八升六合　請帳高

内

田高七百貳拾八石八升六合　野上川ヨリ北ノ田高

内

拾五石七斗貳升五合　永荒鹽濱溝敷タイハチ共

七石壹斗三合　溝　敷　引

殘高七百五石貳斗五升八合

物成百九拾石四斗貳升　免貳ツ七歩

田高四百八十六石六斗八升　野上川ヨリ南ノ田高

物成百四拾壹石壹斗三升七合　免貳ツ九歩

畠高三百六拾四石貳斗貳升

内

壹石七斗貳升五合　伊　勢　領

壹石七斗五升　天　神　領

八斗壹升　會　所　屋　敷

五石三斗九升三合　溝敷引
殘高二百五拾四石五斗四升貳合
物成八拾五石九升　免貳ツ四歩
物成三口合四百拾六石六斗四升五合
内
五拾四石九升七合　鹽荒加損ニ引遣ス
三　石　鹽濱ノ分引遣ス
殘物成三百五拾九石五斗五升

夫口米貳拾八石七斗六升四合　川運上
又貳合
物成合三百九拾石三斗壹升四合
内
六　石　庄屋給遣米
拾三石　樋守給
壹石五斗　堤見廻給
殘定米三百六拾九石八斗壹升四合

右定遣上ハ年寄小百姓迄寄合無甲乙令割賦來ル霜月中ニ急度皆濟可仕候若死失人於有之ハ殘百姓トシテ並納可仕者
也

寛文十年戌九月廿六日　　西村源五郎

庄屋小百姓中

同年十二月朔日　士鐵炮大平善左衛門久々金岡新田開墾ニ從事シ溝洫普請等ニ盡力セシニ因リ其賞トシテ白銀五枚ヲ賜フ。類編

同十一年辛亥正月廿九日　評定席ニ於テ津田重二郎建議如左。評定留

金岡新田之儀只今ハ御借銀モ調可申候間一年モ早御取返シ被成候様仕度毎年古地高貳拾四五石程新田之者ニ被遣候様子中々年久無之テハ御手ニ入間敷様ニ承候井水ノ通リ申處大分古地潰候得ハ御費多拠御年貢指上候事ハ延々ニ候得ハ

不宜由申事ニ候其上他國ノ者大分參込居申由ニ候得ハ切支丹ノ縮リ又ハ何事ソノ時モ如何ニ候京銀前ニ御借被成新田ノ物成ニテ返被成候ハ地心殊ノ外能由ニ候得ハ此方御百姓作仕御年貢上リ候ハヽ追付取返シ候樣ニ可罷成候又此地ヘハ還俗ノ片付無之者共外入百姓ニ被成者多可有之ト申候得ハ老中尤ノ由答ヘアリ翌朝西丸ニ於テ下項ノ趣ヲ被達。

同年二月朔日　老中達左ノ如シ。類編

奥上道郡金岡新田取立候入用銀勘定前程別ニ借銀仕銀本ニ遣シ新田被召上此借銀返辨之儀藤岡内助西村源五郎久保田彥兵衞肝煎則公儀之無御構此新田物成ニテ年々ニ相濟候樣ニ宜相談可仕旨老中内助源五郎彥兵衞ニ被遣。

意趣ハ七年以前大阪ノ者組合邑久郡片岡村ノ千潟奥上道郡金岡村ノ川口州崎並千潟兩所ニテ高壹萬石之積リ新田ニ望者尾調差上候者入用銀年々物成ニテ拜借仕速ト入用銀濟候時分名田貳千石被下候樣ニトノ事ニテ被仰付候處金岡新田計千五六百石程漸ニ取立片岡ニハ手懸ケヲモ得不仕剩數年ニ及用之銀高算用前一圓ハカ取不申此後幾年過御物成御藏ヘ可納樣子ニテモ無之又ハ彼新田ヘノ入百姓八拾人計ノ內貳拾四五人ハ他國所々ノ者參住宅居申ニ付所々ノ寄合者根本如何樣ノ者モ不知宗旨ノ手形持參仕候ト申迄ニテ幾里支丹ノメリ無心元御國ノ民同事ニ諸事申付候得共五人組互ニ根本ノ出所不存者故前々如何樣ノ親ミノ者便リ來隱居候事モ可有之カ又者此者ノ風俗長脇指ニテ着物等モ常之百姓ノ樣ニ無之ウワキ成體ニテ御法度以下モ我カ儘ヲ申奉行代官ヘノ存入御國者ノ樣ニ無之段連々沙汰有之ニ付幸銀本モ只今入用銀ヲ拜領仕候者新田差上申度旨望候由ニ付如斯被仰出尤入用銀被下上ハ名田少ニテモ可被下事ニテ無之又者右之樣子ニ付彼新田入百姓之內他國者之分ハ本國ヘ立去候樣ニト被思召御內意也　此明キ田地ヘハ御國中先年還俗仕于今居リタル業無之者共ヲ御入分限相應之百姓ニ被仰付被遣度トノ御內意也。

同年二月晦日　河村平太兵衛　西村源五郎　金岡新田入用目錄進達　評定留

古新田取掛候時分ヨリ入目態々念ヲ入可申公議ヨリ御普請奉行モ御出シ不被成御横目モ御附不被成上ハ後自然僉議有之時埒不詰儀仕置候ハヽ縦令貳百貫目入候ト有之共百貫目ニ被仰付候トテモ我等モ不存候上ハ兎角ノ申分有之間敷候間左樣ニ心得候得ト度々申聞置候旨ヲ述フ。

同年四月右新田被召上ニ付大阪鴻池屋仁兵衛今〇金カ屋三郎兵衛ヨリ指出セシ證書左ノ如シ。

仕上ル證文之事

一、奥上道郡金岡村新田邑久郡片岡村新田兩所仕立候ハヽ名田可被下旨御請相申上候處金岡村新田一ヶ所仕片岡村新田得不仕候最前御書物ニ兩所之内一ヶ所仕候テハ可被召上之處ニ其儀無御座金岡村新田一ヶ所其儘被仰付候段難有仕合奉存候然ル處ニ年々ノ繕普請入用又ハ手前致難儀候ニ付差上申度由西村源五郎殿尾關與次右衛門殿迄申達候處ニ被聞召屆寛文五年ヨリ同十一年春迄之普請入用銀御勘定差上候内御物成ニ指引殘銀高百五拾壹貫百六匁六分之内百三拾九貫七拾五匁六分金屋三郎兵衛拾壹貫百三拾壹匁鴻池屋仁兵衛ニ只今被下重々忝次第ニ奉存候右新田差上候上ハ以來申分少モ無御座候其外新田手傳之者共聊申分御座有間敷候若々何角ト申出ル者御座候ハヽ私共罷出埒明可申候爲後日如件

寛文十一年亥ノ四月九日

大阪天滿今〇金カ屋三郎兵衛

同　鴻池屋仁兵衛

藤岡内助殿

久保田彦兵衛殿
西村源五郎殿

同年五月十日　評定留

金岡新田鹽堤修理之儀潮前ニモ相成候故石垣繕可被仰付哉左候ハヽ買石ニテ日用普請ニ被仰付度旨久保田彦兵衛申出老中之ヲ允可。

同年六月廿一日　評定席へ久保田彦兵衛建議ノ趣金岡新田當秋物成御平へ入可申哉但外シ可申哉右新田近年ノ間ハ糖蒿諸役御免可申付哉何レモ新田有付申内ハ御免ノ様ニ承及申候。　評定留

右物成當秋ハ別帳ニ可仕糖蒿諸役ノ儀ハ何モ並ノ事ニ候間免シ候様日置猪右衛門ヨリ達ス。

同年十二月廿三日　板挾記錄

右金岡新田百姓上方者追拂ニ付當年ノ年貢米ヲ下付セラルヽ左ノ如シ

一、拾石壹斗五升四合六勺　淡路屋九郎右衛門
一、拾五石三斗三升六合　和泉屋九兵衛
一、四石壹斗六升九合四勺　太郎左衛門
一、七石三升四合六勺　材木屋九郎左衛門
一、壹石四斗八升三合　和泉屋市兵衛
一、三石六斗壹升貳合貳勺　楠猪左衛門
一、九石三斗壹升八合七勺　佐久間次郎左衛門

一、貳石八斗九升六合五勺　六兵衛
一、六石九斗貳升九合貳勺　六右衛門
一、貳石貳斗九升六合五勺　善右衛門
一、壹石貳升三合九勺　庄九郎
一、三石貳斗三升九合四勺　庄二郎
一、九斗七升壹合七勺　次左衛門
一、八石壹斗六升貳合　四兵衛

一、三拾七石八斗八升八勺　　金屋小兵衛　一、拾八石貳斗三升七合三勺　　鴻池屋仁兵衛

一、六石六斗八升五合八勺　　三好三折　一、五斗九合貳勺　　半兵衛

一、八石壹斗六升壹合貳勺　　倉路與左衛門

一、拾貳石三斗四合　　小泉勘兵衛

合　百六拾石四斗六合

同年　同日　金岡新田御普請入用六月廿三日ヨリ十月廿六日迄銀貳拾貳貫六百貳匁六分　板挾記錄

奉行　鈴木所左衛門

笹岡平七

寛文十二年壬子十月廿一日　板挾記錄

與上道郡金岡新田之事江戸へ相窺候百姓共不殘追出シ可申候若其內達テ斷申樣子尤成者候ハヽ外ニ被仰付モ可有之候先々一等ニ申渡候得ト彥兵衛大學被申渡。

去年新田ノ上方者立去候得ト被仰付候得共逗留仕罷有鴻池屋仁兵衛訴狀正月十日ニ老中へ彥兵衛差出シ候如左。

乍恐書付ヲ以申上候

今度金岡新田入百姓之內他國ノ者田地被爲召上御拂可被成之旨被爲仰付候御諚意ハ畏入候併私儀ハ總百姓ト替リ此新田申請被爲成御存知候通金屋次兵衛三好三折私三人仕新田取立申候尤當春被爲召上堤用水普請入用銀被爲掛御意候得共田地ノ地平シ普請之銀ハ少モ不申請自分ノ銀ニテ取立私共儀ハ巳之年ヨリ當春迄家職ヲ止七ヶ年之間晝夜堤普請ニ精出シ取立申候ニヨリ御慈悲成殿樣ニ被爲成御座候故被爲召上候刻ハ右之段々ヲモ聞召被爲屆名田可被掛御意ト難有奉存居申候處ニ其儀モ無御座我々ハ此新田ヲ取立身體ヲ潰シ何共迷惑仕居申候間內々ハ御訴訟可仕ト奉存罷在候御事

一、私儀右ノ仕合ニ御座候故可仕樣モ無御座候付賣テ御國百姓ニ罷成渡世ヲ送リ可申ト存大阪家屋敷ヲモ皆々賣拂妻子ナトモ引越金銀ヲ入田地ヲ取立又ハ買求其上永代川田地ニモ難成所ヲ大分普請仕田地ニ仕立家藏共ニ凡銀三拾貫目余モ只今迄入置申候御事。

一、私妻子家來共ニ貳拾四五人御座候右申上候通大阪家屋敷皆々賣拂只今何方へ參可申樣モ無御座候テ迷惑仕候間此旨被聞召屆御國ノ百姓ニ罷成候テ住宅仕申樣ニ被爲仰付被下候ハヽ難有可奉存候於此儀ハ何ヶ度モ御詫言申上度奉存候　以上。

寛文十一年亥十二月十三日　金岡新田　鴻池屋仁兵衛

御奉行樣

立去候樣ニト切ニ申候得共仁兵衛ハ郡奉行心得ニテ申候事之樣ニ申罷在由彦兵衛申ニ付都志源右衛門加リ申渡候得ト老中被申渡。

一、新田之他國者差テ迷惑不仕分來春立去候得ト可申渡旨江戸ヨリ申來候ト九月廿一日彦兵衛ニ大學被申候迷惑不仕分ト申渡候ハヽ何レモ迷惑仕ト可申由色々僉議有之又江戸へ御窺可有由大學被申。

一、今日右之通被申渡僉議有之只今申渡候ハヽ御年貢ニ差間春申渡候ハヽ麥ヲ仕付物入候テ迷惑可仕候ト何レモ申候左候ハヽ御年貢納リ候後可申渡候麥ノ入用ハ被下候カ又不被下候カ其時之事ニ候由大學被申渡。

延寶元年癸丑二月五日　留帳

金岡新田住宅仕他國ノ百姓田地御取上ケ各本國へ御歸シ被成於評定所津田十次郎鈴田夫兵衛服部與三右衛門近藤角兵衛渡部助左衛門久保田彦兵衛ヲ以被仰渡百姓共不殘參ル。

被仰渡之趣

一、金岡新田之儀ニ付三折仁兵衛義モ不屆ニ思召品有之候得共最初取上候時名田之分ケモ少ハ有之候間心次第ニ岡山ヘ罷出居可申候左候ハ何卒追テ可被仰付候殘ル他國者ハ彌御立被成候田地家屋敷ハ殘ル百姓同前ニ賣拂可申候

一、殘ル百姓共儀兼々奉行申聞通新田ニ他國者被召置候事不宜子細共有之ニ付新田入用銀勘定之通金本ニ被下抔他國ヨリノ入百姓去々年之物成作リ取ニ被仰付其上ニ家屋鋪田地相對賣ニ仕罷立候樣ニト申聞候處ニ其ニテモ迷惑仕段斷申ニ付去夏毛ヲ遣シ去秋之作ヲモ仕廻罷立候樣ニト申渡シ重々結構ニ被仰付候迚モ達テ御斷可申上所存ニ候ハ、前々結構ニ被仰付候刻何卒申分モ可有之所々其節度々申渡シニ隨ヒ拜領仕至于今可立退樣子ニテモ無之候去暮ニモ立退候樣ニ可被仰付所ニ御欠事出來不及御沙汰ニ候左候共度々ノ樣子モ有之上ハ何卒皆共方ヨリ申上ル樣モ可有之ニ何ノ沙汰モ無之段重々不屆ニ被思召候急度被仰付品モ可有之候得共他國者之事ニ候間御差免シ被成候早々立退可申候。

以　上

丑二月五日

他國ヘ立退百姓

一、田畠貳町貳反貳畝拾八步　與左衛門

一、同貳町壹反八畝壹步　四兵衛

一、同三町六反貳畝廿四步半　久兵衛

一、同五町六反五畝拾七步　仁兵衛

一、同八反拾七步半　庄次郎

一、同六反拾五步　次左衛門

一、田畠五反五畝八歩　善右衛門　一、同六畝貳拾歩　半兵衛
一、同六畝貳拾四歩　庄九郎　一、同八反七畝貳拾歩　三折
一、同壹町四反貳畝廿九歩　小兵衛

畝數合　拾八町九畝拾四歩

高　貳百拾四石七斗五升貳合

外ニ久兵衛三六六兵衛久右衛門七右衛門ノ五人アリ合テ拾六人。

同年七月廿一日　評定席ヘ御横目中左ノ趣ヲ申稟ス。　評定留

奥上道郡金岡新田ニ居申三好三折鴻池仁兵衛何卒被仰出モ有之様致度候得申出候旨ヲ述ヘ僉議アリテ三折儀ハ少御扶持被下候テモ苦カル間敷仁兵衛ハ只今モ上下人貳拾人餘有之様ニ承候金岡新田ニテ田地大分持居申由ニ候此者ハ備中淺口ノ新田ニテ可然程田地被下當分御借米ナト被仰付可然哉ノ旨申立老中尤ニ候間可相伺旨ヲ達ス。

同年八月十日　前件御横目中ヨリ伺ノ趣アリテ其十六日仁兵衛ニ淺口郡新田拾町下付セラル。　留帳

但三折ニハ町屋明キ有之候ハヽ可被下旨老中ヨリ指令。

同二年甲寅九月廿九日　評定留

金岡新田千五百間ノ鹽堤大形出來石垣モ築キ裏芝付申計ニ仕候旨藤岡内助ヨリ申出。

同六年戊午八月廿一日　横井次郎左衛門建議。　評定留

鴻池屋仁兵衛金岡新田村之田地賣拂仕廻申候内新田ニ居申候筈ノ様ニ承申候ニ付最早年來モ立候事ニ候間備中ニテ拜

領ノ新田ヘ引越申様ニト申聞候處ニ大阪佐久間次郎右衛門河内ノ四兵衛出入ニ取組仁兵衛手前ヘモ縺レ居申候故先指延置申候當夏次郎右衛門四兵衛出入モ速ト埒明申候付此度仁兵衛儀金岡新田村ノ田地賣拂備中ヘ引越可然ト申渡シ候得ハ畏候得共田地急ニ賣拂申ト御座候得ハ買手モ無御座直段モ殊外下直ニ御座候テ迷惑仕候間緩々ト賣拂仕廻申度奉存候金岡新田度々ノ洪水ニ手前難儀仕備中ヘ引越申儀延引仕候由申出候如何可申付哉。

右ハ最早備中ヘ引越候テモ可然候次郎左衛門心得ニテ田地ナト能程ニ買セ候様申付遣シ可然旨指令。

同年十一月晦日　評定留

金岡新田潮堤當秋大風大潮ニ破損仕ニ付右修繕代銀三百三拾三匁郡小物成銀ノ内ニテ仕拂爲替切手ニテ御勘定相立申度旨横井次郎左衛門申立老中許可。

天和元年辛酉正月十日　横井次郎左衛門申牒　評定留

金岡堤外ニ葭ヲ種サセ申度去々年申付置候本村ヨリ植可申旨斷々付植サセ候得共聢ト植不申無沙汰ニ仕候新田ノ者共堤ノ圍ヒニ早ク植申度ト願申候堤ノ爲ニ能御座候間新田ノ者ニ植サセ申度候。

右ハ本村ノ者共ニ申聞セ其上ニテ新田ノ者ニ植サセ可然何レニモ早ク植サセ可申旨老中指令。

同年七月廿八日　村田小右衛門左ノ請願書ヲ評定席ヘ進達ス。　評定留

乍恐以口狀書申上候

一、私儀ハ奥上道郡金岡新田ニ罷在候金屋小兵衛ト申者ニテ御座候去ル寛文十一年亥ノ極月ニ上方者御置不被爲成候旨被仰出同十三年丑ノ二月ニ不殘御國ヲ罷立上方ヘ罷歸申候其中ニ三好三折鴻池屋仁兵衛私三人ハ御國御免ニテ右

兩人ノ者共岡山私儀ハ邑久郡八日市村ヘ罷立候就夫八日市村ニ少田地ヲ求耕作仕罷在候其内三折仁兵衞ニハ備中淺口郡ニテ新田拾町宛貳拾町五年ノ作リ取其後ハ免壹ツ成御下ケ被遣旨ニテ兩人ニ被下難有奉存候私共砌御訴訟可申處ニ西村源五郎樣御逼塞御構不被成可申上便無御座故無是非打暮申候其後次第ニ不作ニ付難儀仕候故責テ金岡新田ハ故鄕ト存候間賣殘シ申田地モ御座候間彼地ヘ罷越度ト相望申候處金岡新田ヘハ遣ス事成不申ト被仰候仁兵衞ハ備中ニテ新田拾町拜領仕剩金岡新田ヘ岡山ヨリ引越申儀御赦免被爲成候私儀ハ如何御思召モ御座候哉ト奉存不及是非罷在候内次第ニ勝手不自由ニ罷成候事。

（中　略）

一、私儀金岡新田ニテ骨折申儀ハ三折仁兵衞ヨリハ成程精出シ申候ト覺申候此段々ハ未御侍衆中樣ノ内ニモ御存知ニテ可有御座ト奉存候三折仁兵衞竝ニ被爲仰付下候ハ難有可奉存候只今可被爲懸御意新田所無御座候ハ銀札拾貫目何卒御預ケ被爲成被爲下候ハヽ難有儀ニ可奉存候御國ニ罷在候儀十七年ニ罷成上方ヘ罷登申儀迷惑奉存候得共身體續不申候間右二色之儀叶不申候ハ上方ヘ罷登申度奉存候。

右之段々被爲仰上被下候ハヽ難有可奉存候　以上。

延寶九年五月十一日　　邑久郡八日市村　金屋小兵衞

御奉行樣

右ハ上方者ニ候故何卒被仰付方モ可有御座哉ノ旨小右衞門申立シニ此者ハ鴻池屋仁兵衞三好三折トハ違候故勝手次第上セ可然猶御耳ニ達候上ニテ可申渡旨老中指令。

(五) 松崎新田

寛文三年　松崎新田成る

池田家履歷略記、寛文二年壬寅條

去年十二月五日上道郡松崎村の新田を開くへき旨御家老並郡奉行岩根源右衛門に命ありて今年に至り普請にかゝり成就す委細にしるしたる書を見ねば詳ならす。

〔類纂〕

寛文元年辛丑十二月五日 御留帳 類編

上道郡松崎村前ノ新田來春取立可申之由老中郡奉行岩根源右衛門ニ達ス。

同三年癸卯開墾落成 國史提要附記

尾澤六郎右衛門勤書ニ曰・寛文元年極月ロ上道郡松崎新田御普請御用被仰付明ル二年正月十一日ヨリ罷出相勤同三年極月ニ地平シ迄仕廻明ル四年ヨリ同六年二月迄同郡御普請御用被仰付相勤。

同十年庚戌正月廿二日 類編

松崎新田外側ノ堤損シ候由大川荒手普請ノ上リニ仕可然旨老中郡奉行鹽川吉大夫へ達。

松崎氏家記に

覺

一、御當地開地者寛文二年正月廿七日鍬初同三年五月晦日に出來す。

國主松平新太郎光政公官位少將
　時之郡奉行。岩根源右衞門。時之普請奉行、尾澤六郎右衞門。
右之兩人君意を承而足輕六万人日雇拾万七千二百拾六人。四分に人數を以て兩年之間開地す堤長千四百九拾六間、根置下し五間、
高平し壹間半畝數百七町壹反三畝拾歩
　熊谷源兵衞預り口上道郡神下之者手代八左衞門
　若原監物預り、邑久郡山田庄村之者、安左衞門
寛文三年六月朔日　　尾澤六郎右衞門　成之（花押）
宸所住人六人之者共爲重代書之遺畢
　口上道郡松崎新田村　松崎忠三郎　同　與次兵衞
　　同　一郎太夫　同　又市郎
　　同　喜兵衞　松崎長右衞門

寛文十一年　井田成る。

池田家履歴略記

去し寛文元年西村源五郎、都志源右衞門〇兩人は代官頭也兩人に和氣郡友延村に新田地を下すへき旨命せられ、渡邊助左衞門奉行して海中にほうじを立つ。同二年川村平太兵衞、助左衞門兩人に仰て又ほうしを立替られ堤を築く。同三年地形高下を平し深所窪所へ入出し。同四年に至り稻の根付を少しせり。同六年烈公始而こゝに至らせ。石堂の鼻と云所に假屋しつらはせこゝより田面を御覽あり烈公いにしへを慕給へは一として古典にしたかはせ給はさる事なく然るに租稅溝域もろこし三代の法すたれ其形たに知る人なきをうれへ給ひて此新田を井田とし給ふへく思しめし同十年十二月

和氣郡井田之圖

十一日井田の地割すへき旨津田重次郎に仰ありて今年正月十四日より地割普請はしめほとなく成就し公私の田、廬舍等を分ち古法を以て租税を納められし、此新田、去し四年成就せしより灘田新田○友延村の内なるにいかで灘田新田と唱し灘田は友延の隣村なりと唱へしを今年より井田と改められし○世に傳ふ所は寛文十年あらたに新田をひらかれ此年新田成就せし様に云は大に誤也延寶四年に至り井田と改められし由記せるもの有是又信しかたし今本文にのする所は津田重次郎か自記、竝伊里中村眞殿源介か家の記等を合記せり。

延寶元年十一月廿一日、井田の物成は此村に殘し置、井田普請入用とすへき旨、池田大學、日置猪右衛門より津田重次郎に申渡す。同しき三年に至り、はしめて通例の年貢地とすべき旨、九月九日曹源公。○綱政の命也。○烈公猶御在世なれ共致仕し給ひぬれは曹源公より命有此時までは上井はかりにて下井は無かりしを貞享元年より普請あつて元祿のはしめ下井成就せり。年貢は德取と仰渡され寶永七年より年貢地と成り井田畝數圖式等左に記す。

上井田地總町前後之數

九井惣畝數九町七畝　但一井長百間三尺横三拾間づゝ（中略）

下井田地總町

九井惣畝數九町三段拾畝　但一井壹町三段拾貳歩づゝ　間にして五十五間四尺二寸四方（圖面以下略之）

〔類纂〕

明暦三年丁酉六月廿九日　類編

中川山城守久清歸國ノ路次備海通船　公邑久郡牛窓ニ到ラセラレ昨廿八日對顏シ玉ヒ其歸途　本日和氣郡難田村ニ往過友延新田ヲ一覽シ玉フテ七月朔日歸城。

寛文三年癸卯十二月朔日　類編

和氣郡友延新田　上道郡金岡新田兩所共郡奉行申談シ積リ書ヲ江戸へ持參致スヘキ旨池田伊賀川村平太兵衛ニ達ス。

同　四年甲辰正月十一日平太兵衛右兩新田ノ圖ヲ江戸ニ上リ旨ヲ伺フ　二月廿一日岡山ニ歸ル。類編

閑谷學校吏員有吉彌一右衛門寶暦六年ノ手記ニ曰寛文元丑年御郡代西村源五郎殿都志源右衛門殿渡邊助左衛門殿最初堤行方ノ傍示御立被成同二年渡邊助左衛門殿川村平太兵衛殿傍示御立直シ則同年堤被成荒方御出來同三年地形高下平ニ被遊深處窪處へ入土被成同四年所々少々宛根付被仰付同六年　新太郎樣御覽被爲成其時ノ御假殿石堂之鼻ト申所ニテ則御渡ニ橋古杭未タ之有。

右ノ開墾ノ順序畢竟彌一右衛門一己ノ私記ニ屬スト雖トモ舊記中他ニ憑據スヘキ明文ナキヲ以テ暫其要ヲ摘錄シテ闕ヲ補フ下條之ニ準ス。

同　八年戊申十月廿九日　評定留

友信ノ新田物成四拾八石有之納置申候樋ノ跡先ヲ堀リ鹽遊ヒ等仕ル爲ニ右ノ米被下度旨渡邊助左衛門申立當年計ノ儀

ニ候得ハ可被下旨老中命令。

同　九年己酉十二月朔日　板挾記錄

一、五拾石五斗八升六合　和氣郡友延村新田當物成夫米糠藁代共右之米其所ニ殘シ置堅堤腹付等之日用米ニ可仕旨日置猪右衞門ヨリ渡邊助左衞門ヘ達ス。

同　十年庚戌十二月十一日　提要

友延新田ニテ井田助法ヲ試ミ玉ハントテ津田重二郎ニ命アリテ土工ヲ起シ縱横ニ溝洫ヲ設ケテ井地ヲ劃定セシム。

同　十一年辛亥正月十四日　板挾記錄

起工此年井地落成十二月十日來夏根付仕候樣ニ置土致サセ度奉行ハ其儘小林孫七ニ被仰付度旨重二郎ヨリ伺ニ及ヒシカハ其通ニテ可然旨老中ヨリ達ス。

一、井地反別　據有吉彌一右衞門私記

上井九井總畝九町七畝

但一井長百間貳尺横三拾間宛

一、北大町前長九拾四間三尺貳寸　幅六尺六寸

一、北南ヘ通東西ノ大町前三百六間貳尺四寸　幅六尺六寸

一、同小町前貳筋三百四間五尺四寸　幅三尺

一、同斷六筋九拾壹間四尺宛　幅同斷

一、境水二筋長九拾貳間貳尺宛　幅壹尺貳寸宛

一、同二筋長三百五間壹尺八寸宛　幅貳尺宛

一、井水貳筋右同斷　幅壹尺貳寸宛

一、一井々々ノ境野手幅貳尺宛

一、上井總畝數

一ノ町　壹町壹畝貳拾歩　四ノ町　壹町壹畝貳拾歩　七ノ町　壹町貳拾歩

二ノ町　壹町壹畝拾歩　五ノ町　壹町拾歩　八ノ町　壹町壹畝

三ノ町　壹町貳拾五歩　六ノ町　壹町壹畝　九ノ町　九反八畝貳拾歩

右合九町七畝

一、上井之圖　據井田村民所傳圖面

一ノ町 高壹石貳斗免同	二ノ町 高壹石免同	三ノ町 高壹石免同
八ノ町 高壹石貳斗免同	公田（ロシヤ） 高壹石免同	四ノ町 高壹石免同
七ノ町 高壹石貳斗免同	六ノ町 高壹石免同	五ノ町 高壹石免同

井田立法　據有吉彌一右衛門　私記下同

以九百畝爲一井周尺三百間四方也以中間爲公田以下八面爲私田八家各受百畝公田之内二十畝爲廬舍八家各得貳畝半公田八十畝也八家助耕公田也

一、井九百畝當本朝之十町四反七畝也

但七十間一尺五寸四方也

步數三萬千四百十坪有餘

右以周尺六尺四方爲一步本朝以曲尺六尺五寸爲步與坪ニ同シ

周尺一尺ハ曲尺六寸四步也

十步四方爲一畝十步四方ノ圖是ナリ周之百步爲一畝餘倣之周尺六尺四方ハ當曲尺三尺八寸四分ナリ曲尺六尺五寸四方ハ當尺一丈一分五厘六毛ナリ以十畝四方爲百畝周之百畝四方ハ周ノ萬步當本朝一町六畝十步但本町五拾九間五寸四方也坪數三千四百九拾坪但本朝一坪米五合之積量ニシテ高拾七石四斗五升アリ此農夫一家之所取歟。

公田八十畝之圖

横八十步

竪百步

步數八千畝

私田百畝之圖

周尺六尺四方爲一畝

本朝之九反三畝貳厘貳

但長五拾九間五寸　横四拾七間壹尺七寸

坪數貳千七百九拾貳坪餘

積量之米拾三石九斗六升是公田納米

地割見井田之圖

周尺横貳畝長貳拾畝歩數貳千歩本朝之貳反三畝八歩ナリ

但長五拾壹間五寸横拾壹間貳尺五歩坪數六百九拾八坪有餘

積量之米三石四斗九升是公田百畝ノ內廬舍ノ減シ

廬舍一家之圖

貳畝半周尺長貳拾五歩横拾歩ニ數ヘ貳百五拾歩

本朝之貳畝貳拾七坪ナリ但横五間半貳尺六寸五歩　縱拾四間五尺ナリ此井田ノ廬舍ナリ八家

各得貳畝半

一、積量之井田米高百五拾三石五斗九升內公田拾三石九斗六升私田百三拾九石六斗此上井總額ナリ。

延寶元年癸丑二月廿六日　留帳及津田重二郎手記

先是井田入百姓ニ横山半助及和氣郡難田村庄屋市郎右衛門倅入申度旨津田重二郎ヨリ請願ニ及ビシカハ本日江戸ヨリ許可ノ命アリシ旨池田大學ヨリ津田重二郎ニ達ス

延寶元年癸丑四月廿一日ノ評定留ニ曰去年井田ニ長門役居申處急ニ江戸ヘ被參跡役不足ノ分日用米人高四千五百五拾人壹人ニ付貳升宛積九拾壹石ノ內最前三拾石被下又不足ニ付今日三拾石被下。

同　年十一月廿一日　井田圖紀事文

公使池田大學日置猪右衛門命津田重二郎殊欽此村之助稅。

同日　留帳

井田物成井田ニ殘シ置井田之普請入用ニ遣可申旨大學猪右衞門津田重二郎ニ達ス

同三年乙卯九月九日　井田當年ヨリ年貢地ニ被仰付候間左様相心得可申旨日置猪右衞門ヨリ津田重二郎へ達右ハ御儉約ニ因リ　公ヨリ　老公へ伺ノ上如此被仰出旨被申渡　留帳

有吉彌一右衞門私記ニ曰延寶四年ヨリ一村立ニ被仰付井田村ト稱シ村役人ヲ被置諸帳面ヲ分タル　同年檢地奉行小林孫七殿出張田畑米西山共檢地之アリ　五年又東山檢地アリ

「家史類纂編者曰　此私記檢地ヲ以テ四年ノ事トス留帳ト齟齬ニ似タリ而シテ他ニ事實ヲ明徴スヘキ書類ヲ獲サルヲ以テ暫ク此文ヲ摘載シテ後考ヲ俟ツ」

同　八年庚申五月十日　小林孫七郎建言　評定留

一、井田村潮堤去年大風之時分破損仕立毛少モ無之候

一、同所潮堤悉痛居申候大損シ之所貯物ヲ以テ頃日御普請仕候只今之分ニテハ大潮ノ時分破損可仕候

一、同所高百六拾三石餘御座候近年ハ稻出來モ殊外能御座候後々ハ御爲ニモ可罷成候同處御物成貳三年モ被爲下候ハヽ年々ニ繕御普請可仕候

一、同所畠無御座候故麥作リ不申百姓共迷惑仕候去暮ヨリ唯今迄貯物ニテ育置申候秋迄育之儀難儀仕候只今三拾石被爲下候ハヽ耕作ノ間々乍御育繕御普請申付其人ニ應シ御扶持方遣シ申度存候事

右ハ願之通御米三拾石可被下旨命令

（七）　辰巳新田

寛文十一年　辰巳新田成る

池田家履歴略記　寛文十一年條

御野郡辰巳村新田地積りすへき旨仰あつて二月十四日西丸に而家老中より井上藤助〇湯淺民部組渡邊利右衛門〇池田三郎左衛門組兩人に申渡し其後追々取懸る〇委敷事は記したる書を見ねは只其はしめを記す。

寛文十年庚戌十二月廿四日　御野郡辰巳村新田被仰付。類編

同日　老中郡奉行武田左吉へ左ノ趣ヲ達ス。類編

此度辰巳村新田被仰付候ニ付口津高郡今保村田地川ニ成候分ノ替地御野郡辰巳村新田ノ内ニテ今保村潰地ノ坪程替地可遣事

同　十一年辛亥二月朔日　此新田検地トシテ井上藤助渡邊理右衛門ヲ派遣セラル。評定留

同　年二月十四日　類編

湯淺民部組井上藤助池田三郎左衛門組渡邊理右衛門御野郡辰巳村新田地詰可仕旨於西丸老中申達即左ノ條數書ヲ付ス

一、今度御検地就被仰付諸事正路ニ可被沙汰事

一、田畑上中下之位境目等ニ至迄御郡奉行衆相談之上有體ニ可申付候事

一、棹打依怙贔負ナク有體ニ打申候樣ニ誓紙可被申付候事

二月十四日　　池田大學

日置猪右衛門

池田主税助

井上藤助殿

渡邊理右衞門殿

（八）倉田新田

延寶七年、倉田新田を開き倉安川を通す、先是、津田永忠、上道郡湊、圓山、海面等の諸村沿海斥鹵の地を墾き、側に溝渠を鑿ち吉井村より東川の支派を西川に通し處々水閘を設けて以て灌漑に便じ又船揖を通ず更に寺山內ヶ原二村中間の山崖を剗鑿し別に一支流を開くの議を建つ光政、綱政共に之を可とし本年二月起工八月成功す墾田貳百七拾壹町六反歩之を三村に分ち倉田、倉富、倉益と云ひ溝渠を名けて倉安川と云ふ。

池田家履歷略記　延寶七年條

奧上道郡寺山、內ヶ原兩村の險崖を鑿ち東川の水をそゝき吉井村に通し口上道郡海面村、圓山村、湊村の沖新田を經て平井村に至る迄新に川を堀りて運送の便利を考へ津田重次郎繪圖したゝめ二月朔日、江戶に奉り曹源公御覽あつて旨にかなひけれは早々普請はしむへしと仰あり。扨其役を定めらる。川奉行那須七右衞門、橋奉行清水平太夫、樋奉行山田藤助、砂留奉行高畠惣七、平井村水門奉行伊藤與市、平井水門奉行的場六兵衞、新田普請奉行羽原甚右衞門、服部與兵衞、丁夫米渡奉行勝部孫八。近藤七助、橫目中村八郎右衞門也。同八月に至り功終り、同九月朔日、平井水門に番人を置かれ、同十二日水門にて米役諸事川口番所のことくたるへし。但し人役は無用之由、日置左門令を傳ふ。同十五日新川運上諸士の手船或は重次郎支配の薪本兩人の船は其儀に及ふへからさる旨御法令あり。同十月十九日烈

公御歸國の時、和氣郡坂根村より御船にて御通りあり。同廿一日初めて高瀬川、東川より通船す。同十二月朔日今度出來の新田新川に名付へしと仰ありければ重次郎左のごとく書しるして奉る。

新川を倉安川。新田の內西を倉田村。同中を倉富村。同東を倉益村。

曹源公御覽し然るべしと仰あつて、此日より今に至るまで斯くは唱へし也。同八年十月十四日右新田にて得給ふ鷹一羽烈公より津田重次郎に賜ひ「新田取立苦勞仕よし」仰蒙れり。

延寶六年戊午九月十一日　津田重二郎手記

於西丸池田大學日置左門重二郎へ左ノ趣ヲ被達。

當春御內意被仰聞候郡々新田新鹽濱定テ見立可申左候ハ、來春ヨリ郡奉行共申談取立可申此節之儀ニ候間入用米ハ重二郎作廻ノ米ニテ先可仕旨江戸ヨリ被仰下之由被申渡ニ付重二郎申上候ハ御意之趣奉畏候此新田入用米ハ其新田物成ニテ私手前へ御濟被成儀ニ御座候哉左候ハ利ヲ付算用仕受取可申哉ト相窺候得ハ如何ニモ其新田物成ニテ御返シ可被成候利ヲ付算用可仕旨被申聞候重二郎又申上候ハ此度被仰付候新田縦ハ和氣郡ニテ仕候新田入用ハ三年ニ元利濟備中ニテ仕候新田入用ハ六年ニ元利濟申積リニ候ハヽ和氣郡之新田之物成四年目ヨリハ備中新田入用之借米之爲ニ納御國中之新田一度ニ公儀へ上ケ候樣ニ被仰付可然候ハン哉ト申候得ハ是モ尤ニ候間左樣ニ心得居可申旨兩老ヨリ被達候事

同　七年己未正月廿一日　評定留

川村平太兵衛、津田十二郎、服部與三右衛門、中村治左衛門、春田十兵衛、湊、圓山前新田實地見分セシ由ニテ圖面ヲ評定席へ進達シ老中兩公へ相伺其上ヲ以テ可被仰出旨指令

同　七年己未二月朔日　留帳

津田重二郎ヨリ內々申上候口上道郡湊村圓山村海面村之沖新田並奥上道郡吉井村井手之內ヨリ右之新田ヘノ用水ヲ取申次テニ東川ヨリ岡山川ヘ高瀬舟通シ申候積リ又ハ同郡寺山村ト內ケ原村ノ間巖キヨニ用水溝付候儀等繪圖ヲ以テ申上候得ハ可然儀ニ思召候間追附普請可申付旨池田大學日置左門ヨリ重二郎ヘ被達。

同　年二月十日鍬初係リ役人如左

一、倉安川之奉行　那須七右衛門
一、同所橋方奉行　清水平太夫
一、同所樋方奉行　山田藤介
一、所々砂留奉行　高畠惣七
一、吉井水門奉行　與右衛門子伊藤與市
一、平井水門奉行　的場六兵衛
一、新田普請奉行　羽原甚右衛門
一、　服部與兵衛
一、日用米渡奉行　勝部孫七
一、　近藤七介
一、横目　中村八郎右衛門

同　年八月　土工全竣功其經費ハ前年九月命令ノ趣ニ據一切社倉米ヨリ支給ス其費額今詳カナラス。

同　年八月十日　津田重二郎春田十兵衛左ノ趣ヲ申稟ス。評定留

新田地之位未知申候間當年ハ下ニテ功者成庄屋共ニ檢地申付御代官見屆先荒増相極申渡事。

右老中允可

一、竿先之儀少先御用捨モ被成可被遣哉左候ハヽ六尺五寸竿可然哉ト存候事。

右ハ申立ノ趣尤ニ候新田ノ竿之儀ニ候得ハ用捨無之候テハ百姓共進ミモ有之間敷旨老中指令。

一、當年壹反ニ付銀三拾匁夫役代差上來年ヨリ御年貢出シ可申ト申書付御座候其外ノ書付ハ御定次第銀子指上可申ト申書付モ御座候又ハ外ノ並次第ニ銀子指上可申ト申書付モ御座候只今迄十二郎手前ヘ集居申書付六百町餘ノ望ニ御座候田地望ノ書付出シ可申ト申未出シ不申者モ御座候但シ來年壹年鍬下御赦免被成候ハ唯今夫役代ノ銀子增出シ可申樣ニ奉存候如何可被仰付哉ノ事。

右ハ一統僉議ノ上來年ハ鍬下遣シ可然旨ニ決定。

同　年八月廿九日　津田重二郎建言　評定留

新田望申候畝數九百貳拾貳町七反御座候此度出來之新田三百町程御座候右望ノ者不殘割ニ仕候得ハ望ノ三分一ニ當リ申候左樣ニ仕遣シ可申歟作人樣子能者ニハ望之通遣シ跪ト不仕者ニハ割ニ致シ候テナリ共渡シ可申候哉ニ承合可申候

一、右新田夫役銀之事入百姓共來年ヨリ御年貢指上ケ大方ハ壹町ニ付三百目宛出シ可申ト申候又川村平太兵衛存寄候ハ前ニ銀高多ク出候得ハ鍬下ノ年數少延候テモ能候間段々ニ一年ノ鍬下ニテ如何程貳年三年ノ鍬下ノ入札可然ト申候一段尤ニ存候間右樣可仕ト存候。

右ハ鍬下ニテハ耕作ニ精ヲ出シ申儀ニ候旁申立ノ通可然旨老中指令。

同　年九月朔日　留帳

今度出來候平井水門番人重二郎手前ヨリ召抱諸事重二郎締リヲ可申付旨江戸ヨリ被仰付之由左門重二郎ニ達ス。

同　年九月十二日　同

平井水門ニテ米改其外諸事ノ締リ川口ニテ改候如ク可仕候但人改ハ川口ノ如クニハ成間敷候間人改ハ仕間敷旨、左門

重二郎ニ被達。

同月十五日　同

新川運上之儀士中手舟又ハ此度重二郎申付候薪本兩人ハ被免之由宮城大藏水野三郎兵衛ヨリ重二郎ヘ達ス。

同　年十月十九日　同

老公江戸ヨリ歸ラセ玉ヒ本日和氣郡坂根ヨリ船ニ召サセラレ新川筋ヨリ歸城シ玉フ共廿一日ヨリ始テ東川ヨリ西川ヘ新川筋高瀬舟ノ通行ヲ許ス

同年十二月朔日　同

右墾闢ノ新田新川共名稱ヲ申出ヘキ旨日置左門ヨリ重二郎ヘ執達アリシニ因リ建議左ノ如シ。

一、新川ヲ　倉安川　　一、新田ノ内西ヲ　倉田村

一、同中ヲ　倉富村　　一、同東ヲ　倉益村

右見込ノ趣　老公聞召サレ此名稱ニテ然ルヘキ旨左門ヲ以テ被命。

同年同月十日

平井水門外大川並ガキケ瀨潮時ニテ無之候得ハ足入ノ舟通リ不申候ニ付ガキケ瀨之內ヘ水ヲ盛ラセ見申候得ハ兼テ存候ヨリハガキケ瀨之內ノ水低ク御座候間網ノ濱ヘ水門ヲ上ケ川ヲモ掘足シ可然候ハンヤノ旨本日評定所ニテ津田重二郎伺ニ及ヒシカハ其趣老中ヨリ上申アリテ可然思召候間其通ニ可仕旨被仰付翌十一日左門ヨリ重二郎ヘ右ノ趣ヲ達ス。

十二月十六日　右新田地割渡區別左ノ如シ。

一、拾町　稻坪村　清右衛門
一、同　福富村　孫右衛門
一、五町　花房大膳領分貝島村　市郎兵衛
一、拾町　原吉原村　太郎右衛門
一、同　西郡村　武助
一、貳町　福泊村　藤三郎
一、六町　香登村　孫右衛門
一、五町　八代村　勘右衛門
一、貳町　海面村　又右衛門
一、壹町　同　仁右衛門
一、六町　生坂村　助三郎
一、五町　上伊福村　忠左衛門
一、貳町　海面村　八左衛門
一、壹町　同　吉左衛門
一、貳町　吉井村　清五郎
一、三町　富崎村　平兵衛
一、拾町　福泊村　加助、權兵衛
一、三町　山崎新田村　作右衛門
一、拾町　金岡村　治右衛門

一、拾町　三田村　忠左衛門
一、貳拾五町　水谷左京亮領分玉島村　半右衛門
一、四町　平井村　五兵衛
一、三町　小橋町　善吉
一、三町　段ノ原村　市左衛門
一、貳町　神職　伊豆
一、拾町　原津村　文右衛門
一、三町　上原村　甚作
一、貳町　海面村　彌八郎
一、五町　當新田村　喜惣兵衛
一、三町　上田原村　吉兵衛
一、拾町　益原村　五郎左衛門
一、壹町　海面村　藤七
一、貳町　中野村　久左衛門
一、五町　浦間村　周菴
一、八町　百枝月村　次郎兵衛
一、四町　香登西村　新右衛門
一、拾町　日笠村　八郎兵衛
一、五町　久保宮村　市左衛門

一、五町　中出石町　與兵衛
一、五町　藤野村　七郎右衛門
一、壹町　働村　平兵衛
一、三町　今保村　次郎兵衛
一、三町　廣谷村　八郎兵衛
一、貳町　山守村　長左衛門
一、拾町　伊部村　五右衛門
一、八町壹反　是ハ倉安川ニ掘候潰レ地ノ者望候ハヽ可遣心當ニ除置
一、貳町五反　湊村　仁兵衛
一、三町　坂津村　新右衛門
一、五町　石屋　治兵衛
一、三町　櫻町　九郎右衛門
一、三町　平井村　善右衛門

右畝數合貳百七拾壹町六反

右檢地竿六尺五寸ニテ打詰仕候六尺三寸ノ竿ニテハ一反ニ付二十五步宛ノ込ノ積ニテ御座候此段モ老中へ內意ヲ窺申候但右ノ田地置鬮ニテ相渡ス

右ノ田地夫役代トシテ田地遣者共ヨリ壹反ニ付銀子三拾匁ツヽ未暮申ノ春兩度ニ差上ル。

同八年庚申九月廿一日　右新田畝數物成津田重二郎書上左ノ如シ　評定留

口上道郡新田檢見目錄　倉田村　倉富村　倉益村

總畝數合貳百九拾町七反貳畝拾九步半

內

八拾四町壹步半　荒

貳百六町七反貳畝拾八步　生畝

米貳千百拾九石貳斗六升貳合

内千六百拾三石壹斗七升六合　六分米　夫口糠蒿代共

八百六石八升六合　四分米

申九月廿一日　津田重二郎

右重二郎見込ノ趣老中ヨリ伺ニ及ヒシカハ重二郎見計ニ可申付旨命令

一、右新墾地畝高物成ノ増減概略左ノ如シ　撮要錄

天和元年辛酉

畝數貳百九拾町七反貳畝拾三歩半

内六拾九町貳反七畝　毛見拂德取川之荒

德米千貳百七拾壹石三斗七合

内貳百六拾九石　加損

貳百貳拾六石　救米

拾九石五斗餘　樋守給毛見竝庄屋骨折

第六　新田總高

慶安二年己丑三月備前備中新田總高ヲ幕府ヘ具申左ノ如シ　郡方古記

一高三百貳拾四石四斗三升　備前三野郡平福村

一高三百八十六石七斗貳升　同郡万倍村

一高四百三拾石八斗八升　同郡福意村

一高九百七拾貳石六斗六升　同郡泉田村

一高百五拾貳石貳斗七升　同郡新福村
一高千四百四石六斗四升　同郡福富村
一高八百五石九斗貳升　同郡濱田村
一高千三拾壹石九斗七升　同郡福島村
一高三百六拾七石三斗五升　同郡中島村
一高千拾三石三斗三升　同郡福田村
一高五百石　同郡外福新田村
一高三拾四石四斗三升　同郡西市村
一高三拾五石四斗　三野郡船山村
一高三百三拾壹石八斗壹升　同郡平瀬東原村
一高三拾三石六斗八升　同郡平吉村
一高貳百六拾六石九斗七升　津高郡今保村
一高三百三拾八石九斗貳升　岩生郡日置新田村
一高百壹石五斗七升　同郡松原新田村
一高貳拾七石九斗七升　和氣郡寺山村
一高四百八拾三石七斗五升　同郡福浦村
一高百拾貳石九斗壹升　同郡東片山村
一高五拾石壹斗　同郡寺口村
一高四百八拾七石九斗二升　邑久郡神崎村
一高千七百六拾七石九斗　同郡福里村
一高四百拾三石壹斗五升　邑久郡北池村
一高四百石　同郡片岡新田村
一高百拾五石壹斗壹升　同郡笠加新田村

一高六拾三石五斗五升　同郡土師村
一高百七石八斗七升　同郡福永村
一高三拾八石九斗八升　同郡八日市村
一高四拾七石八斗六升　同郡佐井村
一高八百八拾四石八斗九升　上東郡浦間村
一高百五拾貳石五斗貳升　同郡中野村
一高九百九拾七石七斗九升　同郡沼新田村
一高五拾壹石九斗　同郡東平島村
一高六拾壹石五斗三升　同郡廣谷村
一高七拾四石五斗九升　同郡淺越村
一高貳百三拾三石九斗壹升　同郡南古都村
一高貳百四拾貳石五斗六升　上道郡福吉村
一高五百四拾九石四斗壹升　同　福泊村
一高九百三拾一石壹斗壹升　同郡中川新田村
一高貳百三拾六石五斗五升　同郡平井新田村
一高百八拾四石八斗八升　同郡中島新田村
一高四百拾四石五斗　兒島郡用吉新田村
一高千四百三拾九石三升　同郡粒江新田村
一高四百六拾六石五升　同郡粒江村古新田
一高拾六石三斗五升　同郡倉津新田村
一高三百五拾九石七斗九升　同郡浦田新田村
一高百三石壹斗四升　同郡藤戸新田村
一高五拾九石壹斗八升　同郡小串新田村

一高三百拾七石三斗貳升　備中淺口郡　西阿知村新田

一高千百五拾石貳斗　窪屋郡　四十瀬古新田　四十瀬外新田

一高貳百拾五石四斗九升　同郡　四十瀬埋川新田村

一高三百九拾壹石壹升　同郡　四十瀬福井新田村

高都合貳萬五千九石六斗

慶安貳年三月十日

右之内

貳萬千六百七拾六石四斗五升

三千三百三拾三石壹斗五升

一高千三百八拾九石七斗七升　窪屋郡　篠沖新田村

一高八百四拾三石壹斗壹升　白樂新　東中新田　西中新田

一高貳拾七石壹斗貳升　窪屋郡　古地村内酒津新田

一高五百六拾五石九斗　備中兒島之間　吉岡新田村

備後樣領村數卌四村

御藏古地替入村數廿四村

第三十九章　社倉法附津田永忠

寛文十一年辛亥十月社倉法を創設す。

光政其の長女本田忠平の夫人に付せし湯沐料銀一千貫目を私蓄し毎年五拾貫目を送付するを定額とす。津田永忠建議し之を借て米若干に替へ朱子社倉法に擬し毎春息を薄うして村民に分貸し年末に至りて其の母子を收め增殖して凶荒の扶助に備へんとす。光政可とし之を施行せしむ。又畝麥の法を興す其法麥秋の節民戶をして每畝麥二升を貢せしめ之を藩廩に貯へ窮民乏を告ぐるものあれば貸附し翌年麥收に及んで之を納めしむ。

〔設置の顚末〕　寛文十一年辛亥七月十日津田重二郎建議書　津田氏舊記

一、本銀千貫目

此內貳百五拾貫目銀にて二割宛に借し候得は利銀一年に五拾貫目宛有之に付下野樣奥樣へ每年之被進銀埒明申候。

殘る七百五拾貫目之分は米にて其儘置在々へ御借し被成樣に仕度候壹石五拾匁之相場にして來年子の春御借米壹萬五千石にて御座候此壹萬五千石之御米を二割にして借候得は同暮には壹萬八千石に成申候丑之暮には貳萬千六百石に成申候寅の暮には貳萬五千九百貳拾石に成申候卯之暮四年目には三萬千百四石に成申候各銀にて借し置候貳百五拾貫目を米に仕五千石にて御座候に付本米壹萬五千石と此五千石と二口合貳萬石之本之分御藏え先返上仕候得は四年之利殘る分米壹萬六千百四石有之候を御國中え借しへり米計壹石に三升宛入させ每年春借し暮に取

立候樣に可仕候來年より五年目之春からは無利同前之御借米在々に有之程在之候得は百姓共之勝手に宜く又は凶年之能御手當にと奉存候只今迄百姓共自分に借り候米は三割四割銀は二割三割に當り候由其上御國に借し銀少く御座候故他國より借り銀多仕由內々承り候其利は皆他國へぬけ候道理に御座候右之如く被仰付候はゝ利銀他國へ不參御國に集り御國之民の爲に可罷成奉存候尤右之御借米も四年之內は利二割にて御座候得共世中惡敷時は利を一割に可仕候凶年には利を免或は返上の年を延し可申候得は外の借り銀借り米とは違各別民の爲能可有之と奉存候返納之儀御年貢米の上に右之返上米指上候段民之勢無心元奉存候得共又考見申候得は只今は先高百石之村え三石貳斗餘之御借米にて御座候得は取立候に差して民迷惑も仕間敷と奉存候。

一、惣別下民は世中能時は有にまかせて遣捨凶年には行當り難儀仕者候由兼て承候左申候て世中能時は土免より多被召上凶年には御免過分に御指免被成候事も難被成義に御座候へは此爲にも右之如くに御借し米を被成世中能時は利を付納凶年には利を免或は年を延遣候はゝ只今より四年之內とても民之御救に成第一世中能民の餘米在之年は利を付世中惡敷餘米無之年は利を少く仕或は利なしに仕又は年を延はし候と有之段氣味あひもよく民之情にも宜く可有御座候と奉存候まして四年過五年目よりは利なし同前之御借し米借り候義に候へは大きなる民之御救に可成候と奉存候。

一、在々手習所後には公儀より只今迄之通に御米不被下候ても立申樣に仕度と兼々奉存候得共百姓共自分として手習所立置候事は勢難成儀に御座候就夫右四年以後有之御米今三年有之如に被成御借し被成候は又三年目午之暮には利米壹萬九百貳拾石御座候此三年分之利米をは在々之手習所之爲と御名付いつまても村々に殘し置利を安く仕

一割宛に借し可申候左候へは此利米一年に千九拾貳石御座候此米を高五拾萬石へ割符候へは高千石之村へ貳石壹斗八升餘之當りにて御座候此米を以一ヶ村二ヶ村或は五ヶ村三ヶ村に一ヶ所宛手習師匠を置手習所之模様は先日申觸候通りじねんに樣子を仕なし候は公儀より之被下米以後はなくなり後々迄つゝき民之爲に宜く可有御座候と奉存候七年以後には前四年之利米壹萬六千百四石と後三年之利米壹萬九百貳拾石を合都合御米貳萬七千貳拾四石御郡々所々に藏を立毎年暮々に納置候はゝ御用米を御郡々に御納置被成候と同事之樣に奉存候尤此御米之本は御藏より出候御米にて無之候へは御家中侍共之情にも能可有之と奉存候事。

一、内々御國は土代免高く上えの取つよきと申由に御座候得共只今土代免御下け被成候はゝ御藏入御家中ともにつゝきかね可申候得は土代免御下け被成事は不被爲成事と乍愚意被存候右之如く被仰付候はゝ行々は土代免御下け被成候同前に可有御座候哉と奉存候事。

一、右七年之内凶年在之候へは八年へも九年へも相延可申と奉存候右之貳色之御用意米御調次第本米貳萬石之分は御郡々より御藏に返納仕候樣に可仕候事。

津田重二郎私記曰此書付寛文十一亥ノ七月十日ノ御寄合ニ泉八右衛門ト私兩人シテ伊賀殿猪右衛門殿掛御目候テ申候ハ大唐ニケ樣之民ノ救樣有之ト御在國ノ時御前へ申上候得ハ一段能サソウナル事ニ候ト御意ニ候得共其刻ハ御姫樣御銀心付不申候ト申候得ハ御兩人ナカラ在々ノ爲ニハ一段可然事ニ候併御勝手ノ積リ未知レ不申候間御勝手ノ積知レ候刻言上可仕ト猪右衛門殿御申候扨同八月十日ノ御寄合ニテ又兩人シテ右御兩人へ申候ハ當月季ニ服部與三右衛門江戸へ參候由就夫先日申上候在々御救之儀可被仰上候哉御勝手方之儀御用人共相尋候

得ハ殊外能當暮ニハ不殘御借銀相濟可申ト申候ト申候得ハ與三右衛門罷下リ候刻可申上候與三右衛門ニ委細申含置候様ニト御申候ニ付大學殿先日ヨリ御病中故未此書付掛御目不申候懸御目可申哉ト申候得ハ左様ニ可仕旨御申候ニ付同十二日ノ朝重二郎大學殿へ持参仕懸御目申候得ハ殊ノ外御國ノ爲ニ宜キ儀ニ候猪右衛門殿へ彌御相談候テ與三右衛門罷下候刻可被仰上トテ書付御請取置候和意谷ニ居申留守ノ内ニ大學殿ヨリ八右衛門へ手紙ニテ御申越候ハ先日重二郎持参候書付猪右被申候ハ御在國ノ内ニ兩人申上候儀ニ候間兩人手前ヨリ可申上候其上猪右ハ思寄モ有之由ニ候トノ事故左様ニテ之無候御在國ノ内ニハ御噂迄出申事ニ候ト八右ヨリ返事被申候由我等罷歸大學殿へ猶又八右返事之通申候得ハ猪右衛門殿へ御相談候テ八月廿四日ニ服部與三右衛門罷立候ニ此書付御差上猪右衛門殿ヨリハ思寄之書付與三右衛門へ御渡シ候由大學殿ハ猪右同時トノロ上之由與三右物語ニ候大學殿ハ此書付宜事ト御思候様子ニ候事。

右建議ノ後其年十月十六日池田主税承之由ニテ江戸ヨリ御意之趣老中執達如左　類編

本多下野様奥様ヨリ御借リ被成候千貫目ノ御銀ヲ毎年五拾貫目宛可被遣ト先年相究ル儀ニ候殘ル分當暮米ニ仕置在々へ一割計ノ利足ニテ借シ候ハヽ百姓ハ高利ノ借銀仕利ニ惑ヒ一入成立不申由兼テ御聞被成候事ニ候少宛ニテモ利ノ安キ銀ヲ借リ高利ノ借銀ノ方ヲ輕メ候様ニ仕候ハヽ後々ハ御救ニモ可成事ニ候凶年ノ御心當被仰付置度儀數年之御存念ニ候今之時節ニハ對公儀第一ノ御奉公ト被思召候得共御勝手不如意故不成事ニ候右ノ米年々御借シ候ハヽ後々ハ御米郡ニ殘リ凶年ノ御救ニモ可成儀ニ候是肝要ニ思召候借シ様ノ品後々迄首尾不合ニ無之様ニ御代官頭御郡奉行一等ニ申談宜可被申付候津田重二郎森半右衛門兩人ニ此借米ノ事以來迄之儀肝煎候様ニト御内意旨老中重二郎

半右衛門御代官頭御郡奉行中へ被達

重二郎自記曰右執達ノ趣半右衛門重二郎兩人ニテ御代官頭御郡奉行共不殘へ御內意ノ趣申聞書付ヲモ見セ少ニテモ存寄有之候ハヽ無遠慮可被申旨申聞候得ハ何レモ御尤之儀在々ノ爲ニ一段可然事ト一等申出候。

延寶四年丙辰二月右社倉ノ件ニ付津田重二郎ヨリ泉八右衛門ニ復スルノ書アリ其稿本津田氏藏書中ニ存在シ其事情ヲ見ルヘキヲ以テ茲ニ登錄ス。

去ル十九日之貴札一昨廿一日之晩相屆致拜見候然ハ下野樣奧樣ノ千貫目銀之儀ニ付御隱居樣御內意之趣被仰下一々奉得其意候御前ヨリ出申候御書付ヲモ被下是又拜上仕候昨日書付共尋出シ算用ナト仕候ニ付今日指上申候。

一、最初ニ貴樣ト私兩人シテ御老中へ御貸米之儀申上候書付ノ控一通指上申候此書付ニハ在之手習所之事書入有之候只今ハ其構無御座候故被仰付候ハヽ多分明年ヨリハ利ナシ同前之御借米ニ成可申ト奉存候。

一、此度仰下御意ノ如ク

朱子社倉之法ト申朱子ノ被成タル事ニテ御座候由米四百石ヲ君へ御申上御借リ被成朱子ノ御住居ノ民共へ二割宛ノ利ニシテ御貸シ利四百石有之時此四百石ヲ元米四百石ノ爲ニ君へ御返シ其殘リヲ春民ノ給へ物ノ不自由ノ時民へ御貸シ秋へ成候テ一石ニ付減リ米三升宛込セ御納被成タルトノ事ニ御座候此御仕置天下ノ爲ニ被試候得ハ大ヒニ民ノ益ニ成候ニ付其時ノ天子へ社倉之儀訴狀ヲ被指上候トノ事ニ御座候此儀ヲ先年御隱居樣御聞被成此御貸米之儀ヲ被仰付候

一、此御貸米以後々々ハ御郡奉行差テ構不申只今ノ貳升麥ノ如ク庄屋共才判ニ仕候ハヽ外ノ借銀同前ニテ何角ニ付宜ク人情ニモ能可有御座候扨ハ御國替等御座候共構ナシニ一郡ニ一ケ所宛此米ヲ御詰置被成可然トノ最初ノ積リニテ御

座候百萬石ノ米ヲ壹石ニ三斗宛ノ利ニシテ貸シ候得ハ借候者ノ爲ニハ利ナシ同前ニ候得共一年ノ利ハ米六百石ニテ御座候得ハ次第ニ殖へ可モト奉存候。

一、去冬猪右衛門殿ヨリ御申越被成候ハ二萬石ノ御貸米之事當年ハ世中モ能由ニ候間ケ樣之年ハ定リノ外ヲモ拂上近年ノ内ニ御貸米濟申候樣ニト被思召候御郡肝煎三人ノ者共申談取立候樣ニト御意之由被仰下ニ付則私岡山へ罷出三人衆申談扨源右源五同道申猪右衛門殿ノ前へ罷出候テ申候ハ此御貸米ハ根本民ノ爲ニトノ御趣意ニテ被仰付候當年コソ世中能御座候得當春ノ痛ニ前へ引ケ申由當暮元入ヲモ仕ラセ候ハヽ前々之御趣意モ替リ又ハケ樣ノ年過分ニ取立候ニ御座候ハヽ兼々取沙汰之通行々ハ兔ノ障リニモ可成ト存候間二割ノ利分計可被召上哉利分凡四千石餘ニテ可有之ト存候四千石餘ヲ高五拾萬石ニ割掛候得ハ高百石ノ村ヨリ米八斗餘ノ出シ米ニテ御座候得へ是程ハ出シ候テモ痛ニモ成申間敷ト存候由申候得ハ尤ニ候由ニテ其通ニ申觸候得ト猪右衛門殿御申候ニ付三人衆申合候テ御郡奉行中へ申觸候ハ貳萬石ノ御貸米先二割ノ利ノ分當暮御拂上サセ可被成候元入可成者ハ勝手次第又二割迄出シ候事不成者ハ是モ勝手次第ト申觸候得ハ二割之利分ハ出シ可申樣子ニ御座候拂上候切手未揃ヒ不申候故去冬御藏へ拂込候定米ノ御米高ハ未承不申候得共大方別紙ニ書出シ候通ニ餘リノ違ハ御座有間敷ト奉存候。

一、子ノ年ヨリ去暮迄ニ御藏へ指上候壹萬三千六百八拾石餘ノ御米ハ如何成申候哉樣成儀ハ不承候多分殿樣御用ニ遣ヒ申樣ニモ承候亥ノ年此御貸米之事被仰付候刻ハ在々ヨリ出シ候年々ノ利分ヲモ直ニ在々へ御貸シ被成候積リニ付利ニ利付申故年數早ク御米高上リ申候其ニ付丑ノ暮ニ猪右衛門殿へ服部與三右私兩人シテ申候ハ指上候利米最初ノ御積リニ御座候得ハ利米ヲ直ニ御貸被成利付申積リニテ御座候ト申候得ハ殿樣御用ニ遣候共利ヲ付算用可仕由猪右衛門殿

御申候其後何ノ様子モ不承候在々へ貸シ候同前ニ殿様御用ニ遣候ヲモ二割ノ利付ノ算用ニ仕候得ハ去卯ノ暮ノ出シ米ニテ當辰ノ暮ニハ別紙書付之通千貫目ノ都合ニ少過申程濟申カト奉存候殿様御用ニ遣候分ヲ一割ノ利付ノ算用ニ仕候得ハ別紙書付之通去卯ノ暮ノ出シ米ニテハ當暮ニハ濟不申候。

一、返上之御米銀子ニテ算用可仕候ヤ米ニテ算用可仕候哉ト大學殿猪右衛門殿へ丑ノ暮ニ與三右ト私兩人シテ相窺候得ハ本千貫目銀ニテ候間銀子ニテ算用仕候得ト御申則俣野善内へモ其通御申渡シ候ニ付年々ノ大阪平シ相場ヲ書付呉候得ト度々善内ニ申候得共未指越不被申候。

一、閑谷ニ居申候者ノ内ヲ呼算用仕ラセ候ハヽ若氣ノ付候事モ候ハンカト存百姓ノ内ニ少算用仕者御座候故私好候テ算用仕ラセ候間若ハ算用違勘違モ可有御座哉ト存候間左様ニ被思召可被下候。

一、委敷書上候様ニト御意之由被仰下候故先ニ書上ハ仕候愚意ニ存候ハ遅カラヌ事ニ御座候ハヽ重テ私罷出候刻口上ニ委細申上度事共モ御座候其上只今御隱居様ヨリ此度書上候様ナル委シキ事共被仰候ハヽ私ニ御尋私御隱居様へ申上候ト殿様ニモ可被思召候得ハ是モ如何ニ奉存候間殿様ヨリ御貸米ノ御噂出申候ハヽ最初ニ申付候趣意サへ後々迄立候得ハ唯如何様ニ申候共在々ノ爲ニハ宜事ニ候ト迄御意被成置委敷事殿様御聞被成可然被思召候ハヽ重テ私罷出候刻御貸米之儀ニ付始終之儀年寄共迄申候得ト御隱居様御内意有之御年寄衆迄私申品可然御座候ハンヤト奉存候。

一、縦令此御貸米悪敷ニ極リ只今ヨリ御止メ可被成トノ儀ニ御座候ハヽ二萬石之本ノ分御取立被成次第ニ殘ル御米ハ御捨被成カ無左ハ急ニ利分迄不殘御取立被成ルヽ外ハ無御座候急ニ利分迄御取立被成候ハヽ在々迷惑可仕ト奉存候事

一、此後トテモ最初ノ御趣意立不申候ハヽ反テ在々ノ痛ニモ成可申候又御家中ニテ兼々申候如ク免ノ障リニモ成可申

ト奉存候。

一、此度指上候書付共御用ニ無御座時分御下ケ被下候樣ニト被仰上可被下候恐惶謹言。

二月廿三日　津田重二郎　花押

泉八右衛門宛

別紙計算書

御貸米年々拂上ノ目錄並殘リ米之書付

一、御米貳萬石　寛文十一亥ノ暮ニ二割ノ利足ニシテ在々ヘ御貸シ被成候

高百石ノ村ヨリ貳斗出シノ積リ

一、千　石　子ノ暮ニ返上米

高百石ノ村ヨリ壹石四斗八升出シノ積リ

一、七千四百貳拾六石壹斗五升　丑ノ暮ニ返上米

高百石ノ村ヨリ壹斗七升七合五勺出シノ積リ

一、八百八拾七石五斗三升　寅ノ暮ニ返上米

高百石ノ村ヨリ八斗六升出シノ積リ

一、四千三百石餘　卯ノ暮ニ返上米

合壹萬三千六百八拾石餘ヲ

、子丑寅卯四年ニ拂上申候殘テ六千三百石餘拂上候得ハ貳萬石ノ都合ニ合ヒ申候可被召上ナラハ世中サヘ大形ニ御座候ハ

、當暮ニハ貳萬石ノ都合ハ濟可申ト奉存候。

一、右ニ書付候通當暮ニ貳萬石ノ都合被召上候得ハ當辰ノ暮在々ニ殘リ居申御貸米壹萬九千八百九拾七石七斗貳升餘ニテ御座候事。

一、最初之御趣意ニ候得ハ本米貳萬石ノ都合當暮ニ被召上ニ仕候テモ當暮ニ殘リ居申壹萬九千八百九拾七石七斗貳升餘ノ御米ハ來春ヨリハ壹石ニ三升宛ノ減リ米計込セ利ナシ同前ニ仕春貸シ秋取立候積リニテ御座候事尤右ノ壹萬九千八百九十七石七斗貳升餘ノ御米ヲ一度ニ取立候事ハ成間敷候故譯ヲハ右ノ如クニ仕置年々勢次第ニ取立候ハヽ行々ハ毎暮ニ貳萬石計ノ御米ハ諸郡ノ藏ニ納リ有之様ニ可成ト奉存候。（木畑道夫）

（編者曰右計算書ノ外ニ右ノ銀殿様御用ニ成リ一割利付ノ積リ及ヒ二割利付ノ積リト二通ノ豫算書アレトモ之ヲ略ス）

〔附〕津田永忠

（一）略傳

津田永忠遺績碑（岡山市後樂園）

津田佐源太、諱は永忠、幼名又六、後八太夫又重二郎と稱し、晩年父の名を襲ひて佐源太と改む、父佐源太貞永は備前國主池田氏の世臣にして祿五百石を食む、佐源太は其第三子なり、寛永十七年岡山に生る、承應二年二月十五日佐源太歳十四にして始めて光政に謁し祿參拾俵四人扶持を賜ひ兒小性に列せらる、八月側兒小性に進む、萬治二年四月兒小性横目役となり典籍藥餌等の事を掌る、三年十月更に祿百五十石を賜ひ、寛文二年八月徒頭

に補せられ祿百石を加ふ、三年六月光政日光山に詣でし時假横目を以て扈從す、四年九月大横目役に補せられ、更に祿五十石を加增し、評定席に列せらる、八年六月大横目役を免せられ藩校手習所和意谷及諸記錄の事を總括す、尋て承應三年水害以後の記錄及藩士の家譜等を編輯す、十二年八月八日光政老を告け綱政嗣く、十月二十八日督學及評定席を免せられ專ら和意谷閑谷井田社倉鄕學及葬祭の事を掌らしむ、延寶六年四月綱政より佐源太及服部圖書に管內の巡視を命せらる、九月儉約の制定に參與す、八年綱政佐源太及圖書の黽勉能く其職を盡し事務に熟練するを賞し且つ時々郡邑を巡視し民の疾苦を問ひ流離顚沛の民なからしむべき旨を命せらる、天和元年九月幕府巡檢使領內の巡視に隨行す、二年正月綱政佐源太及圖書を召し面あたり郡代職を命じ祿二百石を加へらる蓋し郡代職を置きしは是時より始まる、二月圖書と共に旨を承けて郡會所を設け郡奉行の各地に散居せるものを移して事務を統一せしむ、五月朔日光政病重し其寢室に召されて遺言を受く、貞享元年正月領內閘門橋梁等の事を掌る、十月普請方鷹方の事務を兼ぬ、二年正月幕使小宮山傳三郎幕命によりて池田信濃守の邸に禁錮せし飯河平四郎の屍を檢す佐源太其接待役を命ぜらる、八月圖書と共に林藪を掌る、三年二月命を承けて諸士の先祖書及現代の勤書を編輯す、三月馬百匹を郡中に蓄へ草萊を開きて其租を納め以て諸士の飼養の料に供し倉粟を費さしめず、これ比年儉約の令あるも諸士自ら貯蓄して不虞に備ふる能はさるを以てなり、又孝子傳及績善人記を編して之を藩主に獻ず、四年五月陶器を閑谷に製して之を獻す卽閑谷燒なり、元祿元年三月上道郡高濱新田を修繕す廣袤十五町貳反六畝貳步其經費社倉法の餘裕より出づ、其月閑谷村の田地山林の地主とせられ諸課役を免じ竹木を伐採するの特權を受く、四年祿五百石を加へらる、五年十月平物成、貸米、湯沐銀、京銀、郡銀、町銀等の出納增減を掌る、六年正月旭川に架したる京橋中橋小橋及外下馬橋を修理す、七月組頭に除せらる、其月簡略

津田永忠夫妻之墓（和氣郡奴久谷）

奉行に補せられ諸士儉約の方法を處理す、七年正月備中松山城主水谷出羽守勝美卒して嗣なく家亡ぶ、幕府淺野長矩をして城地を收めしむるや。隊士銃卒を帥ひて封境に到り單騎松山に赴いて幕吏に面して藩主の旨を通す四月命を受けて評定所を設く、十年六月備前國全圖を製して幕府に獻ず、是歲美作津山城主森美作守長成卒して嗣なく家亡ぶ、十月幕府田村右京大夫をして城地を收めしむるや銃卒を帥ひて國境を護衛す、十四年播州苅屋城主淺野內匠頭長矩罪ありて死を賜ふ、幕府脇坂淡路守、木下肥後守をして城地を收めしむるや部下の士を率ゐて不虞に備ふ、十六年十二月特旨を以て祿五百石を加へ、郡代職を免じ、閑谷、和意谷、社倉、井田等の事を綜理すること故の如し、寶永元年三月家祿、屬士、邸宅を還し、閑谷二百七十餘石を受け、移居して專ら閑谷の學事を督せんことを請ふ、その二十八日更に祿七百石を長子永恭に、三百石を次子永備に賜ふ、四月閑谷に移る、三年冬

永忠が秘密を保つために漢字に混用せし暗號符及之を用ゐたる記錄の一節
（津田央氏藏）

疾あり永恭の家に來りて療養せしが、翌四年二月五日天壽を以て逝く年六十八、尸を輿して閑谷に歸り、采邑和氣郡吉田村奴久谷の山中に葬る、佐源太少時より大節あり深く道義に志し平生忠孝を實踐するを以て要となし、嘗て曰く人能く父母の遺體を奉して辱しめざれば、死に臨みて喜ぶべしと、承應二年始めて烈公に登庸せられしより、寶永元年閑谷に隱退せしまで五十年、其間樞機に參すること亦四十餘年の久しきに及び光政、綱政に歷事して恪勤の節を致し政治、經濟、文教等に偉績を遺せしは當時名臣多しと雖も佐源太を以て第一とす、故に備前藩の典型は佐源太の力を待たざるものは殆と稀なりといふべし。

今佐源太在世中最顯著なる事業を列擧すれは大略次の如し。

（一）和意谷墓地新設　（二）藩校經營　（三）手習所創立　（四）閑谷學校經營　（五）井田經始　（六）社倉法新定　（七）牧場新設　（八）倉田新田開墾　（九）窮民救恤　（十）藩士救濟　（十一）軍備　（十二）福浦新田開墾　（十三）幸島新田開墾　（十四）後園起工　（十五）沖新田開墾　（十六）牛窓波戸新築

（十七）吉備津宮造營　（十八）大漂築港　（十九）福山領地丈量

（二）年譜

津田永忠君年譜引

寛永九年。我　芳烈公自因伯移封此土。擇賢擧能銳意圖治。當此時也。挾才學翼贊政務者彬々輩出。藩廷不乏其人矣。而其最冠者爲熊澤先生津田君。先生抱不世出之才。應明君諮詢。立要路獻替可否。良弼之名一時藉々海内。惜哉其參政纔十有餘年而掛冠焉。踵而起者爲津田君。々生岐嶷。幼被　公拔擢。後受　綱政公任用。委身政廷裨補藩治者五十年。是以我備之盛擧偉事。往々出於二子畫策。其益國澤民今猶受其餘蔭焉。蓋　公之明眼善鑒識二子。二子亦賴　公之信任展其驥足。可謂明良之遇千載罕比矣。熊澤先生既有事蹟考行狀等書。其偉勳盛業著于世。而津田君之事蹟以其家深秘之世鮮知者。或至有混淆二子事歷者。余太憾之。頃日承　舊君之旨檢閱古史。涉獵之際。遭事係君之動作者輙揭其槩。繫以年紀編成一書。欲使視者窺虎豹之一斑。若夫性行之美事蹟之詳。及學術言議等。行狀中悉之。今不復贅焉。明治十有五年六月　芳烈公二百年祭前一日。

東備舊臣　木畑道夫　撰

津田永忠君年譜

津田氏系係平氏。資盛之子親眞。爲織田津田二家鼻祖。其十五代出羽守信勝始稱津田。其子左京亮政景生于尾張國。初仕織田右府。後筮仕我　信輝公。公薨。輝政公嗣。慶長五年　公出征上杉氏。留夫人及諸公子于大阪邸。使左京護之。會石田三成作亂。左京百方保護幸得免。公賜腰刀賞其功。晚年退老號友心。元和四年沒。其第二子曰久右衞門。其子曰又左衞門。後稱内藏助。承乃祖後祿仕忠雄卿。輝政公二男 後轉仕加藤嘉明。先是友心長男彌次右衞門政長仕　輝政公于參州吉田。別受祿六百石。慶長十二年沒于播州姬路。男左源太貞永襲後。歷仕公家四世累被任用。爲人謹勅終身無過失。延寶四年告老。使長男八左衞門永守襲祿。貞永天和三年沒。齡八十八。配下方覺兵衞女。先沒。後娶土州藩士安藤傳左衞門長重女。生永忠君。初名又六。後改八大夫。又重二郎。及考沒襲其稱。永忠其諱也。今略叙其事歷如左。

寛永十七年庚辰。
君某月某日生于備前國岡山。
承應二年癸巳。
君歳十四。二月十五日始謁我　公。左少將光政公賜本俵每苞容米五斗三拾苞四口。列兒小性。其月從　公之江戶。八月進側兒小性。
同　三年甲午。
君歳十五。五月先于　公反備前。
明曆元年乙未。
君歳十六。四月扈駕之江戶。
同　二年丙申。
君歳十七。五月扈駕反備前。
同　三年丁酉。
君歳十八。九月扈駕之江戶。是歳熊澤助右衛門讓家祿于八之丞公第三子中稱主稅後爲支封改丹波守輝錄初名政倫君」退隱蕃山改稱蕃山了介。
萬治元年戊戌。
君歳十九。九月扈駕反備前。
同　二年己亥。
君歳二十。三月扈駕之江戶。四月爲兒小性横目。兼掌典籍藥餌等之事。
同　三年庚子。
君歳二十一。六月扈駕反備前。十月更賜祿百五十石。其月加元服。
寛文元年辛丑。

君歳二十二。八月扈駕之江戶。

同　二年壬寅。

君歳二十三。七月扈駕反備前。八月補步士頭。加祿百石。付銃手步士二十人于部下。出入公所如兒小性之時。賜居邸于內山下。

同　三年癸卯。

君歳二十四。三月扈駕之江戶。六月　公詣晃山以假橫目扈駕。

同　四年甲辰。

君歳二十五。五月扈駕反備前。九月補大橫目。加祿五拾石。更付徒橫目三人步士二十人于部下。始列評定席。十一月承旨聽邑久郡朝日寺村人之訟。以其葛藤紛紜曲直難判。請副他吏員。不允十二月斷定。公召君與執政賞其明斷。

同　五年乙巳。

君歳二十六。二月巡按國中諸山相　先公遷葬地。蓋以　參議公　武州公等墳墓在京師而寺院罹災也。

同　六年丙午。

君歳二十七。十月　公設學校于城內。（松平政種君舊邸。君本藩支封右近大夫輝興君男。嘗來寓備前）教文學武技于諸士子弟。使君兼掌學務。其月扈駕于和氣郡木谷脇谷諸山。定　先公遷葬地于和意谷。十二月　先公遺骸到自京與池田政倫君往迎之片上。假藏于八木山。

同　七年丁未。

君歳二十八。正月奉旨督　先公遷葬之事。二月廢舊量更用京量。受命董之。其月收　先公遺骸于和意谷。築埋建碑之事一擔當之。三月有疾。　公遣中江彌三郎（藤樹男仕于公）來問之。尋痊。其月　公更委托和意谷塋域于君。

同　八年戊申。

君歳二十九。正月之江戶。四月反備前。其月各郡設習字處。（備前十有九備中二）授讀書習字算數事等業于村民子弟。以槩田收穫充其費。使君綜理之。六月免大橫目。總括府學鄉學和意谷塋域及諸記錄等之事。更屬先鋒銃卒二十人于下。列評定席如故。此日　公面命君及泉

八右衛門愛仲曰。我有過失。汝等直諫勿憚焉。老臣及諸有司失誤。亦痛董正之。九月以和意谷經營事竣酒饌及白金之賜。

同　九年己酉。

君歲三十。學徒增盛以庠舍狹小不可容也。有府學新建之擧。牧西中山下圓乘院舊地及家士邸宅十七區。合爲一區正月起工。七月落成其境域狹于東西。廣于南北。東爲百十二間半西爲百間南爲六十一間半。北爲四十五間半。南北設二外門。置番署掌鎖鑰。南門內栽松數十株。繫泮池架石橋以通于校門。々置左右塾。々北架長廡甃以方塼通于東西兩階。經階躋堂。是爲講堂。東西十一間。南北九間。堂北設中室。東西六間。南北三間。爲祀先聖之處。室北爲食堂。南北六間。東西與講堂齊。而中室左右架廊以通于二堂。々之東西隔庭設舍。々前栽各種草木以名舍。菊蘭海橘梧桃六舍居于東。是爲文舍。松竹柳槐杉五舍居于西。是爲武舍。堂舍設廊廡彼此相通。學房五于在東舍之後。客舍付焉。調馬埒在西。稱德亭範馳軒在其側。置廐校北。射圃在南。射舍付焉。設督學邸宅三區。一在南門內東側。二在北門內左右、而文庫倉吏舍庖廚浴室之類棋對其間無一不備。此其結構大略也。門其二十五日延蒂山了介於播州行開校式、是歲付祿二千石于學校。命君移居校內。八月召向江戸。承旨編輯承應甲午水害以後諸記及藩士家譜等。

同　十年庚戌。

君歲三十一。四月　公歸國。以假橫目扈駕。先是和氣郡友延村墾田成、公使君摸擬古制開井田于茲。五月　公使君設學校于和氣郡木谷村。君起土木假設黌舍。以其山水淸閑宜讀書講學。稟議名曰閑谷。及　世子襲封。更改造其堂宇。至元祿十四年全成自岡山邐官道東行七里餘到伊里中村。左折又行一里達于黌、其間有木谷村。有閑谷新田。民屋棋置一徑北向。樹竹陰森有石門。自是以往兩山對峙潤道紆餘。既而望黌。々四面繞以石壁。周圍四百餘間。南開四門。東爲校門。次爲公門　次爲飲室門。最西爲校廚門。校門內宏敞不種栽一木。倚山有祠。左曰大聖廟。右曰芳烈祠祀烈公處。祠東石壁外有一冢。側種山茶。蓋瘞公胎髮處。大廈面于公門者爲講堂。々南有子屋。爲烈公臨學偃息處。堂西有習藝齋。飲室付焉。飲室門當其前。室西有文庫。々西有防火塢。々以西有官舍數宇。教授屬吏等居焉。其他學房客舍倉廩浴室庖廚等布置其間。通往來于校廚門。四面靑嶂廻環。春花秋葉蟲聲鳥語之外無復來觸耳目者。閑谷之稱眞爲不虛矣

同　十一年辛亥。

君歲三十二。正月創工井田。不幾而成。九井共九町七畝。每一井長百間三尺　廣三拾間　廬舍三畝貳拾五步　稱之上井。收租擬古法。貞享元年再起工下井。至元祿初年全成。九井共九町三反拾八步。每一井　壹町三畝拾貳步。廬舍准上井　十月葬備後守諱恒元。公弟。播州宍粟郡主、君于和意谷執其役。藩庫有付本多氏室人公長女、歸和州郡山城主下野守本多忠平湯沐銀千貫目。年送付五拾貫目爲定約、君建議借之。換米若干。倣朱文公社倉法、每春薄息分貸郡村。年尾收其母子。增殖以備于凶荒扶助。公可之、使君處分焉。後年各地開壓。大抵資經費於此蓄積餘贏云。且興畝麥之法。麥秋節。使民戶每畝出麥貳升。貯之藩廩。有窮民告乏者輒貸與之。麥熟

面收之。曾有此法中廢貯蓄以充救恤。民便之。十二月召到江戶。

同　十二年壬子。

君歲三十三。八月八日　公告老。世子侍從綱政公襲封。承旨同水野三郎兵衞山內權左衞門瀧波與兵衞服部與三右衞門長良等。豫算　老公及二公子信濃守君主稅助君用度年額而上之。十月　大夫人榊原氏武州公室薨于江戶邸。修其葬儀。其二十八日　公及　老公同座命君曰。從今免汝督學與評席列座。專使管掌和意谷塋域閑谷學校井田社倉鄉學及葬祭式等之事。凡此數件汝善體寡人開設之意。須銳意從其事使寡人之意徹底焉。汝職無事于岡山。移居鄉中亦可矣。其日　大夫人柩發江戶。護反國。道中兼判形橫目兩職。十一月葬　大夫人于和意谷。執其役。十二月老公賜所服外套賞其功勞。

延寶元年癸丑。

君年三十四。七月請移居木谷村。見允。因還嘗所賜邸宅而移焉。翌月免其所私有御野郡中村園地之稅。

同　二年甲寅。

君歲三十五。三月有旨割和氣郡木谷村貳百七拾八石貳斗五升八合。付閑谷學校以爲學資。九月　老公祀先塋于和意谷。拜聖位于閑谷視井田。宿片上。召君旅館。賞其處置得宜。

同　三年乙卯。

君歲三十六。頻年凶歉窮民告饑君建議散貯蓄救之。其人員八萬五千七十八人。計米壹萬八千三百九拾六苞餘。麥壹萬貳千四百三拾五苞餘云九月廢郡中習字所併于閑谷學校。移屋舍典籍什器等于此。

同　五年丁巳。

君歲三十八。正月葬豐前守諱政元。播州宍粟郡主。恒元君之嗣君于和意谷。執其役。

同　六年戊午。

君歲三十九。三月　老公狩于和氣郡鹿喰島。命爲總督。獲鹿四十三。賜其一。其月　公召君及服部長良喻密旨巡按脊內。四月始服

役。九月執政傳命曰。這回使諸有司議儉約之制。可暫停國中巡視而參與議場焉。其月執政復傳旨曰。曩者汝所計畫國中墾田之舉。須與郡宰協議以明年從其事。而方今用度有制限。宜以汝所管社倉米供其經費矣。十一月葬　夫人本多氏光政公室于和意谷。執其役。尋築墳墓。

同　七年己未。

君歲四十。正月葬新八郎諱輝尹公庶子。君于和意谷。執其役。二月上墾闢上道郡湊圓山海面等諸村沿海斥鹵之地側開溝渠從吉井村引東川支派于西川處々設閘以供灌漑兼通舟楫又劃鑿寺山內原二村中間山脈別開一支流之議。老公可之尋起工。八月告成。墾田貳百九拾五町六畝餘。分之三村。曰倉田倉富倉益。名溝渠曰倉安川此歲二月　老公狩于鹿喰島。命爲總督。獲鹿百六。賜其一。是日　老公憩三石。賜所服外套賞其功勞。八月開牧場于和氣郡梔島鴻島鹿喰島而蓄馬。分社倉米充其經費。

同　八年庚申。

君歲四十一。二月　老公狩于鹿喰島。　公及信州君亦從焉。命督其役。獲鹿四十五。賜其一。五月嚴有廟訃至。　公遣君于京兆尹戶田越前守。問當祇候幕府否。即日上途不滿五日而復命。　公賞其速矣。六月　公召君賞其和意谷閑谷經營至斥鹵墾闢溝渠開鑿等處置得宜。賜暑衣。九月　公召君及服部長良面命曰。永忠雖居劇職而無厭倦之意。黽勉有年于茲。以故善練熟事務。宜述其所見于議場而莫顧慮焉。且曰。二人視察郡邑其裨補不少。若有少間輙出察知閭巷之疾苦。使無顚沛流離之民焉。二十五日更賜居邸于鷹師町。因請納曩所除闢地之稅。　公不可曰。此汝固有之地。宜作別墅維持之。十月　老公放鷹上道郡。賜其所獲墾田之雁于君。以賞其新墾規摸宏壯且完全矣。十一月　老公狩于牛田山。十二月復狩于熊山。君每爲總督。

天和元年辛酉。

君歲四十二。正月與長良分隊巡按郡村。客歲不登。管內多饑莩。君承旨發倉廩。專用心于賑給。貧民因得免于凍餒。其人員六萬八千三百八拾八人。計米五千四百七拾壹石餘。麥四千貳百三拾六石餘云此歲幕府派遣巡撿使于諸州。　公命君及長良接待焉。九月三日巡撿使至。按撿管內。君與長良隨之以備顧問。十六日竣事而還。十二月　公召二人賜所服小袖。賞其用心民事之厚矣。

同　二年壬戌。

君歳四十三。正月　公召君及長良曰。邦國之廣。人民之衆。大樹不能自爲之政。分隷侯伯。而亦不能獨治。擇吏員以委之。抑察幕府派遣巡使于四方之意。蓋止于視察民庶安否耳。汝等固有牧民之能。自今專任民事。莫敢有懈。若夫永忠所帶和意谷閑谷及其他擔當職務須依舊兼行焉。各加賜俸祿。君增二百石。二人固辭。不可。二月與長良承旨牧馬場某居邸。建營廨舍爲郡會所。使郡奉行治于玆。蓋依郡吏散居各地近郡奉行就其所轄郡中設廨舍。移居執行事務往々失便宜矣。其月　公同　老公狩于鍋谷山。三月狩于天神山。君每總督。各有所獲。此月遷和氣郡木谷村于同郡福浦開田。舊地名閑谷村矣。饑民多聚城下。君承旨造茅屋于旭水沙磧居之。養以糜粥。至麥熟而止。先是　老公有疾。五月朔召君等數人于臥內。有顧命。其二十二日竟薨。　公命君總裁其襄斂殯葬建碑等事。六月十二日發引。君扈從到和意而執事。是歳朝鮮聘使來。到牛窓執接待之役。九月賜　老公遺物數種。

同　三年癸亥。

君歳四十四。十月　公賞牧馬蒂息之功。賜所服外套。

貞享元年甲子。

君歳四十五。正月承命總括管內閘門橋梁等之事。二月假載于邑久郡幸島墾田築隄三千三百九拾五間得田五百六拾壹町七反九畝餘　三月君建議請移和意谷閑谷之民于新墾地。和意谷地高五拾三石三斗壹升五合。閑谷新田地高百七拾貳石九斗壹合。及附屬山林以社倉貯蓄銀購之於民。永付二谷。以其收租充黌域學校諸費。公許之。使君擔任焉。十月兼統普請方鷹方事務。

同　二年乙丑。

君歳四十六。正月幕使小宮山傳三郎來于備前。撿飯河平四郎之屍。蓋信州君因幕命錮於居第者。以故命君接待焉。八月受命同長良管掌國中林藪。十二月圖上道郡南部沿海可墾闢之地形而上。　公可之。

同　三年丙寅。

君歳四十七。二月承命編輯諸士父祖及現世勤仕事歷。藏諸文庫。三月蓄馬百匹于郡中。開草萊收其賦供廝養之料。不敢費倉粟。蓋

頻年有儉約之制。以諸士不能自蓄而備不虞也。其月承自今每秋可行釋奠于閑谷黌之旨。八月五日始執行之。譯孝子傳。尋編續善人記併上焉。

同　四年丁卯。

君歳四十八。五月製陶器于閑谷就製講堂屋瓦之窯而試之。今猶傳稱閑谷燒而上之。十二月與後園士工卜御野郡濱村上道郡國富村之地壹万七千七百三拾步而定區域。元祿三年再加五千貳百五拾三步。總計貳万貳千九百八拾三步。

元祿元年戊辰。

君歳四十九。二月有命城代組步士以下至山廻凡二十八人與長良統轄之。三月以上道郡高濱墾田屢就損壞其主不能維持也。承旨修繕。以社倉米充其費途。其廣袤十五町貳反六畝貳步其月使君爲閑谷村田地山林之主。免諸課役及私伐採竹木。

同　三年庚午。

君歳五十一。三月被允放鷹。九月經營後園茶亭。以社倉米充其費。

同　四年辛未。

君歳五十二。六月　公面命曰。汝得先君信任。其所負擔素不輕。寡人亦繼遺志。或加汝職務。而日夕竭力不嘗顧身家。是人情所難。況康健耐事。余之所最爲幸也。今加祿五百石屬郡宰于部下。其勉旃。八月轉賜邸于內山下。九月受囊所建議上道郡南部沿海之地墾闢起工之命。

同　五年壬申。

君歳五十三。正月創工墾田。七月告成。築隄六千五百拾八間。田畝千五百三拾九町五反八畝餘。其經費米額壹万五千四百拾八石七斗貳升。銀額貳百四拾五貫四百三拾八匁十月有命綜理平物成貸米湯沐銀京銀郡銀町銀等出納增殖之事。

同　六年癸酉。

君歳五十四。正月修繕旭川三橋及外下馬橋。七月除騎將。付隊士二十二人于部下。囊所隷屬郡宰及管理事務凡如故。承旨更名佐源

太。其月補簡略奉行處分諸士儉約方法。其法藩士苦負債不能服公役者。收祿于官。計口身給衣食之資。以其贏餘充償逋。若債額過多。其俸祿不足償者。役之公事。別付給料使自資給。又作官舍數宇。居極貧者。使自炊省減用度。謂之簡略邸。其他有催合者。集合諸士餘金。賤息貸與。人皆便之。

同　七年甲戌。

君歳五十五。正月備中國松山城主出羽守水谷勝美卒。無嗣家絕。幕府使內匠頭淺野長矩收其城。此地以接我西境也。　公使君帥隊士銃卒到封境潛備不虞。君屯部屬于備中宍粟。單騎到松山。面幕使通旨。無幾事竣。四月修理伊庭某故宅。以爲評定所。

同　八年乙亥。

君歳五十六。二年築石隄（其長二百間餘）于邑久郡牛窓港。以備于風浪洶涌。

同　九年丙子。

君歳五十七。二月督吉備廟造營之役。六月起工。七月有旨許肩輿。

同　十年丁丑。

君歳五十八。正月吉備廟成。十六日行遷座之儀。　公賜章服賞其勞。六月承旨製備前國全圖上諸幕府。是歳美作國津山城主美作守森長成卒。無嗣家絕。十月幕府遣右京大夫田村某收其城地。　公使君帥銃卒護衛國境。

同　十一年戊寅。

君歳五十九。起土工于和氣郡大漂島。爲船艦碇泊之處。鹿喰島爲罪人流竄之處。是歳備後國福山城主水野松之丞夭。無嗣家絕。六月幕府遣播磨守青山某收其城地。　公使君到備中淺口郡口林村受幕使之旨而進退。君帥銃卒而往焉。事竣。面幕使于片上驛而還。

同　十二年己卯。

君歳六十。是歳幕府有丈量備後國水野氏舊領地之舉。命諸我　公。　公使上阪藏人及君總裁其役。五月發岡山向福山。十月竣事而還。備中備後兩國共九郡二百四拾三村。舊檢地壹萬五千四百貳拾町九反五畝貳歩。新檢地壹万五千九百五拾四町五反七歩。舊高拾万石。新高拾五万五拾貳石三合。新舊比較。加地五百三拾三町五反五畝五歩。高五萬五拾貳石三合。蓋舊撿每間六尺五寸。新

檢六尺壹步。故有此差云　十一月朔賜饗饌及時服二領。以酬其勞。

同　十三年庚辰。

君歳六十一。二月同池田靱負總督檢地上阪藏人檢地奉行七人。携丈量簿册赴江戸。二十七日上諸幕府。三月二十三日幕府召靱負以下十人于牙城檜間閣老傳台旨賜衣金以酬服役之勞。君領時服四領白銀五十錠。即日上途將還。遭　公東覲于駿州沼津。　公賜謁客館。特賞其功。六月簿册繕寫告成。其九日同諸職員携到福山。告示社寺所私有田地山林除税仍舊之旨。延村吏于客館。授地租改正簿册而還。

同　十四年辛巳。

君歳六十二。播磨國刈屋城主内匠頭淺野長矩有罪賜死。幕府遣淡路守脇阪某肥後守木下某　收其城地。刈屋接壤于我備東部。　公在江戸。飛檄命君先到國境偵其動靜。三月晦帥部下之士屯片上以備不虞。四月十九日刈屋諸士開城而退。二侯亦去君迎謁而還。

同　十六年癸未。

君歳六十四。十二月特旨加賜祿五百石。且命曰。自今免汝郡代職。若夫閑谷和意谷社倉井田等事。須綜理如故。移居閑谷退老以養餘年。若有大事。重煩汝之拮据焉。且賜親書。

寶永元年甲申。

君歳六十五。三月上疏曰。願還家祿與屬士。拜受閑谷墾田貳百七拾餘石。納府下第宅于官。移居閑谷單督學事。若夫閑谷和意谷井田社倉四項事務。先公遺命使臣負擔。凡有客臘嚴命之在。會理仍舊固矣。唯所屬銃卒臣有微意之在請如故隷諸部下。　公使執政傳旨。其書曰。永忠之言猶似早矣。而以老者志願亦不可已也允其請焉。其二十八日更賜祿七百石長子永恭三百石次子永倫。四月移于閑谷。

同　三年丙戌。

君歳六十七。冬有疾來于永恭家而保護焉。

同　四年丁亥。

君歳六十八。二月五日卒于岡山。輿尸歸閑谷。葬之和氣郡吉田村澁谷山中。其在職也。每歲四時廟祭忌日祀典無不干與。且和意谷墓祭閑谷釋典每執其役。是以其爲定例每歲不記載焉。

語曰。雲從龍。風從虎。我　芳烈公之股肱羽翼。前有蕃山先生。後有津田君。二君風雲際會之鴻業。可傳可記。而無完全備具之書行于世者我備操觚者之責也。本年友人片山孟卿有蕃山先生年譜之著。今又有此盛擧。於是雙美兩全無遺憾矣。然而蕃山先生之事旣顯於天下。津田君之蹟天下之人知者蓋鮮矣。此書一出。併讀兩書。始有知其彼此功業之優劣難易。

壬午八月念五　　辱知　西　毅　一妄評

聞東備名臣有津田佐源太君久矣。然未有詳其功蹟也。及今閲年譜始得知大梗。起校舍也。營塋域也。畫井田也。創社倉也　黜斥幽也。是其事功之尤彰著者矣。其他內之諫輔之美。外之牧治之術。其詳雖不可得而聞。亦可以類推而想見也。蓋君有幹事之材而尤長於經濟。加之以練達。行之以忠誠。故能獲任用於二代。遺惠澤於後世。余嘗拜備侯墳塋於和意谷。寓所謂閑谷黌一年。當時惟駭其規模宏雄結構壯麗。而不知出於君之營爲也。今而憶之。二谷山翠邐迤在眼。而君杖策往來跋涉之狀恍然於想像間。嗚呼君豈止東備名臣哉。稱謂本邦名臣無不可也已。

明治十五年九月中浣　　阪　田　丈　妄評

删冗提要。故事莫不栽而文不繁。可謂取舍詳略得其宜者矣。　　丈　又　識

第四十章　斗量及幣制

本章に斗量の制　新錢鑄造　銀札製造の三を收む。

第一　斗量の制

斗量の制は、烈公、覺書にも「國中升改させ候事」と見ゆる如く、重要改革の一に屬するを以て、左に其の略沿革を擧けて其の顚末を明かにす。

（一）寛永十八年辛巳九月十一日老中執達左の如し。大帳

一、新斗升何茂相渡シ候上ハ計リ様多賀長太夫祖父江一郎右衛門ニ相尋タメシ申時ノ如可納事。

一、年貢納様一俵ニ付斗升四ツ入候テ四斗八升六合分並小升ニテ四十八計リ入候俵モ如右四斗八升六合延ノ積候事

一、不及申候得共杉モクサシ米筵付俵ツケ停止之事。

右三ケ條代官給人、藏奉行共ニ堅相守國中村々之儀ハ郡代郡奉行ヨリ大庄屋共ニ可申遣事。

寛永十八年九月十一日　　池田伊賀守　伊木長門守

（二）明曆二年丙申九月朔日左の如く改定せらる。類編

御國中之俵今迄ハ四斗八升入ニテ候ヲ當年ヨリ三斗貳升俵ニ可仕旨勘定方郡奉行へ老中之ヲ達ス。

（三）寛文七年丁未二月十五日發令左の如し。類編

出納米升ハ貢米並扶持方米其外商賣米共ニ京盤ヲ可用事。

是日、年來所用の國升を改めて今後京升を使用せしむへき旨仰出さる。左の如し 類纂

右ハ是迄民ノ上ヘ貢スル處ノ升京盤ヨリ多キ事壹石ノ內ニテ四五升是ヲ納升ト號ス又京盤ノ壹升ヲ舂 精八勺餘減シ則此米ヲ壹升トシテ入處ノ升ヲ扶持方升ト號ス 此升ヲ以テ玄米ヲ扶持方ニ渡ス故ニ出納ノ過不及不齊且江戶御藏不如此故ニ今度改正アリテ貢米ハ壹俵ニ斗升ニテ三ツ京盤ニテ二ツニ相定メ扶持方升ヲ自今以後舂米升ト可申旨命令。

同二月廿四日 升ノ事 納ト扶持方升ト相違シ其上公儀ノ升ト國ノ升トモ違ヒ不快ニ思ヒ候間 納升 扶持方升 一同ニ公儀ノ升ニ申付候條 左樣ニ可相心得旨老中ヘ面命。自記

右改正ニ因リ閏二月廿二日 雀部次郎兵衞 久保田彥兵衞 當分升奉行ニ被命 蓋シ麥成前ニ京盤出來候樣トノ儀ニテ大工モ三組ニ被申付ニ因ル 但 石田彌次右衞門 田上左五右衞門本役ナリ。

三月十一日 類纂

舂米升ハ壹升升 貳合半升 壹合升 三色共ニ何レモ柄ヲ可付事。但 京盤ト紛レザル樣ニトノ爲ナリ。

四月廿日達 左の如し。

覺

一、今度御改ノ京升ニテ當麥ヨリ納可申事

一、京升之壹俵ハ新斗升三ツト新小升二ツト都合三斗貳升ヲ壹俵ト納可申事。

一、給知高百石ニ麥成五石三升京升也但本納ノ延加ル。

卯月廿日

七月朔日老中へ達　左の如し。

覺

一、今度改申京判ニテ米ノ取遣リ當新米ヨリ仕候筈ニ候。

一、今度改申春米升ニテ黑米ノ請取渡シ仕間敷候女扶持方モ京升ニテ可相渡但春米ニテ遣候ハヽ春米升ニテ渡シ可申候。

一、今度改リ申春米升ハ先年ヨリノ扶持方升ニ違ヒ不申候得ハ若取違黑米ヲ計リ可申哉ト此度ニ春米升ニ柄付ノ升ニテ取遣不仕筈ニ候。

右之通改申候ニ付古納升古下用升捨申筈ニ候。

寛文七年七月朔日　　池田伊賀

池田家履歷略記　卷拾壹　寛文七年條

去りし萬治三年備前國中納升岡山平野町大工三七と云者作れり此升は本ハんとて木厚にて大きに見へける此時の升奉行須賀與八郎・石川彌次右衞門・其後須賀代りに田上佐五右衞門此役をつとむ、石田と兩人なりしか今年はしめて京升と云に改めらる平野町升屋三七か方にて作り四月廿日より諸士へ渡されし　組附の者は頭々より請取置てそれ〲相渡しける也其渡し方は步行目付三木一郎兵衞・松本源六・出合足輕二人小人五人請取をせしと云○此者共よりそれぞれへ渡すにて有べし

請取と云はいかゝ本文のまゝしるせり　同廿九日諸士へ觸られし趣は

覺

一、今度御改之京升にて當麥成より納可申事。

一、京判の壹俵は新斗升三ツと新小升貳ツにて都合三斗貳升を壹俵と納被申候事。

一、給知高百石に　麥成五石三升　京升也　但本納ノ延加ル。

卯九月廿九日。（卯月カ）

同き七月朔日池田伊賀より觸られし趣。

覺

一、此度改り申候京判にて米取やり當新米より仕筈候。

一、此度改申候つき米升にて黑米之請取渡し仕間敷候。女子扶持方も京判にて渡し可申候、但つき米にて遣し候はゝつき米升にて渡し可申候。

一、今度改申候つき米升は先年よりの扶持方升違不申候得共若相違黑米ヲ計可申候哉と今度之つき米升に柄を付申候此柄つき之升にて候間米のとりやり不仕筈に候。

右之通改り申に付古納升古御用捨申筈に候。

七　月　朔　日。

（下　略）

第二　新　錢　の　鑄　造

寬永十四年　幕命に依て新錢を岡山に鑄る

幕府の命によりて家臣湯淺右馬允を京師に遣はし所司代板倉周防守に就きて鑄錢師を備前に延き御野郡二日市村に場を設けて新錢を鑄造せしむ。

池田家履歴略記　寬永十四年條

閏三月五日岡山を發駕ありて江戸に下り給ふ。今年岡山にて新に錢を鑄る事を命せらる京兆尹、板倉周防守のもとへ湯淺右馬允を御使として　京都の鑄錢師備前に參るへき由御差圖賴入旨を申されけるに防州許容なかりけれ共種々其の理を盡し且鑄物師允來洛中の者にては無之と申ければやう〳〵に埒明て備前に下ることを許され今の錢屋敷と云所にて新錢を鑄る用意ありて十二月より始めて鑄けると云ふ。

同　書　寬永十五年條

八月廿一日江戸より台命有て新錢を鑄へき由仰出され天野屋宗入と云ふもの備前に下る。牟は鑄させられ今牟は岡山府下の町人の豪富成る者に仰せて鑄させらるゝと云　是去年より備前にて錢を鑄けるに依て又別に公儀より鑄させられしなるべし。いまたくはしきことをしらず。

第三　銀札の製造

延寶七年二月諸役を任命して銀札を製せしめ五月に至て成就す。

池田家履歴略記　卷十四　製國寶の條

備前におゐて銀札を製し封內を融通し給はん事を關東に願ひ給へはやかて御ゆるしあつて正月廿七日、櫻木吉之丞か

屋敷を漉紙場とせられ俣野善内・井上藤助奉行し普請す、濱屋三郎右衛門・高知屋庄左衛門兩人札元と成〇一人に二百俵の米賜ふ
京都の剞劂物左衛門か弟子八人追々備前に下る、同二月諸役を命せらる其數は、臼井孫左衛門・渡邊半七・川瀬伊左衛門・楠原五平次・横目は寺崎文左衛門・鈴木又兵衛・野崎六太夫・荒木喜左衛門・用場賄は早川善兵衛なり。同五月に至り成就す〇今月廿八日剞劂ともみな京師に歸ると云ふ同九月廿一日封內札兩替等を定められそれ〳〵に役せらる。

周匠	明石九郎右衛門	鴨方	宍戸十郎右衛門	牛窓	金子五郎左衛門
西阿知	今井勘助	金川	石垣加右衛門	片上	臼井次郎兵衛
下津井	阿部平左衛門	小串	靑木淸六	建部	渡邊半七
西大寺	三宅忠助	岡山紙漉場	大塚甚介	岡山町札場	寺崎助市

斯て追々通用し寶永二年八月に至り國々銀札遣の年數書付出すへしと江戸より觸られぬ。同四年十月公儀より諸國札遣停止あれは同月廿三日備前領內に御觸あり。(下略)

銀札の贋造

延寶七年十二月十六日銀札の贋造者を調査す。

池田家履歷略記　卷十四

備中矢掛御代官所の內、手村之伊兵衛と云ふ者、備前銀札を似せ諸所にて通用しけるが淺口郡にて搦捕ける時自害しけれとも未息絶えされは此方にて穿鑿とけられ度よし十二月十六日南條八郞〇御取次役なりを御使とし御代官都築七左衛門のもとへ仰遣はされけれは、早々都築對面あつていか樣とも御存分たるへき旨返答に而、南條は同十八日、岡山へ歸る〇其のち伊兵衛の事はいかゝなりしや詳ならす

第四十一章　東照宮の勸請

正保元年六月　先是東照權現を備前岡山城鎭守として勸請の儀幕府へ願出られしが是に至りて允許を蒙り社殿を城東上道郡幣立山に創立す、吏員數十名を任命して各々事務を分掌せしめ老臣池田出羽之を督し七月工を起し十二月に至りて成る。家臣某々を江戶に遣はし神靈を迎へしむ。翌二年二月六日東照權現の神靈を奉して江戶より至る。同十六日遷座式を修め社領三百石を寄進す。因に今年東照宮を勸請せしは備前安藝及因幡三ケ國なりき。

東　照　宮

祭禮記ニ所載勸請ノ大略左ノ如シ。

東照宮御勸請ノ來由ハ寬永廿未年月日不知前大僧正天海東叡山開山慈眼大師ヲ以テ將軍家大猷院殿達御內聽城郭ノ鎭守ニ可奉祝由被仰上候處ノ文御緣起翌年六月朔日僧正ヨリ御返答有之候哉翌二日酒井讃岐守殿へ御越被遊此度御誕生ニ付御逗留被成候處冥加ニ御叶候由被仰其御序ニ權現樣國元ニ御勸請ノ事冥加ノ爲ト奉存僧正へ御申ノ處ニ早速御門跡へ毘沙門堂御門跡公海僧正時ニ東叡山座主御物語被成候由昨日被仰聞候達上聞候事ニテモ無之由御噂ノ趣被仰候へハ讃岐守殿御返答ニ左樣ニ思召候事御尤ニ候乍去貴殿ニ被成御尤ト御申候ハヽ國々不殘御勸請可有之候ヘハ後ニハ心ニモ起ラヌ樣ニ成行候事如何ト思召候儘御勸請候共如何ニモ輕ク可然候御差圖ニテハ無之由被仰候御願相調候月日右ノ外不承傳候備前安藝因幡三ケ國同年ニ御勸請ト承候御勸請相濟正保二酉三月六日御參勤ノ御禮被仰上候節上意ニ新太郎儀余人ト違候條權現樣信仰ニ存候ハテ不叶儀ト被思召候國元ニ勸請仕候旨尤ノ段上意有之樣ニ承傳候。

東照宮附近地圖

右ノ趣大帳及御記錄ニモ載セタレトモ事同シキヲ以テ略ス。

七月九日造營ノ諸奉行役員如左　東照宮祭禮記

一、大奉行　池田出羽守

一、總奉行萬〆可申付事　湯淺右馬允

　那須半兵衛

一、作事方諸手見モクロミ右馬允半兵衛ニ相加リ指圖可仕事　田口五左衛門

一、御宮指圖ニ合材木積大阪ヘ申遣候事　大工　三郎右衛門

一、大坂ヘ材木調ニ參直段ヲ相究調可申事　羽原六太夫

　木屋　惣十郎

　町大工　一　人

　大坂留守居　榊與治右衛門

一、犬島石ノ裁判　熊谷源太兵衛

　下奉行　戸田文之進

一、源太兵衛申付割石奉行　徒　水野六郎左衛門

　徒　村上治兵衛

一、同鍛治方奉行　徒　矢牧平兵衛

　徒　黑田兵右衛門

一、役人惣手ヘ渡ス事　蜷江權右衛門

一、石舟ノ奉行船頭ヲ相定二人　東原半左衛門

　近藤次郎左衛門

一、岡山ニテ石ヲ請取石垣築共　横井與一兵衛
　大橋七郎左衛門
一、雁木其外石疊共　右兩人
一、地形奉行　丸毛七兵衛
　松崎平兵衛
一、道奉行　右兩人

御作事方

一、八幡ノ宮建替　堀彌太之進
　玉井宮ノ事　佐分利彌右衛門
一、御本社瑞籬共　坂本孫右衛門
　松原助左衛門
一、御幣殿御拜殿共　安宅次郎左衛門
　中村德左衛門
中小姓土肥彥四郞勤書ニ曰八月ヨリ權現樣御宮御拜殿御幣殿作事奉行被仰付相務トアリ
一、護摩堂護摩ノ道具共　門田喜太夫
　御本地堂ノ事
御本尊藥師如來　松田七兵衛
一、御供堂　矢部源右衛門
　御供所ノ事　鈴田夫兵衛
一、假殿　右兩人
一、鳥井　村田彌兵衛
　後藤文右衛門

一、二王門　隨身門ノ事　右兩人
一、惣門　右兩人
一、柵　丸毛七兵衛
　松崎平兵衛
一、繪書彩色　横目　野間八郎右衛門
一、塗師道具請取惣手ヘ渡ス　奉行横目　小堀次郎左衛門
一、飾屋道具受取惣手ヘ渡ス　奉行横目　稻川九郎右衛門
一、作事方普請共横目三人　徒目付　古川傳右衛門
　徒目付　松村八右衛門
　徒目付　堀權之亟
一、熊谷源太兵衛手石方　水野六郎左衛門
　村上治兵衛
一、右同斷　鍛治方　矢牧平兵衛
　黑田兵右衛門
一、綱奉行　岡部夫太夫
　河部五右衛門
一、御宮ノ材木竹請取諸手ヘ可相渡奉行　高木長左衛門
　坂井七郎右衛門
一、神前ノ御道具誂人　丹羽與一左衛門
　但本須勘右衛門江戸ニテ誂殘リノ分
一、材木小屋ニ可入木瓶井山半田山ニテ切遣候奉行
　芳賀內藏允小頭　井谷彌右衛門
一、權現樣ノ御宮守社僧ノ寺御普請奉行　堀彌太之進
　佐分利彌右衛門

社僧ノ寺當分假屋ノ様ニ御建以後御普請可被仰付由ニテ繪圖マテ出來出羽殿御受込被成候得共相延申其後右ノ假屋ニ御建添只今ノ寺ニ成申候由承傳候

一、愛宕坊ノ寺脇へ退建候テ被遣普請奉行　右　兩　人

只今ノ利光院ノ寺在之處ニ愛宕ノ社並社坊モ有之由承傳候諸勘定差上相濟申書付湯淺亦右衛門所持仕候寫

一、正保元年御本社作事拂　松原助左衛門　坂本孫右衛門
一、同拜殿幣殿作事拂　右　兩　人
一、同護摩堂作事拂　門田喜太夫　松田七兵衛
一、同假屋殿御供所作事拂　矢部源右衛門　鈴田夫兵衛
一、同二王門惣門鳥居作事拂　村田彌兵衛　後藤文右衛門
一、同社僧寺玉ノ宮作事拂　堀彌太之進
愛宕寺共　佐分利彌右衛門
一、同井垣柵拂　松野孫平　丸毛七兵衛
一、同石垣拂　横井與一兵衛
一、同彩色拂　野間八郎右衛門
一、同飾金物拂　稻川九郎右衛門

一、同御害材木拂　高木長左衛門　坂井七郎右衛門
一、同塗物拂　馬場次郎兵衛　村上治兵衛
一、同石切鍛治拂　黒田兵右衛門
一、同犬島ニテ石切同所小屋掛拂　水野六郎左衛門　矢牧平兵衛
一、同綱苧拂　岡部武太夫　河部五右衛門
一、正保二年裝束假小屋拂　澤田善右衛門　大工三郎右衛門
一、同常照院山門衆伏見ヨリ岡山迄船中賄拂　中野八郎右衛門　藤井與次兵衛
一、同同迎ノ時牛窓ニテ賄拂　日置若狹守
一、同同岡山ニテ賄拂　神戸佐右衛門　竹内又五郎

出井三郎兵衛
竹内六郎右衛門

右諸奉行手前遂算用悉相濟者也

正保三年六月廿日

御黑印

湯淺右馬允殿
那須半兵衛殿

十二月十七日 御記錄自記

社殿造營竣功ニヨリ出羽ニ刀作事奉行ニ小袖或ハ道服皮袴等ヲ賜フ 出羽勤書ニ御指料康光ノ刀ヲ賜フトアリ

正保二年乙酉二月十七日遷宮及神體奉迎ノ次第祭禮記ニ載スル處左ノ如シ 祭禮記

一、權現樣御勸請御神體爲御迎中ノ極月朔日江戸へ發足

池田佐渡守
鐵炮頭 荒尾内藏助
同 熊谷源太兵衛

日置若狹守殿牛窓迄御迎ニ御出候由上野御門跡爲御名代常照院憲海法印道中御供其外山門ヨリ出家衆拾人被參候由

一、正保元年九月十七日於東叡山毘沙門堂御門跡公海僧正尊神ヲ開眼供養被爲遊翌年正月十九日尊神ヲ金輿ニ奉移常照院憲海僧正僧侶數多召具シ尤御迎ニ參侍中數輩奉警固江戸御發輿伏見ヨリ御船大坂ニテハ日光丸ト申新造ノ御迎船ニ奉移二月八日備州岡山ニ御着岸御船ヨリ直ニ御山假殿ニ奉移

「一說ニ花畠御殿ヘ御揚リトモ申候得共直ニ御假殿ヘ御入ノ由」

同十六日ノ夜御遷宮有之御規式嚴重ノ御事翌十七日ヨリ十九日ニ至三日ノ御法會御執行左ニ記之

一說唯今利光院ノ寺ヨリ御本社ヘ御遷宮行列段々有之候ヘトモ委細不承利光院ヨリ隨身門迄ノ内御家中侍中不殘罷出白洲ニ跪祗候仕侍中ノ後ニ貴賤群集但女中計白晝ニ御遷座ノ樣ニモ承傳候ヘトモ前說ハ玄海法印ノ說故慥ニ存候南部祖父次郎右衛門常々物語仕候ハ右御遷宮ノ行列ニ御太刀ハ其時分ノ大小姓頭丹羽藏人御脇差ハ寺社奉行那須半兵衛自身持御鎧箱ハ南部次郎右衛門大小姓役ニテ負申御假屋ヨリ御本社迄參候由右三人トモ素袍袴着申其外歷々役人相勤候由承應ノ初マテノ御祭禮ノ繪見申候處ニ御太刀持二人並御鎧箱荷候者ハ素袍袴着仕居申候近年ハ御鎧箱持ハ白丁ニテ御太刀持兩人ハ至于今素袍袴着仕候

一、正保二酉二月十六日御遷宮出仕ノ僧以上貳拾人内拾人山門ノ衆徒

右ノ外ニ導師一人　　東叡山　常照院

十七日於御本社四箇法用執行

出仕ノ僧右同斷

御當日故近國ノ天臺宗銘金山遍照院ヲ初メ並社司以下其外貴賤男女參詣夥敷群集有之由

十八日於御本地堂御本地藥師如來開眼同堂供養ニ付曼荼羅供執行出仕ノ僧貳拾三人

右ノ外ニ導師右同斷

十九日於御拜殿論義執行

出仕ノ僧以上九人

但山門ノ衆徒計　論題　教觀勝劣

以　上

於權現堂千部ノ御讀經有之由承傳候ニ付若御遷宮ノ節御執行ニ候哉ト玄海法印ヘ相尋候ノ處ニ承應二巳年大猷院殿第御三回忌ノ御法事ニ千部有之御遷宮ノ時分ニテハ無之由

上道郡築地山ノ僧衆被出管絃有之御祭禮ノ時分モ被相勤候由承リ候

此段モ玄海法印ヘ相尋候ヘハ成程右ノ通承傳候由被申其後築地山ヘ致登山候刻院主明靜院眞水法印ヘ相尋候處ニ御遷宮ノ刻ハ不及申其頃ハ御祭禮ノ節モ罷出相勤候由先年ハ御船手漉紙寺方ヘ懸リ仕出シ申處ニ右ノ御用相勤候ニ付築地山ヘハ漉紙掛リ申儀御赦免ト今ニ申傳候其後權現樣御崇敬ニ付江戸ヘ御願上方ヨリ樂人辻伯耆東儀修理窪將監三人毎年御祭禮ノ刻罷下リ明暦二申九月十七日ノ御祭禮ヨリ於御宮初テ音樂有之候辻伯耆ハ一兩度下リ世倅左衛門後號肥後守罷下リ相勤候其刻當地ノ神職

一ノ宮ノ神職　大守築後弟　大守利左衛門

酒折ノ神職　武田內記世倅　武田太郎右衛門

鏡石宮ノ神職　八木左衛門世倅　八木孫八郎

右三人被召出上方樂人ノ弟子ニ被仰付其以後段々御國ノ神職世倅共樂人ニ被仰付今ニ相勤申候テ曹源寺樣御代延寶年中ノ頃ヨリ上方樂人ハ罷下リ不申候御旅阪口ヨリ御假御殿マテ音樂有之儀ハ寛文七未ノ九月ヨリ初リ候

ノ樣ニ覺ヘ申候例年渡御ノ刻ハ大平樂還御ノ刻ハ還城樂其外ハ時ノ調子ノ樂ニテ四月ハ黃鐘壹越九月ハ平調ノ內ノ樂ト承及候

一、御勸請相濟候爲御祝儀於御花畠御能有之御家中侍中町人共マテ拜見被仰付候由承及候ヘトモ慥ニ覺候者無御座候其頃中須賀河原ニテ勸進能有之由承候是以御勸進ノ御詑ニ候哉不慥太夫ハ觀世又八郎ト承傳候　御扶持人太夫

一、東照宮御氏子定內山下御評定場ヨリ西ノ御丸マテ但北側計東中山下市原加右衞門ヨリ吉田權太夫マテ西中山下中村主馬ヨリ丹波守殿家室市兵衞マテ但東側計ナルヘシ鷹匠町內匠頭樣家阪井傳吉ヨリ丹羽次太夫マテ但東側計

町方拾貳町

小橋町　東中島町　西中島町　橋本町　川崎町　中之町
磨屋町　野殿町　高砂町　油町　片瀨町　下內田町

今ニ至リ右ノ町々ヘ御祭禮相濟候テ札配リ申候右拾貳町ヨリ御祭禮爲御初穗前日鳥目拾貳貫文御宮ヘ奉納

一、右御宮守假ニ御建立寺院ノ稱號御門跡公海僧正ヨリ被下號東岳山松客寺利光院寺料高三百石並御宮坊守貳人御掃除ノ者五人給扶持共九拾四俵御寄附每仕御祭禮料銀拾枚ツヽ被下則常照院肉緣ノ甥江海法印ヲ以テ別當ニ被仰付二代目久海法印（隱居號唯爾院）三代當住玄海法印

一、御城內下馬御橋詰ヨリ御宮下馬札マテ南御門通リ拾九町四拾間東御門通拾八町拾三間中水手御渡リ御船着ヨリ拾五町三拾間御後園東御門ヨリ拾貳町四拾三間下馬札ヨリ利光院門前マテ貳拾九間門前ヨリ惣門マテ七拾六間惣門ヨリ隨神門マテ貳拾壹間隨神門ヨリ御拜殿マテ三拾壹間合貳町三拾七間

一、御祭禮渡御ノ道法三十五町四十一間還御ノ道法内山下ヘ入ル四十町九間

二月十五日

老中組頭ヲ被召此度東照勸請ノ件台聽ニ達シ臺命ヲ以テ被命候儀孱次第何レモ定テ同意ニ可被存旨命アリ　自記

其十七日遷座ノ儀被行ハヽルニヨリ十八十九兩日公參拜シ玉ヒ　提要ニハ十七十八兩日ニ作ル　十九日晩於城中常照院及山門ノ僧徒ヲ饗セラル　御記錄

同月十七日社殿ノ棟木札アリ之ヲ略シ備後守恒元殿及老中番頭ヨリ石燈籠ヲ獻納セリ左ノ如シ　祭禮記

合　石燈籠　三拾九基

御本社前

松平備後守恒元　二基

正保二乙酉仲春十有七蓂

拜殿前岸岐石ヨリ下隨身門之内

右

伊木長門守忠貞　三基

池田信濃守政信　二基

池田佐渡守直長　二基

日置若狹守忠治　二基

池田美作守信成　一基

左

池田出羽守由成　三基

池田伊賀守長明　三基

池田下總守長泰　二基

土倉淡路守一成　二基

瀧川出雲守辰政　一基

伊木九郎太郎幸雄　一基
宮城筑後守正定　一基
伊木頼母助正利　一基
番　和泉守氏明　一基
香西釆女正吉延　一基
梶浦大隅守定正　一基
伊庭主膳正長利　一基
眞田次郎兵衞幸忠　一基

土肥飛驒守利政　一基
池田數馬助忠義　一基
土倉隼人正忠次　一基
芳賀內藏允重時　一基
八田求馬正信次　一基
山脇修理亮重次　一基
稻葉刑部正氏義　一基
布施兵庫頭照高　一基

同月同日　祭禮記

造營ノ時ハ木鳥居ヲ建設セラレ額ヲ掲ク

東照大權現

天台座主靑蓮院尊純法親王御筆

正保貳年五月十七日

其後石ノ鳥居ニ成御額延寶四丙辰十一月十三日改

東照宮

梶井盛胤法親王御筆

一、御宮御棟札之寫

奉造立東照大權現御社一宇
　御願主左近衛權少將源朝臣光政
　　正保貳乙酉暦二月十七日
御導師毘沙門堂御門跡權僧正公海爲御代
東叡山常照院法印憲海承テ發向
　　御大工　木原木工允藤原朝臣義久
　　小工　横山三郎右衛門尉藤原正次

備前國岡山東照宮緣起

抑備前大守源少將光政朝臣備州岡山に於て東照宮の神靈を移して城廓の鎭守に祝ひ奉るべき求願甚た强き餘りにや去にし寛永の末つ方、前大僧正天海を以て征夷大將軍家光公の上意を伺はれしより此のかた此處彼處鎭守の地を尋ね侍りしに當城の東に方りて孤峰の勝境あり。自ら凡俗隔りたる淨砌なりとて、拓地遂に築廟壇構營を企て、神殿佛閣悉く造立の功畢へ侍り工匠の妙なる嚴麗の奇しき敢て人力の業にあらさるに似たり　其後正保元年九月十七日　東叡山にして公海僧正尊神の開眼供養を展しめ給ふ　翌年の睦月十九日に尊體を金輿に奉り檢校別當法印憲海　僧侶數多召供して供奉しける　備州より來りし宗徒の士も崇拜警固し奉りけれは幸路の儀式嚴重なり　扨御泊々にて一乘深遠の法施を捧ければ心なき玉鋒の道行く人だにも唯には過ぎやらで結緣し侍るも且は和光利物曲順萬機の理を示すものか　斯て伏見に至れは御坐の御船寄りて金輿を移し奉る　大阪には日光丸と名けし新造の御船よそひて迎へ奉る　軈て船より船に遷

し参らせて浦曲遙々と漕き出てさせ和田の岬、明石の瀬戸など云ふ所々過き給うて暫ありて雨風烈しく浪高かりしかは舟手とも聲を帆にあげて互に唐櫓押し爭ひ蒼波を凌き行けば程なく海の表麗かになぎ渡りて事故なく如月初の八日に備前岡山に着岸し給ひぬ　尚金輿を假殿に納れ奉り　設幣帛供香酒　謹愼を専らとす。十六日は朝より空曇りしかども、遷宮の期に至りて　月やゝ雲外に出て光り長閑けし。今宵法印憲海　作法いみじう行ひつゝ閑かに澄める夜の樣なるに微妙の聲明　松風の調へに　響きあひて　尊く聞ゆれば今や神の御心もすみ渡り給ふらしと　いとゞ有難くぞ覺え　十七日には四箇法用　道儀鄭重に執行ひける。既にして近國台門の諸徒社司以下の輩　殘もなく詣うで侍ける　翌日は御本地開眼同堂供養とて曼荼羅供の大會を修せらる。密法深奧の肝心　何事か之に加んや。次日は台嶺の碩學教觀勝劣と云ふ法問を諍論し金玉の聲を法場に振ひ　龍馬の號を末葉に傳へんとにや　問答刻を移せり。斯く日を重ねて大法會遠亂なく綽既に周備とゝのをれり。偏に是丹心を碎いて佛事を營み　薄捧を割て神威を飾れる冥感の驗なるべし　就中其地の美景　近く望めは麓には長河悠に流れて殘照自ら岸頭の風帆に映し峰には青松陰茂りて朝暉更に樹梢の榮色を增す、又南海を顧みれは多景奇絶にして海山の風烟尚濃かなり　折しも晩霞の薄く濃く立ち渡れる隙より島々數多見えて入江に漂ふ釣舟も今一入の興を添へて一方ならぬ眺望吟情つなぎ難し　今斯る處に宮居を占めおはせしは誠に逢に相たる事なり　御祭禮は翌年卯月十七日より執行はれける。神輿臨幸の行裝　先つ弓箭を帶し旗刺物を立て　騎馬介冑の壯士社僧社司等立混りて端正しき樣　人々の心ははげみて目もあやなり　其より御旅所に渡らせ給へは頻繁の飾り嚴しく禮典風からうはしくして　歌舞奉幣など事畢りて還幸なし奉る　隣國の人々數しらず群集して　いと珍らしき壯觀なりと人皆云ひける　今より後は年々の祭祀愈々廢絶なかるべし。于玆此の縁起一部は自御靈夢段　至華嚴瀧段　大守自ら書寫

せらる　剰へ筆蹟殊に優美にして觀る人、不令悅目と云ふことなし　倩々惟ふに一天風穩かに　四海波靜かにして梓弓八島の外まで治め知給ふ東照宮の掛卷も畏しき擁護なれは　御代の榮も彌增の御惠を誰かは仰かさるへき、誠知神德世に超過せること廣哉大哉　されば一神有慶　衆人賴之　といへること侍れば兒孫の後胤に至りても　無偏の化を戴き有道の風を仰がんに於ては武運長久　諸願成就　無疑者歟　蓋し當社の來由いさゝか大綱を記し侍ること爾り

右東照宮緣起　繪詞全部　五卷の內　最初最末の兩段者　依備前大守羽林光政朝臣所望　不顧外視之嘲忽染紫毫之端者也

慶安元年暮春上旬候

前天台座主　二品親王誌焉

以上　備前國岡山東照宮緣起は　東照宮緣起、繪詞全部五卷の內、最末之部に屬するものにして　畏くも　前天台座主・二品親王の撰に係るもの也　而して烈公之を謄寫し給へるなり。

一、正保三年九月十七日御祭禮

町方ヨリ練物出ル

花踊三十人
唐人踊　上ノ町　山伏峯入六十人
天狗山猿ニテ引　中ノ町

石踊　下ノ町　雪引踊　西大寺町

庭訓賣物　橋本町　岡山町中此五町ノ下ニ付出ル

御先乘一人　町奉行　寺社奉行練物ノ跡ヨリ供奉

但シ馬ハ牽セ歩行由

　承應二年マテ八ケ年右ノ通但御道筋ハ段々違有之由

一、御祭禮ノ節御太刀持ハ氏姓正シキ地侍然ルヘシト御僉議ノ由ニテ

兒島郡小串村　高畠又兵衛

　元龜天正ノ比小串ノ城主高畠市正末裔　持高八十一石四斗五升七合

上道郡中島村　中島源左衛門

弘治永祿ノ比中島村領主中島筑前末葉　持高五石

　右兩人召出サレ持高年貢赦免ニテ今ニ至リ若シ兩人ノ內ニ差合ヒアレハ近習徒兩人ニテ勤ム

一、御祭禮馬揃ハ御在國ノ節諸所ニテ家中馬持殘ラス上覽アリシニ寛文五年マテニテ翌年ヨリ甲冑ニテ供奉ニ付馬揃相止ム

一、明暦二年九月十七日流鏑馬始マル毎年十番ツヽ

一、寛文六午年九月十七日ヨリ酉年マテ四ケ年甲冑騎馬ニテ供奉御旅所ノ神輿前ニテモ馬上行列ニテ罷通リ上覽ニ入ルヽ故ニ競馬流鏑馬ノ事カ相止ム

行列

歩者 歩者　足輕十人　竹杖突　徒目付 徒目付　大横目 此間二十間　御鐵炮 二十挺　御鐵炮頭 此間十間　御弓 二十張

御弓頭 此間十間　御鎗 五十本　御鎗奉行　歩者 歩者 此間二十間　榊　鉾　同　獅子　神馬　御劔 御劔　太鼓

東照宮御旅所趾（岡山市兵團）

鎧　白張十人同　幣　神輿　徒目付徒目付　杖十人同　鷹匠　十人

羽織同　徒目付同　組附鐵炮十挺　引廻シ士　同　同　番頭

組殘ラス　組頭　羽織同　徒目付同　今一組行列如前　羽織同

徒目付同

一、徒目附平徒神輿廻リ供奉ノ外ハ猩々緋羽織袖ナシ二年目ヨリ股曳脚絆草鞋權現樣御鐵炮御弓御鎗持共小頭マテ黑滑シ袖ナシ羽織背ニ金ノ横筋アリ淺黄木綿ノ股引脚絆ナリ組付鐵炮ノ者ハ御軍用ノ具足張笠股曳刺物二本シナヘ紺上ニ釘貫下ニ頭ノ定紋花色ノ弓籠手小頭ハ具足紺布ノ鉢卷刺物一本シナヘ紋右同斷杖突木綿ノ弓籠手色ハ銘々心次第

供奉ノ面々家來若黨下々木綿裝束銘々物數奇心次第大方ハ主人ノ紋所ヲ大紋ニ付ケ股引脚絆三尺。手拭マテ對ニスル二三百石マテハ若黨二三人五六百石マテハ四五人召連候

一、御領分ノ受領神職中供奉ハ寛文七八年ノ比ヨリ始マル裝束ハ御貸付賄料一人三匁ツヽ、後四匁ツヽ、

一、寛文十年物成三ツ免ニ相成ニ付甲冑ノ供奉ハ止ミ小姓頭衆十人許リ騎馬ニテ熨斗目麻上下常ノ供人ニテ兩年供奉ス

小姓組付ノ鐵炮ハ出申サス其時分ハ未タ引廻シモナシ

御鐵炮　同頭　御弓　同頭　御鎗　同頭　小姓頭　大小性九人　組頭一人　大横目二人

一、寛文十二年九月十七日此年ヨリ鐵炮引廻二人相增ス

一、天和元年九月十七日此年ヨリ御馬役衆其年江戸ニ於テ拜領ノ馬ヲ地道早道マテ乘リ競馬五番ツヽ

第四十二章　廟祭

分て肇祭、遷廟及祭儀の二とす。

第一　肇祭

烈公儒學ヲ崇ヒ、祖宗ノ祀典久シク浮屠ノ手ニ委シ親自ラ誠敬ヲ盡シ難キヲ患ヒテ、明曆元年、佛祭追福ノ儀ヲ廢セラレ古典ニ據テ更ニ神主ヲ設ケ本年二月十五日城中ノ書院ニ於テ始メテ祭儀ヲ修シ玉フ、未タ宗廟ノ設ケナキヲ以テ常ニハ神主ヲ月見櫓ニ安置シ玉フ由云傳フ肇祭ノ儀如左　類編

明曆元年乙未二月十五日肇祭之儀。

前記三日齋戒

沐浴更衣不食酒肉五辛不弔喪問病聽樂凡凶穢之事皆不與焉

前期一日設位陳器

主人夙帥衆丈夫及諸執事洒掃正寢洗拭椅卓

考　卓　茅　沙　酒瓶　玄酒

祖妣卓　茅　沙　香　案　茅　沙

祖考卓　茅　沙　火爐　湯瓶　祝版

厥明預供果

御廟繪圖

主人前詣　神主告辭曰

孝孫權少將源光政前此　祖考之祭專委浮屠不得自盡誠敬今信聖人之道欲新建宗廟自奉祭祀然凶年饑歲未能遽改焉故略從古制假造　神主舉以仲春之月恭伸奠獻

奉主就位
　考　池田信濃
　祖妣　松平五郎八　俯伏興
　祖考　主人

序列
　主人　池田出羽　池田數馬　祝　池田伊賀　能澤助右衛門　池田下總　日置若狹
　松平五郎八　伊木長門　池田美作　池田信濃　池田藤右衛門　土倉淡路

參神四拜

降神上香酹酒
　銚子　池田信濃
　主人俯伏再拜　復位　執事從之
　捧盞　上坂外記

進饌
　考　本主人　三日置若狹　二池田伊賀　津田半十郎
　祖妣　本主人　三土倉淡路　二伊木長門　執事　田中九兵衛
　祖考　本主人　三池田下總　二池田出羽　小堀半彌

考　池田藤右衛門

奠　盞　祖妣　池田數馬

祖考　池田美作

銚子　池田美作

初　獻　主人詣卓前　執事酌酒于每位盞　祭酒奠酒俯伏興每位皆同

加　草加兵部

詣香案前跪　主人俯伏再拜復位

祝跪主人之左讀祝文

維承應四年歲次乙未二月己卯越丙辰朔十五日庚午孝孫從四位下權少將源光政敢昭告于

顯祖考正三品前參議播備淡大守輝政公

顯祖妣大義院中川氏夫人

顯考從四品拾遺前播磨國主兼武藏守利隆公歲序流易時維仲春追感歲時不勝永慕謹以酒饌庶品祇薦歲事尙

饗

奉　饌　松平五郎八　俯伏興復位　每位皆然

改奉飯羹　祖　池田美作　妣　池田數馬　考　池田藤右衛門

田中九兵衛持徹飯器上坂外記盛飯器津田半十郎尾關源二郎小堀半彌持搬羹器美作數馬藤右衛門先以他器徹酒及

飯羹右執事者更盛飯羹授之美作數馬藤右衛門三生便執而奉之

洗　盞　安　藤　杢　持徹酒器津田半十郎　持洗盞器草加兵部

亞　獻　儀節及執事如初　銚子池田數馬　加湯淺民部

奉　饌　松平五郎八儀如初

改　奉　洗盞　執事　皆如初

終　獻　儀節執事如初　銚子池田藤右衛門　加尾關海二郎

奉　饌　松平五郎八　儀如初

改　奉　洗盞　執事　皆如初

侑　食　滿諸位之盞　徧挿箸飯中　主人再拜復位　銚子　湯淺民部

皆出闔戶　祝少休食頃啓戶　祝三欬聲　皆入復位

獻　茶　考池田伊賀　妣伊木長門　祖池田出羽　俯伏興

獻　果　考日置若狹　妣土倉淡路　祖池田下總　俯伏興

主人詣香案前跪　飲福位　祝嘏辭曰

祖考保祐致五福無疆于汝孝孫使汝受祿于天眉壽永年子孫賢明國家淸平無忝爾祖聿修厥德

主人俯伏再拜復位

飮福受胙

小堀半彌持盞及盤授于主人祝以祖考前盞授于主人主人移之他器而飮

草加兵部置箸于三方授于祝初取箸抄諸位之飯授于主人主人拜而嘗之

辭神四拜

徹　果　池田下總　土倉淡路　日置若狹

徹　茶　池田出羽　伊木長門　池田伊賀

徹酒于別器　安藤杢

徹盞盤　池田美作　池田數馬　池田藤右衞門

徹茅沙及卓　執事如上

送　主　主人　松平五郎八　池田信濃

焚祝文　祝

禮　畢

餕　主人坐堂上衆皆序列命有司監頒賜胙于家老親屬及禮生禮臣也衆皆拜而嘗之而後令吏設饌而飮宴

第二　遷廟及祭儀

萬治二年己亥正月祖廟建營成二月神主遷座

去年城西ノ地ヲトシテ經營ノ擧ヲ興サセ玉ヒ八月廿一日日原五郎大夫ヲシテ作事奉行タラシメ九月朔日土木起工十一月十九日柱ヲ植其二十二日上棟本年正月ニ至ツテ全落成シ二月朔日遷廟ノ儀ヲ擧行セラル、神主城中ヨリ遷徙ニヨリ諸士ヲシテ玄關及諸門ヲ警衞セシムル如左　類編

一、玄　關　鈴田夫兵衞　永田三郎左衞門
一、鐵　門　蟹江權右衞門
一、日安門　深谷甚右衞門
一、伊木長門前ノ門　尾關兵庫　杉山五左衞門　步行目付二人
一、池田信濃脇ノ門　熊谷源太兵衞　水野三郎兵衞　步行目付

一、馬場ノ内二口ニ　徒二人宛
一、内腰懸ノ所　青木善大夫　徒三人
一、水手門　安東德兵衞
一、内ノ馬屋　中村孫四郎　蟹江理右衞門
一、石火矢門　石川彥左衞門　柴岡多左衞門
一、外ノ馬屋　淵本甚五左衞門　森本甚左衞門　大森清右衞門

一、本日遷廟之儀　類編

前期三日齋戒

前期一日陳器洒掃廟堂

厥明夙興設香案于神位前　捧爐 津田重二郎　秉燭 石黑藤八郎

主人盥洗開龕啓櫝詣香案前跪焚香俯伏再拜告辭曰

考嗣孫源光政謹告于　顯祖考妣及　顯考新廟已成以今月今日朔旦將徙越翌二日祇將薦歳事敢告

俯伏興閉櫝

捧櫝　顯考　若原監物　池田藤右衛門
　　　顯祖妣　湯淺民部　小堀彥左衛門
　　　顯祖考　池田數馬　池田美作

奉載祖輿　主人前導至廟跪阼階下

遷廟鹵簿如左

松浦七郎兵衛　土肥飛彈　芳賀內藏允　伊庭左京　水野助之進
　瀧川縫殿　伊庭主膳　日置若狹
宮部源太夫　土倉隼人　山脇修理　荒尾內藏助　薄田藤十郎
津田左源太　御腰物山內權左衛門　池田美作
　主人　御脇指土倉登之助
佐分利彌一右衛門　御太刀草加兵部　池田數馬
松平五郎八　加藤九左衛門　小堀彥右衛門　池田八之丞
顯祖考神輿　水野伊織　顯祖妣神輿
池田信濃　作安左衛門　湯淺民部　伊木長門

稻川十郎右衛門　池田藤右衛門　土倉淡路　喜多島忠右衛門
龜島猪右衛門　若原監物　顯考神輿　池田伊賀　中村四郎左衛門　古田齊　田中源兵衛
青木六郎左衛門
河合清太夫
村瀬平右衛門
中野仁右衛門
内田九郎兵衛
南勘兵衛

主人前導至于堂上就位　捧櫝納室

考　若原監物　池田藤右衛門
祖妣　湯淺民部　小堀彥右衛門　開櫝　日置若狹
祖考　池田數馬　池田美作

序立　主人　若原監物　池田藤右衛門　湯淺民部　小堀彥右衛門　池田數馬　池田美作
松平五郎八　土倉淡路
伊木長門　池田八之丞
池田伊賀　水野伊織
池田信濃　日置若狹
設香案　菅小左衛門　津田半十郎

祝　日置若狹　捧爐　津田重二郎　秉燭　石黑藤八郎　設卓子
置茅沙　津田重二郎　正木彌八郎　石黑藤八郎　菅小左衛門　田村左大夫　津田半十郎
獻三方　松平五郎八　伊木長門　池田伊賀

參神四拜　降神上香酹酒

酒注　池田信濃

主人俯伏再拜復位

盤盞　土倉淡路

獻酒　主人俯伏

銚子　池田美作　水野伊織　池田藤右衛門

捧盞　池田八之丞

詣香案前讀祝　主人俯伏再拜復位

獻茶　若原監物　小堀彥右衛門　湯淺民部　點茶　池田數馬

辭神四拜　焚祝文　祝　徹卓子茅沙　執事如設時

閉櫝下帳垂簾鎖室　祝

禮畢

祝文

維

萬治二年歲次己亥二月丁卯越壬辰朔日孝孫從四位下左近衛權少將源光政敢昭告于

顯祖考播備淡太守金紫光祿大夫參議君

顯祖妣大義院中川氏夫人

顯考播州太守中大夫拾遺府君

茲經營一廟雖不能悉如成法暫議時勢裁事宜共制同堂異室隘陋之至不勝感愧今以吉辰而已遷徙祗薦酒果用伸虔告尚

饗

一、宗廟記、式日ノ儀節ヲ載ス蓋本年遷廟ノ際定ムル所宗廟舊記徴スヘシ因テ之ヲ下項ニ挿記ス

元日瞻禮

前一日洒掃齋宿
除夕供鏡餅
夙興盥洗至廟開室上帳捲簾
獻蓬萊三方　參神四拜
降神上香酹酒　俯伏再拜復位
徹三方
獻雜煮
捧盞　斟酒　銚子
獻茶　點茶
讀祝文　主人俯伏再拜復位
辭神四拜
焚祝文
飲福受菓
閉櫝　下帳垂簾鎖室

禮　畢

祝文

維
某年歳次干支某正月朔日嗣孫某謹具香燭敢昭告于
本音家廟歴代尊靈曰玆維三陽交泰萬象更新撫此履端之
初敢伸拜賀之忱　尊靈在上伏乞昭歆啓我後人謹告

朔日儀節

前一日洒掃齋宿
夙興至廟盥洗開室上帳捲簾啓櫝
獻菓　參神四拜
降神上香酹酒　俯伏再拜復位

捧盞　斟酒

献茶　點茶

辭神四拜

閉櫝　下帳垂簾鎖室

禮　　畢

望日儀節

夙興至廟盥洗開室上帳捲簾

啓櫝窓

焚香　俯伏再拜

献茶　四拜

閉窓下帳垂簾鎖室

禮　　畢

俗　節

上巳三月三日　端午五月五日

七夕七月七日　重陽九月九日

上元正月十五日　中元七月十五日

右献以時食儀如朔日

出入必告

夙興至廟開室上帳捲簾　啓櫝窓

焚香俯伏再拜告辭曰嗣孫某將遠

往武江敢告　俯伏興

閉窓下帳垂簾鎖室

禮　　畢

歸則如出時之儀告辭云嗣孫某歸

自武江敢見

（參考　宗廟記　九册）

因に云、祖廟建設の地は城内石山と稱せる丘阜にして宇喜多氏築城以前本丸を置きし所なりと云ふ。明治維新の後此祖廟を撤廢して一時閑谷神社遙拜所を設けしが、更に昭和三年之を廢し再び東京本邸に在りし祖廟を其舊阯に移し祀れり。

第四十三章　和意谷改葬

寛文五年津田永忠に命して塋域を國中諸山に相せしむ六年その復命に依りて烈公親ら和氣郡和意谷を見分して墓地を此に定め尋て使を京師妙心寺に遣はして塔頭護國院に就いて國淸院。(輝政) 興國院。(利隆) 二公の遺骸を迎へ翌七年之を遷葬す、事載せて「和意谷塋域開設及遷葬附祭儀」に具す。左の如し。

參議輝政公　拾遺利隆公ノ墳墓元京都妙心寺內護國院ニアリシカ往年護國院火災ニ罹リ慶安元年七月護國院ニ安置セシ靈位ヲ桂昌院へ轉置齋米ヲ給セラル　然ルニ封國ト懸隔シ殊ニ墳墓ノ看守ナキニ因リ　芳烈公之ヲ憂ヒ玉ヒ備前國中ニ於テ適合ノ地位ヲト定シ遷葬シ玉ハント欲スルノ意匠アリテ寛文五年乙巳二月廿五日津田重二郎ニ命シ備前國中ノ諸山ヲ巡視シ塋域相當ノ地ヲ相セシム

　同年四月廿三日ヨリ重二郎各郡ヲ巡視シ其翌六年丙午ニ至ツテ見込ノ趣ヲ上申ニ及ヒシカハ公之ヲ採用シ玉ヒテ其十月廿七日實地巡按トシテ岡山發輿其夕片上庄屋六郞左衞門カ家ニ宿ラセ玉ヒ翌日木谷村ニ經過庄屋善兵衞カ家ニ午餐木村ノ山ヲ一覽アリテ藤岡內助ニ學校地取リノ繩張ヲ命セラレ此夕吉田村庄屋半左衞門カ家ニ一宿白銀壹枚ヲ賜フ　二十九日脇谷村ニ至リ同所ノ山士休（地名）ニ二ケ所地取セシヲ一覽士休ヨリ敦土山へ假道アルヲ上リ玉ヒ一ノ山ヨリ次々ノ山へ高下ノ繩張ヲ命セラレ墓地ヲ茲ニ定メラル杉ノ谷へ下リ玉ヒ樫村ヨリ日笠村ニ午餐庄屋八郞兵衞本陣タリ小袖ヲ賜フ此夕和氣村與三右衞門カ家ニ宿リ玉ヒ亦白銀壹枚ヲ賜ヒ庄屋九郞大夫ニモ練縞ノ羽織ヲ賜フ　翌十一月朔日發駕石井原ノ寺ニ午餐シ玉ヒ下市村ニテ山田角左衞門笹岡十左衞門川普請ニ從事セシヲ以テ拜謁逼塞セシ郷中

仕居ノ侍モ亦出テ、謁見牟佐ヨリ舟ニテ歸城シ玉フ此行重二郎嚮導シ奉ル。御墓出來記
寛文六年丙午十二月二日之ヲ廟ニ告ケ〇告辭廟祭部ニ詳ナリ其翌三日左ノ諸職員ヲシテ遺骸ヲ京師ニ迎ヘシム

池田美作
稻川重郎右衛門
中野仁左衛門

右三名其事ヲ擔當シ外ニ歩行横目矢牧平太兵衛用人神部亦三郎小田六右衛門加賀又助今西勘介鐵砲ノ者拾人小頭壹人之ニ附屬シ本日岡山ヲ發ス　公一通ノ心得書ヲ美作ニ下付シ玉フ其趣左ノ如シ

覺書

一牧野佐渡殿ノ家老小堀屋ヲ以内證物語可仕候其趣ハ妙心寺之内護國院ニ有之墓所備前ヘ曳取申ニ付使者差上セ申候今様之儀ニ付佐渡様ヘモ御案内申入可然事ニ候哉但其儀ニハ及不申事ニ候哉難計御座候間各迄申談御内意承候様ニト可申入事

一佐渡殿ヘ御案内可申入候ハヽ口上之趣ニハ京都妙心寺ノ内ニ先祖ノ墓所有之候先年モ致炎上候得ハ以來之儀無心元存候ニ付此度引取爲可申使者指上セ申候間御案内申入候由十郎右衛門參候ニ可申入候事

一兩人共ニ一度ニ上京致シ香林ニハ十郎右衛門先可致内談候事

一香林ヘハ御位牌無相違御置被成御合力只今迄之通可被遣儀可申聞候事

一護國院墓所之儀唯今再興有之候申トモ末々又炎上等之儀難計候得ハ内々國元ヘ引取可申所存候此度護國院申分ノ首

屋ニ付引取申ニテハ無之樣子香林ヘ內談可仕事

一香林ヘ令內談上ニテ妙心寺方丈並役者ヘ可申入趣ハ護國院ニ有之候墓所內々國本ヘ引取可申所存候ニ付因州ヘモ申合候テ此度使者差上セ引取申候間寺地ハ指返シ申候尤護國院ノ寺號モ可令停止候爲其斷申入候由香林ヲ以可申入事

一御墓所披申刻兩人之者計上下致着用美作可令燒香之事

一御骨之壺ハ箱ニ入御名夫々ニ印シ可申候其箱ヲ半櫃ニ入レテ守來可申候

但　輝政樣　武州樣御骨ハ一ツ櫃ニ入其外ハ不殘又壹ツ櫃ニ入可申事

一土葬ノ分ハ桶共ニ箱ニ入可申候前方ニ板拵ヲ申付置堀懸候テ恰好見合箱指セ可申候當分假ノ箱ニ候間不取敢釘付ニ致シ桶共ニ損シ不申樣入可申候若箱不可然候ハヽ是又桶ニテモ右之趣ニ見合可申付候

但上ハ目ニ立不申樣ニ莚包ニ致シ引可申候事

一伏見迄路次中ハ半櫃ヲ守來候御供ノ者常々旅立之體ニテ竊ニ可仕候事

一御石塔卵塔不殘引取可申候御石塔ハ上ヲ莚ニテ包認卵塔ハ崩シ候テ車ニテ伏見ヘ引可申候事

一御關船ヘハ於京都認候體ニテ直ニ移可申候事

一御石塔卵塔ハ荷船ニ積可申候大阪ハ一所ニ出シ候テ渡海ハ關船ニ後レ候テモ不苦事

一大阪迄罷着候刻御出船ノ左右註進可仕候事

一何レモ片上ヘ着船可仕候事

右三名其十日上京下命ノ趣ニ據リ京都ニテ遺骨ヲ收メ　參議公ハ瓶　拾遺公ハ箱ニ納メ外ニ民部政貞　攝津利政加賀

政虎モ同シク護國院内ニ埋葬アリシヲ以テ此回遷葬セラル處置畢ツテ十二月十七日京ヲ發シ　伏見ヨリ川船ニテ　翌十八日大坂着　十九日明神丸（五拾挺立）ニ移シ奉リ　石塔モ同シク片上ヘ引キ　其廿七日着艦　是ヨリ先　主稅助政倫君（後輝録君）及津田重二郎ヲ奉迎ノ爲メ片上ヘ差遣セラレ君上船上香再拜　翌廿八日遺骸ヲ護衞シテ八木山ノ假屋ニ移シ奉ル、其列次左ノ如シ。

津田重二郎（袴）　參議公柩　拾遺公柩　主稅助殿（上下）　攝津加賀民部柩　池田美作（袴）　稻川十郎右衞門（同上）

八木山ヘ入ラセ玉ヒ兩柩共ニ本村ナル　參議公ノ宮殿ニ安置シ奉リ政倫君上香告辭再拜

告　辭

孝孫光政使庶子主稅助迎靈輀　靈輀既至於備陽　和氣郡八木山待來春和煦之時欲議安措暫留靈輀於此謹告

民部攝津加賀ノ柩ハ下ノ御茶屋ヘ入民部柩ヘハ政倫君上香事畢ツテ一同岡山ニ歸　是ヨリ鐵砲ノ者六人ツヽ日夜護衞シテ翌年閏二月十三日ニ至ル。御改葬記

七年丁未正月六日和意谷山改葬地ノ諸普請　墓誌　墓表等津田重二郎擔任スヘキ旨面命アリ　十三日普請奉行及掛役人ヲ定ム　其人員左ノ如シ

大奉行	中村久兵衞
同	津田重二郎
奉行	太田又七
同	小林孫七

同　尾崎六郎右衞門

正月十七日和意谷塋域普請入用ノ爲メ役員ヲ犬島ニ渡海セシメ入用石ヲ鑿削セシメ本日着手　其人員左ノ如シ。

和意谷出來記

奉行　中村太郎右衞門

同　新谷孫七

手代　土肥飛彈預吉右衞門

同　尾關兵庫預仁左衞門

石切棟梁　若原監物預仁左衞門

瀧川縫殿助預七兵衞

石切　鐵砲之者

右四月十九日ニ至ツテ荒切成功ス

二月二日本日ヨリ和意谷山地形平シ及ヒ片上ヨリ和意谷ニ至ル石引道ヲ造ラシム　其人員如左。同

奉行　太田亦七

同　小林孫七

預足輕　貳百九拾人

大役人　百　人

同月八日津田重二郎・中村久兵衛　大奉行トシテ岡山ヲ發シテ和意谷ニ至リ九日兩公ノ塋域地取繩張ヲ改メ十日ヨリ土工ヲ興ス　出張ノ步行橫目黑田甚七　其他景山六兵衛　大平權右衛門　山内甚六　野崎庄大夫　寺尾四郎左衛門松島傳兵衛　生野次郎大夫　伊藤與兵衛　宮崎三郎右衛門　渡邊九大夫　尾關利左衛門　川瀨五郎左衛門等夫々負擔ノ職務ヲ以テ和意谷　又ハ犬島ヘ出役其區別ハ本書ニ詳ナルヲ以テ略ス。同

一、大工棟梁ヲ命スル左ノ如シ。同

塋域ノ分引受　岡山出石町　六左衛門

茶屋ノ分引受　同　大工町　半右衛門

犬島ニテ荒石切取玉垣共下肝煎　同　出石町　次兵衛

百姓家家老中座敷其外請取　邑久郡山田村　三郎兵衛

一、出張ノ醫師ハ戶田一雲　西尾朔庵　平松玄竹　田中三市　小川宗石ナリ

同月廿三日先是塋域ノ四方ニ杭ヲ立繩ヲ張リ少シク鍬目ヲ付土ヲ外ヘ搔揚ケ又南ノ方位ニ二本ノ杭ヲ立又壙ヲ設クヘシト思フ正中ニ杭ヲ立又少シ鍬目ヲ付ケ其土ヲ南ヘ搔揚ケ地祭ヲ執行スルノ設ケトス　本日早曉地祭ヲ修セラレ　津田重二郎之ヲ執行シ祝小林孫七盃太田亦七銚子森本仁左衛門其役ヲ執ル

告辭左ノ如シ。御改葬記下同

維寬文七年歲次丁未二月癸卯越丙午朔廿三日戊辰備陽之步卒將津田重二郎永忠敢昭告于　土地之神今爲太守之祖考正三品參議輝政宅兆在于京師不利將改葬於此神其保佑俾無後艱謹以淸酌菓品祗薦于　神尙饗

維寛文七年歳次丁未二月癸卯越丙午朔廿三日戊辰備陽之歩卒將津田重二郎永忠敢昭告于　土地之神今爲太守之祖考從四位下拾遺利隆之宅兆在于京師不利將改葬於此神其保佑俾無後艱謹以淸酌菓品祇薦于　神尙饗

閏二月十二日　公遺骸奉迎ノ爲メ岡山發駕其夕和氣村ニ宿リ玉フ翌十三日葬儀ヲ修セラルヘキニ因リ寅ノ下刻和意谷土休（茶屋ヨリ塋所ニ至ル中間ノ地名）假屋ニ至リ柩ヲ迎ヘ玉フ　八木山ヘハ政言君　池田藤右衞門　中野仁右衞門　歩行横目矢牧平兵衞　手廻リ杉山惣右衞門　渡邊多左衞門　奧村傳左衞門　鵜飼與五郎奉迎トシテ出張　土休假屋迄扈從ス　岸織部預鐵砲拾人參議公ノ遺骸ヲ舁シ中村久兵衞預鐵炮拾人拾遺公ノ遺骸ヲ舁シ奉ル本日朝六ツ中刻土休假屋ニ入ラセ給フ　公奉迎上香拜禮　遺骸ノ納リシ箱ヲ手自ラ棺ニ納メ松脂ヲ入レ蓋ヲ鎖シ玉ヒ畢テ發引　其式左ノ如シ。

遷柩就轝告曰

今解旅裝遷柩就轝敢告　祝八右衞門　獻菓　焚香　祝盥　斟酒　告曰　靈輀載駕往卽新宅　祝俯伏再拜

假屋ヨリ塋域ニ至リ玉フ鹵簿如左

歩行　遠藤安兵衞　　渡邊友之介　　歩行　黑田彌六
津田重二郎　　公　　服部與三右衞門　　同　安井彥助
同　多賀十右衞門　　立野八郎兵衞　　同　明田平左衞門
御棺　泉八右衞門　櫻木吉之丞　　信濃人　歩行　八田善助　同　小森淺右衞門　　御棺　田中九兵衞　中野仁右衞門

歩行　吉澤庄兵衛

同　井上夫左衛門　　水野作右衛門

同　渡邊九大夫

右柩ハ長柄ノ者ヲシテ之ヲ舁シム扈從ノ輩皆素服ニ上下足輕ヘハ木綿ノ白羽織ヲ被下

塋域ヘ入ラセ玉ヒ壙中ヘ柩ヲ納メ奉リ炭詰五寸其內三物三寸其內瀝青壹寸右營辦畢ツテ地祭ヲ修ス　日置左門之ヲ執行シ祝熊澤權八執事中江彌三郎庄野長左衛門ナリ　右祭儀畢ツテ土ヲ少シ入レ墓道ノ西ニシテ更ニ祭儀ヲ行ハル　其式左ノ如シ

主人　祝　泉八右衛門　序位　池田信濃 池田藤右衛門　執事　櫻木吉之亟 中野仁右衛門

獻果　降神俯伏再拜　祭酒奠酒　主人

讀祝　俯伏再拜　奠茶　再拜　業

告辭

維寬文七年歲次丁未閏二月癸卯丙子朔十三日庚子孝孫新太郎光政敢昭告于　顯祖考正三位參議府君　顯考從四位拾遺府君今改幽宅禮畢終奠夙夜靡寧哀慕罔極謹以清酌果品祇薦　尙饗

一御墓出來記祭式圖面ヲ載ス　因テ左ニ附ス

一公ニハ瀝青詰畢テ手自ラ土ヲ執少シク埋サセ玉ヒ祭式畢ツテ茶屋ニ休憩シ卽日和氣ヘ歸リ宿ラセ玉フ

和意谷　原脇谷ト書ス此日御茶屋ニ於テ以後文字ヲ改メ和意谷敦土山ト書スヘキ旨津田重二郎ニ命セラレシト

北
三間半四方
東
西
南
田中九兵衛
御茶役
長一間半横一間
公祝八右衛門
信濃
藤右衛門
長二間横一間半
左門
祝権八
弥三郎
長五郎
銚子
吉之丞
同
仁右衛門

云　御墓出來記

右營辨畢ツテ細カニ碎キタル土ヲ細キ棒ニテ搗込ム預鐵砲小頭十四人共役ヲ執ル右ノ土平地ト齊シク堅マリタル後復土ヲ壹尺五寸許築上石垣其外ノ土工落成迄差置右瀝靑三物炭櫛ノ方法出來記所載如左

一瀝　靑

石　灰　五百四拾八匁七分　蠟　四百拾壹匁六分

油　八拾貳匁三分　松　脂　百三拾七匁四分

右煉リ立壹寸四方ニシテ重サ拾壹匁八分

一三　物

赤　土　壹舛五百拾壹匁　石　灰　三舛　六百拾壹匁

砂　壹舛三百四拾壹匁　酒　壹舛壹合　四百貳拾匁

一炭　櫛

炭ヲ臼ニテ細カニ搗碎キ馬ノ尾篩ニ掛ケ酒ヲ以テコレヲ打堅ム壹寸四方ノ重サ三匁三分三厘

津田永忠筆記瀝靑三物ノ方法少シク異ナルヲ以テ又之ヲ記ス

一瀝　靑

松脂　壹貫目
新シキヤニ吉シ大釜ニ湯ヲ沸カシヤニヲ打込暫クシテ攪マセル時ハ融クルナリ其時酌出シ布ニテ濾シ渣ヲ去テ水ニ浸シ堅マリタル時取揚ケ水氣ヲ能ク取テ日ニカクルナリ
黑砂糖　壹斤　塵ヲ去リ碎キテ入ル　胡麻油　三合
石灰　三合　細ニ篩フ　砥ノ粉　三　玉　搗碎テ篩フ
煉樣先松脂砂糖油三色ヲ鍋ニ入間モナク攪マセ能融タル時石灰砥ノ粉ヲ入火ヲ熾クシテ煉合スルナリ初ハジルキ樣ナレトモ能ク乾テ後石ノ如クニナルナリ塗リ樣暖カナル内ニ杓子ニテ酌テ棺ノ上ニ流シカケ泥鏝ヲ火ニテ燒キ上ヲ熨シムラヲナホスナリ
一三　物
石　灰　拾　石　　砂　四　石
黃　土　四　石
右能篩ヒテ交合セ糯米ヲ引ワリテユルク粥ニ焚キ布ニテ絞リテ渣ヲ去煉合スルナリジルケレハ築キ難シ如何ニモハラハラニ煉合セテ築クヘシ
禁　制
一本日下馬柵門外ニ制札ヲ設ク如左。御墓出來記
一於敦土山殺生並伐木之事

一和意谷之山内ニ而松木伐之事
一參詣之輩不作法之事
右條々堅固可相守者也
寛文七年閏二月十三日

四月十九日中村久兵衞小林孫七鐵砲足輕貳百人ヲ帥テ小早船ニ上リ犬島ヘ航海シ廿日津田重二郎　黑田甚七モ亦犬島ニ到リ大平太舟壹艘ニ小舟三艘ヲ漕舟トシテ附屬シ都合三艘ノ平太ヲ以テ入用石ヲ片上ヘ廻漕ス　廿一日片上ヘ着前日太田又七鐵砲大役人合四百人餘ヲ帥テ片上ニ至ル　五月廿一日ヨリ右入用石ヲ和意谷ヘ運搬シ七月二日ニ至ツテ終ル。同

一、犬島ニテ切立ル荒取リ石如左。同

一碑石棹石　輝政公　長壹丈貳尺　横三尺五寸　厚、貳尺五寸
一龜　石　同　長壹丈　横五尺六寸　厚、頭ニテ四尺五寸　尾ニテ高三尺五寸
一下臺石貳枚　同　長壹丈壹尺五寸　横三尺三寸　厚壹尺八寸
一碑石切付　利隆公　長壹丈壹尺　棹石臺石共、但棹石ノ分　長七尺六寸　横貳尺八寸　厚壹尺八寸
臺石ノ分　長五尺六寸四方　高三尺六寸
一下臺石壹枚　長六尺八寸四方　厚壹尺八寸
一誌石四枚　輝政公　貳枚ハ長三尺八寸　横三尺五寸　厚六寸

利隆公　貳枚ハ長三尺四方　厚六寸

一葛石拾八本　長六尺ヨリ八九尺　壹丈ニテ壹尺四方

一門柱石四本　長壹丈壹尺ニ九寸四方　御門御好替リ後玉垣角々ノ控柱トナル

一石垣角石八ツ　長六尺　横貳尺五寸餘

一敷　石　十　長七尺内六横貳尺　幅壹尺　四ツ横三尺

和意谷全景平面圖

一石　四　枚　長五尺　横壹尺五寸　厚五寸　前ハ誌石ノ用ニ候得共後玉垣控柱ニ割替

一碑　石　民部殿　長六尺切付臺石共內三尺四方　厚壹尺五寸　臺之分四尺五寸　横壹尺五寸　厚壹尺後切リ付之臺ハ切捨棹石計ニ仕立臺ハ別ニ仕立ツ

一臺　石　同　三尺六寸四方　厚壹尺五寸

以　上

一之山、參議公之塋

壙及棺槨　御墓出來記下同

一壙　深和尺　壹丈壹寸　長　同　三尺　横同　三尺壹寸

右滑ラ石ニテ石ヲ掘拔ク其堅牢石槨ノ如シ

一棺、杉　板　高和尺　壹尺三寸四分　四方　同　壹尺貳寸　板厚　三寸樫ノ木チキリ指シ釘ヲ用ヒス

一槨、杉　板　高貳尺壹寸　四方　壹尺九寸六分　板厚八分

但京都ニテ納メ奉リシ箱ヲ其儘棺中ヘ納メ松脂ヲ四方上下ヘ流シ蓋ヲ鎖ス

一炭　槨　高貳尺八寸六分　四方　貳尺五寸貳分　板厚　八分

一瀝　青　厚壹寸

一三　物　厚三寸

塋域間數

一柵　通　　五拾八間四尺　但周圍ノ土手ヨリ五間ツヽヲ隔ツ

一柵　木　數　　六百九本　貫貳通

右柵木栗丸太目通和尺壹尺三四寸ヨリ貳尺廻リマテ

一周　圍　土　手　　和尺四拾四間壹尺六寸壹分六厘　但六尺五寸間

（周圍七拾歩ナリ周尺ニテ六尺ヲ一歩ト云但和尺ニシテ三尺八寸五分貳厘ナリ周尺壹尺ハ和尺六寸四分貳厘ナリ）

一石　垣　　南北ヘ和尺七間貳尺四寸壹分丈ニシテ四丈七尺九寸壹分（周尺七丈四尺六寸貳分七厘）同内法和尺七間壹寸丈ニシテ四丈五尺六寸（周尺七丈壹尺貳分九厘）東西ヘ和尺五間貳分五厘丈ニシテ三丈貳尺五寸貳分五厘（周尺五丈六寸六分貳厘）同内法和尺四間四尺貳寸三分四厘丈ニシテ三丈貳寸貳分四厘（周尺四丈七尺七分七厘五毛）

一石垣地ヨリ土代下マテ高サ和尺壹尺四寸七分貳厘（周尺貳尺三寸）

一同根入リ和尺六寸ヨリ七寸迄（周尺九寸ヨリ壹尺壹寸マテ）

一玉　垣

東西外法　（周尺七丈三尺六寸五分）

南北外法　（同四丈九尺六寸九分）

土臺廣　（同　壹尺八寸）和尺　壹尺　壹寸五分

同　厚（同　壹尺）和尺六寸四分貳厘
角柱四本（同　九寸五分）和尺六寸角　長（周尺三尺四寸）和尺貳尺壹寸七分七厘
間柱石拾六本　見面（周尺八寸）和尺五寸壹分　見込（同　九寸四分）同　六寸　長同上
小柱石百九拾貳本（周尺七寸）和尺四寸五分　長同上
控柱石貳拾本　厚廣（周尺八寸四分）
笠　石　廣（周尺壹尺三寸）和尺八寸三分　軒（周尺七寸）和尺四寸四分六厘
棟ノ厚（周尺八寸）和尺　五寸壹分　棟ノイヲリ一方（周尺八寸ツヽ）

一葛　石

南ノ方　外　法（周尺貳丈七尺貳寸七分）　內法（周尺貳丈五尺）
北ノ方　同（同三丈三尺六寸）　同（同　三丈壹尺）
東ノ方　同（同四丈貳尺四寸四分）　同（同　四丈七分五厘）
西ノ方　同（同四丈貳尺四寸七分）　同（同　四丈八分）
但石數凡拾壹本　廣サ厚サ共（周尺壹尺貳寸）

一三　枚　數　石

東ヨリ一ノ石廣（周尺貳尺七寸四分）
同　二ノ石廣（同　四尺壹寸八分）

同　三ノ石廣（同　貳尺七寸七分）

長（周尺九尺五分）　厚（周尺闕）和尺一尺ヨリ一尺貳寸ニ至ル

右ノ石龜石ノ臺石ヨリ御門蹴放シノ石マテ間長（周尺九尺七分）

右石垣ノ天ト墓廻リ葛石ノ天トノ高下周尺壹尺石垣低ク野面ノ石ハ葛石ヨリハ周尺三寸下ケ石垣ヘ水走リ

ニ居ヘタルモノナリ

一墓　門

屋根石長（周尺壹丈五尺）

蹴放チ石　二枚　長（周尺壹丈三寸貳分）　廣（二枚ニテ周尺六尺壹寸）

厚（周尺壹尺）和尺六寸四分貳厘　柱穴指渡（周尺貳尺壹寸五分）和尺貳尺貳寸九分

柱　石　丸柱ナリ

長（周尺壹丈七尺壹寸三分）和尺壹丈九寸三分　太サ指渡シ（周尺貳尺）和尺壹尺貳寸八分

屋根石下場ヨリ蹴放石上場マテ（周尺七尺三寸）和尺四尺六寸七分貳厘

蹴放チ石下場ヨリ沓石マテ（周尺八尺貳寸五厘）和尺五尺貳寸壹分貳厘　内六寸ハ沓石根入

沓　石　高サ　和尺壹尺六寸　柱穴　和尺壹尺貳寸四方　四方　和尺貳尺五寸ツヽ

戸　樟板　厚（周尺四寸）

内法高（周尺七尺壹寸）和尺四尺五寸四分四厘　横二枚ニテ（周尺六尺八寸七分）和尺四尺三寸九分六厘

一裡　門　　透シ（長周尺三尺六寸）　貫拔（長周尺三尺貳寸五分 横同四寸八分 厚同貳寸三分）

高内法（周尺四尺一寸一分 和尺二尺六寸二分）　横内法（周尺四尺二寸五分八厘 和尺二尺七寸三分）

柱太サ（周尺壹尺貳寸四分六厘 和尺七寸八厘）　同長サ（周尺四尺壹寸壹分 和尺貳尺六寸三分）　但笠石下場ヨリ土代石工場マテノ寸ナリ

笠石長（周尺九尺三寸九分貳厘 和尺六尺壹分）　石幅（周尺貳尺 和尺壹尺貳寸八分）

戸　二枚平石厚四寸八分五厘切違ヒ幅六分西ノ戸平上ヘ懸ル 竪横寸尺畧之

一表裡段石

表門段石　廣外法（周尺壹丈九寸 和尺六尺九寸九分）　蹈段ノ天（周尺壹尺貳寸九分貳厘 和尺七寸六分八厘）　蹴込ミ（同壹尺 同六寸四分）

段ノ面（同三分ツヽ）葛石ノ幅右ノ内ニテ（同壹尺壹寸 同七寸六厘）

裡門段石　廣外法（周尺八尺九寸五分 和尺五尺七寸八分）　蹈段ノ天（周尺壹尺四寸 和尺八寸九分六厘）　蹴込ミ（同壹尺四寸 同八寸九分六厘）

面（同貳分ツヽ）

右ノ寸尺二ノ山モ亦之ニ同シ

墳及碑石

一墳、　高（周尺壹丈四尺 和尺八尺九寸八分）

基ノ廣サ

北ニテ東西（周尺三丈壹尺 和尺壹丈九尺八寸八分）　間ニシテ三間三寸八分

南ニテ東西 （周尺貳丈五尺）和尺壹丈六尺五分　間ニシテ貳間三尺五分

東　西 （周尺四丈五尺六寸）和尺貳丈五尺六寸貳分　間ニシテ四間貳寸

棟ノ長サ （周尺壹丈五尺）和尺九尺五寸九分

一碑

高 （周尺壹丈四尺）和尺八尺九寸八分八厘

幅 （周尺四尺貳寸）和尺貳尺六寸九分六厘四毛

厚 （周尺貳尺八寸）和尺壹尺七寸九分七厘六毛

上ノ丸ミ （周尺七寸）上ニ天祿辟邪アリ

油煙形ノ內

長 （周尺壹丈三寸）和尺六尺六寸壹分貳厘六毛　廣 （周尺貳尺六寸）和尺壹尺六寸六分五厘

堀込ノ深サ （周尺壹寸）和尺六分四厘貳毛

油煙方ノ兩脇ノ廣 （周尺八寸貳分）

同下之廣 （周尺八寸）　打抜穴ノ下油煙方ノ淵 （同三寸壹分）

天鹿座ノ横 （同三尺六寸）　同中ニテノ高サ （同貳尺四寸）

同兩端ニテノ高サ （同壹尺八寸五分）　同廻リノ淵廣サ （同壹寸五分）

同深サ （闕）　臍入 （周尺貳尺）和尺壹尺七分八厘

同　厚（同同貳尺三寸）同壹尺四寸七分三厘　　同　廣（同　三尺五寸）同　貳尺貳寸四分

題　字

表　面　參議正三位源輝政卿之墓

裡面左ニ　慶長十八年癸丑正月二十五日卒

一龜　趺

首　尾（周尺壹丈四尺）和尺八尺九寸五分　　横（周尺八尺八寸）和尺（闕）

一同下臺石貳枚

長（周尺壹丈七尺六寸八分）和尺壹丈壹尺三寸　　廣（周尺壹丈三寸五分八厘）同　六尺六寸七分

厚（同　三尺）同　壹尺九寸貳分

一誌　石

長　和尺三尺八寸　横　和尺三尺五寸　厚　和尺六寸

一拜　石

長（周尺壹丈壹寸五分）　横（周尺五尺貳寸貳分）

表　學校吏員ノ記ニ據ル

一墓　笠石臺石共ニ一石方貳尺笠石下端ヨリ臺石上端マテ五尺壹寸五分笠石臺石共方三尺九寸厚九寸臺見掛リ九寸

篆額　前播備淡　右三國主　後源相公　左墓表

石桐　方七尺五寸五分宛

笠石　幅六寸五分　厚七寸

柱見ェ懸リ壹尺五寸　數貳拾四本

二之山、拾遺公之塋

〔編者曰棺槨壙ノ構造、塋域間數、墳及碑石等大概一之山ニ準セルヲ以テ記載ヲ省略ス〕

三之山　右近大夫輝興君之塋（略）

〔編者曰後ニ新八郎輝尹君、備後守恒元君、豊前權守政元君追葬アリ〕

〔又曰後ニ光政公同夫人ノ塋域ヲ三之山ト稱スルニ至リ此山ヲ四之山ト改稱ス〕

四之山　池田政貞、池田政虎、池田利政之塋（略）

〔編者曰此山後ニ五之山ト改稱ス〕

右遷葬ノ土工過半落成ノ際幕命ニ依リテ來年城隍普請ノ役アルヲ以テ暫此工事ヲ中止セシム因ツテ城中ニ於テ掛リ諸役人ニ饗饌ヲ賜ヒ津田重二郎、中村久兵衞ニハ所服ノ小袖、太田又七、小林孫七ニハ羽織、歩行横目下奉行等ニハ金ヲ賜フ差アリ。（改葬略記）

一津田永忠手記所載和意谷塋域工事經費決算如左。

寛文八年ヨリ同十年迄和意谷御山御普請入用目錄

一銀拾貫百八拾八匁　　御玉垣萬入用

一銀三貫三百八拾四匁　万御石切手間賃
一銀貳貫三百九匁　万鐵道具釘鉸卷カ子ノミ窓カ子蔦共
一銀三百六拾六匁　帶沙盤茅砂盤香案臺子代共
一銀三百貳拾貳匁　松ヤ子代
一銀九百拾七匁　板材木戸障子代
一銀八貫六拾四匁　大工木挽屋根葺繪カキ塗師屋疊屋桶大工手間代共
一銀壹貫四百三拾六匁　鍛治手間賃
一銀貳貫三百八拾貳匁　炭　代
一銀九百三拾三匁　万瓦代
一銀百五拾貳匁　万紙代
一銀貳貫百九拾七匁　万小買物代
内
百三拾八匁　御屛風繪書手間代
六百六拾貳匁　椀折敷鍋行燈共外万代
七拾四匁　次郎兵衛長左衛門家引料作事入用共
壹貫三百貳拾三匁　万小買物代
一銀百八拾八匁　疊桶道具代共
一銀壹貫四百六拾七匁　万運賃駄賃
一銀四百五拾三匁　御供下々居申長屋作事入用

一銀五貫百四拾三匁　　諸奉行扶持並百姓扶持共米百石七斗五舛代相場三俵ニ付五拾匁ニシテ

一銀六百貳拾七匁　　諸奉行雜事代

一銀三貫四百八拾六匁　　諸奉行へ被遣銀並百姓ニ被遣褒美米拾九石六斗之代共相場右同

合　四拾四貫拾四匁

一銀六拾三貫九百七拾壹匁　　右仕上ル目録之銀高寛文七年十二月廿八日ニ調上ル

都合　百七貫九百八拾五匁

寛文十二年十二月十二日

一御改葬記ニ夫役拾壹萬人餘ト有之、評定留延寶二年正月十日ノ條ニ津田重二郎先年ヨリノ勘定目錄ヲ差出シ和意谷初年ヨリ寛文十一年迄ノ御入用奉行人ニ被下御扶持方迄入銀ニシテ百七貫九百五匁外ニ夫役拾萬餘モ入夫役モ銀ニ直シ候得ハ百貫目餘ニシテ都合貳百貫目餘ノ御銀高ナリト云。

十年庚戌二月朔日　類編

公江戸ニ在シ市浦清七郎ヲ京都ニ使セシメ三宅道乙及可三ニ先公墓誌撰文ヲ命セラル。

但參議公墓誌及墓表文ハ道乙之ヲ撰シ　拾遺公墓誌墓表文ハ可三之ヲ撰シ墓表ノ篆額ハ　烈公之ヲ親書シ玉ヒ墓表碑銘ノ文字ハ都テ可三ノ書ニ係ルト云其文如左。

○參議正三位源輝政卿墓誌

公諱輝政字三左衞門小名古新氏池田姓本稱源傳謂公之大父紀伊守諱恒利者攝州池田十郎教正之裔也教正實爲楠正行遺腹之男有故爲池田九郎教依之子承其家宗故號池田十郎以執贄于將軍足利家所謂兵庫助是也恒利曾家攝州仕于源將軍義

輝政墓（和氣郡和意谷）

晴後僑居尾州薙髮曰宗傳恒利之子諱恒興字勝三郎亦號紀伊守筮仕贈太相國平信長軍功居多仍賜諱字改名信輝信輝者公之先考而妣者荒尾美作守善次之女也永祿七年十二月晦日生公于尾州清洲城天正八年公歲十六與父信輝兄之助共攻荒木志摩守元清於攝州花熊城公手殺勁敵遂拔其城亦陷兵庫尼崎兩城信長感其驍勇賜公良馬以菁襃之於是食封於攝州信輝居大坂之助居伊丹公居尼崎十年六月惟任日向守光秀弑信長於洛陽信輝剃髮自稱勝入秀吉及諸將會尼崎議討賊公從父兄帥兵戰于山崎光秀軍敗被殺十一年轉攝州領濃州勝入在大垣之助在岐阜公在池尻十二年公從父兄發兵於尾州長久手之役公與父兄異地而戰忽聞父兄之隕命欲馳入敵軍而同死所家士佯言父兄不死我見其共完請勿輕死堅控其馬公信其言乃止爾後公移居大垣復轉大垣居岐阜秩祿十萬石今茲九月七日公之長子利隆生于岐阜城十三年春秀吉攻紀州太田城公率軍圍一方城主乞降而國中平均秋秀吉攻佐佐成政於越中

公亦從行成政棄城而降十五年秀吉征島津義久公懸軍深入九州秀吉命公及諸將攻日向大隅義久及兩國之士皆降班師之後秀吉賜公於羽柴氏十六年後陽成帝幸于博陸秀吉之第公拜侍從十八年秀吉師圍國諸侯攻北條氏政於小田原城公圍早川氏政自殺氏直就擒遂進軍征奧州公爲前驅到處悉夷凱旋之後秀吉賞公勳勞移封參州吉田城秩祿十五萬石且賜勢州小栗栖莊爲在京之湯沐邑今茲之冬奧州夷賊起亂秀吉命秀次帥諸將而討之公亦與焉九戸城陷賊黨伏誅慶長五年上杉景勝反于本州公與長子利隆共爲東照神君之先鋒征景勝到野州宇都宮時石田三成等與景勝及關西諸將相約將襲神君神君舍景勝而討三成等征東諸將回軍西向駿遠參尾四州之士屬意於神君者皆納質子於吉田城神君以公及福島正則爲先陣使村越茂助直吉賜書問軍計公與正則欲攻岐阜城城兵出屯於新加納村公先正則而涉大川力戰忽敗其軍追北二里許獲首七百餘級翌日攻岐阜正則先公而往欲一舉拔城公昔年守此城而險阻艱難備嘗矣則從間道直馳入城先立旗幟遂陷其城使主秀信遁去神君使加藤源太郎成之賜書勞公既而神君駐軍濃州集諸將議軍事使公當毛利輝元之兵明日戰于關原逆徒授首餘寇削迹神君賞公殊功乃改吉田賜播磨國六年大修姬路居城八年賜備前國於次男忠繼今歲神君任征夷大將軍公亦任少將十一年公往武江築大都城十二年有敕賜公御劍寮馬廣橋亞相兼勝勸修寺黄門光豊被傳編命立入河內守康善來於播州而授劍馬十五年賜淡路國於三男忠雄忠繼忠雄共幼未能涖政蓋爲公益封二國也十六年公與諸侯築禁裏之御垣凡城隍版築之出於武命者公多執其役矣十七年春公有疾神君及台德尊公遣朝倉藤十郎宣正山岡五郎作景長河口長三郎正武賜書數問之且使鵜殿兵庫助某牧野伊豫守成里就看其疾疾愈之後到駿府武江而謁兩君尊公命公曰當任參議且賜松平氏而以係柳營之屬籍也公則拜謝又謝于神君往年公在武江許狩武藏野此行也亦命放鷹之地於攝州歸路入京師朝禁裡奏參議之慶十八年舊痾復發正月二十五日卒於姬路城享年五十神君尊公使秋元但馬守朝松平丹後守重政來賜賻金又遣安藤對馬守重信村越茂助直吉節制國事公之爲人

剛直而寛臨下以簡聘良士旌孝子其事上之勤夙夜匪懈故位登八座富有三國其餘賞賜良劍名軸俊鷹駿馬種々珍玩時々遺問不可勝記矣寛文七年之春孝孫四位下左近近權少將光政朝臣改葬備前國和氣郡和意谷敦土山公有八男二女嘗娶中川淸秀之女生長男武藏守利隆叙從四位下任侍從補右衛門督繼世領播摩國再娶神君之女生二男左衛門督忠繼叙從四位下任侍從領備前國早夭無嗣三男宮內少輔忠雄叙從四位下任侍從歷進參議初領淡路國忠繼卒後轉淡路賜備前國及備中數郡四男石見守輝澄叙從四位下任侍從初領播州宍粟郡後益封佐用郡五男右京太夫政綱叙從四位下領播州赤穗郡亦夭無嗣六男右近太夫輝興叙從四位下初領佐用郡政綱卒後移佐用領赤穗長女茶々適京極丹後守源高廣次女富利適伊達陸奥守藤原忠宗庶子政虎利政共爲利隆光政之家臣。

○播備淡三國主源相公墓表

公諱輝政字三左衛門小名古新氏池田姓本稱源傳謂公之大父紀伊守諱恒利者攝州池田十郎教正之裔也教正實爲楠正行遺腹之男有故爲池田九郎教依之子承其家宗故號池田十郎以執贄于將軍足利家所謂兵庫助是也恒利會家攝州仕于源將軍義晴後僑居尾州薙髮曰宗傳恒利之子諱恒興字勝三郎亦稱紀伊守筮仕右僕射平信長軍功居多仍賜諱字改名信輝者公之椿府而萱硐者荒尾美作守善次之女永祿七年生公于尾州淸洲城十二月晦日維懸弧之辰也幼而倜儻及長雄偉不常天正八年荒木攝津守村重叛於信長其黨荒木志摩守元淸據攝州花熊城兵庫尼崎連城相應雜賀賊從爲聲援信長命信輝削平之公時十六歲與兄之助隨父共攻花熊城公手殺猛士遂拔其城亦陷兵庫尼崎信長不耐抃躍賜公良馬又下褒冊以旌其功於是食封於攝州信輝居大坂之助居伊丹公居尼崎十年六月惟任日向守光秀弑信長信忠於洛陽時羽柴秀吉在備之中州與毛利氏挑戰聞變大驚講和而歸播州其志在討光秀乃飛檄諸將會尼崎議軍策秀吉信輝剃髮相盟信輝自稱勝入公從勝入之助而往其兵五千進屯山

崎與光秀之軍鬪賊軍敗走光秀被殺十一年轉攝州領濃州勝入守大垣之助守岐阜公守池尻十二年公從父兄發兵於尾州長久手之役公與父兄異地而屯時有告父兄之隕命者公欲直馳敵軍而同死所家人控馬諫曰父兄不死我見其共完請勿信浮言而輕效死公然之乃止其後公移居大垣復轉大垣居岐阜封地十萬石此年九月七日公之家嗣利隆生于岐阜城十三年三月秀吉發軍奚紀州根來寺且進討雜賀之賊攻大田城乃築長堤而灌紀河公帥兵圍一方城主乞降南紀始平八月越中巨魁佐佐陸奧守成政不順秀吉北征公亦隨行成政棄外山城而降北路從此又安十五年島津修理大夫義久蠶食隣國兵威日盛秀吉帥諸將征義久公亦懸軍進入九州秀吉前鋒已到薩州鹿兒島義久計不能敵剃髮來降秀吉命公及諸將攻日向大隅兩國之士望其兵勢偃旗解甲皆請再造之恩海西氛埃頓息斑師之後秀吉賜公於羽柴氏十六年後陽成帝行幸關白豐臣氏聚樂之第公拜拾遺爲供奉十八年北條氏政氏直跋扈關東不朝京師秀吉帥闔國侯伯攻相州小田原城公圍早川氏政自殺氏直面縛關左八州皆降秀吉遂進軍征奧州公爲前驅伊達陸奧守政宗迎秀吉於那須野請謁南部大膳太夫信直亦出稿軍到處悉夷於是海內混一無不聽秀吉之命凱旋之後賞公勳勞移封參州吉田城食邑十五萬石且賜勢州小栗栖莊爲京邸之湯沐邑今茲之冬九戶修理亮政實作亂東奧事達京師秀吉命秀次爲都統率公及諸將討之諸軍進圍九戶城政實歸降賊黨伏誅慶長五年上杉景勝不朝大阪東照神君聲其罪而征之公與長子利隆共爲神君之先鋒到野州宇都宮神君陣于小山石田三成等與景勝及關西侯伯合犄角之謀將襲神君神君舍景勝而討三成等時四海鼎沸群兇蜂起駿遠參尾四州之士屬意於神君者皆納質子於吉田城蓋依公爲神君之乘龍也神君以公及福島正則爲先陣本多忠勝井伊直政爲監軍征東諸將回軍西向使村越茂助直吉賜書問軍計神君從東海道台德尊公從東山道公與正則欲攻岐阜城城兵三千出屯于新加納村相約正則可渡萩原公可渡新加納河軍議已畢各向渡口公帥七千之兵先正則而渡力戰忽敗城兵追北二里許斬首七百餘級軍散之後正則適至翌日攻岐阜正則憤昨日之後期昧爽整旅先公而往放火

燒民屋沮絕公前路乃與城兵戰于七曲坂公昔年守此城而險阻艱難備嘗矣則從間道馳到永良河直排水門而入先登城上立其旌幟城遂陷後使城主秀信遁去乃獻羽書而報捷音神君喜東隅桑楡之兩得使加藤源太郎成之賜書勞公既而神君之大旆到濃州鶿廬岡山召諸將定軍列使公當毛利輝元之兵公曰願與石田三成浮田秀家島津義弘戰神君曰我在後陣可枉從焉公遂聽命明日戰于關原西軍忽敗群姦授首餘寇就擒脅從之士皆叩頭請降神君賞公大勳乃改吉田賜播磨國六年播州姫路居城舊制隘陋公大起土木之役廣其城廓浚其隍池八年賜備前國於二男忠繼今歲神君任征夷大將軍而拜朝命之辱公拜羽林乘輿扈從十一年公往武江築大都城兩君慰勞甚至且賜蒼鷹許狩武州之禁野凡城隍版築之命於侯伯者公多執其役十二年廣橋大納言兼勝勸修寺中納言光豊奉承叡旨命立入河內守康善往于播州賜公御劍寮馬十五年賜淡路國於三男忠雄忠繼忠雄共幼未能預國政蓋爲公加賜兩國也十六年公與列國諸侯築禁裏之御垣十七年春公有疾神君尊公憂之遣朝倉藤十郎宣正山岡五郎作景長河口長三郎正武賜書數問之且使鵜殿兵庫助某牧野伊豫守成里就看其疾痊之後則詣武江而謁尊公尊公命公曰當任參議且賜松平氏以係御營之屬籍公則禮謝歸路詣駿府謝子神君神君喜色溢面燕賜甚厚且命放鷹之地於攝州則辭駿府而入京洛朝禁裏奏參議之慶也十八年春舊痾再發正月二十五日易簀於播之姫路城春秋五十神君尊公使秋元但馬守泰朝松平丹後守重政來賜賻金又遣安藤對馬守重信村越茂助直吉節制國事公之爲人剛直而寛臨下以簡聘良士旌孝子其事上之勤夙夜匪懈故神君之遇公亦厚貴爲八座富有三國其餘賞賜良劍名軸俊鷹駿馬種々珍玩時々遺問不可勝記矣寛文七年之春公之家孫備前國主從四位下左近衛權少將光政朝臣卜其宅兆制其墓域祖考古式改葬於當國和氣郡和意谷敦土山立表於墓側以記其事公有八男二女嘗娶中川淸秀之女生長男利隆叙從四位下擢侍從補右衛門督任武藏守繼世領播磨國再娶神君之女生二男忠繼叙從四位下擢侍從補左衛門督領備前國早夭無嗣三男忠雄叙從四位下擢侍從任宮內少輔歷進參議初領淡路國忠繼卒後

轉淡路國賜備前國及備中數郡四男輝澄叙從四位下擢侍從任石見守初領播州宍粟郡後益封佐用郡五男政綱叙從四位下任右京大夫領播州赤穗郡亦夭無嗣六男輝興叙從四位下號右近大夫初領佐用郡政綱卒後轉佐用領赤穗長女適京極丹後守源高廣次女適伊達陸奥守藤原忠宗庶子政虎利政共爲利隆光政之家臣。

○從四位下行侍從兼武藏守源利隆朝臣墓誌

朝臣諱利隆小名新藏源姓池田氏傳謂朝臣之曾大父紀伊守諱恒利者攝州池田十郎教正之裔也教正實爲楠正行遺腹之男有故爲池田九郎教依之子承其家宗故號池田十郎以執贄于將軍足利家所謂兵庫助是也恒利曾家攝州仕于源將軍義晴後僑居尾州薙髮曰宗傳大父諱恒興字勝三郎亦號紀伊守仕于右相府平信長因有軍績賜諱字改名信輝斷髮號勝入先考諱輝政字三左衛門歷進參議正三品食於播備淡三國之饒秩妣中川瀨兵衛淸秀之女天正十二年九月七日生于濃州岐阜城長于參州吉田城慶長五年東照神君征上杉景勝乃命先考爲先鋒朝臣時十七歲從先考而往陣于野州宇都宮岐阜之役共先考有汗馬之勞八年賜備前國於其弟忠繼忠繼尙幼代之治備前十年叙從四位下任侍從補右衛門督台德尊君養榊原式部大輔康政之女以妻朝臣世修婣親之好御將之際使靑山播磨守忠成土井大炊頭利勝各執其事十二年始往武江執謁尊君燕賜甚厚乃賜松平氏爲武藏守蓋以尊君襄時任武藏守也十四年四月四日嫡嗣光政生于備前岡山城尊君使牧野豐前守信成來於備州述弄璋之慶賜長劍短刀及衣服於光政又賜封邑千石於備中以爲朝臣之夫人粉黛之資十八年春先考有疾大漸惟幾朝臣時在武江尊君速命歸省先考易簀之後賜播州於朝臣以承家宗十九年朝臣往武江築城壁今茲之冬大坂有違言神君尊君共發大軍朝臣到尼崎渡神崎及中津川禽殺數十人進陣于天滿又以神君之命分兵艤船於淡路海門守西海之兵路講和之後班師翌年大阪之役再作朝臣又擁重兵而到難波燒大和田之民舍數百大坂城陷之日獻首級千餘元和二年春朝臣在武江而不豫尊君則賜歸休先入京師醫

利隆同夫人墓（和氣郡和意谷）

養其病且使牧野傳藏成純以問朝臣之安否也六月十三日遂捐館舍享年三十有三尊君以使節賜賻金於武江之第朝臣修己嚴正能事先考及繼室與群弟友愛尤厚下至侍御僕妾皆懷其恩及先考之下世凡諸士之易任使者悉予群弟而引其老弱者歷仕者至器用貨物亦予美取毀其發政播令亦多率由先考之舊章而不敢改革朝臣之在世凡都城隍壁造築之績劍馬貨服獎嘉之賚不可殫記矣寬文七年之春孝子從四位下近衛權少將光政朝臣改葬於備前國和氣郡和意谷敦土山朝臣有三男一女長男光政叙從四位下歷侍從任少將襲封領播磨國中間徙播州領因幡伯耆兩國及叔父忠雄卒又轉因伯二州領備前國及備中數郡次男恒元叙從五位下任備後守領播州宍粟女長適山内對馬守藤原忠豊庶子政貞爲光政之家臣。

○拾遺武州刺史源朝臣墓表

朝臣諱利隆小名新藏源姓池田氏傳謂朝臣之曾大父紀伊守諱恒利者播州池田十郎教正之裔也　教正實爲楠正行

遺腹之男有故爲池田九郎敎依之子承其家宗故號池田十郎以執贄于將軍足利家所謂兵庫助是也恒利曾家攝州仕于源將軍
義晴後僑居尾州薙髮曰宗傳大父諱恒興字勝三郎襲稱紀伊守擢用于右僕射平信長軍功居多仍賜諱字改名信輝斷髮號勝入
先考諱輝政字三左衞門豪氣軼材少有柱石之姿調遷參議正三品食於播備淡三國之饒秩妣中川瀨兵衞淸秀之女以天正甲申
九月七日生朝臣於濃州岐阜城參州吉田其鞠長之地也朝臣撿身嚴正事先考能服勞承志奉繼室尤謹肅其與群弟友愛旣翕下
至侍御臧獲恩德結于心罔不懷服及先考之下世朝臣嗣宗職凡臣僕之易任使者悉與群弟自引其旄倪與故舊如器什貨物亦予
美取毀其發政播令亦多率由先考之舊章而不敢改革慶長庚子東照神君征上杉景勝乃命先考爲先鋒朝臣時十七歲從先考而
往陣于野州宇都宮未振金鼓關西告急遽旋師旅而西復爲先驅岐阜之役濟川搏戰共先考厲血刄之功遂夷中原之亂癸卯賜備
前國於其弟忠繼忠繼尙髫齓未堪修職故代知州事乙巳叙從四品任拾遺補右金吾　台德尊君養榊原式部大輔康政之女以妻
朝臣世修婣親之好御將之際使靑山播磨守忠成土井大炊頭利勝各執其事丁未始往武江執謁尊君醮待殊厚乃賜松平氏且爲
武藏守蓋踵於尊君前任之武也及告歸以鵜殿兵庫助某陪從而遊觀於鎌倉舊墟己酉四月四日嫡嗣光政生于備前岡山城尊
君俾牧野豐前守信成來備州以逑弄璋之慶貺長劍短刀及衣服於光政又賜封邑千石於備中以爲朝臣之夫人脂粉之費癸丑春
先考有疾大漸惟幾朝臣時在武江尊君速命歸省先考易簀之後賜播州於朝臣甲寅朝臣往武江築城壁今茲之冬大阪有違言
神君尊君共發六軍朝臣亦自將到尼崎渡神崎及中津川禽殺數十人進屯于天滿爲後援又以神君之命分兵艤船於淡路海門守
西海之兵路講和之後班師翌年乙卯大阪之難再作朝臣又擁重兵而到難波燒大和田之民舍數百城陷之日獻首級千餘丙辰之
春朝臣在武江而不豫尊君則賜歸休先入京師醫養其病且使牧野傳藏成純追其後以訊安否治療術窮鍼藥不可爲焉六月十三
日遂逝於洛之館舍享年三十有三尊君以使節賜賻金於武江之第朝臣之在世凡都城隍壁造築之績劍馬貨服獎嘉之賚不可殫

記寛文丁未之春孝子從四品左近衞權少將光政朝臣改葬備前國和氣郡和意谷敦土山宅兆壙塋制粗由法故立表於墓側以記其事朝臣有三男一女長男光政叙從四位下歴侍從任少將襲封領播磨國中間改播州領因幡伯耆兩國及叔父忠雄卒又轉因伯二州領備前國及備中數郡次男恒元叙從五位下任備後守領播州宍粟郡女適山內對馬守藤原忠豊庶子政貞爲光政之家臣。

「祭儀」

寛文七年丁未八月某日　備後守恒元君參拜。板挾記錄

同九年己酉營城ノ工事落成セシヲ以テ三月十二日墓祭トシテ公參拜　池田主税伊木頼母以下十四人歩行横目貳人歩行八人淺尾長澤等扈從泉八右衞門津田重二郎ハ先タツテ參向同夜和意谷ニ宿ラセ玉ヒ翌十三日昧爽地祭ヲ修セラレ香及酒菓ヲ獻セラル墓祭亦之ニ準ス。（儀節闕）禮畢卽日還駕。類編

同十一年辛亥三月五日　公復和意谷ニ詣シ墓祭ノ儀ヲ修セラレ津田重二郎鹵簿ニ先タツテ到リ翌六日祭事ヲ執行セラル　其儀節如左。御墓祭記、類編

前一日齋戒

厥明主人帥執事者詣墓所再拜除草添土復位再拜

執事　日置左門
　　　津田重次郎

參神　主人四拜

降神　主人盥洗上香酹酒俯伏再拜
進果　主人
獻酒　主人　俯伏
讀祝　畢主人俯伏再拜
獻茶　主人
辭神　主人四拜ス
焚祝文
禮　畢

土地ノ祭儀墓ノ左ニ席ヲ設ク。

進果
降神　主人盥洗上香酹酒俯伏復位
參神　主人再拜ス
獻酒　主人
讀祝　畢主人俯伏復位
辭神　主人以下皆再拜
焚祝文

銚子　尾關源二郎
盃　今田茂太夫
執事　庄野長左衛門
銚子　尾關源二郎
盃　今田茂太夫
祝　日置左門
點茶　安藤木工
執事　庄野長左衛門
日置左門

和意谷塋域開設雜事

禮　畢

一、田畑反別合四町三反四畝拾六歩　　脇谷村

高四拾六石三斗貳升　　百姓株十戸

右塋域開設後檢地ヲ加ヘラレ高反別改正左ノ如シ。

一、田畑反別合四町五反八畝拾歩

高五拾三石三斗壹升五合

但寛文七年閏二月十三日村名和意谷ト改ラレシハ上文ニ記載セシ所ノ如シ。

一、和意谷出來記塋所ヨリ距離ノ間數ヲ載ス參照ノ爲メ左ニ附記ス。

一　御山ヨリ御茶屋マテ　　六町三十八間

一　御茶屋ヨリ下馬ヘ　　壹町拾四間

一　下馬ヨリ追分マテ　　八町五拾間

一　追分ヨリ働村池マテ　　拾九町貳拾八間

御山ヨリ池迄　　三拾六町貳間也

寛文十一年辛亥正月十日。評定留

和意谷御道具ヲ藏メ候御土藏箆ニ材木ノ切組ヲナシ取立申迄ニ致置候故建築ノ儀津田重二郎ヨリ申立老中允可ス

延寶元年癸丑二月廿九日　留帳

和意谷ヘ參拜シ玉フノ時水不自由ノ由被聞召新池ヲ開鑿スヘキ旨被命池田大學ヨリ渡邊助左衛門小林孫七ヘ先日用

米貳拾石可相渡旨ヲ達ス。

同年八月

津田重二郎泉八右衛門交名ヲ以テ右和意谷村ノ物成ヲ毎歳和意谷ノ御藏ヘ納メ置和意谷御山ノ諸入用ニ被仰付可然

旨ヲ建議シ猶又共翌二年甲寅二月廿一日重二郎評定所ヘ差出ス書面如左。　津田重二郎手記

和意谷村之御物成ヲ和意谷之御藏ヘ納置和意谷萬入用ニ被仰候品何角ニ付宜可有御座ト奉存段去秋申上候得ハ先

共分ニ仕置候得御隱居樣御歸國被遊候ハヽ御相談可被遊御樣子之由被仰聞候就夫又々申上候頓テ和意谷ヘ被爲成

候ハヽ如毎御供之末々迄御賄被下ニテ可有御座候唯今迄和意谷ヘ御成之時分之御樣子ヲ考見申候ニ岡山ヨリ御供

中之御賄方迄參候テハ遠方故何角不手廻成義共多御座候只今迄御成之度々ニ百姓共ヲ寄セ不申候得ハ難成御座候

此以後一年ニ一度宛ハ御墓祭可有御座ト奉存候去秋申上候通被仰付候ハヽ御成之時分御供之士中末々迄ニ御賄ヲ

モ右之御物成之内ニテ仕廻見可申候兼々和意谷ハ閑谷ヨリ持申樣ニ被成度トノ御隱居樣御趣意ニ御座候間御成之

時分ヲ始閑谷ニ居申者共ニテ御供中之御賄肝煎共ニ大形ハ仕廻見可申候左候ハヽ百姓共ヲモ寄セ申間敷候。

一　樣子ヲ不存者ハ和意谷ヘハ年々大分御物入樣ニ御家中ニテ申由承候其人情ニモ和意谷之御物成ニテ諸事仕廻候

ト有之品可然御座候半カト奉存候和意谷村地高五拾石餘直シ高七拾石餘御座候御物成ハ毎年貳拾石餘宛有之由申

候尤右申上候通ニ被仰付候共大分破損ナト出來右之御物成ニテ相叶不申義ハ其時ニ至テ可申上候　以上。

津田重二郎

同二年甲寅四月右建議ノ趣ニ據リ　公ヨリ其地高ヲ以テ墳塋ニ付シ永世維持ノ方法ヲ定メ玉フ其書面如左。閑校記錄

備前國和氣郡和意谷村之東北攀躋三百餘丈其絶頂曰敦土山寛文丙午冬羽林君卜祖考之塋地於此暨明年丁未春奉靈柩改葬焉其儀制略模倣古法也綱政方今承羽林君之厚志以和意谷村地高五十三斛三斗壹升五合擬圭田供墓料者也

延寶二年甲寅四月朔日中大夫拾遺　御黒印

玉野夫兵衛殿

同年三月津田重二郎見積リヲ以テ土工ヲ起シ和意谷南ノ谷水ヲ池ノ如クニ堰留メ常ニハ荒手ノ水ヲ御山ノ道際マデ溝ヲ付テ之ニ灌キ夫ヨリ御茶屋ヘハ竹樋ヲ以テ御用水ヲ沙漉シトナシ其餘水ヲ中臺所ヘ掛ケ又其餘水ヲ總風呂場ヘ掛ケ夫ヨリ下臺所ヘ掛ケ其餘リ下馬馬立ヘ落ル先年老公參拜シ玉ヒシ時ハ人足數百人ニテモ水ノ手合兼候由ナレトモ右ノ仕掛出來ニ付本年九月老公參拜ノ時人夫四五十人ニテ御用相調フ。福照夫人御葬送記

同六年戊午　留帳、津田永忠自記

和意谷村百姓ノ古林二ケ所無斷立山ニ致候付山奉行長左衛門庄屋次兵衛手前穿鑿アリ其顚末左ノ如シ。

一、木數百三拾六本

内

四拾五本　六尺五寸廻ヨリ壹尺五寸迄ノ木立山ニ仕伐取

九拾壹本　三尺廻ヨリ壹尺五寸廻迄ノ木立山ニ仕候得共未タ伐不申

山主長左衛門甥長右衛門　長左衛門妹婿長三郎

右之木伐申ニ付長左衛門次兵衛ニ申聞候ハ御山之廻リ自林荒不申候ニト御山初リ候ヨリ切々堅申渡候處無斷ニ此度大木ヲ立山仕大分伐候段如何之子細ニ候哉ト遂吟味候得ハ長左衛門申候ハ舊冬十次郎ニ相尋候ハ百姓自林立山ニ仕度候其內ニカレタル栗ノ木御座候是ヲモ一所ニ遣可申カト申候得ハ其通ニ仕候得ト十二郎申ニ付立山ニ仕候由申故十二郎申候ハ其段ハ覺不申候得共每立候コトクノ薪山之樣ニ申ナシ其內植タル栗ノ木有之ト申候ハヽ如何ニモ其通ニ仕候得ト可申候此度之伐樣每ノ如ク薪山ニ候哉栗ノ木モ罾柱同前ノカレ木ニ候哉其上假初ノ家作材木罾柱迄書付奉行之切手ヲ取伐申候御法ハ前々ヨリ能存タル長左衛門ニ候處ニ切手ナシニ大木多ク伐申事不屆之仕合ニ候次兵衛義モ所之庄屋トシテ自林如此荒シ申樣ニ仕ナシ候事不屆ニ候百姓自林之事ニ候得ハ次兵衛的場六兵衛ヲ以十二郎ニ申屆其上ニテ切手ヲ取伐可申事ニ候左無之段ハ兎角長左衛門申合マキラカシ候事不屆之仕合ニ候申ワケ可仕旨書付ヲ以申渡候得ハ兎角申ワケ可仕樣無之ト兩人共申ニ付公儀ヱ可申上ト申聞置候然ル處ニ石山樣御山ヱ被爲成此儀達御耳田中玄順ヲ以十二郎ニ被仰聞候ハ長左衛門義御聞被遊候今日ハ福照院樣御命日ニテ候又初テ御墓參被遊候事ニ候間御差免シ候ハヽ御滿足被成旨御意ニ付十二郎申上候ハ奉畏候併此者共儘差置候テハ御山之御爲ニ不宜候間唯今迄ノ如クニ差免シ候事ハ御請難申上候御意之上ハ御成敗或ハ御追放被成候樣成義ハ無之樣ニ年寄中ヘモ可申候ト玄順迄御請申上右之品々大學左門ヘ委細申達候得ハ御詮議之上長左衛門ハ扶持切米ヲ沒收其職ヲ褫ハレ次兵衛ハ居村ヲ追放セラルヽ旨七月廿八日池田大學日置猪右衛門ヨリ書面ヲ以テ津田重二郎ニ達ス。

同八年庚申九月廿二日　津田重二郎所存之趣上書如左。　津田永忠自記

和氣郡野谷村ノ山奥ニ和意谷村ノ高程開仕候和意谷村ノ高五拾三石餘御座候未スキトハ出來不仕候百姓ヲモ入置申候此村ヲ脇谷村ト名付可然仔細之事。

一　同郡福浦村ノ中ニ見立置候新田高五百石餘モ可有之哉此新田之内木谷村之高貳百七拾石餘村ヲ分ケ木谷村ヲ閑谷村トカ外ニ何トカ名御附可被下哉之事。

一　和意谷村住居仕何角構候者壹人被仰付被下候樣仕度仔細之事。

一　御借米之内當分少宛之請拂仕御歩行壹人受取申度仔細之事。

一　閑谷ニ居申百姓共之子供ハ只今迄私手前ヨリ養申候上其之子弟ハ自分賄ニテ居申候士共之子弟ヲモ私手前ヨリ賄申度仔細之事。

右建議之趣尤ニ被思召書付之通被仰付候旨共廿四日日置左門ヨリ重二郎へ被達。

貞享元年甲子三月廿日　津田重二郎建議ノ趣アリ其事和意谷閑谷兩所ニ關シ既ニ閑谷學校之部ニ登錄セシヲ以テ茲ニ贅セス只達文ヲ左ニ揭ク宜シク彼此對照シテ此達文ノ下付重二郎建言ノ旨趣ニ基クヲ了知スベシ。

達文左ノ如シ　兩谷舊記

和意谷閑谷田地山林共ニ和意谷御山閑谷學問所へ御附可被成百姓共ハ新田叉ハ古地ノ上リ田地ノ內へ入替可申旨池田大學日置左門之ヲ達シ別紙ヲ下附セラル。

和氣郡閑谷村和意谷村之田地閑谷學問所和意谷御山へ御付置可被成ト被思召候就者只今迄閑谷村和意谷村ニ住居仕罷在ル百姓共ハ新田叉ハ古地之上リ田地之內へ自然ニ入叉ハ人ニ寄其儘兩村之內ニ指置御手前作廻ノ銀子ノ内

ニテ買スヘニモ仕有之田地共ハ閑谷學問所之田地山和意谷御山之田地山ニ仕置後々迄閑谷學問所和意谷御山之爲ニ宜樣ニ裁判可有之旨御內意ニ候尤右兩所之百姓共自然ニ所ヲ替ヘ日立不申樣ニ可被申付候　以上。

貞享元年子ノ三月廿日

日置左門

池田大學

津田重二郎殿

右達之趣ニ據リ和意谷閑谷兩村畝數合貳拾七町八反五畝拾五步及百姓所持ノ山林共社倉米ヲ以テ買上夫々替地ヲ給シ新開又ハ古地ノ上リ田畠ヘ移住セシム。

但封內上リ田畠畝數合八拾貳町六反九畝拾七步外ニ和意谷村閑谷村替地新開凡畝數貳拾九町六反餘云々永忠手記ニ見エタリ。

一、和意谷閑谷兩處ノ反別永忠手記ニ所載本條ト少シク異ナルヲ以テ又之ヲ揭ケテ疑ヲ存ス。

和意谷村　永忠手記

田畠畝合四町三反四畝拾六步

閑谷村

同　合貳拾三町三反貳拾九步

右兩村畝數

合貳拾七町六反五畝十五步

右津田重二郎建議ノ趣採用アリ野谷村ノ奧ニテ新開地被仰付即地名ヲ脇谷村ト稱セシカ其距離貳里ニ及ヒ且先年幕府ヘ進達アリシ繪圖ニ齟齬シ其代地本村ニ近キ所ニ非レハ不都合ナルニ因リ和意谷ノ少シ西ニ當ル谷筋ニテ開畑養水池ヲ潰シ田方トナシ更ニ脇谷村ト名ツケ百姓五六戸近村ヨリ耕作セシム。

一　右從前脇谷村ニ住居セシ百姓株十戸ハ備中槇谷村和氣郡金畑村尺所村藤野村神根村野谷新田村等ノ村々ヘ壹戸或ハ貳戸其村ニテ家田畑ヲ買與ヘ其上引越料トシテ銀子ヲ下付シ本村ヲ立去シメ其跡ノ田畑ヲ新開分ニシテ村名ヲモ改メラレ更ニ和意谷新田村ト稱ス。和意谷留帳、富山市右衞門手記

但右十戸ノ内三戸ハ本村ニ居殘リ下作人トナル。

一　右和意谷新田村ヘ下作人ニ入來リシ者初メ七人アリシカ年ヲ經テ貧窮ニ及ヒ年貢未進モ有之漸々本在ヘ引取其跡手明相成候故和意谷詰丹木仁藏ニ命シテ右ノ田畑ヲ引受シメ明キ家ヲ稼屋ニ被下手作ニ相成シカ年中日用賃米其諸道具ノ失費少カラサルニ因リ其節ノ引請役蜂谷猪介ヨリ此後ハ和意谷御林中ニテ下作人共ヘ預ケ山ヲ付シ銘々貢木ヲ許サレ下苅ハ薪ニ下サレ候得ハ下作望ミノ者モ可有之哉ノ旨津田佐源太ヘ申出シカハ其意ニ任セラレ其旨布令アリケレハ追々下作人來リシカ其後又出入有之明和ノ頃マテニ十戸トナル。同上

一　鹿垣周圍七百貳拾間　　和意谷新田村

栗大割杭壹間ニ拾三本宛立横手一通リ貫釘付

右入用ノ爲メ米拾五俵並山林中栗木下作人共ヘ給セラル。

但百七拾間　　古築地　繕自力

五百五拾間　　　　　　　　杭方新出來

栗本木貳百八拾本餘諸入用夫七百貳拾人

右之外ニ

銀札三百貳拾貳匁八分　　　右木挽賃釘代大工賃共

米　九斗八舛四合　　　　　夫米入用不足

右銀札米共預山ノ内ニテ四斗俵雜炭九百五拾俵下作人共ヲシテ燒シム。

職　員

寛文七年丁未三月十二日　泉八右衞門津田重二郎ヲシテ和意谷敦土山ノ奉行タラシム。類編

類編同八年戊申二月廿二日　泉八右衞門津田重二郎ヲシテ和意谷用ノ裡判ヲ掌ラシム。同

同十二年壬子十月廿八日　津田重二郎カ學校奉行ヲ解カレ專和意谷塋域閑谷學校等ノ事ヲ管理セシム。永忠勤書

寶永四年丁亥六月六日　市浦淸七郞ニ和意谷支配人ヲ命セラレ共十五日又和意谷領地ノ支配ヲモ被命蓋本年二月津田左源太歿セシニ由ル。

但此以後和意谷事務ハ學校奉行ヨリ兼管セシムルヲ例トス。

（以上、和意谷塋域開設及遷葬附祭儀に據る）
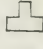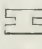
〔和意谷參拜記〕　湯淺元禎著文會雜記附錄の一節を抄出す如左。

延享五年戊辰三月廿日　和意谷ニ至ル。溪水一帶流レ出ツ夫ヲ左ニ渡リ右ニ渡ル事十八度、谷ノアリサマ箱根山中ノ

如シ。行事二里日本道敦隴ノ下ノ門ニ至ル。門ノ前ニ番所有、左ノ方谷ヲ隔テ墓守ノ家アリ。墓守ハ中小姓富山市右衛門ナリ卽其家ニ至リ、禮服ヲシテ後門ニ入ル。門ヨリ第三ノ山ニ至ル。道屈曲シテ登ル道ノハヾ一間半餘、其負中ニ川ノ石ノフミ石ヲ八町ガ間並ベタリ。門ニ入テ右方ニ烈公ノ御入アリタル時ノ茶屋アリ。烈公寒中ニモ久シクオハシタルトテ燒火ノ間モ有、浴屋モアリ、鹵簿ノ人數ノ居ルベキ所、厨僕從ノ浴屋マテ悉ク備レリ。家數十軒計モアルベシ。扨次第ニスヽミ行、道ノ左右ニ櫻ノ花多クアリ。芳野景モカクアルベシト思ハル。マタ散殘リタル花モアリ、ヤヽ雨モハゲシカラズ、既ニ第三ノ御山ニ至リテ、烈公ノ隴ニ謁ス。隴ノ前ニ木柵アリテ鎖ス。三ノ山ハ上ノ平ナルトコロ三十間バカリモ有ベキ、鎖ヲ開カセテ內ニ入リテ、白砂ノ上ニ拜伏ス。拜伏畢テ進ミヨリテ、內ノ石柵ノ所ニ伏テ窺ヒ奉ル。方二丈高一丈モアルベキ馬鬣封アリ。其前ニ碑アリ。左ニ夫人ノ碑アリ。馬鬣又同ジ。石柵碑ニ精ナリ。石柵ノ側ニ神道碑有。烈公ノ碑夫人ノ碑ドモ臺ノ石ト、モニ石ハヒトツナリ。斯ノコトクナシタリ。神道ノ碑ハ上ノオホヒノ石モ、下ノ臺ノ石トモニ石一ツナリ。其ノ形チ如此セリ。是ハオホヒモ臺ノ石モ別々ニシタルトハ大ニ費ナレドモ、容易トリ散サヌマジキ爲ナリ。俗ナル奢侈ナル事露バカリモナシ。唯手間ノ入タル事、千乘ノ國ナラデハ決テナシ得ガタキ事ナリ。木柵ノ內ニ高サ五尺計ノ瓦ノ如キ物アリ。是ハ御墓祭ノ時ノ入用ノ爲ナリ。木柵ヲハナルヽ事數十步ニ府庫アリ。烈公ノ御物具ヲ入レ置タルト也。烈公ノ甲冑ノ事ハ、前年詳ニ聞ケリ。爰ニ記サズ。扨第二ノ山ニ至ル。興國公ノ隴ナリ。夫人榊原氏ニ合葬アリ。碑馬鬣神道ノ碑、石柵木柵、瓦ノ小屋皆同ジ。但シ地ノ平ナル所狹シ。是ハ地勢ニヨレリ。石柵ノシカタ少シヅヽ違ヒ有。烈公ノ石柵ノ外、拜スル處ニハ白砂ヲシケリ。興國公ノ石柵ノ外ニハ靑キ小石ヲシケリ扨第一ノ山ニ至ル。木柵石柵皆同ジ。國淸公ノ隴ナリ。馬鬣又同ジ。碑ハ異ナリ。龜趺アリ唐ノ禮ヲ用ラレタルト見エテ

龜首高サ三尺少餘アルベシ。龜首ハ西ニ向フ、碑ノ高サ七尺餘幅、三尺ニ近ク見ユ。碑首ニ天祿辟邪向イテ立タル所ヲ彫タリ。神道ノ碑東ノ方ニアリ。合葬ナシ。是ハ故アル事ナルベシ。大義夫人ハ狂疾ニ因テ一度出サレ給フ故ナルベシ國人云ハ國淸公ノ隴ヲ一ノ御山ト稱シ奉ル。與國公ノ隴ヲバ二ノ御山ト稱シ奉リ、烈公ノ隴ヲバ三ノ御山ト稱シ奉ル。

扨第四ノ山ニ至ル。備後守恒元君ノ隴アリ傍ニ新八郎ノ隴アリ。其外第五ノ山アリ。山ト云フハ、皆上ノ平ナル所ヲサス。第五ノ山ハ八町バカリ有。是ハ公族ノ墓ナリ。國淸公ノ一ノ御山二ノ御山、與國公ノ隴ハ、皆烈公ノナシ給ヘル處ナリ。三ノ山ノ石碑等ハ、曹源公、先君ノ制ヲ承テナシ給ヘル所ナリ。烈公一事モ禮ニヨラセ給ハヌ事ナシト見エタリ。日本ニテカヽル事ヲ創メ給フハ、周公旦ノ禮ヲ作リ給ヘルヨリモ六ケシキコトナルベシ。(下略)

第四十四章　神社の淘汰

神社の整理統一は各時代を通して常に最も重要の問題たりしと同時に頗る困難の事業なりしことは神祇史上著しき事實にして之を江戸時代に於ける各藩の事例に徴するも、多くは敬神の大義に通ぜず、其の甚しきに至りては寧ろ之を邈視し社地を沒收して自己の所領收益の増加に着眼し、社祠其物の善後處置に關しては何等考慮する所なく或は暴力を用て之を破却する等不信横暴言語に絶せるものあり、爲めに良民の憤怒激昂を招き、一揆暴動を惹起せるが如き不祥の事實あり。名君上にありて幾多善政の後世に傳ふべき治績を有する夫の水戸、會津兩藩の如き、其の神社整理亦推稱せらるゝ所なるにも拘はらず、廢祠の處置に鄭重を缺くの憾なき能はず。飜て之を我岡山藩に於ける寛文・正德兩度の神社整理を見るに洵に克く國體の本義、敬神の大道に合し、由緒確實の古社にして頽廢せるものは之を興し由緒正確を闕くものは之を廢合し而かも廢祠の取扱鄭重を極め、假令不純の疑あるものと雖も、名を迷信に藉り輕々に之を廢棄せしむるが如きをなさず、愼重之を正し厚く之を祀るの方途を講し、以て敬神の眞義を明にし、神社制度を確立す。洵に秩序整然一點の批議すべきものなく、眞に天下の模範となすに足る。名君光政公善政の治績として傳ふべきもの頗る多しと雖も、神社制度の確立、敬神思想普及の偉業に依り、公の生涯をして燦として光輝を發せしむるを思はしむ。公の偉業を具現せる備前寄宮六十六社の由來左の如し。

寄宮の由來　寛文の頃備前一國及池田領に屬する備中數郡に於ける神社小祠の數實に壹萬壹千壹百參拾社の多きに達し而かも其の多くは俗荒神と號し、山伏巫子の徒之に據り、疫癘災難狐狸の祟等種々の妖言を流布して愚民を誑かし、迷

信の弊殆ど其の極に達す。國守池田光政公深く之を憂ひ、大に神社の整理統一を計らむと、寛文六丙午年五月十八日當路有司に命して先つ領内各神社の由緒を嚴密に調査せしむ。於是郷村の氏神として由緒正確なる神社六百壹社を存置し其の衰頽せるものは之を復興し以て祭祀嚴修の途を講すると同時に由緒の正しからさる小祠壹萬〇五百貳拾九社は斷然之を廢し　新たに諸郡代官所七十六所に各一社を建立して組合内の廢祠を之に合祀し吉田家の證印を勸請せり、時に寛文七年二月晦日にして之を寄宮と稱す。

但し合祀の實行に際して代官七拾六人の内御野郡は代官九人なるに寄宮四社を造營し一社につき代官貳人若しくは三人の構とせしを以て寄宮五社を減し都合領内寄宮實數七拾壹社なり、左表の如し。

社號	祭神	所在地	現在地名
稲荷神社	倉稲魂命	御野郡今村	御津郡今村大字今村
臣神神社	天兒屋根命	同郡津島村	岡山市津島
姫大神宮	天照大神	同郡伊勢宮	同　小畑町
八幡宮	譽田天皇	同郡七日市村	同　七日市
賀茂神社	別雷命	口津高郡柏谷村	御津郡野谷村大字柏谷
八幡宮	譽田天皇	同郡一宮村	同　一宮村大字一宮
八幡宮	譽田天皇	同郡松尾村	同　馬屋下村大字松尾
宗形神社	田心姫命	同郡吉尾村	同　宇垣村大字吉尾

神社	祭神	郡	村	現在地
春日神社	建甕槌命	奥津高郡	建部上村	同　上建部村大字建部上
姫大神宮	天照大神	同郡	宇甘上村	同　宇甘西村大字宇甘上
三輪神社	大巳貴命	同郡	豊岡村	同　豊岡村大字豊岡
八幡宮	譽田天皇	同郡	化氣山	同　圓城村大字案田字化氣山
稲荷神社	倉稲魂命	同郡	上賀茂村	同　加茂村大字上賀茂
塵積神社	大山命	同郡	杉谷村	同　江與味村大字杉谷
臣祖神社	天兒屋根命	赤坂郡	西輕部村	赤磐郡輕部村大字西輕部
熊野神社	伊弉諾命	同郡	大苅田村	同　鳥取上村大字大苅田字慶貞九八三ノ二、山林三畝歩
顧聘神社	素盞嗚命	同郡	平山村	同　仁堀村大字平山字寄宮一七六九、山林壹反四畝十三歩内小社アリ
八幡宮	譽田天皇	同郡	大松山村	同　布都美村大字石上字風呂谷壹四四八地、布都魂神社境内
多賀神社	伊弉諾命	同郡	新庄村	同　五城村大字新庄字鼻ノ宮一八六四ノ六六地、天松神社境内
姫大神宮	天照大神	同郡	周匝村	同　周匝村大字周匝
三輪神社	大巳貴命	同郡	日古木村	同　高陽村大字日古木
塵積神社	大山祇命	同郡	上仁保村	同　西山村大字上仁保
布勢神社	天鈿女命	同郡	大鹿村	同　葛城村大字芳谷字瀧ノ城
稲荷神社	倉稲魂命	同郡	馬屋村	同　西高月村大字馬屋

春日神社	建甕槌命	磐梨郡佐古村	赤磐郡小野田村大字佐古
稻荷神社	倉稻魂命	同郡原村	同 石生村大字原字元恩寺
三輪神社	大巳貴命	同郡田多原村	同 大田村大字万富字多田原、大寺山一九三九、山林四畝十四歩內
八幡宮	譽田天皇	同郡江尻村	同 湯瀨村大字江尻字寄宮二一六三地、山林五畝三歩
姫大神宮	天照大神	同郡佐伯頭村	同 佐伯本村字寺山、雜種地
八幡宮	譽田天皇	和氣郡伊部村	和氣郡伊部町大字伊部
地主神社	大巳貴命	同郡香登村	同 香登町大字香登本
姫大神宮	天照大神	同郡麻宇那村	同 伊里村大字麻宇那
臣祖神社	天兒屋根命	同郡稻坪村	同 本庄村大字衣笠字稻坪、平松一一〇一、山林素盞神社境內
稻荷神社	倉稻魂命	同郡吉永中村	同 英保村大字吉永中
丹生神社	罔象女命	同郡日笠下村	同 日笠村大字日笠下
八幡宮	譽田天皇	邑久郡山田庄	邑久郡邑久村大字山田庄
美和神社	大巳貴命	同郡福里村	同 國府村大字福里
丹生神社	罔象女命	同郡福岡村	同 行幸村大字福岡字稻荷砂九番地、稻荷神社境內
壟積神社	大山祇命	同郡奧浦村	同 長濱村大字奧浦
姫大神宮	天照大神	同郡大富村	同 今城村大字大富

熱田神社	草薙劒	同郡上寺村	同　今城村大字上寺
龍田神社	級長戸邊命	同郡佐井田庄	同　玉津村大字尻海字宮山九八一、宅地百廿九坪正八幡宮境内陸に高三尺許の自然石を建つ
美和神社	大巳貴神	上道郡藤井村	上道郡古都村大字藤井字寄宮
稲荷神社	倉稲魂命	同郡海面村	同　富山村大字海面
稲荷神社	倉稲魂命	同郡菊山村	同　玉井村大字菊山字津割山九〇地、山林貳畝歩
龍田神社	級長戸邊命	同郡久保村	同　雄神村大字久保
春日神社	建甕槌命	同郡淺越村	同　芳野村大字淺越
姫大神社	天照大神	同郡南古都村	同　平島村大字南古都
八幡宮	譽田天皇	同郡淺川村	同　御休村大字淺川
八幡宮	譽田天皇	同郡土田村	同　財田村大字土田
美和神社	大巳貴命	同郡今谷村	同　幡多村大字今谷
大山祇神社	大山祇命	同郡湊村	岡山市湊
臣祖神社	天兒屋根命	同郡澤田村	上道郡幡多村大字澤田
姫大神宮	天照大神	同郡祇園村	同　高島村大字祇園
稲荷神社	倉稲魂命	兒島郡林村	兒島郡郷内村大字林字市場六八四地、稲荷神社境内
姫大神宮	天照大神	同郡柳田村	同　兒島町大字柳田

社名	祭神	郡	村	現在地
宗形神社	田心姫命	同郡	長尾村	同 庄内村大字長尾
三輪神社	大己貴命	同郡	曾原村	同 郷内村大字曾原
八幡宮	譽田天皇	同郡	小串村	同 甲浦村大字小串
春日神社	建甕槌命	同郡	胸上村	同 胸上村大字胸上
龍田神社	級長戸邊命	備中淺口郡	占見村	淺口郡金光町大字占見字宮山一五八三地、大宮神社境内
塡積神社	大山祇命	同郡	地頭上村	同 鴨方町大字地頭上字大宮參壹九地、神社地四反五畝五歩官有地、小祠ヲ存ス
住吉神社	表中底筒男神	同郡	六條院村	同 六條院村大字六條院大字眞止戸山六九一九地、壹反九畝拾貳歩ノ内官有第一種眞止戸山神社境内
春日神社	建甕槌命	備中都宇郡	松島村	都窪郡庄村大字松島字東タケ五八九地、境内四畝五歩官有地
顧聘(ミルマサカリ)神社	素盞嗚尊	同 窪屋郡	笹沖村	倉敷市笹沖字足高山一〇三三地、足高神社境内
三輪神社	大己貴命	同郡	子位庄	都窪郡菅生村大字子位庄
八幡宮	譽田天皇	同郡	地頭片山	同 山手村大字地頭片山
姫大神宮	天照大神	下道郡	秦下村	吉備郡秦村大字秦、秦下

以上

寄宮の再整理

爾來年所を經ること四十六年、正徳年代に至りて漸次社殿頽破し或は祭祀を怠るものあり、時の國守綱政公、先考光政公敬神の本旨に反するを慨し、再び寄宮整理を企畫し上道郡大多羅村芥子山上句々廼馳神社（祭神句々廼馳命、軻遇

穗命、埴安姬命、金山彥命、罔象女命、寬文六年十二月二十一日國守池田光政公建立）境内を大に擴張して此處に七拾壹社の内邑久郡土師、邑久鄕、藤井、備中六條院及箭沖・都合五社を除き六拾六社を寄宮する事に決し卽ち正德二年七月七日吉田家に告けて證印を請く。九月中旬社殿成り同廿七日遷宮式を擧行す。社寺舊記、正德二年九月十六日附神職見垣近江守より寺社奉行門田市郞兵衞宛書上に

一、邑久郡邑久江村御寄宮春日神社を大多府え御移し同郡土師村御寄宮稻荷神社を幸島え御移の節も被仰渡之上吉田殿へ申上御遷宮相成候。

一、此度六十六社の御寄宮悉を書付奉伺候其上にて吉田殿へ申上被聞召屆重き御潔齋一七日御行法にて宣命御勸請の御事に御座候得ば不及懸意奉存候殊更大多羅村御社六十六社御出來にて御座候。

九月十六日　見垣近江守

門田市郞兵衞樣

因みに大多羅寄宮に合祀せられさりし五社に關する處分左の如し

邑久鄕寄宮、春日神社　和氣郡大多府に移し祀る。

土師村寄宮、稻荷神社　邑久郡幸島に移し祀る。

藤井村寄宮　□□神社　現今の邑久郡大宮村大字藤井に存す。

六條院寄宮、住吉神社　現今の淺口郡六條院村大字六條院中に存す。

箭沖村寄宮、顧將神社　現今の倉敷市大字箭沖に存す。

遷宮式、正德二壬辰年九月二十七日寺社奉行郡代郡奉行代官村々名主悉く參列、神職總頭以下神職禰宜巫女神人三十餘

人奉仕、莊嚴なる遷宮式を行ふ、此日坐頭瞽女五百五十八人に錢參百貫文を賜ふ等盛大を極めたり。翌正德三年正月舊小社跡開田畑物成此米貳拾九石五斗九升四合（上道郡大多羅村同松崎新田村年貢御藏米を以て立替供進）を御供料並御修理料として永代寄進を達せらる。爾來累代國守の崇敬厚く御造營並調度等隨時の御寄進枚擧に遑あらず、常に莊嚴を極めたり。明治維新藩制變革に際し藩主との關係全く斷絕して維持の途絕へ、社殿の頽破も修理すること能はず、明治八年旬々廼馳神社共に同山內布勢神社に假に合祀し、同二十四年二月二十一日官許を得て新たに同境內に一社を建設して之に奉遷せるも大正五年十一月十一日再び布勢神社に合祀せり。

祝詞　正德二年七月七日寄宮の當日奏上せし吉田家勸請の祝詞左の如し。

維正德二歲次壬辰七月七日戊子吉日備陽乃國上道郡大多羅村仁鎭座須諸乃大神乃廣前仁恐美恐美毛申佐久夫一陰一陽濃謂者道也陰陽不測乃謂波神也故一寒一暑雖溫涼事異所以爲其然道也或降祥福或降天災雖吉凶不同所以其不測者也粤當國乃太守左近衞權少將源綱政朝臣代々文武乃道乎務止之鬼神乃德乎信奉須先考甞七十餘社乎勸請之天居民乃繁昌乎願比五穀成熟乎祈留因茲國富民豐止毛時移利物換天祭祀蘋蘩仁怠利不恭乃心有事乎畏天太守朝臣神祇管領從二位侍從卜部朝臣兼敬仁告天六十六社乎一所仁神集天新仁建立社頭之寄附封戸之守津幣帛乎捧介天津祝戸乃太祝戸事乎以天廣久厚久稱辭竟奉留誠是續其志述其事者也此狀乎平久介安介久聞食天彌一天安全四海平定殊仁波是太守心中乃所願一々成就各々圓滿仁之天風雨順時五穀能成萬民豐樂仁守護幸賜陪登　恐美恐美毛　申須辭別仁申佐久　若不信懈怠乃輩在天太御神達乃御心仁不叶止毛　廣大乃神德仁任天無咎無祟神直日大直日神登受幸賜陪登　申須

〔參考〕

御領内寄宮記　又云御領内寄社記　寛文六年歟。

備前備中御領分村々ニ於テ故モ無之或狐狸等之祟リヲ成シ候トテ祝置荒神ト號シ候淫祠有之ニ付、巫覡之輩種々之邪説ヲ成、彼荒神に禱リ、其利ヲ貪、民ヲ惑シ候ニ依テ羽林君被憂思召江戸被遣御役人中え其上ニテ吉田侍從、卜部兼連朝臣え被仰遣其村之産神或ハ故有之正社被殘置其外之淫祠壹萬五百貳拾七社、郡吏ニ命して被毀之、七十六社トシ（代官七十六人有之ニ付一代官所ニ一社宛寄之）吉田侍從ヨリ御證印被仰請、寄社ト號シ被建立事如左、自今以後於備前備中之領分新規ニ小社等取建候事堅ク被停止之旨被仰出。

附箋　七拾壹社トシ代官七十六人有之ニ付、一代官所ニ一社宛寄之、但御野郡ニハ代官九人有之候へとも四社寄之一社ヲ貳人或ハ三人ニ而構之右之文言淸七殿へ御相談可申事。

御領内寄宮記

御野郡　代官頭　都志源右衛門

一貳社　福居　一壹社　西崎　一貳社　萬成村
一貳社　市場　一貳社　三門　一壹社　大安寺村
一貳社　上伊福村　一貳社　國守　一壹社　奥坂
一壹社　下伊福村　一五社　西坂　一三社　正野田
一貳社　別所　一貳社　高柳村　一壹社　矢坂

代官　關庄右衛門

合貳拾九社　津島村へ集　三木孫右衛門

一三社　北方村――一貳社　宿村――一四社　川本村
一壹社　東河原村――一四社　竹田村――一五社　平瀬村
一五社　宮本村――一三社　鮎歸村――一三社　南方村
一壹社　中原村――一貳社　原村――一五社　中井村
一五社　畑村――一壹社　濱村――一四社　三野村

合四拾八社　伊勢之宮社内へ集　代官　河原藤四郎
武藤惣左衛門

一貳社　東古松村――一壹社　岡村――一貳社　奥内村
一壹社　辰巳村――一貳社　上中野村――一六社　大供村
一貳社　中仙道村――一壹社　木村――一壹社　西古松村
一壹社　田中村――一三社　野田村――一貳社　北長瀬村
一壹社　西長瀬村――一壹社　辻村
一壹社　今村――一壹社　福永村

合貳拾八社　今村へ集　代官　近藤七右衛門
梶川加兵衛
浦上七右衛門

一七社　青江村――一貳社　畏覺村――一貳社　十日市村
一壹社　新保村――一壹社　七日市村
一壹社　新福村――一壹社　濱野村

合拾五社　七日市村春日宮社内へ集　代官　笹村孫左衛門

愛知甚左衛門

都合　百貳拾社ヲ四ヶ所へ集

津高郡　代官頭　川村平太兵衛

一三社　今保村	一拾七社　尾上村	一九社　辛川市場村
一四社　花尻村	一三社　野殿村	一七社　西辛川村

合四拾三社　一ノ宮村へ集　代官　石黒忠左衛門

一貳社　今岡村	一三社　山崎村	一壹社　長野村
一七社　首部	一九社　松尾村	一拾社　下芳賀
一壹社　磯ヶ部村	一貳社　佐山村	一四社　清水村
一八社　東楢津村	一貳社　大窪村	一貳社　大岩村
一四社　西楢津村	一壹社　横尾村	一拾壹社　芳賀村
一五社　中楢津村	一四社　西室村	一壹社　富原村

合七拾七社　松尾村へ集　代官　若林彌兵衛

一七拾壹社　勝尾村	一六社　小山村	一拾七社　中牧村
一貳拾社　河内村	一拾三社　中山村	一七社　湯須
一拾壹社　同村之内母谷	一拾社　野々口村	一五社　中野村
一六社　同村之内山條	一拾九社　吉尾	一貳社　高野尻村
一三社　同村之内富谷	一拾五社　下牧村	一壹社　大坪村
一三社　同村之内原	一五社　十谷	一七社　大月村

合貳百貳拾壹社　吉尾村へ集　代官　俣野與七郎

一六社　東　原　一貳社　辛香村　一拾社　田中村
一拾壹社　中原村　一拾社　田原村　一五社　阿部倉村
一八社　横井上村　一三社　吉宗村　一四拾壹社　日應寺村
一四拾貳社　西菅野　一拾七社　柏谷村　一拾六社　菅野村
一四社　深嵶村

合百七拾五社　柏谷村へ集　代官　奥田六左衛門

一六社　鹿瀬村　一七社　宇甘上村　一七社　紙工村
一貳拾五社　草生村　一拾三社　宇甘上村之内下畑　一七社　菅村
一壹社　金川村　一拾貳社　同村之内　中泉　一拾八社　紙工村之内　天滿
一六社　下田村　一三社　同村之内　九谷　一六社　同村之内　久保
一貳拾三社　虎倉村

合百三拾四社　宇甘上村之内下畑へ集　代官　長崎彌二兵衛

一九社　廣面村　一拾貳社　大谷村　一拾壹社　加茂市場村
一拾六社　上加茂村　一拾五社　十力　一拾七社　下土井村
一貳拾貳社　下加茂村　一貳拾貳社　野原　一拾六社　三納谷村
一拾七社　平岡村　一三拾三社　元兼

合百九拾社　上加茂村へ集　代官　淵本平三郎

一拾貳社　建部上村　一六社　品田村　一拾社　富澤村
一三社　宮地村　一五社　品田村之内久貝　一五社　櫻村
一四社　市場村　一拾社　中田村
一四拾七社　田地子村　一貳社　西原村
合百四社　建部上村へ集　代官　古川傳兵衛
一貳拾社　爲重村　一貳拾七社　杉谷村　一拾貳社　笹目村
一貳拾社　寺久村　一拾壹社　粟井谷村　一九拾壹社　小森
一貳拾社　溝部村　一五拾八社　江與味村
合貳百五拾九社　杉谷村へ集　代官　加地七兵衛
一五拾貳社　尾原村　一拾社　森上村　一拾四社　長尾村
一拾七社　大木村　一貳拾五社　和田村　一九拾五社　豐岡村
一貳拾六社　井原村　一拾四社　大王村　一拾三社　三谷村
合貳百六拾六社　豐岡村へ集　代官　榎並茂兵衛
一貳拾六社　圓城村　一拾壹社　鹽谷　一拾三社　年末
一五拾貳社　上田村　一三社　黑瀬村　一拾三社　柿山
一貳拾八社　細田村　一拾社　神瀬村　一拾社　五明村
一拾四社　案田
合百八拾社　案田村へ集　代官　日夏十兵衛
都合千六百四拾九社ヲ拾ケ所へ集

磐梨郡　代官頭　川村平太兵衛

一六社　田原上村　一貳社　圓光寺村　一四社　釣井村
一五社　田原下村　一三社　松木村　一壹社　河田原村
一五社　原村　一三社　小瀬木村　一六社　本村
一貳社　吉原村　一貳社　長福寺村
合三拾九社　光恩寺へ集　代官　村主九右衛門

一貳社　日多原村　一貳社　南方村　一壹社　宗堂村
一貳社　梅保木村　一壹社　大井村　一貳社　二日市村
一貳社　吉谷村　一壹社　鹽納村　一貳社　鍛冶屋村
合拾五社　日多原村へ集　代官　小幡孫兵衛

一七社　江尻村　一五社　寺地村　一壹社　瀬戸村
一三社　坂根村　一九社　肩背村　一四社　森末村
一四社　光明谷村　一九社　大内村
合四拾貳社　江尻村へ集　代官　飯河與一郎

一貳拾貳社　可眞下村　一七社　岡村　一壹社　野間村
一拾壹社　澤原村　一拾六社　佐古村　一四社　彌上村
一拾五社　殿谷村　一拾社　石蓮寺村　一拾四社　可眞上村
一貳拾壹社　蕷田村
合百貳拾壹社　佐古村へ集　代官　本梨多兵衛

一拾四社　父井村――一貳社
一貳社　田中村――一貳社
一九社　田尻村――一六社
一壹社　加賀知田村――一四社
一拾四社　酌田村――一拾貳社
一壹社　宇屋村――一貳社
合九拾八社　頭村へ集

八嶋田村――一六社　頭村
石生村――一貳社　三宅村
石村――一拾七社　西谷村
暮田村――一三社　市場村
稻蒔村――一壹社　壁村
矢田部村
代官　近藤三右衛門

都合三百拾五社ヲ五ケ所へ集

赤坂郡
代官頭　川村平太兵衛

一拾社　上仁保村――一六社
一七社　下仁保村――一六社
一九社　鍋谷村――一五社
一拾五社　西中村――一七社
合八拾社　上仁保村へ集

善應寺村――一九社　正崎村
河原村――一三社　高屋村
熊崎村――一三社　五日市村
門前村
代官　岡本庄兵衛

一拾六社　町苅田村――一七社
一拾社　大苅田村――一八社
一九社　尾谷村――一拾社
合八拾九社　大苅田村へ集

津崎村――一七社　西窪田村
神田村――一貳拾貳社　東輕部村
東窪田村
代官　長谷川吉左衛門

一貳社　沼田村――一貳社　二井村――一貳社　下市村
一四社　上市村――一三社　日古木村――一四社　立川村
一三社　齋留村――一貳社　中嶋村
一壹社　石井原村――一三社　南方村
合貳拾六社　日古木村へ集　代官　室太郎右衛門

一拾九社　牟佐村――一拾四社　馬屋村――一拾社　和田村
一拾貳社　長尾村――一拾壹社　岩田村
一拾壹社　河本村――一拾七社　穂崎村
合九拾四社　馬屋村へ集　代官　鹽見源兵衛

一拾壹社　山口村――一三社　大鹿村――一六社　伊田村
一拾社　斗有村――一貳社　國ヶ原村
一拾壹社　由津里村――一壹社　河高村
合四拾四社　瀧之城へ集　代官　小島與一兵衛

一七社　矢原村――一拾壹社　吉田村――一拾七社　平岡西村
一貳社　小倉村――一拾貳社　佐野村――一拾九社　新庄村
一拾五社　土師方村――一三拾壹社　矢知村――一貳拾壹社　寺部村
合百三拾五社　新庄村へ集　代官　安倉市太夫

一拾三社　北佐古田村　一拾六社　今井村　一拾五社　小原村
一三社　南佐古田村　一拾九社　西輕部村　一拾五社　坂邊村
一九社　大屋村　一三社　出屋村　一拾七社　多賀村
合百拾社　西輕部村へ集　代官　和田太郎左衛門

一貳拾四社　石上村　一五拾社　小鎌村　一壹社　脊石山村
一六拾社　中畑村　一貳拾貳社　同下村　一貳拾貳社　中勢實村
一拾九社　廣戸村　一三社　大田上谷　一拾四社　戸津野村
一貳拾壹社　西勢實村　一貳拾九社　大田村
一三社　大松山村　一四社　大田下谷
合貳百七拾貳社　大松山村へ集　代官　後藤小左衛門

一三社　河原毛村　一拾六社　仁堀中村　一貳拾七社　山手村
一三拾社　仁堀西村　一貳拾貳社　仁堀東村　一貳拾九社　惣分村
一拾五社　山之上村　一拾四社　上鹽木村
一貳拾七社　平山村　一五社　下鹽木村
合百八拾八社　平山村へ集　代官　小寺文右衛門

一三拾九社　中山村　一七社　瀧山村　一八社　福田村
一拾三社　黒澤村　一八社　黒本村　一四拾壹社　是里村
一六社　草生村　一六社　周匝村　一七社　河原屋
合百三拾五社　周匝村へ集　代官　湯淺治兵衛

都合千百七拾三社ヲ十ヶ所へ集

和氣郡

代官頭　西村源五郎

一拾三社　麻宇那村──一貳社
一九社　蕃山村──一貳社
一拾三社　三石村──一七社
一三社　野谷村──一壹社
一六社　友延村──一三社
合七拾七社　麻宇那村へ集
一拾八社　東片上村──一八社
一五社　西片上村──一拾壹社
合四拾六社　浦伊部村へ集
一拾九社　香登本村──一三社
一四社　西香登村──一拾五社
合六拾五社　香登本村へ集
一拾六社　藤野村──一四社
一九社　日室村──一五社
一七社　下原村──一貳社
一六社　野谷村──一四社

金谷村──一壹社　寒河村
日生村──一壹社　福浦村
難田村──一拾六社　木谷村
伊里中村
八木山村
代官　河村覺右衛門
伊部村──一四社　福田村
大内村
代官　横山九郎左衛門
弓削村──一七社　坂根村
新庄村──一拾七社　畠田村
代官　森本仁左衛門
働　一壹社　葛籠村
樫村──一貳社　倉吉村
吉田村──一壹社　大川原村
北方村──一貳社　三股村

一九社　吉永中村　一貳社　奴久谷村　一四社　和意谷村
一八社　神根本村　一六社、小板屋村　一四社　南方村
一三社　南谷村　一貳社　田倉村
一拾三社　山津田村　一七社　門出村
合百拾七社　吉永中村へ集　代官　丹羽四郎右衛門

一四社　八塔寺村　一三社　牛中村　一九社　北山方村
一拾三社　瀧谷村　一八社　飯掛村　一貳社　苦木村
一七社　東畑村　一拾五社　岸野村　一五社　鹽田村
一拾壹社　下畑村　一四拾貳社　木倉村　一六社　南山方村
一七社　大股村　一九社　日笠下村　一貳社　大岩村
一拾六社　大藤村　一八社　同上村　一拾壹社　奥鹽田村
一九社　室原村　一八社　片倉村
合百九拾五社　日笠下村へ集　代官　青木善助

一七社　清水村　一貳社　勢力村　一四社　小中山村
一六社　大中山村　一五社　入田村　一七社　下田土村
一九社　奥吉原村　一壹社　稻坪村　一三社　河本村
一四社　千體村　一四社　曾根村　一拾社　天瀬村
一三社　矢田村　一九社　上田土村　一七社　尺所村
一貳拾社　龍ヶ鼻村　一三社　益原村　一七社　森村
合百拾壹社　稻坪村へ集　代官　奥村七郎左衛門

都合六百拾壹社ヲ六ケ所へ集

邑久郡

代官頭　西村源五郎

一拾六社　新村　一貳拾六社　長沼村　一貳拾九社　神崎村
一拾社　五明村　一三拾四社　邑久郷村　一拾六社　包松村
合百三拾壹社　邑久郷村へ集　代官　濱田惣右衛門

一七社　横尾村　一四拾八社　小津村　一四拾七社　鹿忍村
一三拾七社　佐井田村　一四拾五社　牛窓村　一三拾四社　奥浦村
一三拾八社　上山田村
合貳百五拾六社　奥浦村へ集　代官　西村金左衛門

一拾社　圓張村　一貳拾六社　東片岡村　一拾四社　千手村
一三拾五社　下山田村　一四社　久々井村　一拾貳社　藤井村
一四社　大ケ嶋村　一貳拾六社　下阿知村　一拾八社　西片岡村
一三拾六社　宿毛村　一貳拾貳社　上阿知村
合貳百七社　藤井村へ集　代官　水野彦五郎

一拾四社　川口村　一拾三社　百田村　一貳拾貳社　新地村
一六社　大山村　一六社　宗三村　一拾四社　福山村
一拾四社　久志良村　一七社　濱村
合九拾六社　上寺村へ集　代官　梶田兵右衛門

一四拾三社　山手村　一五拾壹社　尾張村　一拾九社　関徳村
一貳拾八社　山田庄村
合百四拾壹社　山田庄村へ集　代官　岸　六郎左衛門
一拾貳社　向山村　一拾貳社　門前村　一拾壹社　大窪村
一四社　上寺村　一拾九社　北地村　一拾三社　射越村
一三社　大富村
合七拾四社　大富村へ集　代官　山川左次兵衛
一八社　箕輪村　一壹社　北池村　一貳拾六社　土師村
一三拾社　上笠加村　一五拾社　飯井村　一貳拾四社　下笠加村
合百三拾九社　土師村へ集　代官　稲川三右衛門
一五社　福永村——一拾壹社　福岡村——一八社　福本村
一七社　八日市村——一貳拾貳社　豆田村——一九社　長船村
合六拾貳社　福岡村へ集　代官　福尾夫兵衛
一拾貳社　服部村　一拾五社　牛文村　一壹社　福里村
一貳拾四社　磯上村
合五拾貳社　磯上村へ集　代官　勝部孫八郎

一拾社　福谷村　一六社　虫明村　一拾三社　佐山村
一拾四社　鶴海村　一貳拾社　東須恵村　一六社　土佐村
一四社　庄田村　一貳拾七社　西須恵村　一七社　尻海村
合百七社　佐井田村へ集　代官　山田十右衛門

都合千貳百六拾五社ヲ拾ヶ所へ集

上道郡　代官頭　西村源五郎

一七社　中井村　一壹社　段原村　一八社　中嶋村
一九社　湯迫村　一六社　祇園村　一拾社　國府市場村
一四社　脇田村　一三社　今在家村　一壹社　八幡村
合四拾九社　祇園村へ集　代官　羽原甚右衛門

一拾八社　澤田村　一六社　清水村　一壹社　新屋敷村
一拾壹社　高屋村　一八社　穝村　一九社　原尾嶋村
合五拾三社　澤田村へ集　代官　土方與十郎

一貳社　關村　一四社　今谷村　一四社　中田村
一壹社　乙多見村　一三社　土田村
一貳社　長原村　一壹社　小町村
合拾七社　今谷村へ集　代官　山中仁右衛門

一貳拾八社　中川村　一七社　目黒村　一六社　松崎村
一貳拾三社　海面村　一三社　大多羅村
合六拾七社　海面村へ集　代官　服部與兵衛

一五社　網濱村　一拾社　湊村　一貳社　國富村
一八社　平井村　一六社　丸山村
合三拾壹社　網濱村へ集　代官　古南安右衛門

一三社　神下村　一七社　岩間村　一九社　勅旨村
一四社　當麻村　一壹社　財村　一三社　長利村
一九社　土田村　一貳社　刈田村　一拾三社　四御神村
合五拾壹社　土田村へ集　代官　石黒藤左衛門

一七社　吉田村　一拾七社　百枝月村　一三拾四社　西大寺村
一拾六社　西隆寺村　一貳拾社　久保村　一八社　富崎村
合百貳社　久保村へ集　代官　柏原杢右衛門

一貳拾社　山守村　一九社　廣谷村　一拾五社　淺越村
一拾九社　吉原村　一拾貳社　中野村　一五社　西ノ庄村
一拾五社　金岡村
合九拾五社　淺越村へ集　代官　大平善左衛門

一拾四社　吉井村——一拾壹社　寺山村——一拾社　内ケ原村
一九社　一日市村——一拾社　淺川村——一七社　戈崎村
一拾壹社　楢原村——一拾九社　西祖村——一拾七社　浦間村
合百八社　淺川村へ集　代官　朝倉新右衛門

一四拾五社　竹原村——一拾社　東平嶋村——一拾壹社　草ケ部村
一六社　堀内村——一三社　西平嶋村——一四社　南古都村
一拾六社　矢井村——一八社　砂場村
合百三社　南古都村へ集　代官　馬場作左衛門

一拾三社　南方村——一五社　宿奥村——一貳社　谷尻村
一三社　中尾村——一九社　觀音寺村——一拾社　西平嶋村
一三社　菊山村——一七社　笹岡村——一四社　沼村
合五拾六社　菊山村へ集　代官　馬場理兵衛

一五社　藤井村——一拾社　宍甘村——一七社　鐵村
一拾三社　宿村——一七社　下村——一拾壹社　北方村
合五拾參社　藤井村へ集　代官　伊藤與右衛門

都合七百八拾五社ヲ拾貳ケ所へ集

兒嶋郡　代官頭　都志源右衛門

一七社　曾原村——一三社　浦田村之内黑石——一三社　廣江村

一四社　串田村　一七社　藤戸村　一壹社　呼松村
一四社　福田村　一八社　大城村
一貳社　浦田村　一拾四社　粒江村
合五拾三社　曾原村へ集　代官　横山三郎太夫
一拾社　林村　一七社　川張村　一拾四社　尾原村
一拾五社　植松村　一拾七社　片岡村　一拾五社　木見村
一拾八社　彥崎村　一拾貳社　奥迫川村
合百八社　林村へ集　代官　中村彌右衛門
一拾壹社　柳田村　一七社　通生村　一七社　山村之内白尾
一拾三社　薭田村　一拾壹社　田ノ口村　一三社　大畠村
一四社　宇野津村　一六社　下村　一三社　吹上村
一八社　鹽生村　一六社　味野村　一三社　菰池村
一九社　上村　一三社　赤崎村　一三社　長濱村
一拾社　小川村　一五社　山村
合百拾貳社　柳田村へ集　代官　荒尾善兵衛
一五拾六社　長尾村　一拾八社　廣岡村　一貳拾壹社　迫川村
一貳拾三社　川吉村　一五拾五社　瀧村　一拾六社　大崎村
一拾九社　本目村　一三拾社　迫間村
一三拾四社　小嶋地村　一拾社　穂ヶ原村

合貳百八拾壹社　長尾村へ集　　　代官　水野平六

一貳社　小串村　一貳社　八濱村　一壹社　碁石村
一壹社　飽浦村　一壹社　廣木村　一貳社　郡村
一貳社　宮之浦村　一壹社　池迫村　一壹社　北浦村
一貳社　阿津村　一貳社　宇多見村　一貳社　波知村

合拾九社　小串村へ集　　　代官　鈴村吉右衛門

一貳社　胸上村　一貳社　西田井地村　一三社　田井村
一貳社　番田村　一貳社　東田井地村　一壹社　宇野村
一貳社　北方村　一貳社　山田村　一貳社　玉村
一貳社　下山坂村　一壹社　沼村　一貳社　利生村
一壹社　上山坂村　一貳社　後閑村　一貳社　日比村
一三社　梶岡村　一壹社　大籔村　一三社　澁川村

合三拾五社　胸上村へ集　　　代官　淺井源五兵衛

都合六百八社ヲ六ケ所へ集

惣都合　壹萬五百貳拾七社　六拾三箇所

備中　山北南 淺口郡　　　代官頭　都志源右衛門

山南

一七拾壹社　水江村　一壹社　八王寺村　一貳拾六社　西阿知村

一拾五社　西原村　一拾九社　大嶋村　一三拾三社　生坂之内西坂
一七社　川入村　一四拾壹社　子位庄村
合貳百拾三社　子位庄村へ集　代官　香取又次郎

一拾四社　生坂村　一拾四社　松嶋村　一拾貳社　福嶋村
一九社　平田村　一貳社　中田村　一拾壹社　黒崎村
一拾九社　淺原村　一六社　矢尾村　一貳社　吉田村
一拾社　三田村　一六社　別府村
合百五社　松嶋村へ集　代官　佐野彌右衛門

一六社　澁江村　一四社　白樂市村　一貳社　福井村
一三社　澁江村之内田之上　一貳社　白樂市新田村　一貳社　吉岡村
一三社　四拾瀬村　一三社　四十瀬新田村　一四社　笹沖村
合貳拾九社　笹沖村へ集　代官　長崎才兵衛

山北

一三拾社　矢川村　一九社　富原村　一五社　宍粟村
一三社　下原村　一拾壹社　秦下村　一五社　見延村
一貳社　八代　一六社　上秦　一貳拾四社　槇谷村
一四社　上原村　一四社　福谷
合百三社　秦下村へ集　代官　中島次太夫

一三拾壹社　宿　──一拾八社　小屋──一拾六社　中嶋

一三拾七社　西郡村──一三拾五社　輕部村──一貳拾貳社　柿木村

一拾八社　地頭片山──一拾社　黒田村──一貳拾六社　三輪村

一貳拾九社　岡谷──一拾四社　古地村──一五社　中原村

一貳拾五社　眞壁村──一貳拾七社　溝口

合三百拾三社　地頭片山へ集　代官　服部五郎左衛門

一百九拾社　西大嶋──一貳百三拾壹社　六條院西村──一百九拾三社　口林村

一貳百三拾八社　大嶋中村──一百九拾貳社　六條院中村──一百七拾六社　口林村之内池口

一百七拾四社　東大嶋──一百四拾七社　六條院東村

合千五百四拾壹社　六條院中村へ集　代官　佐治儀右衛門

一百拾六社　地頭上村──一百貳拾八社　深田村──一百五社　小坂東村

一九拾八社　益坂──一九拾三社　尾坂村──一百三社　本庄村

一百三社　鴨方村──一百五社　小坂西村

合八百五拾壹社　地頭上村へ集　代官　安枝茂左衛門

一百三拾貳社　地頭下村──一百拾七社　占見新田村──一九拾六社　上竹村

一百五拾壹社　占見村──一九拾社　下竹──一八拾貳社　富

一九拾八社　道口──一八拾社　龜山

合八百四拾六社　占見村へ集　代官　谷田彌三右衛門

惣都合四千壹社ヲ八ケ所へ集

〇寄宮ニ關スル文獻

一、社寺舊記、寄宮保古良ノ部　一冊

一、御領內寄宮記　二冊

（上道郡大多羅布施神社　中山滿氏所藏）

一、御止印內外御損シ覺　享保元年　一冊

一、六十六社御鎭座ノ御次第　享保十六年　一冊

一、御寄宮書上帳ノ一部　四冊

物部肥後組合ノ分

赤坂郡石上大松山村評靈神社御宮地ノ御寄宮　八幡宮祠官　物部肥後

同郡新生村三社權現宮御宮地ノ御寄宮　多賀神社神職　藪井兵太夫

豐合豐後組合ノ分

邑久郡大富村姫太神　神職大富村　岡本次太夫

同郡上寺村御寄宮熱田神社　神職新地村　赤枝清次郎

浦上周防組合ノ分

磐梨郡原村御寄宮稻荷神社　祠官原村　浦上周防

同郡多原村御寄宮三輪大明神　神職　岡本與平次

同郡江尻村御寄宮八幡宮　神職　近重忠太夫

神職　肩背村　山方九右衛門

神職　大内村　木庭左平次

神職　瀬戸村　西崎庄太夫

金谷岩見組合ノ分

上道郡海面村稲荷神社　祠官　安井美濃

同郡湊村大山祇神社　祠官　岡兵部

同郡今谷村美和神社　祠官　前田日向

同郡澤田村春日神社　祠官　高原宇兵衛

一、吉井村男女改帳之事　寛文七年、菊太夫宛藤三郎書上　一冊

一、石津大明神氏子帳　延寶二年、邑久郡福岡村庄屋七太夫書上 岡井越中宛　一冊

一、石津宮氏子男女人數改帳　寛文十年書上、浦間村 一日市村神職岡井越中宛　一冊

一、神社書上　慶應四年中山縫之助　一冊

一、同　上　明治二年　一冊

以　上

第四十五章　寺院淘汰及僧侶還俗

烈公は當時僧侶の墮落腐敗甚しく到底敎化の任にあらざるを慨し寛文六年英斷を以て之を淘汰せり。翌七年大老酒井忠清に報告せし所に據れば領內寺院數一千四十四箇寺、僧侶一千九百五十七人、寺領二千七十七石九斗貳升壹合。內三百三十三箇寺、僧五百八拾五人は不受不施宗の故を以て先年追放し。二百五十箇寺、僧二百六十二人は天台又眞言宗にして立退還俗又は追放す。計五百八拾三箇寺、寺領百三十九石九斗三升八合也、殘り四百六拾壹箇寺、一千百十人。寺領一千九百三十七石九斗八升三合。要するに退轉若しくは還俗の僧侶は百四十七人、廢寺五百八十三箇寺。但還俗の者には特に還俗米を給して永く其の生活を保障す、此等の還俗者の多くは神官となして神社に奉仕せしめたり現に備前領たりし地に於ける神職の舊家は當時の還俗人の子孫なることは、後出、還俗家一覽に徵すべし、此等の神職は還俗米に依て僅に其生活を保障せられ學問修養に心掛け。啻に神社奉仕に止まらず進んで社會敎化の事に當らしめたり。是實に新太郎少將の社寺淘汰の本旨にして領民の思想信仰精神に關する根本的改造にして之を出發點として前後五十年、一貫の敢行に依て之を完成し得たる也。是等還俗神職の後には學問識見人格に於て一代に傑出せしもの亦少からざりしは、後出還俗人の第一例、上寺山本乘院住職業合氏の上寺八幡宮神職として現在に及べるが如し、而して信庸、大枝二人は學問敎化の事に從ひ、父信庸は漢學習字を以て寺子を敎授し。子大枝は國典和歌を高尙、篤胤に學び其の文章著述一世に著れたり。其他は後出備前寺院淘汰資料又は撮要錄の全書に就て研究あらむことを望む。

斯くて、光政は金山寺以下由緒正しき寺院を再興せしもの多く。又屢々佛事法會を修め。親ら法華經三部經を筆寫

せしなど眞信仰を發揮せり、其寺院淘汰は全く破戒賣僧を懲らし眞信仰に復活せしめしもの也。此の點に於て當代に於ける水戶、會津さては幕末に於ける薩州また全國各地に於ける排佛毀釋のそれが極端過激に失したると同日の論にあらざる也、斯く公平なる見地に立てる光政の佛教淘汰は實に卓見と云ふべし、將軍綱吉を以てすら陷りし迷信多き世の中に光政の信仰は徹底的にして佛家の所謂正覺なり。

〔關係資料〕其一

寛文年中諸郡廢寺一覽（撮要錄廿九、廢寺社之部に據る）〔□印ハ欠字〕

備前御野郡

村	寺院	宗派	處分
濱野村	殊力寺	日蓮宗	住持惠雲坊出寺
同	會量坊	同	住持出寺
同	善永寺	同	同
七日市村	春林山圓光寺	同	住持寛文八年立退
同	常福寺	同	住持立退
同	覺城院	同	同
圓覺村	圓覺山廻仙寺	同	住持善照坊還俗改名喜介
青江村	正住山妙長寺	同	住持日任還俗、改名惣三郎
同	天滿山妙仙寺	同	住持惠春還俗、改名文右衛門、立退
同	實林山圓照寺	同	住持還俗神職ニ成ル、改名安太夫
福島村	持玄院	眞言宗	住持還俗、住吉宮ノ神職ニ成ル
西市村	新福寺	日蓮宗	住持還俗、改名久三郎、醫者ト成ル
同	是清坊	同	住持還俗、改名清太夫、同村氏宮神職ト成ル
同	立覺坊	同	住持還俗、改名傳次郎
新保村	鍋南山本立寺	同	延寶六年、元祿九年毀ス、住持立退
同	圓住院	同	住持還俗、改名新十郎
木村	台龍山眞福寺	同	住持立退
福永村（後改富田村）	願福寺	同	住持立退
田住村	惠雲坊	同	住持還俗、改名次右衛門
奧内村	林光山安詳寺	同	住持還俗、改名源太夫神職ト成ル
岡村	長福山法泉寺	同	住持還俗、改名七郎兵衛
東古松村	東海山福傳寺	同	住持還俗、改名覺左衛門
同	妙深山善正寺	同	住持還俗、改名七郎右衛門

西古松村　妙印山大乘寺　日蓮宗　住持還俗、改名七郎右衛門
同　圓覺山願心寺　同　住持還俗
同　乘蓮寺　同　住持還俗、神職ト成ル
大供村　安立山大福寺　同　住持還俗
上中野村　榮壽山萬福寺　同　同
下中野村　大名山南光寺　同　同
同　要行坊　同　同
三門　吉乘山石井寺　同　住持立退
矢坂　龍光山慈雲寺　同　住持還俗
正野田　圓明院　同　同
高柳村　實相院（長福寺）同　同
萬成村　正雲坊　同　同
同　自正院　同　住持立退
西崎　知仙坊　同　住持還俗
島田村　住林坊　同　同
北長瀬村　妙香寺　同　同
野田村　妙傳寺　同　住持立退
同　蓮昌院　同　住持蓮意還俗
同　蓮昌坊　同　住持還俗
同　圓能坊　同　同
辻村　大圓坊　同　同
中仙道村　常□山寶積寺　同　同
同　通圓寺　同　住持立退

今村　仲道山相雲寺　日蓮宗　住持還俗
同　善立坊　同　同
同　南仙□　同　同
辰巳村　正林寺　同　同
同　妙教坊　同　同
田中村　妙藏寺　同　住持立退
同　遊圓坊　同　同
長瀬村　永久寺　同　住持還俗
京殿村　常心寺　同　同
上伊福村　福立山宗蓮寺教音坊　同　同
同　常林坊　同　同
津島村　鷲林山妙善寺　同　住持寺家下寺共出家盡立退
（下寺、福居淨圓寺）
濱村　濱田山教藏寺　同　住持還俗
東河原村　法輪山藤蓮寺　同　住持上方へ立退弟子還俗
西河原村　廣田寺　同　住持還俗
北方村　妙法山神宮寺　同　住持立退
同　今藏坊　同　住持還俗
同　圓住坊　同　同
同　法珠院　同　同
南方村　松林山蓮臺寺　同　住持還俗、神職ト成ル
津高郡
今保村　是相坊　日蓮宗　住持還俗、神職ト成ル

村名	寺院名	宗派	事由
今保村	慶山坊	日蓮宗	住持立退
同	明圓山宗善寺	同	同
同	大住坊	同	天和年中、右宗善寺トナル
久米村	教雲坊	同	住持還俗、神職ト成ル
白石村	圓住坊	同	同
野殿村	惠應山大雲寺	同	住持還俗
同	常養坊	同	同
尾上村	松田山明光寺	同	同
一宮村	小松山妙法寺	同	同
西辛川村	東榮山妙蓮寺	同	同
辛川市場村	妙本山元妙寺	同	住持立退
今岡村	福聚山妙教寺	同	同
山崎村	妙圓山蓮教寺	同	同
中楯津	金寶山實仙寺	同	同
西楯津	承永山道仙寺	同	住持還俗
首部村	教永山法久寺	同	同
佐山村	圓松山法林寺	同	同
大窪村	日遊山妙泉寺	同	同
長野村	長野山長寶寺	同	同
面室村	面室山妙雲寺	同	同
芳賀村	地榮山妙典寺	同	住僧立退
同	芳賀之坊	同	住僧還俗
下芳賀	惠日山常福寺	同	同

村名	寺院名	宗派	事由
深柢村	正林坊	日蓮宗	住僧立退、弟子還俗
横井村	清光山香仙寺	同	住僧弟子共三人立退
同	東大山妙現寺	同	住僧還俗
田中	日用山圓久寺	同	同
大岩	圓妙寺	同	住僧立退
同	本行寺	同	同
富原村	正□山妙本寺	同	同
東原	清眞山淨本寺	同	無住
同	是心坊	同	住僧還俗
栢谷村	吉屋山安立寺	同	住僧立退
同	愛圓坊	同	住僧還俗
大月村	永久山本行寺	同	同
大坪村	山名寺	同	同
中野村	當高寺	同	同
吉宗村（後益田村）	時正山妙法寺	同	同
下牧村	長福寺	同	同
中牧村	宗林寺	同	同
同	清住坊	同	同
同	法住坊	同	同
十谷	□谷山妙興寺	同	同
同	清立坊	同	同
吉尾村	佛生山法道寺	同	住僧還俗、神職ト成ル
同	學乘坊	同	住僧立退

○中山村　林乘坊　日蓮宗　住僧立退
西菅野村　大光山妙福寺　同　無住弟子三人内二人立退 一人還俗
同　圓立坊　同　住僧還俗
同　正光坊　同　同
同　本乘坊　同　同
同　圓行坊　同　同
田原村　大圓坊　同　住僧還俗、神職ト成ル
○湯須　圓宅坊　同　無住
●勝尾村　善正山正滿寺　同　無住
日應寺村　惠性院　同　住僧還俗、弟子還俗
同　新藏坊　同　同
同　泉林坊　同　同
西菅野　愛圓坊　同　無住
○枡谷　長谷山現照寺　同　無住　弟子還俗
○同　本乘坊　同　住僧還俗
○同　學圓坊　同　同
○同　圓住坊　同　同
○富谷　生前山本明寺　同　同
○同　立玄坊　同　同
○同　蓮行坊　同　同
○同　圓立坊　同　同
○同　大教坊　同　弟子還俗
○野々口村　駒井山實盛寺　同　無住

○同　正行坊　日蓮宗　住僧還俗
○同　實藏院　同　同
○同　乘圓坊　同　同
○同　眞乘坊　同　同
○同　正住坊　同　無住
豐岡村　寺尾山如意□寺永寛坊　眞言宗　住僧還俗
江與味村　權現山王泉寺藥師院　天台宗　住僧還俗、神職ト成ル
杉谷村　杉谷山千光寺中之坊　眞言宗　住僧立退
同　櫻本坊　同　住僧還俗
井原村　青木山明王寺不動院　同　住僧立退
元傘　牛頭山宗林寺萩坊　同　住僧出寺
櫻村　南光山妙養寺　日蓮宗　住僧還俗
西原村　清了山□□寺　同　同
中田村　松本山(カ)光元寺　同　同
同　大乘院　同　同
富澤村　中坊　同　同
同　□□□　同　同
建部上村　□(カ)□□　同　同
田地子村　善正寺　同　同
天滿　妙松山□□□　同　住僧還俗、神職ト成ル
同　永福寺善行坊　同　住僧還俗

久保	大德寺□□□	日蓮宗	住僧出寺
同	西岡寺千乘坊	同	同
同	國法寺□□□	同	無住
紙工村	眞光寺成光坊	同	住僧還俗
同	眞光寺□□院	同	住僧出寺
虎倉村	赤坂山大乘寺	同	住僧還俗
同	□□坊	同	同
上加茂村	眞光山觀音寺觀音院	眞言宗	住僧出寺
金川村	日向山妙國寺	日蓮宗	無住
同	本住院	同	住僧還俗
同	教(カ)雲坊	同	同
同	本光坊	同	同
同	□□坊	同	同
同	圓住院	同	同
同	要□□	同	同
同	乘圓坊	同	同
同	一□□	同	同
同	大乘坊	同	同
同	養林坊	同	同
宇甘上村	眞光寺學圓坊	同	同
九谷	眞福寺	同	同
中泉	井福寺	同	同
同	玄立坊	同	同
中泉	善福寺	日蓮宗	住僧還俗
下畑	平井山金積寺	同	同
同	□福寺	同	同
同	慈德(マヽ)寺	同	同
菅村	妙安福寺	同	同
下田村	妙傳寺	同	同
草生村	常光□	同	住僧出寺
同	玉圓坊	同	同
同	是□坊	同	同
同	市乘坊	同	同
同	光仙坊	同	同
鹿瀬村	以應寺清人坊	同	同

赤坂郡

斗有村	尾野岡山妙蓮寺林正坊	同	持住出寺、弟子還俗
町苅田村	東光山妙立寺本行坊	同	同
由津里村	要法山新福寺	同	住僧還俗、神職ト成ル
大苅田村	苅田山眞光寺	同	住僧還俗
同	苅田山明金寺	同	住僧出寺
神田村	光明山善住院宗蓮寺	同	住僧還俗
上市村	平福院	眞言宗	同
正崎村	利眼坊	不明	同
西中村	本住山妙圓寺	日蓮宗	住僧出寺

牟佐村	金正寺新藏坊	日蓮宗	住僧還俗
穗崎村	正善寺	同	同
和田村	不動寺正藏院	眞言宗	住僧社家ト成ル
西中村	本住寺壽仙坊	日蓮宗	住僧出寺
同	本住山學城院	同	同
同	本住山本立院	同	住僧還俗
下市村	淨友山立浦寺	同	同
善應寺村	善應寺中正院	同	同
上地山村	上地山奥之坊	眞言宗	同
大田村	立行山正現寺	日蓮宗	同
吉田村	□明山本教寺	同	同
土師方村	堂憐山本立寺	同	同
同	圓法山圓德寺	同	同
小倉村	了安山本乘寺	同	住僧還俗、神職ト成ル
國ケ原村	本正坊	同	住僧出寺
川高村	正保山妙林寺	同	住僧還俗、神職ト成ル
伊田村	曉意山常久寺	同	住僧還俗
矢原村	法昌山宗祐寺	同	同
同	慈眼坊	同	同
同	圓明坊	同	同
上大田谷村	宗庭山宗善寺	同	住僧出寺
寺部村	本乘山賢德寺	同	住僧還俗
仁堀西村	新坊	同	住僧出寺

小原村	東光山新福寺教善坊	日蓮宗	住僧還俗、神職ト成ル
仁堀西村	護摩坊	眞言宗	住僧還俗
周匝村	圓乘坊	法華宗	住僧立退
福田村	相應山覺乘寺	日蓮宗	住僧還俗、弟子還俗神職ト成ル
正滿寺村	岡本坊	天台宗	住僧還俗
	磐梨郡		
宗堂村	宗堂山妙泉寺	日蓮宗	住僧追放
同	自正院	同	住僧還俗
同	城圓坊	同	同
同	圓城坊	同	同
瀨戶村	城樂寺正學坊	同	同 神職ト成ル
同	明長寺惠雲坊	同	住僧出寺
南方村	高德山妙源寺	同	住僧還俗
鹽納村	梅手折山法蓮宗 顯住坊、正行坊	同	兩僧共出寺
鍛治屋村	正光山道覺寺正住院	同	住僧出寺
大井村	法永山蓮久寺蓮住坊	同	同
森末村	妙光寺	同	住僧還俗
同	正行寺顯城坊	同	住僧出寺
寺地村	千光寺 明勝寺	同	兩僧立退
吉谷(後保木)	金光山福城寺淨教坊	同	住僧還俗
同	一城坊	同	同

村	寺院	宗派	処分
梅保木村	正住寺	日蓮宗	住僧出寺
田原上村	時正山妙應寺	同	住僧還俗
同	妙玄坊	同	同
同	教住坊	同	同
同	圓立坊	同	同
元恩寺村	岩生山元恩寺三學院	天台宗	同
同	寶積坊	同	同
同	知乘坊	同	同
肩背村	中津山元光寺光明院	同	住僧還俗、神職ト成ル
同	大乘院	同	住僧還俗
同	大圓坊	同	同
同	福泉寺常圓坊	同	同
佐伯	大王山本久寺	日蓮宗	本久寺寺家共十坊之内五ケ寺ハ還俗右五坊住僧立退
同	同寺家靈慈坊	同	
同	同　正住坊	同	
同	同　賢住坊	同	
同	同　本城坊	同	
稲蒔村	平谷山善龍寺しんせき坊	同	住僧出寺
司眞下村	圓成寺善行院	同	住僧還俗
同	圓福寺圓柳坊	同	同
同	高照寺教覺院	同	同
同	道幸寺正林寺	同	同

村	寺院	宗派	処分
野間村	法花山大谷寺	日蓮宗	住僧還俗
稗田村	法榮山妙光寺疊城坊	同	同
司眞上村	妙圓山仙林寺	同	同
同	大高寺大藏坊	同	同
同	慶運寺	同	同
彌上村	立運寺大乘寺	同	同
同	法正寺光長寺	同	同
石蓮寺村	平滿山石蓮寺成就院	眞言宗	住僧出寺
同	□泉坊梅本坊	同	同
和氣郡			
倉吉村	黒澤山萬願寺普賢院	眞言宗	住僧還俗、神職ト成ル
同	賢長坊	同	住僧出寺
同	常教坊	同	住僧還俗
神根本村	軸谷山長福寺寶積院	同	無住
同	遍照院	同	住僧出寺
同	善正寺	日蓮宗	住僧還俗
南谷村	南谷山長樂寺吉照寺	眞言宗	無住
吉田村	慶雲山妙久寺	日蓮宗	住僧還俗
葛籠村	慶運山蓮久寺蓮正坊	同	同
藤野村	寶□山福昌寺教善院	同	同

村	寺院	宗派	處分
大中山村	金剛山珠德院	眞言宗	住僧還俗、神職ト成ル
大内村	大瀧山福生寺寶壽院	同	住僧立退
伊部村	小嶓山長福寺法泉院	同	住僧出寺
蕃山村	東之坊	同	同
同	南之坊	同	住僧還俗
日生村	福生寺	同	無住
八木山村	正福寺	同	同
閑谷新田村	眞觀寺	同	住僧出寺
同	ごだい山眞元寺	同	住僧還俗
下田土村	法花山長樂寺本盛院	日蓮宗	同
北山方村	鍜治山長福寺上之坊	同	同
同	西之坊	同	同
岸野村	佛住山圓滿寺	同	同
日笠下村	日笠山乘蓮寺	同	住僧出寺
同	妙行寺	同	住僧立退
同	萬才坊	同	住僧出寺
同	同量坊	同	同
木倉村	妙正院	同	住僧出寺
同	圓住坊	同	住僧立退
矢田村	岩光山善照寺	同	住僧還俗
奧鹽田村	蓑坂山顯成寺長存坊	同	同

村	寺院	宗派	處分
釜原村	大樹山法泉寺本行坊	日蓮宗	住僧還俗
同	善正坊	同	住僧出寺
同	教傳無寺號山號	同	住僧還俗
淸水村	眞福寺	天台宗	住僧出寺
小中山村	大圓坊	同	住僧還俗

邑久郡

村	寺院	宗派	處分
山手村	眞德山明王寺蓮祥院	眞言宗	住僧出寺
同	明松院	同	同
西須惠村	畑山大聖寺西藏坊	同	住僧還俗
同	教權坊	同	同
東須惠村	同東之坊	同	住僧出寺
同	畑山大聖寺寛壽坊	同	住僧還俗
同	同南之坊	同	住僧出奔
佐山村	金剛山膳住寺西之坊	同	住僧還俗
同	同岡之坊	同	住僧出奔
同	了仙坊	日蓮宗	住僧還俗
尻海村	龍光山海藏寺	眞言宗	同
虫明村	黑井山等覺寺蓮藏院	同	住僧出寺
福谷村	大福山藥王寺下之坊	同	住僧弟子共還俗、神職ト成ル
同	善福寺	同	住僧弟子共還俗

村	寺院	宗派	処分
庄田村	庄田山朝日寺圓林坊	眞言宗	住僧還俗
同	同　地藏院	同	住僧弟子出寺
同	同　圓藏院	同	住僧還俗
同	同　圓福寺	同	住僧出寺
同	同　奥之坊	同	住僧還俗
同	同　吉祥寺	同	住僧出寺
同	庄田山朝日寺龍生院	同	住僧弟子共出寺
福岡村	最城院	天台宗	住僧還俗、神職ト成ル
同	成就院	同	住僧還俗
同	見樹院	同	同
服部村	全部山花光祥寺西光寺	眞言宗	住僧還俗、神職ト成ル
磯上村	櫛山安養寺上之坊	同	住僧出寺
同	同　福壽坊	同	住僧還俗
山田庄村	地福山圓通寺	同	住僧還俗、神職ト成ル
尾張村	加茂山光明寺	同	住僧出寺
同	圓壽坊	同	住僧還俗
同	玉壽坊	同	同
土師村	不動坊	同	住僧立退
濱村	願滿寺	天台宗	住僧還俗
上寺村	上寺山花藏坊	同	同
同	上寺山泉藏坊	同	同
同	上寺山双林坊	同	同

村	寺院	宗派	処分
大山村	大平山善興寺善明院	眞言宗	住僧還俗
同	大平山東門坊	同	同
同	大平山長福寺	同	同
同	大平山中坊	同	住僧出寺
南谷村	南谷山長樂寺醫王院	同	住僧還俗
同	南谷山本坊	同	住僧出寺
同	南谷山中興坊	同	住僧出奔
同	南谷山惣持坊	同	住僧出寺
同	南谷山今泉坊	同	住僧立退
上笠加村	社僧神主坊	同	住僧還俗、神職ト成ル
牛窓村	眞光僧眞藏坊	同	同
同	大唐山台藏寺法藏坊	同	住僧出寺
同	室谷山金剛頂寺南之坊	同	同
同	大唐山台藏寺法泉坊	同	住僧還俗
同	海岸山妙福寺觀音坊	同	住僧出寺
同	室谷山金剛頂寺今泉坊	同	住僧還俗
同	同　高藏坊	同	同
同	同　東覺坊	同	同
同	同　中之坊	同	同
同	法藏寺乘蓮坊	日蓮宗	同
邑久郷村	紅岸寺	眞言宗	住僧出寺

下山田村	寶田山觀音寺	眞言宗	住僧還俗
同	同　藏林坊	同	同
神崎村	西之坊	天台宗	住僧出寺
同	藥師院	同	住僧追放
同	不動院	同	住僧出寺
鹿忍村	大船山寶光寺本學院	眞言宗	同
同	同　安善院	同	同
同	同　大生院	同	同
同	大船山寶光寺圓光坊	同	同
同	同　寶生坊	同	同
同	同　東光坊	同	同
同	同　東之坊	同	同
同	同　盤若院	同	住僧還俗、神職ト成ル
同	圓立坊	日蓮宗	住僧還俗
橫尾村	福壽坊	眞言宗	同

上道郡

當摩村	法來山角山寺	眞言宗	住僧立退
岩間村	岩間山西明寺照蓮院	同	住僧出寺
同	同　寶性院	同	住僧立退
大多羅村	千福山藥神寺	同	住僧立退弟子還俗、神職ト成ル
財村	財山今藏寺大知坊	同	住僧立退
土田村	福泉寺	同	同
八幡村	善住院	眞言宗	住僧還俗
中島村	山代山寶住寺侍寶院	同	住僧立退
淸水村	地泉寺	同	住僧還俗
平井村	賢住坊	日蓮宗	不明
同	吉乘寺	同	住僧立退
澤田村	澤田山醫王院	禪宗	住僧出寺
圓山村	妙敎寺殘秀坊	日蓮宗	住僧還俗
高屋村	寺地山光明寺	禪宗	同
今谷村	玉藏院	同	住僧立退
國府市場村	泉福寺	天台宗	住僧還俗
脇田村	東覺坊	同	同　神職ト成ル

（上道郡奥分廢寺帳紛失歟、廢寺本尊帳に見ゆるもの左の如し。）

西平島村	平福寺西之坊	天台宗	住僧還俗
浦間村	長圓寺	同	同
一日市村	大法寺	日蓮宗	同
西祖村	惠日山遍照寺	眞言宗	住僧還俗
淺川村	平等寺	同	不明
百枝月村	長源寺	同	住僧還俗、神職ト成ル
塚原山	彌動院	同	住僧追放
西島	觀音寺	天台宗	住僧還俗
寺山村	寶光寺		不明
宿村	圓福寺		不明

兒島郡

八濱村　□眼院　眞言宗　住僧還俗
同　安養坊　同　同
同　禪定坊　同　住僧還俗、神職ト成ル
同　□蓮坊　同　住僧還俗
大崎村　福性坊　同　住僧病死
同　福壽院　同　住僧還俗
北浦村　醫王院　同　同
田井村　金藏坊　同　住僧立退
同　圓福寺　同　住僧還俗
同　宮之坊　同　同
日比村　天神山大圓坊　同　同　神職ト成ル
宇野村　天神□常福寺　同　住僧還俗
木目村　西福寺　禪宗　同　神職ト成ル
同　西光寺　日蓮宗　無住、弟子還俗
廣岡村　願成寺　禪宗　住僧還俗
槌ケ原村　滿正寺阿彌陀院　同　同　神職ト成ル
用吉村　吉常山本源寺　同　住僧還俗
玉村　實相房　眞言宗　同　神職ト成ル
利生村　普心院　同　住僧還俗
山田村　壽法院　同　同　神職ト成ル
後閑村　清光院　禪宗　住僧還俗
西田井地村　淨圓山常泉寺　眞言宗　同

波知村　金甲山圓通寺　禪宗　住僧還俗、神職ト成ル
同　法樂寺　眞言宗　住僧還俗
阿津村　圓光坊　同　無住
（廢寺本尊願望帳に左の數寺見ゆ）
利生村　弘法寺　眞言宗　不明
山田村　行相山一宮寺無動院　不明　同
田之口村　岩瀧山日光坊　眞言宗　住僧還俗
下村　新熊野山宗願寺　同　同

備中都宇郡

松島村　松前寺普明院　眞言宗　住僧還俗、神職ト成ル

窪屋郡

生坂村　聖立山大乘寺　日蓮宗　住僧還俗、神職ト成ル
同　平松山東軒寺　同　住僧還俗
西坂　大覺山妙乘寺　同　同
大島村　大照院　眞言宗　同　神職ト成ル
水江村　花光山正覺院　同　住僧還俗
同　來光山吉祥寺　同　同

淺口郡

西原村　天神坊　眞言宗　住僧還俗
同　神遊山龍源寺勝壽院　同　同

窪屋郡

溢江村　明王院槇之坊　眞言宗　住僧還俗、神職ト成ル

下道郡

村	寺坊	宗旨	處置
秦下村	河島山光禪寺	禪宗	住僧出寺
同	金子山金龍寺	同	住僧還俗
福谷	妙智山觀音寺	同	同
上原村	長谷寺	同	同
槇谷村	松尾山多聞寺	眞言宗	住僧還俗、神職ト成ル
下原村	伊與部山本覺坊	同	同
八代	海照寺	禪宗	住僧還俗
同	了心坊	日蓮宗	住僧出寺
	窪屋郡		
眞壁村	當光寺中之坊	眞言宗	住僧還俗、神職ト成ル
西郡村	福山加良寺奥之坊	同	同
岡谷	東谷山惣持坊	同	住僧還俗
同	大谷山觀音寺	同	住僧退轉
同	廣谷山高山寺	不明	天正之頃退轉
宿	清傳坊	眞言宗	住僧還俗
輕部村	萬福寺	同	住僧立退
柹木	輕部山寶積院	同	住僧還俗
同	皆藏坊	同	同
三輪村	大願坊	同	同
小屋	福山山天神坊	同	同
同	妙高山法花寺	日蓮宗	同
	淺口郡		
鴨山	惣持坊	眞言宗	住僧出寺
道口	岩本坊	眞言宗	住僧出寺
富山	觀音坊	天台宗	同
上竹村	吉藏坊	同	住僧還俗、神職ト成ル
下竹	善持坊	同	住僧還俗
占見新田村	藥王山金藏寺	同	同
占見村	西谷山谷本坊	同	住僧出寺
本庄村	高岡山財泉坊	同	住僧還俗
六條院中村	生石山文珠院	同	同
同	中之坊	同	同
同	山本坊	同	同
同	安樂坊	同	同
同	栗源寺	同	同
大島中村	石門山臺蓮坊	同	同
同	石門山西之坊	天台宗	住僧還俗
東大島	福井山鏡見坊	同	同
同	山本坊	同	同
同	南之坊	同	同
同	弘誓坊	同	同
同	靈明院	同	同
同	東樂坊	同	同
小坂西村	七原山不動院	同	住僧出寺
鴨方村	菩提山財成院	同	住僧還俗
同	正傳寺	一向宗	同

口林村　三部山大坊　眞言宗　住僧還俗　　深田村　稻荷山瑞泉寺　禪宗　住僧還俗
同　同　南之坊　同　同
同　同　中之坊　同　同　　小田郡
同　同　東圓坊　同　住僧立退　　尾坂村　福藏坊　眞言宗　住僧出奔
　　　　　　　　　　　　　　　　地頭上村　養子山惣持坊　天台宗　住僧還俗

〔關係資料〕其二

還俗米下附規定（撮要錄　卷三十　還俗家之部）

寳永四年亥七月五日還俗人子孫被下米定

一、御先代に在々の出家還俗仕神職又者俗人に成るもの、田地山林家屋敷夫々に被下、右之外に人に寄、還俗米と有之、御米多少は御座候得共相應に被下候者數多御座候右還俗米は其身一代切に可被下由共節被仰渡御座候由

一、御先代に被仰出候通還俗人果、悴代に成候て親に被下候還俗米從先年取上候者數多御座候

一、還俗米不同御座候由にて元祿十年改有之候而還俗米悴代まて取來候者有之に付悴取來米は同年より取上有之候も數多御座候

一、還俗米之改元祿十年に有之節觸落にて候哉但子細之有候て之儀に候哉御郡に寄、悴又は孫代まて唯今に至り取來候者も數多御座候

前二ケ條之通に候得は唯今返上申渡候ても異儀者無之事に候得共唯今に至り祖父又は親之還俗米を其儘取來り候を被召上にも當時不便に被思召候最早其者一代切にて悴代には可被召上候然共其者貧窮にて田畑少く渡世之便りに成不申候はゝ親取來り之三分一又作なしには半分可被下と此度御定被成候事

一、還俗人之内至唯今存命にて居申者元祿十年に御改有之節神職相勤候者又は名主役其外村方役義相勤候者には前々之通還俗米遣し可申候神用其外之役義勤不申者には還俗米遣し候義無用に仕右還俗米は追て僉議之上片付可有之模樣にて元祿十一年已來去暮迄之分其村之名主預り居申よし、村により名主預り不申還俗人共儘預り居申由にて右之品一等に無御座候

寬文年中に還俗仕于今存命にて居申者之内元祿十年に還俗米改有之節無役にて居申者之分其村之名主又は其者手前に預り居申御米戾し遣可申候然共其人に當り遂吟味別條無之候はゝ戾し遣し可申候不埒之品有之候はゝ御窺可申上旨此度被仰渡候事

御先代に在々の出家還俗仕渡世難成者には產業を御與え可被成旨被仰渡依之家屋敷田地山林並御米も人により被下候由田畑多て外のいとなみも有之者は還俗米其身一代切に御取上被成候ても其悴渡世之取續も可成候得共被下置候田畑も不勝手にて年々賣拂田地曾而無之又は田地少く小作の者にて家內之人數は多く有之は親より取來之還俗米親果候と其儘御取上被成候ては難儀迷惑可仕候抱田畑少く渡世難成還俗人之悴田畑並家內之樣子遂吟味還俗米は不殘取上候て渡世難成者には父之被下米或は半分或は三分一被下候樣に有之候はゝ迷惑仕者も有御座間敷哉

還俗米一代切に可被下と前相定居申由に候得は還俗人果候はゝ抱田畑家內之樣子承渡世可成者には親一代切に取上け可申候右之通に御定め置抱之田畑も少く有之者には父之被下米半分又は三分一可被下旨吟味之上可申付由此度御定候事

孫代に成候ては抱田畑も有之渡世可仕者は被下米御取上被成候歟田畑無御座作なしにて渡世難成者には祖父に被下候三分一可被下哉又品に寄り半分も可被下候哉

孫代に成候て父之時分に田地求置作力にて家内渡世可成者には吟味之上被下米御取上可被成旨此度御定之事

孫代に成候て父之時分のごとく田畑無御座渡世難成者には祖父に被下候三分一又品により半分可被下候と此度御定之事

前々悴代に被召上候分者先其通に被成置抱田畑も多く無御座小作之者又は作なしにて家内之者を育兼難儀仕候者は速々に相聞え可申候其上に而品に寄被仰付様も可有之哉

本文之通難儀仕候者には田地一反ばかり買求申程之代銀其村にての年切賣買之直段其節承合遣可申候此類之者斷出申候はゝ家內之樣子渡世之品承り常の百姓並之難義と申迄之斷に候はゝ取上け申間敷候及飢寒申者に候はゝ元還俗人之悴又は孫にて候はゝ猶又難御捨置埒に付一反計買求申地代可被下候此度御定之事

右之段々郡方にて僉議仕窺之上御定也

寳永四年亥七月五日

邑久郡上寺村還俗人

寛政十二年十一月

是迄還俗人代替り被遣米窺御郡代書添なしにて出し來候處此度上寺村業合主鈴被遣米窺重き御樣子に付本文之通此度より書添にて出す已來此通り致し可然の御事也

祠官　業合主鈴

同人義病身に付社役難相勉御斷申出候處御免被成悴同姓狢曹へ相續被仰付候由還俗人被遣米之儀者代替に者少々宛御減被成候御法相に御座候得共兼々人柄宜其上年來實貞に相勤候樣子に御座候間主鈴存生之内者只今迄被遣來之通米二石四斗五升其儘御立被下候樣申上度奉存候此段奉伺候　已上

十一月　　高木甚右衛門

右大和守御聞濟み

文化十四丑十月

還俗米代替り被遣之儀十一月已後之分ならでは新田方御勘定所え不屆成候處向後は月之遲速に不限其節に可屆遣事

〔關係資料〕　其三

寛文六年佛寺淘汰後に於ける還俗家一覽

郡	村	還俗年時	氏名	還俗米
赤坂郡	和田村社司	享保三年	太田日向	田畑
	大屋村社司	享和二年	藤井龜之介	五石三斗
	菖蒲山村社司	寶暦五年	土井辰之介	四斗(取上)
	矢原村百姓	明和八年	金次郎	四斗二升
磐梨郡	元恩寺社司	寛延三年	浦上和平	一石五斗
	寺山村百姓	享保三年	元本久寺五人	田畑
和氣郡	香登本村社司	天保八年	數吉	二石二斗
	倉吉村社司	文久二年	新庄品吉	一石四斗
	吉田村社司	寛政十一年	武本權之進	三斗(取上)
和氣郡	奥鹽田村百姓	天和二年	久右衛門	田畑(缺落)
邑久郡	上寺村社司	天保十四年	業合綱太郎	三石三斗三升
	鹿忍村社司	天保八年	出射辰太郎	二石四升
	上笠加村社司	文久三年	藤井鐵太郎	三斗九升
	服部村社司	文久二年	大西泰治	一石七斗
	福岡村百姓	嘉永四年	與吉	米二石四升、麥三俵二斗二升三合

	山田荘村社司	天保九年	大森實之介	一石一斗一升
	福谷村社司	慶應元年	野崎平彌	九斗四升
	虫明村百姓	寶永七年	長助	一石
	鶴海村社司	嘉永三年	野崎隼之進	四斗一升
	東須惠村百姓	享保五年	六兵衛後家	二斗八升
	新地村社司	元文三年	文七郎	六斗(取上)
上道郡	宍甘村社司	寛政六年	松村對馬	一石五升
	一日市村社司	文久二年	岡井越中	六斗九升
	百枝月村社司	文政十一年	坪田中衛	三斗七升
兒島郡	宗津村百姓	享和三年	喜藏	四斗五升
	同　社司	元治元年	岡良平	三斗八升
	彦崎村社司	嘉永四年	田邊安三郎	五斗二升
	尾原村社司	文政四年	阿部岩之介	五斗六升
	木目村社司	文久二年	西尾近江	三斗二升
	田之口村百姓	文久元年	義三郎	三斗六升
	山田村社司	天保九年	近藤仲藏	三斗六升
	波知村社司	萬延元年	南部左馬太	三斗八升
	槌ケ原社司	文久元年	近藤佐惠次	三斗一升
	玉村社司	天保九年	宮原越前	四斗
	田井村社司兩家	嘉永三年	近土清衛	二斗八升
		天保九年	近土綱之丞	二斗六升
	大崎村百姓	正德六年	平兵衛	地所株絶片付
	下村修驗	天明三年	延壽院	四斗五升(翌年取上)
備中國領内	宇野村社司	天保七年	三宅左衛士	四斗五升
	水江村百姓	慶應元年	常吉	七斗五升
	同村修驗	嘉永三年	正覺院	二斗四升
	西原村百姓	文久三年	鵜松	三斗九升(絶家)
	上竹村社司	天保六年	桑野武市	一石一斗九升
	地頭上村社司	天保十二年	西山愛之輔	一石二斗五升
	松島村社司	天明四年	三浦八百會	九斗
	生坂村社司	慶應元年	小郷播磨	五斗七升
	大島村社司	安政四年	堀尾石見之輔	一石二斗二升
	横谷村社司	安政四年	水子兵吾	一石三斗一升
	秦下修驗	弘化四年	古川藥師院	六斗六升
	同村社司	嘉永四年	小橋分之助	一石八斗九升
	富原村社司	文化十二年	小橋勇次郎	三斗八升

第一例

邑久郡上寺村還俗人

寛文六年上寺山本乘院還俗して業合齊と名を改上寺山八幡宮の神職を務寛文八年までは本乘院坊に居住後本乘院

に住僧出來し故齊には材木移住料銀等賜り社領畑之内に建家代々住之
寶永三戌年
邑久郡上寺村神職業合齊還俗人にて米六石宛被下置候處戌十一年病死先格之通其身一代切と有悴豐後には不被下
候處翌亥年豐後義不勝手之由歎出候付御僉議之上父齊に被下候立來米六石之內半分三石豐後に被下候
享保九辰
上寺村業合豐後辰七月病死悴淺之進社役相續立來米三石之內五斗減二石五斗御立可被遣哉之段大庄屋書付に御郡
目付附紙寬七月二十三日御用日に附紙之通と被仰渡也
天明二年十二月
上寺村業合齊宮安永七年隱居悴主鈴相續居申處當十月病死に付被遣米二石五斗之內五升御減二石四斗五升主鈴え
立被下
寬政十二年十一月
還俗人邑久郡上寺村神職業合主鈴義社役御免被成悴羽曹へ相續被仰付候處被遣米二石四斗五升主鈴存生之內者共
儘被下來との御事
文化二年六月
業合主鈴致病死候付被遣米內五升御減二石四斗今家主羽曹へ被下
但外に米二石立來帳に而被遣來此分は繼目にも不減取來並社領高八石之內三石四斗五升羽曹家へ取來四石七斗

五升は彌宜神子取來之由

天保十四卯閏九月

業合右仲蟄居悴綱太郎へ七升御減二石三斗三升立被下

第二例

邑久郡福谷村還俗人

寛文六年福谷村大福山藥王寺下之坊之住僧弟子共還俗して神職と成る(虫明福谷地内八幡宮社司福谷村野崎氏)共寺株田地山藪とも此還俗人吉大夫に賜

寶永七寅年

邑久郡福谷村還俗人神職　吉大夫

立來米一石四斗二升二合

右吉大夫去丑十二月病死仕候吉大夫悴四郎大夫右立來米一石四斗二升二合之内一石四郎大夫に可被下候哉四年已前御定之通に御座候得は「五斗程被下積に御座候得共尚又御痛わりの筋にて御座候得は」右之通可被下候哉

(附紙)

吉大夫寺株に田畑二反七畝十一歩

自力にて二反六畝二十一歩還俗已後買求候由

二口田畑合

山一ヶ所凡畝數六反程所持仕候家内人數男女七人御座候

右之品々（他還俗人兼窺故如此）奉窺候　以上

六月十四日

藤岡勘右衛門

小堀彦左衛門

寅六月二十三日於御城隼人殿被仰候は頃日差出し候還俗人之悴被下米之儀紙面之通申付候様被仰渡候依之（寺社奉行）門田市郎兵衛へも申通候上左之別紙之通御郡奉行へ申渡

邑久郡福谷村還俗人神職吉太夫去丑十二月病死仕候立來米一石四斗二升二合吉太夫に被下候内一石悴四郎大夫に被下候此度御僉議之上右之通可被下旨御年寄中被仰渡候　以上

寳永七年寅七月十二日

藤岡判

小堀判

渡邊助左衛門殿

文政七年甲申十一月

福谷村神職野崎石見義代々還俗米一石宛毎歳被下來候處當閏八月病死仕候由右に付悴右膳へ如先規壹石御立被下候樣申出候全體還俗米之義一代替りには少々宛御減被成候御法相に御座候處右之通壹石宛代々被下候段如何之譯哉と不審に付舊記相調らべ申候處同人先祖吉大夫と申者寳永七年病死仕立來米壹石四斗二升二合之内壹石悴四郎大夫

へ被下候段被仰渡御座候然時は外並之通御減來り之者に御座候全其後繼目之節々不申出其儘に成來居申義と存候依之此度代替りに御座候間御法之通少々御減被成壹石之内九斗八升右右膳え御立被下候樣申上度則別紙相添此段奉伺候

已上。

右出雲殿御聞屆相濟十一月二日御郡奉行へ申渡　廣内權右衛門　薄田長兵衛

文久二戌年

野崎右膳病死悴織衣え被遣米之内二升御減九斗六升被下

慶應元丑年

野崎織衣致病死候付二升御減九斗四升養子平彌え被下（撮要錄三十還俗家之部摘錄）

〔關係資料〕　其四　備前少將光政國中寺院追出之後御書出八ケ條

一、權現樣の御意にも神儒佛共に御用被成候との義なり神道は正直にして清淨なるを本とし儒道は誠にして仁愛なるを尊び佛道は無欲無我にして忍辱慈悲を行とす三教ともに如斯なれはたとへ教はしなく〱ありとも害あるへからす今は神道儒道は衰微なれば善惡の可見なし佛法は大に盛なれは坊主たる者多くは有欲有我にして慳貪邪見なり己が不律破戒の言分けには各我等如きの凡夫は善行をなすことならす欲惡なから阿彌陀佛を賴て極樂に生す題目を唱れは成佛すと云是人に惡を教るなり自今以後如此邪法を說て人の心を損ひ風俗を不可亂事。

一、何と傳誤りてや國中の佛者及迷惑候由也去は國中に住者皆々國主一人を賴み居候へは何者によらず我可育者なきものとても今まで教なくして惡しき者は我誤りなれば彼を惡み骨を冷さしむへからす今の佛法の教は權現樣の

被成たる所の佛法にはあらす今のことくならは破却可被成候間譬本は能其時に當り害あらは其害をのそかて不叶義也今の佛法の迷ひを悟り神道の正直儒者の大道に赴んと思ふは心次第たるへし然其心術躬行こそ替り候者なれ左も無之法計を替樣なる事は惡坊主の流浪不仕樣に可申付事。

一、一夫田かへさゞれは國其飢を請一婦織らされは國其寒を受と聞く比丘比丘尼の多きは國民の令飢寒本なれは非をさとりて還俗する者には生計を可與なり。

一、出家の内或は老人或は病人或は無智文盲なるものは取分不便の義なり惣て坊主たる者邪法だに不進は墓守と心得て可養置事そかし。

附、愚智の僧俗を進め急に佛法を誡神道儒道に入事なかれ己が智ありて善惡を見知邪を捨て赴正路者を許し候へは或は無心者をも無理に進るのよし甚無用の事なり君子は無言にして德を以人を導と聞言語を用る事は末なる事也。

一、神道は正直にして儒道は誠を本とす誠なる時は明也明なる時は正直なり我民たらん者は心に誠を立て迷ひを晴し正直を失ふ事なかれ心たに淳ならば譬位牌五輪は佛氏の流れなりとも可用時節可有者なり心を知らで事をのみ儒者の學ひになさば是又名利に迷ひたる佛者たるへき事。

一、國中の山林を荒し材木薪等不自由の間富たる町人百姓猥に作事不可致堂寺を新敷建立すへからす破損せは其儘致修理或たゝみて少くすへき事。

一、神佛の辨ある者は格別なり左もなきものは猥に寺を不可捨今迄の寺を抱坊主を可養置假令辨有共先祖の墓所有之におひては今まて出し來るもの可遣侈を助る事なくは可也。

一、神儒を尊者は誠を先にして事を後にすべし先祭之義は肝に銘するを以て專に可承心よりすゝまざる者は佛者の法を用て可也人死して魂氣は天に騰り魄體は土に歸す理の常永に朽なんか然共孝子の情は親の體を俄に土に近付るにしのひす是を以て暫くおほふものなり祭にも神道のしるしに分限あらん者は熨斗蚫に燒鹽を添へ置へしそれもおよひかたき者は鰹か田作りかを菓子の上に加ふとも可也祭の膳は其家にして朝夕用る者に念を入るか或は親の活ても居たらは如此して可振廻と思ふ程にして佳也喪は別れ歎き悲を本とし祭は在すか如き敬を本とすへし天地の道易簡なり事六ヶ敷は非天道人のあとになつますとも時所位を可知者也。

寬文六丙午八月廿三日　　　　　　　備前少將

（介壽筆叢）

〔參考〕正德五年七月調・領內寺社數及寺社領書上及水戶義公の寺社淘汰を擧けて參考に資す

（一）備前岡山城下諸郡共並備中領分寺社數

寺社領書上

一高三百石　　上道郡門田村東岳山　　松客寺
　　　　　　　天台宗　　利光院
一高三百石　　上道郡門田村高照山
　　　　　　　淨土宗　　台崇寺
一高三百石　　上道郡圓山村護國山

一高三百拾石　　禪宗　曹源寺
　內百拾石　　壹ヶ寺　禪宗　寺家
　　　　　　　四ヶ寺　天台宗 淨土宗 眞言宗 日蓮宗　下寺
一高貳百石　　城下萬歲山　禪宗　國淸寺

一高貳百石　城下豐光山　淨土宗　養林寺
光岳院
一高百五拾石　城下金剛山　天台宗　常住寺
圓務院
右合千四百六拾石
右之外
城下寺社數
一貳　社　社
此社領高三百拾五石
一四拾三社　社
此分社領無御座候
右二口合四拾五社
內　四　社　本社
四拾壹社　末社
一六ヶ寺　寺
此寺領高貳百拾九石五斗七合
一六拾六ヶ寺　寺
此分寺領無御座候
右二口合七拾貳ヶ寺

內　四拾五ヶ寺　住持
貳拾七ヶ寺　寺中
天台宗　拾三ヶ寺
淨土宗　拾ヶ寺
禪　宗　拾壹ヶ寺
眞言宗　拾貳ヶ寺
日蓮宗　拾五ヶ寺
一向宗　拾壹ヶ寺

御　野　郡

一拾貳社　社
此社領高三拾三石三斗七升四合
一百貳拾社　社
此分社領無御座候
右二口合百三拾貳社
內　四拾五社　本社
八拾七社　末社
一貳ヶ寺　寺
此寺領高拾壹石八斗三升八合
一貳拾壹ヶ寺　寺
此分寺領無御座候

右二口合貳拾三ヶ寺
内　十五ヶ寺　住持
　　八ヶ寺　寺中
天台宗　七ヶ寺
眞言宗　八ヶ寺
禪宗　壹ヶ寺
日蓮宗　七ヶ寺

津高郡口分

一七社　社
此社領高三百五拾五石貳斗六升八合
同神田六反壹畝四歩
一九拾八社　社
此分社領無御座候
右二口合百五社
内　四十四社　本社
　　六十壹社　末社
一壹ヶ寺　寺
此寺領高貳石三斗壹升貳合
一五ヶ寺　寺
此分寺領無御座候

右二口合六ヶ寺　住持
但寺中無御座候
天台宗　貳ヶ寺
日蓮宗　四ヶ寺

津高郡奥分

一拾五社　社
此社領高拾三石四斗壹升五合
一百貳拾九社　社
此分社領無御座候
右二口合百四拾四社
内　四拾七社　本社
　　九拾七社　末社
一壹ヶ寺　寺
此寺領高貳拾石
一七ヶ寺　寺
此分寺領無御座候
右二口合八ヶ寺
内　五ヶ寺　住持
　　三ヶ寺　寺中

天台宗　三ヶ寺
日蓮宗　五ヶ寺

赤坂郡

一三拾五社　社
此社領高七拾九石四斗三舛三合
同神田貳反九畝貳拾七步
一百七拾三社　社
此分社領無御座候
右二口合貳百八社
内　百貳拾四社　本社
八拾四社　末社
一拾壹ヶ寺　寺
此寺領高百三拾石四斗九舛三合
同外ニ畑九反壹畝拾四步
一三拾六ヶ寺　寺
此分寺領無御座候
右二口合四拾七ヶ寺
内　貳拾貳ヶ寺　住持
貳拾五ヶ寺　寺中
天台宗　貳拾二ヶ寺

眞言宗　拾七ヶ寺
日蓮宗　八ヶ寺

磐梨郡

一四社　社
此社領高拾石五斗五舛貳合
同神田壹反貳拾四步
一七拾五社　社
此分社領無御座候
右二口合七拾九社
内　五拾三社　本社
貳拾六社　末社
一壹ヶ寺　寺
此寺領高三石三斗貳舛
一六ヶ寺　寺
此分寺領無御座候
右二口合七ヶ寺
内　四ヶ寺　住持
三ヶ寺　寺中
天台宗　六ヶ寺
日蓮宗　壹ヶ寺

和氣郡

一三拾六社　　　　　　　　　　　　　社
此社領高八拾貳石九斗四舛八合
一百貳拾壹社　　　　　　　　　　　　社
此分社領無御座候
右二口合百五拾七社
内　八拾四社　　　　　　　　　　本社
七拾三社　　　　　　　　　　末社
一拾貳ヶ寺　　　　　　　　　　　　寺
此寺領高百八拾六石壹斗貳升九合
一四拾七ヶ寺　　　　　　　　　　　寺
此分寺領無御座候
右二口合五拾九ヶ寺
内　貳拾九ヶ寺　　　　　　　　　住持
三拾ヶ寺　　　　　　　　　　寺中
天台宗　　　　　　　拾貳ヶ寺
淨土宗　　　　　　　壹ヶ寺
眞言宗　　　　　　　三拾三ヶ寺
日蓮宗　　　　　　　七ヶ寺
一向宗　　　　　　　六ヶ寺

邑久郡

一三拾八社　　　　　　　　　　　　　社
此社領高百六拾三石壹升六合
一百五拾四社　　　　　　　　　　　　社
此分社領無御座候
右二口合百九拾貳社
内　八拾七社　　　　　　　　　　本社
百五社　　　　　　　　　　　末社
一拾六ヶ寺　　　　　　　　　　　　寺
此寺領高貳百七石八斗九升壹合
一四拾貳ヶ寺　　　　　　　　　　　寺
此分寺領無御座候
右二口合五拾八ヶ寺
内　貳拾壹ヶ寺　　　　　　　　　住持
三拾七ヶ寺　　　　　　　　　寺中
天台宗　　　　　　　拾四ヶ寺
眞言宗　　　　　　　三拾壹ヶ寺
日蓮宗　　　　　　　拾貳ヶ寺
一向宗　　　　　　　壹ヶ寺

上道郡

一三拾四社　社
此社領高貳百六拾壹石貳斗五升六合
一百七拾七社　社
此分社領無御座候
右二口合貳百拾壹社
内　七拾壹社　本社
百四拾社　末社
一貳拾三ケ寺　寺
此寺領高三百三拾壹石壹斗七升八合
一六拾八ケ寺　寺
此分寺領無御座候
右二口合九拾壹ケ寺
内　四拾三ケ寺　住持
四拾八ケ寺　寺中
天台宗　貳拾五ケ寺
浄土宗　貳ケ寺
眞言宗　五拾九ケ寺
禪宗　三ケ寺
日蓮宗　貳ケ寺

兒嶋郡

一拾貳社　社
此社領高百八拾三石四斗六升四合
同神田四反四畝拾五歩
一百五拾七社　社
此分社領無御座候
右二口合百六拾九社
内　八十三社　本社
八十六社　末社
一三拾壹ケ寺　寺
此寺領高百七拾三石五斗五升壹合
一三拾六ケ寺　寺
此分寺領無御座候
右二口合六拾七ケ寺　住持
但寺中無御座候
天台宗　壹ケ寺
禪宗　拾七ケ寺
眞言宗　四拾九ケ寺

備中國之内當領

一貳社　社
此社領高貳石三斗貳升六合

同神田壹反七畝五歩
一百貳拾六社　　社
　此分社領無御座候
右二ロ合百貳拾八社
　内　五拾六社　本　社
　　　七拾貳社　末　社
一四ケ寺　　寺
　此寺領高五拾三石壹斗四升
一拾四ケ寺　　寺
　此分寺領無御座候
右二ロ合拾八ケ寺　住　持
　　　　　　　　但寺中無御座候
　天台宗　壹ケ寺
　禪　宗　貳ケ寺
　眞言宗　拾三ケ寺
　日蓮宗　貳ケ寺
一社數惣合千五百七拾社　末社共　但岡山諸郡共

一社領高惣合千五百石五升貳合
　神田貳町五反四畝貳拾九歩
一寺數惣合四百六拾七ケ寺　寺中共　但岡山諸郡共
一寺領高惣合貳千七百九拾九石三斗五升九合
　天台宗　百拾ケ寺
　淨土宗　拾六ケ寺
　禪　宗　三拾七ケ寺
　眞言宗　貳百貳拾三ケ寺
　日蓮宗　六拾四ケ寺
　一向宗　拾八ケ寺
　　　　　銘金山觀音寺遍照院
御朱印　　　御野郡金山寺村
右御朱印高之儀御尋之御書付ニ書上申候ニ付指除申候
　　　　　　　　　　　　　　　　　　以　上
正徳五乙未年七月　日

（二）水戸義公の社寺淘汰

備前の寺社淘汰は水戸に於ける寺社淘汰と其の年時、方法等に於て酷似し全然符を合せたるか如く一致せるを以て此

に附記して比較の資料とす。

水戸義公の社寺淘汰

(一)　寺社破却の時御達の事

寛文六年午八月寺社へ仰出され候は總て諸宗とも在々所々に至るまで其所に過ぎて小寺多く有レ之に付檀方皆分散して古跡大地衰微に及ぶ者由來有之寺々も渡世なり難き間然るべき學僧は住居せず況や其外の小寺共には無知無下の愚僧のみにて法外の營み仕る僧共は俗とも知らず民を迷はし國の費をなし風俗の禍と成り候に付無益の小寺共今度御穿鑿を遂げられ破却仰付けらるゝ者なり佛法相續郷村の人民滅罪の爲め其謂れ有之寺今之を立て置かるゝに就き右破却寺の除地を其寺々相應に増し下され右の檀那共を相殘る寺々へ悉く仰付けらるゝ者なり

右の破却の小寺坊主の中病衰或は不行步老體の者共所庄屋組頭急度穿鑿を遂げ虚實を糺し僞なきに於ては奉行所の下知次第に其向寄の寺々へ置き介抱致すべし其品により郡奉行代官より少々扶持の品も可有之候事

右の通り破却仰付けらるる小寺共家財の儀は坊主に下され候路錢に仕り何方へも心次第に參り候とも又還俗致したく存候者は渡世の品により居所仰付けられ下され候事

寛文六年午八月

(二)　施物御定

今度小寺共破却仰付けられ其寺の諸檀那を相殘る大地古跡へ付き候樣仰付けられ候に付小身の面々寺方へ施物の儀分限相應に仕り難き儀有之べく思召され候間施物の御定仰出され候條大身小身とも此積りを以て施物之を遣すべし人々勝手に隨つて猶此積りより減少仕る段心次第たるべし總て施物の微少を恥づるは名聞苦しき故なり功德は一紙半錢によらず將又出家檀家の富貴を愛し貧賤を避くるは貪欲無道なり皆佛法にあらず僧俗とも相心得べきものなり

一、高百石に付父母並に養父母の弔に其家督取り候者金一分を以て葬送より百ケ日迄施物に之を出すべし年忌の追善に施物右の弔の時の積り三ヶ一遣すべし每年寺方への心付には年中鳥目百文の積り遣すべき事

一、次男以下男女の庶子別家を持ち有之者父母の弔に家督取り候者の施物より猶身體相應に隨分減少致すべし年忌並に毎年寺への心付同前なり或は無足の庶子は施物に及ぶべからざる事

一、曾祖父母伯叔父兄弟姉妹妻子等の弔には其施主父母の弔の積りより猶以て減少たるべき事

一、隱居後室等の類は家督の分限相應に佛事作善相勤むる上は別として自分の施物に及ぶべからず年中寺方への心付仕りたく存候者は家督取り候者の五分一遣すべき事

一、大身小身切米取に至る迄右百石取の制法の積りを以て施物遣すべき事

一、葬禮の儀式分限相應に輕く仕るべし棺薪等の入目は手前より之を出すべし御定の外に牽馬諸道具等遣し候儀一圓無用たるべき事

一、父母の墓所有之寺を次男以下庶子共にたとへ宗旨を改め寺別所に賴み候とも父母の追善に於ては右の父母の墓所有之寺にて相勤むべき事

右の外神社の祈願祈禱時宜により初尾高下有之べき間分限に應じ是も輕く仕置くべし斯樣の御定等仰出され候儀も人々覺悟の爲めに思召され候間分限を顧みて隨分過差を好むべからざるものなり

寛文六年午八月

（三）水戶御領分寺社破却

眞言宗	千四百八十六箇寺	淨土宗	百七箇寺
同新宗	六十八箇寺	天台宗	二百五箇寺
臨濟宗	三十八箇寺	曹洞宗	百三十五箇寺
法華宗	三十六箇寺	時宗	十三箇寺

〆二千八十八箇寺

社人	十八箇所	神主	十八箇所
山伏	二百八十坊	行人	百三十二箇所
禰宜	百六十九箇所	市子	六箇所

以上三橋夕流雨夜伽（西山遺聞）

第四十六章　宗門改

寛永十六年七月五日幕府は鎖國令發布と共に一層切支丹宗門の禁を嚴にし佛敎を勸めて庶民一般に之を信ぜしめ宗門寺を定め生死婚姻等皆之を宗門帳に記し宗門改役を定め年々宗門戸口改を行ひ又制札を立て繪踏を行ふ。

第一、關係法令

（一）寛永十五年戊寅九月十三日幕府より達左の如し（大帳）

條々

一、伴天連の訴人　　銀子貳百枚

一、いるまんの訴人　　同　百　枚

一、きりしたんの訴人　　同　五拾枚又は卅枚訴人によるべし

右訴人いたし候輩はたとひ同宗門たりといふ共宗旨をころひ申出るにおひてハ其科をゆるし爲御褒美如御書付可被下上意之旨從御年寄中被仰觸者也

寛永拾五年九月十三日

右公達の趣板札に書取之を封內に建つべき旨翌十六年正月七日郡奉行に命せらる（後出、備前國切支丹帳參照）

（二）寛永十六年七月五日公達掲示左の如し（高札）

條々

一、きりしたん宗門雖爲御制禁今後從彼國密々伴天連を差渡ニ付テ今度かれうた舟着岸之儀御停止之事

一、領内浦々に常々たしかなる者を付置不審有之船來ルニ於テハ入念可相改之自然異國船着岸之時は從先年如御定はやく船中之人數をあらため陸へ不上して早速長崎へ可送遣之事

一、自然不審なる者船ニ乘セ來又は密々其船中之者を陸へ上之輩あらは可申出之隨訴人之高下急度御褒美可被下之若以屬託賴におゐては其約束之一倍可被下之事

右條々所被仰出也仍執達如件

寛永十六年七月五日

對馬守

豐後守

伊豆守

（三）

承應二年十一月日　掲示改正左の如し。（大帳）

從公儀被仰出條々

きりしたん宗門之事累年御制禁たりといへとも御代替に付て彌以斷絶ナク急度可相改之旨所被仰出也、自然不審なる者有之候ハヽ可申出之此以前ハ伴天連の訴人に銀貳百枚いるまんニ同百枚雖被下之自今以後ハ

一、伴天連の訴人ニ　銀三百枚

一、いるまんの訴人ニ　同貳百枚

一、同宿並宗門の訴人ニ　同　五拾枚　又ハ三拾枚品によるべし

右之通御ほうひとして可被下之若隱し置他所よりあらはるゝにおゐては其五人組まて可行曲事者也

承應二年十月　日

（四）寛文元年七月四日公達に依て揭示改正せらる左の如し。

一、吉利支丹宗門制禁之高札今度年號改元候間書直し可被相立事

一、吉利支丹宗門今以所々より密々顯捕之候何方ニ可有之も難計候間家中並領内彌念ヲ入相改不審成もの於有之者可有穿鑿事

一、町人百性五人組ヲ定庄屋町中年寄無油斷改之候樣ニ領内堅可申付候、自今以後他所より顯れ於捕之ハ其所庄屋年寄手前遂穿鑿油斷仕不相改儀無紛其科之輕重ニしたかい可令行曲事候　已上

寛文元年七月四日　（新古條令集從江戸御書出）

（五）寛文元年七月廿一日　烈公より仰出左の如し。

一、吉利支丹宗門御改年々隨被爲仰付候、年號後改元ニ付所々高札令新書之彌以堅可相改旨被仰出候間每月念ヲ入可相改事

一、家持借屋もの年々五人組之内合點不參もの今度五人組之内ヲ除可申候但其者奉行所ェ相届可遂吟味事

一、家持借屋等ニ有殘成者宿仕儀堅停止可申付候、尤出入之者五人組として相改奉行所へ可相屆事

一、何ものによらず有殘成もの於宿仕は早々町代へ相屆可申候、其品ニより御褒美可被遣候、若かくし置、わきより出申上は借屋主之義ハ不及申其五人組迄急度曲事ニ可申付事

一、何ものによらず有殘成者奉行所へ相屆候は其者遂吟味子細於有之は其輕重ニ隨ひそれ〳〵御ほうび可被遣候事

右之趣町中年寄目代ヱ堅申渡候毎月念ヲ入町々ニ相觸可吟味仕者也

寛文元年七月廿一日　（新古條例集殿様御書出）

（六）

寛文四年十一月廿五日江戸より令達左の如し。

一、耶蘇宗門御制禁たりと云へとも密々ひろむる族有之と相見候于今斷絶無之條向後は遂穿鑿候役人を相定常々無油斷家中並領内改之不審成者無之様ニ可被申付候此上ニ吉利丹宗門領内ニ有之を他所より顯るゝに於いては可爲無念事

一、吉利支丹宗門其所ニ有之儀ハ名主五人組可存處此以前より高札ニ書載候旨趣令違背不申出候以來わきより顯るゝニ於いては可被行罪科之旨兼々申聞セ無油斷相改候様ニ可申付候事

一、吉利支丹宗門近年輕キ者共令露顯法をもひろむ類能吉利支丹ハ不出すゝめをもいたし候ほと之ものはふかくかくれ可有之間精ヲ入遂穿鑿捕之様ニ急度可被申付事、附宗門訴人輩ハ此已前より御定之通御ほうび可被下事

寛文四、十一月廿五日　（新古條例集從江戸御書出）

（七）

寛文七年正月日　殿様御書出、左の如し。

一、吉利支丹宗門穿鑿之儀今度從江戸就被仰下申付覺

一、壹萬石以上之面々ハ役人ヲ定下々ニ至迄不怠吟味可仕事

一、組付は番頭與頭として遂穿鑿自分之儀ハ不及申下々迄可相改事

一、物頭組はつれハ自分として銘〻召仕候下々まて遂穿鑿此外するゑ〳〵之ものまて其頭に不怠可相改事

一、寺社方ハ稻川十郎右衞門、町中ハ岡田喜左衞門可相改事

一、在々ハ代官頭郡奉行村代官共遂穿鑿今迄之ことく五人組不怠可相改事右惣奉行安藤杢、伊木頼母申付候間面々下に迄念入不怠穿鑿仕於改出は可爲忠節若不審成者有之ハ此度申付候奉行兩人ヱ早々可相達候、令油斷わきより申出ニ於いてハ可爲不念者也

御町奉行衆書出

一、吉利丹宗門之改每度堅被仰渡候、每月判形仕候へとも今度彌堅申渡候間五人組精ヲ入相改少ニても有殘成者有之は早々可相屆候、自然わきより相聞候は其五人組曲事ニ可申付事

一、借屋請人之義遂穿鑿不慥成請人於有之ハ急度被替可申事尤借屋請狀ニ宗門之吟味堅いたし何氏之神主宗門請と慥ニ遂吟味或ハ出家ヲ頼申ものハ旦那坊主之手前せんさくいたし手形ヲ相添被置可申候勿論日代手前ニ大帳ヲ仕可書留事

一、借屋請人無沙汰ニいたし借屋かり申もの有殘ものニ宿かし候は借屋主家屋敷取上可申候、尤樣子ニより曲事ニ可申付候ニ付借屋かへ之節ハ借屋かり申ものも日代ヱ急度相斷可申候、不斷宿かり候は可爲曲事不及申宿主早々日代ヱ相斷べし、又日代も可成ほと念ヲ入借屋かり主請人根元こまかに承屆致吟味借屋かさせ可申事不穿鑿ニ致候日代可爲越度事

一、他國之商人或旅人之宿仕候ハ成ほと遂穿鑿慥成ものニ候ハ宿可仕候宿賃におほれ不慥成ものに宿かし候ハ急度曲

事可申付候勿論一夜之宿仕候共五人組合目代ヱ相斷可申候、目代吟味いたし宿切手奉行所へ指上可申候、自然無沙汰いたし五人組目代ヱ不相屆宿かし候ハ承次第曲事ニ可申付候、但旅籠屋は一夜之宿不苦候然とも能々人からを見屆かし可申候、有殘成ものニハかし申間敷事

一、他國より參候て當地に奉公仕候ものハ或は商人たり共當地ニ住居いたし候者ニ借家請又ハ奉公人請ニ相立候儀堅無用之事ニ候、然共國方之親兄弟能存或は親類ニて候ハヽ不苦候、當分之近付とて請ニ立候ヲ請ニ取候儀可爲曲事候

一、有殘成ものか又ハすきわひ合點不參候もの於有之ハひそかに可申聞候、樣子ニて御褒美可被下候、尤穿鑿之うへニて耶蘇宗門なとの輩に於いてハ從公儀之御ほうひ上に御自分之御ほうひ可被下候、自然右之通之者を見聞出し申候は御ほうひ之上ニ可爲忠節人ニ候外より申出候は五人組急度曲事可被仰付候事

一、大年寄中每月念ヲ入目代中へ度々申渡候每月今迄之ことく判形取置右之通度々能申聞セ目代共其町之五人組ヱ能可申含候事

寛文七年正月日

藤岡内助

加世八兵衞

右は寛文四年岡田喜左衞門書出則用ヒ年號名付相改候事　（新古條例集に據る）

第二　寺院の宗門改帳の一例

是は藩士、町人、百姓の各に就きて調査せしも適切なる文獻を得ざりしを以て姑らく左記、民間の一例を擧ぐるに止む。

天和三年　幾里志丹宗門御改旦那坊主請判帳　黒石村

眞言宗浦田村弘長寺㊞
一、市右衛門　歳六拾五
女房　同六拾三
子　仁右衛門　同四拾二
娌　同貳拾六
娘　すて　同廿一
子　重助　同拾八
女孫　さか　同拾四
同　千　同拾才
男　孫吉　同七ツ
やしない子作三　同卅六
同　五郎　同拾五
合拾壹人内　男六人　女五人

（中略）

眞言宗浦田村弘長寺㊞
一、助兵衛　歳四拾三
女房　同三十一
親　次右衛門　同六拾六
母　同六拾六
子　武助　同貳拾一
よめ　同廿一
娘　ちやう　同十七
同　松　同拾三
同　たま　同九ツ
子　右門次　同七ツ
養立　六兵衛　同卅八
女房　同三拾九
六兵衛子まご　同拾六
同　娘かけ　同九ツ
養立　二郎　同拾貳
合拾五人内　男六人　女八人

（中略）

合貳百三拾六人内　男百拾八人　女百拾八人

右男女貳百三拾六人拙僧旦那ニ而眞言宗ニ無紛御法度之幾里志丹不受不施之宗門ニ而ハ無御座候若宗旨之儀ニ付疑敷義御座候者何時ニても拙僧罷出明白ニ埒明可申候爲後日如件

天和三年　兒島郡浦田村岩瀧山弘長寺　蓮花院　判

黒石村庄屋　助　兵　衞　殿
同村年寄　市　右　衞　門　殿

第三　神職の宗門改に關する文書一例

御用日記　寛文十三年丑條に

一、去々年廻り候刻　如申聞只今ニ至テ佛法ヲ信仰仕リ吉利支丹請ニ旦那坊主ヲ立テ百姓共ハ只今迄之通ニ而何之御構も無之事ニ候。儒道を尊ひ親之神主ヲ設け吉利支丹請ニ氏宮之神職ヲ立候百姓共ハ一年ニ一度　仲秋に神主ヲ祭り可申候尤死人有之時ハ儒葬ニ可仕候此二色之勤無之候而ハ佛道をかはり吉利支丹請に神職ヲ立ル印無之候得と宗旨之證據無之ニ付如此申聞ル事ニ候。右之品ハ御國之しまりにて候故江戸御公儀へ御對シ被遊候而之儀ニ候得者彌以皆共右之趣能合點仕無懈怠樣ニ可申付候（津田央氏所藏）

第四　吉利支丹信徒の檢擧及處分

寛永廿年より萬治二年に至る備前國に於ける切支丹信徒の檢擧せられしもの合計廿三人外に連坐のもの八拾人、左の如し

備前國吉利支丹帳　○万治二年己亥卯月廿五日
公儀へ差出候ひかへ

訴人　酒井宮内大輔又者　庄右衞門
菓子屋　佐右衞門　寛永廿年　井上筑後守殿へ差上
一、本國和泉堺之者之由
一、女房　籠死

一、娘　預置
此者寛文十一亥年十二月朔日病死仕候由安藤杢より申越、於江戸同年十二月廿六日保田若狹守殿へ青木遠江守殿へ伊木頼母を以申遣　以上

訴人　酒井宮内大輔又者　庄右衛門
又者船橋德左衛門　寛永廿年　井上筑後守殿へ差上
一、本國讃岐者之由
一、女房　籠死
一、男子二人　預置　但、公儀へ御赦免之分
内一人三平と申者寛文二年十月大村權太夫所にて成敗仕
候由　同七年未十月七日於江戸北條安房殿　保田若狹殿
へ同斷被仰遣
一、娘　預置　同　斷
以　上

訴人　出雲國安木村又左衛門
醫者　延原道種　寛永廿一年井上筑後守殿へ差上
一、本國備前和氣郡矢田村之者
一、女房　籠死
以　上

訴人　大阪大江兵太夫
こま物屋　吉右衛門　慶安三年　井上筑後守殿へ差上
一、本國近江八幡山之者之由
一、男子二人　預置　但公儀へ御赦免之分
一、娘　預置　同　斷
万治四年四月十七日病死、寛文五巳五月十九日　於江戸
北條安房殿　保田若狹殿へ被仰遣
以　上

訴人　竹屋甚五右衛門　寛永廿年井上筑後守殿より申來
才崎三太夫　籠舍　當年五十二歳
一、本國備前之者幼少之時出家にて罷在候由廿八年以前召抱少
知遣シ置申候
一、親、鳥飼了無と申候三太夫若年之時果申候由
一、母　籠死
一、妹　籠舍
一、女房　籠死
一、男子　預置
一、娘　預置
一、娘　籠死
一、姉　松平陸奥守母方ニ居申候由
右三太夫儀數度拷問之上ニ而穿鑿仕候へ共せかれ之時分より
親出家ニ仕置候吉利支丹ニ成候儀ハ更ニ覺無御座由申付此段
筑後守殿より訴人竹屋甚五右衛門ニ被仰聞候處ニ甚五右衛門
重而申口
一、才崎三太夫同妹之儀宗門は不存候へ共父母宗門ニ而御座候
故申上候彼者宗門之儀不存候間御赦免被成可被下候事

訴人　永井日向守足輕仁右衛門　寛永廿一年井上筑後守殿
より申來
鹽川八右衛門　籠舍　當年四十七歳
一、本國攝州大坂者之由少知遣置候
一、親　鹽川信濃本國攝州多田之庄之者寛永八年伏見ニ而病死
仕由

一、母　籠死
一、女房　籠死
一、男子　預置

以　上

訴人　又助　女房　正保元年備前岡山ニ而自分穿鑿之時さし申候
佐伯村與二右衛門　籠舍　當年五十九歳
此者寛文五巳ノ七月三日御國ニテ斬罪ニ被仰付候公儀ヨリノ被仰付趣御書付御前ニアリ
一、本國備中なゝち村之者由
一、女房　籠死　此者兩人公儀無御構候由御奉行衆巳ノ七月十九日ニ披仰渡候書付別紙有
一、男子二人　籠舍
一、男子一人　籠死
一、娘二人　籠死

以　上

訴人　松平安藝守家來　鳥飼三太夫　慶安元年ニ井上筑後守殿より申來
鷹師横川三郎兵衛　籠舍　當年五十四歳
一、本國播磨之者之由
一、女房　籠舍
一、男子二人　籠舍
一、娘一人　籠舍
一、姉一人　籠舍（中略）
一、弟一人　籠舍
一、弟一人　籠死
一、妹一人　籠死

以　上

訴人　內藤石見守元與力　渡邊惣左衛門　慶安三年井上筑後守殿より申來
歩行之者
澤田善右衛門　籠舍　當年六十歳此者寛文十年正月八日病死之由伊木賴母より江戸へ申來同正月廿五日ニ保田若狹守殿北條安房守殿へ被仰遣候御書付之留書さしかみニ有之
一、本國備前岡山之者
一、親、和氣五郎兵衛と申候本國備前岩生郡川田原村之者大阪御陣之時分相果申候由
一、女房　預置
一、娘一人　預置（中略）

以　上

訴人　內藤石見守元與力　渡邊惣左衛門　慶安三年井上筑後守殿より申來
魚屋甚四郎　籠舍　當年六十歳
一、本國備前岡山之者
一、母　預置（中略）
一、女房　籠死
一、男子一人　預置
一、娘一人　預置（中略）
一、孫一人　預置

以　上

訴人　こま物屋吉右衛門　慶安四年井上筑後守殿より申來
目醫者　長原沸波　籠舍　當年五十九歳
一、本國備前上道郡長原村之者
一、親も沸波と申候　在所右同斷　今沸波十四歳之時果申候由
一、女房　預置　（中略）
一、男子三人　預置
一、娘一人　預置
一、妹一人　預置
以上

訴人　船橋德左衛門女房　寛永廿年備前岡山ニテ
自分穿鑿之時さし申候
くとぬり惣左衛門　預置　當年七十五歳
寛文六年三月廿日病死伊木頼母より江戸へ申來卯月十五
日御奉行衆へ被仰遣御書付之ひかへさし紙ニ有
一、惣左衛門儀氣違故申口不分明候
一、女房　預置　（中略）
以上

訴人　船橋德左衛門　寛永廿年江戸屋敷ニテ
自分穿鑿之時さし申候
公儀ノ御赦免ノ分
馬取少三郎　預置　當年六十四歳
寛文四年正月十九日病死、同五年五月十九日於江戸北條
安房守殿保田若狹守殿へ被仰遣
一、本國播磨まゝかた村之者之由
一、女房　預置　但公儀ノ御赦免ノ分

一、男子一人　預置　同斷
一、娘一人　預置　同斷
一、娘一人　死
以上

訴人　馬取少三郎　正保元年備前岡山ニテ
自分穿鑿之時さし申候
こま物屋　七右衛門　預置　當年七十歳
一、本國筑前いの村之者之由
一、女房　預置　（中略）
一、男子二人　預置　（中略）
一、男子一人　死
以上

訴人　松平筑前守家來　藤田與三右衛門　正保二年井上筑
丹羽左京太夫家來　梅原大膳　後守殿より申來
卜庵女房　預置　當年五十六歳
寛文九年十一月十二日病死伊木頼母より江戸へ申來同年
十二月十二日ニ御奉行衆へ被仰遣御書付ノひかへさしが
みニ有之
一、本國攝州大阪者之由
一、親、谷喜介と申候　寛永十一年ニ相果申候由
一、男子四人　預置
一、娘一人　預置　（中略）
以上

訴人　備後三郎左衛門　正保三年ニ井上筑後守殿より申來
粒江新田村　藤原七郎右衛門　預置　當年七十一歳

一、本國備前兒島郡粒江新田村之者此七郎右衛門儀度々遂穿鑿
申口筑後守殿へ申上候處御聞屆候間先在所へ遣し置樣にと
被仰ニ付預置申候
一、男子一人　勘右衛門と申候　預置　（中略）
以　上
訴人　船橋德左衛門　寛永廿年江戸屋敷ニテ自分穿鑿之時さし申候
船大工　左兵衛　正保元年　籠死
一、本國河内いなた村之者之由
一、男子三人　預置
以　上
訴人　大阪長堀新平野町　取上ばゝ　正保三年ニ久貝因幡守殿より申來
船大工　左兵衛女房　籠舍　當年七十五歲
寛文七年九月二日病死之由同年十月五日於江戸北條安房
殿保田若狹殿へ被仰遣
一、本國攝州大坂上町之者之由
一、親、右同所　一向坊主友念と申由
以　上
訴人　船橋德左衛門　寛永廿年江戸屋敷ニテ穿鑿之時さし申候
醫者　國富宗味　正保元年　籠死
一、本國備前國富村之者
一、女房　預置
以　上
訴人　延原道種　正保二年ニ井上筑後守殿より申來。
磯上村　七右衛門　正保三年　籠死

一、本國備前磯上村之者
一、男子二人　預置
一、娘一人　預置　（中略）
以　上
訴人　右同斷
磯上村　七右衛門女房　籠舍　當年五十七歲
寛文八年四月二日病死之由同四月廿一日於江戸北條安房
殿保田若狹殿へ被仰遣
一、本國攝州大阪者之由
以　上
訴人、渡邊惣左衛門　慶安三年井上筑後守殿より申來
脇濱屋小左衛門　此者訴人白狀より以前正保三年ニ果ル
一、本國備前邑久郡笠賀村之者
一、女房　預置　（中略）
一、娘四人　死
以　上
訴人　松平左近大夫領分　播磨作右衛門　慶安三年井上筑後守殿より申來
中須賀馬方　市兵衛　承應元年籠死
一、本國高麗者之由
一、女房　預置
一、男子一人　預置
一、男子一人　死
一、孫一人　死
一、よめ二人　預置

一、市兵衛　しうとめ　死

右人數廿三人　本人之分

内

四人　井上筑後守殿へ差上候分

九人　籠舎申付置候分

以　上

五人　預置候分　此内一人ハ公儀御赦免之者

五人　死人

一、八十人　右本人之母妻子兄弟其外親類共籠舎申付或ハ預置候分

内

廿四人　死　人（以　上）

○池田家史類纂　異宗徒處分の一例

寛永廿年癸未月日闕

才崎三太夫祿二百石小性　異宗信仰ノ事ヲ以テ、祿ヲ沒セラレ禁獄。天和三年癸亥十月十六日獄中ニ死ス。七十六歳（下略）

異宗徒處分取扱の一例左の如し。

其一　主犯に關するもの

寛永廿年才崎三太夫書付〔包紙〕

才　崎　三　太　夫

○竹屋甚五右衛門白狀

此もの松平新太郎殿家來きりしたん宗門ニ而御座候　廿壹年以前ニ竹屋權七一所ニ罷有候故切々付合宗門之儀慥ニ存候其後ころひ候儀不承候

十一月廿九日

右、調書を添附して、幕府の三老中より追捕穿鑿のことを備前に達せらる。

○

貴殿領内きりしたん宗門之者有之由訴人出候　申狀之趣注別紙從　井上筑後守差越候　捕之被遂穿鑿樣子筑後守迄可被相達候恐々謹言

十二月六日

阿部對馬守　花押

阿部豐後守　花押

松平伊豆守　花押

松平新太郎殿

右再調査の覺書を送附し來る。

○覺

一、才崎三太夫儀

訴人竹屋甚五右衛門ニ重而相尋候處ニ　三太夫親鳥飼了無かくれなき宗門ニ而候　彼ものあね信州松本にて竹屋圓齋と申ものと夫婦ニ罷成貳人共に宗門故六七年以前ニ死罪ニ逢申候竹屋甚作と申ものかくれなき宗門ニ而候此ものとも一類ニ而候由申候　右之通訴人申候　三太夫手前彌御穿鑿可被成候事

（中　略）

十二月十七日

井上筑後守

松平新太郎殿

其二　連坐に關するもの

〇口上之覺　此趣江戸へ尋被遣候留　但口上にて井上右馬丞ニ相尋申候へと被仰遣也

一、正保四年十二月廿三日ニ被仰下候此方鷹之餌飼助右衛門、同子勘七兩人訴人仕藝州家來鳥飼三太夫于今存命ニ而罷有候哉　左候ハヽ寛永廿年十一月廿九日竹屋甚五衛門訴人仕候才崎三太夫同妹と鳥飼三太夫いとこ之由申候　安藝國ニ而一所ニ罷有由申候處　才崎三太夫同母妹とも吉利支丹ニ而御座候哉御尋候而可被下候由可申候　其内此方ニて拷問可仕候へとも重々爲令承屆得御内意候旨可申候　右之者共鳥飼三太夫と數年一所ニ罷有候故ハ吉利支丹ニうたかひ無之候へとも白狀不仕候故類門訴人可申樣も無之候條其許鳥飼三太夫申分彌吉利支丹ニ紛なく落着申候ハヽ其上にて訴人可仕儀も可有之哉と存如此申達由可申候　以上

慶安二年二月十日

〇竹屋甚五衛門申口

一、才崎三太夫同妹之儀宗門ハ不存候へとも父母宗門ニて御座候故申上候　彼もの宗門之儀不存候間御赦免被成下候。

〇鳥飼三太夫申口

一、才崎三太夫同妹之儀ハ宗門ニ而無御座候　父母はきりしたんニて御座候

二月廿五日

第四十七章　藩學校　附 熊澤伯繼

〔略說〕

沿革。寛永十八年に起り明治四年に至る、三ケ所通じて二百三十一年なり。

一、花畠教場、今の岡山市花畑、元花畠又云藪ノ町、寛文六年迄、二六年

二、石山假學館、今の岡山市內山下石山、圓務院阯、寛文八年迄、　二年

三、新建學校、今の岡山市西中山下女子師範學校、明治四年迄、二〇三年

寛永十八年花畠の別邸を以て假教場とし教師を聘して藩士の子弟に文武を教授す。當時儒員の主なるものは熊澤蕃山、同弟泉八右衛門、中江藤樹の男虎之助、同弟藤之丞、彌三郎、藤樹の門人中川權左衛門、加世八兵衛、京師の儒三宅可三、林羅山の門人林文內、武藏の人市浦淸七郎、攝津の人富田玄眞等なり。當時蕃山の撰文に係る「花園會約」九箇條を教場に掲示せり。

寛文六年岡山城內今の石山に假學館を設けて花畠より此に移轉す。泉八右衛門津田重二郎の二人學事を兼掌綜理す。講師には舊花畠教場教師の外、廣島の氏家源內、京師の大西立賢、射術師田路助之進、久保田右衛門、劍術師坂口八郎右衛門、坂口市兵衛、吉田兵右衛門、薄田藤十郎、槍術師落合彌左衛門、馬術師三間勘助等あり。生徒數八十餘人。

寛文八年十二月二十四日學館狹隘の故を以て岡山西中山下圓乘院舊地竝に家士の邸宅十七區を合して校地とし校舍を新築す。

岡山藩學校（岡山市西中山下）

寛文九年七月二十五日熊澤蕃山を播磨明石より聘して開校式を擧行す。會するもの生徒八十五人職員來賓を合せて總て百六十人なり。爾來二百年明治維新に至り藩政改革と共に牧野權六郎に命じて學校一新取調係を兼務せしめ校規教則等概ね近代の制に據りて釐革せられ、明治四年七月十四日廢藩置縣と共に黌舍典籍器械其他諸事務を擧げて岡山縣に附す。

規模。學校新築の當時敷地南北百十二間半、東西六十一間半あり。然るに寶永元年四月食堂北の地若干を割きて其敷地を減ずと雖も學校の規模にはさほどの影響なし。南方正面の校門を入れば其兩側に番所竝に內腰掛あり、東南隅に奉行屋敷を望みて甃石を歩めば泮池に達すへく、泮橋を渡りて左右兩塾に入り東西兩階を經て講堂中室食堂と順次南北に平行して棟を並べ、其東西兩側各六區に分れたる寮舍あり、卽東側には北より桃舍、梧舍、橘舍、梅舍、蘭舍、菊舍あり。西側には北より杉舍、槐舍、柳舍、竹舍、松舍あ

り。食堂の北更に校厨を隔て奉行屋敷二軒あり（寶永元年廢す）梧舍、梅舍、橘舍の後方又學房客舍數棟を設け杉舍、槐舍の西方長さ百間の馬場あり。其他射圃、文庫、米倉、浴室、範馳軒、稱德亭等あり。而して今古規模の一斑を窺ふへき建物三棟を存す、左の如し。

舊岡山藩學校之圖

岡山藩學校圖

〔講堂〕五間四面の圓柱入母屋瓦葺建築にして四方間內廊下を廻らせり　其建坪東西十二間、南北十間、面積百二十坪、熊澤猪太夫筆「講堂」の扁額を揭ぐ。

〔校門〕泮池に臨み講堂の正南に在りて其間廊下を以て連結す、東西十間半、南北六間、建坪六十三坪、正面に佐々木志津摩筆にかゝる「校門」の扁額を揭ぐ。

〔大門〕校門を距る南方二十六間に在り、南北一間八寸、東西二間。

〔松並木〕大小二十八本あり、最大なるは周り一丈三尺三寸、最小なるは三、四尺に過ぎず。

以上現存の建築物は彼の神田湯島に於ける德川幕府の建設にかゝる昌平坂學問所大成殿、大正十二年大震災前まで存したる東京教育博物館の建物の落成せし元祿三年に先つこと正に二十一年なり。勿論彼は寬永七年に其起原を有する林家忍岡弘文院の擴張工事に屬し、是は寬永十八年に其濫觴を有する花畠教場、さては寬文六年の再興にかゝる內山下の假學館の擴張工事に屬するものなるが故に其の現存古建築としての岡山藩學校の遺構は神田湯島大成殿のそれに比して正に二十一年の以前に在りしものにして大成殿燒失の今日に於ては當年海內建學の嚆矢たる此種唯一の古建築なりとす矣。

行幸。明治十八年八月六日明治天皇岡山縣師範學校（舊藩學校）臨御、職員生徒校門內左右に並列して奉迎す、宮內卿伊藤博文、侍從長德大寺實則、宮內省二等出仕杉七郎扈從し、泮橋を經て講堂に入らせ給ひ、堂內陳列の理化學器械を天覽に供し西教室の假便殿に入御、學校長岡田純夫祝詞及本校沿革略誌建築圖並に生徒作文描畫等縣令を經て上る。宸憩數刻にして還御職員生徒門前に於て奉送す。

學制取調書、舊備前藩學校之部に、

藩學校を花畠、假學館、學校の三段に分ちて之を記せり、左の如し。

（一）花畠教場。備前國舊領主左少將松平光政ハ章政十代ノ祖也。爲人深ク洙泗ノ學ヲ信シ、寬永九年因伯ヨリ封ヲ備前ニ轉セシヨリ、銳意ニ賢ヲ選ヒ能ヲ擧ケ、大ハ國治ヨリ小ハ家事ニ至ルマテ一ニ儒教ニ資ラサルハナシ。故ヲ以テ一藩の子弟タル者ヲモ du儒學ヲ以テ之ヲ敎化セント欲シ、寬永十八年辛巳月日不詳備前國舊領下松平宮內少輔忠雄ノ建營セシ上道郡花畠ノ別邸ヲ以テ假ノ教場トナシ、教師ヲ置テ專聖學ヲ修メ傍武技ヲ演習セシム。歲月悠遠ナルヲ以テ其教

則學科等今古典ノ徵スヘキナシ、因テ當日教場ニ揭示セシ花園會約一篇ヲ下項ニ揭ク、庶幾クハ其教導ノ一斑ヲ窺フニ足ラン。（此文熊澤助右衞門伯繼所撰）

花園會約

一、古人ノ善ヲ爲ス、日ヲ不レ足トスルモノハ何事ソヤ。良知ノ人心ニアル、其職ニ居テ其職ニ任セサルハ皆不レ快故也。此ニ我輩弓馬ノ家ニ生レテ武士ノ名ヲ得ル人ナレハ、武士ノ德ニ昧ク、武士ノ業ヲ勸メサルハ自良知ニ恥ル所ナリ。夫武士ハ民ヲ育ム守護ナレハ守護ノ德ナクテハ不可叶、其德ノ心ニアルヲ仁義ト云、天下ノ事業ニアラハル、ヲ文武トイフ。故ニ明ニシテ慈愛アルハ文德也。明ニシテ勇强ナルハ武德也。良知ナレハ、此德素ヨリ我ニ備レリ、是故ニ今諸子ノ會約致良知ヲ以宗トス。マコトニ得カタキ此生ヲ得、難レ聞聖敎ヲ聞、難レ遇同志數輩アツマレリ、三難ノ時イカテ默止スヘキヤ、三難ノ福ヲ得ニ當ツテ徒ニ悠々トシテ飽煖ヲ安シ、此生ヲ空セハ天威明也、其罪豈一生ノミナランヤ、可レ恐可レ戒ノ甚シキモノ也。夫文武ニ德有藝有、德ハ猶苗ノ生意ノ如ク、藝ハ猶耕耘ノ如シ、文武ヲ以テ耕耘ノ事トシテ心ノ生理ヲ生長養育シ、教學相長シ、偕ニ聖果ヲ結ハン事何ノ幸カ如之哉。

一、每月淸旦ニ盥櫛シ、衣服ヲ整テ聖經賢傳ヲ熟讀スヘシ。文才拙キモノハ或ハ孝經四書ノ經文ヲ讀、或ハ先覺著述ノ假名書ヲ讀、觸發、栽培、印證ノ三益ヲ求テ心ヲ冊子上ニ放在スル事ナカレ。

一、食後ニハ射ヲ學フヘシ。時過テ後鎗太刀等ヲ習フヘシ。馬鐵炮ハ人ニヨリ時ニヨリテ難レ習モノナレハ勢ニ任セテ可也。武藝ハ治平ノ具且、戈ヲ止ノ義ナレハ、相和シ相輔ケテ敢テ爭心殺氣ヲ挾ムコト勿レ。

一、書數ハ文武ノ藝術ニ於テ其便スクナカラス、時ヲ以テ是ヲ習フヘシ。

一、禮樂ハ六藝ノ尤重キモノ也。禮ハ心ノ敬ヲ顯シ、樂ハ心ノ和ヲノヘタリ。禮樂ヲ學ント欲スル人ハ先此心ヲ存養スヘシ。タトヘ禮樂ヲ學フ事不ㇾ能人モ、若敬和ノ德アラハ事每ニ無體ノ禮ヲ行ヒ、日々ニ無聲ノ樂ヲ鼓セン。故ニ君子ハ禮樂其身ヲ離レス。

一、禮用軍用缺ヘカラス。困窮ヲ恤ミ、下民ヲ救フ事分限ニ應シテ可ㇾ有ㇾ之。家居飮食衣服器物妻子ノ私用ニ於テハ儉約ヲ事トスヘシ。若コヽニ於テ儉約ナラスンハ或ハ禮用ヲ欠人カ、或ハ軍用ヲ廢スル人カ、或ハ慈悲ノ利濟ノ心ナキ人ナルヘシ。世俗其恥ニアラサルヲ耻テ、耻心亡能顧省シテ迷ヲ辨フヘシ。

一、朋友ノ交リ、人我敬讓有テ相和睦シ、溫恭自虛ニシテ益ヲ得ルヲ本トス。威儀怠ニシテ言語卑ク、爭心浮氣ヲ以テ交ハ下流ノ凡俗也。他人ノ是非世間ノアタコトハ敢テ口ニ置クコトナク恭敬ノ誠ヲ盡スヘシ。色欲ノ雜談堅ク禁ㇾ之。況婬行ヲヤ。風ハ必心ニ由テ見ハレ、言ハ心ノ聲ナレハ其耻ヲ知ヘシ。

一、朋友之交、一體ノ心ヲ存シ、其困窮ヲ相救、其業ヲ相助テ、物我ノ私意ニ蔽レ便利ニヒカル、事ナカレ、若物我ノ意念發ル時ハ、一體ノ良知ヲ昧シ同胞ノ親愛ヲ亡ス魔障ナリトフカク提撕警覺スヘシ。

一、朋友ノ交リ、過ヲ規シ善ヲ勸ヲ以眞實ノ親トス。過ヲ見テ規ス事ナク善ヲ知テ不ㇾ勸ハ同志相切瑳スルノ本旨ニアラス。徒ニ其非ヲ咎メ其是ヲ爭フモ同志切瑳スルノ始願ニアラス。コレヲ規スニ和ヲ以テシ、コレヲ勸ムルニ時ヲ以テシテ、猥ニ論辯ヲナサヽレ。議論稍不叶事アラハ心ヲ虛ニシテ自反セヨ。夫良知ノ愛敬ハ萬物ヲ以一體トス。我手足ヲ破ラルヽ時ハ是ヲ治ル心必平愈ニ至ラサレハ不ㇾ止、人ノ心病ヲ療スルモ忠告シテ、善導クノ意案ヲメクラスヘシ。過ヲ聞人モ良藥口ニ苦キヲ厭スシテ病ニ利アル事ヲ樂ムヘシ。過ヲ規人ニ向フテ蓋藏シ、外ニ愼ムハタトヘハ病者ノ

醫師ニアフテ其病症ヲカクスカ如シ。心事光明ニシテ内外ナク自心ニ耻テ念上ニ拵去スヘシ。　以上

右會約今時花園之諸學士　對症之藥方　當服食之時節也　故揭出其略　以標示于諸生　若等閑讀去而實不砭其病物鞭勉　其退托之氣　則終無益而廢了於初志　吾黨欽哉。

仲冬日

〔編者云〕　右會約は揭示板の原文に據り其の不明のところは温故雜記、烈公自記、學制取調書、所載の文に依て之を校合したり。而して作者の蒼山なることの證據は烈公自記の天命性道に他の蒼山の作に係る文と同しく熊澤二郎八の略稱なる「熊二」の二字を註記せることに依て明なり。

當時執役セシ督學教職等今詳カナラス、因テ其年間招聘任用セシ文學ノ諸士ヲ左ニ列記ス。

正保四年丁亥二月再ヒ熊澤二郎八ヲ登用シ祿三百石ヲ給シ慶安三年更ニ祿三千石ヲ給付ス。但、先是寛永十一年甲戌歲十六ニシテ初テ來リ仕ヘ、十五年戊寅故アリテ一旦仕ヘヲ辭シ去テ江州ノ儒士中江藤樹ノ門ニ學フ。故ヲ以テ本年再ヒ之ヲ登庸セシナリ、二郎八後助右衞門ト改ム。

慶安三年庚寅熊澤二郎八ノ弟岩田八右衞門ヲ登庸シ貳百俵ニ拾人扶持ヲ給シ、承應元年更ニ五百石ヲ給ス。

同　四年辛卯二月中江虎之助（名宜伯江州儒士中江與右衞門惟命ノ男惟命號藤樹）ヲ招聘シテ三百俵貳拾人扶持ヲ給ス。

明曆元年乙未中江藤樹門人中川權左衞門、加世八兵衞等ヲ招延シテ祿貳百石ヲ給ス。

同　三年丁酉十二月中江虎之助ノ弟藤之丞、彌三郎兩人ヲ延テ月俸ヲ給ス。

萬治元年戊戌閏十二月京師ノ儒三宅可三ヲ聘シ現米百五拾石ヲ給シテ文學ニ充ツ。

同　二年己亥十二月市浦春甫（後清七郎ト稱ス名惟直）ニ五拾俵五人扶持ヲ給ス。

同　三年庚子九月林道春門人林文內ニ六拾俵拾人扶持ヲ給ス。

寛文五年乙巳正月富田玄眞ニ六拾俵拾人扶持ヲ給シ儒者トス。

同　六年丙午七月岩田八右衞門其養子七郎兵衞ニ家祿貳百石ヲ分割シテ自ラ泉ト改稱ス。

（二）假學館。寛文六年丙午十月七日、光政家臣泉八右衞門、津田重二郎ニ命シテ岡山城內松平五郎八政種（光政ノ父利隆ノ弟右近太夫輝興ノ長男ニシテ輝興領地沒收ノ後來リ寓ス）ノ居住セシ舊邸ヲ修繕シ、假ニ學館ヲ設置セシム。（此學館ノ跡後梵刹ヲ建營シ金剛山間務院ト云）十一月廿八日營繕竣功家士ノ子弟ヲ入學セシメ、茲ニ至ツテ花畠ノ教場ヲ廢シ生徒ヲ此館ニ徙ス。

教則。講官及授讀師ヲ置キ經學ヲ主トシテ小學、四書、五經等ヲ誦讀或ハ講習セシメ、傍武技ヲ演習セシム。其科目下項ノ如シ。

寛文七年丁未正月藝州ノ儒士氏家源內來テ論語ヲ講シ、浪士大西立賢京師ヨリ來テ孟子ヲ講ス。此他教員總テ舊貫ニ仍ル。

同月、家臣田路助之進、久保田門右衞門ヲ射術ノ師トシ生徒ニ教授セシム。

同　年三月、老臣日置猪右衞門ノ家臣坂口八郎右衞門（名勝清）並姪坂口市兵衞、同家臣吉田兵右衞門ヲシテ劍法ヲ授ケシム。但、八郎右衞門鍛錬ノ劍術心法ヲ主トスルヲ以テ學校相應ノ事ナリトテ任用最深シ。坂口市兵衞名忠興後改稱勘左衞門豫州大洲人、寛文四年備前ニ來リ叔ト共ニ學校ニ教授ス、一旦職ヲ辭シ大洲藩主加藤月窓翁ニ就テ槍術ヲ

學ヒ頗ル祕蘊ヲ極ム、元祿中綱政再ヒ之ヲ招聘シ、祿百五拾石ヲ給シ學校槍術ノ師トス。其子槙左衛門忠高又職ヲ襲フ。

同　月家臣落合彌左衛門ヲシテ槍術ヲ授ケシム。彌左衛門萬治三年始メテ來リ仕ヘ祿三百石ヲ受ク。

十一月、浪士三間勘助ヲ延テ御法ヲ授ケシム。祿三百石ヲ給ス。

同　八年五月、戸田流ノ劍術師薄田藤十郎ヲシテ劍法ヲ教授セシム。

右就學生徒ヲシテ文學ノ餘暇各其意ノ欲スル所ニ任セ教場ニ就テ各技ヲ演習セシム。

諸則。寛文六年本校開業ノ日上校ノ式ヲ定ムル左ノ如シ。

掟

一、小學ノ諸事泉八右衛門津田重二郎可任差圖事

一、入學ノ者禮義ヲ正フシテ文武之兩藝可習事

一、家中宗子八歳ヨリ廿歳之間入學望次第タルヘシ　但、廿歳以上ノ者並庶子庶人タリ共品ニ寄可令入學事

一、學者着座之次第可隨年之長幼事

一、學房ニテ對談一切停止之事

一、無斷シテ小學ヘ出入停止之事

一、門內ヘ草履取一人之外不可連之、自然老中出入時ハ小性一人可召連事

十二月六日定制

一、法ニ洩レ或ハ不作法候ハヽ日數ヲ以テ其品ニ應シ入學留可申事

同　月十二日定制

一、講釋之內謹テ物言可ラス

一、總テサヽヤキ物語ス可ラス

一、讀書之內縱ヒ讀覺候テモ能字ヲ見覺候樣ニ字ヲ指テ熟讀可仕事

同　七年丁未二月廿五日、十六歲以上ノ諸生ヲシテ輔仁軒ニ於テ讀書及ヒ禮容ヲ習ハシム。輔仁軒ハ館中ノ別室ナリ、新學校落成ノ後之ヲ藥園ニ移シテ藩主偃息ノ處トス。

閏二月六日、十六歲以上ノ諸生ハ不行儀有之ト雖モ帳簿ニ記サス潜ニ正シ戒ムルノ則ヲ定ム。

五月十六日定制左ノ如シ。

一、入學之者帷子ハ洗タルヲ着シ袴ハ麻ノ縞ヨリ外不可着之事

六月五日定則左ノ如シ。

一、小子讀習候書失念可有之哉試ニ之ヲ獨讀セシムヘシ、若失念ノ文字有之ハ十五字ヲ過チ一ツニ付可申、五ツ迄ハ之ヲ捨ヘシ。

但、翌年三月ニ至ツテ五字失念ヲ過チ一ツニ付ルノ則ニ改ム。

職員。寬文六年十一月開校ノ際鐵炮頭兼留帳役泉八右衛門、大横目津田重二郎學事ヲ兼掌綜理ス。

一、文武教職ハ既ニ上項ニ揭ク

一、家中ノ子弟ヲ擧テ授讀者トス
一、鄉中農民ノ子弟ヲ擧テ小侍者トス　但、小侍者ハ入學生ヲシテ吏員教師等ノ使令ニ供セシムル者
一、學厨吏ヲ置歩士ヲ以テ之ニ充ツ
一、司書庫兼小侍者頭ヲ置
右教官俗吏俸給ノ概數詳ナラス。下同
同　七年丁未三月參校生徒監督ノ爲メ座奉行ノ職ヲ置キ生徒ヲ監セシム。家士ヲ以テ之ニ充ツ。
同　八年戊申六月津田重二郎カ據任セル大横目ノ職ヲ免シ銃卒二十人ヲ付シ學校奉行兼留帳役トス。其十月兒小性中江彌三郎ヲ學校ヘ出仕セシメ奉行ニ副シテ事務ヲ執行セシム。十一月家士十九人ヲ學校ヘ出仕セシメ入學小子ノ作法等奉行申談シ差引スヘキ旨ヲ命ス。
生徒概數。開校以後年々增加シテ八十人餘ニ至ル是皆家士ノ子弟ニシテ寄宿モアレトモ大率通學ナリ。此他年々三都及ヒ諸藩ノ家士浪士等ノ來ツテ入學ヲ乞者亦少シトセス是皆寄宿ナリ。但學費ハ自辨スルモノトス。
藩主臨校。時々臨學生徒ノ演習ヲ監視ス
(三)新建學校。寛文八年戊申十二月廿四日近來學事頗隆盛ニ赴キ就學生徒日ヲ逐テ增加シ假學館狹小文武ノ授業行ハレ難キヲ以テ更ニ岡山西中山下祈禱寺圓乘院ノ舊地ニ於テ學校ヲ經營スヘキ旨光政老臣池田伊賀、日置猪右衛門ヲ以テ泉八右衛門、津田重二郎ニ命ス然ルニ右ノ經營圓乘院舊地ノミニテハ區域狹隘ナルニヨリ隣地ニ居住セル家士ノ邸宅十七區ヲ合併シ一區域トス。此日御野郡南方村ニ於テ下屋敷貳町ノ地ヲ付シ學校ニ於テ之ヲ管轄セシム。後之ヲ藥園ト稱ス

同　九年己酉正月十八日造營掛ノ諸役員ヲ定メ建築ニ着手セシメ閏十月廿日ニ至ツテ全落成ス。但本年七月廿五日開校式ヲ修シ以後間日ナク授業セシムト雖モ多少ノ工事アリ此ニ至ツテ全竣功セシナリ。

七月經營告成其廿五日開校式ヲ擧行ス。其式タル、中室龕中ニ、至聖文宣王ノ書軸ヲ揭ク（江州小川學士中江與右衛門惟命ノ所筆）己ノ刻蕃山了介（了介元熊澤助右衛門ト稱ス明曆三年故有テ致仕家祿ヲ光政ノ庶子八之亟ニ付シ蕃山了介ト改稱ス翌万治元年ヨリ他方ニ遊歴シ今茲播州明石ニ在リ光政之ヲ招延シテ開校式ヲ行ハシム）詣香案前上香俯伏衆皆再拜シ畢ツテ同聲ニ孝經ヲ誦ス。了介神前ノ熨斗ヲ徹シテ中室ノ中央ニ置テ戸ヲ閉ツ。於是老臣以下諸頭ニ至ルマテ手自之ヲ拜受シテ退ク。諸士諸生ニハ泉八右衛門、津田重二郎之ヲ授ク。衆皆拜受シテ復座儒士三宅可三孝經ヲ講ス畢ツテ衆皆退出。

同　十年庚戌三月廿三日松舍ノ前ニ射圃ヲ設ケ本日落成七月六日下屋敷川筋ニ調馬埒ヲ設ク、長七十三間本日告成。

貞享三年丙寅三月五日南方村ノ藥園ヲ改メテ菜園ト稱ス。十一月之ヲ支封信濃守政言ニ付與シ學校下屋敷ヲ廢ス。

寶永二年乙酉四月橘舍梧舍ノ間ニ下役人番所ヲ建設ス。

同　五年戊子二月十七日校内ニ厩ヲ建ツ。

正德二年壬辰十二月食堂ノ東北隅ニ一室ヲ置キ之ヲ輔仁軒ト稱シ學校吏員憩息ノ處トス。

寶永元年戊子四月食堂以北ノ地若干（反別不明）ヲ割テ綱政其弟主膳軌隆ニ付與ス（後又藩士ノ邸宅ニ復ス）是當時適宜ノ處置ヲ以テ學校ノ規模ヲ變更セシニ因ル。

寶曆十二年壬午正月廿八日校北ノ間地八畝貳拾三步ヲ更ニ學校ニ付屬ス。

元治元年甲子六月十六日新ニ演武場ヲ校門内奉行邸宅ノ東ニ設ケ本日落成開業ノ式ヲ修シ之ヲ武揚館ト號シ生徒修文

ノ餘暇此場ニ就テ一層武技ヲ勉勵セシム。但、柳舍竹舍ノ演武場ハ猶舊ノ如シ。

敎則。寛文九年七月開校尋テ儒臣ヲシテ生徒ノ爲ニ代ルヽヽ經典ヲ講セシム。而シテ其授業方法草創ノ組織ニ係ルヲ以テ想フニ屢變更ヲ經テ一定ノ規則ヲ確立スルニ至リシ順序ナルヘシ。故ヲ以テ開校後數年ノ間授業期日及ヒ休業日等モ一定ノ成規ヲ確認スル能ハス且當時ノ記錄總テ簡約ヲ主トシ特ニ至要ノ件ノミヲ揭ケ細目ハ之ヲ略スルノ風習ナルヲ以テ日期時間ヲ定メテ某ノ日ハ某ノ事業、某ノ時ハ某ノ藝術等ヲ敎ユルカ如キ精細ナル授業法制ヲ窺フ能ハス。因テ記錄中散見スル所ノ師生講義講習等ノ書目ヲ招摭摘錄シテ以テ當年敎科ノ一斑ニ充ツ。

八月京師ノ伶官東儀修理、久保將監、辻左衛門等ヲ學校ニ聘シテ國中ノ神職ヲシテ音樂ヲ學ハシメ以テ祭祀ノ用ニ充ツ。伶官滯留二十餘日ニシテ去ル。爾後屢往復東照宮祭典ヲ助ケ傍授業ニ從事セシムト雖モ其定期ナキヲ以テ略シテ記サス。

十月二日曩ニ登用セシ京師ノ儒三宅可三來ツテ論語ヲ講ス。其門人倭文新六孟子ヲ講ス。自是兩人ヲシテ代ルヽヽ之ヲ講セシム。尋テ儒臣廣澤喜之介可三ニ代リ可三生徒ノ爲ニ易學啓蒙中ノ筮儀ヲ講シ揲蓍ヲ敎ユ。但、可三ハ京住ナルヲ以テ往復授業セシモノナリ。

同　十年四月座奉行相謀ツテ小生素讀ヲ終ヘシ典籍內ノ熟語ヲ木片ニ書シ文字札ト號シ傍ヨリ其字ヲ讀ミ小生見付次第其札ヲ取ルノ則ヲ定ム。元祿十年ニ至ツテ更ニ讀取ル札ノ多少ヲ以テ順序ヲ立退出セシムルノ則ヲ定ム。

十月町浪人安井平右衛門ヲ登庸シテ習字ノ師トス。

十二月於梧舍習字ノ業ヲ始ム。

同　十一年五月論語講畢大學ニ轉ス。
同　十二年二月儒生窪田道和詩經ヲ講ス。閏六月食堂ニ於テ禮記ノ講習ヲ始ム。其十一日浪士粟屋道隨ヲ延テ諸生ニ禮ヲ教ユ。
延寶元年二月京都ノ學士朝倉少太郎ヲ聘シテ大學ヲ講セシム。少太郎後小原善助ト改ム。號大丈軒
四月儒臣佐々木三益、三宅可三ニ代ツテ小學ヲ講ス。窪田道和、富田玄眞ニ代ツテ孟子ヲ講シ、七月玄眞中庸ヲ講ス。
同　四年九月生徒ヲシテ春秋及ヒ近思錄ヲ講習セシム。十二月大學講終リ孟子ニ轉ス。
同　五年四月九日小侍者ヲシテ自今論語及小學ヲ講習セシメ窪田道和外一人之ヲ聽ク。
同　六年三月十三日本日ヨリ小原善助、窪田道和代ル〻〻孟子ヲ講ス。九月近思錄講習畢リ論語ニ轉ス、十二月禮記講習畢ル。
同　七年正月於橘舍書經講習ヲ始ム。
同　八年七月孟子講畢、尋テ中庸ニ轉ス、小原善助之ヲ講ス。
天和元年二月中庸講畢、大學ニ轉ス、九月大學ノ講畢、論語ニ轉シ窪田道和之ヲ講ス。
同　二年四月橘舍ノ論語講習終リ大學ニ轉ス、十一月大學畢、西銘ニ轉ス。
右ハ寬文九年學校創建以後天和二年光政逝去ニ至ル十三年間ノ記錄ニ散見スル所ナリ。蓋光政初年陽明ノ學風ヲ欽慕シ江州ノ儒中江藤樹ヲ信仰シ諮詢スル所多シ。後其子及門人數輩ヲ招聘シテ家臣トナシ熊澤伯繼ノ如キモ一

且仕ヲ辭スルノ後其門ニ學フ事數年ニシテ再ヒ來リ仕ヘ翼贊ノ功少ナカラス。是以テ花園ニ學問所ヲ設クルノ際ハ生徒ヲ教育スル亦王氏ニ原ク會約ヲ見テ察知スヘシ。後學校ヲ新建スルニ及ンテ別ニ所見アリ、一般ノ子弟ヲ教育スルノ學科ヲ程朱ニ轉シ、朝倉、窪田等ノ儒士朱學ヲ以テ教職ニ備ル。此レ前後教學ノ背馳スル所以ナリ。繼嗣綱政以後累代時宜ニ隨テ多少ノ變更ナキ能ハスト雖モ概光政創建ノ意ニ表式シテ朱學ヲ主張シ繼述ノ意ヲ失ハサルヲ主腦トス。

演武。

寛文九年新校落成十月廿二日ヨリ生徒ヲシテ射御槍劍ノ各技ヲ演習セシム。但科目教員總テ舊貫ニ仍ル。

同　十年庚戌六月九日下屋敷ニ於テ生徒ノ水錬演習ヲ始メ日々座奉行二名ヲシテ之ヲ監セシム。以後年々六月土用中此技ヲ演スルヲ例トス。

九月二十日、浪士石川兵右衛門ヲ延テ鎗術ノ師トシ、十一月廿日石黑藤兵衛ヲ御術ノ師トス。

延寶元年癸丑八月下屋敷射場成ルヲ以テ九月廿五日勸進的ヲ此ニ興行ス、射手五十五人巳ノ刻ニ初メ未ノ刻ニ終ル。

同　六年戊午八月十七日光政下屋敷ニ至リ家臣鄕司勘兵衛ヲシテ火矢ヲ放タシム。

天和三年癸亥七月六日ヨリ歩行ノ者ヲシテ松舍前ノ射圃ニ於テ砲術ヲ家臣藤岡傳左衛門ニ學ハシム。

歲首開業式。寛文十年庚戌正月元日吏員中室ヲ開テ鏡餅及三方ヲ聖位ニ奉ル。五日讀初ノ式ヲ修ス其式左ノ如シ。

諸生講堂ニ上リ左座ハ中ヲ上トシテ東ヘ列シ、右座ハ中ヲ上トシテ西ヘ列ス。巳ノ時奉山了介中室ノ扉ヲ開キ焚香俯伏次ニ衆皆再拜シ畢テ同音ニ孝經ヲ誦讀シ、次ニ儒臣廣澤喜之介孝經ノ卷頭ヲ講說シ、次ニ了介神前ノ熨斗ヲ中

室ノ中座ニ移シ拜受シテ退ク。於是泉八右衛門、中江彌三郎熨斗ヲ諸生ニ授ケ次ノ子供ニハ（鄕民ノ來學者ヲ云）隷屬ノ吏員之ヲ授ケ皆拜受シテ退。但、年首開業式以後年々此例ニ沿ル。

就業時間及休業日。

寛文九年七月開校以後生徒就業時間巳牌上校未牌退校ヲ定例トス。

但暑月ハ五半時上校正午退出或ハ藥園ニ至ツテ水錬ヲ學ハシム。

延寶元年癸巳五月七日休業日ヲ定ムル左ノ如シ。

一毎月　朔日　五日　十日　十五日　廿日　廿五日　晦日

一年頭　至正月十五日、一從正月晦日至二月十五日、一從二月晦日至三月五日、一從四月晦日至五月五日、一六月土用中、但土用終テ又土用ノ日數正午退校ヲ例トス

一從七月五日至七日、一從九月八日至十日、一從九月十五日至十七日、一年尾　從十二月十五日

但開校以後此年ニ至ルマテ休業ノ日期舊記中見ル所ナシ、故ヲ以テ今從前ノ定規ヲ詳ニスルヲ得ス。

十二月十六日大生小生就業休業ノ日期及諸規則ヲ改定スル如左。

一元服ノ諸生ハ半之日（寄日ヲ云）如常四ツ時分ニ揃候樣ニ出校可有事

一文武ノ藝望次第ニ內塾ニテ札請取藝舍ニ懸ケ可被申候。讀書望ノ者ハ札ヲ札場ニ懸ケ可被申候。一日ノ內ニ文藝武藝兩樣共望ノ者ハ札二枚可請取武藝二品ハ無用之事

一四ツ過候得ハ內塾ニ有之札ヲ引申候間參講ノ業講釋聽聞計ニテ藝舍ヘ被參候事成不申候

一退出ハ何時ニテモ心次第ニ候間最前懸ケ被申候藝舍ノ札內塾ヘ返却退出可有事

一出校並晝歸內塾ニテ書留可申事

一座奉行中一人宛每舍見廻可申事

一馬稽古冬ハ內塾ニテ札請取札場ニ懸ケ可被申候　夏ハ朝ヨリ直ニ範馳軒ヘ被參飯後講釋聽聞可有事

一元服ノ諸生出校日 每月奇日ヲ用ユ　三日　七日　九日　十三日　十七日　十九日　廿三日　廿七日

一小生出校日 偶日ヲ用ユ　二日　四日　六日　八日　十日　十二日　十四日　十六日　十八日　廿日　廿二日　廿四日　廿六日　廿八日

右之外諸事前々之通ニ候　元服被致候者此方ヘ可被申聞候事

一休日　朔日　五日　十一日　十五日　廿一日　廿五日　廿九日　晦日

一元服之者參校　三日　八日　十三日　十八日　廿三日　廿八日

一小生參校　二日　四日　七日　九日　十二日　十四日　十七日　十九日　廿二日　廿四日　廿七日

一休暇日　朔日　五日　六日　十日　十一日　十五日　十六日　廿日　廿一日　廿五日　廿六日　廿九日　晦日

延寶三年乙卯十月二日參校及休暇日ヲ改定スル如左。

右改定ノ日期寶暦年中重ネテ釐革每月一六二七四九ノ十八ケ日ヲ以テ八歲以上ノ小生參校日ト定メ辰牌ヨリ午牌ニ至ル迄讀書習字習禮演武等ニ從事セシム　三八ノ日ハ大生參校講義聽聞ノ日ト定ム　其科目左ノ如シ。

一、二七ノ日小學ヲ講シ小生ヲシテ之ヲ聽カシム

一、三八ノ日四書ヲ講シ十五歳以上ノ生徒ヲシテ之ヲ聽カシム　巳牌ヨリ未牌ニ至ル迄伶人樂ヲ錬習ス
一、一六四九申牌ヨリ酉牌ニ至ル迄諸生ヲシテ五經及ヒ近思錄等ヲ輪講セシム
右改正ノ準則ヲ以テ累世確守セシカ其後時間課業規則ヲ重ネテ釐正スル如左。
一、一六ノ日　授業從五半時至四半時
小生事業如舊　但復讀毎月朔日ハ休業晦日ヲ以テ之ニ換小生ヲシテ文字牌ヲ讀マシム
毎月朔日白鹿洞書院掲示講義如舊
一、二七ノ日　授業從五半時至九時
小生事業如舊　但四時ヨリ小學講釋畢テ槍術ヲ演習セシム
一、三八ノ日
大生講習　三ノ日小學 八ノ日四書　但、從五時至四時
講官講釋　四書　但、從四時至午前講畢テ八時迄槍術ヲ習ハシム。小生受業從五半時至九時
一、四九ノ日
小生事業如舊　但、四ノ日清書四半時ヨリ小學會讀　九ノ日清書自宅ヨリ持參四時ヨリ小學講習
大生講義　從七時
四ノ日　前座 五經 後座 論孟　九ノ日　前座 子書 後席 小學
文會　毎月四日夕　詩會　毎月十四日夕

一、五十、休業

寶永三年丙戌九月七日休業日ヲ釐定スル如左。

一、年頭至正月十五日

一、從二月二日至十四日

一、從三月二日至三日

一、五月四日及廿二日

一、六月土用中

一、七月七日

一、從七月十二日至十四日

一、從九月八日至九日

一、年尾從十二月十七日

諸則。寛文九年己酉七月廿五日開校表裏兩門ニ掲示セル條件左ノ如シ。

一、斷ナクシテ是ヨリ内ヘ出入停止之事

一、門内ヘ草履取一人之外不可連之自然老中出入之時ハ小姓一人可召連事

同日定制

一、諸士欲聽講書者ハ先達テ遣木札於兩門番所其札ノ面ニテ可通事

閏十月廿八日定制

一、農民ノ子タリト云トモ小侍者トナリ國學ニ相詰候内ハ刀ヲ可佩旨泉八右衛門之ヲ達ス

同十年庚戌五月廿五日生徒着服ノ制ヲ定ム。

一、夏中高宮袴一下リノ外可爲無用事

一、洗帷子ノ外可爲無用事
一、袷綿入共ニ上着ハ可爲木綿事
一、冬中木綿袴一下リノ外可爲無用但去年ノ古袴共ニ二下リハ不苦其外馬乘袴一下リ不苦事
同十一年辛亥三月十一日曩ニ定ムル所ノ講堂掲示ノ規律ヲ改正スル如左。
一、學校之諸事泉八右衞門、津田重二郎可任差圖事
一、入學之者禮義ヲ正フシテ文武之兩藝可習事
一、家中宗子八歳ヨリ入學望次第タルヘシ十一歳之者ハ必入學可仕事並庶子庶人タリトモ品ニヨリ可令入學、付、十六歳ヨリ講習可仕事
一、學者着座之次第可隨年之長幼事
一、於講堂公用學用之外誰ニヨラス可爲無言默禮、付學房ニテ對談一切停止之事
一、無斷シテ學校へ出入停止之事
一、門内へ草履取一人之外不可連之老中出入之時ハ小性一人可召連事
四月十九日小侍者引廻へ相達條件如左。
一、文學無懈怠勤可申候但學問ハ心正シク行儀ヲ能爲可仕候書物能覺候テモ心行悪敷候得ハ無詮事ニ候旨切々可被申聞事
一、月ニ三度ツヽ會爲致互ニ切瑳仕セ可被申組合ハ見會ニ可被申付候事

一、子供ノ讀書朝五ツ半時ヨリ四ツ時迄舊讀晩八ツ半時ヨリ七ツ半時迄舊讀或ハ新讀或ハ講習可仕候　詰所ニ子供入用之節ハ一日替リニ可仕事（今按ニ舊讀ハ溫習ナルベシ）

一、四書小學覺候子供ハ月ニ三度鬮ニテ講習可仕候但望之者ハ各別之事

一、新讀一ヶ月ノ內一度ツヽ改候テ獨讀爲致忘字有之候ハヽ如法帳ニ付可被申事

一、晦日朔日十五日之外晩ハ新讀可仕事

一、横目中間一ヶ月二三度ツヽ寄合子供行儀心立存寄共致相談私カニ格シ可申候其上ニテ承引不仕候ハヽ兩人へ可申聞候事

一、善惡共ニ吟味之上ニテ帳ニ付不行儀五ニ成候ハヽ學房へ入可被申候横目ハ一倍ノ罰可被仕事

一、出校日詰所横目ハ五日替リ其外ハ十五日替リニ仕別紙書付之通無懈怠相詰候樣ニ可被申事

一、毎舍掃除二人ツヽ請取可申候其舍之道具或ハ書物等預ケ置其子供取廻シ可申候　付、藝ノ眞似仕狂ヒ申間敷事

一、竹舍之子供ハ御扶持人之內誓紙仕ラセ替々詰サセ可被申事

一、外塾內塾講堂之横目出校衆之善事惡事書付兩人へ出シ候ハヽ彌遂吟味此方へ可被申聞事

一、右座ニ詰候横目奉行衆指圖次第ニ學籍印可申事

一、改番之者時替リニ毎舍見廻リ若荷物有之候ハヽ內塾へ出シ掛置晦日ニ至テ文匣へ入置可被申事

一、範馳軒仕廻ニ成候ハヽ詰番之者跡ヲ改若荷物有之候ハヽ各迄可相斷事

一、飲室寢番三人ツヽ三夜替リニ相勤可申候內一人ハ横目可被指加尤前髮ノ子供ハ見合遠慮可被仕事

一、食時之給仕人數見計ヒ替々可仕候給仕之子共食給候時横目之子供二人ツヽ給仕可致候勿論飯臺ハ給仕番之者掃除可仕候事

一、時計太鼓貝ハ飲室之役人可勤之事

一、銘々居申組合之外指圖無之他部屋へ出入仕間敷候横目ハ互見屆之爲候間往來不苦候横目無之部屋へハ切々參見屆可申事

一、衣裝冬上着木綿衣ル物貳ツ夏帷子三ツ迄不苦候袴ハ夏一下リ冬一下リ自然損シ候ハヽ斷次第ニ見屆拵候樣可被申付事

一、勝手口ヨリ出入仕候ニ草履木履唐笠等他人ノ分ヲ履違へ不申樣ニ可仕候若失ヒ候ハヽ何へナリトモ借リ用事調可申事

一、出校衆並侍中へ對シ不禮ニ無之樣ニ常々可被申付事

一、子供町へ用事有之參候時ハ兩人共品ヲ聞屆遣シ可被申事

一、子供之諸道具外へ出シ申時ハ兩人ヨリ手紙遣シ出シ可被申候自然兩人共ニ隙入候節ハ才兵衛ヨリ出シ可申事

一、學房年々一度ツヽ入替可被申候夏ハ見合梧舍食堂へモ出候テ臥シ候樣ニ可被申付事

一、風呂へ入候事前髮有之者ハ一同ニ入、元服候者ト交へ申間敷事

一、部屋々々ニテ高聲高咄高笑常々遠慮可仕事

一、馬稽古之節子供猥ニ見物仕候儀可爲無用事

一、永暇日ニハ掃除一日間ニ可被申付候但食堂ハ毎日潔白ニ可仕候晦日十四日ニハ疊ヲ上ケ大掃除可仕事

一、病人有之候ハヽ相部屋ノ內看病可仕歟抔見計ヒ遣シ可被申事

一、學房大方子供一人疊貳疊宛可然候但見合可有相談事

一、書物寫候テ讀申度ト申子供有之候ハヽ紙入次第ニ渡可被申事

一、兩人衆ハ不時學房見廻可被申事

一、子供在所ヘ參リ候事帳ヲ認メ置紙一枚ニ子供一人ノ名ヲ書付宿ヘ往來並不參隙入ヲ付可被申候暇日ハ各別常ハ十人ヨリ外宿ヘ遣シ被申間敷候急用ニテ參度者ハ親兄弟手紙越申候ハヽ遣シ可被申事

一、頭々ノ宗門改ニ外レ申子供兩人可被改事

以上

五月三日定制

一、講日ニハ講堂ニ常ノ如ク講習衆列座ノ机並置可申候間銘々之座ニ着可有之事

一、講習ニ被殘候衆妄リニ武藝ノ稽古無用之事

一、何事有之候共其舍切リニ被成他ノ舍ヨリ出合無用之事

同月十四日在中ヨリ來ル小侍者學校在勤五ケ年切ト定ム。

八月三日改定左ノ如シ

一、講習ノ衆中煩之外私用ニテ不參候ハヽ不行儀帳ニ付可申候

但了簡ナキ隙入有之候ハヽ其ニ帳番衆ヘ其旨可被斷出候

一、藝割之事只今迄之通奉行業可爲差圖次第事

延寶二年甲寅正月五日講堂掲示ヲ更正スル下項ノ如シ。

一、學校之諸事可任奉行之差圖事

一、入學之者禮義ヲ正シテ文武ノ兩藝可習之事

一、家中宗子八歳ヨリ十九歳迄入學望次第タルヘシ庶子庶人タリ共品ニヨリ可令入學事

一、學者着座之次第可隨長幼事

一、門内ヘ草履取一人之外無用老中出入之時ハ小性一人可召連事

元祿九年丙子四月二日生徒入寮勤學三年ヲ限トスルノ則ヲ定ム。

試驗法。

享和元年辛酉二月十二日就學ノ諸生以後講官中ニ於テ專師一人ヲ定メテ教授ヲ受ケ歳終毎ニ試驗ヲ加フルノ則ヲ定ム

生徒ノ等級ヲ分ツ如左。

一、句讀生　一、小學生　一、論孟生　一、子書生　一、五經生　右五等

右試場ハ黌舍ニ定メ奉行ヲ始メ諸職員臨席之ヲ驗ス、翌二年壬戌十一月十一日ヨリ舉行シ二十日ニ終ル以後此例ニ沿ル。

右試業ノ法五等ノ學級ヲ以テ年々試ムル所ノ書目ヲ定メ、句讀生ハ小學隨意講說之ヲ學生ノ初步ト定ム、小學生ハ小學不意講說、論孟生ハ論語不意講說、子書生ハ孟子大學中庸三部ヲ以テ一年一部ツヽノ科目ニ定メ不意講說セシ

メ三年ニ一周スルモノトス、五經生ハ詩經書經易經ノ三經ヲ筆解セシメ三年一周ハ子書生ニ同シ、而シテ右不意講說及ヒ筆解ト稱スルハ生徒試ニ應スルニ方ツテ試場執事ヨリ其科目ノ書冊ヲ授ケ某ハ某ノ章ト指示シ之ヲ講說筆解セシム、右試驗畢テ優等ノ生徒ハ其等ヲ進メ否ラサル者ハ猶其等ニ留ム、事終ルノ後執事名簿ヲ製シ上中下ノ品題ヲ名字ノ上ニ錄シテ之ヲ示ス、平素ノ授業モ亦此級ヨリ差等ヲ分チ四九ノ日晩會講義五經生ハ四ノ日前座、子書生ハ九ノ日前座、論孟生ハ四ノ日後座、小學生ハ九ノ日後座ト區別シテ研究セシムルヲ定則トス。

文政八年乙酉十一月助校姬井孝之介創意ニ因テ隔月ニ於菊舍課業會ヲ開キ會規ヲ定ムル左ノ如シ。

一、凡課業四書五經及小學近思錄之類職是由史類因其人時課之

一、立課一冊以上或二冊或三四冊欲自稱其力不要必多又不禁其多課程之外窮理之學博文之業隨意竭其餘力

一、小學生而下不能以筆解者小學半卷或一篇因其人授課會日試其口說

一、隔月十一日會以泮宮之學舍互試其所課之業必以筆解會於午畢於申匿名授諸筆者而淨書筆者以人數之三之一

一、會期不必月隔或時續以後月

一、筆畢校正詳審而後質諸老先生以分甲乙丙科冠諸列名之上亦策勵之一端也

一、前會必授後課某生某書々々即日載諸冊

一、會各自携其書及筆墨紙禁塡寫備忘之書

一、每會執事代掌之

一、此擧也貴爲可繼苟難崖異非永久之策也凡同盟者以忠告善道切磋相長爲好挾長挾才矜誇侮慢者鳴皷而攻之可也

一、筆解式。

某書。　某章、章意、字訓、解義、餘論、

論孟生而下其字訓解義則可也不必責以四條

史集。

或設問目或原文以國字解不拘常例

筆解品題。

上　上中下　意義論辨共分明痛快者

中　上下　意思可通而筆不從令者

下　意思不明筆澁語鄙者

乙酉十一月

右課業開設ニ因テ講官和田忠五在校ノ諸員ヘ告諭如左。

筆解者記口說世章意解義餘論雖略備矣字訓疎漏則不得謂之得其體也若字訓漢文解則寫其注而足矣國字解則名物制度之類因其注而解釋猶如口說然如此則其所心解之是非得失使人易見也故於試讀書之生熟大有裨益無如筆解者矣凡讀書先詳於字義訓詁而後得其意味程夫子不云乎未有不曉文義而得意者也餘曾聞諸師曰講說尙簡潔賤剩長如筆解則不然精詳細密而不傾不支是其善者也諸君其亦思旃

右示　國學諸君

文政丙戌仲夏　　　　　　　　　　　　　蘭石　和田正定　拜具

賞典。寛文開校ノ後藩主屢酒饌ヲ校厨ニ付シ學務吏員及諸教員ヲ饗ス生徒モ亦與ル蓋學事奬勵ノ意ニ原ク老臣モ亦其意ヲ體シテ菓子ノ類ヲ贈リ以テ生徒勤學ノ勞ヲ慰スル事數ス。

一、歳終毎ニ生徒ノ勤惰ヲ檢シ勉學ノ者ニハ褒賞トシテ四書五經集註或大全左氏傳文選等ノ典籍ヲ授ク最優等ノ者ニハ扶持米ヲ給與セシ事モアリ其藩主親臨讀書講說ヲ聽キ習字ヲ視及ヒ演武ヲ檢按スルノ際優等ノ生徒ヘハ特ニ物品ヲ與ヘテ之ヲ賞スルヲ例トス

光政逝シ其子綱政襲封ノ後又其成規ヲ遵守シ爾後累世此例ニ沿ル歳終ニハ鴿雁等ヲ校厨ニ送付シ酒饌ヲ具シテ勉强ノ生徒ヲ賞ス農民ノ子弟ニシテ篤志ノ者ヘハ帶劍及名字ヲ唱フルヲ許シ或ハ學校費ヨリ學資ヲ附シ他方ニ遊學セシム此最特典ニ係ル。

罰則。條例ナシ、不品行或ハ學規ヲ履行セサル者ハ放逐シテ參校ヲ停ルニ止ル。

職名俸祿及職員概數。

寛文九年開校以後泉八右衞門、津田重二郎ヲシテ奉行職ヲ擔當セシメ、中江彌三郎之ニ副スル如故。

但、八右衞門、重二郎ハ共ニ祿三百石物頭ナリ、彌三郎ハ扶持切米ヲ給セシ兒小性ナリ。

一、講　官

開校以後執役ノ人員ハ既ニ教則部中ニ掲載セシヲ以テ茲ニ略ス

但、家祿ハ人々差等アリ職俸合力米等ハ年給ヲ以テ相當ノ給與アリ、然レ共記錄中明文ナキヲ以テ今之ヲ詳ニス

ルヲ得ス。

一、演武教師

上ニ同シ

一、授　讀　師

其人員不詳、給料上ニ同シ。

一、俗　　吏

一學厨吏　一學厩吏　一藥園掛　一掃除奉行　一典籍掛　一器械掛　一樂器武具掛　一雜務掛　一會計方

一記錄方

右ハ開校以後天和二年迄ノ記錄ニ散見スル所ナリ一役一人或ハ二三人ニシテ身分ハ大抵歩行格ナリ其年給銀米ノ定額今詳カナラス。

一、座奉行ヲ置如故

但其人員増減定マラス、概二十名許ナリ其勤仕中ハ學校知行ノ内ヨリ年給トシテ合力米若干（其額不詳）ヲ給付スルヲ定規トス、而シテ時々交替セシメ被免ノ者ヘハ慰勞トシテ酒饌ヲ供シ銀子時服等ヲ付與スルヲ例トス。

一、小侍者舊ノ如シ給料規則如左

一、袴代一季ニ金壹歩ト定ム

一、入學ニハ終ノ月ヲ可捨、三月朔日以後參候ニハ春ノ分除之夏秋冬同前ナリ

一、退校ニハ始ノ月ヲ可捨、正月晦日迄相勤候ニハ春ノ分除之夏秋冬同前ナリ

一、飲室役ニハ銀貳枚ヲ四ニ割右同斷

一、小侍者引廻

寛文十一年四月新ニ之ヲ置ク、學校附屬ノ小吏三名ヲシテ之ヲ任セシメ一名宛交番宿直セシム。

寛文十一年六月參校生徒疾病ノ手當トシテ七名ヲ置キ交番ヲ以テ學校へ直セシム、延寶四年正月之ヲ廢ス。

一、醫　師

延寶元年正月去年十月津田重二郎ノ管理セシ學校奉行ノ職ヲ解キ專閑谷學校鄕學等ヲ總括セシムルノ故ヲ以テ本日更ニ泉八右衛門ノ留帳役ヲ解キ學校總奉行トシ加世八兵衛、中江彌三郎ノ二名ヲ奉行トシテ八右衛門ニ副セシム。

同年二月京都ノ學士朝倉少太郎ニ家祿元米八拾石ヲ給シテ講官トス。(後小原善助ト改稱ス)

同二年二月紀州ノ儒士窪田道和ヲ延キ祿七拾八俵五人扶持ヲ給シテ講官トス。

同四年二月四日中江彌三郎職ヲ辭ス、其八日岩田七郎兵衛(祿二百石)ヲ奉行トシ職俸四拾俵ヲ給付ス。

以上光政在世中所置ノ職員ニ係ル綱政襲封以後大抵光政ノ成法ニ遵ツテ奉行職ハ世祿ノ家臣ヨリ選拔シ本職一員副一員ヲ置クヲ成規トシ、泉八右衛門。加世八兵衛等職ヲ辭スルノ後市浦淸七郎(名惟直號毅齋)篠岡次郎七郎(名利貞號謙堂)等之ニ代リ創業ノ日遠カラサルヲ以テ日夜勵精勸學ノ功亦少ナカラス、爾後甲退乙進維新ノ時ニ至ル迄正副奉行ノ事務ヲ執ル者概三十餘名ニ及ヘリ。

一、江戶藩邸亦儒員ヲ置キ藩學ト同シク每月三八ノ日ヲ以テ經書ヲ小書院ニ講セシメ諸職員及在邸ノ諸士ヲシテ之ヲ

聽カシム藩主在府中ハ親臨スルヲ例トス。

一、元文五年庚申正月井上嘉善（名通熈號蘭臺）ヲ聘シテ貳拾人口ヲ給シ江戸藩邸ニ在テ侍講タラシム、其子仲（名晉號四明）寶暦十二年父ノ後ヲ承ケ直講タリ（後更ニ二百石ヲ給ス）其子觀太（名觀）其子直記（名天覺號毅齋）等相踵家學ヲ以テ職ヲ襲フ偶事アリテ藩ニ來ルヤ滯在中必藩學ノ講官ヲ兼務セシムルヲ例トス、而シテ蘭臺、四明ノ二人ハ一時文學ノ翹楚タリト雖モ累世江戸藩邸ニ在テ執役セシムルヲ以テ岡山學校事務ニ干渉ナシ。

天和三年癸亥三月自今横目ヲシテ諸生及小侍者ノ勤惰ヲ檢セシメ毎月廿八日其狀ヲ奉行ヘ告達セシム。

貞享二年乙丑四月朔日校中ニ記錄掛二名ヲ置ク。

正徳四年甲午三月二日祭儀ニ關ル樂人九名ニ各五人扶持ヲ給シテ學校ノ屬員トス。

一、中世職員ヲ釐定スル左ノ如シ、因テ掲錄シテ參照ニ備フ

職名	身分	員數
奉行	身分物頭	一員
奉行添役	身分頭分	一員
參校奉行	身分平士	二員
參校締リ役	(以下同之)參校奉行及參校取締役中ヨリ選擧ス	概四、五員
講釋役		同上
奉行支配中小姓		定員ナシ(下同シ)

職名	備考
授讀師	但、士鐵砲徒以下ノ生徒ハ身分同格ノ者ヲ以テ教員ニ充ツ
同備勤	
演武及習禮之師	士鐵砲徒以下ノ者ヲ以テ俗務ヲ分掌セシム因テ定員ナシ
屬使	
輕卒	小人

右正副奉行以下職俸トシテ家祿ノ外年給ヲ以テ廩米ヲ給與スル各差アリ、授讀演武習禮等ノ諸教師ハ年末ニ白銀ヲ付ス、附屬ノ小吏ハ別ニ一日一人扶持（米五合）ヲ給シ之ヲ喰棄ト稱ス。

生徒概數。

寛文九年新學校開業以後天和二年光政逝去ニ至ル十三年ノ間就學人員

一、小生人員　百四拾壹名ヲ極トス

一、小侍者人員　六拾七名ヲ極トス

右就學生徒寄宿ノ分ハ自費ニテ措辦シ壹人扶持玄米五合ヲ學厨ヘ納メシムルノ則ナリシカ後壹人半扶持玄米七合五勺ニ更ム

天和三年ヨリ元祿十五年ニ至ル二十ケ年之間就學人員

一、大小生　六拾三名ヲ極トス

但、以後年々人員大ナル差違無之ニ付維新前マテ二十ケ年ツヽニテ人員ノ多キ極度ヲ記ス。(左表)

(年度)	(人員)	(年度)	(人員)	(年度)	(人員)
元祿一六—享保七	一一二	寶暦一三—天明二	一七二	文政六—天保一三	二四二
享保八—寛保二	五五	天明三—享和二	一八五	天保一四—文久二	二〇八
寛保三—寶暦一二	一二九	享和三—文政五	一二六	文久三—慶應三	一七七

明治元年

一、大小生就學人員　貳百貳拾七人

同　二年

一、同　貳百三拾六人

同　三年

一、同　　　貳百六拾六人

學校經費。

寛文九年己酉新學校建營　其七月十日學校領トシテ高貳千石ヲ附シ和氣郡中十ケ村ヲ以テ采地ニ充ツ、其村落左ノ如シ。

神根村　門出村　山津田村　小板屋村　葛籠村　働

和意谷村　樫村　木谷村　友延村

寶永五年戊子十二月十日政務改革ニ因リ都合ヲ以テ學校領ノ内千五百石ヲ減シ高五百石トス。

享保五年庚子九月廿八日御野郡津島村ノ内籔反別貳反四畝拾歩ヲ學校ニ付屬ス。

寶暦十一年辛巳十二月廿一日學校領高五百石ヲ復シ合テ千石トス爾後累世之ヲ定額トシ藩制改革ニ至ル迄變更セス。

藩主臨校。

寛文九年己酉學校新築落成九月廿日侍從綱政始テ臨學上香聖位ヲ拜ス、廿六日自ラ文武ノ兩藝ヲ閲ス以後政務ノ暇屢來ツテ儒臣ヲシテ講書セシメ或ハ演武ヲ觀ル、今繁ヲ去ツテ記サス。但此歳光政江戸ニ在ルヲ以テ綱政之ニ代リシ也。

同十年庚戌五月光政歸國セシヲ以テ十四日臨學聖位ヲ拜シ畢テ東ノ下段ニ座ス、老臣日置猪右衛門衆ニ代ツテ學校經營ノ成ヲ謝ス、畢ツテ文武ノ兩舍ヲ廻覽、教師及座奉行等ヘ池田主税助光政介子ヲ以テ慰勞ノ詞ヲ演フ。但此以後累代恒例ノ臨校ニシテ文武兩藝檢閲ニ止マルハ略シテ記サス。

同十一年正月二日光政臨學聖位前ニ詣リ上香再拜孝經卷頭ヲ朗讀シ畢テ中室東ノ下段ニ座シ、日置左門中室南障

子ヲ開キ、老中ヨリ諸士ニ至ル迄皆再拜シ畢リ儒臣宮川玄貞孝經ヲ讀ミ諸生一同之ニ和シテ五等ノ孝ニ至ツテ止ム、玄貞卷頭ヲ講シ畢テ日置左門神前ノ三方ヲ撤シテ中室ノ中央ニ置ク、光政自ラ拜受シ老中以下何レモ拜受スヘキ旨ヲ命ス此間伶人樂ヲ奏ス禮畢テ退ク。

此藩主臨學讀初ヲ修スルノ始ナリ、以後ハ略シテ記サス。

祭儀。

釋菜用櫝

天和二年壬戌二月十六日開校以來中室ニ揭クル所ノ文宣王ノ掛幅ヲ徹シテ至聖先師孔子神位ニ改ム、此泉八右衛門建議ニ因テ左少將綱政ノ自筆スル所ナリ、市浦清七郎ヲシテ釋菜ノ儀ヲ定立セシメ本日之ヲ執行ス、綱政弟信濃守政言對支ト之ニ臨ミ親シク祭儀ヲ執ル、其式左ノ如シ。

序位　少將　信濃守
啓櫝　泉八右衛門
獻果（饅頭　干菓子　柿　榧　熨斗）　信濃守
再拜　少將　信濃守
盥　少將　信濃守

焚香　少將再拜
獻酒　少將俯伏　酒注　熊谷清八　棒盞　古田十三郎
再拜　少將　信濃守
閉櫝　泉八右衛門
禮畢

右祭儀畢藩主歸城小原善助大學三綱領ヲ講シ胙ヲ拜受シ掛ノ吏員ニ朝餐ヲ給ス

本年以後毎年釋典ノ儀二月上丁ノ日ヲ以テ之ヲ擧行スルヲ例トス、但藩主東覲中或ハ國ニ在リト雖モ事アリテ親臨スル能ハサレハ一門ノ重臣ヲシテ代テ事ヲ執ラシム。

元祿八年乙亥二月十日釋典唱贊ノ儀ヲ刱ム、其十五年壬午二月五日始テ伶人ヲシテ樂ヲ奏セシム、釋典之儀茲ニ至テ全ク備ル故ヲ以テ本年同姓ノ重臣ヲシテ代ツテ執行セシメタル儀節ヲ左ニ掲ク、以後廢藩ニ至ルマテ祭儀此例ニ沿ル。

〇儀節

儀節	執事
開戸	松井七右衛門 淵本彌三左衛門
捲簾褰帳	同上
啓櫝	名代 池田七郎兵衛
獻果	市浦清七郎 小原善助
參神再拜	
焚香再拜	七郎兵衛
獻酒俯伏	七郎兵衛 酒注 七右衛門 捧盞 彌三左衛門
告辭俯伏	七郎兵衛

備前國主從四位下少將源綱政朝臣　使臣池田久隆謹釋菜敢告

儀節	執事
辭神再拜	
徹酒果	清七郎 善助
閉櫝	七郎兵衛
降帳垂簾	七右衛門 彌三左衛門
闔戸	同上
禮畢	

音樂雙調

儀節	樂
開戸捲簾	音取
啓櫝	武德樂
獻酒	酒胡子
閉櫝	還城樂
授胙	賀殿急

伶人

笙　三名　笛　三名
大鼓　一名　鉦鼓　一名
篳篥　二名

一、講釋　論語卷頭　窪田道和

一、講釋畢テ松井七右衞門、淵本彌三左門侍中室之左右胙ヲ授ク、堂中ノ諸生左右ヨリ一人ツヽ詣中室之ヲ拜授シ直ニ食堂飯臺ニ着。

寶永五年戊子二月釋典後講義學庸論語ノ開卷第一章ヲ年々互ニ用ユルノ則ヲ定ム。

享保十三年戊申正月釋典掛リ役員ノ服制ヲ定ム如左。

一、藩主名代　布衣

一、掛リ役員物頭以上　長上下

一、同平士以下　半上下

延享二年乙丑八月廿日左少將繼政自ラ畫ケル祖父光政ノ肖像ヲ學校文庫ニ納メ本日親臨奉行役ヲ召ヒ本校ハ祖考ノ建設ニ係ルヲ以テ以後釋典毎ニ之ヲ聖位ノ側ニ掲ケ配享スヘキ旨ヲ命ス。

〇學校日誌（備陽國學記錄鈔）

寛文九己酉年

七月廿五日

一、新學校成就ニ付今日移徙
至聖文宣王之書軸ヲ奉掛中室之龕中
是江州小川之學士中江與右衛門惟命眞筆也
巳之刻　蕃山了介詣　聖前焚香俯伏再拜　次滿座之諸生皆再拜畢而孝經三等之孝ヲ同聲ニ讀之　次ニ了介詣　中室
徹聖前之胙爵斗中央ニ置之闔戸　老中並物頭迄手自頂戴之　以下諸士諸生八泉八右衛門　津田重二郎以箸授之　何
茂頂戴而復座　三宅可三　講孝經卷頭畢而退出也

出校

伊木長門　池田伊賀　池田主税
日置猪右衛門　土倉淡路　池田三郎左衛門
伊木勘解由　日置左門　土倉四郎兵衛
宮木大藏　小堀彦左衛門　湯淺民部
神圖書　日置孫左衛門　田中惣兵衛
大原與兵衛　津田左源太　薄田藤十郎
山内權左衛門　喜多嶋忠右衛門　尾關源二郎
古田齊　小幡源八郎　上坂外記
下方權平　森半右衛門　鈴田夫兵衛
西村源五郎　青木善太夫　藤岡久六郎
藤岡傳左衛門　藤岡内助　加世八兵衛

石田鶴右衛門　伊木頼母　都志源右衛門
河村平太兵衛　俣野善内　三間勘助
平松玄竹　小川三悦　野口傳右衛門
武藤安兵衛　大野清左衛門　中村又之亟
丹羽七郎　山崎大膳　田路助之進
落合彌左衛門　落合傳助　岩井源四郎
國府四兵衛　古田源助　久保平兵衛
菅彌四郎　小塚段兵衛　岡田權之助
御忍 瀬野彌一兵衛　御忍 今中七右衛門

右之外小子凡八拾五人、座奉行貳拾人、惣凡百六拾四人

一、外門　上下ニテ相詰　河崎權右衛門
　　　　　　　　　　　山脇佐右衛門

一、左之四人校門ニ相詰出校衆へ左右之指圖申聞並老中池田三郎左衛門老中之子息刀持へ指圖仕候事

一、校門外塾　藤井與次兵衛
　　　　　　　矢牧平兵衛

一、同　内塾　高島惣七郎
　　　　　　　石津彌六郎

是老中並池田三郎左衛門老中之子息ハ刀持之小姓壹人宛校門之内へ入ル、其外之諸士ハ可爲一僕事指圖仕ル

一、表門裏門ニ掲木札如左、但寛文六年掟之寫也

一、斷なくして是より内へ出入停止之事

一、門内へ草履取壹人之外不可連之但シ老中出入之時ハ小性壹人可召連事

一、兩門番所壁書如左

一、切手無之諸道具御門出シ申間敷候但校中在宅之下々ハ木札ニ而可通事

一、女乘物同供ハ各別其外札なき女出し申間敷事

寛文九年七月廿五日

一、諸士講釋堂之衆今日より木札ニテ入

是先達而木札ヲ遣シ兩門之番所ニ懸させ其札之面ニテ通

凡三拾枚迄ハ札可請取之旨申渡ス

（中　略）

寛文十一辛亥年

正月朔日

一、中室御鏡餅辰之刻川崎權右衛門　開中室之扉奉之。

御鏡餅之飾　杉ノ三方　　餅白赤貳ツ　米　黑まめ　のし　切のし　ゑび　かや　勝栗　昆布　柿　だいく

みかん　神馬草　うら白　ゆづり葉

一、蓬萊三方壹ツ足打壹ツ　食堂ニ設ク

正月二日

一、御讀初　巳之刻

羽林君盥漱詣聖前上香俯伏再拜　孝經ノ卷頭御讀初畢テ中室東ノ下段ニ御着座　日置左門中室之兩ノ障子ヲ開キ於是老臣及講堂之諸生不殘再拜　畢而儒臣富田玄眞　孝經五等之孝ヲ讀出諸生一聲ニ讀之則玄眞講孝經卷頭ヲ講畢テ　左門聖前之徹昨熨斗置中室之中央　羽林君盥嗽して御手自胙御頂戴也　是老中以下不殘頂戴可仕旨御意有之　老中番頭近習ニ至迄詣中室頂戴之　次ニ津田十次郎　中江彌三郎詣中室以箸授胙　諸生堂中之西ニ不殘詣中室頂戴して退出仕　樂人並校內役人次之子共ニ至迄ハ中室之東西下段ニテ頂戴之　山脇佐右衞門　石津彌六郎授之

一、羽林君　詣聖前御再拜之時並昨御頂戴之內奏音樂

一、三ケ日之朝　田作黑まめ　雜烹餅こんふ　するめやきとうふ　いも　大こん　吸物　ふな

朔日之朝　田作鱠　汁雁のもゝけ大こん　ごぼう　さしみ鯉いり酒　めし　燒物　引而香物

同　晩　田作鱠　汁　大こん　烹物　白魚な　めし　はりはりごぼう　引而香物

二日之朝　田作鱠　汁鯉大こん　烹物ごぼういも　めし　燒物大せい　引而香物

同　晩　田作鱠　汁大こんごぼう　いも　鮒燒ひたし　めし　にんじんひたし物　引而香物

三日之朝　田作鱠　すまし汁雁のもゝけ大こん　ごぼう　烹物たうふねりみそ　めし　さしみ鯉いり酒　引而香物

同　晩　田作鱠　汁 白魚 もそく　燒物鰤　めし　あへ物 ごぼう　引而香物

一、如例年人足拾貳人並馬取四人三日之内雜煮並朝夕共ニ被下ル

一、三ケ所ノ御足輕當番之者ニ朔日ノ朝ざうに被下

正月六日

一、中室之御鏡餅今晩校内役人頂戴之

正月十二日

一、出校初

正月十三日

一、市浦清七御用ニ付木谷へ參

正月十六日

一、小侍者七三郎御野郡中野村之手習所之師ニ一ケ月ニ六日宛參相勤候樣ニ申渡ス

正月十七日

一、紀州大納言殿御逝去ニ付今明二日之出校止

正月廿一日

一、市浦清七自木谷今日歸

二月六日

一、桃舍ノ前桃ノ木植ル故今日より名桃舍

二月十一日

一、今日より出校之筈ニ候へ共京都光姫様御逝去ニ付今明後三日之内出校止

二月十四日

一、出校初

二月十五日

一、市浦淸七御用ニ付木谷へ參

二月十九日

一、菊舍ノ菊今日植替ル

二月廿三日

一、市浦淸七自木谷今日歸ル

二月廿七日

一、左之通法式定諸生中へ申渡ス

一、札割之時分打太刀ノ望無用ニ候札割濟シテ後帳番へ御斷之上ニテ御越可有候

一、札割之場へ帳番衆御呼候衆中之外御越之事御無用ニ候事

二月廿七日

一、諸生中近比ハ舊讀御懈怠有之候間左之通讀書可有旨於講堂津田十次郎小子へ申渡ス

一孟子舊讀　五遍　蘭舍　一禮記　七遍　蘭舍
一同　十遍　梅舍　一詩經　五遍　梅舍
一同　五遍　橘舍　一論語　十五遍　橘舍

二月廿八日

一、如法式小子之善事ヲ書出シ左之通從津田十次郎それ〴〵之親父へ申遣ス

一善事　六拾九　古田半之助

内

行儀之善　四ツ　獨讀之善　廿八　出校無欠善　十

從四月出校無欠且又無舊讀して獨讀ノ度毎手際上々故一ケ月三ツニシテ善　廿七

右之通ニ御座候一段之儀珍重ニ候、無御懈怠御出校御精出候段一入ニ存候、是ニテ去暮迄之帳けし申候間彌御敬被成候樣ニ可被仰達候

二月廿八日　津田十次郎

古田香右衛門樣

一善事、五十　市橋孫次郎

内、

獨讀ノ善　二ツ　一ケ月之内出校無缺善　十二

一年中一日モ無欠故一ケ月ニ善三ツ宛ニシテ　三十六

右之通ニ御座候　一段之儀珍重ニ候　月を重御出校無御懈怠段一入ニ存候　是ニテ去暮迄之帳けし申候間彌御敬

被成候樣ニ可被仰達候

二月廿八日　津田十次郎

市橋孫右衛門樣

一善事　四十八　武藤又八

內

行儀ノ善　一ツ　獨讀ノ善　三ツ　一ケ月ノ內出校無缺善　十一

一年中一日も無欠出校ノ善月ニ三ツ宛ニシテ　三十三

內過　四ツ

殘而　善四十四

右之通御座候　一段之儀珍重ニ候　月ヲ重御出校無御懈怠段一入ニ存候　是ニテ去暮迄之帳けし申候間彌御敬被

成候樣ニ可被仰達候

二月廿八日　津田十次郎

武藤勘右衛門樣

（以下五十八名各通略）

同　日

一、左之小子當春より不參ニ付津田十次郎より申遣ス

横山熊之助　瀨崎兵九郎　櫻木作之進　岡田源八　長屋新之助

去暮御出校御心次第ニ候間當春より御休被成度御方ハ被仰聞候樣ニと申觸候へ共其刻御休足之御望も無之候故ニ今札をはつし不申候　然共曾而御出校無之ニ付帳番之衆中每日之札ノ改紛敷由ニ御座候　下ニテハ方々御ありき之由承候　左候ハヽ最前御耳へモ相立御出校之儀候間學校へも折々御出可然存候　實々御出校不被成候樣子ニ候ハヽ御返事ニ可被仰聞候　札をけづり可申候

二月廿八日　津田十次郎

二月廿九日

一、羽林君灌學如例　中室ニ暫ク御着座其レより文武之兩藝御廻覽於馬場御馬及學校之御馬御覽　御歸駕之刻奉行中師匠中不殘講堂ニ並居可申旨御內意有之　講堂へ御出御意被成候者、何茂每日骨折申候　留守中隨分精ヲ出シ相勤可申旨御直ニ被仰　御歸駕之御跡ニテ池田大學　日置猪右衛門於講堂諸生中へ被申聞候ハ、去年中出校仕候者共之大寄帳去冬御內見ニ入候　如斯學校御取建之處ニ無懈怠相詰候者共又ハ講習之刻精出シ講習可仕と存候者共ハ尤之儀ニ思召候　又去比善事集書御披見被遊予共之儀ニ候へハ乍輕事善事ニ付申段奇特ニ被思召候　彌何茂精ヲ出シ出校可仕旨御跡ニテ可申聞由御意被成候間左樣ニ可相心得旨大學　猪右衛門被申渡。

三月二日

一、明三日節句ニ付今日出校止　四日より初

三月十四日

一、講堂之御掟改更ル事如左

掟

一學校之諸事泉八右衛門津田十次郎可任差圖事

一入學之者禮儀を正して文武之兩藝可習事

一家中宗子八歳より入學望次第たるへし　十一歳之者ハ必入學可仕事並庶子庶人たり共品により可令入學付十六歳より講習可仕候事

一學者着座之次第可隨歳之長幼事

一於講堂公用學用之外は誰によらす可爲無言默禮付學房にて對談一切停止之事

一斷なくして學校へ出入停止之事

一門内へ草履取一人之外不可召連之　老中出入之時ハ小姓一人可召連事

寛文十一年三月十四日

三月十六日

一、左之諸士座奉行ニ被仰付候

川田杢右衛門　今枝孫兵衛　薄田孫兵衛　和田兵助　荒尾猪左衛門　生駒市兵衛

一、諸生廿歳迄入學御法式之處今度十九歳迄出校可仕旨被仰出ニ付左之面々廿歳ニ付列座之札ヲ除（氏名略之）

三月十七日

一、今日之寄合ニ定ル法式

一齋木梶之助獨讀濟して望之通左傳之座へ御入可有事

一晝歸一ヶ月之内二度迄ハ無懈怠ニ仕リ善事帳ニ付可申候

一藝能精出シ被申衆ハ師匠衆御申聞次第ニ善事ニ付可申候

一十六以上ハ書付なしに不行儀を陰帳ニ付置可申候　樣子ニより直ニ申事も可有之候

一岡田源八病氣故當年中ハ休可被申由望次第ニ御本復候迄ハ御休可被成候

一講習五月より始可申事

一、習馬之法式

一於範馳軒ニ諸事奉行衆師匠衆指圖ニ御任可有事

一馬御稽古之御相談之外咄しさゝやき物語御無用之事

一馬御所持候方ハ稽古ノ日必御牽せ御出可被成事

一馬御乘候儀御自分より御好候義御無用ニ候　師匠衆可被隨差圖事

一諸事外之舍同前ニ候上ハ行儀之善悪帳ニ付可申事

三月廿二日

一、宗伯御城より出校仕ル十一歳

一、左之七人懈怠有之ニ付廻狀ニテ案內座札ヲ先除申候　出校之前日ニ奉行中迄御左右可有之候　以上

月　　日

（氏名略之）

三月廿四日

一、津田十次郎御用ニ付木谷へ參ル

三月廿六日

一、働村之熊藏親年寄申ニ付御斷申退校

三月廿七日

一、津田十次郎木谷より歸ル

一、諸生講習組合並會日如左相定

小學立敎　　＝　　孟　子　　―　　小學立敎

三日　十七日　＝　　十三日　廿七日　　―　　七　日　廿三日

（廿七名・氏名略之）　＝　　（九名・氏名略之）　　（十七名・氏名略之）

三月廿八日

一、藤戶ノ敬和筆道心掛能書ニ付千字文ヲ被下

四月二日

一、備中笹沖村六兵衛子八之助今日初而參ル

四月八日

一、今晩お六様學校御見物

四月十一日

一、兒島郡北浦村醫者山田杢彌子甚之丞今日初而參ル　十四歳

四月十四日

一、御野郡三野村源三郎子八兵衛今日初而參ル　十四歳

一、邑久郡牛窓村八郞左衛門子半四郞今日初而參ル　十二歳

四月十七日

一、左之通法式定

一講習ノ内病氣之衆ハ本腹迄ハ御斷ヲ聞屆候上ニテいつ迄ト指延可申事

一講習ノ内病氣之衆並無ロ上衆ハ先除可申事

一講習之書付催促可仕事

一列座札二枚目迄ハ座ニ御着候時辭儀可有之其外ヘハ御無用之事

一座ニ御着候以後上座ノ人一禮可有之事

一講習組合仕次第來月三日より初可申事

一讀書之舍晝以後一人ニ成候者他之舍へ成共又ハ退出ニテも可應其望事

一講習前寄合早番ニ御當リ候衆ハ御望次第御殘下稽古可然事

一習字之事先只今之通ニテ樣子可見事

四日十八日

一、小侍者敬之村上長吉忠三郎通役御免被成候間精ヲ出し學問可仕候但敬之事ハ市浦清七郎へ御付候間心次第ニ學問可仕旨申渡ス

四月十九日

一、武田兵四郎久保田半之進水野助三郎水野定之進今日より讀書ノ師匠ニ成ル

一、小侍者引廻へ申渡條々如左

一文學無懈怠勤可申候但學問ハ心正しく行儀をよく爲可仕候書物能覺候ても心行悪敷候へハせんなき事ニ候旨切々可被申聞事

一月ニ三度究會爲致互ニ切磋仕セ可被申組合ハ見會ニ可被申付候事

一子共之讀書朝五ツ半より四ツ迄舊讀晩八ツ半より七ツ半迄舊讀、或ハ新讀或ハ講習可仕候詰所ニ子共入用之節ハ

一日替リニ可仕事

一四書小學覺候子共ハ月ニ三度鬮ニテ講習可仕候但望之者ハ各別之事

一新讀一ヶ月之內一度ツヽ改候て獨よみ爲致わすれ字有之候ハヽ如法帳ニ付可被申事
一晦日朔日十五日之外晩ハ新讀可仕事
一横目申間一ヶ月ニ三度ツヽ寄合子共行儀心たて存寄共致相談ひそかに格し可申候　其上ニテ承引不仕候ハヽ兩人へ可申聞候事
一善惡共ニ吟味之上にて帳ニ付不行儀五ニ成候ハヽ學房へ入可被申候　横目ハ一倍之罰可被仕事
一出校日詰所横目ハ五日替リ其外ハ十五日替ニ仕別紙書付之通無懈怠相詰候樣ニ可被申事
一毎舍掃除貳人ツヽ請取可申候　其舍之道具或ハ書物等預ヶ置其子共取廻シ可申候附藝ノまね仕くるい申ましき事
一竹舍之子共ハ御扶持人之內誓紙仕らせ替々詰させ可被申事
一外塾內塾講堂之横目出校衆之善事惡事書付兩人へ出シ候ハヽ彌遂吟味此方へ可被申聞事
一右座ニ詰候横目奉行衆指圖次第ニ學籍印可申事
一改番之者時替リニ毎舍見廻リ若落物有之候ハヽ內塾へ出し掛ヶ置晦日ニ至テ文匣へ入置可被申事
一籠聽軒仕廻ニ成候ハヽ詰番之者跡ヲ改若落物有之候ハヽ各迄可相斷事
一飲室寢番三人ツヽ三夜替リニ相勤可申候　內壹人ハ横目可被指加　尤前髮有之子共ハ見合遠慮可被仕事
一食時之給仕人數見はらかい替々可仕候　給仕之子共食給候時横目之子共貳人ツヽ給仕可致候勿論飯臺ハ給仕番之者掃除可仕候事
一時計太鼓貝ハ飲室之役人可勤之事

一銘々居申組合之外指圖無之他部屋へ出入仕間敷候　横目ハ互見屆之爲候間往來不苦候　横目無之部屋へハ切々參見屆可申事

一衣裝冬上着木綿きる物貳ツ　夏帷子三ツ迄不苦候　袴ハ夏壹下リ冬壹下リ　自然損シ候ハヽ斷次第ニ見屆拵候樣ニ可被申付事

一勝手口より出入仕候ニ草履木履から笠等他人のをはき違え不申樣ニ可仕候若失ひ候はゝ何へ成共借り用事調可申事

一出校衆侍中へ對し不禮ニ無之樣ニ常々可被申事

一子共町へ用事有之參候時ハ兩人其品ヲ聞屆遣シ可被申事

一子共之諸道具校外へ出し申時ハ兩人より手紙遣し出し可被申候　自然兩人共ニ隙入候節ハ才兵衞より出し可申事

一學房年ニ一度ツヽ入替可被申候　夏ハ見合梧舍食堂へも出して臥し候樣ニ可被申付事

一風呂へ入候事前髮有之者ハ一同ニ入、元服候者と交へ申間敷事

一部屋々々にて高聲高咄高笑常々遠慮可仕事

一馬稽古之節子共猥ニ見物仕候義可爲無用事

一永暇日ニハ掃除一日間ニ可被申付候　但食堂ハ毎日潔白ニ可仕候　晦日十四日ニハ疊ヲ上ケ大掃除可仕事

一病人有之候ハヽ相部屋之內看病可仕、炭なと見計遣し可被申事

一學房大方子共壹人疊貳疊宛可然候但見合可有相談事

一書物うつし候てよみ申たくと申子共之有候ハヽ紙入次第ニ渡可被申事
一兩人衆ハ不時學房可見廻り被申事
一子共在所へまいり候事帳をしたゝめおき紙壹枚に子共壹人の名を書付宿へ往來並不參ひま入を付可被申候　暇日ハ各別つねは十人より外宿へ遣し被申間敷候　急用にてまいりたく者ハ親兄弟手紙こし申候ハヽ遣し可被申事
一頭々の宗門改ニはつれ申子共兩人可被改事

已上

四月廿日

一、口津高郡野々口村半左衛門子彌平次今日初而參ル　十六歳

一、和氣郡麻宇那村市兵衛子三吉今日初而參ル　十六歳

四月廿五日

一、下屋舖鯉鮒鱠取申ニ付校內之諸生不殘下屋敷へ參御料理被下

五月三日

一、左之通法式定

一講日ニハ講堂ニつねのことく講習之衆列座之札ならへ置可申候間面々座ニ御着可有事
一講習ニ御殘り候衆妄リニ武藝之稽古御無用之事
一何事御座候共其舍切リニ被成他ノ舍より御出合御無用之事

一初而講習有之文字札御取候數之次第ニ退出被仕候以後も此通可然候事

一講習之衆晝歸リノ節ハ毎之通躾方有之候て御歸可然事　但御殘り候衆ハ躾方ニ不及候

一すくに講習ニ御殘候衆ハ面々より帳番衆へ御斷可有候　範馳軒も同前之事

五月三日

一、左之十六人之小子行儀好並讀書精出候ニ付善事ニ付ル。（氏名略之）

五月四日

一、明日節句ニ付今日出校止

五月十一日

一、諸生講習之時節　御城御番ニ相當候儀泉八右衛門御老中へ相窺候處御城御番帳ニハ學用と書付置講習ニ出校可有之旨被申渡但諸生家督之事也

五月十四日

一、晝之講釋論語今日講シ終ル

五月十六日

一、晝之講釋自今日孟子講シ初ル

五月十七日

一、左之通法式定

一讀書さらへの時新入學衆覺不被申候得者講堂へ歸シ候　古學生衆ハ可爲無用事
一晝之後讀書場より他之讀書場へさらへに被參候儀は品により斷次第ニ可任望事
一講習之衆着座之札常之如出校疊一帖ニ札貳枚つゝ打並置候間以後校門ニ御上候事御無用之事　尤たはこ御無用ニ候事
一隙入出校無之讀書懈怠候所ニ判御取候事　隙明候出校候日限判御取可有候　若其日過候ハヽ奉行中不被致判候事
一先日十六以上之衆ニハ過之書付遣間數ト相議シ候得共口上ニテ相正シ又過有之時早速左様ニモ難申ニ付前之通書付可進之候　於校門小侍者可相渡事
一講堂之內東西之疊をあけ道をつけ候事
一藝へ被參候事いやに候ハヽ立て少前へ出辭儀可有事　右座之內末座之衆ハ後へ少出辭儀可然事

五月廿六日

一、益田角彌今日來校小侍者ニ申付ル　十二歲　是泉州之浪士益田勘右衛門子也

六月五日

一、今日より出校止　是明後七日豫州様依御歸城也

六月七日

一、豫州様今日御歸城被遊

六月八日

一、左之醫師爲出校病用被仰付

田中三甫　小川宗石　高崎喜庵　西尾作庵

布部玄珀　舊杵玄德　橫井玄春

六月十一日

一、出校初ル　是御歸城以來御禮不濟內ハ出校止居申ニ付如斯

一、於學園諸生水游之稽古來ル十六日より初申ニ付其觸狀如左

水稽古來ル十六日ニ初申候間四ツ時ニ御揃候樣ニ下屋敷ヘ御出可被成候

一若朝より雨降四ツ前ニ晴候ハヽ御出可被成候　四ツ過迄降り候ハヽ御出御無用ニ候　以上

六月十一日　泉八右衞門

六月十六日

一、水游之稽古今日より初ル　座奉行兩人宛相詰其番組次第如左（氏名略之）

六月十七日

一、於學園今晚被饗諸士如左

坂田權兵衞　鹽川源五左衞門　中村十左衞門　深谷又左衞門

磯部喜兵衞　牧野三四郎　和田平助　茨木安太夫

薄田孫兵衛　佐分利源之丞　喜多嶋定之丞　荒尾猪左衛門
生駒市兵衛　池田吉左衛門　古田番右衛門　眞田三八
土方衛兵衛　原田理左衛門　薄田長兵衛　今枝孫兵衛
湯淺久彌　和田庄左衛門　丸毛本右衛門　槇嶋加兵衛
舟戸七太夫　竹村小平太　河田杢右衛門

六月十九日

一、於學園今晩被饗諸士如左

富田玄眞　野田道直　久保田門右衛門　田路助之進
田路權之亟　落合彌左衛門　落合傳介　石黑藤兵衛
齋藤仁左衛門　伊庭庄四郎　尾澤彦介　浪人鎗ノ師 石河兵右衛門
浪人習字ノ師 安井兵右衛門

右文武之師

外ニ

尾關六右衛門　大野小兵衛　久保田半之進　水野定之進
水野助三郎　市浦清七郎　浪人 茂久孫四郎

七月十三日

一、今日薬園於水游之稽古場小侍者如覺と津田十次郎預り之者と口論仕此旨八右衛門十次郎聞屆右之三人共ニ追籠候様ニ申付ル

七月十七日

一、廣澤喜之助今日より大學ヲ講ス

七月十九日

一、市浦淸七郎御用ニ付木谷へ參ル

七月廿九日

一、市浦淸七郎木谷より今日歸ル

八月二日

一、出校今日四ツニ初　九ツ半ニ退出　是暑氣未有之諸生退屈可有之旨ニ付殘暑之中右之通可然と相議如斯

八月三日

一、左之通法式定

一森嶋兵助左傳へ御望之通御入可有候

一講習之衆中煩之外私用にて御出無之候ハヽ不行儀帳ニ付可申候但了簡なき隙入有之候ハヽ其ニ帳番衆へ其旨を御斷可有候

一藝割不濟內ニ藝舍御望御無用之事

一藝割之事只今迄之通奉行衆可爲差圖次第事

獨讀之覺

一讀樣達者ニ而無忘字ハ善事貳ツ
一讀樣達者ニ而一字ノ忘ハ善事壹ツ
一讀樣大方ニ而無忘ハ善事壹ツ
一さらへなしニハ增善壹ツ
一宿ニ而讀書の所を獨讀候ニハ增善一ツ
一忘字四ツ迄ハ善惡なし
一忘字五ツハ過壹ツニ成候事

八月六日

一、學校高貳千石於和氣郡神根、門出、山津田、小板屋、葛籠、働、和意谷、樫、木谷、友延十ケ村學校領ニ被仰付依之右之通庄屋年寄貳拾六人今日初而參於食堂北緣御料理被下（氏名略之）

八月十二日

一、通ノ子共之內横目不足仕行義惡敷ニ付山脇佐右衛門山根理兵衛石津彌六郞吟味仕候て　新庄ノ助六郞　茂山ノ十太夫、野々口ノ彌平次此三人之者共泉八右衛門津田十次郞へ申達シ增横目ニ申付ル

八月十六日

一、出校今日ヨリ如常八ツ時ニ退出也

八月十七日

一、左之通法式定

一朝札引候而後御出候衆ハ晝歸同前之出校ニ可仕候　列ノ札ハ幼少之末座へ出シ可申候事

一十文字之鎗奥ヲ御遣候時者深谷又左衛門　丸毛本右衛門兩人之内出勤有之筈ニ申談候事

一勤進的ニ御出候衆ハ師匠衆より斷次第ニ御戻し可然候事

八月十八日

一、東儀修理中村右衛門今日從京都來

八月廿一日

一、中村右衛門今日上京　是御祭御用仕廻候ニ依而也

八月廿三日

一、座奉行中へ學房渡ル、一番衆へ學房壹軒、二番衆へ壹軒

八月廿八日

一、豊岡ノ忠三郎相煩申ニ付親類共參候て看病仕候處子共入籠之部屋ニ而ハ事やかましく乍去在所へ召連歸候而者醫者不自由ニ付校內にて養生仕度旨ニ付學房御かし被成候樣にと御斷申上學房へ移ル　病中看病人へも學厨より朝夕支度申付

九月三日

一、左之通申談

一九月八日より十日迄出校相止候事

一同　十五日より十七日迄同斷

一藝能精出候衆ハ一季之終月三日之寄合ニ師匠中より御書出可有之事

九月十九日

一、東儀修理今日歸京

九月廿二日

一、小森平九郎今日學房へ來校、是京都一條君御內小森德右衞門子也

九月廿三日

一、泉八右衞門　津田十次郎　市浦淸七郎今日和意谷へ參、是備後君和意谷へ御葬送有之ニ付如斯

十月廿一日

一、校內宗旨改書上之控如左

宗門御改書上

一吉利支丹宗旨之事自分家內並召仕候男女共ニ有殘成者壹人も無御座候銘々神主請寺請手前ニ取置申候　以上

市浦淸七郎

佐々木三益

山脇佐右衞門

右連判之通見屆申候　其外校内諸役人下々迄不殘相改　又預り御鐵炮ノ者も相改相違無御座候　自分家内並召仕候男女共有殘成者壹人も無御座候何も神主請寺請それ〳〵ニ取置申候　以上

寛文十一年亥十月廿一日

石津彌六郎
高畠惣七郎
津田十次郎
泉　八右衛門

十一月二日

一、講堂並文武之兩舍食堂へ自今日火鉢出ル

十一月九日

一、在々より出勤仕候小侍者夜食被下、是寒中爲勤學粥ヲ給させ候様ニ申付

十一月十三日

一、小子へ觸狀如左

一來ル十六日より小學之讀書始申候　御望次第ニ候間御名之下ニ斷書被成可被下候本ハ章句ニ而御座候間左樣ニ御心得可被成候　以上

十一月十三日

十一月廿九日

一、小侍者敬和不行儀重り候ニ付終日學房へ追籠　泉　八右衞門

十二月二日

一、小侍者可忍善事有之ニ付爲御襃美米貳俵被下

一、小侍者貞也右同斷米壹俵被下

是善事ニ多少有之ニ付襃美も又厚薄有之也

十二月八日

一、辰之時侍從君蒞學如例文武之兩藝御覽　午時學厨御通り裏門より御歸駕

十二月十五日

一、今日より出校止如例

十二月十七日

一、左之座奉行四人役儀御免於西之御丸御料理被下時服壹ツ宛頂戴仕

土方衞兵衞　佐分利源之丞　河田杢右衞門

和田庄左衞門

一、當年出校之諸生凡百貳拾人

（參考）　藩學校史料

一備陽國學記錄　全六拾九冊　從寬文六年十一月廿八日至明治四年二月廿三日

一國學舊記　　全　二　冊　從寬文七年至同十二年（但十年分欠）

一國學舊記稿　全　一　冊　從寬文六年至同十二年

一學史略　　　全　二　冊　從寬文六年至明治二年

以　上

觀岡山學校有作　　　　賴　春　水

烈公西海表 備前故少將謚爲芳烈公 興學鬱雄藩 泮宮實創造于公規模廣大侯國之學莫先焉 孝德揚前政 公資性孝友造先侯木主事之如生其事持愉色婉容感動左右又錄封內孝弟力田者賜予旌表之 風威激後昆

允文諭士習　超武出儒門　位望隆寰宇　名聲至帝閽　稍看僧侶化　非獨薄夫敦　闢異知時弊 公毀封內淫祠萬餘區修正祠七十餘區且有異端害風敎之說付會約後時僧侶脫緇衣而歸化亦頗多矣公權時宜間之縣官令社司監邪蘇以錄版簿 敬天窮道原　學規子敎 府學課目有每月朔講白鹿洞學規之式 行履董生言 公恒愛董子義利道功之語誦之以爲聖學之要 受諫閭閻篌 公嘗設篌於城門受諫草蓋廣開言路也

置師山野郡 設學舍於里閈各置師以訓民子弟 蘋蘩和意谷 公祖墓在京師公偏擇墓地於封內遂親卜和意谷改葬之 詔護輔仁軒 軒卽學之敎授局 松籟傳雲外　蘭芳散雨痕 學舍數區舍前各植蘭菊松槐舍皆以所植名若松舍則侯臨學所居 旱澇皆警我 承應甲子封內旱乾水溢民大飢公惕若自反曰是天警我也乃散四萬金於民又有社倉儲麥等之備賙急救厄無所不屆云 草木一沾恩　至善斐君子　于今不可諼

（春水遺稿）

〔附〕　熊澤伯繼　井上通泰氏著、蕃山先生略傳を全載す

先生、名は伯繼又繼伯と云ふ。初熊澤左七郎と稱し、次に熊澤二郎八と稱し、次に熊澤助右衞門と稱し、次に蕃山了介と稱し、次に蕃山息游と稱す。號は蕃山、又不敢散人、不盈山人、有終庵主等の號あり。元和五年京都稻荷に生る。

祖父は尾張の人野尻久兵衞重政、初織田信長に、次に信長の臣佐久間甚九郎に仕へ、甚九郎か祿を奪はれし後復他に仕へす、稱を道跡と改め、慶長十九年京都にて歿す、年七十三。祖母は近江の國桐原の人、伊庭氏。

父は藤兵衞一利、天正十八年播磨國多可郡比延村に生る。長して加藤嘉明、山崎家治、山口重政に歷仕す重政の卒せし後復他に仕へす。寛永十五年年四十九、板倉重矩を島原陣に訪ひ、其指揮によりて鍋島勝茂に屬し戰功あり、後稱を一丁と改め、延寶八年八月二十三日岡山にて歿す、年九十一。

母名龜、尾張の人熊澤半右衞門守久の女なり、寛文十年四月十日備前國御野郡南方村にて歿す、年六十九。一利夫妻の墓は同國和氣郡伊里庄蕃山村蜂の谷左古田山に在り。

熊澤伯繼（和氣郡蕃山村正樂寺藏）

先生年八歲、外祖父熊澤守久の養子となりて水戸に下る。守久初喜三郎又加右衞門と稱す。尾張の人なり、柴田勝家小早川秀秋（一說宇喜多秀家）、福島正則、徳川賴房に歷仕す、歿せし年詳ならず（寛永十一年か）、京都高倉通五條下ル町西念寺に葬らる。

熊澤氏は姓も祖先も明ならず。尾張國丹羽郡瀨邊の人に熊澤平三郎玄理と云ふものあり、初萬助と稱す、十五歲にて徳川家康に仕へ、元龜三年十二月三方原にて戰死す、時に年二十二、是守久の父なり、後に家康兼松修理と云ふものをして玄理の遺孤を求めしむ、鄉人守久の所在を知らす、家康是によりて祿を玄理の弟與右衞門意正に與ふと云ふ。

寛永十一年先生年十六、その遠族板倉重昌(或は云ふ板倉重宗)と京極高通との薦によりて備前の國主池田光政に仕ふ此頃より大に體を錬り以て萬一の變に備ふ、此事後年仕を致すまで渝らず、同十五年〇廿歳仕を辭し近江の國に行きて祖母伊庭氏の郷里なる桐原に寓す。同十七年〇廿二歳始て學に志し獨學すること凡二年、同十九年〇廿四歳の秋同國高島郡小川村に往きて始めて中江原(藤樹)の教を受く、翌年四月桐原に歸り、これより更に獨學する事凡五年當時窮困骨に徹すされど少しも學を怠らず。

正保二年二十七歳の時(或は云正保四年)京極高通の薦によりて再池田光政に仕ふ、同四年二月十四日〇廿九歳新知三百石を賜はる。

慶安二年三十一歳の時光政に從ひて江戸に下る、大名並に旗本の其說を聞くもの頗る多し。同三年五月〇卅二歳光政先生を擢でて番頭とし知行三千石を與へ國政に與からしむ。

明暦二年十二月思ふ所ありて光政の三男八之丞政倫を乞ひて養子とす、時に年三十八、同三年正月〇卅九歳誤りて手足を損せしか爲に軍務に堪えずと稱し職祿を政倫に讓る、實は老臣同僚等の妬を避けし也、次て稱を蕃山了介と改む。

職に在りて施設せし所極めて多し、或は民を恤み、或は學を勸め、或は池を穿ち、或は渠を通し、或は堤を築き、或は田を墾く、當時の善政の天下に冠たりしは上に光政あり、下に先生ありしが爲なり、家を治むるには儉を旨とし人馬を養ひ兵器を蓄ふることは分に過ぎたり。

隱居の後は采邑の內なる備前國和氣郡伊里莊蕃山村に在り、蕃山村もと寺口村と云ふ、先生嘗て今の名に改む、蓋新

古今集なる源重之の

つくば山はやましげ山しげけれど
　思ひ入るにはさはらさりけり

と云ふ歌の語を取りて不屈不撓の意を寓せし也、而して隱居の後氏を蕃山と改めしは又村の名によりし也、數年の後（寛文の始か）京都に移り上御靈の邊に寓す、公卿從ひ

息游軒遺址碑（和氣郡蕃山村）

學ぶもの少なからず、三條某、所司代牧野親成に勸めて曰く了介公卿を惑はさんとす、宜しく追放すべしと親成乃ち先生に命じて京を去らしむ、よりて吉野に隱る、時に寛文某年（七年の春か）なり、同七年山城國相樂郡鹿背山に移る。

當時幕府由比正雪等の變に懲りて浪人の盛名あるものを忌む事甚し儒者僧徒等の先生を惡むもの之に乘して種々の說を作り以て先生を陷れんとす、大老酒井忠清並に諸老中皆先生に異志なきを知れども終には人口の防き難からんことを憂ふ、先生も亦豫之を察し明石に移りて益々世を避けんと欲し之を門人なる老中板倉重矩に謀る、重矩、忠清等と議して之を可とし書を明石の城主松平信之に贈りて先生を其の領內に置かんことを乞ふ信之之を諾す。寛文九年先生明石に移る、時に年五十一。さて初は城下なる中ノ莊と云ふ所にありしが、二三年の後太山寺の傍に移り稱を改めて息游軒と云ふ。

延寶七年の秋信之に從ひて大和に移り郡山の傍なる矢田山に住す。天和三年の冬大老堀田正俊側用人牧野成貞の招によりて江戸に下る、二人親しく時務を問ひなほ留めて聽訟の任に當らしめんと欲す、先生固く辭して矢田山に歸る。

貞享二年六月信之封を下總國古河に移さる、先生なほ留りて矢田山にあり、郡山の新城主本多忠平、先生を遇すること信之に劣らず。同四年八月幕府の命によりて古河に移り、信之の嗣松平忠之に依る。此年十二月用番老中戸田忠昌仮に命を忠之に傳へ先生を禁錮せしむ、これより先門人大目付田中友明書を以て時務を問ふ、先生又書を以て之に答ふ、友明其書を老中に呈して旨に忤ふ先生も亦よりて罪を蒙りしなり。

元祿四年八月十七日古河城内賴政廓にて歿す。時に年七十三。城東葛飾郡（今猿島郡）大堤村なる、鮭延寺に葬らる。

先生容貌婦女の如く、才氣外に露はれず、性質狷介にして言寡し隱居後好て琵琶と箏とを彈す、世に大和國三輪社に藏せる甲冑騎馬の像を以て先生の眞とするものあれど頗るをぼつかなし。先生自ら武士を以て居り、學者を以て居らず、其學實用を主とす、故に經濟學（治國修身）に長し、文學に短なり、僭亢政と善し其他は多くは相合はず。

世に先生の著述と稱する書極めて多し。

集義和書、集義外書、大學小解、中庸小解、論語小解、孟子小解、大學或問、易小解、易或問、繫辭解、孝經小解、孝經解或問、孝經外傳、雅樂解、葬祭辨論、神書、三神託解、神道大義、五倫書、泰伯傳、大和西銘、女子訓、女子訓或問、源氏外傳、紫女物語、夜會記、三輪物語、宇佐問答、二十四孝評等卽是なり、右の中にて集義和書は確に先生の著述なり、又集義外書は少くとも門人の編輯とをぼゆ、其他の中には時人又は後人の假托して作れるものもあるべく誤りて先生の著述と傳へたるものもあるべし、今一々得考ふへからず、但先生の識見をうかがふには集義二書にて充分なり。

門人の主なるものは、

北小路石見、中根次常、巨勢直幹、松平隱山、山本廣足等。

公卿大名にて最先生を尊信せしは、池田光政、板倉重矩、久世廣之、松平信之、本多忠平、中川久清、淺野長治、松平直明、中院通茂、野宮定緣等なり。

先生に二弟三妹あり、泉忠愛と云、玉女と云、萬女と云、美津女と云、野尻一成と云ふ。

仲愛、通稱八右衞門、號は泉窩、野尻一利の次子なり、元和九年に生る、十四歲の時出て、肥前平戶城主松浦隆信に仕へ、其の子鎭信の時君命によりて同家中岩田治左衞門の養子となり、養父の歿せし後其祿の內二百石をつぐ、二十歲の時松浦家を辭し、中江原に從學すること若干年二十八歲の時池田光政に仕へ、三十歲の時新知五百石を賜はる、四十四歲の時君に乞ひて祿二百石を養父の兄岩田甚右衞門の孫十太夫信之に分ちて岩田氏の祀を存せしむ、元祿十五年三月二十日歿す、年八十。墓は岡山の東平井山なる岩田氏の墓域にあり。職を學校に奉せしこと三十四年篤實を以て稱せらる、前後二妻あり、一は高橋氏、名は長、一は箕浦氏、名は傳はらず。長子藤兵衞僙達夙く歿し、次子八右衞門家を繼ぐ。

玉女は備前の士森川九兵衞重正の妻となり、元祿六年正月三日歿す、年六十九、墓は平井山に在り。

萬女は備前の士南條伊太夫正興の妻となる、寬文八年五月二十六日年三十三にて歿す、備前國和氣郡蕃山村めをとが鼻に葬らる。

美津女は近江國高島郡小川村の人岡田八郎右衞門仲實の妻となる、歿せし年も齡も詳かならず。

野尻一成は初藤助と稱し、後流憩と稱す、號は三樂軒、一利の三男なり、萬治元年十一月十九歲にて豐後國岡城主中川久清に仕ふ、祿五百石を受け初は高見役、後には先手鐵炮頭たり、寬文四年五月事ありて職祿を奪はる時に年二十五、

正德三年五月十四日、年七十四にて山城國相樂郡鹿背山にて歿し、同處に葬らる。

先生の妻女はイチ、矢部刑部左衛門の女なり、寛永十一年姫路にて生れ、元祿元年八月廿一日古河にて歿す、年五十五。墓は先生の墓に並べり。

先生に四男八女あり、厚と云、載と云、蕃山右七郎と云、カルと云、デウと云。仲六郎兵衛と云、サキと云、蕃山武三郎と云、フサと云、蕃山左內と云、トメと云、カノと云。

厚女は播磨國山崎侯池田氏の臣宮野賴母に嫁す。　載女は備前の臣池田內膳武憲に嫁す、延寶四年六月廿一日歿す、年二十二。

蕃山右七郎、名は繼明、初三太郎と稱すその生れしは明曆三年二月四日(卽父が池田政倫を養子とせしより二月の後)なり。光政及綱政に仕へ兒小姓頭に至る貞享二年七月十六日歿す、年僅に二十九。妻名は烈、松平信之の老臣都築太郎左衛門次氏の女(實は梅園三位實淸の女)なり、男子なく家絕ゆ。　カル女一名ヨチ近江國栗原村の人畑莊兵衛正定に嫁す、此女と次の女とは妾腹なるが如し。　デウ女は初下野烏山侯板倉氏の老臣池田新兵衛の養女となり、後豐後國臼杵侯稻葉氏の臣稻葉三郎左衛門の妻となる。

仲六郎兵衛名は繼義、初六郎と稱し、次に蕃山左七郎と稱し、次に野尻六郎兵衛と稱し、終に仲六郎兵衛と稱す、松平信之に仕へしが致仕の後元祿十一年九月六日歿す、年三十七、伯耆國米子なる熊澤氏は此人の子蕃山左七郎繼古の亡跡を繼きしもの丶子孫なり。サキ女一名フユ、禁裏の官人平田大藏大輔職直の妻となる、後に妙心院と稱す、寛延元年十一月五日歿す。

蕃山武三郎名は繼安、郡山侯本多忠平に仕ふ、其子孫は明ならず。　フサ女は近江國蒲生郡中小森の人小林孫三郎に嫁す。

蕃山左内は古河侯松平忠之に仕ふ、元祿六年の冬忠之の家の亡ひし時浪人となり復他に仕へす、其子を熊澤半右衞門と云ふ。　トメ女は近江人伊庭善門の養女となりしが年五歳にて歿す。　カノ女は明石侯松平直常の臣仲仁兵衞の妻となる。

先生の外になほ熊澤氏にして當時備前に仕へしもの三人あり、宇平太と云、權之助と云、權八郎と云、其家はいづれも先生の家と同しく尾張の國丹羽郡瀨邊なる熊澤氏より出つ。

熊澤權八郎、後伊太夫と云、名は正興、號は淡庵、蕃山先生の妹、萬女の夫なり、寬永六年五月十三日肥前國平戶に生る、慶安元年二十歳の時、松浦家を辭し、同三年十月池田光政に仕ふ、元祿三年三月氏を南條と改む、同四年四月三日江戶にて歿す、年六十三。淺草新寺町本智院に葬らる。著書は武將感狀記十卷版に上れり、其外應兵記と云もアリとぞ子八郎名は正修、享保九年七月十九日歿す、年七十。著書は志士淸談、熊澤氏墳墓記等なり。父子共に文藻に富めり。

市ひとの中にましりてみよし野のをくも思はぬ身こそやすけれ

同し江にねふるかもめの心をも知らて千とりのたちゐなくらむ

いさよひは月のかつらの一葉かな

など世に蕃山先生の作と傳へたれど實は正興の作なり。

和歌

寛文七未の年さわる事ありて吉野の山深く住み侍る頃

此春は芳野の山の山守となりてこそ見れ花の色香を

同し中の年閑居にて

傳へ聞く春は神代に變らぬを人の心そ昔にも似ぬ

同し江にねふるかもめの心をも知らて千鳥のたちゐ鳴らん

雪霜の下より香ふ梅の花春待たぬ身そ羨まれぬる

寒中の梅花雪霜にも色香の變らさるを手折て

今そ知るわらひにもあらぬ梅か枝を折て首陽の人の心は

播州泰山寺にて

見る人の心からこそ山里の浮世の外の月はすむらめ

大和國矢田の里に住る頃豐後國中川久清朝臣のかたへ木からしの笛を返し送るとて

音も高く吹きつたへたる木からしのむかしにかへるしらへたかふな

南都氷室の舞樂を見て

笛たけのしらへかはらて千早振神代の袖をかへす舞人

思ひやる心さへすむいすゝ川流れや神の常の御神樂

戊辰の春歸雁を見て

　老の身の見む事かたき古郷に春まちえてや返る雁

たとひ蘇武にならへる雁に玉章を傳ふる事ありとも人の知らさるか爲に公の命を背くへからすとて

　ゆく雁に闕はなくとも公のいましめあれは文も傳へし

元祿初めつ方物すさましき木枯の頃配所のいとさひしくおわしまさんことを思ひて舊友の方より一首の歌をものに書つけて雁のつはさに傳へけれと御返しも傳へ難しとて口すさみ給ふとなん

　木からしに落る紅葉くちぬともつきせぬ春に花や咲まし

　小夜あらし四方の落葉はうつむともわけゆく道は知人そ知る　（行狀鈔）

○蕃山先生年譜　○は先生の一家に關せること　△は然らさること

元和五年　一歳　○京都稻荷に生る通稱左七郎父年三十母年十八△福島正則信濃に流さるゝ外祖父熊澤守久從りて配所に至る。

九年　五歳　○弟泉仲愛生る。

寬永二年　七歳　○妹玉女生る。

三年　八歳　○外祖父熊澤守久の養子となりて水戸に下る。

六年　一一歳　○南條正興生る。

九年　一四歳　△光政岡山へ入部　廿四歲。

一一年　一六歳　○始て池田光政に仕ふ　○妻イチ女生る　○外祖父守久歿か。

一三年　一八歳　○妹萬女生る　○仲愛松浦氏に仕ふ。

一五年　二〇歳　○父野尻一利島原陣に赴く　○仕を辭して近江の桐原に移る　△板倉重昌戰死す。

一七年　二二歳　○弟野尻一成生る　○始めて學に志す。

一九年　二四歳　○高島郡小川村に行きて始めて中江藤樹の教を受く　○泉仲愛松浦氏を辭す。

二〇年　二五歳　○小川より桐原に歸る。

正保二年　二七歳　○再光政に仕ふ　○二郎八と改稱す。

四年　二九歳　○新知三百石を賜はる。

慶安元年　三〇歳　○南條正興松浦氏を辭す　○中江藤樹歿す年四十一。

二年　三一歳　○光政に從ひて江戸に下る　○池田政倫生る。

三年　三二歳　○助右衞門と改稱す(一說前年)　○番頭となり知行三千石を賜り國政に與る　○泉忠愛光政に仕ふ　○南條正興光政に仕ふ。

四年　三三歳　△花園會起る岡山學校の前身なり　△將軍家光薨す　△保科正之新將軍家綱の輔佐となる　△由比正雪の變あり。

承應元年　三四歳　△戶次某の變あり。

明曆元年　三七歳　○次女戢生る　○南條正修生る。

二年　三八歳　○十二月池田政倫(八歳)を養ひて嗣子とす　○板倉重宗卒す年七十一。

三年　三九歳　○正月職祿を政倫に讓りて隱居す　○二月長男繼明生る　○蕃山了介と改稱せしは此年か　△林羅山歿す年七十五。

萬治元年　四〇歳　○野尻一成中川氏に仕ふ。

三　年　四二歳　○春江戸に下り冬豐後國岡に下る　△板倉重矩大阪の城番となる。

寛文元年　四三歳　○再江戸に下る　○京師に移りしは此年か。

二　年　四四歳　○次男繼義生る。

三　年　四五歳　△久世廣之老中となる。

四　年　四六歳　○野尻一成中川氏より逐はる。

五　年　四七歳　△山崎闇齋保科正之に聘せらる　△板倉重矩老中となる　△京極高通卒す年六十三歳。

六　年　四八歳　△岡山の假學館成る　△山鹿素行赤穗に謫せらる　△酒井忠清大老となる。

七　年　四九歳　○吉野に移りしは此年の春か　○山城國鹿背山に移る。

八　年　五〇歳　○妹萬女歿す　△牧野親成所司代を罷め板倉重矩之に代る　△僧元政寂す年四十六。

九　年　五一歳　○明石に移りて松平信之に依る　△岡山の學校成る　○夏岡山に下る　○長男繼明召出さる　○長女次女人に嫁す　△保科正之致仕す。

一〇年　五二歳　○村龜女歿す　○夏明石に歸る　△板倉重矩老中に復す。

一二年　五四歳　△保科正之卒す　年六十二(十二月十八日)　△池田光政致仕(六月十一日)

延寶元年　五五歳　△板倉重矩卒す　年五十七(五月廿七日)

三　年　五七歳　○下野國烏山に下り江戸に立寄る。

四　年　五八歳　○次女載歿す。

五　年　五九歳　○近江に赴く。

七　年　六一歳　○松平信之に從ひて大和國郡山に移る　△久世廣之卒す(六月廿五日)

八　年　六二歳　○父野尻一利歿す　△將軍家綱薨し綱吉立つ　△酒井忠清大老を罷む。

天和元年　六三歳　△酒井忠清卒す　年五十八　△堀田正俊大老となる。

二年　六四歳　△池田光政卒す　年七十四　△山崎闇齋歿す　年六十五。

三年　六五歳　○江戸に下る。

貞享元年　六六歳　△堀田正俊殺さる　年五十一。

二年　六七歳　○長男繼明歿す　△松平信之老中に任せられ封を下總國古河に移さる　△素行歿す　年六十四。

三年　六八歳　△松平信之卒す　年五十六。

四年　六九歳　○秋下總國古河に移る　○冬幕命によりて禁錮せらる。

元祿元年　七〇歳　○妻イチ女歿す。

三年　七二歳　△長沼澹齋歿す年五十七。

四年　七三歳　○八月十七日古河にて歿す　○南條正興歿す。

〔參考〕

一、熊澤了介先生事跡考　一冊　備前臥遊隱士著（吉備群書集成　第四集ニ收載）

一、熊澤伯繼ノ素生ニツキテハ次ノ參考文書アリ

明和元年申年十二月熊澤勝兵衞先祖竝御奉公之品書上　一冊

池田光政公傳上卷　終

昭和七年五月十五日印刷
昭和七年五月二十二日發行

（非賣品）

東京市芝區高輪南町六十番地
侯爵池田家
編輯兼發行者　家令　石坂善次郎

東京市深川區東大工町六十七番地
印刷者　松井方利

東京市深川區東大工町六十七番地
印刷所　東京印刷株式會社